

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条 1 項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月18日

【事業年度】 自 2014年10月 1 日 至 2015年 9 月30日

【会社名】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(Westpac Banking Corporation)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター兼最高経営責任者
(Managing Director & Chief Executive Officer)
ブライアン・ハルツァー
(Brian Hartzler)
国際部門統括マネジャー
(General Manager, Westpac International)
バーラ・スワミナサン
(Bala Swaminathan)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市ケントストリート275番地20階
(Level 20, 275 Kent Street Sydney, New South Wales,
2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一 條 實 昭
弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 新 城 友 哉
弁護士 鈴 木 洋 介
弁護士 小 山 悠美子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

本報告書（以下「本書」という。）において、「ウエストパック」、「当行グループ」、「ウエストパック・グループ」、「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（オーストラリア事業番号（「ABN」）33 007 457 141）及びその子会社を指す。（ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。）

別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「豪ドル」又は「ドル」は、オーストラリア・ドル（本書では豪ドルと記す。）を指すものとする。別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル＝83.8995円の換算率（2015年9月30日現在のロイターの発表にかかる豪ドルと米ドルの仲値（買い呼び値と売り呼び値の平均値）と、米ドルと日本円の仲値の双方を横断的に計算することにより算出した値）により計算されている。

本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

本書において言及されるウェブサイトに含まれるか、又は当該ウェブサイトを通じて入手可能な情報は、本書の一部を成すものではない。ただし、当行が当該情報を参照することにより本書の一部を成す旨を明確に表明している場合を除く。本書におけるウェブサイトへの言及は、そのすべてが文脈上の言及であり、あくまで参考情報に過ぎない。

将来予想に関する記述の開示

本有価証券報告書には、米国1934年証券取引所法の第21条Eの意味する範囲内の「将来予想に関する記述」が含まれている。

将来予想に関する記述とは過去に起こった事実でない事項に関する記述を意味する。かかる将来予想に関する記述は、本有価証券報告書のあらゆる箇所に見られ、当行の事業及び経営、市況、経営成績及び財務状況に対する当行の意図、意見、又は現時点の予測に関する記述が含まれている（将来的な貸倒引当金に関する記述及び特定の債務者向けの財政支援を含むがこれに限定されない。）。当行は、「予定である」、「なり得る」、「期待する」、「意図する」、「求める」、「であろう」、「すべきである」、「可能性がある」、「継続する」、「計画する」、「見込む」、「推定する」、「考える」、「可能性」及び「リスク」といった用語又はこれらに類似する表現を将来予想に関する記述を明示するために使用している。当該将来予想に関する記述は、将来的な出来事に対する当行の現在の見解を反映しており、これらは、当行にとって多くの場合制御不能である、変更、特定のリスク、不確定要素、及び仮定の対象であり、経営陣が将来的な発展及びそれらの当行に対する潜在的な影響に関する期待及び意見に基づき形成したものである。将来的な発展が当行の期待どおりである保証はなく、また、かかる将来的な発展の影響が予想されたものであるとは限らない。実際の成績は、以下のあらゆる要素（ただし、これらを含むがこれらに限定されないものとする。）の結果によって当行の期待と大幅に異なる可能性がある。

- ・法律、規制、課税、又は会計基準若しくは会計慣行、並びに、とりわけ流動性、レバレッジ及び資本要件に関する政府政策の影響及び変更
- ・オーストラリア及び国際的な金融システムの安定性及び金融市場における混乱、並びにそれらの結果当行又はその顧客若しくは取引先が被る損失又は事業への影響
- ・資金調達、株式及び資産市場における不安定な状況を含む市場ボラティリティー
- ・資産、クレジット又は資本市場における不利な市況
- ・当行又はそのスタッフの行動、言動又は慣行
- ・当行の格付けの変更
- ・インフレの水準、金利、為替レート、並びに市場及び金融の変動
- ・市場の流動性及び投資家の信頼
- ・オーストラリア、ニュージーランド及び当行又はその顧客若しくは取引先が事業を展開するその他の国における経済状況、消費者の消費、貯蓄及び借入れ動向の変化、並びに当行の市場シェアを維持又は拡大し、費用を抑制する能力
- ・当行が事業を行う地域及び事業分野における競争の影響
- ・サイバー攻撃を含む情報セキュリティの侵害
- ・当行の技術の信頼性及び安全性、並びに技術システムの変化に関連するリスク

- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての全般的な価値の認識
- ・内部処理、システム及び従業員を含む、当行のリスク管理方針の有効性
- ・当行の保険事故の発生及びその重大性
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う国における環境の変化又は外部事象の発生
- ・当行のレピュテーションの悪化をもたらす可能性のある内部及び外部事象
- ・当行の無形資産の価値の変動
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う主要な市場における政治的、社会的又は経済的な状況の変化
- ・事業の拡大及び新規事業の統合に加え、多様化又はイノベーションを伴う戦略的意思決定の成功
- ・その他当行にとって制御不能な要素

上記のリストは網羅的ではない。当行の将来予想に関する記述に影響するその他の特定の要素については、第一部第3章4「事業等のリスク」を参照のこと。当行に関する判断を行う際に、将来予想に関する記述を当てにする場合、投資家及びその他の者は、前述の要素、並びにその他の不確定要素及び事象につき慎重に検討すべきである。当行は、本有価証券報告書提出後において、新たな情報、将来的な出来事又はその他により、本有価証券報告書に記載されるいかなる将来予想に関する記述を更新する義務を負わない。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(a) 一般条項

オーストラリア連邦は、1901年1月1日、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、サウス・オーストラリア、ウェスタン・オーストラリア及びタスマニアの6つの英国植民地が連邦制国家として統合され、国家連合として成立した。当行は、連邦制度の中で営業する企業としてオーストラリア連邦法（「連邦法」）及び当行が営業している州及び特別地域の法律（「州法」）の適用を受ける。オーストラリアの会社法の大部分は、2001年会社法（連邦）（Corporations Act 2001、「会社法」）に規定されている。

連邦法は、直接・間接を問わず当行の営業の諸相に影響を及ぼしている。当行にとって当面、最も重要性の高い連邦法の主要分野の一つは、銀行業務に関する連邦議会法である（同法については、「オーストラリアの銀行制度とその法的基盤」の項で詳述する）。

(b) オーストラリアの会社制度

(イ) 一般事項

会社法に基づき、オーストラリア国内で設立された会社は、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）（「ASIC」）に登録すること（さらに、公開会社であればその設立関係の文書を預託すること）を要する。

会社法の主要規定の概略は下記のとおりである。かかる規定の一部は一定の種類の実業会社には適用されていない。

1998年7月1日までは、2001年7月に会社法に受け継がれた旧会社法（Corporations Law）に基づき、会社の設立にあたっては、設立発起人が基本定款といわれる会社の根幹を成す証書（「基本定款」）に署名を付して同意することを要していた。基本定款には、とりわけ、会社の名称、授権株式資本額、株式資本の一定額の株式への分割、並びに株主の有限責任が明記されていた。

旧会社法は一定の会社に対し、付属定款（「付属定款」）の作成を要求していた。付属定款においては、会社の内部経営管理に関する規定が設けられていた。付属定款では、会社の事業、業務行為及び権利・権能、並びに株主、取締役その他の役員及び従業員の権利・権能に関する規定を定めることができた。ただし、付属定款の規定は、一般法及び基本定款に反することはできなかった。

1998年7月1日より、既存会社の基本定款及び付属定款は会社の規約となった。1998年7月1日現在に存在する会社は、基本定款及び付属定款を規約として引き続き用いるか、会社法に規定されている一連の「代替規則」を採用するかのいずれかを選ぶことができる。適切と考えられる場合において基本定款及び付属定款を廃止するときには、株主総会における株主による特別決議の可決をもって行わなければならない。代替規則は、かかる規則が会社の規約における規定によって代替又は修正されない限り、会社に適用される。会社は、代替規則の一部又は全部を採用するか、会社の特定のニーズを満たす規則を独自に設定するかのいずれかを選ぶことができる。ただし、一部の規則は会社法の通常規定として「公開会社」に適用され、会社の規約によって代替又は修正することはできない。

会社法は、特定の場を除き、会社と取引関係を有する者は、かかる会社が設立に関する文書に規定される権限の範囲内で行動しているとみなしてよい旨定めている。さらに、会社の役員若しくは代理人と取引をする者は、かかる役員若しくは代理人が行使した権限及び果たした役割は、その権限及び役割をかかるとみなしてよい旨定めている。

多くの会社及びその他の事業体（当行を含む）は、会社法によって、取引内容及び財務状況並びに業績を正確に記録し説明する会計帳簿を作成することを義務づけられている。また、会計年度ごとに以下を構成内容とする年次財務報告書を作成しなければならない。

- (a) 財務書類（損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）
- (b) 財務書類注記
- (c) 取締役会の財務書類及び注記に関する宣言

財務報告書は監査を受け、その会計年度の財務報告書について監査報告書を取得しなければならない。

大多数の会社及びその他の事業体（当行を含む）は、会社法に明記された様々な一般事項及び特定事項を記載した取締役会の報告書も作成しなければならない。この報告書には、特に、会社の主な事業活動の内容及び事業活動の性質の著しい変動、宣言された又は推奨された配当額、会社の事業の概況及びその会計年度の業績、会計年度末以降に発生した事象で、会社の事業、実績又は状況に影響し又は著しく影響しうるもの、及び将来の会計年度において予想される展開を全て記載しなければならない。

会社は、株主に以下を入手可能にすることにより報告しなければならない。

- (a) その会計年度の財務報告書、取締役会の報告書及び財務報告書に関する監査報告書の写し
 - (b) 一定の条件に従い、会社法の要件に準拠した書式で作成したその会計年度の要約書類
- 会社法に基づき、当行は、以下の報告を行わなければならない。

- (a) ASICに対しては会計年度末より3か月以内
- (b) 会社の株主名簿に氏名が記載されている全ての株主に対しては
 - () 定時株主総会より21日前又は
 - () 会計年度末より4か月後

のいずれか早い方まで。

取締役は、定時株主総会の前に終了した最終会計年度の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書を定時株主総会にて提出しなければならない。

(ロ) 株主総会

会社法に基づき、公開会社は、少なくとも各暦年に1回、年度末より5か月以内に年次株主総会を開催しなければならない。これを定時株主総会という。定時株主総会の主な機能には、当行の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書の検証、取締役の選任、監査人の選任並びに監査人の報酬の決定が含まれる。

(ハ) 運営及び経営

取締役の会社を経営する権能（及びその権能に対する制限事項）は、通常、規約に定められている。

かかる権能は、取締役会の取締役に与えられている。個々の取締役の場合は取締役会決議により同取締役に付与された範囲内、マネージング・ディレクターの場合は規約により同取締役に付与された範囲内で会社のために行為する権限を有する。

通常は規約によって、取締役に對し、会社の経営についての独占的な権限が与えられているが、次の事項については、株主が最終的な承認を行うことができる。

- ・取締役に對し権能を付与している規約を、特別決議（決議について投票を行う資格を有し、会社法に基づいて通知が送付されている株主の75パーセント以上の議決権を得た決議）によって変更すること
- ・株主がその承認しかねる行為を行った退任取締役を再選しないこと、又は、公開会社の場合かかる取締役の解任を株主総会において決議すること

(c) オーストラリアの銀行制度とその法的基盤

オーストラリアの銀行制度は、現在、オーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia）、当行を含む全国規模で営業を展開している主要銀行4行、多数の小規模な銀行、専門開発銀行数行並びに子会社及び支店の形態で営業を展開している多数の外国銀行で構成されている。当行は、連邦法、主に1959年銀行法（Banking Act 1959、「銀行法」）に基づいて経営を行っている。

多数の非銀行系金融機関も金融サービスを提供している。主としてこれらの機関は短期金融会社及び金融会社（いずれも大手の外資系を含む）、農業・牧畜金融会社、開発金融会社、信用組合及び建築組合（住宅用貸付及び消費者金融を行う）、生命保険会社、退職（年金）基金並びに抵当権付住宅ローン融資金融機関である。

(d) オーストラリア銀行制度の監督及び規制

当行は、オーストラリアにおいて、オーストラリア金融監督局 (Australian Prudential Regulation Authority) (APRA)、オーストラリア準備銀行 (Reserve Bank of Australia) (RBA)、オーストラリア証券投資委員会 (Australian Securities and Investments Commission) (ASIC)、オーストラリア証券取引所 (Australian Securities Exchange) (ASX)、オーストラリア競争・消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission) (ACCC) 及びオーストラリア取引報告分析センター (Australian Transaction Reports and Analysis Centre) (AUSTRAC) の6つの主要機関の監督及び規制を受けている。

APRAは、オーストラリアの金融サービス業界の健全性規制機関であり、銀行、信用組合、建築組合、損害保険会社及び再保険会社、共済組合、並びに退職(年金)業界の大部分を監督している。APRAの役割には、APRAが監督する金融機関が締結する金融契約が、あらゆる合理的な条件下において、安定した、効率的かつ競争的な金融システムにおいて履行されることを保証する目的で設定された健全性基準及び慣行の確立と執行を行うことが含まれる。

当行は、認可預金受入機関 (Authorised Deposit-taking Institutions) (ADI) として、自己資本比率、大型エクスポージャー、信用度及び流動性に係る健全性に関する情報をAPRAに対して報告する。認可を受けている退職年金基金の保険者及び受託者であるオーストラリアにおける当行の子会社もAPRAの規制の対象となっている。報告は、協議、立ち入り検査及び対象調査によって補完されている。また、当行の外部監査人は、銀行業務に関する一定の法定及び規制上の要件の遵守状況その他預金者及びその他の利害関係者の利益を著しく損なう可能性があると考えられる事項について報告する義務を負う。

オーストラリアのリスク・ベース自己資本比率規制ガイドラインは、バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision) (BCBS) が合意した手法に基づいている。当該手法にはその後国家の裁量権が適用され、その結果、オーストラリアの資本要件はより厳格となる。第一部 第3 1 (d) 「バーゼル資本協定」を参照。

RBAは、金融政策、金融システムの安定維持並びに支払システムの安全性及び有効性の強化に責任を負っている。RBAは、金融市場に積極的に関与しており、オーストラリアの外貨準備高の管理、オーストラリア紙幣の発行を行い、またオーストラリア政府の政府銀行としての役割を果たしている。

ASICは、オーストラリア企業に関する国内監督機関である。ASICの主要責任は、消費者、投資家及び債権者の保護を目的として会社、消費者金融、金融市場及び金融サービスに関する法律の規制及び執行を行うことである。金融サービスについては、消費者保護を通じて、預金受入取引、損害保険、生命保険、退職年金、退職貯蓄口座、有価証券(株式、社債及び投資運用など)及び先物取引並びに財務アドバイスに関連する法律を執行する権限を行使して、公平性・透明性を強化させている。ASICは、オーストラリア国内の免許を受けた市場での取引及び取引の参加者に対する監督に責任を負っている。

ASXは、上場企業により発行される証券の取引を行うためのオーストラリア国内第一市場を運営する。当行の証券の一部（当行の普通株式を含む）はASXに上場しているため、当行は、2001年会社法に基づく法的根拠を有するASX上場規則を遵守する義務を負う。ASXは、ASX上場規則に従って上場企業の監督を行うこと、並びに市場、清算及び決算の参加者によるASX業務規則の遵守を監視及び執行することについて責任を負っている。

ACCCは、オーストラリアにおける反競争的行為及び不公平な市場慣行並びにM&Aの規制及び禁止を行う独立した法定機関である。ACCCの広範な目標は、競争力、公正取引、消費者保護及び商品の安全性の強化をオーストラリアの経済にもたらすために、2010年競争・消費者法及び関連する法律を統括することである。ACCCの機能は、不公正取引に関する各々の法令を統括するオーストラリアの州及び準州の消費者センターの消費者保護業務も補完している。

「主要銀行4行」方針と呼ばれるオーストラリア政府の現在の方針は、銀行セクターにおける競争を適切な水準に保つために主要銀行は4行以上存在しなければならないとしている。1998年金融セクター（株式保有）法（Financial Sector (Shareholding) Act 1998）によれば、金融セクターの特定の会社の株式のうち15パーセント超を取得しようとする事業体はオーストラリア政府の財務大臣の承認を受けなければならない。

外資企業によるオーストラリアの銀行の株式の買収計画については、オーストラリア政府の外国投資政策に服し、必要な場合、オーストラリアの1975年外資による資産買収・企業買収法（Australian Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975）に基づくオーストラリア政府の承諾が必要となる。

AUSTRACは、当行を含む会計報告主体が、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法、並びに1988年金融取引報告法（Financial Transaction Reports Act 1988）の要件を遵守するよう監督を行っている。

これらの要件には以下のものが含まれる。

- ・顧客の特定及び監視を行うためのプログラム及びマネーロンダリング及びテロ資金対策に関するリスクを管理するためのプログラムを実施すること
- ・不審事項、一定の値以上の取引（threshold transactions）及び国際的な資金振替に関する指示について報告を行うこと
- ・年次コンプライアンス報告書を提出すること

AUSTRACは、州、地域並びにオーストラリアの連邦法執行機関、安全保障機関、社会正義機関及び歳入代理店、また、対応する国際的な機関に対して財務情報を提供している。

(e) 当行の証券保有者に影響を与える制限事項

下記のオーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を保有、所有又は選択する権利に制限を課す。すべての制限は、米国における当行の預託機関が発行した、米国預託株式（ADS）を表章する米国預託証券（ADR）の保有者に対しても適用される。

1975年外資による資産買収・企業買収法 (Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975)

オーストラリア企業の株式の外資による買収は、オーストラリア政府の外国投資政策、及び必要な場合、1975年外資による資産買収・企業買収法 (Cth) に基づき、オーストラリア財務大臣の検査及び承認を条件とする。本法は、外国人 (相互に関係する外国人により組織される企業又はグループを含む) による、オーストラリア企業の発行済株式の15パーセント以上の保有、又は総議決権の15パーセント以上を支配する能力をもたらすあらゆる買収に適用される。加えて、本法は、相互に関係のない複数の外国人及びその関係者が、オーストラリア企業について総計で総議決権又は所有権の40パーセント以上を支配することとなる外国人によるあらゆる買収に適用される。本法は、上記の買収を行うことを計画する全ての個人に対して、まず初めに財務大臣にかかる計画について報告を行うことを義務付けている。上記の買収が既に発生している場合、財務大臣は資本の引上げを命じる権限を有する。

1998年金融セクター (株式保有) 法 (Financial Sector (Shareholdings) Act 1998)

1998年金融セクター (株式保有) 法 (Cth) は、当行を含むオーストラリアの金融セクター企業における株式保有に対して制限を課している。本法により、個人又は法人は、オーストラリア財務大臣による事前の承認を取得することなく、金融セクター企業一社において15パーセントを超える「株式持分」を保有してはならない。金融セクター企業における一人の個人又は一社の株式持分は、当該企業におけるその者の議決権及びその者の連携者の議決権の総計により算定される。議決権の概念は非常に広く定義されている。財務大臣は、国益に資すると判断する場合には、上記よりも高い株式持分の比率を承認する場合もある。

また、金融セクター企業一社における個人の株式持分が、15パーセントの制限を超えない場合であっても、財務大臣は、当該の者が金融セクター企業の「事実上の支配力」を保有すると認定し、その者に対して当該支配力の放棄又は当該企業における株式持分の減少を要求する権限を有する。

2001年会社法 (Corporations Act 2001)

2001年会社法 (Cth) は、個人又は法人による当行の議決権株式における関連持分の取得によって、当該個人又はその他の者が当行の株式のうち20パーセントを超える議決権を行使する権限を有することになる場合、そのような取得を禁止しているが、かかる規制には一定の例外も存する。さらに、会社法に基づき、当行株式の大量保有を開始又は終了する者、あるいは既に当行株式の大量保有を行い、かかる保有持分の少なくとも1パーセントを移動させる者は、当行及びASXに対して通知を行い、所定の特定情報 (氏名又は名称、住所及び当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む) を提供する義務を負う。かかる通知は、その者がかかる特定情報を認識してから通常2営業日以内に行わなければならない。

ある者又はその者の連携者が関連持分を保有する当行の議決権株式に属する総議決権が、当行の全ての議決権株式に属する議決権総数の5パーセント以上である場合、その者は、株式の大量保有を行っているともみなされる。「連携者」及び「関連持分」の概念は、会社法において非常に広く定義されており、投資家はこれらの範囲につき自ら検討することが要求される。一般的には、下記の場合に関連持分を保有しているとみなされる。

- a. その者が当該株式の保有者である場合
- b. その者が当該株式に属する議決権を行使する権限又はその行使を支配する権限を有する場合
- c. その者が当該株式の処分権限又は処分権限の行使を支配する権限を有する場合

関連持分が僅少であるか、あるいはどのように生じたかは問題とはならない。2名以上の者が上記権限のいずれかを共同で行使することができる場合、各人が当該権限を有しているとみなされる。権限又は支配力が明示であるか黙示であるか、公式であるか非公式であるか、単独行使可能か他者との共同により行使可能かという点は問題とならない。

米国預託株式(ADS)に関する契約

預託機関のザ・バンク・オブ・ニュー・ヨーク・メロン、当行及びすべてのADSの保有者の間で随時締結される預託契約がある。当行のADS保有者は、前述のオーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を所有する権利又はそれについて投票する権利に課される制限に服する。ADS保有者は、預託契約により、ADS及び関連する普通株式の保有能力並びに当該ADS及び関連する普通株式に対して利害を有するその他の人物及びその利害の性質に関する情報の提供に関する当行からのあらゆる要請に応じることを求められる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

(a) ウエストパック・バンキング・コーポレーション：法人格の変更

当行は、一般的な会社法がオーストラリアにはなかった当時、ニュー・サウス・ウェールズ州議会により特別法案として可決されたザ・バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ法(The Bank of New South Wales Act)に基づいて1850年に設立された。2002年8月23日、当行は、2001年会社法(Cth)に基づく株式公開会社として登録された。

当行の法人格を会社法に基づく会社に変更する手続の一環として、株主は、2000年12月15日に開催された当行の定時総会(AGM)において新たな定款を採択し、定款は2002年8月23日から施行された。当該定款はその後、2005年12月15日、2007年12月13日及び直近では2012年12月13日に株主により改正された。

(b) 当行定款

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法に基づく会社として当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、株式の発行及び消却、社債の発行、株主への財産分配(現物支給又はその他の方法による)、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への企業担保の設定及び法律により許可される範囲でその他の行為を行う権限を含め法人としての全ての権限を有する。

会社法に基づき、種類株式の発行条件に別段の規定がない限り、当行の種類株式の発行条件は、当行の特別決議によって、かつ、当該種類株式における議決権の4分の3以上を保有する株主の書面による同意か、当該種類株式の保有者による別個の会議において可決された特別決議をもってのみ変更し又は取消することができる。

オーストラリアの全ての企業には、各々にオーストラリア会社番号（「ACN」）という9桁のID番号が割り当てられており、公開文書、適格流通証券及び社印にこれを記載しなければならない。さらに、事業体は、オーストラリア事業登録簿（Australian Business Register）への登録を申請し、オーストラリア事業番号（「ABN」）という11桁の識別番号を取得することもできる。オーストラリアの企業については、ABNの最後の9桁がそのACNと同一となる。ABNは、ACNの代わりに文書に引用される場合がある。

当行のACNは、007 457 141で、ABNは、33 007 457 141である。

以下は、当行定款の重要な条項をまとめたものである。

（イ）株式の発行

定款では、株式の発行について、以下の取締役の管理下で行うよう定められている。

- (a) いかなる者に対しても随時かついかなる条件でも株式を発行又は処分することができ、かつかかる株式に対して、配当受領権、議決権、払戻資本受領権等を問わず取締役会が適当と判断する優先権、劣後権又はその他の特別権若しくは制限を付することができる取締役会
- (b) いかなる者に対してもストック・オプション又は新株予約権を随時かつ適当と判断する対価と引換えに付与することができる取締役会
- (c) 端株が発生した場合にその取扱い方法について決定権を有する取締役会。ただし、会社法、ASX上場規則及び株式又は種類株式の株主に付与されている特別権による規制を受けるものとする。

当行は、非全額払込株式を発行することができる。

当行は現在、ウエストパック業績連動型制度（WPP）、最高経営責任者業績連動型制度（CEOPP）及びウエストパック報酬制度（2014年にウエストパック長期奨励金制度に改名された。）（WRP）を含む各種の従業員持株制度に基づく全額払込済普通株式に関するオプション及び新株引受権を発行している。

WPP、WRP及びCEOPPの下で、適格従業員は株式を取得する新株引受権を受けることができる。オプションは2009年に付与されたのが最後である。

上記の従業員持株制度に基づき発行されたオプションの行使価格は、勤務期間開始時の当行株式の市場価格に基づいて設定されるが、新株引受権の行使価格はゼロである。WRP及びCEOPPの下で発行される業績連動型新株引受権及び業績連動型オプションは、その権利が確定し権利行使可能となる前に充足しなければならない業績要件に服する。WPPの下で発行される業績要件を課さない新株引受権及びオプションは、サービスを基準とした権利確定条件のみに服する。

(ロ) 株式の払込請求

取締役は、

- (a) 未払込金が指定期日になっても支払われない場合、株主に対しその払込みを請求することができる。
- (b) 株式の分割払込みを請求することができる。
- (c) 払込請求を解除又は延期することができる。

当行定款に基づいて、非全額払込株式を保有する株主は、払込みの期日及び場所が記載された通知を30営業日前までに受領した場合、その株式に対して払込請求がなされた金額を所定の期日及び場所で当行に支払わなければならない。株式に関して支払請求がなされた金銭の支払期日までの払込みがない場合、支払義務者は、支払いが履行されるまでの期間について取締役会が当行定款に基づいて決定する利率（又はかかる決定がなされない場合は、年率10パーセント）による利息を支払わなければならない。取締役会は、かかる利息の全部又は一部の支払いを免除することができる。株主が、支払請求された払込金又は分割払込金の支払を支払期日に行わなかった場合、取締役会は、その後いつでも、払込請求分又は分割払込金の一部が未払いの間、当該株主に対してかかる未払込金及びこれに対する利息がある場合にはその金額、また株主からの支払いがなかったことにより生じた全ての費用の支払いを請求する通知を行うことができる。かかる払込請求通知に基づいて払込がなされていない株式は、通知により請求された払込がなされる前であれば、取締役会決議によりいつでも失権させることができる。会社法に従って、これにより失権した株式は、取締役会が適当と判断する者にかつ、取締役会が適当と判断する条件で売却、再発行又は処分することができる。

払込請求の対象となっており払込期日を経過しているが、払込みを行っていない株式を有する株主は、株主総会において議決権を有さない。当行が解散する場合において当行の資産が負債の返済額に満たないときには、株主は、各々が保有する株式につき未払込金があればこれを限度として責任を負うものとする。

(ハ) 株主の配当等受領権等

普通株式の株主は、その株式について当行の取締役により決定された配当を随時受ける権利を有する。未請求の配当は、未請求金に関する法律に従って処理すべきことが要請されるまで、当行の利益のために当行の取締役会がその適切な判断により投資することができる。

当行の定款に基づき、配当は当行の利益から支払われる。さらに、会社法に従って、配当が宣言される直前において、当行の資産がその債務を上回っており、かつかかる超過額が配当の支払いに十分である場合でなければ、当行は配当金を支払ってはならない。また、当該支払いは、当行の株主に対して公正かつ合理的なものでなければならず、当行の債権者に対して支払いを行う能力を大幅に損なうものであってはならない。

会社法、当行定款、配当について特別権を付された株式を有する株主（もしあれば）の権利及び株式への異なる発行条件又は申込条件に従い、当行の取締役は、配当の支払いの有無を決定し、金額及び支払時期を設定し、また当行からの、場合によっては配当受領権を有する株主の指示により、当該株主に対する支払又は振込を決定することができる。

配当が未請求のまま返還された場合、当行は、通常、1959年銀行法（Cth）に基づいてかかる金額を未請求金として3年間保管しなければならない。当該期間が終了しても当該株主からの請求がない場合は、当行は、各年の3月31日までに、オーストラリア証券投資委員会に対し、前年の12月31日現在の未請求金を含む年次未請求金を返還しなければならない。かかる支払を行った時点で、当行は、かかる金額に関する債務を弁済したものとみなされる。

当行の取締役は、配当支払前に、当行の取締役会の裁量で利益の適正な利用という目的に充当するため準備金として妥当と判断する金額を当行の利益から積み立てることができる。当行の取締役は、配当として分配すべきでないと判断する利益の残高を準備金に移管せずに繰越利益とすることができる。

下記の制約が、当行の配当の宣言・支払権限について適用される。

- () 配当の支払が、当行に適用される自己資本比率規制又はその他APRAの規制に違反する又は違反の原因となる場合。現在、かかる規制の一つとして、連続した前12か月間において分配された当行の株式に関するその他の全ての配当（もしあれば）及びより上級の資本商品に関する支払を考慮した結果、当該配当の支払により、配当総額が、その連続した前12か月間の当行の監査済連結財務書類に反映される当行の税引後利益を超えることが明らかになった場合には、APRAの事前の同意なく配当の支払いを行ってはならないとされている。
- () 1959年銀行法（Cth）に基づいて当行に対してAPRAから配当不払の指示がある場合
- () 配当の宣言又は支払を行うことにより当行が支払不能になる状態を招く場合
- () 利息の支払、配当、償還関連の支払又は当行グループが発行する特定の追加的Tier 1証券に係るその他の分配が、かかる証券の条件に従って支払われなかった場合、当行は、普通株式（及び特定の追加的Tier 1証券）に係る配当を宣言及び/又は支払うことを制限される可能性がある。当該制限は、複数の例外に服する。

(二) 株式の譲渡

当行の株式は、ASX上場規則及び当行定款に従って以下の場合に譲渡することができる。

- a) CHESSの名称で知られる電子株式登録・譲渡システムにより承認された株式については、当該システムに適用される規則に従って譲渡が可能である。
- b) 通常の様式又は当行の取締役会が許可したその他の様式による証書によって譲渡可能である。
- c) 市場性のある有価証券については、会社法、オーストラリア証券取引所の上場規則及びCHESSシステムが認めており、かつ当行の取締役が承認したその他の譲渡方法によって譲渡可能である。

当行の取締役会は、ASX上場規則により認められた場合、当行の株式の譲渡を防ぐため又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる（ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない）。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して拒絶する旨を書面にて通知しなければならない。取締役会は、譲渡又はそれに関連する取引に不正行為の疑いがない限り、登録することを拒絶する通知を送付してから12か月以内に要求がある場合には、差し入れられている株式を当該預託人に返還しなければならない。

(ホ) 株主名簿

主たる株主名簿はシドニー市に備置かれ、地域株主名簿はニュージーランドのオークランドに備置されている。

(ヘ) 株主総会

当行定款によれば、当行の取締役会は、適当と判断する時にはいつでも当行の株主総会を招集し開催手続を行うことができ、また、会社法及びASX上場規則によりその旨要求されている場合はその義務を有する。会社法によれば、当行の取締役会は、株主総会において投じることができる議決権のうち5パーセント以上を有する株主によって要求された場合には当行の株主総会を招集し、開催手続を行わなければならない。株主総会において議決権の5パーセント以上を有する株主は、自費で当行の株主総会を招集し、開催手続を行うこともできる。

当行の株主総会に関する招集通知は、総会の28日前までにこれを行わなくてはならない。また、書面による通知は、株主総会に出席し、議決を行う権利を有する全ての株主に対して発送しなければならない。すべての普通株主は、株主総会に出席する権利を有し、当行定款及び会社法に従って当行の株主総会で議決を行うことができる。

当行の全額払込済株式を保有する株主は、株主総会（特別株主総会を含む）において、挙手投票の場合においては1個の議決権を、投票による場合においてはその保有する全額払込済株式1株につき1個の議決権を有する。

(ト) 取締役

当行定款の第9.11条(a)に基づき、重大な個人的利害関係に係る事項の開示及びこれに対する投票に関して会社法を遵守することを条件に、当行の取締役は、

- a) 監査人を除く当行の役職を務めることができる。
- b) 当行が発起した又は当行が何らかの利益を有するその他の企業、会社、信託又は事業体の役職を務めることができる。
- c) 当行と契約又は約定を締結することができる。

- d) 当行の過去又は現在の従業員又は取締役、若しくはこれらの扶養家族若しくは関係者のための協会、団体、基金、信託又は組織に参加することができる。
- e) 監査人を除く当行のための専門職（又は専門業務を提供する会社の構成員）として役割を果たすことができる。
- f) 取締役会のいかなる会議、決議又は決定にも参加、投票できるとともに定足数の人数として計算され、取締役会が議事を審議する会議に出席することができる。

当行定款の第9.11条（b）に基づき、取締役は、取締役としての信認関係にかかわらず上記事項を行うことができ、これにより

- a) 取締役が利得する直接又は間接的な利益につき当行に対して説明責任を負わず、かつ
- b) 契約又は約定の有効性に影響しない。

ただし、取締役会で審議される議案について重大な個人的利害関係を有する取締役は、会社法に基づき、その他の取締役により当該取締役が出席し、投票できることを決議しない限り、又はASICにより当該取締役の出席及び投票について許可することが宣言されない限り、当該議事が審議されている間当該取締役会に出席することができず、当該議事に関して投票を行うこともできない。これらの制約は、取締役の利害関係が、会社法第191条(2)に定められている限られた以下の事項に関する場合には適用されない。

- a) 取締役がその他株主と同じように当行の株主であるという理由で発生する場合
- b) 当行の取締役として支給される取締役の報酬に関連して発生する場合
- c) 当行が締結しようとして提案している契約で、株主の承認を必要とし、株主により承認されなかった場合でも当行に義務を負わせない契約に関係する場合
- d) 単に取締役が保証人である、又は当行からの借入（又は申し入れのあった借入）の全部又は一部について補償又は担保を提供しているという理由で発生する場合
- e) 単に取締役が上記（d）で言及される保証又は補償に関連して代位権を有するという理由で発生する場合
- f) 当行の役員としての職務につき負担する取締役の債務を保証している又は保証する契約に関連する場合。ただし、当該契約により、当行あるいは関連企業が保証人とならない場合に限る。
- g) 会社法により許可される一定の補償又は当該補償に関する契約について、当行又は関連企業からの支払に関連する場合
- h) 関連企業との契約、又は関連企業のために若しくはその代理で締結した契約があり又は契約が提案されており、単に取締役が当該関連企業の取締役であるという理由で発生する場合

ある特定の議事について、取締役の利害関係の理由により取締役会が定足数に達しない場合は、当該議事を検討するために株主総会を招集することができ、利害関係のある取締役はかかる取締役会の議決の必要性により議案について投票する資格を与えられる。

当行定款の第9.7条に基づき、当行の非業務執行取締役を支給される年間報酬総額の上限額は、株主により承認されなければならない。当該年間報酬総額は、取締役会が随時決定する方法により各非業務執行取締役に支給される。取締役が個人的に重要な利害関係を有している事項について、出席及び投票することは禁止されているが、取締役の報酬は、会社法第191条に規定されるその例外の一つに当たる。

(チ) 社印

当行は社印を有する。社印は取締役会によって授権された場合あるいは取締役会から使用を授権された取締役で構成される委員会が授権した場合のみに使用され、社印が押印される文書には全て、1名の取締役が署名し、別の1名の取締役又は秘書役若しくは副署をさせる目的で取締役会が指名するその他の者が副署をしなければならない。

(リ) 取締役、秘書役及び従業員に対する補償

当行定款によれば、当行は、法令により禁止された場合を除き、当行及び当行の各関連会社（認可を受けた証券取引所に上場している関連会社を除く）の各取締役及び各会社秘書役、当行及び当行の子会社（認可を受けた証券取引所に上場している子会社を除く）の各従業員並びにオーストラリア金融サービス免許に基づいて当行の完全子会社の担当マネジャーを務める各個人に対して、（場合によって）取締役、会社秘書役、従業員又は担当マネジャーとして各人がその職責において負担した全ての債務、及び上記の者がその職責のために当事者として法的手続（民事、刑事、行政又は調査目的であるかを問わない）に対して防御又は抵抗するために（あるいはそれ以外で当該手続に関連して）負担した全ての法務費用を補償する。

取締役会の報告書に記載の各取締役及び当行の各会社秘書役は、上記の補償を受ける権利を有する。

2000年度定時株主総会において株主による承認を得て、当行は、各取締役との間で、当行の定款において定められるのと同じ条件での補償を含む、アクセス及び補償に関する証書（Deed of Access and Indemnity）を締結した。

当行は、2009年9月、当行定款に定める補償と同一の補償を下記の役職を担う個人に対して提供する捺印証書を作成した。

- ・法定役員（当行の取締役を除く。）
- ・当行の完全子会社の取締役及びその他の法定役員
- ・当行が捺印証書に記載の条件及び契約上の補償方針に基づき承認した、その他の会社の取締役及び法定役員

当行の関連法人の従業員の一部、並びに当行及び関連法人の経営陣もまた、現在、2009年9月付けの捺印証書と同様の条件を有する2004年11月に締結された捺印証書の対象となっている。

さらに、当行定款では、以下の場合を除き、法令で認められる範囲において、その職務につき負担する法務費用を含む全ての債務について、当行又は関連法人の現在又は過去の取締役又は会社秘書役を被保険者とする契約の保険料を支払うこと又は支払いに合意することが認められている。

- ・当行が法令により保険料を支払う又は支払いに合意することが禁じられている場合
- ・当行が保険料を支払うことによって契約が法令により無効とされる場合

2009年9月付けの捺印証書に基づき、当行は、当行の取締役及び当行の完全子会社の取締役に対し、取締役・役員向け保険を提供することにつき合意した。

当行グループは、2015年9月30日に終了する年度において、当行が上記に定める補償に基づいて支払わなければならないおそれのある金額に関する保険を付保した。かかる付保は、当該保険によって提供される補償の限度を含むがこれに限定されない、当該保険において規定される条件に服している。保険証券では、支払われる保険料及び被保険債務の内容の開示が禁じられている。

(ヌ) 当行の外部監査人

会社法に従って、当行は、その定時株主総会において、個人又は会社を監査人として任命しなければならない。当該監査人は、死亡、解任若しくは退任するまで、又は会社法に基づく監査人として行為できなくなるまで監査人を務める。当行の監査人が不在の場合、当行はこれを補完する個人又は会社を任命しなければならない。

(ル) 当行の会計

会社法に基づき、当行は、

- 正確にその取引内容、財務状態及び業績について記録、説明し、
- 真実かつ公正な財務書類を作成及び監査ができる

会計帳簿を作成しなければならない。

当行は、会計年度ごとに財務報告書及び取締役会の報告書を作成することを義務づけられている。財務報告書には、とりわけ損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書が含まなければならない。財務報告書は会計年度ごとに会社法に基づく監査を受け、監査報告書を取得しなければならない。

当行の会計方針については、第一部 第6 1「財務書類」を参照。

2 【外国為替管理制度】

オーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者を当事者とする様々な支払い及び取引を管理・規制し、又はその管理・規制を許可している。数々の免除、許可及び認可に基づき、オーストラリアから非居住者への送金又は投資に対する一般的な規制はない。ただし、オーストラリアの外国為替管理は所定の国、法人及び個人について随時実施されており、現時点では以下のものが含まれる。

- () 送金又は配当（課税前である場合）若しくは利息の支払に係る源泉徴収税
- () 2011年自主制裁法及び2011年自主制裁に関する規則に基づきオーストラリア外務貿易省（DFAT）が課す金融制裁で、とりわけ、外務大臣の事前承認のない、以下の者の指図によって行われるか、又は以下の者を代理して行われる以下の者に対する送金又は支払に関連する取引に対する制裁
 - ・ 旧ユーゴスラビア連邦共和国（ミロシェビッチ政権）の支持者及び旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷の管轄権内で起訴された特定の個人
 - ・ ジンバブエにおける民主主義、人権の尊重及び法の支配を著しく損なう活動に従事する個人又は法人
 - ・ 朝鮮民主主義人民共和国との関係を有する特定の法人及び個人
 - ・ イランの核又はミサイル・プログラムに貢献した又は貢献している個人又は法人
 - ・ リビアの旧カダフィ政権との関係を有する特定の個人及び法人
 - ・ ミャンマー軍部との関係を有する特定の個人及び法人
 - ・ シリア政権を支持する特定の個人及び法人
 - ・ ウクライナの主権及び領土の保全に対する脅威に貢献した個人
- () 以下を含むDFATが履行する、国際連合安全保障理事会（国連安保理）の経済制裁

- ・ テロリスト資産凍結体制

1945年国連憲章法及び2008年国連憲章（資産取引）規則に従って、外務大臣がオーストラリア連邦の官報においてテロリストとして指定した個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。かかる個人又は法人に対して資産を融通することも犯罪行為である。

- ・ 国別の制裁措置

1945年国連憲章法及び関連規則に基づき、国連安保理の経済制裁が導入されている。国連安保理が指定する、特定の国家との関係を有する個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。また、かかる個人又は法人に対して資産を融通することも犯罪行為である。

3 【課税上の取扱い】

(1) オーストラリアの課税

以下の議論は、資本勘定に株式を保有する株主に対する、普通株式（ADSを含む）の所有及び処分に関するオーストラリアの税務上の取扱いについての概要である。こうした議論は、本書及び二重課税の回避及び脱税防止のためのオーストラリア政府と米国政府との間の条約（Convention between the Government of Australia and the Government of the United States of America for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income）（「租税条約」）の日付現在において施行されている法律に基づいており、同日以後におけるオーストラリア法の改正及び租税条約の変更に服する。

こうした議論は、概要を説明することのみを目的としており、普通株式の保有及び処分に関してオーストラリアの税務上の取扱いを受ける可能性の全てを完全に分析したものではない。各投資家の具体的な税務ポジションにより、その投資家に適用されるオーストラリアの所得税上の取扱いが決定されるため、投資家は普通株式の保有及び処分の税務上の取扱いに関して各々の税務顧問に相談することが望まれる。

(a) 配当に対する課税

オーストラリアの配当金帰属課税制度に基づき、法人段階で支払われるオーストラリアの税金は、当該法人が株主に対して支払った配当に対する帰属方式税額控除によって株主に帰属（あるいは配分）される。かかる配当は、「課税済配当（franked dividend）」と称される。

オーストラリアの居住者である個人株主が課税済配当を受領する場合には、当該株主は、その納付すべきオーストラリアの所得税と相殺することができる課税控除額を限度として、税額の相殺を受ける。オーストラリアの居住者である株主は、一定の場合においては、超過課税控除額の還付を受けることができる場合がある。

配当課税の程度は、一般に会社が配当実施時に利用可能な課税控除額に左右される。したがって、株主に支払われる配当は、全部又は一部が課税されているか、あるいは全部課税されていない場合がある。

非居住者である株主に支払われる全額課税済配当については、オーストラリアの配当に係る源泉所得税が免除される。非居住者である株主に支払われる配当のうち、全額の課税が済んでいないものについては、（二重課税条約により軽減されない限り）課税されていない部分につき30パーセントの税率で配当に係る源泉徴収税が課せられる。租税条約の恩恵を受けることができ、配当を有利に受領することができる米国の居住者の場合、適用される租税条約に基づき税率は15パーセントまで引き下げられる。ただし、当該株式が、非居住者がオーストラリアで事業を行ううえでの媒体となっている又は個人的にサービス提供を行っているオーストラリアの恒久的施設又は非居住者の固定の拠点との間に実質的な関連を有するものでない場合に限る。オーストラリアにおいて恒久的施設又は固定の拠点を有する米国の居住者で、支払われる配当がかかる恒久的施設又は固定の拠頭に帰属する場合、配当に係る源泉徴収税が課されることはない。当該配当は純額ベースで課税され、課税が行われる場合、税控除の対象となる可能性がある。

非居住者である株主に支払われる全額課税済配当及び配当に係る源泉徴収税が適用されている配当については、更なるオーストラリアの所得税は課せられない。

株主は、課税控除の恩恵を受けることができない可能性がある。こうした規則の適用は、株式保有期間及び当該株主がその株式保有につき「リスクに晒される」程度等、株主自身の状況に左右される。

(b) 株式譲渡損益

一般的に、オーストラリア居住の株主が当該株式を処分する際に獲得するキャピタル・ゲインは、キャピタル・ゲイン税の課税の対象となる。しかしながら、株主がトレーダー若しくは投機家とみなされた場合、又は営利目的で投資業務を行っているときとみなされた場合、利益が経常利益として課税される可能性がある。

個人、トラスト又は年金基金が12か月以上保有する株式に係るキャピタル・ゲインに対しては税率の引き下げが適用される可能性がある。税率の引き下げは、個人又はトラストについては二分の一、年金基金については三分の一である。会社はキャピタル・ゲイン税の税率引き下げの対象とはならない。1999年9月21日以前に取得した株式については、異なる基準のキャピタル・ゲイン算定方法が適用され、定数方式が使用可能である。

このように算出されたキャピタル・ゲインには、通常の所得税率が適用される。キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインとのみ相殺することができる。キャピタル・ロスの超過分は、将来のキャピタル・ゲインと相殺するために繰り越すことができる。

一般的に、オーストラリアの公開会社の株式を譲渡する、当該株式を資本勘定に保有する非居住者は2つの例外を除き、オーストラリアの所得税が免除される。主な例外は、以下のとおりである。

- ・オーストラリアの恒久的施設を介して行われる取引又は事業の一環として保有されている株式。この場合は、譲渡益に対して通常の税金が課せられる。損失は、キャピタル・ロスをもたらすか、その他控除可能となる可能性がある。
- ・株式公開会社に関して株主及びその関係者が当該会社の株式の10パーセント以上及びオーストラリアの不動産権で構成される当該会社の資産の50パーセント超を譲渡時に（又は譲渡前24か月のうち少なくとも12か月間）保有するもの（当行に該当する可能性は低い。）。この場合は、キャピタル・ゲイン税が課せられる。

4 【法律意見】

当行のグループ法務部長、ジョナサン・アバンドヴィッツより、以下を確認する法律意見が提出されている。

- ・ 当行は、オーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に基づく株式公開会社として適法に設立されかつ有効に存続しており、有価証券報告書（第八号様式）に記載されている資産を保有し、その業務を遂行するための完全な権限を有していること。
- ・ 有価証券報告書（第八号様式）に記載の当行株式について、2015年9月30日現在で、普通株式3,183,907,786株は、適法に授権され有効に発行済かつ全額払込済であること。
- ・ 有価証券報告書（第八号様式）に記載のオーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に関する記述は、全ての重要事項につき真実かつ正確なものであること。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下表は、オーストラリアの会計基準（「AAS」）に準拠して作成された、最近5会計年度に係る主要な経営指標等の推移を示したものである。¹

9月30日に終了した年度	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前) (百万豪ドル) ²	21,642	19,937	18,595	17,983	16,913
税引前利益 (百万豪ドル) ²	11,416	10,740	9,772	8,814	8,514
ウエストパック・バンキング・ コーポレーション所有者に帰属する 当期純利益 (百万豪ドル) ²	8,012	7,561	6,751	5,936	6,991
株主持分及び非支配持分合計 (百万豪ドル) ²	53,915	49,337	47,537	46,265	43,808
発行済かつ全額払込済普通株式数 (百万株) ²	3,184	3,109	3,109	3,080	3,030
純資産額 (百万豪ドル) ²	53,915	49,337	47,537	46,265	43,808
資産合計 (百万豪ドル) ²	812,156	770,842	701,097	678,612	670,228
普通株等Tier 1 資本比率 (%) ³	9.5	9.0	9.1	8.2	該当なし
Tier 1 比率 (%) ⁴	11.4	10.6	10.7	10.3	9.7
自己資本比率 (%) ⁴	13.3	12.3	12.3	11.7	11.0
普通株式1株当たり配当金 (豪セント)	187.0	182.0	174.0	166.0	156.0
普通株式1株当たり中間配当金 (豪セント)(普通株式1株当たり配 当金に含まれる)	93.0	90.0	86.0	82.0	76.0
普通株式1株当たり特別配当金 (豪セント)	-	-	20.0	-	-
基本的1株当たり利益 (豪セント)	256.3	243.7	218.3	194.7	233.0
希薄化後1株当たり利益 (豪セント) ⁵	249.3	238.7	213.5	189.4	223.6
配当性向 (%) ⁶	73.4	74.7	79.7	85.3	67.0
フルタイム相当従業員の数 (会計年度末現在)(人) ⁷	32,620	33,586	33,045	33,418	33,898

1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が変更され、従前に報告された実績と異なることがある。

2 上記の2015年度、2014年度及び2013年度の損益計算書からの抜粋、並びに2015年度及び2014年度の貸借対照表からの抜粋は、本書の連結財務書類に基づくものである。上記の2012年度及び2011年度の損益計算書からの抜粋、並びに2013年度、2012年度及び2011年度の貸借対照表からの抜粋は、従前において公表された財務書類に基づくものである。

3 オーストラリアにおいて、パーゼル は、2013年1月1日に発効した。2012年度の資本比率は、パーゼル に基づく試算値に基づいて表示されている。2011年度については、比較数値は表示していない。詳細については、第一部 第6 1 「財務書類」に対する注記33を参照のこと。

4 オーストラリアにおいて、パーゼル は、2013年1月1日に発効した。比較数値は、パーゼル に基づき表示されている。詳細については、第一部 第6 1 「財務書類」に対する注記33を参照のこと。

5 全額払い込み済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づき算出されている。

6 特別配当金を除き、自己株式につき調整されている。

7 フルタイム相当従業員の数には、常勤及びパートタイム社員（按分ベース）が含まれるが、無給休暇（無給の育児休暇等）中の社員、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員は含まれない。

2 【沿革】

当行は、1817年に設立された、オーストラリアで最初の銀行である。当行は、1850年にニュー・サウス・ウェールズ州議会の法に基づき、「バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ（Bank of New South Wales）」として設立された。当行の商号は、1982年にオーストラリア商業銀行との合併に伴い、「ウエストパック・バンキング・コーポレーション（Westpac Banking Corporation）」に変更された。2002年8月23日、当行は、オーストラリアの2001年会社法（Cth）（「会社法」）に基づいて株式公開会社として登録された。

3 【事業の内容】

(1) 会社の目的

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法の規制を受ける会社として、当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、また、株式の発行及び消却、社債の発行、株主間での財産分配（現物支給又はその他の方法による。）、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への浮動担保の設定、並びに法律により許可される範囲におけるその他の行為を行う権限を含め、法人としてのすべての権限を有している。

(2) 事業の内容

(a) 概要

当行は、オーストラリアにおいては4大銀行組織の一つであり、ニュージーランドにおいても最大手の銀行組織の一つである。当行は、これらの市場において、消費者¹向け、企業向け及び機関投資家向けの銀行サービス及び資産管理サービス等の幅広い銀行・金融サービスを提供している。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア及び太平洋地域の全域に支店、関連会社及び連結会社²を有し、世界の重要な金融センターの数箇所に支店及び事務所を有している。

2015年9月30日現在、当行の時価総額は950億豪ドル³であり、資産合計は8,120億豪ドルであった。

2015年度中、当行の事業は、5つの主要な顧客対面型事業部門から構成されていた。

- ・ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務（「ウエストパックRBB」）
- ・セント・ジョージ・バンキング・グループ（「セント・ジョージ」）
- ・BTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）（「BTFG」）
- ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）
- ・ウエストパック・ニュージーランド

2015年6月、当行は、そのオーストラリアの消費者向け及び企業向け銀行業務について、新たな組織構造を採用する旨公表したが、2015年9月30日まで、決算及び財務成績は（当行内外において）引き続き既存の構造に基づいて報告された。2015年10月1日以降、当行は、以下の5つの主要な顧客対面型事業部門から構成される新たな組織構造に基づき報告を行う。

- ・コンシューマー・バンク：全ブランドにつきオーストラリアにおけるすべての消費者顧客との関係に責任を負う。
 - ・コマーシャル・アンド・ビジネス・バンク：全ブランドにつきオーストラリアにおけるすべての企業顧客及び商業顧客との関係に責任を負う。
 - ・BTファイナンシャル・グループ：当行グループの資産管理、保険及びプライベート・バンキング業務に責任を負う。
 - ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク：機関投資家顧客及び法人顧客との関係、並びにアジア及び太平洋地域を含む当行グループの国際事業について責任を負う。
 - ・ウエストパック・ニュージーランド：ニュージーランドのすべての顧客セグメントについて責任を負う。
- 当行グループのその他の部門には、顧客及び企業向けサービス部門、財務部門、グループ・テクノロジー部門並びにコア・サポート部門が含まれる。

これらの事業の詳細については、以下の記載、並びに事業部門別の純利益と資産合計の概要、並びに経営陣による事業部門の業績に関する議論及び分析を含む、第一部 第3 1「業績等の概要」を参照のこと。

- 1 消費者は、当行の商品及びサービスを利用する個人と定義され、事業体は含まれない。
- 2 2015年9月30日現在の当行の重要な連結会社の一覧については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35を参照のこと。
- 3 2015年9月30日現在の、オーストラリア証券取引所（「ASX」）における当行の普通株式の株価終値に基づいている。

・ ウエストパックRBB

ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務（ウエストパックRBB）は、ウエストパックのブランドの下、オーストラリアにおける消費者顧客、中小企業顧客（SME）、商業顧客及び農業事業顧客向けの販売及びサービス（取扱金額が最大で100百万豪ドルであるものをいう。）を担う。事業は、ウエストパックRBBの支店、第三者の代理店、コール・センター、現金自動支払い機（「ATM」）、EFTPOSターミナル、インターネット/モバイル・バンキング・サービス、ビジネス・バンキング・センター、及び専門の消費者・企業顧客関係担当マネジャーのネットワークを通じて行われている。キャッシュ・フロー、貿易金融、トランザクション・バンキング、金融市場、不動産ファイナンス及び資産管理の専門家からのサポートも提供されている。

・セント・ジョージ・バンキング・グループ

セント・ジョージ・バンキング・グループ(セント・ジョージ)は、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下、オーストラリアにおける消費者顧客、中小企業顧客及び法人顧客(最大で150百万豪ドルの融資枠を有する事業者をいう。)に対する販売及びサービスを担う。RAMSは、抵当権付住宅ローン及びオンライン預金に特化した金融サービス・グループである。事業は、セント・ジョージの支店、第三者の代理店、コール・センター、ATM、EFTPOSターミナル、インターネット/モバイル・バンキング・サービス、ビジネス・バンキング・センター、並びに専門の消費者及び企業顧客関係マネジャーのネットワークを通じて行われている。キャッシュ・フロー、貿易金融、トランザクション・バンキング、自動車及び設備金融、金融市場、不動産金融、並びに資産管理の専門家からのサポートも提供されている。

・BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)

BTファイナンシャル・グループ(BTFG)は、当行のオーストラリアにおける資産管理部門である。BTFGのファンド運用業務には、投資商品、退職年金商品・退職商品の組成及び販売、並びにBTラップやアスガード、プライベート・バンキング、ファイナンシャル・プランニング並びにエクイティ・ケイパビリティ(各種株式運用サービス)及びプロキシングを含む投資プラットフォームの提供が含まれる。BTFGの保険ソリューションは、生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険の組成及び販売をその対象とする。BTFGのブランドには、アドバンス・アセット・マネジメント、アスカロン、アスガード、BT、BTセレクト、ライセンシー・セレクト及びセキュリター、並びにバンク・オブ・メルボルン、バンクSA、セント・ジョージ及びウエストパックによるザ・アドバイス、プライベート・バンキング及び保険の業務が含まれる。2015年6月、当行は、BTインベストメント・マネジメント(「BTIM」)における持分の一部売却を発表した。当該売却の完了に伴い、当行のBTIMにおける持分は、同社の発行済株式資本の59.1パーセントから31.0パーセントに低下した。

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(WIB)

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(WIB)は、オーストラリア及びニュージーランドに関係を有する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対し、幅広い金融サービスを提供している(これには、アジアにおける顧客ベースの拡大が含まれる。)。WIBの業務は、トランザクション・バンキング、金融市場及び債券資本市場、特別資本並びにオルタナティブ投資ソリューションに関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の専門チームを通じて行われている。WIBは、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、米国及び英国の支店及び子会社を通じて顧客を支援している。

・ ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者顧客、企業顧客及び機関投資家顧客に対するバンキング商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。当行は、ニュージーランドの銀行業務を、ニュージーランドにおける以下の2つの銀行を通じて行っている。

- ・ ニュージーランドにおいて設立されたウエストパック・ニュージーランド・リミテッド及び
- ・ オーストラリアにおいて設立された、当行の支店であるウエストパック・バンキング・コーポレーション（ニュージーランド部門）

同部門は、北島・南島の両島における広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。

企業及び機関投資家顧客は、顧客関係・専門家向け商品のチームを通じたサービスも受けている。バンキング商品は、ウエストパック及びWIBのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。

・ その他の部門

当行グループのその他の部門には、以下の部門が含まれる。

- ・ ウエストパック・パシフィック部門。同部門は、3つの太平洋島嶼国において消費者顧客及び企業顧客向けの銀行サービスを提供している。フィジー、パプア・ニューギニア（PNG）及びバヌアツにおける当行の事業は、支店、ATM、テレフォン・バンキング及びインターネット・バンキング網を用いて実施されている。2015年7月、当行は、サモア、クック諸島及びトンガにおける銀行事業をバンク・オブ・サウス・パシフィック・リミテッド（「BSP」）に売却したことを発表した。2015年10月30日、当行は、ソロモン諸島における銀行事業をBSPに売却した。ウエストパック・パシフィックの金融商品には、個人貯蓄口座、企業向け決済用口座、個人向け及び事業向け貸付商品、企業向けサービス、並びに様々な国際商品が含まれる。
- ・ 顧客及び企業向けサービス部門。同部門には、銀行業務、カスタマー・コンタクト・センター、商品、マーケティング、コンプライアンス、法務及び不動産に係るサービスが含まれる。
- ・ グループ・テクノロジー部門。同部門は、技術戦略並びに建設、インフラ・運営、アプリ開発及び事業統合に責任を負う機能から成る。
- ・ 財務部門。同部門は、主に当行グループの金利リスク及び資金需要の管理に重点を置いている。
- ・ コア・サポート部門。同部門には、財務、リスク及び人事等の中央で実施される機能が含まれる。

これらの事業の詳細については、事業部門別の純利益と資産合計の概要、並びに経営陣による事業部門の業績に関する議論及び分析を含む、第一部 第3 1「業績等の概要」の「(e)部門別の業績」の項を参照のこと。

(b) 重要な改革事項

当行に関する重要な進展

新最高経営責任者の選任

2014年11月13日、当行は、ゲイル・ケリーが2015年2月1日付けで最高経営責任者を退任することを発表した。当行の取締役会は、2015年2月2日、ブライアン・ハルツァーを当行グループ最高経営責任者に選任した。ハルツァー氏は、当行グループの経営陣の一員であり、過去には当行のオーストラリア金融サービス部門の最高責任者を務めており、当行グループの消費者向け及び企業向け銀行業務、並びに資産管理業務を担当していた。

オーストラリア金融制度調査委員会

2013年11月20日、連邦政府は、デイビッド・マレー氏(A0)をオーストラリア金融制度調査委員会(「FSI」)の委員長に任命することを正式に発表した。

2013年12月20日に公表されたFSIの要綱は、FSIの目的を、金融システムがオーストラリアの変化を続けるニーズに最も合致し、かつ、オーストラリアの経済成長を後押しするためには、どのような形態を取るべきであるかを検証することとしている。金融の安定性、健全性、国民の信頼及びユーザーのニーズに対応する能力を維持しつつ、効率的で競争力があり、かつ柔軟な金融システムの発展を促すことを意図した提言が行われた。

FSIの最終報告書では、金融部門全体における多数の事項について44の提言が行われた。政府による協議プロセスにおいて、当行は、当該提言の大部分を支持した。当該協議プロセスは、2015年3月31日に終了した。

2015年10月20日、政府は、FSIの提言に対する正式な回答を発表した。政府は、FSIにより検討された主要5分野(すなわち回復力、退職年金、革新、消費者の結果及び規制制度)における当該提言の大多数を受け入れた。

政府は、当該提言の実施の詳細につき検討するため、多数の協議プロセスを設けることを予定している。当行は引き続き、現在実施中の協議に積極的に参加していく。当該協議は、複数年にわたって継続することが予想される。

銀行の資本に関するFSIの提言

政府の回答により、FSIの資本に関連する提言の実施に向けたAPRAのこれまでの政策が支持され、また、資本に関する残りの提言の実施に関するAPRAの責任が確認された。

APRAは、これまでにFSIの2つの提言についてその正式な回答を表明している。2015年7月13日、APRAは、オーストラリアの大手銀行の資本ポジションと国際的な大手銀行群の資本ポジションの比較結果を公表した。当該調査は、FSIの提言1に対応する形でAPRAにより実施されたが、当該提言においては、オーストラリアの銀行が「疑いの余地なく強靱」であることを示すため、オーストラリアの銀行の資本比率を国際的な大手銀行の上位25パーセントに相当するものとするべきである旨が提案された。

APRAの調査により、オーストラリアの大手銀行が十分な資本を有していることが確認された。2014年6月30日現在の自己資本比率に基づき、当該調査では、オーストラリアの大手銀行が中長期的に国際的な大手銀行の上位25パーセント内に無理なくとどまるためには、自己資本比率を200ベース・ポイント以上引き上げる必要があるとされた。これに対応するべく、当行は、約35億豪ドルの普通株式資本の調達を目的とした完全引受方式、保有株式数比例ベース、アクセラレーテッド方式かつ放棄可能な募集を行っている。これにより、当行の普通株等Tier 1資本比率（「CET 1」）は、約100ベース・ポイント増加する。当年度初頭において、当行は、BTIM株式の一部売却も完了し、これに伴い、当行のCET 1資本比率は、15ベース・ポイント増加した。これらについては、以下において詳述する。

2015年7月20日、APRAは、信用リスクについて高度な内部格付手法（IRB）を採用している銀行につきオーストラリアの住宅ローンに係るリスク調整後資産（RWA）の算出方法を暫定的に変更することを発表した。当該変更は、高度な内部格付手法を用いる銀行と標準的な手法を用いる銀行の間の住宅ローンに関する資本要件の差異に関するFSIの提言2に対応するものであった。当該変更により、当行グループにおける住宅ローンに係るリスク調整後資産が抵当権付き住宅ローンのエクスポージャーに占める割合が約25パーセント増加するものとみられている。当該変更は、2016年7月1日付けで発効する。

FSIにより、オーストラリアの銀行に適用される規制上の資本要件に関して、更なる変更が提言されたが、これは、バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）及び金融安定化理事会（「FSB」）がレバレッジ比率、高度な内部格付手法を用いる銀行及び標準的な手法を用いる銀行のリスク調整モデル、並びにグローバルなシステム上重要な銀行（「G-SIB」）の総損失吸収力（「TLAC」）を踏まえて実施している昨今の国際的な規制の見直しに由来するものとみられている。当該見直しの最終結果は、依然として不明瞭である。APRAは、こうした国際的な展開をオーストラリアの状況に適用することに責任を負い、その最終的な影響は、APRAによる実施に左右される。

普通株式の募集

2015年10月14日、当行は、約35億豪ドルの普通株式資本を調達するため、完全引受方式、保有株式数比例ベース、アクセラレーテッド方式かつ放棄可能な募集を実施中であることを公表した。当該増資により、当行のCET 1資本比率が約100ベース・ポイント増加し、国外の比較可能なCET 1資本比率ベース¹で当行のCET 1資本比率は14パーセント超となり、全世界の銀行の上位25パーセント内に位置することとなる。当該増資は、2016年7月1日以降に適用される規制要件の引上げに伴って、住宅ローンに係るリスク調整が変更され、住宅ローンにつき保有を求められる資本金額が50パーセント超増加することに対応するものである。当該募集を推進するため、当行は、2015年度の未監査の暫定的な業績を公表した。

1 国外の比較可能なCET 1資本比率の基準は、2015年7月13日付のAPRAの調査「国際資本の比較調査」に準拠している。

中間配当金に係るDRP及びDRPの一部引受

2015年5月4日、当行は、2015年度中間配当につき、当行普通株式を1.5パーセントの割引価格で発行することにより、配当金株式再投資制度（「DRP」）を実施することを発表した。また当行は、2015年度の中間配当についてDRPの一部引受を行うための契約も締結した。DRP及びDRPの一部引受により約20億豪ドル相当の当行普通株式が発行され、これに伴って当行のCET1資本比率は、57ベース・ポイント増加した。

ウエストパック・キャピタル・ノート3の発行

2015年9月8日、当行は、ロンドン支店を通じてウエストパック・キャピタル・ノート3という証券を約13.2億豪ドル発行した。当該証券は、APRAの自己資本比率の枠組みに基づく当行の追加的Tier1資本として適格である。

技術投資費用の会計処理方法の変更

2015年9月7日、当行は、戦略アップデートの一環として、当行グループの技術・デジタル戦略の改訂、テクノロジーの急速な変化及び規制要件の変化を踏まえて投資費用に適用される会計上のアプローチの見直しを実施中であることを公表した。2015年10月6日、当行は、当該見直しが完了し、会計上、各種変更が生じたことを発表した。当該変更のバランスシート上の影響は、2015年度の通年の法定業績において費用として報告される技術資産残高の505百万豪ドル（税引前）の減少に反映されている。これは、現金利益からは除外されている。

4つの太平洋島嶼国における当行事業の売却

2015年7月14日、当行は、クック諸島、サモア及びトンガにおける銀行事業を91百万豪ドルの対価でBSPに売却したことを発表した。2015年10月30日、当行は、ソロモン諸島における銀行事業を23.6百万豪ドルの対価で売却した。

当行のバヌアツ事業の売却案は、進展を見せていない。バヌアツにおけるサイクロン「Parm」の影響を踏まえ、バヌアツ準備銀行は、現時点で同国の銀行部門において支配権の変更が生じることは望ましくないと判断した。

BTIMの一部売却

2015年6月16日、当行は、機関投資家向け募集及び個人株主向け募集を通じて、保有するBTIM株式の一部を売却する意向を表明した。完全引受方式による機関投資家向け募集及び個人株主向け募集により、BTIM株式それぞれ55百万株及び27百万株が1株当たり8.20豪ドルで売却された。当該売却の完了に伴い、当行のBTIMにおける持分は、同社の発行済株式資本の59.1パーセントから31.0パーセントに低下し、当行のCET1資本比率は、15ベース・ポイント増加した。

新たな組織体制

2015年6月10日、当行は、オーストラリアの消費者向け及び企業向け銀行業務につき、当行グループの顧客重視の戦略を強化することを意図した、新たな、かつ簡潔な組織体制を発表した。かかる新たな体制の下で、以下の2つの新規部門が設立されている。

- ・コンシューマー・バンク部門 - ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドのすべての消費者向け銀行商品・サービスに責任を負う。
 - ・コマーシャル・アンド・ビジネス・バンク部門 - 中小企業、商業及び農業顧客向けサービス、並びに資産及び設備金融に責任を負う。専門的な企業向けビジネス・バンカーは、引き続き各ブランドの下で活動する。
- 各新部門は、それぞれの顧客セグメントにおける徹底したサービス経験の改善に責任を負い、専門の商品、マーケティング及びデジタルに関連する能力を有する。

訴訟

2011年以降、当行は、自身が支払ったエクセプション手数料の返還を求める顧客の代表者により提起された3件の集団訴訟の当事者となっている。同様の集団訴訟が、他の複数のオーストラリアの銀行に対しても提起されている。当行と原告は、当行に対する訴訟を、他の銀行のうちの一社に対して提起された訴訟の更なる進展を待って中断することで合意している。2015年4月、連邦裁判所大法廷は、他の銀行により請求されたエクセプション手数料がすべて適法であったと満場一致で判断した。原告は現在、オーストラリア連邦最高裁判所に判決の一部について上告している。当該上告の審理は、2016年2月に実施される予定である。

税制上の進展

2015年3月30日、オーストラリア政府は、オーストラリアの税制のあらゆる点について検討する、税制に関するディスカッションペーパーを公表した。これは、将来におけるオーストラリアの税制に関する議論の提起を意図したものである。公の協議プロセスが開始され、向こう12か月ないし18か月にわたって実施される予定である。当該ディスカッションペーパーは、配当金インピュテーション制度の現在の有効性について疑問を呈しているが、これに関する提言や改革案の詳細は提示されていない。税制上の変更が当行、その株主及び顧客に与える影響は、更なる詳細が公表され、法律が改正されるまで、これを特定することはできない。

規制上の重要な進展

バーゼル銀行監督委員会

BCBS及びFSBによる変更に関連して生じた規制上の改革及び重大な進展には、以下のものが含まれる。

グローバルなシステム上重要な金融機関（「G-SIFI」）

FSBは、G-SIBの指定を受けた銀行の一覧を毎年11月に公表し、各G-SIBに対して適用が予定されるより高い資本要件を明示する。こうした資本要件の強化は、2016年1月から段階的に適用される。当行は、G-SIBの指定を受けていないが、BCBSは、SIFIの要件を国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）に拡大するための枠組みを公表している。

資本

2010年において、BCBSは、銀行に対してグローバルに適用されるバーゼル 資本の枠組み（下記に記載する。）を公表した。

- ・普通株等Tier 1 比率の最低要件を、2.0パーセントから4.5パーセントに引き上げること。
- ・Tier 1 資本比率の最低要件を、4.0パーセントから6.0パーセントに引き上げること。
- ・資本保全バッファを2.5パーセントとすること（普通株式で充足される。）。
- ・カウンターシクリカル（景気変動抑制的）なバッファを0パーセントから2.5パーセントの間とすること（普通株式又はその他十分に損失吸収性のある資本で充足される。）。

APRAが当該枠組みを採用したことにより、当行を含むオーストラリアの認可預金受入機関（「ADI」）は、上記の最低資本要件については2013年1月1日以降において、また、資本保全バッファについてはその導入日である2016年1月1日以降において、完全な形での充足を求められている。2013年12月、APRAは、オーストラリアにおいてD-SIBの枠組みを導入するための手法を公表した。当行は、APRAがD-SIBに指定したオーストラリアの銀行4行のうちの1行である。APRAは、各D-SIB（当行を含む。）に対し、1パーセントという、より高い損失吸収要件（普通株式により充足される。）を遵守する義務を課すことを提案している。当該1パーセントの要件は、資本保全バッファに上乘せされ、当該バッファは、実質的に2.5パーセントから3.5パーセントに引き上げられることになる。現時点では、カウンターシクリカルな資本バッファは、要求されていない。

当行の現在の資本レベルは、既に2016年1月1日以降に適用される規制上の要件（3.5パーセントの資本保全バッファを含む。）を上回っている。

損失吸収力の強化

2014年11月、FSBIは、バーゼル 資本要件と足並みをそろえる形で、G-SIBの総損失吸収力（「TLAC」）の強化に関する協議文書を公表した。当該提案は、「大きくて潰せない」問題を終結させ（Ending too-big-to-fail）、また、システム上の混乱や納税者の負担を生じることなく経営破綻したG-SIFIの破綻処理を実行することを目指したG-20のイニシアチブの一部を成すものである。FSBIは、2019年までTLAC要件を施行しない旨を表明しており、現時点において、FSBIがG-SIB以外にまで同要件の適用範囲を拡大する意向を有しているか否かについては不明である。

FSIは、ADIの秩序立った破綻処理を促し、納税者の負担を最小限に抑えるにあたって十分な最低損失吸収力及び資本増強能力に係る枠組みをオーストラリアにおいて導入することを提言した。FSIに対する回答において、政府は、APRAが現在確立されつつある国際的な慣行と平仄を合わせる形で当該提言を実行することを承認した。

リスク・ベース資本の枠組みの改革

2014年12月、BCBSは、自己資本最低水準に関する提案及び信用リスクに係る標準的手法の見直し案（資本に係るリスク調整後資産の枠組みの変更案を提案するものである。）について、2つの協議文書を公表した。当該措置は、BCBSが現在行っている、オペレーショナル・リスク及びマーケット・リスクに関する資本金の取扱いの改革に関する協議に加えて実施される。これらの改革措置は、共に銀行の自己資本比率の一貫性と比較可能性の向上を意図したものである。2015年12月、BCBSは、信用リスクに係る標準的手法の見直しに関する第二の協議文書を公表したが、オーストラリアに適用される基準は、その後APRAによって協議され、最終決定される。最終決定がなされる時点まで、当行が被る影響を特定することはできない。

レバレッジ比率

バーゼル の資本に関する枠組みでは、レバレッジ比率に関する要件も導入されている。BCBSは、簡潔かつノンリスク・ベースのレバレッジ比率要件の導入が、リスク・ベース資本要件を補完する信用性の高い手段となるものと提言している。2014年1月、BCBSは、レバレッジ比率の枠組みの改訂版を公表した。2015年5月、APRAは、レバレッジ比率に関連する新たな開示要件を公表した。当該要件は、まず当行を含む一部のADIのみに適用され、2015年7月1日以降、四半期ごとにレバレッジ比率の開示が義務付けられることとなった。レバレッジ比率導入のタイムテーブル案では、2017年までに当該枠組みの試験・再調整を実施することが規定されており、2018年1月以降に最終基準がピラー1要件に移行する。

OECD共通報告様式

経済協力開発機構（「OECD」）は、OECD加盟国間での金融口座に関する情報の自動的な交換を目的とした、共通報告様式（「CRS」）規則を制定している。

CRSにより、当行グループは、全顧客の税法上の居住地を特定の上、非居住者である顧客の税法上の居住地及びその口座の詳細を、CSR規則が適用される法域における関係当局に対して報告することを求められることとなる。

最終的に成立する法律にもよるが、現時点において、オーストラリアの金融機関は、2017年1月1日以降、任意で当該規則を採用することができるものとされているものの、2018年1月1日以降は、同規則の遵守を義務付けられることになる。当該規則により、当行に追加の費用及び業務上の負担が生じる可能性がある。

英国、インドといった一部の国では、当該規則は2016年1月1日以降に発効する。当行は、2016年1月1日以降の当該国におけるCRS要件を遵守するため、その事業について変更を実施している。

OTCデリバティブ関連改革

世界各国の金融監督機関により、店頭（「OTC」）デリバティブに関する国際的な規制改革の実施が継続されている。

オーストラリアにおいて、当行は、2013年デリバティブ取引規則（報告）に従い、2013年10月1日付けで、指定情報蓄積機関に対するOTCデリバティブ取引に関する報告を開始した。当行は、当該規則の施行及び他の業界参加者に対する要件の段階的な導入について、引き続きASIC及び業界団体と協力している。

2015年9月8日、オーストラリア政府は、豪ドル、米ドル、ユーロ、日本円及び英国ポンド建ての特定のクラスの金利デリバティブにつき中央での清算を義務付ける規制を制定した。当該義務は、オーストラリアのOTCデリバティブ市場においてディーラーとして活動する国内外の大手銀行に対して適用される。ASICは、現在、最終的な清算規則について業界と協議を行っており、当該規制の遵守開始時期は、2016年4月とみられている。

当行は、米国商品先物取引委員会（「CFTC」）に暫定的に登録されているスワップ・ディーラーとして、ドッド・フランク法に基づく事業体レベル及び取引レベルでの様々な要件を課されている。

欧州証券市場監督局（「ESMA」）によって制定された欧州市場インフラ規則（「EMIR」）に基づき、2014年10月以降、当行は、欧州の取引先との間で又は当行ロンドン支店を通じて取引されるOTCデリバティブについて一定のリスク軽減義務に服している。さらに、当行は、欧州の取引先との間で取引される特定の金利デリバティブについて、2016年4月までに清算集中義務に服する見込みである。

当行は、シンガポール金融管理局及びカナダの各地方の金融監督機関によるOTCデリバティブ取引報告規制の適用対象ともなっている。

当行は、国際的な監督機関によって課される要件に対応するため、動向の監視を継続している。これには、ドッド・フランク法に基づきCFTC及び証券取引委員会が公表する規制、EMIR及び金融商品市場指令（MiFID）に基づきESMA及び欧州各国の金融監督機関が公表する規制、並びにアジア及びカナダの様々な金融監督機関が公表する規制が含まれる。当行は、BCBS及び証券監督者国際機構（IOSCO）が2013年9月2日付けで公表した、未清算のOTCデリバティブに適用される委託証拠金要件の設定に関する最終的な政策の枠組みに対する国際社会の反応についても監視を継続している。

米国

外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）

FATCAと呼ばれる規定及び米国財務省による関連規定により、当行を含む外国金融機関（「FFI」）は、通常、（当該FFIがモデル1政府間協定（「政府間協定」）の規定の対象とならない場合に）FFI契約を締結することを求められている。当該契約に基づき、FFIは、一部の米国関連口座に関する情報を特定し、当該情報を米国内国歳入庁（「IRS」）に対して提供すること、又はFFIに対する特定の支払いについて30パーセントの源泉徴収税を支払うことに同意する。また、FFI契約を締結したFFIは、FFI契約の当事者ではなく、かつ政府間協定の対象にもなっていないFFI、及び指定された情報を提供していない一部の口座保有者に対する特定の支払いについて源泉徴収を求められることとなる。2014年4月28日、オーストラリア連邦政府は、米国との間で政府間協定を締結し、同協定は、2014年6月30日付けで発効した。オーストラリアによる政府間協定及び米国とその他当行が事業を行う国の間で締結された政府間協定により、当行は、特定の口座に対する支払いからの源泉徴収又は当該口座の凍結に関する要件を免除されるほか、その他一定の恩恵も享受することができる。

当行は、当行が事業を行うすべての法域においてFATCAの要件を遵守するため、事業運営の変更を実施した。当行は、政府間協定を締結している国以外に所在する当行の支店及び関連FFIについて、FFI契約を締結している。FATCAの遵守に伴い、当行において多額の継続費用と業務上の負担が継続的に生じる見込みである。

ニュージーランド

ニュージーランドにおける規制上の改革及び重要な進展には、以下のものが含まれる。

金融市場活動法（「FMCA」）

FMCAは、ニュージーランドの証券法の体系の全体を見直すものであり、ウエストパック・ニュージーランドの業務全般は、当該法の影響を受ける。当該法は、商品の開示とガバナンスに関する変更、免許及び登録に関する新たな要件、並びに公平な取引に関する新たな規定を盛り込んだものである。現在、商品開示文書制度が導入されており、当該文書は、その他の重要文書のオンライン登録によって補完されている。FMCAは、2013年9月に成立した。その規定の大部分及び当該体系の詳細を定める新たな規制は、2014年12月1日付けで発効したが、最長で2年間にわたって経過規定が適用される。FMCAにおける公平な取引に関する要件の大部分は、2014年4月に発効した。

債権法の改正／責任ある貸付

2014年6月、2014年信用契約・消費者金融法改正法が英国女王の勅許を受け、同法は、2015年6月に発効した。同法は、消費者信用契約について規定する一連の法律につき、その全体を改定するものであった。また、同法により、責任ある貸付のための新たな原則が確立され、責任ある貸付の規制上の規範も規定された（2015年3月公表）。開示、手数料、履行困難及び「不当契約」に関する規定を修正することにより、消費者保護政策が強化された。

消費者法の改正

消費者法改正法案は、2013年12月に可決された。当該法案は、6つの個別の法律（公正取引法を含む。）を改正するものであった。公正取引法の改正案には、不当な契約条件及び商品又はサービスに関する根拠のない表示の禁止、並びに一方的な直接販売を規制する規定が含まれていた。不当な契約条件に関する規定は、2015年3月に発効した。根拠のない表示の禁止及び一方的な直接販売に関する規定は、2014年6月に発効している。

ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」） - 住宅供給に関するレビューのステージ2 - 住宅用不動産投資家

RBNZは、住宅供給に関するレビューのステージ2を完了し、不動産投資家の住宅ローンに係る新たな資産クラスの取扱いについて規定するため、自己資本の枠組みの改定を行っている。ニュージーランド国内で設立されたすべての銀行を対象とした新たな分類は、2015年11月1日以降に新規の貸付けについて適用される。銀行には、2016年10月31日までに既存の住宅ローンを分類することが義務付けられる。当該貸付けに係る資本要件は、持家に係る住宅ローンより大きなリスク加重を適用する形で引き上げられる。

RBNZ - ローン・ツー・バリュー・レシオ（「LVR」）に関する新たな制限

LVRの高い貸付けの制限は、RBNZのマクロ・プルデンシャル政策の枠組みの一部を成すものであり、2013年10月より実施されている。2015年5月、RBNZは、オークランドの住宅市場に由来する市場リスクの増加に対応するため、LVRに関する政策を変更する提案を発表した。2015年11月1日以降、オークランド地方におけるLVRが70パーセント超である不動産投資家の住宅ローンの貸付けは、5パーセント以下に制限される。LVRが80パーセント超であるオークランドの住宅所有者向けの住宅ローン貸付けの上限は、引き続き10パーセントである。ニュージーランドのその他の地域における住宅ローン貸付けについては、LVRが80パーセントを超える貸付けの上限が10パーセントから15パーセントに引き上げられる。

RBNZ - 業務委託に関する政策の見直し

2015年8月、RBNZは、業務委託に関する政策（BS11）の改定を提案する協議文書を公表した。RBNZは、業務委託に関する政策を「オープン・バンク・レゾリューション」（OBR）の政策と密接に関連付けることを検討しており、当該変更案は、これを反映したものである。要約すると、RBNZは、法定管理下に置かれた銀行が業務を継続するために必要な機能を拡大することを提案しており、また、3つの分野について関連当事者への業務委託を禁止することを提案している。これについて、RBNZは、当該銀行が各営業日の終了時点で財務ポジションを算出するにあたって必要な特定のデータについて直接的な所有権及び管理権を有していることを保証するよう求めている。とりわけ当該銀行は、取引処理につき自身のSWIFTゲートウェイ及びライセンスを有していなければならない。また、自身のデータを用いて規制上の報告を実施する能力を有していなければならない。さらに、RBNZは、銀行に対し、契約の締結前にRBNZに業務委託に関する提案を通知し、一部又は全部の事案について同意書を取得することを義務付けることを提案している。意見の募集は、2015年12月に締め切られる。

(c) 事業内容の変更

当年度において、当行の事業の内容に変更はなかった。

(d) その他情報

・ 競争

当行グループは、その事業地域において、極めて激しい競争環境の下に事業を行っている。

当行は、消費者、及び中小企業顧客から大企業・機関投資家顧客から成る顧客セグメントについて、その銀行、資産管理及びリスク管理のニーズに対応している。当行グループは、幅広い商品及びサービスによって顧客の取引、貯蓄、投資、保護及び借入れのニーズを網羅することで、金融サービス業界における他の企業との間で顧客をめぐる競争を展開している。当行グループの競合企業は、幅広い販売を行う大手グローバル企業から、特定の地域又は商品に特化した事業体まで、多岐にわたっている。また、当行の競合企業には、銀行、投資銀行、信用組合、建築組合、住宅ローンのオリジネーター、クレジットカード発行会社、仲介業者、ファンド・資産運用会社、保険会社及びインターネット・ベースの金融サービス業者といった、金融サービス及び助言を提供する会社が含まれている。当行が事業を行う環境においては、デジタル革新が競争の様相を変化させており、小売、テクノロジー及び電気通信といった他の部門からも、新たな競合企業が生まれている。

顧客セグメント、商品及び地理上の当行の競争上のポジションは、多数の要素によって決定される。当該要素には、以下のものが含まれる。

- ・ 対象となる顧客の種類
- ・ 顧客サービスの質及び利便性
- ・ 販売網の効率性及び販売網へのアクセス
- ・ ブランドの評判及びブランドに対する志向
- ・ 販売する商品及びサービスの質、範囲、革新性及び価格設定
- ・ デジタル及びテクノロジーに関するソリューション
- ・ 当行従業員の能力及び経験

オーストラリアにおいて、流動性管理やバランスシートの構成に関する国際的な規制要件の明確化は、引き続き預金をめぐる競争の一因となっている。また、格付機関及び債券投資家が優良な金融機関を評価するにあたって堅調なバランスシート・ポジションを求めていることから、銀行及びその他の金融機関は、高品質の預金による資金調達割合の増加の達成を目指している。

貸付をめぐる競争は、依然として激しいものになることが予想されている。同時に、企業及び消費者は、世界的な見通しについて慎重であり、負債の削減を続けている。抵当権付住宅ローン市場においては、市場参加者が価格による市場シェアの維持又は拡大を求めていることから、引き続き激しい競争が展開されている。こうした傾向は、今後も継続することが予想されている。顧客の期待の高まりに伴い、企業顧客の取引及び貿易金融のニーズに対応することが競争活動における中核を成している。

当行の資産管理業務において、当行は、市場が規制上の変更への反応を示すのに伴い、金融機関及び業界ファンドが、この成長著しい市場（とりわけ退職年金（又は年金）及び財務アドバイスの市場）における更なるシェアの獲得に乗り出すことにより、競争が激化することが予想されている。

ニュージーランド市場は、銀行の新規顧客の争奪戦により、激しい競争を経験している。預金をめぐる競争は、依然として熾烈であり、また、とりわけ住宅ローン市場における競争は、価格や借換えのインセンティブについて激しいものとなっている。

・ 外部委託

当行は、通常業務の一環として締結された契約を除き、重要な契約に該当する個別契約を有していない。

4 【関係会社の状況】

ウエストパック・バンキング・コーポレーション（「当行」）は、ウエストパック・バンキング・コーポレーション・グループ・オブ・カンパニーズの親会社である。当行には、親会社は存在しない。当行の重要な子会社の一覧は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35に記載されている。

ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（「WNZL」）は、2015年9月30日現在及び同日に終了した年度において、当行の唯一の特定子会社であった。

5 【従業員の状況】

9月30日現在の各事業分野の従業員数¹

	2015年	2014年 ²
ウエストパックRBB	9,397	10,052
セント・ジョージ	5,396	5,492
BTFG	4,041	4,062
WIB	1,710	1,643
ウエストパック・ニュージーランド	4,375	4,342
その他	10,322	10,782
従業員合計	35,241	36,373

1 従業員合計には、フルタイム社員、パートタイム社員（按分ベース）、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。

2 過年度の数値は、2015年度における事業構造の変更を反映して再表示されている。

従業員数の合計は、2014年9月30日から1,132名減少したが、これはBTIMの一部売却及びその後の連結解除（237名減）、クック諸島、サモア及びトンガにおける事業売却（201名減）、並びに生産性プログラムの実施によるものであった。当該減少は、アジア事業の拡大（62名増）及びバンク・オブ・メルボルンにおける従業員数の増加（79名増）によって部分的に相殺された。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当行グループの事業の概況

2 事業年度の概要

9月30日現在 (単位：別段の記載がある場合を除き、百万豪ドル)	2015年	2014年
受取利息	32,295	32,248
支払利息	(18,028)	(18,706)
純利息収益	14,267	13,542
利息以外の収益	7,375	6,395
純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)	21,642	19,937
業務費用	(9,473)	(8,547)
減損費用	(753)	(650)
税引前利益	11,416	10,740
法人税等	(3,348)	(3,115)
当期純利益	8,068	7,625
非支配持分に帰属する当期純利益	(56)	(64)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	8,012	7,561
加重平均普通株式数(百万株)	3,124	3,098
基本的普通株式1株当たり利益(豪セント)	256.3	243.7
希薄化後1株当たり利益(豪セント) ¹	249.3	238.7
普通株式1株当たり配当金(豪セント)	187	182
普通株式1株当たり特別配当金(豪セント)	-	-
配当性向(%) ²	73.4	74.7

1 全額払い込み済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づいている。

2 普通株式1株当たり配当金を基本的普通株式1株当たり利益で除して計算されている。特別配当金を除き、自己株式につき調整されている。

2015年度のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、2014年度から451百万豪ドル、すなわち6パーセント増となる8,012百万豪ドルであった。当期純利益は、多数の重大な非経常項目によって全体的に増加した。当該項目には、当行グループが保有するBTインベストメント・マネジメント・リミテッド(「BTIM」)¹の株式の一部売却(これにより、665百万豪ドル(税引後)の利益が生じた。)、複数の税還付(121百万豪ドル)(技術投資費用の会計処理方法の変更に伴うテクノロジー費用の354百万豪ドル(税引後)の増加によって一部相殺された。)、及びデリバティブの評価方法の変更に伴う85百万豪ドル(税引後)²の損失が含まれていた。

純利息収益は、貸付金合計の7パーセントの増加及び顧客預金の4パーセントの増加により、2014年度から725百万豪ドル、すなわち5パーセント増加した。純利鞘は、財務部門の収益の減少、資産の利幅の減少及び流動性費用の増加が預金商品及び大口資金調達両方に関する資金コストの減少によって相殺されたことにより、2.09パーセントと横ばいであった。

利息以外の収益は、主にBTIM株式の売却に関連する利益(1,036百万豪ドル)により、2014年度から980百万豪ドル、すなわち15パーセント増加した。当該項目を除外した場合、利息以外の収益は、トレーディング収益の減少²及び主に深刻な気象事象に関連する保険金請求の増加を反映した保険収益の減少によって56百万豪ドル、すなわち1パーセント減少した。

業務費用は、2014年度から926百万豪ドル、すなわち11パーセント増加した。これには、技術投資費用の会計処理方法の変更に関連する505百万豪ドルが含まれていた。当該項目を除外した場合、業務費用は、主に投資関連費用の増加(ソフトウェアの償却の増加及び外貨換算の影響を含む。)により、421百万豪ドル、すなわち5パーセント増加した。

減損費用は、主に信用の質の改善に伴う利益が減少したことにより、2014年度から103百万豪ドル増加したが、一方で直接的な貸倒償却も増加した。全体的な資産の質は、年間を通じて改善し、ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、1.24パーセントから0.99パーセントに低下した。

2015年度の実効税率は、29.3パーセントであり、2014年度の29.0パーセントからわずかな増加となった。

2015年度の基本的1株当たり利益は、2014年度の1株当たり243.7豪セントに対し、1株当たり256.3豪セントであった。

取締役会は、普通株式1株当たり94豪セントの期末配当を決定した。当年度の通年の普通株式の配当額は、2014年度に宣言された普通株式配当額に対する3パーセントの増加に相当する187豪セントであり、配当性向は73.4パーセントであった。通年の普通株式配当金は、全額課税済みである。

-
- 1 詳細については、BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)の部門別の業績を参照のこと。
 - 2 2015年度において、デリバティブの評価方法が変更された。当該変更には、デリバティブの公正価値に対する資金調達評価調整(「FVA」)の初採用が含まれる。当該変更の影響により、122百万豪ドル(税引前)の損失が発生し、利息以外の収益が減少した。

(a) 損益計算書の概観

i. 純利息収益

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
受取利息	32,295	32,248
支払利息	(18,028)	(18,706)
純利息収益	14,267	13,542
純利息収益の増/(減)		
取扱高の変動によるもの	878	802
金利の変動によるもの	(153)	(81)
純利息収益の変動	725	721

純利息収益は、2014年度から725百万豪ドル、すなわち5パーセント増加した。その主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・純利息収益（財務部門及びマーケット部門を除く。）が、平均利付資産の6パーセントの増加及び当行グループの純利鞘（財務部門及びマーケット部門を除く。）の2ベース・ポイントの増加を反映して863百万豪ドル、すなわち7パーセント増加した。
- ・財務部門及びマーケット部門の純利息収益は、流動資産ポートフォリオ管理及びバランスシート管理に関連する財務部門の利益の減少に伴って全体で138百万豪ドル、すなわち25パーセント減少した。

貸付金合計は、2014年度から430億豪ドル、すなわち7パーセント増加した。為替換算の影響を除外した場合、貸付金合計は、387億豪ドル、すなわち7パーセント増加した。

貸付金合計の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの住宅ローンが248億豪ドル、すなわち7パーセント増加した（市場全体¹の0.8倍）。新規の貸付高は、年間を通じて13パーセント増加した。顧客が持家住宅ローンに移行した影響を除外した場合、投資用不動産向け貸付の増加率は、10パーセント²を下回った。
- ・オーストラリアの個人向けローン及びカードが、オートローン及び個人向け貸付の増加により、10億豪ドル、すなわち5パーセント増加した。
- ・オーストラリアの事業向け貸付が86億豪ドル、すなわち市場全体¹の1.2倍となる6パーセント増加した。機関投資家向け貸付の増加は、主にインフラ及び金融サービスの各セグメントにおけるものであった。ウエストパックRBB及びセント・ジョージにおいては4パーセントの増加であり、そのうち新規の貸付けは11パーセントの増加であった。
- ・ニュージーランドの貸付けが、46億ニュージーランド・ドル、すなわち7パーセント増加した。抵当権付住宅ローンは、6パーセント（市場全体³の0.8倍）増加し、事業向け貸付は8パーセント（市場全体と同水準）増加した。
- ・その他の国外向け貸付金が32億豪ドル、すなわち23パーセント増加した。外貨換算の影響を除外した場合、その他の国外向け貸付金は、1億豪ドル増加した。長期貸付の増加は、貿易金融の取引高の減少によって相殺された。

顧客預金合計は、2014年度から179億豪ドル、すなわち4パーセント増加した。為替換算の影響を除外した場合、顧客預金は、147億豪ドル、すなわち4パーセント増加した。

顧客預金合計の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの顧客預金が、172億豪ドル、すなわち5パーセント増加したこと。当年度において、個人預金は、市場全体⁴と同程度の増加であった。金融機関及び非金融機関の預金は、関連する流動性カバレッジ比率（「LCR」）の数値を反映した金利の調整に伴って緩やかな増加となった。オーストラリアの無利息預金は、住宅ローン相殺口座の増加に伴って増加した。
- ・より質の高い預金に注力したことにより、ニュージーランドの顧客預金が、25億ニュージーランド・ドル、すなわち5パーセント増加したこと。
- ・その他の国外の顧客預金が、24億豪ドル減少したこと。

譲渡性預金は、当該預金による短期大口資金調達の減少を反映して、34億豪ドル、すなわち7パーセント減少した。

- 1 出典：オーストラリア準備銀行（RBA）
 2 APRAによる投資用不動産向け貸付の増加率基準値10パーセントに基づき測定。
 3 出典：ニュージーランド準備銀行（RBNZ）
 4 出典：APRA

・ 利幅及び利鞘

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
当行グループ		
純利息収益	14,267	13,542
平均利付資産	683,814	647,362
平均利付負債	640,628	606,553
平均無利息純資産、負債及び株主持分	43,186	40,809
利幅 ¹	1.91%	1.90%
無利息純資産、負債及び株主持分の利得 ²	0.18%	0.19%
純利鞘 ³	2.09%	2.09%

- 1 ここにいう利幅とは、すべての利付資産の平均利回りとすべての利付負債の平均利回りの差である。
 2 無利息純資産、負債及び株主持分の利得は、すべての利付負債の平均利回りを、平均利付資産に占める無利息純資産の平均額に適用することにより決定される。
 3 純利鞘は、純利息収益を平均利付資産で除して計算される。

2015年度の純利鞘は、2.09パーセントであり、2014年度から横ばいであった。利鞘の変動の主な要因は以下のとおりであった。

- ・資産の利幅に由来する8ベース・ポイントの減少。その主な要因は、抵当権付住宅ローンをめぐる競争の激化であった。事業向け貸付、機関投資家向け貸付及び無担保貸付けの利幅も低下した。
- ・財務部門及びマーケット部門に由来する2ベース・ポイントの減少。これは、財務部門における流動資産ポートフォリオ管理及びバランスシート管理からの収益の減少を反映していた。
- ・2015年1月1日以降の新たなLCR要件の遵守を目的とした高品質の流動資産の保有の増加、及び約定付流動性ファシリティ(「CLF」)手数料(料率15ベース・ポイント)による、2ベース・ポイントの減少。
- ・2014年度の資本収支に係るヘッジ・レートの低下の影響による、資本及びその他からの1ベース・ポイントの減少。当該減少は、2015年度の間配当金に係るDRP及びDRPの一部引受による資本の増加によって部分的に相殺された。これらは、以下によって相殺された。
- ・資金調達費用の減少に伴う13ベース・ポイントの増加。これには、以下のものが含まれていた。
 - 長期資金調達費用の減少に伴う3ベース・ポイントの増加。これは、新規の長期優先債発行の発行条件が、満期を迎えた債券を下回ったことによる。
 - 顧客預金の影響による10ベース・ポイントの増加。これは主に、定期預金口座及び貯蓄口座の利幅の改善によるものであった。

・ 利息以外の収益

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
受取手数料	2,942	2,926
資産管理及び保険業務による収益	2,228	2,254
トレーディング収益	964	1,017
その他の収益	1,241	198
利息以外の収益	7,375	6,395

2015年度の利息以外の収益は、2014年度から980百万豪ドル、すなわち15パーセント増となる7,375百万豪ドルであった。当該増加は主に、BTIM持分の一部売却及び受取手数料の増加によるものであったが、資産管理及び保険業務による収益並びにトレーディング収益の減少によって部分的に相殺された。

2015年度の受取手数料収益は、2014年度から16百万豪ドル、すなわち1パーセント増となる2,942百万豪ドルであった。当該増加は、主に事業向け貸付手数料及び機関投資家向け手数料の増加並びにロイズの買収の通年の影響によるものであった。クレジットカード収益は、主にウエストパック・ニュージーランドのエアポイント・ロイヤルティ・プログラムの立上げに関連するプロモーション・ポイント付与を反映して減少した。

2015年度の資産管理及び保険業務による収益は、2014年度から26百万豪ドル、すなわち1パーセント減となる2,228百万豪ドルであった。当該減少は主に、以下によるものであった。

- ・ プラスの純流入額の恩恵、運用ファンド（「FUM」）/管理ファンド（「FUA」）の平均残高の増加、及び生命保険の正味経過保険料の12パーセントの増加による、ファンド管理及び生命保険の収益の増加。

当該増加は、株式の一部売却及び持分会計への移行¹に関連するBTIM収益の減少、運用報酬収益の減少、損害率のわずかな増加並びに帳簿価額の増加に伴う保険金請求の増加によって相殺された。

- ・ 主に深刻な気象事象に関連した保険金請求の増加（65百万豪ドル）に起因する損害保険収益の減少。当該減少は、家財保険の売上に後押しされた総計上収入保険料の6パーセントの増加によって部分的に相殺された。

2015年度のトレーディング収益は、2014年度から53百万豪ドル、すなわち5パーセント減少し、964百万豪ドルとなった。当該減少は、デリバティブの評価調整の方法の変更²に伴う122百万豪ドルの損失を反映したものであり、これは、マーケット部門の売上げ及びトレーディング収益の増加を相殺してなお余りあるものであった。パプア・ニューギニアにおける外国為替管理の導入に伴って外国為替収益が減少したことにより、ウエストパック・パシフィックのトレーディング収益への貢献も減少した。

2015年度において、その他の収益は、2014年度から1,043百万豪ドル、すなわち527パーセント増となる1,241百万豪ドルであった。当該増加は主に、BTIM持分の一部売却による1,036百万豪ドルの実現利益及び資産売却益の増加によるものであった。

1 詳細については、BTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）の部門別の業績を参照のこと。

2 2015年度において、デリバティブの評価方法が変更された。当該変更には、デリバティブの公正価値に対する資金調達評価調整（「FVA」）の初採用が含まれる。当該変更の影響により、122百万豪ドル（税引前）の損失が発生し、利息以外の収益が減少した。

iv. 業務費用

	2015年 百万豪ドル	2014年 ¹ 百万豪ドル
給与及びその他の人件費	4,704	4,571
設備及び賃借費用	954	904
テクノロジー費用	2,288	1,574
その他の費用	1,527	1,498
業務費用合計	9,473	8,547
業務費用合計/純業務収益比率	43.8%	42.9%

1 過年度の数値は、2015年度における事業構造の変更を反映して再表示されている。

業務費用は、2014年度から926百万豪ドル、すなわち11パーセント増加した。当該業績の主な要因は、以下のとおりであった。

- ・技術投資費用の会計処理方法の変更に伴う、テクノロジー及びIT設備費用の505百万豪ドル、すなわち32パーセントの増加。投資関連費用の増加に伴う2014年度からの増加は、118百万豪ドル、すなわち1パーセントであった。
- ・外貨換算による51百万豪ドル、すなわち1パーセントの貢献。当該貢献は、以下によって一部相殺された。
- ・株式の一部売却及び持分会計¹への移行に関連するBTIM費用の減少。
- ・生産性向上による恩恵239百万豪ドル(3パーセント)の計上。

給与及びその他の人件費は、2014年度から133百万豪ドル、すなわち3パーセント増となる4,704百万豪ドルであった。当該実績は、毎年の給与引上げの通年の影響を反映したものであるが、生産性イニシアチブによるFTEの削減並びに株式の一部売却及び持分会計への移行に関連するBTIM費用の減少によって部分的に相殺された。

設備及び賃借費用は、2014年度から50百万豪ドル、すなわち6パーセント増となる954百万豪ドルであった。当該増加は、以下に起因した。

- ・不動産の売却に伴って当グループが地主からテナントへと変化したこと及び賃料固定リース²のバランスのオフィスの移転による賃借料の増加。
- ・バンク・オブ・メルボルンの12の新支店への投資。

テクノロジー費用は、714百万豪ドル、すなわち45パーセント増となる2,288百万豪ドルであった。当該増加は、以下に起因した。

- ・テクノロジー費用、IT設備の減価償却及び減損費用の623百万豪ドル、すなわち40パーセントの増加(技術投資の会計処理方法の変更の影響(505百万豪ドル)を含む。)、並びに
- ・ソフトウェアのライセンス及び規模に関する費用の増加。

その他の費用は、2014年度から29百万豪ドル、すなわち2パーセント増となる1,527百万豪ドルであった。
当該増加は、以下に起因するものであった。

- ・主にクレジットカード及びデジタル関連詐欺が増加したこと、並びに2014年度におけるベル訴訟に関する引当金75百万豪ドルの戻入れが当期においては発生しなかったことに伴う、貸付以外の損失の97百万豪ドルの増加。
- ・外部委託された業務の費用の増加に関連する専門サービス費用。これらは、以下によって部分的に相殺された。
- ・2014年度に行われ、2015年度においては発生しなかった、ウエストパック200周年基金への拠出100百万豪ドル。

- 1 詳細については、BTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）の部門別の業績を参照のこと。
- 2 会計基準により、固定賃料が増加したリースを「定額法」で会計処理することが要求されており、年間の固定賃料の増加は、リース期間にわたって均等に繰り延べられる。当該調整により、将来における現金賃料の増加が繰り越され、リースの残存期間にわたって均一なプロファイルが創出される。

v. 減損費用

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
減損費用	753	650
平均総貸付金に対する減損費用（ベース・ポイント）	12	12

資産の質は、2015年度を通じて改善した。これには、新規の減損資産が低いレベルで抑制されたことが含まれ、これに伴い平均総貸付金額に対する減損費用の割合は、12ベース・ポイントで安定していた。減損費用は低水準となったものの、減損費用は、一括評価引当金の増加により年間を通じて増加した。バランスシート引当金は広範囲にわたって維持され、一括評価引当金は49百万豪ドル増加し、また、個別評価引当金は、既存の減損資産の処理により、198百万豪ドル減少した。2015年度を通じてエコノミック・オーバーレイの変動はわずかであり（1百万豪ドル）、2015年9月30日現在の残高は、388百万豪ドルであった。

減損費用は、2014年度から103百万豪ドル増となる753百万豪ドルであった。

主な変動には、以下のものが含まれていた。

- ・新規個別評価引当金の118百万豪ドルの減少が、戻入れ及び回収の2014年度に対する111百万豪ドルの減少によって相殺されたこと。
- ・新規一括評価引当金の合計が、2014年度から110百万豪ドル増加したこと。貸倒償却額は、取得したロイズのポートフォリオにおける引当金慣行の統一及びウエストパックRBBの無担保ポートフォリオの増加によって2014年度から91百万豪ドル増加した。一括評価引当金のその他の変動としては、ポートフォリオの質が緩やかに改善したことによる若干の利益があった。

vi. 法人税等

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
法人税等	3,348	3,115
税引前利益に対する課税率（実効税率）	29.3%	29.0%

2015年度の法人税等は、2014年度から233百万豪ドル、すなわち7パーセント増となる3,348百万豪ドルであった。2015年度の実効税率は、2014年度の29.0パーセントから29.3パーセントに増加した。当該増加は主に、2014年度において過年度の課税に関する事項が最終決定されたが、当期においては当該事由が生じなかったことによる。

(b) 貸借対照表の概観

連結貸借対照表データの要約

貸借対照表の内訳の詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に記載する。

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
現金及び中央銀行預け金	14,770	25,760
他の金融機関に対する債権	9,583	7,424
金融派生商品	48,173	41,404
商品有価証券、公正価値で測定する 金融資産及び売却可能有価証券	82,287	81,933
貸付金	623,316	580,343
生命保険に関する資産	13,125	11,007
その他の資産合計	20,902	22,971
資産合計	812,156	770,842
他の金融機関に対する債務	18,731	18,636
預金及びその他の借入金	475,328	460,822
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	9,226	19,236
金融派生商品	48,304	39,539
発行済債券	171,054	152,251
生命保険債務	11,559	9,637
その他の負債合計	10,199	10,526
借入資本を除く負債合計	744,401	710,647
借入資本合計 ¹	13,840	10,858
負債合計	758,241	721,505
純資産額	53,915	49,337
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有 者に帰属する株主持分合計	53,098	48,456
非支配持分	817	881
株主持分及び非支配持分合計	53,915	49,337
平均残高		
資産合計	798,703	737,124
貸付金及びその他の債権 ²	594,200	559,789
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有 者に帰属する株主持分合計	49,361	46,477
非支配持分	854	862

1 2015年度におけるウエストパック・キャピタル・ノート3（ウエストパックCN3）、2014年度におけるウエストパック・キャピタル・ノート2（ウエストパックCN2）並びに2015年度及び2014年度におけるウエストパック・キャピタル・ノート（ウエストパックCN）、ウエストパック転換優先株式（ウエストパックCPS）及び2004年度信託優先証券（2004年度TPS）を含む。

2 その他の債権には、その他の資産、現金及び中央銀行預け金が含まれる。

資産

2015年9月30日現在の資産合計は、2014年9月30日から413億豪ドル、すなわち5パーセント増となる8,122億豪ドルであった。当年度中の特筆すべき変動には、以下のものが含まれていた。

- ・現金及び中央銀行預け金が、この形態により保有されている流動資産の減少を反映して、110億豪ドル、すなわち43パーセント減少したこと。
- ・他の金融機関に対する債権が22億豪ドル、すなわち29パーセント増加したこと。当該増加は主に、為替スワップ及び先物取引に関連してデリバティブ取引の相手方に対して差し入れられる担保が増加したことによる。
- ・商品有価証券、公正価値で測定するその他の金融資産及び売却可能有価証券が4億豪ドル、すなわち0.4パーセント増加したこと。LCRの目的において保有する流動資産は、47億豪ドル増加したが、トレーディング目的で保有する債券の43億豪ドルの減少によって部分的に相殺された。
- ・金融派生商品関連の資産が、主にクロスカレンシー・スワップ及び先渡契約に対する外貨換算の影響により68億豪ドル、すなわち16パーセント増加したこと。当該増加は、中央で清算される取引に係るネットティングの増加によって相殺された。
- ・貸付金が430億豪ドル、すなわち7パーセント増加したこと。詳細については下記の貸付金の質の項を参照のこと。
- ・生命保険に関する資産が21億豪ドル、すなわち19パーセント増加したこと。これは、2つの運用ファンドが連結されたことによる。

負債及び株主持分

2015年9月30日現在の負債合計は、2014年9月30日現在から367億豪ドル、すなわち5パーセント増となる7,582億豪ドルであった。当年度中の特筆すべき変動には、以下のものが含まれていた。

- ・預金及びその他の借入金が145億豪ドル、すなわち3パーセント増加したこと。オーストラリアの預金は、172億豪ドル増、ニュージーランドの預金は31億豪ドル増、その他国外の預金は24億豪ドル減、譲渡性預金は34億豪ドル減となった。
- ・現先取引を通じた証券による資金調達減少により、損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債が100億豪ドル、すなわち52パーセント減少したこと。
- ・金融派生商品関連の負債が88億豪ドル、すなわち22パーセント増加したこと。これは主に、クロスカレンシー・スワップ及び先渡契約に対する外貨換算の影響によるものであったが、当該増加は、中央で清算される取引に係るネットティングの増加によって相殺された。
- ・追加の長期債及び短期債の発行を反映して、発行済債券が188億豪ドル、すなわち12パーセント（外貨換算の影響を除外した場合は、80億豪ドル、すなわち5パーセント）増加したこと。
- ・2つの運用ファンドが連結されたことにより、生命保険債務が19億豪ドル、すなわち20パーセント増加したこと。
- ・ウエストパック・キャピタル・ノート3（追加的Tier 1資本）13億豪ドルの発行、下位劣後債10億豪ドルの発行及び外貨換算の影響を反映して借入資本が30億豪ドル、すなわち27パーセント増加したこと。

株主持分は、利益剰余金（配当金支払額控除後）、BTIMの持分の一部売却による利益、並びに2014年度の
 期末配当金に係るDRP及び2015年度の間配当金に係るDRP及び一部引受に基づく株式の発行を反映して46億
 豪ドル、すなわち9パーセント増加した。

貸付金の質

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
総貸付金合計¹	626,344	583,516
平均総貸付金		
オーストラリア	526,378	492,670
ニュージーランド	62,508	58,428
その他国外	15,906	13,125
平均総貸付金合計	604,792	564,223

1 総貸付金は、関連する減損引当金控除前の数値で表示されている。

総貸付金合計は、当行グループの2015年9月30日現在の資産合計の77パーセント（2014年度は76パーセント）に相当した。

2015年度におけるオーストラリア及びニュージーランドの平均総貸付金額は、2014年度の5,511億豪ドルから378億豪ドル、すなわち7パーセント増となる5,889億豪ドルであった。当該増加は、主にオーストラリアの住宅ローン及び事業向け貸付の増加によるものであった。

2015年度のその他の国外の平均貸付金額は、2014年度の131億豪ドルから28億豪ドル、すなわち21パーセント増となる159億豪ドルであった。これは主に、長期貸付の増加によるものであった。

2015年9月30日現在の貸付金の約14.0パーセントが1年以内に満期を迎え、23.1パーセントが1年から5年の間に満期を迎える。消費者向け貸付は、5年後以降に満期を迎える貸付金ポートフォリオの大部分を占めている。

9月30日現在	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
減損貸付金		
不良債権 ¹ ：		
総額	1,593	2,030
減損引当金	(689)	(862)
純額	904	1,168
条件緩和貸付金：		
総額	39	93
減損引当金	(16)	(44)
純額	23	49
延滞期間が90日超の当座貸越、個人向け貸付金及びリ ボルピング与信枠：		
総額	263	217
減損引当金	(172)	(141)
純額	91	76
減損貸付金（純額）	1,018	1,293
貸付金及び信用契約に係る減損引当金		
個別評価引当金	669	867
一括評価引当金	2,663	2,614
貸付金及び信用契約に係る減損引当金合計	3,332	3,481
貸付金の質		
減損貸付金合計に対する減損貸付金に係る減損引当金 合計 ²	46.3%	44.8%
貸付金合計に対する減損貸付金合計	0.30%	0.40%
貸付金合計に対する貸付金及び信用契約に係る減損引 当金合計	0.53%	0.60%
減損貸付金合計に対する貸付金及び信用契約に係る減 損引当金合計	175.8%	148.8%
住宅ローン以外の稼働債権に対する一括評価引当金	1.2%	1.3%

1 不良債権は、内部のリスク評価で減損とされている、条件緩和資産を除く貸付金をいう。

2 減損貸付金に関連する減損引当金には、個別評価引当金及び一括評価引当金のうちの減損貸付金に関連する部分が含まれる。一括評価引当金のうちの減損貸付金に関連する部分は、2015年9月30日現在、208百万豪ドル（2014年度：180百万豪ドル）であった。当該合計金額は、かかる比率を決定するにあたり、総減損貸付金合計と比較される。

2015年度において、当行の貸付金ポートフォリオの質は改善した。2015年9月30日現在、減損貸付金合計が総貸付金合計に占める割合は、2014年9月30日現在の0.40パーセントから0.10パーセント減少し、0.30パーセントであった。

2015年9月30日現在、当行は、エクスポージャーが50百万豪ドルを超える、3件の減損した取引先を有しており、これらは合計で減損貸付金合計の15パーセントに相当した。これに対し、2014年度において、当行は、エクスポージャーが50百万豪ドルを超える5件の減損した取引先を有しており、これらは減損貸付金合計の22パーセントに相当した。2015年9月30日現在、50百万豪ドル未満で20百万豪ドルを超える、9件の減損エクスポージャーが存在していた(2014年度：9件の減損エクスポージャー)。

2015年9月30日現在、当行のエクスポージャーのうち77パーセントが投資適格又は担保付の消費者向け抵当権付住宅ローンのセグメントに対するものであり(2014年度：77パーセント)、2015年9月30日現在の当行のエクスポージャーのうち95パーセントがオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域におけるものであった(2014年度：95パーセント)。

当行は、2015年9月30日現在の減損貸付金に対する減損引当金の合計が減損貸付金カバレッジ合計に占める割合が、2014年9月30日現在の44.8パーセントに対して46.3パーセントであることから、当行の引当金が適切に維持されているものと考えている。2015年9月30日現在、貸付金及び信用契約に係る減損引当金合計が減損貸付金合計に占める割合は、2014年9月30日現在の148.8パーセントから175.8パーセントに増加した。2015年9月30日現在、貸付金及び信用契約に係る減損引当金合計が貸付金合計に占める割合は、2014年9月30日現在の0.60パーセントから0.53パーセントに低下した。

2015年9月30日現在、90日延滞消費者向け抵当権付住宅ローンが貸出残高に占める割合は、2014年9月30日現在の0.45パーセントから0.42パーセントに低下した。

2015年9月30日現在、その他の消費者向け貸付の返済遅延(クレジットカード及び個人向け貸付商品を含む。)が貸出残高に占める割合は、2014年9月30日現在の0.99パーセントから8ベース・ポイント増加して、1.07パーセントであった。

2015年9月30日現在の潜在的不良債権は、2014年9月30日現在の1,421百万豪ドルから、35パーセント減少し、923百万豪ドルとなった。潜在的不良債権の減少は主に、これらの資産の一部に係る格付けの引上げ又は返済によるものであった。

潜在的不良債権とは、いかなる損失も予想されていない稼働中の融資枠であるものの、顧客が現行の条件による負債の返済が困難となるような元利払い又は担保に関する重大な脆弱性を示し、かかる状況が改善されていない場合の融資枠をいう。潜在的不良債権は、信用に関する所定の枠組み及び方針(監視対象(watchlist)の使用を通じて行われている、融資枠の継続的な監視を含む。)を用いて特定される。

(c) 資本管理戦略

当行の手法では、ADIとして資本を適切に計上する必要性と、資本が割高な資金調達形態であるという事実の間のバランスを取ることを追求している。当行は、資本の充足性を決定する際及び資本管理計画を構築する際、効率性、柔軟性及び適切性のバランスをとる必要性を考慮する。

当行は、自己資本充実度に関する内部評価プロセス（ICAAP、Internal Capital Adequacy Assessment Process）を通じて、これらの考慮事項を評価する。かかるプロセスの主な特徴には以下のものが含まれる。

- ・ 望ましい自己資本比率、資本バッファ及び偶発事象対応計画を含む資本管理戦略の構築。
- ・ 経済的資本及び自己資本規制に関する要件の考慮。
- ・ 資本の算定、カバレッジ及び要件に対処するプロセス。かかるプロセスは、とりわけ不利な経済シナリオの影響を考慮するものである。
- ・ 格付機関並びに株式及び債券投資家といった、外部の利害関係者の見通しの考慮。

当行の自己資本比率は、APRAの最低自己資本比率要件を大きく上回っている。

(d) パーゼル資本協定

当行の自己資本比率に適用される規制上の上限は、国際決済銀行が公表した「より強靱な銀行及び銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（「パーゼル」）と合致している。この枠組みは、幅広いリスク区分及び先進的な測定プロセスを通じて自己資本の計算を裏付ける先進的なリスク管理慣行を反映している。

パーゼル 合意の規定に従い、APRAは当該枠組みをオーストラリアの市場に適用するために裁量を行使しており、また、とりわけオーストラリアの銀行に対して、信用リスク、オペレーショナル・リスク及び銀行勘定内において考慮される金利リスクにつき洗練されたモデルを利用するよう求めている。さらに、APRAは、自己資本の要素の計算についてもその裁量を行使している。新たなパーゼル 健全性基準は、2013年1月1日付けで発効した。

当行は、必要自己資本の測定に関してパーゼル 国際適正自己資本比率規制により認められた先進的なモデルを適用することをAPRAから認可されている。当行は、信用リスクに関して先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクに関して先進的測定手法（「AMA」）を、銀行勘定内での金利リスク（「IRRBB」）に関して内部モデルによる手法を使用している。効果的なリスク管理は、当行グループのすべてのレベルで実施される重要な活動とみなされている。APRAによる先進的手法の使用の認可により、すべてのリスク区分にわたって実施されてきたリスク管理慣行に幅広い変更が生じた。当行は、こうした変更による恩恵を最大限に享受するべく、これらの原則及び慣行を部門の日々の活動に組み込むことを、リスク管理の継続的な一面として認識している。

オーストラリアのリスク・ベースの自己資本のガイドラインは、バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）が合意した手法と概ね一致しているが、完全に合致するものではない。APRAは、オーストラリアのADIに対するバーゼル合意の枠組みの適用にあたって、その裁量権を行使したが、その結果、BCBSにより公表された最低基準よりも慎重な手法が採用されることとなった。APRAはまた、2013年1月1日より新たな基準を導入したが、BCBSが認める資本要件の引上げについて段階的な導入期間は設けられていない。当該裁量の適用により、資本比率の報告値は、他の法域において報告される資本比率と比べて小さくなる。

APRAのバーゼルの導入に伴い、オーストラリアの銀行は、4.5パーセント以上の普通株等Tier 1 資本比率、6.0パーセント以上のTier 1 資本比率、及び8.0パーセント以上の合計規制資本を維持することを求められている。普通株等Tier 1 資本比率は、一定の限度を条件に、払込済み株式資本、利益剰余金及び特定の積立金から構成され、特定の無形資産、資産計上された費用及びソフトウェア、並びに自己資本について連結されていない保険・資産運用子会社の投資及び利益剰余金は控除される。適格資本の残りの部分は、追加的Tier 1 資本又はTier 2 資本と定義され、一定の限度を条件に、強制転換社債、変動利付永久債及び類似の商品、並びに期限付劣後債が含まれ、当行の劣後債及び他の金融機関の劣後債の自行保有分に対する控除分が差引かれる。

下表は、9月30日現在の当行の規制上の自己資本比率の要約である。

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
普通株主持分	51,972	47,137
普通株主持分からの控除	(17,903)	(17,413)
控除後の普通株主持分合計	34,069	29,724
追加的Tier 1 資本	6,729	5,273
規制上のTier 1 資本純額	40,798	34,997
Tier 2 資本	6,942	5,902
Tier 2 資本からの控除	(206)	(198)
控除後のTier 2 資本合計	6,736	5,704
規制上の自己資本合計	47,534	40,701
信用リスク	310,342	281,459
市場リスク	10,074	8,975
オペレーショナル・リスク	31,010	29,340
銀行勘定内での金利リスク	2,951	7,316
その他の資産	4,203	4,297
リスク調整後資産合計	358,580	331,387
普通株等Tier 1 資本比率	9.5%	9.0%
追加的Tier 1 資本比率	1.9%	1.6%
Tier 1 資本比率	11.4%	10.6%
Tier 2 資本比率	1.9%	1.7%
規制上の自己資本比率合計	13.3%	12.3%

資本要件に影響を与える可能性のある将来における規制上の進展については、第一部 第2 3「事業の内容」(2) (b)「重要な改革事項」を参照のこと。

(e) 部門別の業績

2015年度において、当行の事業は、以下に挙げる5つの主要な顧客対面型事業部門から構成されていた。

- ・ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務(ウエストパックRBB)
- ・セント・ジョージ・バンキング・グループ(セント・ジョージ)
- ・BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)(BTFG)
- ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(WIB)
- ・ウエストパック・ニュージーランド

2015年6月、当行は、そのオーストラリアの消費者向け及び企業向け銀行業務について、新たな組織構造を採用する旨公表したが、2015年9月30日まで、決算及び財務成績は(当行内外において)引き続き既存の構造に基づいて報告された。2015年10月1日以降、当行は、以下の5つの主要な顧客対面型事業部門から構成される新たな組織構造に基づき報告を行う。

- ・コンシューマー・バンク：全ブランドにつきオーストラリアにおけるすべての消費者顧客との関係に責任を負う。
- ・コマーシャル・アンド・ビジネス・バンク：全ブランドにつきオーストラリアにおけるすべての企業顧客及び商業顧客との関係に責任を負う。
- ・BTファイナンシャル・グループ：当行グループの資産管理、保険及びプライベート・バンキング業務に責任を負う。
- ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク：機関投資家顧客及び法人顧客との関係、並びにアジア及び太平洋地域を含む当行グループの国際事業について責任を負う。
- ・ウエストパック・ニュージーランド：ニュージーランドのすべての顧客セグメントについて責任を負う。

当行グループのその他の部門には、顧客及び企業向けサービス部門、財務部門、グループ・テクノロジー部門並びにコア・サポート部門が含まれる。

会計基準AASB第8号「事業セグメント」により、当行の主要意思決定者に内部的に提供される情報と合致する方式で各セグメントの業績を表示することが求められている。当行の業績(部門ごとの業績を含む。)を評価するにあたり、当行は、「現金利益」と呼ばれる業績指標を使用する。現金利益にはAASに基づき決定される純利益に反映されている非現金項目が含まれているため、現金利益は、現金主義会計に基づき決定されるキャッシュ・フロー又は純利益の指標とはならない。現金利益を算出するため、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益につき現金項目と非現金項目の両方を含む具体的な調整が行われ、その内容は以下のとおりである。現金利益は、継続事業によって創出され、株主に分配可能な利益の水準の指標とみなされる。経営陣の見解においては、この調整を用いることにより、当行グループがより効果的に当年度の業績を前年度の業績と比較して評価することが可能になり、また、事業部門間及び同業他社間での業績の比較を行うことが可能となる。

各事業部門のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に対する現金利益調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2に記載されている。

現金利益を決定するにあたり、法定業績について以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ 当行の主要意思決定者が継続事業を反映していないと判断する重要項目。
- ・ 無形資産の償却、自己株式の影響及び経済的ヘッジの影響等、配当を提案する時点で考慮されない項目。
- ・ 法定業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替え。

別途記載の無い限り、本項における当行の部門別の業績に関する議論は、現金利益ベースで行われている。現金利益は、本書の他の箇所において表示されている法定業績と直接比較することはできない。

報告される業績に対する現金利益調整の概要は、以下のとおりである。

- ・ BTIMの一部売却 2015年度中、当行グループは、保有するBTIM株式の一部売却と連結解除に伴う多額の利益を認識した。当該利益は、その金額と継続事業に影響を与えない点を踏まえて現金利益調整として扱われている。
- ・ 資産計上されたテクノロジー・コストの残高 当行グループのテクノロジー・デジタル戦略の変更、技術の急速な変化及び規制要件の発生により、会計上多数の変更が行われた。これには、3年超の耐用年数を有する既存の資産の大部分につき加速償却法を採用すること、規制要件が変更された場合に規制プログラム関連資産につき資産計上された費用を償却すること、及びより多くのプロジェクト費用を直接的に費用計上することが含まれる。当年度において該当する資産の簿価の引下げにつながるものが認識された費用は、その金額及び継続事業を反映していない点を踏まえ、現金利益調整として扱われている。
- ・ 無形資産の償却 - セント・ジョージとの合併、並びにジェイ・オー・ハンプロ・キャピタル・マネジメント（「JOHCM」）及びロイズの買収の結果、識別可能無形資産が認識された。また、BTIMの持分会社の開始により、関連会社に対する投資の簿価において、みなし識別可能無形資産が認識された。認識された無形資産は、コア預金、顧客関係、運用契約及び販売関係に関連するものであった。当該無形資産項目は、4年から20年の耐用年数にわたって償却される。無形資産（資産計上されたソフトウェアを除く。）の償却は、非キャッシュ・フロー項目であり、株主に対する現金配当に影響を与えないため、現金利益調整となる。
- ・ 買収、取引及び統合費用 - ロイズの買収に関連する費用は、統合期間後の取得事業について予想される利益を反映していないため、現金利益調整として扱われている。
- ・ ロイズの税務調整 - ロイズの買収に由来する税務調整は、当行のロイズの買収及び統合費用の取扱いと同様に現金利益調整として扱われている。

- ・ (AASに基づくヘッジ会計の対象とならない) 経済的ヘッジに係る公正価値は、以下から成る。
 - 利息以外の収益に影響を与える将来のニュージーランド業務の利益の為替ヘッジに係る未実現の公正価値(利益)/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該(利益)/損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。
 - 発生主義で会計処理される期限付きの資金調達取引のヘッジに係る未実現の公正価値(利益)/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該(利益)/損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。
- ・ 非有効ヘッジ 非有効ヘッジの(利益)/損失は、当該年度の現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該ヘッジの公正価値の変動に由来する利益又は損失が時間の経過とともに戻し入れられ、当行グループの利益に長期的な影響を与えないためである。
- ・ 自己株式 AASに基づき、当行グループが運用ファンド及び生命保険業務において保有する当行の株式は自己株式とみなされ、報告される業績において当該株式の保有による損益を収益認識することは認められていない。当該損益は、当行グループの利益に不均衡な影響を与えていないことを保証するため、現金利益を算出するにあたり、組み入れられる。これは、収益を計上するにあたり再評価される保険契約者の負債及びエクイティ・デリバティブ取引を自己株式が裏付けているためである。
- ・ 政府保証債の買戻し 当行グループは、一部の政府保証債を買い戻し、これにより、政府保証手数料の支払額が減少した(70ベース・ポイント)。買戻しを行うにあたって、現行の金利と当該債券が最初に発行された時点の金利の差異を反映した費用が発生した。報告される業績において、発生した当該費用は、買戻しの時点で認識された。現金利益について、発生した当該費用は、買い戻された債券の当初の期間にわたって償却されたが、70ベース・ポイントの手数料の減額分も同様に買い戻された債券の残存期間にわたって償却された。現金利益調整は、報告される業績と現金利益のタイミングにずれを生じさせている。
- ・ ウエストパック200周年基金への拠出 - 2014年度中、当行グループは、ウエストパック200周年基金の設立のための資金を拠出した。当該拠出は、その金額及び継続事業を反映していない点を踏まえ、現金利益調整として扱われている。
- ・ 過年度の税金 - 2011年度中、当行グループが従前において行った取引に係る特定の税務ポジションについて引当金が計上された。現在では課税に関する多くの事項が解決されていることから、不要となった当該引当金は戻し入れられている。計上された引当金は、現金利益調整として扱われたが、当該引当金の戻入れも同様に扱われた。

- ・ ベル訴訟の引当金 - 2012年度において、当行グループは、長期にわたるベル訴訟について追加の引当金を認識した。当該引当金は、その金額、発生経緯及び継続事業を反映していない点を踏まえ、当時、現金利益調整として扱われた。2014年度において、ベル訴訟につき和解が成立し、不要となった引当金の戻入は、現金利益調整として扱われた。
- ・ 金融商品の公正価値償却 - セント・ジョージとの合併の会計処理の結果、セント・ジョージの個人向け銀行ローン、預金、大口資金調達及び関連するヘッジの公正価値調整が認識された。これらの公正価値調整は、原取引の有効期間にわたって償却される。これらの調整の償却は、株主への現金配当に影響を与えない非キャッシュ・フロー項目に関連するタイミングのずれとみなされるため、現金利益調整として扱われている。
- ・ 報告される業績に影響を与えない個別項目間の会計上の組替えは、以下から成る。
 - 保険契約者の税金還付 - 生命保険業務に関するAAS（保険契約者の税金還付）を遵守するためにグロスアップされる所得及び税金の金額は、現金利益ベースで所得及び税金費用を計上する際に戻し入れられる。
 - オペレーティング・リース - AASに基づき、オペレーティング・リースに係る賃貸料は、リース対象となる資産の減価償却費を含めて表示される。当該金額は、現金利益ベースで利息以外の収益及び業務費用を算出する際に相殺される。

当該情報の表示にあたっては、オーストラリア証券投資委員会の規制ガイド230に規定の指針を遵守している。

部門別の現金利益及び資産

下記の表は、当行の事業の各主要部門について、2015年9月30日及び2014年9月30日に終了した各事業年度の期末における現金利益及び資産合計を示したものである。当行の地域及び事業セグメントごとの開示、並びにウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に関する調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。

事業部門別現金利益

	2015年 百万豪ドル	2014年 ¹ 百万豪ドル
ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務	2,788	2,583
セント・ジョージ・バンキング・グループ	1,688	1,575
BTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）	904	900
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	1,286	1,467
ウエストパック・ニュージーランド	851	790
その他の部門	303	313
現金利益合計	7,820	7,628

1 過年度の数値は、2015年度における事業構造の変更を反映して再表示されている。

事業部門別資産合計

	2015年 十億豪ドル	2014年 十億豪ドル
ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務	291.6	276.6
セント・ジョージ・バンキング・グループ	188.1	175.3
BTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）	35.8	31.8
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	123.7	118.9
ウエストパック・ニュージーランド	71.5	65.9
その他の部門	101.5	102.3
資産合計	812.2	770.8

経営陣に対して報告される部門別の業績を提示するにあたり、内部費用と移転価格の調整は、法人格ではなく経営の枠組みを反映する形で各部門の業績に含まれている（これらの業績を個別の法人の業績と比較することはできない。）。経営陣への報告の枠組み又は会計上の分類に変更があった場合、比較対象年度の業績が修正され、従前において報告された業績と異なる可能性がある。

当行の内部移転価格の枠組みは、リスク移転、収益性の測定、資本配分及び事業ユニットの配置を円滑化するものであり、当行が事業を行う法域に合わせて調整されている。移転価格により、当行の商品及び部門の当行グループの利鞘に対する相対的貢献、並びに業績のその他の特徴を測定することが可能となる。当行の移転価格の枠組みの主要な要素は、金利及び流動性リスクに係る資金移転価格、並びに通常及び臨時の流動性費用の配分（資本配分を含む。）である。

a. ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務

ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務（「ウエストパックRBB」）は、ウエストパックのブランドの下、オーストラリアにおける消費者顧客、中小企業顧客、商業顧客及び農業事業顧客向けの販売及びサービス（取扱金額が最大で約100百万豪ドルであるものをいう。）を担う。

事業は、ウエストパックRBBの支店、コール・センター、ATM、EFTPOSターミナル、インターネット/モバイル・バンキング・サービス、ビジネス・バンキング・センター、及び同部門の専門の消費者・企業顧客関係担当マネジャーのネットワークを通じて行われている。また、キャッシュ・フロー、貿易金融、トランザクション・バンキング、金融市場、不動産ファイナンス及び資産管理の専門家からのサポートも提供されている。

ウエストパックRBBは、一部の金融サービス商品の販売及びサービスについてBTFG及びWIBとも総合的に協力している。当該商品に関連する収益の大部分は、当該商品のオリジネーターであるBTFG及びWIBにおいて留保される。

ウエストパックRBBの業績

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
純利息収益	6,395	5,953
利息以外の収益	1,457	1,441
純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)	7,852	7,394
業務費用	(3,397)	(3,266)
減損費用	(471)	(436)
税引前利益	3,984	3,692
法人税等	(1,196)	(1,109)
当期現金利益	2,788	2,583
現金利益調整純額	-	-
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	2,788	2,583
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	173.8	162.5
貸付金	286.0	270.7
資産合計	291.6	276.6
業務費用合計/純業務収益比率	43.3%	44.2%

ウエストパックRBBの現金利益は、205百万豪ドル、すなわち8パーセント増加した。

純利息収益は、平均利付資産の4パーセントの増加及び純利鞘の7ベシス・ポイントの改善により、7パーセント増加した。

- ・利鞘の増加は、定期預金及び貯蓄預金の金利改定に伴い預金の利幅が改善したことによる。利鞘は、預金構成の有利な変動及び大口資金調達費用の減少にも後押しされた。
- ・資産の利幅は、抵当権付住宅ローン及び事業向け貸付における新規の貸付けをめぐる競争によって減少した。
- ・貸付けは、153億豪ドル、すなわち6パーセント増加した。抵当権付住宅ローンは、131億豪ドル、すなわち6パーセント増加し、当該増加の主な原動力となった。事業向け貸付は、中小企業顧客の7パーセントの増加により4パーセント増加したが、その他の貸付けは、個人向け貸付の増加がクレジットカードの取扱高の減少を相殺したことから、1億豪ドルの増加となった。
- ・預金は、113億豪ドル、すなわち7パーセント増加した。当該増加は、消費者預金口座、企業の決済用口座及びオンライン口座における預金残高の増加によるものであったが、定期預金の減少によって一部相殺された。住宅ローン相殺口座は増加を続け、27パーセント増となった。

利息以外の収益は、16百万豪ドル、すなわち1パーセント増加したが、当該増加の大部分は、より多くの消費者及び企業顧客が積極的に為替リスクの管理に取り組んだこと、並びに事業向け貸付の増加に伴って企業ライン手数料が増加したことによる。当該増加は、2014年度における価格改定に伴うクレジットカード収益の減少によって部分的に相殺された。

業務費用は、4パーセント増加したが、当該増加の大部分は投資費用（償却費用の増加を含む。）に関連するものであった。給与及びその他毎年の給与の引上げは、生産性向上による費用削減によってその大部分が相殺された。

ストレスを受けた資産の合計及び消費者の返済遅延が減少したことから、資産の質はさらに改善された。減損費用は、戻入れの減少とポートフォリオの拡大により35百万豪ドル増加した。

b. セント・ジョージ・バンキング・グループ

セント・ジョージ・バンキング・グループ（「セント・ジョージ」）は、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下、オーストラリアにおける消費者顧客、中小企業顧客及び法人顧客（最大で150百万豪ドルの融資枠を有する事業者をいう。）に対する販売及びサービスを担う。

事業は、セント・ジョージの支店、第三者の代理店、コール・センター、ATM、EFTPOSターミナル、インターネット/モバイル・バンキング・サービス、ビジネス・バンキング・センター、並びに専門の消費者及び企業顧客関係マネジャーのネットワークを通じて行われている。キャッシュ・フロー、貿易金融、トランザクション・バンキング、自動車及び設備金融、金融市場、不動産金融、並びに資産管理の専門家からのサポートも提供されている。

セント・ジョージは、一部の金融サービス商品の販売及びサービスについてBTFG及びWIBとも総合的に協力している。当該商品に関連する収益の大部分は、当該商品のオリジネーターであるBTFG及びWIBにおいて留保される。

セント・ジョージの業績

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
純利息収益	3,768	3,531
利息以外の収益	555	515
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	4,323	4,046
業務費用	(1,629)	(1,559)
減損費用	(280)	(236)
税引前利益	2,414	2,251
法人税等	(726)	(676)
当期現金利益	1,688	1,575
現金利益調整純額	(126)	(125)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	1,562	1,450
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	96.2	93.5
貸付金	181.1	168.3
資産合計	188.1	175.3
業務費用合計/純業務収益比率	37.7%	38.5%

セント・ジョージの現金利益は、7パーセント増となる1,688百万豪ドルであったが、これは、取引量の堅調な増加、純利鞘の優れた管理及びロイズの通年の影響（16百万豪ドル）によるものであった。

純利息収益は、平均利付資産の7パーセントの増加及び2.29パーセントと安定していた純利鞘に後押しされ、237百万豪ドル、すなわち7パーセント増加した。

- ・利鞘は、預金の利幅の増加（とりわけ定期預金）が資産の利幅の減少によって相殺されたことから、年間を通じて横ばいであった。
- ・貸付けは、128億豪ドル、すなわち8パーセント増加した。
 - 抵当権付住宅ローンは、106億豪ドル増加した（8パーセント増）。増加は、すべてのブランド及び独自の販売網（とりわけヴィクトリア州において市場全体を上回る成長を続けているバンク・オブ・メルボルン）において達成された。
 - 投資不動産向け貸付は、規制要件との関連で減少した。
 - 事業向け貸付は、主に商業用不動産及び中小企業について、当期を通じて4パーセント増加した。
 - その他の貸付けは、自動車ローン及びクレジットカードの増加により、8パーセント増加した。
- ・預金は、27億豪ドル、すなわち3パーセント増加した。増加の大部分は、通知預金及び決済用口座（住宅ローン相殺口座を含む。）におけるものであった。同部門が利鞘の維持に注力し、LCRの高い預金の増加を優先したことから、預金残高の増加は年間を通じて一層緩やかなものとなった。これに伴い、企業向け定期預金が減少した。

利息以外の収益は、40百万豪ドル、すなわち8パーセント増加したが、当該増加の半分近くは、企業ライン手数料の増加に由来するものであった。ロイズの買収の通年の影響の恩恵等により、その他の貸付けの手数料も増加した。

業務費用は、70百万豪ドル、すなわち4パーセント増加したが、そのうちロイズによる通年の影響に起因するものは29百万豪ドルであった。実行費用の増加は、生産性向上の恩恵によって相殺されたが、費用の増加の大半は、以下を含む投資の増加に由来するものであった。

- ・バンク・オブ・メルボルンの拡大による、年間を通じた費用の約32百万豪ドルの増加（12の新支店、従業員数の増加及び減価償却の増加を含む。）。
- ・新たな支店形式（「フレッシュ・スタート」）及び中小企業顧客向け「ビジネス・コネクト」モデルの展開。

減損費用は、44百万豪ドル、すなわち19パーセント増加した。当該増加の大部分は、戻入れの減少と償却の増加を反映したものであった。ストレスを受けた資産の合計がコミットド・エクスポージャー合計に占める割合が49ベシス・ポイント低下したことにより、全体的な資産の質は、年間を通じて一層改善された。

c. BTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）

BTファイナンシャル・グループ（「BTFG」）は、顧客に対して幅広い資産管理サービスを提供する当行グループの資産管理部門である。

BTFGのファンド運用業務には、投資商品、退職年金商品・退職商品の組成及び販売並びにBTラップやアスガード、財務アドバイス、プライベート・バンキング、マージン・レンディング及びブローキングを含むプラットフォームの提供が含まれる。BTFGの保険商品は、生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険の組成及び販売をその対象とする。

BTFGのブランドには、アドバンス、アスカロン・キャピタル・マネジャーズ、アスガード、ライセンシー・セレクト、BTセレクト及びセキュリター、並びにウエストパック、セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルン及びバンクSAによるザ・アドバイス、プライベート・バンキング及び保険の業務が含まれる。BTIMは、当行グループによりその31パーセントを所有されており、2015年度における一部売却に伴い、2015年7月以降、BTFGのファンド管理業務には持分会計が適用されている。

BTFGの業績

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
純利息収益	448	406
利息以外の収益	2,192	2,257
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	2,640	2,663
業務費用	(1,304)	(1,323)
減損（費用）/戻入益	4	2
税引前利益	1,340	1,342
法人税等	(404)	(403)
非支配持分に帰属する当期純利益	(32)	(39)
当期現金利益	904	900
現金利益調整純額	(23)	(22)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	881	878
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	23.4	22.4
貸付金	17.2	15.9
資産合計	35.8	31.8
運用ファンド	46.3	89.0
管理ファンド	121.9	112.7
業務費用合計/純業務収益比率	49.4%	49.7%

現金利益

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
ファンド運用業務	555	520
保険	282	324
資本及びその他	67	56
現金利益合計	904	900

2015年6月におけるBTIMの一部売却により、当行グループの持分は31パーセントに低下した。BTIMの一部売却の影響を踏まえた場合、2015年度におけるBTIM株式の売却による現金利益への貢献は、24百万豪ドルであった。当該貢献はすべて、ファンド管理業務におけるものであった。

現在、BTIMには持分会計が適用されており、BTIMの利益持分は、当行が支払義務を負う税金を控除後、利息以外の収益に計上されている。

BFTGの現金利益は、ファンド管理業務に係る現金利益の7パーセントの増加により4百万豪ドル増加したが、保険金請求の増加に伴う保険業務の現金利益の13パーセントの減少は、当該増加を相殺してなお余りあるものであった。

- ・ FUM及びFUA関連の収益の増加並びに個人向け資産管理業務の成長により、ファンド管理業務の現金利益は、35百万豪ドル、すなわち7パーセント増加した。FUM（BTIMを除く。）及びFUAの平均残高は、それぞれ14パーセントと12パーセント増加した。FUMのスポット残高は、BTIMの一部売却により、48パーセント減少した。
- ・ 保険業務の現金利益は、2015年度においてさらに甚大な気象事象（ブリスベンの雹嵐、サイクロン「Marcia」及びニューサウスウェールズ州における大規模な嵐という3つの重大な気象事象を含む。）が発生したことによる保険金請求の増加の影響により、42百万豪ドル、すなわち13パーセント減少した。大災害に関する保険金請求は、2014年度を65百万豪ドル上回った。正味経過保険料は、生命保険の保有契約の保険料の13パーセントの増加、及び総計上収入保険料の6パーセントの増加により、106百万豪ドル増加した。
- ・ 資本及びその他の現金利益は、2014年度における印紙税の増加が当期においては発生しなかったことにより、11百万豪ドル増加した。

ファンド運用業務

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
純利息収益	402	365
利息以外の収益	1,664	1,692
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	2,066	2,057
業務費用	(1,214)	(1,233)
減損（費用）/戻入益	4	2
税引前利益	856	826
法人税等	(269)	(267)
非支配持分に帰属する当期純利益	(32)	(39)
当期現金利益	555	520
現金利益調整純額	(23)	(22)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	532	498
業務費用合計/純業務収益比率	58.8%	59.9%

現金利益は、35百万豪ドル、すなわち7パーセント増加した。

純利息収益は、貸付額及び預金額の増加、並びに利鞘の増加により10パーセント増加した。

利息以外の収益は、28百万豪ドル、すなわち2パーセント減少した。

- ・BTIMの運用報酬は、2014年度から84百万豪ドル減少した。
- ・BTIMの一部売却及び持分会計への移行の影響は、以下によって部分的に相殺された。
- ・FUM関連収益（BTIMを除く。）が、BTスーパー・フォー・ライフ（個人向け）及びアドバンスにおけるプラスの資金流入を反映して24百万豪ドル増加したこと。
- ・FUA関連収益が、BTラップ及びアスガードのプラットフォームへの流入純額の増加により27百万豪ドル増加したこと。

業務費用は、BTIMにおける運用報酬関連の支払いの45百万豪ドルの減少並びにBTIMの一部売却及び持分会計への移行により、19百万豪ドル、すなわち2パーセント減少した。これらの恩恵は、コンプライアンス・プログラム、及びパノラマ・プラットフォームの継続的な構築に関する投資関連費用の増加によって部分的に相殺された。

税金及びその他の非支配持分は、BTIMの一部売却及び持分会計への移行により、5百万豪ドル、すなわち2パーセント減少した。

保険業務

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
純利息収益	4	6
利息以外の収益	487	534
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	491	540
業務費用	(89)	(77)
税引前利益	402	463
法人税等	(120)	(139)
当期現金利益	282	324
現金利益調整純額	-	-
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	282	324
業務費用合計/純業務収益比率	18.1%	14.3%

現金利益は、深刻な気象事象に伴う損害保険の保険金請求の増加により、42百万豪ドル、すなわち13パーセント減少したが、正味経過保険料からの収益の増加によって一部相殺された。

純業務収益は、49百万豪ドル、すなわち9パーセント減少した。

- ・ 損害保険業務の保険金請求は、95百万豪ドル増加した。当該増加は主に、2015年度において発生した、2014年度に経験された事象よりさらに甚大な3つの深刻な事象による。
- ・ 生命保険業務の正味経過保険料に係る収益は、保有契約の保険料収入の13パーセントの増加により、77百万豪ドル増加した。損害保険の正味経過保険料収益は、家財保険の売上増加に由来する総計上収入保険料の6パーセントの増加により、45百万豪ドル増加した。
- ・ 生命保険業務の保険料収入の増加は、ポートフォリオの拡大に伴う保険金請求の増加及び損害率の増加によって部分的に相殺された。
- ・ 抵当権付住宅ローン貸付保険（「LMI」）の収益は、ローン・ツー・バリュース・レシオ（LVR）が90パーセント超の抵当権付住宅ローンに関するLMIの取扱方法の変更に伴って増加した。

業務費用は、取引量及び保険金請求の増加に対応して、12百万豪ドル、すなわち16パーセント増加した。

d. ウエストパック・インスティテューショナル・バンク

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）は、オーストラリア及びニュージーランドに関係を有する消費者顧客、商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対し、幅広い金融商品・サービスを提供している。

WIBの業務は、トランザクション・バンキング、金融市場及び債券資本市場、特別資本並びにオルタナティブ投資ソリューションに関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の専門チームを通じて行われている。

WIBは、オーストラリア、ニュージーランド、米国、英国及びアジアの支店及び子会社を通じて顧客を支援している。

WIBの業績

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
純利息収益	1,645	1,658
利息以外の収益	1,458	1,470
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	3,103	3,128
業務費用	(1,289)	(1,174)
減損（費用）/戻入益	39	135
税引前利益	1,853	2,089
法人税等	(567)	(622)
当期現金利益	1,286	1,467
現金利益調整純額	-	-
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	1,286	1,467
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金 ¹	77.4	78.1
貸付金	74.4	66.2
資産合計	123.7	118.9
業務費用合計/純業務収益比率	41.5%	37.5%

1 本表においては顧客預金合計を差し、譲渡性預金を除く。

WIBの現金利益は、181百万豪ドル、すなわち12パーセント減少し、1,286百万豪ドルであった。現金利益の減少は主に、デリバティブの評価方法の変更に伴う収益の122百万豪ドルの減少及び減損費用の戻入れの96百万豪ドルの減少によるものであった。当該項目により、現金利益は、153百万豪ドル減少した。

純利息収益は、13百万豪ドル、すなわち1パーセント減少した。これは、平均利付資産の7パーセントの増加が純利鞘の15ベース・ポイントの減少によって相殺されたことによる。

- ・機関投資家に係る利鞘は、引き続き世界的な量的金融緩和政策に起因する流動性レベルの上昇の影響を受けている。このことは、新規の貸付けに係る資産の利幅の減少につながっている。預金の利幅は、高品質のLCR預金をめぐる競争によって縮小した。資本に係る受取利息も減少した。
- ・貸付けは、主にアジア、証券化取引及びインフラ事業の成長により、82億豪ドル、すなわち12パーセント増加した。
- ・企業がLCR目的につきより有効な預金を志向したことに伴う当座預金の残高の増加によって短期預金残高の減少が相殺されたことから、預金は1パーセント減少した。

利息以外の収益は、12百万豪ドル減少した。2015年度の業績には、デリバティブの評価方法の変更に伴う122百万豪ドルのマイナスの影響が含まれていた。当該影響を除外した場合、利息以外の収益は、以下を反映して110百万豪ドル増加した。

- ・顧客フローの改善に伴う市場における売上げの4パーセントの増加。為替のボラティリティの増加が、より多くの顧客に積極的なリスク管理を促したことによって外国為替商品の売上げが増加した。多数の大規模プロジェクト・ファイナンス取引に後押しされ、確定利付証券の売上げが増加した。
- ・とりわけ当年度上半期における、トレーディング収益の増加
- ・ヘイスティングスの利息以外の収益の54百万豪ドルの増加。これらは、以下によって部分的に相殺された。
- ・CVAの22百万豪ドルの不利な変動

業務費用は、以下により115百万豪ドル、すなわち10パーセント増加した。

- ・アジアにおける継続的な投資
- ・規制及びコンプライアンス関連費用、並びに
- ・サービス向上のための顧客システムへの投資

2014年度においてみられたような高水準の戻入れはなかったものの、2015年度を通じて資産の質は改善した。WIBは、2014年度は135百万豪ドルの戻入れであったのに対し、39百万豪ドルの減損費用を戻し入れた。

e. ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者顧客、企業顧客及び機関投資家顧客に対するバンキング商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。

当行は、ニュージーランドの銀行業務を、ニュージーランドにおける2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウエストパック・ニュージーランド・リミテッド及びオーストラリアにおいて設立されたウエストパック・バンキング・コーポレーション（ニュージーランド支店）を通じて行っている。

ウエストパック・ニュージーランドは、北島・南島の両島における広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客は、顧客関係・専門家向け商品のチームを通じたサービスも受けている。バンキング商品は、ウエストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。ニュージーランド部門は、独自のインフラ（テクノロジー、運営及び財務を含む。）も有している。

ウエストパック・ニュージーランドの業績

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
純利息収益	1,590	1,455
利息以外の収益	457	438
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	2,047	1,893
業務費用	(832)	(776)
減損費用	(44)	(24)
税引前利益	1,171	1,093
法人税等	(317)	(300)
非支配持分に帰属する当期純利益	(3)	(3)
当期現金利益	851	790
現金利益調整純額	-	-
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	851	790
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金 ¹	47.3	44.1
貸付金	62.8	57.7
資産合計	71.5	65.9
運用ファンド	5.9	4.9
管理ファンド	1.8	1.5
業務費用合計/純業務収益比率	40.6%	41.0%

1 本表においては、顧客預金合計を指す。

現金利益は、減損費用及び法人税等控除前の当期純利益の9パーセントの増加により、61百万豪ドル、すなわち8パーセント増加した。ウエストパック・ニュージーランドの業績は、豪ドルに対するニュージーランド・ドル安によりプラスの影響を受けた。

純利息収益は、平均利付資産の7パーセントの増加及び純利鞘の4ベシス・ポイントの増加によって135百万豪ドル、すなわち9パーセント増加した。

- ・預金の利幅の増加、大口資金調達費用の減少及び財務部門の収益の増加が、競争に伴う資産の利幅の減少及び利幅の小さい固定金利ローンの割合の増加によって部分的に相殺された。
- ・貸付金合計は、51億豪ドルすなわち9パーセント増加した。
 - 同部門が利鞘の維持を優先したことにより、抵当権付住宅ローンは、28億豪ドル、すなわち8パーセント増加した（市場全体¹の0.8倍の増加）。
 - 農業向け貸付及び食品加工等の多数のセクターにおける増加に後押しされ、事業向け貸付が22億豪ドル、すなわち11パーセント増加した（市場全体¹と同程度の増加）。
- ・預金は、32億豪ドル、すなわち7パーセント増加したが、当該増加はすべて通知預金口座及び決済用口座におけるものであった。

利息以外の収益は、以下の要因により、19百万豪ドル、すなわち4パーセント増加した。

- ・為替換算の影響6百万豪ドル。
- ・資産の売却及び資産の回収に関する利益の増加。
- ・FUM及びFUAの残高が共に20パーセント増加したことによる資産管理収益の増加。
- ・当該増加は主に、同部門が新たにニュージーランド航空エアポイント・ロイヤルティ・プログラムを実施したことに関連するカード収益の減少によって部分的に相殺された。

業務費用は、毎年¹の給与の引上げ及び投資関連費用の増加（減価償却及びソフトウェアの償却の増加を含む。）により、56百万豪ドル、すなわち7パーセント増加した。

企業及び消費者の両セグメントについて、資産の質は年間を通じて改善した。かかる改善にもかかわらず、減損費用は20百万豪ドル増加した。これは、2014年度における減損費用が24百万豪ドルと極めて低額であったこと、及びこれを後押しした2014年度における戻入れと回収に匹敵する戻入れと回収が2015年度においては発生しなかったことによる。

1 出典：ニュージーランド準備銀行（RBNZ）

f. その他の部門

その他の部門は、以下から成る。

ウエストパック・パシフィック

ウエストパック・パシフィックは、太平洋地域において消費者顧客及び企業顧客向けの銀行サービスを提供している。フィジー、パプア・ニューギニア（PNG）、ソロモン諸島及びバヌアツにおける当行の事業は、支店、ATM、テレフォン・バンキング及びインターネット・バンキング網を用いて実施されている。ウエストパック・パシフィックの金融商品には、個人貯蓄口座、企業向け決済用口座、個人向け及び事業向け貸付商品、企業向けサービス、並びに様々な国際商品が含まれる。

顧客及び企業向けサービス部門¹

顧客及び企業向けサービス部門には、銀行業務、カスタマー・コンタクト・センター、商品、マーケティング、コンプライアンス、法務及び不動産に係るサービスが含まれる。

財務部門

財務部門は、当行グループの資産と負債の間のミスマッチを管理することにより、主に当行グループの金利リスク及び資金需要の管理に重点を置いている。財務部門の利益は主として、純利息収益の成果を管理し、純利息収益の増加を促すことを目的として当行グループのために下されたヘッジに関する決定の影響を受ける。

コア・サポート部門¹

コア・サポート部門には、財務、リスク及び人事等の中央で実施される機能が含まれる。

グループ諸項目部門

グループ諸項目部門には、その他の部門には割り当てられない資本に係る収益、当行の事業セグメントの業績の表示を円滑化する特定のグループ内取引の会計項目、非中核資産の売却益、及び中央で積み増しされる引当金等のその他特定の本店関連項目が含まれる。

グループ・テクノロジー部門¹

グループ・テクノロジー部門は、技術戦略並びに建設、インフラ・運営、アプリ開発及び事業統合に責任を負う機能から成る。

1 一部の費用は、当行グループの他の部門に割り当てられる。

その他の部門の業績

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
純利息収益	393	493
利息以外の収益	182	203
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	575	696
業務費用	(184)	(148)
減損費用	(1)	(91)
税引前利益	390	457
法人税等	(64)	(120)
非支配持分に帰属する当期純利益	(23)	(24)
当期現金利益	303	313
現金利益調整純額	341	80
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	644	393

2015年度のその他の部門の現金利益は、10百万豪ドル減少し、303百万豪ドルであった。

純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）は、流動資産ポートフォリオの収益の減少及びバランスシート管理活動に関連する財務部門の収益の減少（114百万豪ドル減）により、2014年度から121百万豪ドル減少した。

2015年度の業務費用は、再編費用の増加により、36百万豪ドル増加した。

2015年度の減損費用は、2014年度における中央で維持されているエコノミック・オーバーレイ減損引当金の大幅な増加が2015年度においては発生しなかったことにより減少した。

過年度の課税に関する事項が最終決定されたことに伴って、2015年度において実効税率は低下した。

2 【生産、受注及び販売の状況】

第一部 第3 1 「業績等の概要」を参照のこと。

3 【対処すべき課題】

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」及び第一部 第3 4 「事業等のリスク」を参照のこと。

4 【事業等のリスク】

・ リスク要因

当行の事業活動は、当行の業績、財務状況及び将来の業績に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。下記のリスクが実際に生じた場合、当行の事業、見通し、業績又は財務状況に重大な悪影響が及ぶことがあり、当行の証券の取引価格が下落し、証券保有者による投資の全部又は一部が失われる可能性がある。当行の証券に対する投資に先立ち、本書に記載のリスク及びその他情報を慎重に検討すべきである。当行が直面するリスク及び不確定要因は、以下に記載するものに限定されない。当行が認識していないか、又は現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確定要因も、当行に影響を及ぼす重要な要因となる可能性がある。

当行の事業に関連するリスク

当行の事業は、高度に規制されており、既存の法規制を遵守しないこと、又は法規制又は規制政策の変更によって悪影響を受ける可能性がある。

金融機関として当行は、オーストラリア、ニュージーランド、英国、米国及びアジアを含む、当行が事業又は資金調達を行う各法域における詳細な法規制に服している。当行はまた、当行の事業について広範な行政権を有する複数の異なる規制・監督当局に監視されている。オーストラリアでは、当該監督当局にはオーストラリア金融監督局（APRA）、オーストラリア準備銀行（RBA）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）、オーストラリア証券取引所（ASX）、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）、オーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC）及びオーストラリア税務局（ATO）が含まれている。ニュージーランド準備銀行（RBNZ）及び金融市場庁（FMA）は、当行のニュージーランドにおける業務の監視・監督を行っている。米国では、当行は、米国の通貨監督庁（OCC）、連邦準備制度理事会、米国商品先物取引委員会（CFTC）及び米国証券取引委員会（SEC）による監視及び規制に服している。英国では、当行は、金融行動監視機構（FCA）及び健全性監督機構（PRA）による監視及び規制に服している。アジアでは、シンガポール金融管理局（MAS）及び香港金融管理局（HKMA）を含む現地当局の監視及び規制に服している。当行はまた、事業を行っているその他の法域（太平洋地域諸国を含む。）においても、関連する現地規制機関の規制要件を遵守することを求められる。

当行は、当行が事業又は資金調達を行っている法域における適用あるすべての法的義務及び規制要件（会計基準を含む。）、並びに業界の行動規範を確実に遵守し、当行の倫理基準を確実に履行する責任を有している。

コンプライアンス・リスクとは、当行が要求されるコンプライアンス義務を遵守できなかった場合に生じる、法的又は規制上の制裁、財務上の損失又はレピュテーションの損失のリスクである。オーストラリアでは、監督当局が行使できる広範な行政権の一例として、APRAが、1959年銀行法に基づいて一定の状況において行使することができる、当行の業務を調査する権能、及び／又は当行に対して指示を発する権能（健全性要件を遵守すること、監査を行うこと、取締役、業務執行役員若しくは従業員を解任すること又は取引を行わないことに関する指示を含む。）が挙げられる。他の監督機関も、過去の行動の検証を含む調査を行う権限を有する。近年では、世界の監督機関による規制上の調査の性質及び規模、執行措置並びに罰金の額は、著しく拡大・増加している。これらの調査の性質は、多岐に渡る可能性があり、例えば、現在では金融市場の潜在的な操作に関する業界全体の調査が含まれる。当年度中、当行は、その監督機関から通知及び情報提供の要求を受けている。監督機関による調査、罰金、刑罰若しくは規制又は監督機関により課せられる条件は、当行の事業、レピュテーション、見通し、業績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

その他の金融サービスの提供者と同様に、当行も、当行が事業又は資金調達を行っている法域のほとんどにおいて、とりわけ資金調達、流動性、自己資本の充実、行動及び健全性規制、賄賂及び腐敗防止、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策、並びに貿易制裁の分野に関して、監視及び規制の強化に直面している。2010年12月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、バーゼル として知られる、修正された国際的な規制に関する枠組みを公表した。バーゼル は、とりわけ、銀行が保有する資本について求められている質と量を向上及び増加させ、流動性リスクの管理に関する新たな基準を導入する。APRAは現在、枠組みの大部分をその健全性基準に組み込んでいる。バーゼル の枠組みに関する詳細については、第一部 第2 3 (2) (b) 「重要な改革事項」を参照のこと。

その他の規制に関しても、2015年9月30日に終了した年度中、当行が事業又は資金調達を行う様々な法域において、当局により金融機関に係る重大な規制の変更を提案する一連の発表がなされた。これには、新たに成立した会計及び報告基準、世界的なOTCデリバティブ関連の改革及び米国ドッド・フランク法（同法の下で公表されたボルカー・ルールを含む。）が含まれる。米国ドッド・フランク法は、米国内で事業を行っている又は米国と関わりを有している金融機関（当行のような米国外の銀行を含む。）の監視及び規制のためのシステム全体を改革するために設計されている。当行に影響し得る変更の提案又は潜在的な変更のあるその他の分野には、税金に関する法令（フランキングを含む。）、報酬に関する規制、消費者保護及び競争に関する法令、プライバシー及びデータの保護、賄賂及び腐敗防止、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策に関する法律、並びに貿易制裁に関する変更が含まれる。さらに、政策、健全性、又は政治に関する要因により、更なる変更が行われる可能性もある。2013年にオーストラリア連邦政府は、金融制度調査委員会（FSI）に対し多岐に渡る事項について検討を委任している。FSIの最終報告書では、金融部門全体における多数の事項について44の提言が行われていた。2015年10月20日に、政府は、FSIの提言に対するその最終的な対応を公表した。政府は、FSIが検討した5つの主要な分野（回復力、退職年金、革新、消費者の結果及び規制制度）における提言のうち、圧倒的多数を支持した。政府は、詳細な実施を検討するための複数の協議プロセスを確立する予定である。FSIの最終的な影響は、予測困難である。しかし、これは、当行の事業、見通し、業績又は財務状況にとって重大な影響を及ぼし得る資本要件の変更を含む重大な規制の変更をもたらす可能性がある。FSIに関する詳細については、第一部 第2 3 (2) (b) 「重要な改革事項」を参照のこと。

規制は、ますます広範囲かつ複雑になってきている。規制の変更が行われる可能性のあるいくつかの分野については、複数の法域が加わって協調的なアプローチを採ろうとしている。その結果、当行が事業を行っている法域における特定の要件との抵触が生じる可能性があり、また、かかる変更は、複数の法域において一貫性を欠いて導入される可能性がある。

監督機関による監督方法の変更が行われる可能性もある。当行が事業を行うか、又は資金調達を行う法域の政府が、当行の事業に適用されるか、又は当行の事業能力に影響を与える既存の規制政策の適用を、国益及び/又はシステム上の安定に関する理由により変更する可能性がある。

規制の変更及びその導入のタイミングについては進行中であり、現在当行は規制が不確定な状況下で事業を運営している。将来の変更の性質及びその影響は予測不可能であり、当行が制御できるものではない。規制のコンプライアンス及び規制の変更の管理は、当行の戦略的計画のますます重要な一部となっている。当行は、引き続きコンプライアンス並びに規制変更の管理及び実施に多大な投資を行うことが必要になると見込んでおり、同時に、新しい規制を遵守するべく既存のプロセスの更新を行うためには、又は新しいプロセスの導入を行うためには、多大な経営上の注意と資源が必要になると見込んでいる。

規制の変更は、当行が行っている事業に対し制限を課し（当行が特定の顧客に対し商品及びサービスを提供する能力を制限することを含む。）、当行にその事業形態を修正又は商品若しくはサービス提供の変更を余儀なくさせるのみならず、当行により高水準の流動性、及びより高水準かつ高品質の資本を有する必要性を生じさせることで当行の事業運営に影響を与える可能性がある。規制の変更がかかる影響をもたらした場合、当行の単独又は複数の事業に不利な影響を及ぼす可能性があり、当行の柔軟性を制限し、当行が多額の費用を負担する必要性を生じさせ、当行の単独又は複数の事業ラインの収益性に影響する可能性がある。かかる費用又は制限は、当行の事業、見通し、業績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

更なる情報については、第一部 第2 3 (2) (b) 「重要な改革事項」及び第一部 第6 1 「財務書類」に対する注記1に記載の「重要な会計上の仮定および見積り」及び「会計基準の今後の展望」を参照のこと。

金融市場及び資本市場の悪化が、当行の資金調達及び流動性の必要性に対処する能力に大きく作用し、資金調達費用を増加させる可能性がある。

当行は、事業に必要な資金の調達を金融市場及び資本市場に依存しており、また、それを流動性の源泉としている。当行の流動性及び資金調達を確保するための費用は、金融市場及び資本市場の状況に関連している。

世界金融危機で証明されたとおり、国際金融市場及び資本市場は、著しいボラティリティー、混乱及び流動性の低下の期間を経験する可能性がある。これらの市場は、現在は長期間にわたり安定している一方で、状況は一層不安定で予測不可能となっている。当行が直面している主要なリスクは、市場の信頼に対する悪影響、資金調達の機会と費用に関する変化、並びに国際的な経済活動の減速、又は当行が事業を共に行うその他の法人に対するその他の影響を通じたものである。

2015年9月30日現在、当行の調達資金総額の約33パーセントは、国内外の大口市場において生じたものであり、このうち約61パーセントがオーストラリア及びニュージーランド外の市場から調達されたものであった。

企業と消費者の投資に関する志向が、銀行預金からその他の資産又は投資クラスに移行することにより、当行がより不安定又は高コストであり得るその他の形態で資金調達を行うニーズが増加する可能性がある。

経済、財政、政治又はその他の理由により市況が悪化した場合、当行の資金調達費用も悪影響を被る可能性があり、当行の流動性、並びに資金調達及び貸付活動も抑圧される可能性がある。

当行の現在の資金調達源が不十分であることが判明した場合、当行は代替資金調達源の確保を迫られる可能性がある。かかる代替資金調達源の利用の可否、及びかかる代替資金調達源の利用条件は、一般的な市況、信用状況、当行の信用格付け及び信用市場における能力といった多岐に渡る要素に左右されることになる。代替資金調達源が利用可能であっても、かかる代替資金調達源のコストが現在の資金調達源を上回るか又は不利な条件である可能性があり、当行の業績、流動性、資本の源泉及び財務状況に悪影響を与えることも考えられる。当行が十分な資金調達を行うことができ、かつ、これを許容可能な価格で行うことができるという保証、及び当行が追加費用を回収することができるという保証は無い。

適切な資金調達を行えない場合、当行は貸付の削減、又は流動性の高い有価証券の売却の開始も強いられる可能性がある。かかる事態は、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財務状況に悪影響を与える可能性がある。

当行が負う担保付デリバティブ債務について、当行は、市場レートに変動が生じた場合に追加担保の差し入れを求められる可能性があり、その場合、当行の流動性に悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクの詳細については、本項の「流動性リスク」の項目及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

ソブリン・リスクは、金融市場を不安定にするおそれがある。

ソブリン・リスクとは、外国政府が、その債務について不履行となるリスク、その債務が満期となった時点で借換えができないリスク、又はその経済の一部（当行のような金融機関の資産を含む。）を国営化するリスクをいう。

いずれかの国家が債務不履行となった場合、その他の市場及び国へと伝播していくカスケード効果がある可能性があり、その結果を予想することは困難ではあるが、世界金融危機中に経験した状況と同様又はそれを上回る状況となる可能性がある。かかる事象は、国際金融市場を不安定にさせ、当行の流動性、業績又は財務状況に悪影響を与える可能性がある。

信用格付けの維持に失敗した場合、当行の資金調達コスト、流動性、競争力及び資本市場に対するアクセスが悪影響を受ける可能性がある。

信用格付けは、当行の信用価値についての独立第三者の意見である。当行の信用格付けは、資本市場及びその他の資金源からの当行の資金調達コスト及び利用の可否に影響し、顧客又は取引先が当行の商品及びサービスの評価を行う際に重要である可能性がある。このため、高格付けを維持することは重要である。

格付け機関による当行の信用格付けは、当行の財務力、オーストラリアの金融システムに関する構造的考察及びオーストラリア政府の信用格付けを含む多数の要素に対する評価に基づいている。信用格付けの格下げは、当項目で挙げるその他のリスクのうち一つ若しくは複数又はその他の事象により発生する可能性があり、これには格付け機関が格付けを決定する際に使用する方法の変更も含まれる。

当行が現在の信用格付けの維持に失敗した場合、当行の資金調達コスト及び関連する利鞘、担保要件、流動性、競争力及び資本市場に対するアクセスが悪影響を受ける可能性がある。これらの影響の程度及び性質は、格付けの変更の程度、当行の格付けが複数の格付け機関の間で異なるかどうか（スプリット・レーティング）、及び格付けの変更が当行の同業他社又は金融業界にも影響するか等の複数の要因に左右される。

オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムにおけるシステムミック・ショックが、当行又はその顧客若しくは取引先に悪影響を与える可能性がある。かかるシステムミック・ショックに関する予想及びそれに対する対応は困難である。

大規模なシステムミック・ショックが発生するリスクがあり、これにより、オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムが悪影響を被る可能性がある。

上記で概要を示したとおり、過去10年間に於いて金融サービス業界及び資本市場は、市場ボラティリティー及び世界経済の状況に関する悲観的見通しにより悪影響を受けており、また、今後も受ける可能性がある。いずれかの主要な世界経済がショックを受けた場合、当行グループに悪影響を与える通貨・金利変動及び業務上の混乱を再びもたらす可能性がある。

かかる市場及び経済の混乱が発生した場合、消費者及び企業の出費が減少し、失業率が上昇し、当行が提供する商品及びサービスの需要が減少する可能性があり、それにより収益が減少することで、当行を含む金融機関に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況はまた、当行の借り手のローン返済能力又は取引先の債務履行能力にも影響を与え、当行がより多くの信用損失を被ることとなる可能性がある。これらの事象は、金融システムに対する信用の低下、流動性の減少、当行の資金調達へのアクセスの制限、並びに当行の顧客及び取引先とそれらの事業への損害をもたらす可能性もある。これが起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財務状況は、悪影響を受ける可能性がある。

かかる事象の性質及び結果を予想することは困難であり、当行がかかる事象に効果的に対処できるという保証は無い。

資産市場の低迷が当行の経営又は収益性に悪影響を与える可能性がある。

株式市場、居住用及び商業用不動産市場、並びにその他の資産市場を含むオーストラリア、ニュージーランド又はその他の資産市場の低迷が、当行の経営及び収益性に悪影響を与える可能性がある。

また、資産価格の低下は当行の資産管理業務に影響を及ぼす。当行が通常、保有又は管理する有価証券及び/又は資産の価値をベースに手数料を受領していることにより、当行の資産管理業務における収益の一部は、資産価値に依存している。資産価格の低下が当該事業の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産価格の低下が、顧客及び取引先、並びに当行が貸付及びデリバティブに対して保有する担保（居住用及び商業用不動産を含む。）の価値に影響を与え、これにより顧客又は取引先が債務不履行に陥った場合、当行が貸付金額を回収する能力に影響を受ける可能性もある。また、これは当行の引当金の水準に影響を与え、ひいてはそれが当行の収益性及び財務状況に影響を与える可能性もある。

当行の事業は、オーストラリア及びニュージーランドの経済に大きく依存している。

当行の収益及び利益は、経済活動及び顧客が求める金融サービスの水準に左右される。特に貸付は、当行が事業を行う国々における経済成長、事業投資、企業・消費者心理、雇用水準、金利及び貿易フローなどを含む様々な要素に大きく左右される。

当行は、事業の大部分をオーストラリア及びニュージーランドで行っているため、当行の経営成績は、これらの国々における貸付の水準及び循環的性質に左右される。これらの要因は、同様に国内外の経済状況、自然災害及び政治事象による影響を受ける。不動産価値を上回るローンを抱えた借り手は、債務不履行に陥る傾向が強く、債務不履行が生じれば、当行の安全性が損なわれて当行がより多くの信用損失を被る結果となるため、オーストラリア及びニュージーランドの住宅価額の大幅な下落は、当行の住宅ローン活動に悪影響を及ぼす可能性がある。また、価額下落に対する買い手の懸念によって当行の住宅ローン商品の需要も減少する可能性がある。

オーストラリア及びニュージーランド、並びに中国、インド及び日本といったその他の国々の経済及び事業状況における不利な変化も、オーストラリアの経済及び当行の顧客に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、特に鉱業及び資源部門における現在のオーストラリアと中国の関係に伴い、中国の経済成長の減速が、オーストラリアの経済に悪影響を及ぼす可能性がある。経済状況の変化は、ひいては当行の商品及びサービスに対する需要の減少をもたらし、当行の借り手のローン返済能力に影響を及ぼす可能性がある。これが起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財務状況は、悪影響を受ける可能性がある。

当行の信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加は、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財務状況に悪影響を与える可能性がある。

信用リスクは、顧客又は取引先が当行に対するその金融債務を履行できない場合の財務上の損失のリスクである。これは、重大なリスクであり、主に当行の貸付業務及びデリバティブ業務から発生する。

当行は、最新の情報に基づき、信用減損に対する引当金を設定している。経済状況が悪化した場合、顧客及び/又は取引先の一部がより大きな財務上の圧迫を経験する可能性があり、当行が債務不履行及び償却の著しい増加の影響を被り、引当金を増加する必要に迫られる可能性がある。かかる事態は利用可能な資本を減少させ、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財務状況に悪影響を与える可能性がある。

また、信用リスクは、当行が締結する特定のデリバティブ契約、並びに国際金融市場における経済状況により、その財務状況が様々な形で影響を受ける可能性のある、他行、金融機関、企業、政府及び政府機関が発行する債券の取引及び所有からも発生する。

信用リスクの管理を含む当行のリスク管理手続の議論については、本項の「**リスク管理**」の項目及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

当行は、当行の事業のすべての側面において激しい競争に直面する。

金融サービス業界では、激しい競争が行われている。当行は、国内外において消費者向け及び商業銀行、資産運用管理会社、投資銀行、仲介業者、その他金融サービス会社及び金融サービスへの進出に意欲的なその他の業界の企業と競争している。これには、当行と同一の資本要件及び規制要件に服していないため、当行よりも効率的に業務を行うことができる専門的な競合会社が含まれる。デジタル技術により、消費者行動や競争環境は変化しつつある。顧客が銀行取引を行う上でのデジタル手段の利用は増え続けており、電子決済サービス等に関して最新技術を活用し、既存の事業モデルを妨げることを狙う新興の競合会社も増えている。当行グループは、既存の金融サービス提供者との競争に直面すると同時に、非金融サービス会社の開発した銀行ビジネスとの競争の脅威にもさらされている。

当行が各種事業及び市場において、効果的な競争を行うことができない場合、当行の市場のシェアは減少する可能性がある。競争の激化は、当行の競合会社に業務を奪われることで、又は利鞘の減少の圧力を生じさせることで、当行に悪影響を及ぼす可能性もある。

預金に関する競争の激化も、当行の資金調達コストを増加させ、当行がその他の種類の資金調達を利用するか、又は貸付を縮小する必要性を生じさせる可能性がある。当行は、当行の貸借対照表の大部分の資金源を銀行預金に依拠しており、預金は、これまで比較的安定した資金源であった。当行は、銀行及びその他の金融サービス会社と、かかる預金をめぐって競争している。当行が預金をめぐる競争を優位に進められない場合、当行は、その分だけ大幅に、より不安定若しくは高コストであり得るその他の形態での資金調達に依拠し、又は貸付を縮小することを強いられる。

当行はまた、進化する顧客の志向と合致した商品及びサービスを提供する能力に依拠している。新たな商品及びサービスの開発若しくは導入に失敗した場合、又は顧客の志向及び傾向の変化に対応若しくは適応することに失敗した場合、当行は競合会社に顧客を奪われる可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の競争圧力への対応に関する詳細については、上記第一部 第2 3 (2) (d) i. 「競争」の項目を参照のこと。

当行は、市場のボラティリティーによる損失を被る可能性がある。

当行は、金融市場における当行のトレーディング業務の結果として、また当行の財務上の資産及び負債の管理を通じて市場リスクにさらされている。これは、外国為替相場、金利、商品価格及び株価等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及ぶリスクである。これには、通常業務における、資産及び負債のデュレーション（満期）のずれから生じる受取利息に対するリスクといった、バンキング勘定における金利リスクが含まれる。当行が市場ボラティリティーにより重大な損失を被った場合、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財務状況に悪影響が及ぶことがある。

市場リスクの管理を含む当行のリスク管理手続の議論については、本項の「 . リスク管理」の項目を参照のこと。

当行は、コンダクト・リスクによる損失を被る可能性がある。

コンダクト・リスクは、当行グループ又はそのスタッフによる不当若しくは不適切な言動又は慣行によって生じるリスクである。当行は、当行の従業員、請負人及び外部のサービス提供者の行動に大幅に依拠している。当行は、従業員、請負人又は外部のサービス提供者が不当又は不適切な行動をとった場合には悪影響を受ける可能性がある。これには、特定の顧客に対する業務上の義務（受託者責任及び適合性要件を含む。）の不履行による損失、又は商品の性質若しくは設計による損失が含まれる可能性がある。当行は、従業員、請負人又は外部のサービス提供者の不正行為を管理する方策及び手続を講じているが、これらの方策及び手続が常に効果的であるとは限らない。

当行は、オペレーショナル・リスクによる損失を被る可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、不適切な内部処理、人員及びシステム、若しくはそれらの失敗、又は外部事象を要因とする損失のリスクをいう。これはまた、とりわけテクノロジー・リスク、モデル・リスク及び外部委託リスクも含んでいる。当行は、人的ミスのリスクを管理する方策及び手続を講じているが、これらの方策及び手続が常に効果的であるとは限らない。

当行は、不適当又は詐欺的な支払い又は決済（特にリアルタイムの支払い）により損失を被る可能性がある。詐欺的な行為は、外部者が、銀行のシステム及び顧客の口座にアクセスしようと試みる際にも発生する可能性がある。詐欺的行為の発生を管理するシステム、手続及びプロトコルが上手くいかなかった場合又は有効に働かなかった場合、それらは、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性のある損失をもたらすおそれがある。

当行は金融サービス組織として、その事業を行うにあたってデータ及びモデルの使用に大幅に依拠している。そのため当行は、モデル・リスク、すなわちデータ若しくはモデルにおけるエラー若しくは不備により、又はモデルの管理及び使用において生じる損失のリスクにさらされている。

当行は、当行及び当行の顧客へのサービスの提供について、オーストラリア及び海外の両方における多数の供給者に依存している。かかる供給者が要求に応じたサービスを提供できない場合、事業活動に混乱が生じ、また、経営、収益性又はレピュテーションに悪影響が及ぶ可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、当行の運営に影響を与えるか、又は当行の商品及びサービスに対する需要に悪影響を与える可能性がある。オペレーショナル・リスクは、当行のレピュテーションに直接影響を及ぼし、その結果、当行の業績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性のある財務上の損失が生じる可能性がある。

当行グループの事業体は、随時、事業を行うなかで生じる法的手続の当事者となる可能性がある。当行グループの重要な偶発債務については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31に記載される。かかる偶発債務が予想を上回ることとなるリスクや、追加的な訴訟若しくは他の偶発債務が生じるリスクが存在する。

オペレーショナル・リスクの管理を含む当行のリスク管理手続の議論については、本項の「リスク管理」の項目を参照のこと。

当行は、サイバー攻撃を含む情報セキュリティ上のリスクを被る可能性がある。

新たなテクノロジーの普及、金融取引を行う際のインターネット及び電気通信の利用の増加、並びに組織犯罪の高度さ及び活動の増大は、当行を含む大手金融機関及び当行の外部のサービス提供者にとっての情報セキュリティ上のリスクの増加をもたらした。

当行は、サイバー攻撃を検出し、それに対処するシステムを設置しているものの、これらのシステムが常に効果的であるとは限らず、当行が将来的にサイバー攻撃又はその他の情報セキュリティの侵害による損失を被らないという保証は無い。

当行の業務は、当行のコンピューター・システム及びネットワーク上、並びに外部委託業者のコンピューター・システム及びネットワーク上の情報の安全な処理、保管及び伝達に依拠している。当行は、その情報の安全性、完全性及び機密性を保護するために対策を実施しているが、当行が依拠しているコンピューター・システム、ソフトウェア及びネットワークが、当行の機密情報又は当行の顧客及び取引先の機密情報に悪影響を及ぼすおそれのある、セキュリティの侵害、不正アクセス、悪質なソフトウェア、外部からの攻撃又は内部侵害の対象となる可能性がある。

その他の法域の大手銀行は、高度なサイバー攻撃によるセキュリティの侵害を被った。当行の外部のサービス提供者又は当行の事業活動を促進するその他の当事者（ベンダー、証券取引所、清算機関、保管機構及び金融仲介機関等）もサイバー攻撃を受けるリスクにさらされている。かかるセキュリティの侵害は、顧客及び事業機会の喪失、当行の業務の大幅な混乱、当行及び/又はその顧客の機密情報の不正利用、当行及び/又はその顧客のコンピューター又はシステムの損害をもたらす可能性がある。また、かかるセキュリティの侵害は、レピュテーションの悪化、賠償請求、並びに規制上の調査及び処罰をもたらす可能性もあり、これらは、後に当行の事業、見通し、業績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

かかる脅威に対する当行のリスク及びエクスポージャーは、技術の発展性、当行の金融サービス業界における重要性、当行の顧客（政府、鉱業及び保健分野を含む。）の重要性並びに当行のインターネット及びモバイル・バンキングのインフラを引き続き改善し、拡大する計画により、引き続き高い状態にある。

当行は引き続き、サイバーセキュリティ・システムを強化及び改良し、情報セキュリティの脆弱性を調査又は修正し、新たな脅威が引き続き発展するなか、それらに対抗するべく追加資源を投資している。

当行は、テクノロジーの失敗による損失を被る可能性がある。

当行の情報及び技術インフラの信頼性及び安全性は、当行の銀行業務アプリケーション及び銀行業務プロセスを維持するにあたって非常に重要である。当行が全面的に又は部分的に制御できない事象によって当行の情報技術システムが適切に動作しない又は使用不可能になるリスクがある。

さらに、商品及びサービスを開発し、顧客に対して提供する当行の能力は、定期的な更新を必要とするテクノロジーに依存している。当行は、テクノロジー基盤の統合、当行のテクノロジー及び運営環境の単純化及び強化、生産性の向上、並びにより高い顧客満足度の提供を目的とするプロジェクトを含む、テクノロジー・プロジェクトを絶え間なく運営している。これらのプロジェクトを効果的に実施すること又は関連する変化を管理することに失敗した場合、費用超過、生産目標の未達成、運営上の不安定性又はレピュテーションの悪化をもたらす可能性がある。これらはひいては当行を競合会社よりも不利な立場におき、当行の業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行は、リスク管理戦略の失敗による損失を被る可能性がある。

当行は、流動性リスク、信用リスク、市場リスク（金利、為替及び株式リスク等）、コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスク、保険リスク、持続可能性リスク、関係会社（伝染）リスク及びオペレーショナル・リスク（いずれも当行グループのレピュテーションに影響を及ぼし得る。）を含む、当行がさらされているリスクの特定、監視及び管理を目的としたプロセス及び手続に関連するリスク管理戦略及び内部統制を実施している。

しかしながら、当行が想定していない若しくは特定していないリスクが存在若しくは発生する可能性により、いかなるリスク管理の枠組みにも内在的限界がある。

当行のガバナンス又はリスク管理プロセス及び手続が無効又は不適切であると判明した場合、あるいは適切に実施されていなかった場合、当行は、予想外の損失及びレピュテーションの悪化を被り、これは、当行の事業、見通し、業績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のリスク管理手続の議論については、本項の「 . リスク管理」の項目を参照のこと。

当行は、保険リスクによる損失を被る可能性がある。

当行は、当行の生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険事業において、保険リスクにさらされており、これは、当行の事業、業務及び財務状況に悪影響を与える可能性がある。

保険リスクは、保険事故に係る費用の見積りの誤り、保険事故の件数又は程度の変動、及び申し立てられた保険請求に係る費用の見積りの誤りのリスクである。

生命保険事業では、保険リスクは主に、死亡率（死亡）及び罹患率（病気及び負傷）のリスクが予想を上回ることで生じる。

損害保険事業では、保険リスクは主に、環境的要因（洪水及び山火事を含む。）並びに地震、津波及び火山活動といったその他の災難のほか、住宅及び家財の保険請求額を通じて発生する。環境的リスク要因の詳細については、以下のとおりである。

抵当権付住宅ローン貸付保険事業では、保険リスクは主に予期せぬ経済状況の悪化によって生じる。

当行は、その再保険契約が有効でないことによっても損失を被る可能性がある。

当行は、環境的要因による損失を被る可能性がある。

当行及び当行の顧客は、様々な地域において事業を行っており、資産を所有している。これらの地域におけるすべての重大な環境的变化又は外部事象（火事、荒天、洪水、地震、パンデミック又はテロ事件を含む。）は、当該地域での事業活動の混乱を引き起こし、当行の業務に影響を与え、財産に被害を与え、また、その他当該地域で所有される資産の価値及び当行が貸付金額を回収する能力に影響を及ぼす可能性を有している。加えて、かかる事象は経済活動、顧客及び投資家の信頼、又は金融市場におけるボラティリティー水準にも悪影響を及ぼすおそれがある。

環境的要因による損失のリスクは、当行の保険事業にも関係している。自然災害等の外部事象の頻度及び程度は予測困難であり、かかる事象のための準備金の金額が、実際に発生する請求をカバーするのに不十分である可能性があり、これにより、当行の事業、見通し、業績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

レピュテーションの悪化は、当行の事業及び展望に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のレピュテーションが悪化した場合、当行の顧客を引き付けかつ引き止める能力及び当行の展望が悪影響を受ける可能性がある。

レピュテーションに関するリスクは、レピュテーションの損失又は社会的な信頼と地位を喪失したことに由来する、当行に対する批判的な世論から発生する、収益又は資産に対するリスクをいう。これは、利害関係者の現在及び発生途中の認識、信念及び期待と、当行の現在又は計画中の活動、業績及び行動との間に不一致がある場合に発生する。

当行のリスク管理の枠組みに沿った有効なリスク管理の失敗、潜在的な利害の対立、価格政策、法律上及び規制上の要件の不遵守、市場への開示義務の不遵守、過去の行動に対する規制上の調査、不的確な公式声明の発表、環境・社会・倫理的問題、外部委託業者との契約及びその履行、マネーロンダリング防止、賄賂及び腐敗防止関係法、貿易制裁関係法、テロ資金対策法又はプライバシー関係法の不遵守、訴訟、情報セキュリティ・システムの障害、不適切な売買及び取引上の慣行、従業員及び供給者に関する方針の不遵守、当行が戦略的投資を行っている企業の不適切な行為、テクノロジーの失敗、並びにセキュリティの侵害を含め、レピュテーションの悪化をもたらす様々な潜在的要因が存在する。当行のレピュテーションは、金融サービス業界全体の行為又は顧客、供給者及びその他の取引先の行為により悪影響を受ける可能性がある。

レピュテーションへのリスクをもたらす可能性がある、又は実際にもたらすこれらの問題を適切に処理できないか又は処理できないと見なされた場合、規制の変更の計画に影響を与え、追加的な法律上のリスクが発生し、当行が規制上の調査、規制法上の強制執行、罰金及び刑罰を科されるか集団訴訟の対象となるか又は改善費用が必要となり、あるいは顧客、投資家及び市場での当行のレピュテーションが悪影響を受ける可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財務状況に悪影響を与え得る事業の喪失をもたらす可能性がある。

当行は、その事業、業務及び財務状況に悪影響を与える可能性がある資産計上されたソフトウェア、のれん及びその他の無形資産の減損による損失を被る可能性がある。

特定の場合において、当行は、無形資産の価値の減少にさらされる場合がある。2015年9月30日現在、当行は、主にオーストラリアにおけるその投資に関連するのれん、主に子会社の買収について認識された資産に関連するその他の無形資産、及び資産計上されたソフトウェア残高を有している。

当行は、のれん残高の回収可能性を少なくとも年に一度、又は減損の兆候がある際に評価することが要求されている。この目的上、当行は、DCF法を使用する。当該計算の基となる方法又は予想の変化、及び将来的なキャッシュ・フローについて予測される変化は、当該評価に重大な影響を与え、のれん残高の一部又は全部の償却をもたらす可能性がある。

資産計上されたソフトウェア及びその他の無形資産は、少なくとも年に一度、又はその兆候がある際に、減損の兆候について確認される。資産が使用されなくなった場合、また、資産により生成されるキャッシュ・フローが帳簿価額を支援しない場合、減損が計上され、当行グループの財務状況は悪影響を受ける。資産の耐用年数を評価する際に用いられる見積り及び予想は、戦略の変更、並びに技術及び規制要件における外部変化の割合を含む様々な要因の影響を受ける。

引受証券の募集又は売却ができない場合、当行は損失を被るおそれがある。

当行は、金融仲介機関として、上場及び非上場の債券及び株式の引受けを行っている。引受業務には、資本を必要とする企業や機関である顧客、及び特定の投資商品に投資意欲を示す投資家顧客に対する解決策の考案も含まれている。当行は、これらのファシリティの価格設定及び募集を保証することがある。当行のリスクを他の市場参入者に対して募集又は売却することができない場合、当行が損失を被る可能性がある。このリスクは、市場のボラティリティーが上昇している時により顕著になる。

一部の戦略的な決断は、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行は、時に戦略的な決断及び目標（多様化、革新、資本の引上げ又は事業の取得等の事業の拡大に関するイニシアチブを含む。）を検討しており、それを実施する可能性がある。事業の拡大又は新たな事業の統合は、複雑かつ高コストである可能性があり、当行に、新たなリスクを伴う可能性のある更なる国内又は国外の規制要件を遵守することを強いる可能性がある。これらの決断は、様々な理由により、期待されたプラスの事業成果をもたらさない可能性があり、当行の事業、見通し、監督機関との契約、業績又は財務状況に悪影響を及ぼすおそれがある。

・ リスク管理

当行の展望は、当行の顧客、地域及び人々の成功及び成長の手助けをするサービス業の世界的な大企業の一つになることである。

効果的なリスク管理は、この目標を達成するための重要な要素の一つである。リスク管理は、顧客満足度及び公共認識、当行の業績、レピュテーション及び株主の期待、ひいては将来における成功に影響を及ぼす。当行は、リスク管理が当行グループのすべてのレベルにおいて実施される基本的な活動であると考えている。

当行のリスク管理戦略は、年に一度、あるいは重大な事業若しくは戦略の変更又は当行グループのリスク構造における重大な変更により必要がある場合にはより頻繁に、取締役会により承認され、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会（BRCC）によって見直される。当該リスク管理戦略は、最高経営責任者が所有している。

BRCC及びその他リスク管理を担う取締役会附属委員会の役割及び責任の詳細については、第一部 第5 5「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の「リスク管理」の項目を参照のこと。

CEO及び経営陣は、当行のリスク管理戦略及び枠組みを実施し、当行のすべての活動において発生するリスクを特定し、これを管理するための方針、統制、プロセス及び手続を構築する責任を負う。

第一部 第5 5「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目で概説されるとおり、当行は、リスク管理を行うにあたって「三段階の防衛」（Three Lines of Defence）というアプローチを採用しており、これは、「全員がリスクに関係している」（risk is everyone's business）という当行の文化、また、すべての従業員がリスクの特定及び管理並びに当行グループが希望するリスク構造の範囲内で業務を行うことに責任を負っていることを反映している。

当行が直面しているリスクに関する包括的な議論及び当該リスクの管理方針については、第一部 第5 5「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の「リスク管理」の項目及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

・信用リスク

信用リスクとは、顧客又は取引先の当行に対する金融債務の不履行によって生じる財務上の損失のリスクである。

当行は、当行の事業部門の貸付に関連する信用リスク管理のための枠組み及びそれを支える方針を有している。この枠組み及び方針は、信用サイクルのすべての段階（開始、評価、承認、書類作成、決済、継続的な管理及び問題管理）を包括している。例えば、当行は、個人に貸付を行うにあたって、商品ベースで基準を設定しており、主要な規制事項としては、最低限の使用規格の設定や、担保価値割合での貸付可能な最大額の設定がある。当行は、持ち家の所有者及び投資家の両方に、固定及び変動金利の両方で、住宅用不動産ローンを提供しており、このローンは、不動産を抵当に入れて又はその他の受入可能な担保物件によって担保されている。当行がより高い担保掛け率で融資を行う場合、当行は通常、抵当権付住宅ローン貸付保険を義務付けている。同様に、当行は、事業向け貸付、商業向け貸付、企業向け貸付及び機関向け貸付について基準を設定しており、これは、業界セグメントによって異なる。この分野では当行は、インタレスト・カバレッジ、債務返済能力及び貸借対照表の構成を含む、主要な財務リスク比率の成績を重視している。小規模事業、商業及び企業の借り手に融資する際は、当行は通常、不動産に係る抵当権及び/又は事業資産に係る一般的な担保契約等の担保を確保する。大規模な法人及び機関については、当行は、一部の財務比率及び約定の遵守を要件とし、担保をとることもある。商業用不動産貸付については、当行は、より高い価値の貸付に特化した管理を含め、新規の貸付基準及び継続中の貸付のリスク管理基準を維持している。当行は、当該資産の性質、場所、質及び予想される需要、貸借の概要並びに管理の経験及び質といった要素を考慮している。当行は、オーストラリア及びニュージーランドの不動産市場、並びに当行グループ全体の商業用不動産の貸付金勘定の構成を積極的に監視している。

信用の拡大は、当行グループの責任ある貸付のための原則によって裏付けられている。これは、当行が商品を責任を持って販売し、顧客及び地域の期待に沿い続けるために、すべての地域の法律、行動規範、並びに関連ガイドライン及び義務を遵守するという当行の約束に反映されている。

当行の信用リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

貸倒引当金

貸倒引当金の決定に関する詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1に記載の「重要な会計上の仮定および見積り」を参照のこと。

信用リスクの集中

当行は、リスクの集中を管理するために信用ポートフォリオを監視している。2015年9月30日現在、当行の消費者に対するエクスポージャーは、貸借対照表上の貸付金の71パーセント（2014年度及び2013年度も71パーセント）を占め、また、信用契約合計の57パーセント（2014年度及び2013年度も57パーセント）を占めていた。また、2015年9月30日現在、当行の消費者に対するエクスポージャーの90パーセント（2014年度及び2013年度も90パーセント）は、居住用不動産に関する抵当権付住宅ローンにより占められていた。当該消費者カテゴリーには、個人向け投資不動産ローン、クレジットカード、個人向けローン、当座貸越及びクレジットラインも含まれている。当行の消費者に対する信用リスクは分散されており、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域の各州及び地域の消費者向け市場において大きなシェアを有している。さらに、これらの消費者による債務弁済は、様々な職業による所得、あるいは多様な都市及び地域からの収益により行われている。

企業、政府及び他の金融機関に対するエクスポージャーは、関連するオーストラリア・ニュージーランド産業分類（ANZSIC）コードのグループ区分に基づき、多数の産業群に分類されており、産業別のリスク制限に照らして監視されている。産業リスクの水準は、動的な基準で測定及び管理されている。当行は、個別債務者に対する大規模なエクスポージャーより発生する可能性のある集中リスクについても統制を行っている。

流動性リスク

流動性リスクは、当行グループが、資産投資ができず満期を迎えた債務の履行を行うことができなくなるリスクである。当該リスクは、以下により潜在的に発生するおそれがある。

- ・ 想定内外の現在及び将来的なキャッシュ・フロー及び担保のニーズを、日常業務又は銀行の財務状況のいづれにも影響を与えずに満たすことができないこと。
- ・ 市場価格でポジションを相殺又は除去する能力に影響を与える不十分な市場の深み又は市場の混乱。

当行グループは、あらゆる市況（当行特有及び市場全体のシナリオを含む。）において、そのキャッシュ・フロー債務を履行し、流動性カバレッジ比率（LCR）の要件を満たすことを目的として設計された流動性リスク管理の枠組みを有している。

流動性リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

ウエストパック債券プログラム及び発行登録

下記の2015年9月30日現在のプログラム及び発行登録により、様々な債券市場及び投資家からの資金調達が適宜かつ弾力的に提供されている。

プログラム制限	発行体	プログラム/発行登録の種類
オーストラリア		
制限なし	WBC	債券発行プログラム
ユーロ市場		
25億米ドル	WBC	ユーロ譲渡可能預金証書プログラム
200億米ドル	WBC/WSNZL ¹	ユーロ・コマーシャル・ペーパー及び預金証書プログラム
700億米ドル	WBC	ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム
75億米ドル	WSNZL ¹	ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム
400億米ドル	WBC ²	グローバル・カバード・ボンド・プログラム
50億ユーロ	WSNZL ³	グローバル・カバード・ボンド・プログラム
日本		
7,500億円	WBC	サムライ債発行登録
7,500億円	WBC	売出發行登録
米国		
450億米ドル	WBC	米国コマーシャル・ペーパー・プログラム
100億米ドル	WSNZL ¹	米国コマーシャル・ペーパー・プログラム
350億米ドル	WBC	米国MTNプログラム
制限なし	WBC(ニューヨーク支店)	預金証書プログラム
制限なし	WBC	米国証券取引委員会一括登録制度
ニュージーランド		
制限なし	WNZL	メディアム・ターム・ノート及び登録預金証書プログラム

1 当該プログラムに基づきウエストパック・セキュリティーズ・ニュージーランド・リミテッドのロンドン支店が発行する債券は、その親会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッドにより保証されている。

2 当該プログラムに基づき発行する債券は、ウエストパック・カバード・ボンド・トラストの受託者であるBNYトラスト・カンパニー・オブ・オーストラリアにより保証されている。

3 当該プログラムに基づきウエストパック・セキュリティーズ・ニュージーランド・リミテッドのロンドン支店が発行する債券は、その親会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッド及びウエストパック・ニュージーランド・カバード・ボンド・リミテッドにより保証されている。

・市場リスク

市場リスクは、外国為替相場、金利、商品価格及び株価等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及びリスクである。市場リスクは、トレーディング及び銀行業務の両方において発生する。

当行のトレーディング業務は、金融市場業務及び財務部門業務において行われている。金融市場のトレーディング業務は、勘定の管理及び配分を行う。財務部門のトレーディング業務においては、大口資金調達、流動資産ポートフォリオ、並びに外貨収入及び海外で投じられた資本のヘッジに関する金利リスク、為替リスク及び信用スプレッドリスクの管理を含む取引が行われている。

当行の市場リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」の注記22を参照のこと。

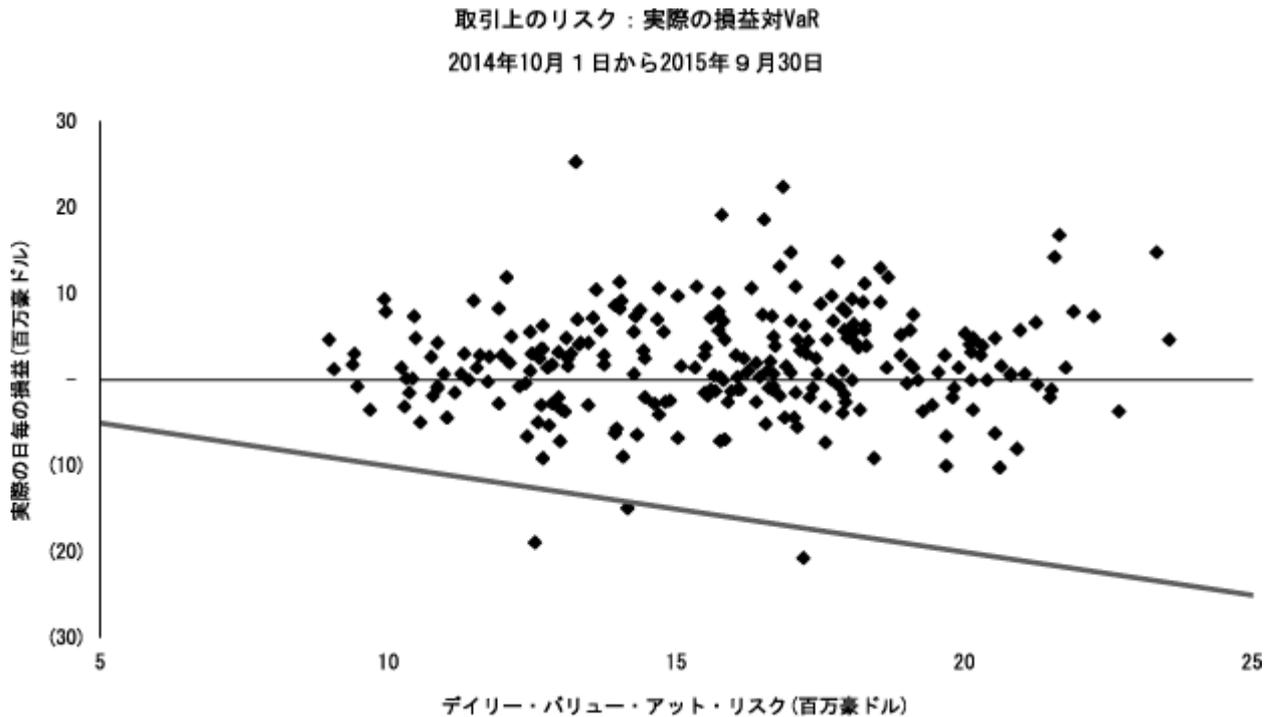
下表は、9月30日に終了した各年度のバリュー・アット・リスク（「VaR」）の合計をリスクの種類別に示したものである。

百万豪ドル	連結及び親会社								
	2015年			2014年			2013年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
金利リスク	18.1	7.0	11.4	30.7	6.3	15.6	30.8	9.1	16.7
為替リスク	11.8	0.5	3.6	7.6	1.2	3.0	5.7	0.5	2.1
株式リスク	0.6	0.1	0.3	0.7	0.1	0.3	0.8	0.1	0.3
コモディティリスク ¹	5.7	1.7	3.1	2.9	1.3	2.0	6.1	1.2	2.9
その他の市場リスク ²	6.7	2.9	4.6	11.3	5.4	9.2	13.0	5.8	7.9
分散化の影響	該当 なし	該当 なし	(7.2)	該当 なし	該当 なし	(8.2)	該当 なし	該当 なし	(10.7)
市場リスク（純額）	23.5	9.0	15.8	40.2	9.5	22.0	35.4	12.5	19.2

1 電力関連リスクを含む。

2 期限前償還リスク及び信用スプレッドリスクを含む（変動に対するエクスポージャーは、一般的な信用格付け法によるものである。）。

以下のグラフは、報告期間中における日毎のトレーディング業務の実際の損益を、VaR¹と比較したものである。



グラフ上の各ポイントは、トレーディング業務の一日当たりの損益を表している。グラフに示されている業績は、関連するVaRを用いて表示されている。下降線は、損失がVaRと等しいポイントを示している。そのため、この下降線以下のポイントは、バックテストの対象外である（つまり損失がVaRを上回っていることを意味する。）。

1 当行は、VaRは、市場の不利な動向による収益の潜在的な損失であり、1年分の過去のデータを用い、保存期間を1日、また、信頼水準を99パーセントとして計算されたものであると考える。

・オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスク

オペレーショナル・リスクは、不適切な内部処理、人員及びシステム若しくはそれらの失敗、又は外的事象により発生する損失のリスクであり、法務リスクを含むが戦略リスク及びレピュテーションに関するリスクは含まない。オペレーショナル・リスクは、とりわけ、テクノロジー・リスク、モデル・リスク及び外部委託リスクも含んでいる。

オペレーショナル・リスクの管理方法次第で、当行の顧客、従業員、業績及びレピュテーションにプラス又はマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

コンプライアンス・リスクとは、当行が要求されるコンプライアンス義務を遵守できなかった場合に生じる、法的又は規制上の制裁、財務上の損失又はレピュテーションの損失のリスクである。

コンプライアンスは、コンプライアンス・リスクを積極的に管理することにより当行が事業を行う各法域における当行の法的及び規制上の義務を果たすことに重点をおいている。当行によるオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの管理については、第一部 第5 5「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の「リスク管理」の項目を参照のこと。

当行グループのオペレーショナル・リスクの管理の枠組み及びコンプライアンス管理の枠組みは、すべての部門がそのリスクに対し効果的な特定、評価、測定、管理、監督、報告、統制及び緩和を行うことを通じて、それぞれの目的を達成できるよう手助けを行っている。オペレーショナル・リスクの管理の枠組みは、当行がオペレーショナル・リスクを管理する際に用いる組織及びガバナンスの構造、役割及び責任、方針、政策、手続、並びにシステムについて規定している。コンプライアンス管理の枠組みは、当行がそのコンプライアンスの要求に従って経営を行い、そのコンプライアンス目標を達成するために、コンプライアンス義務を管理し、コンプライアンス・リスクを緩和するための当行グループのアプローチを規定している。詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

その他のリスク

事業リスク

事業環境の変化に対する事業分野の脆弱性に関するリスクをいう。

コンダクト・リスク

当行グループ又はそのスタッフによる不当若しくは不適切な言動又は慣行によって生じるリスクをいう。

当行グループの行動規範は、当行の人材（従業員及び請負人の両方）に期待される行動の基準を定めている。これは、行動関連のリスク（金融市場における当行の取引に起因するもの、特定の顧客に対する当行の法定及び業務上の義務（受託者責任及び適合性要件を含む。）の管理に起因するもの、並びに商品の管理及び設計を含む。）をための方策及び手続によって支援されている。

持続可能性リスク

当行が、重大な既存の又は新たな持続可能性に関連する環境、社会、又はガバナンスの問題について認識又は取組みを怠ったことにより、そのレピュテーション又は業績に損害を与えるリスクをいう。

当行グループは、一連の主要な方針及び貸借対照表によって支えられた持続可能性リスク管理の枠組みを実施している。これらは、事業を行うに当たっての原則、責任ある貸付のための原則、ESG信用リスク方針、気候変動及び環境ポジションに関する陳述書及び行動計画、機密なセクター・ポジションに関する陳述書、並びに持続可能なサプライチェーンの管理に関する行動規範及び枠組みを含んでおり、このうち多くは公的に入手可能である。持続可能性リスク管理の枠組みは、2014年に見直し及び更新がなされた。

当行はまた、複数のESG関連課題を投資分析に組み込む、任意の原則枠組みに署名している。これらには、プロジェクト・ファイナンス業務を対象とする赤道原則及び投資分析を対象とする責任投資原則が含まれている。

株式リスク

株式の価値の変動から発生する財務上の損失のリスクをいう。株式リスクは、直接的、間接的又は偶発的である可能性がある。

当行グループの直接的株式リスクは、自己資本投資若しくはネットトレード、又は上場若しくは非上場株式における引受ポジションを要因とする。同リスクはまた、シード資金調達、株式スワップのための債務、株式デリバティブ及び当行の投資の価値がエクイティ商品の価値の最大限の変動によって直接影響を受けるその他の場合を含んでいる。

当行の間接的株式リスクは、業績に影響を及ぼす株式市場の動向から生じる（例えば、収入が第三者のために株式投資を管理又は運営した結果生じる場合で、手数料収入が管理を行っているファンドの金額に基づいて決定される場合）。

当行の偶発的株式リスクは、上場及び/又は非上場株式並びに借入人によって担保される又はそれらに遡及する通常の貸付業務、又はその他の株式のようなリスク保護の源泉に遡及する通常の貸付業務より生じる。偶発リスクは、債務不履行があり、それに伴いその他のリコースの源泉によって担保されていない株式関連の資産の現金化が不足した場合に実現する。

当行グループは、潜在的に生じ得るこれらのリスク及び利益相反を管理するための様々な政策、制限及び統制を実施している。

保険リスク

保険事故について予想される費用、保険事故の数又は深刻さの変動の見積りを誤るリスク、及び発生した保険金の費用の見積りを誤るリスクをいう。

当行グループの子会社は、生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険を請け負っている。これらの子会社は、独立した取締役会によって経営されており、個別の規制上の監視及び統制に服している。これらの子会社は、リスクを移転し、大惨事を防ぐための包括的な再保険契約を締結している。これらは、関係規制当局が義務付けている最少額を超える水準で資本計上されている。

関係会社（伝染）リスク

当行グループ内の他のメンバー会社において発生した問題が、当行グループのADIの財政及び経営的地位を損なわせるリスクをいう。

当行グループは、当行グループのメンバー会社との間の取引、また、当行グループのメンバー会社が行う活動を統制する、リスク管理の枠組み並びにそれを支える一連の政策及び手続を実施している。統制には、グループ内の信用エクスポージャーの範囲に関する測定、承認、監視及び制限、並びにその他の形態の親会社の支援に加え、当行グループのバッジング、商品販売、宣伝用の資料、サービス内容合意書及び潜在的な利害の対立の管理の統制に関連する要件が含まれている。

レピュテーションに関するリスク

レピュテーションの損失又は社会的な信頼と地位を喪失したことに由来する、当行に対する批判的な世論から発生する、収益又は資産に対するリスクをいう。

レピュテーションに関するリスクは、当行の現在又は計画中の活動、業績又は行動に関連する、現在の及び/又は発生途中の利害関係者の認識並びに期待の相違により発生し得る。これは、当行グループのブランド及び事業にプラス又はマイナスの影響を与え得る。利害関係者の認識は、業績、商品又はサービスの質、管理、リーダーシップ及びガバナンスの質、歴史及び地位、並びに当行の持続可能性、社会的責任及び倫理的行動に対するアプローチについての見解を含む(ただし、これらに限定されない。)

当行は、当行グループ全体の主要なリスクの一つであるレピュテーションに関するリスクを管理する方法として、レピュテーションに関するリスク管理の枠組み及びそれを支える主要な政策を実施している。これは、リスク選好、並びにリスクの特定、測定と管理、監視と報告のための役割及び責任を設定することを含んでいる。

・ 組成された企業

当行は、顧客に対する融資並びに金融サービス及び商品の提供を主たる目的として、通常の業務の過程において多数の組成された企業との関係を有している。

組成された企業は通常、単一かつ所定の目的のために設立され、存続期間が限られており、一般的には事業会社でなく、従業員も有しない。組成された企業として最も一般的な形態は、組成された企業が外部の投資家に対する有価証券の発行(証券化)によって得た資金で金融資産を取得するというものである。有価証券の償還は、組成された企業が取得した資産の運用成績によって決定される。

AASの下では、組成された企業がAASB10号「連結財務書類」に基づき親会社に支配されている場合、当該組成された企業は連結対象となり、当行グループの一部として報告される。支配の定義は、法的な形式ではなく実態に基づいている。当行が組成された企業を連結するか評価する際にどのように要件を適用するかについて、また、連結企業体及び非連結企業体の双方に関する情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記36を参照のこと。

以下に詳述するように、当行は通常の業務の過程において証券化に関連して組成された企業を設立するか、又はその設立を支援している。

・ カバード債の保証会社

当行は、そのカバード債・プログラムを通じて、その抵当権付住宅ローンにおける衡平法上の利益を当行のカバード債に係る義務を保証する組成された企業カバード債の保証会社に対して譲渡する。当行は、関連する健全性ガイドラインに従い、カバード債の保証会社に対して独立当事者間に適用されるスワップを提供している。当行は、表明又は保証につき違反があった場合という特定の状況にない限り、カバード債の保証会社から資産を買い戻す義務を負わない。当行は、取引書面に記載の条件に従って、その裁量においてカバード債の保証会社から貸付金を買い戻すことができる。

2015年9月30日現在、当行グループのカバード債・プログラムのために担保された資産の帳簿価額は、403億豪ドル(2014年度は393億豪ドル)であった。

詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記25を参照のこと。

・証券化（組成された企業）

当行は、その証券化プログラムを通じて、その資産における衡平法上の利益（RMBSに関連するもの（主に抵当権付住宅ローン）及びABSに関連するもの（主に自動車債権））を投資家に対して有価証券を発行している組成された企業に対して譲渡している。当行は、関連する健全性ガイドラインに従い、組成された企業に対して独立当事者間に適用される金利スワップ及び流動性ファシリティを提供している。当行は、当初の販売から120日以内に表明又は保証につき違反があった場合という特定の状況（減損資産を除く。）にない限り、証券化した貸付金を買い戻す義務を負わない（当該期限が適用されないニュージーランドにおけるプログラムを除く。）。当行は、貸付金が証券化プログラムの条件に合致しなくなった場合、又はプログラムの債権処理条項を通じて、プログラムより資産を買い戻す可能性がある。

2015年9月30日現在、オーストラリア、ニュージーランド、ヨーロッパ及び米国における投資家に対する私募及び公募の組み合わせを通じ、121億豪ドルの自己資産が証券化された（2014年度は116億豪ドル）。

AASの下では、当行の貸付金証券化プログラムに關与する組成された企業は、実質的にすべて当行グループの連結決算に含まれている。

詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記25を参照のこと。

xi. 顧客の資金調達コンデュイット

当行は、顧客にコマーシャル・ペーパー市場へのアクセスを提供するコマーシャル・ペーパーのコンデュイットを通じて、特定の顧客取引のための資金調達を行っている。2015年9月30日現在、当行は、2003年2月1日以前に設立された重要なコンデュイットを1つ（2014年度も1つ）を管理しており、コマーシャル・ペーパー発行残高は8億豪ドル（2014年度は14億豪ドル）であった。当行は、当該コンデュイットによって発行されたコマーシャル・ペーパーに対する信用補完として、信用状ファシリティを提供している。このファシリティは、当行が管理するコンデュイットに対する変動持分であり、2015年9月30日現在、そのエクスポージャーは最大で86百万豪ドル（2014年度は147百万豪ドル）の損失を上限とする。当該コンデュイットは、当行グループの連結決算に含まれている。

詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記25を参照のこと。

xii. ストラクチャード・ファイナンス取引

当行は、顧客又は当行グループに資金を提供するため、組成された企業と取引を開始した。顧客に対する融資の取決めはすべて、通常の貸付基準に基づいて締結され、当行の通常の与信に関する承認手続の対象となる。これらの融資業務から生じた資産は通常、他の金融機関に対する債権又は売却可能有価証券に含まれる。これらの融資業務から生じた負債は通常、他の金融機関に対する債務、発行済債券又は公正価値で測定する金融負債に含まれる。保証又は未引出の与信枠の形態のエクスポージャーは、偶発債務及び与信関連コミットメントに分類される。

xiii. その他の貸借対照表外の取決め

当行の年金制度の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記38を参照のこと。当行の偶発債務、偶発資産及び信用契約の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31を参照のこと。

xiv. 財務報告

財務報告に関する内部統制

米国連邦議会は、2002年7月、一般的に2002年サーベンス・オクスレー法(S0x)として知られている上場企業会計改革及び投資家保護に関する法律(the Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act)を可決した。S0xは、主に財務報告及びコーポレート・ガバナンスについて広く規定した米国法である。当行は、SECの外国登録者であり、S0xを遵守する義務を負っていることから、S0xが課すすべての義務を遵守するための手順を確立した。

開示規制及び手順

当行の経営陣は、当行のCEO及びCFOとともに、1934年の米国証券取引法規則13a-15(e)の定義に従い、2015年9月30日現在における当行の開示規制及び手順の策定及び運用の有効性に関する評価を行った。

上記評価に基づいて、当行のCEO及びCFOは、当行の開示規制及び手順の策定及び運用が、2015年9月30日現在有効であるという結論に至っている。

財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書

1934年の米国証券取引法規則13a-15(a)は、当行に対して、財務報告に関する内部統制の効果的なシステムを維持することを義務付けている。これらの報告については、第一部 第6 1「財務書類」の「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」及び「独立登録会計事務所の監査報告書」の項目を参照のこと。

財務報告に関する内部統制の変更

2015年9月30日に終了した事業年度において、当行の財務報告の内部統制に実質的に影響を与えるか又は合理的に実質的な影響を与えると思われるものとして認定された財務報告に関する内部統制(1934年の米国証券取引法規則13a-15(f)に定義されるもの)について変更は行われていない。

5 【経営上の重要な契約等】

2015年9月30日に終了した年度中、上記において言及されたもの（第一部 第2 3 (2) (b) 「重要な改革事項」において言及されたものを含む。）のほかに、

- ・ 当行グループの事業活動
- ・ 当行グループの業績
- ・ 当会計期間における当行グループの営業状況

に重大な影響を与えたか、又はかかる影響を与えると予想される事情又は状況は発生していない。

6 【研究開発活動】

当行は大手金融機関であるため、研究開発活動はほとんどない。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

9月30日に終了した各年度のキャッシュ・フロー計算書

	(連結)	
	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー		
利息受取額	32,377	32,136
利息支払額	(18,319)	(18,743)
配当金受取額(生命保険を除く)	12	11
利息以外の受取額	5,289	5,732
業務費用支払額	(7,502)	(7,327)
法人税等支払額(生命保険を除く)	(3,322)	(2,660)
生命保険:		
保険契約者及び顧客からの入金	1,921	1,694
利息その他類似の項目	33	48
配当金受取額	328	297
保険契約者及びサプライヤーへの支払い	(1,754)	(1,723)
法人税等支払額	(104)	(123)
営業資産及び負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー	8,959	9,342
純(増)/減:		
商品有価証券及び公正価値で測定する金融資産	21,538	1,724
貸付金	(39,569)	(35,734)
他の金融機関に対する債権	(1,000)	3,932
生命保険に関する資産及び負債	(191)	(156)
海外における中央銀行への法定準備預金	497	126
金融派生商品	11,730	(3,329)
その他の資産	95	121
純増/(減):		
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債	(10,027)	9,079
預金及びその他の借入金	8,526	34,229
他の金融機関に対する債務	(1,194)	9,419
その他の負債	95	(382)
営業活動(に使用した)/から得た現金・預金(純額)	(541)	28,371
投資活動によるキャッシュ・フロー		
売却可能有価証券による収入	8,471	6,768
売却可能有価証券の購入	(26,551)	(12,443)
無形資産の購入	(630)	(664)
不動産及び設備の購入	(677)	(515)
不動産及び設備の売却による収入	24	17
被支配会社の購入(取得現金控除後)	-	(7,744)
被支配会社の売却による収入(処分現金控除後)	648	-
投資活動(に使用した)/から得た現金・預金(純額)	(18,715)	(14,581)

(連結)

	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入資本の発行（発行費用控除後）	2,244	1,768
借入資本の償還	-	(385)
発行済債券の純増 / (減)	6,826	3,678
配当金株式再投資制度の引受	1,000	-
従業員オプションの行使による収入	16	49
従業員オプション及び購入権等の行使に係る株式の購入	(73)	(113)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式	(27)	(27)
RSP自己株式の買戻し	(69)	(59)
その他の自己株式の売却 / (買戻し) 純額	(12)	8
配当金の支払	(4,340)	(5,837)
非支配持分に対する分配金の支払	(52)	(48)
財務活動から得た / (に使用した) 現金・預金 (純額)	5,513	(966)
現金・預金及び現金等価物の純増 / (減) 額	(13,743)	12,824
現金・預金及び現金等価物の為替相場変動による影響額	2,753	1,237
現金・預金及び現金等価物の期首残高	25,760	11,699
現金・預金及び現金等価物の期末残高	14,770	25,760

キャッシュ・フロー分析

営業活動によるキャッシュ・インフローは、主に営業資産 / 負債の増減に起因する2014年度からのキャッシュ・アウトフロー（為替の影響28,529百万豪ドルを控除後）を反映して、2014年度の28,371百万豪ドルのキャッシュ・インフローから28,912百万豪ドル減少し、541百万豪ドルのキャッシュ・アウトフローとなった。これは主に、預金及びその他の借入金の25,703百万豪ドルの減少、損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債の19,106百万豪ドルの減少、他の金融機関に対する債務の10,613百万豪ドルの減少、他の金融機関に対する債権の4,932百万豪ドルの減少、並びに貸付金の3,835百万豪ドルの減少（商品有価証券及び公正価値で測定する金融資産の19,814百万豪ドルのキャッシュ・インフロー、並びに金融派生商品の15,059百万豪ドルのキャッシュ・インフローによって相殺された。）による。

投資活動によるキャッシュ・アウトフローは、為替の影響を控除した場合、2014年度の14,581百万豪ドルから4,134百万豪ドル増加して18,715百万豪ドルとなった。これは主に、売却可能有価証券の購入（純額）が12,405百万豪ドル増加したことによるが、2014年にロイズを7,744百万豪ドルの対価（グループ間資金調達の借換えを含む。）で取得したことが2015年には再発生しなかったことによって部分的に相殺された。

財務活動によるキャッシュ・インフローは、為替の影響を控除した場合、2014年度の966百万豪ドルのキャッシュ・アウトフローから6,479百万豪ドル増加して5,513百万豪ドルとなった。これは、発行済債券の3,148百万豪ドルの増加、配当金株式再投資制度の引受による資金調達の1,000百万豪ドルの増加、並びに2014年度の期末及び2015年度の間配当金株式再投資制度の株式発行による支払いの1,497百万豪ドルの増加によるものであった。

財務状況及び経営成績の分析については、第一部 第3 1「業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記30に記載のリース契約以外は該当なし。

2 【主要な設備の状況】

当行は、主にオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋諸島において施設を占有している。2015年9月30日現在の支店数は1,430店(2014年度は1,534店)であった。2015年9月30日現在、当行が占有する施設のうち当行が実際に所有しているものは、オーストラリアでは約2.0パーセント(2014年度も2.0パーセント)、ニュージーランドでは0パーセント(2014年度も0パーセント)、太平洋諸島では38パーセント(2014年度は54パーセント)であった。その他の施設は、商用リースに基づき平均5年間のリース期間にわたり占有されている。2015年9月30日現在、当行が直接所有する施設の帳簿価額は、約113百万豪ドル(2014年度は228百万豪ドル)であった。

シドニーのセントラル・ビジネス・ディストリクトに存するウエストパック・プレイスは、当行グループの本店である。2015年12月にケントストリート275番地に関するリース契約が締結され、これにより当行が2030年まで同地を引き続き占有すること及び24階から32階からの早期撤退が可能となった。

当行は、シドニー・メトロ・エリアのコガラに存するセント・ジョージの基幹オフィスである施設を維持している。コガラのオフィスは2,319名の収容能力を有しており、当行のイノベーション・センターである「ザ・ハイブ」の所在地である。当該施設のリース契約は、2021年までであるが、当該契約には5回にわたる5年間の延長オプションが付いている。

2011年11月、メルボルン市コリンズ・ストリート150番地の一部のためのリース契約が締結された。リース期間は12年間である。当行の最初の完全に機動的な職場環境は、2015年10月に開設され、現在、当行の新たなメルボルンの本店は、1,000名のスタッフによって使用されている。

2013年6月、当行をバランガルー・サウス開発地におけるT2タワーのアンカー・テナントとする、リース契約が締結された。リース期間は15年間である。2つの重要な目的物の建設が達成された結果、グラウンドフロア及び1階から15階、並びに17階から28階が当行に譲渡された。

バランガルーへの移転は、2015年8月初旬に開始した。2016年2月末までに、6,000名近くの人材がバランガルーに移動する見込みである。

「ウエストパック・オン・タクタイ・スクエア」は、ウエストパック・ニュージーランドの本店であり、オークランド市のカスタムズ・ストリートに近接するプリトーマート区域東端に位置しており、2棟の建物にまたがる24,510平方メートルのオフィス・スペースを含んでおり、約2,110名の収容能力を有している。当該施設のリース契約は、2021年までであるが、当該契約には2回にわたる6年間の延長オプションが付いている。

重要な長期契約

当行は、通常の業務において締結した契約以外に、重要な契約に相当する個別契約を有していない。

3 【設備の新設、除却等の計画】

第一部 第4 2「主要な設備の状況」に記載のものを除き、該当なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

株式の総数

(2015年9月30日現在)

授権普通株数	発行済普通株式総数	未発行普通株式数
無制限 (無額面 ¹)	3,183,907,786株	該当なし

発行済株式

(2015年9月30日現在)

	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行済普通株式総数	上場金融商品取引所名	内容
発行済株式	記名式無額面株式	普通株式	3,183,907,786株	オーストラリア証券取引所、ニュージーランド証券取引所、ニューヨーク証券取引所	普通株式は、同一の議決権を有する。ニューヨーク証券取引所に上場されている各米国預託株式は、全額払込済普通株式1株を受領する権利を表象する。

1 法人格の変更に伴い、当行には額面株式の概念は適用されなくなっている。

普通株式オプション

当行は現在、業務執行役員及び上席役員株式制度の下で普通株式オプションを発行している。詳細は以下の(3)及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記37を参照のこと。

ウエストパック転換優先株式(ウエストパックCPS)

当行は、2012年3月23日に1株当たり額面100豪ドルのウエストパックCPSを11,893,605株発行した。ウエストパックCPSは、全額払込済で、無期限、非累積、転換可能、無保証及び無担保の優先株式であり、普通株式よりも優先順位が高い。ウエストパックCPSは、APRAによるバーゼル の自己資本比率の枠組みに基づく当行の追加的Tier 1 資本としての経過的な取扱いの対象である。

ウエストパックCPSについては、全額課税済となる見込みの優先的かつ非累積の変動金利による半期ごとの配当金が支払われる見込みである(9月30日及び3月31日)。配当率は、オーストラリアの180日銀行手形金利レート(年率)に年率3.25パーセントのマージンを加えたレートに、1からオーストラリアの法人税率(2015年9月30日に終了した年度については30パーセント)を差し引いた数値を乗じることにより算出される。ウエストパックCPSの配当は自由裁量で行われ、配当の支払いに関するテスト後にのみ支払可能である。配当の支払いに関するテストは、当行の取締役が配当金を支払うことを決定した場合、配当金の支払いが当行の配当可能利益を上回らなかった場合(ただし、APRAが事前の書面による承認を行った場合を除く。)かつAPRAが配当金の支払いに反対しなかった場合に限り、配当金が支払われることを要求する。

ウエストパックCPSは、当行の清算の際の支払いにおいて、普通株式よりも優先し、同順位の資本証券と同等に扱われ、当行の預金保有者及びその他の優先順位の高い債権者による請求に劣後する。

予定されている転換

ウエストパックCPSは、転換予定日に、様々な数の当行の普通株式に転換されるか（ただし、一定の転換条件の充足を条件とする。）、あるいは当行の選択により、当該証券の額面価額と同等の現金を対価に、指定の者に譲渡される見込みである。転換予定日は、2020年3月31日又は転換条件が充足された2020年3月31日後の最初の配当支払日のいずれか早い方となる。転換されたウエストパックCPS 1株につき、保有者は、ウエストパックCPSの条件に規定された計算式を用いて計算される数の当行の普通株式を受領する。当行の普通株式の発行価格は、転換予定日前の20営業日の間に決定される当行の普通株式の価格に基づくものであり、1パーセントの割引を含んでいる。ウエストパックCPSが当初転換予定日において転換又は譲渡されない場合、それらは引き続き発行済として扱われ、次の配当支払日に転換又は譲渡されることができ（ただし、転換条件の充足を条件とする。）。

早期の転換

ウエストパックCPSは、資本トリガー事由の際は早期に転換される。資本トリガー事由は、当行の普通株等 Tier 1 自己資本比率（APRAによって定義される。）が5.125パーセント以下（レベル2 ベース¹）となった場合に生じる。当行は、資本トリガー事由後、すべてのウエストパックCPSを様々な数の普通株式に転換しなければならない。かかる場合においては転換条件は適用されない。ウエストパックCPS 1株につき、保有者は、ウエストパックCPSの条件に規定された計算式を用いて計算される数の当行の普通株式を受領するが、これは、当行の普通株式24,0038株という最大転換株式数に服する。最大転換株式数は、発行時における当行の普通株式の価格の約20パーセントに相当する当行の普通株式の価格を用いて設定される。ウエストパックCPS 1株につき、保有者は、上記「予定されている転換」に記載の当行の普通株式数を受領する。ただし、当行の普通株式の発行価格は、資本トリガー事由前の5営業日の間に決定された当行の普通株式の価格に基づくものである。

転換はまた、上記の予定されている転換と概ね同様の条件で買収事由後に早期に起こる可能性がある。

その他の特定の制限された状況（税務上、規制上又は支配体制の変更等の理由）において、当行は、ウエストパックCPSを転換、譲渡又は償還することを決定する場合がある。当行の決定による転換又は償還は、APRAの事前の書面による承認、また、転換については、転換条件の充足を要件とする。

ウエストパックCPSに付随する議決権は、普通株式に付随する議決権に比べより制限され、清算の際にウエストパックCPSが普通株式よりも優先的に扱われることを反映している。また、ウエストパックCPSに付随する議決権は、当行の定款及びオーストラリア証券取引所の上場規則を遵守している。

発行条件に従い、ウエストパックCPSの保有者は、株主総会での議決権を有さない。ただし、下記の場合を除く。

- a. 次の議案の場合
- 当行の資本金の額の減少
 - ウエストパックCPSに係る権利に影響を及ぼす議案
 - 当行の清算
 - 当行のすべての資産、事業及び業務の処分
- b. ウエストパックCPSに関する買戻契約を除く、株式買戻契約の条件の承認決議
- c. ウエストパックCPSの配当金（又はその一部）の支払いが延滞している期間
- d. 当行の清算期間

上記の事項について、ウエストパックCPSの保有者が、当行の株主総会での議決権を与えられた場合、当該保有者は、挙手投票の場合は1議決権、投票の場合はウエストパックCPS1株当たり、1議決権を行使することができる。

ウエストパックCPSの保有者は、通知、報告書及び財務書類の受領、並びに当行のすべての株主総会への出席及び意見が聴取されることに関しては、当行の普通株式の株主と同等の権利を有する。

（適用ある発行条件に従って）転換が行われた場合、ウエストパックCPSの保有者は、当行の普通株式の保有者となり、当行の普通株式に付随する議決権を有する。

ウエストパックCPSの詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記20を参照のこと。

1 レベル1は、自己資本比率の測定を目的として、単一の「認可が拡張される会社（Extended Licenced Entity）」の一部であるとAPRAによって承認されたウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその子会社を含んでいる。レベル2は、自己資本比率の測定を目的として、APRA規制によって明確に除外された会社を除くすべての子会社を含んでいる。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当なし。

(3) 発行済普通株式総数及び資本金の推移

単位：千豪ドル(百万円)

年月日	増(減)資額	増(減)資後 資本金	摘 要
2010年9月30日		24,685,566 (1,990,597)	全額払込済普通株式数：2,989,207,519
	746,988 (55,888)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式34,432,858株)
	23,859 (1,785)		資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式6,585,639株) 2010年10月1日から2011年9月30日にかけての株式の増(減)数：41,018,497
2011年9月30日		25,456,413 (1,904,578)	全額払込済普通株式数：3,030,226,016
	873,184 (70,834)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式42,898,459株)
	24,947 (2,024)		資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式7,068,419株) 2011年10月1日から2012年9月30日にかけての株式の増(減)数：49,966,878
2012年9月30日		26,354,544 (2,137,915)	全額払込済普通株式数：3,080,192,894
	531,320 (48,493)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式21,372,496株)
	172,801 (15,771)		ウエストパック・ステープルド優先証券の転換 (一定の転換条件の充足を条件として、証券保有者に対して発行される。) (普通株式5,319,225株)
	161,969 (14,783)		市場における購入
	123,923 (11,310)		資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式2,163,694株) 2012年10月1日から2013年9月30日にかけての株式の増(減)数：28,855,415
2013年9月30日		27,020,619 (2,466,129)	全額払込済普通株式数：3,109,048,309
	624,520 (59,799)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式30,782,829株)
	49,289 (4,719)		資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式3,368,960株)
	751,803 (71,987)		市場における購入(普通株式34,151,789株)により上記の購入は全額決済された。 2013年10月1日から2014年9月30日にかけての株式の増(減)数：なし

年月日	増(減)資額	増(減)資後 資本金	摘 要
2014年9月30日		26,942,620 (2,579,812)	全額払込済普通株式数：3,109,048,309
	1,411,619 (118,434)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式43,999,852株)
	1,000,000 (83,900)		ウエストパック配当金株式再投資制度の引受 (普通株式30,859,625株)
	15,549 (1,305)		資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式2,084,582株)
	89,391 (7,500)		市場における購入(普通株式2,084,582株)により上記の購入は全額決済された。 2014年10月1日から2015年9月30日にかけての株式の増(減)数：74,859,477
2015年9月30日		29,280,397 (2,456,611)	全額払込済普通株式数：3,183,907,786

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月30日時点の換算率により計算されている。
更なる詳細は第一部 第6 1「財務書類」に対する注記32参照。

発行済のオプション、新株引受権及び制限株式

従業員持株制度に基づいて発行されたオプション及び新株引受権

2015年9月30日に終了した年度中、当行の従業員持株制度の下で、合計2,557,968個の業績連動型新株引受権及び211,463個の業績要件を課さない新株引受権が対価なしで付与された。権利確定条件を満たすことを条件として、新株引受権は対価なしで行使することができる。2015年9月30日現在、発行済新株引受権は、5,569,293個であった。

2015年9月30日に終了した年度中、オプションは付与されなかった。2015年9月30日現在、発行済株式オプションは、747,152個であり、その加重平均行使価格は26.73豪ドルであった。

業績連動型新株引受権及び業績連動型オプションはすべて、業績査定期間の終了後に行使可能となる割合(もしあれば)を決定する業績要件に服する。業績要件を課さない新株引受権は、最低限のサービス要件に服する。

従業員持株制度に基づく市場における株式購入

2015年9月30日に終了した年度中、以下の普通株式が購入された。

連結及び親会社	2015年 株式数	2015年 平均株価 (単位：豪ドル)
従業員持株制度	823,869	32.77
制限株式制度	2,067,941	32.81
WPP - オプションの行使 ¹	202,255	36.54
WPP - 新株引受権及び業績連動型新株引受権の行使	436,407	33.23
WRP - オプションの行使 ¹	402,814	36.27
WRP - 新株引受権の行使	845,258	34.74
CEOPP - 新株引受権の行使	197,848	34.33
市場において購入済の普通株式数合計 ²	4,976,392	

1 当行が受領した平均行使価格は、WPPオプションの行使につき22.02豪ドル（2014年度は20.86豪ドル）、WRPオプションの行使につき27.55豪ドル（2014年度は27.35豪ドル）であった。

2 従業員持株制度に関連する既存の普通株式の購入により、10.3百万豪ドルの税額控除が拠出持分として認識された。

(4) 普通株式の所有者別状況

(2015年9月30日現在)

区 分	株 主 数 (人)	所有株式数 (株)	総株式数に対する 所有株式の比率 (%)
個 人	446,302	952,922,281	29.93
ノミニー	10,532	108,941,720	3.42
法 人	149,894	2,122,043,785	66.65
計	606,728	3,183,907,786	100.00

(5) 普通株式の大株主及びウエストパックCPSの主要保有者の状況

普通株式の大株主の状況

(2015年9月30日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	発行済普通株式 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
1 HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド(HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	577,770,098	18.15
2 JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・リミテッド(JP Morgan Nominees Australia Ltd)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	359,131,399	11.28
3 ナショナル・ノミニーズ・リミテッド(National Nominees Limited)	ビクトリア州メルボルン市	314,277,133	9.87
4 シティーコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(Citicorp Nominees Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	192,722,763	6.05
5 コジェント・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(Cogent Nominees Pty Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	70,307,794	2.21
6 RBCデクシア・インベスター・サービス・オーストラリア・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(RBC Dexia Investor Services Australia Nominees Pty Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	34,720,654	1.09
7 AMPライフ・リミテッド(AMP Life Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	21,178,137	0.67
8 オーストラリアン・ファウンデーション・インベストメント・カンパニー・リミテッド(Australian Foundation Investment Company Limited)	ビクトリア州メルボルン市	17,135,000	0.54
9 UBSウェルス・マネジメント・オーストラリア・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(UBS Wealth Management Australia Nominees Pty Ltd)	ビクトリア州メルボルン市	13,009,791	0.41
10 ボンド・ストリート・カストディアンズ・リミテッド(Bond Street Custodians Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	12,306,550	0.39
合 計		1,612,559,319	50.66

ウエストパックCPSの主要保有者

(2015年9月30日現在)

名 称	住 所	所有証券数 (証券)	発行済証券総数 に対する割合 (%)
1 UBSウェルス・マネジメント・オーストラリア・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド (UBS Wealth Management Australia Nominees Pty Ltd)	ビクトリア州メルボルン市	484,298	4.07
2 HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド(HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	311,417	2.62
3 BTポートフォリオ・サービス・リミテッド(BT Portfolio Services Limited)	西オーストラリア州パース市	233,672	1.96
4 ナビゲーター・オーストラリア・リミテッド(Navigator Australia Limited)	ビクトリア州メルボルン市	232,923	1.96
5 クエスト・ファイナンシャル・サービス・リミテッド (Questor Financial Services Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	212,012	1.78
6 ヌリス・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド (Nulis Nominees (Australia) Limited)	ビクトリア州メルボルン市	206,948	1.74
7 ナショナル・ノミニーズ・リミテッド (National Nominees Limited)	ビクトリア州メルボルン市	204,275	1.72
8 ネットウェルス・インベストメンツ・リミテッド (Netwealth Investments Limited)	ビクトリア州メルボルン市	150,059	1.26
9 アヴァンテオス・インベストメンツ・リミテッド (Avanteos Investments Limited)	西オーストラリア州パース市	126,927	1.07
10 JPMorgan・ノミニーズ・オーストラリア・リミテッド (JP Morgan Nominees Australia Ltd)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	109,417	0.92
合 計		2,271,948	19.10

2 【配当政策】

第一部 第1 1(2)(b)(八)「株主の配当等受領権等」を参照のこと。

3 【株価の推移】

以下の2つの表は、それぞれ各年度末又は月末までの取引時間中の最高値・最安値の情報を使用している。

- (1) オーストラリア証券取引所における9月30日に終了した最近5年間の事業年度別普通株式の最高・最低株価
(新規発行の株式について調整済)

	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
最 高 (単位:豪ドル(円))	40.07 (3,362)	35.99 (3,446)	34.79 (3,175)	24.99 (2,027)	25.60 (1,915)
最 低 (単位:豪ドル(円))	29.10 (2,441)	30.00 (2,873)	24.23 (2,211)	19.00 (1,541)	17.84 (1,335)

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月30日時点の換算率により計算されている。

- (2) オーストラリア証券取引所における最近6月間の月別普通株式の最高・最低株価(2015年4月から9月)

月 別	2015年4月	2015年5月	2015年6月	2015年7月	2015年8月	2015年9月
最 高 (単位:豪ドル(円))	40.07 (3,793)	36.94 (3,506)	33.94 (3,191)	35.04 (3,173)	35.15 (3,043)	31.81 (2,669)
最 低 (単位:豪ドル(円))	36.21 (3,428)	31.92 (3,029)	31.00 (2,914)	32.01 (2,898)	29.20 (2,528)	29.10 (2,441)

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各月末時点の換算率により計算されている。

4 【役員状況】

男性の取締役及び業務執行役員の数：15名、女性の取締役及び業務執行役員の数：5名（女性の取締役及び業務執行役員割合：25%）

(1) 取締役

（本書提出日現在（2015年12月18日）。「当行の普通株式における関連持分」については、2015年12月1日現在で、間接保有については、2015年9月30日現在）

役職	氏名	生年月日	略歴	当行の普通株式における関連持分（直接保有及び間接保有 ¹ を含む）	任期
取締役兼取締役会議長（会長）	リンジー・マックステッド (Lindsay Maxsted)	1954年 5月21日	<p>在職期間：2008年3月より取締役。2011年12月より取締役会議長。（独立取締役）</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：トランスアーバン・グループの取締役（2008年3月より。2010年8月より会長）。BHPピリトン・リミテッド及びBHPピリトンplcの各取締役（それぞれ2011年3月より）。</p> <p>その他の主な役職：アライン・キャピタル・プロプライアタリー・リミテッドのマネージング・ディレクター、及びベーカー・IDI心疾患・糖尿病研究所ホールディングス・リミテッドの理事。</p> <p>その他の役職：なし</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし</p> <p>職能／経歴：KPMGの元パートナーであり、2001年1月から2007年12月までKPMGのCEOを務めた。CEO就任以前の専門分野は事業再生であり、リスター・テキスタイルズ（アブラハム・ゴールドバーグ関連の会社）、ベル・パブリッシング・グループ、ボンド・プリューイング、マクエワーズ・ハードウェア・アンド・ブラッシズを含む、数多くのオーストラリア最大級の破綻、ワークアウト及び経営再建に携わった。同氏はまた、ビクトリア州のパブリック・トランスポート・コーポレーションの元取締役及び取締役会議長である。</p>	18,574株	2017年12月まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有 ¹ を 含む)	任 期
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	ブライアン・ハルツァー (Brian Hartzler)	1967年 2月20日	<p>在職期間：2015年2月よりマネージング・ディレクター兼最高経営責任者。 (社内取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期： なし</p> <p>その他の主な役職：ファイナンシャル・マーケット・ファウンデーション・フォー・チルドレンの理事及びオーストラリアン・バンカーズ・アソシエーション・インコーポレイテッドの会長。</p> <p>その他の役職：なし</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし</p> <p>職能 / 経歴：2015年2月にマネージング・ディレクター兼最高経営責任者に就任。2012年6月に、ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務、セント・ジョージ・バンキング・グループ、並びにBTファイナンシャル・グループによって構成されるオーストラリア金融サービス部門担当最高責任者として当行に入行。</p> <p>当行に入行前、同氏は、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループにおいて、リテール、ウェルス及びアルスター・バンク担当CEOとして、3年間英国で過ごした。その前は、オーストラリアでオーストラリア・ニュージーランド銀行グループ・リミテッド (ANZ) に10年間勤め、最終役職である、オーストラリア担当CEO並びにリテール及びウェルスのグローバル・セグメント・リードを含む、様々な役職を歴任した。ANZに入行前は、ニューヨーク、サンフランシスコ及びメルボルンにおいて、金融サービスのコンサルタントとして10年間過ごした。</p>	61,551株	特別の定めなし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有 ¹ を 含む)	任 期
取 締 役	エリザベス・ ブライアン (Elizabeth Bryan)(AM)	1946年 10月19日	<p>在職期間：2006年11月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期： インシュアランス・オーストラリア・グループ・リミテッドの取締役(2014年12月より。2015年6月より副会長)及びヴァージン・オーストラリア・ホールディングス・リミテッドの取締役(2015年5月より会長)。</p> <p>その他の主な役職：なし</p> <p>その他の役職：テイクオーバー・パネル及びASICの取締役諮問委員会のメンバー、並びにYWCA NSWの社長。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし</p> <p>職能/経歴：企業の取締役会において幅広い経験がある。専門取締役になる以前、ドイチェ・アセット・マネジメント及びその前組織であるニュー・サウス・ウェールズ州スーパーアニュエーション・インベストメント・アンド・マネジメント・コーポレーションのマネージング・ディレクターを6年間務めた。</p>	27,967株	2016年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有 ¹ 及び 間接保有 ¹ を 含む)	任 期
取締役	イーウェン・クラウチ (Ewen Crouch) (AM)	1956年 1月18日	<p>在職期間：2013年2月より取締役。（独立取締役）</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：ブルースコープ・スチール・リミテッドの取締役（2013年3月より）。</p> <p>その他の主な役職：ミッション・オーストラリアの会長。</p> <p>その他の役職：コモンウェルス・レミュナレーション・トリビュナル、オーストラリア会社取締役協会（AICD）のロー・コミッティー、オーストラリア弁護士連合会のコーポレーションズ・コミッティーそれぞれのメンバー、並びにシドニー・シンフォニー・オーケストラ及びジャウン（Jawun）の各理事会のメンバー。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし</p> <p>職能／経歴：オーストラリアで最も優れたM&A弁護士の一人であり、アレンズのパートナーを務めていた1988年7月から2013年1月までの間、オーストラリアにおける最大規模の取引のいくつかを手がけた。同氏は、パートナー理事長としての4年間を含め、同事務所の理事を11年間務め、パートナー職と次の役職を兼業した：M&A部門及びエクイティ・キャピタル・マーケッツ部門の共同ヘッド、アジア・オフィス担当エグゼクティブ・パートナー、並びにデピュティ・マネージング・パートナー。2010年から2015年の間、同氏は、テイクオーバー・パネルのメンバーを務めた。2013年には法律及び専門機関並びに地域への貢献者として、法律への多大な尽力が認められ、オーストラリア勲章を授与した。</p>	36,394株	2016年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有 ¹ を 含む)	任 期
取 締 役	アリソン・ ディーンズ (Alison Deans)	1967年 11月14日	<p>在職期間：2014年4月より取締役。（独立取締役）</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：インシュアランス・オーストラリア・グループ・リミテッドの取締役（2013年2月より）及びココレア・リミテッドの取締役（2015年1月より）。</p> <p>その他の主な役職：キッキ・ケー・ホールディングス・プロプライアタリー・リミテッドの取締役。</p> <p>その他の役職：なし</p> <p>その他ウエストパック関連企業における役職及び任期：なし</p> <p>職能／経歴：オーストラリアにおける電子商取引、メディア及び金融サービスを中心とする上級管理職及び戦略コンサルタントとしての役割において20年以上の経験を有する。この期間中、イーコープ・リミテッド、ホイツ・シネマズ及びイーベイ（オーストラリア及びニュージーランド）それぞれのCEOを含む、多数の上級経営職を務めた。直近では、2012年にフェアファックス・メディア・リミテッドによって取得されたテクノロジーを基盤とする投資会社であるネタス・プロプライアタリー・リミテッドのCEOを務めた。2007年9月から2013年4月にかけてソーシャル・ベンチャーズ・オーストラリアの独立取締役であった。</p> <p>過去には、オーストラリア政府によって、全国ブロードバンド・ネットワークにおいて独自の費用対効果分析及び規制上の審査を行う専門家パネルに任命された。</p>	9,392株	2017年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有 ¹ を 含む)	任 期
取 締 役	クレイグ・ダン (Craig Dunn)	1963年 10月3日	<p>在職期間：2015年6月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：なし</p> <p>その他の主な役職：ファイナンシャル・リテラシー・オーストラリア・リミテッド取締役、オーストラリア・バレエ及びストーン・アンド・チョーク・リミテッド各会長。</p> <p>その他の役職：ASICの外部諮問委員のメンバー及び金杜法律事務所のコンサルタント。</p> <p>その他ウエストパック関連企業における役職及び任期：なし</p> <p>職能/経歴：2008年1月から2013年12月までのAMPリミテッドCEOとしての経験を含め、金融サービス業界において20年以上の経験を有する。過去には豪日経済委員会の理事や、投資・金融サービス協会(現金融サービス評議会)の前会長も務めた。また、金融サービス諮問委員会、オーストラリア金融センター・フォーラム、消費者及び金融リテラシー・タスクフォースのメンバー並びにオーストラリア政府金融制度調査委員会のパネルメンバーも務めた。</p>	8,869株	2018年12月 まで

役職	氏名	生年月日	略歴	当行の普通株式における関連持分(直接保有 ¹ 及び間接保有 ¹ を含む)	任期
取締役	ロバート・エルストーン (Robert Elstone)	1953年 8月25日	在職期間：2012年2月より取締役。(独立取締役) 上場企業における現在の役職及び任期： なし その他の主な役職：西オーストラリア大学ビジネススクールの理事。 その他の役職：シドニー大学及び西オーストラリア大学のビジネススクール非常勤教授。 その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能/経歴：同氏は、投資銀行業務、企業金融、ホールセール金融市場やリスク管理に関わる上級管理職について30年以上の経験を有する。2006年7月から2011年10月まで同氏は、ASX・リミテッドのマネージング・ディレクター兼CEOを務めた。その前の2000年5月から2006年7月まではシドニー先物取引所のマネージング・ディレクター兼CEOで、1995年1月から2000年5月まではパイオニア・インターナショナルの財務担当取締役を歴任した。同氏はまた、2004年9月から2006年7月までナショナル・オーストラリア・バンクの非常勤役員、また、ボード・オブ・ガーディアンズ・オブ・ザ・フューチャー・ファンドの創設メンバー及び連邦財務省金融部門諮問委員会の前会長を務めた。	10,739株	2017年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有 ¹ を 含む)	任 期
取締役	ピーター・ ホーキンス (Peter Hawkins)	1954年 7月1日	<p>在職期間：2008年12月より取締役。（独立取締役）</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：マーバック・グループの取締役（2006年1月より）及びMGレスポンシブル・エンティティ・リミテッドの取締役（2015年4月より。同社は、オーストラリア証券取引所の上場会社であるMGユニット・トラストについて責任を有する企業である）。</p> <p>その他の主な役職：リバティアー・ファイナンシャル・プロプライアタリー・リミテッド及びマーレイ・ゴールバン・コーポラティブ・カンパニー・リミテッドの各取締役、並びにクレイトン・ユッツ法律事務所の理事。</p> <p>その他の役職：なし</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：2010年11月よりバンク・オブ・メルボルンの諮問委員会の委員。</p> <p>職能／経歴：オーストラリア国内外の銀行及び金融サービス業界において、主要組織の上級経営陣及び取締役として40年以上のキャリアを有する。オーストラリア・ニュージーランド銀行グループ・リミテッドにおいて1971年から2005年まで上席経営陣及び取締役を歴任した。また、過去に、BHP（ニュージーランド）スチール・リミテッド、INGオーストラリア・リミテッド、エサンダ・ファイナンス・コーポレーション及びビザ・インクにおいて、それぞれ取締役を務めた。</p>	15,880株	2017年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有 ¹ 及び 間接保有 ¹ を 含む)	任 期
取 締 役	ピーター・マ リオット (Peter Marriott)	1957年 5月8日	<p>在職期間:2013年6月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期: ASXリミテッドの取締役(2009年7月より)</p> <p>その他の主な役職:ASXクリアリング・コーポレーション・リミテッド及びASXセトルメント・コーポレーション・リミテッドの各取締役、並びにオーストラリア・リミテッドの会長。</p> <p>その他の役職:バンキング&ファイナンス・オースのレビュー・パネル&ポリシー・カウンシルのメンバー。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期:なし</p> <p>職能/経歴:国際銀行業務、財務及び監査を含む金融業界において30年以上にわたる上級管理職の経験を有する。1993年にオーストラリア・ニュージーランド銀行グループ・リミテッド(ANZ)に入社し、1997年7月から2012年5月までチーフ・フィナンシャル・オフィサーを務めた。ANZ入社前は、KPMG ピート・マーウィックの銀行業務、財務、監査及びコンサルティング担当パートナーであった。過去に、ニュージーランドのANZナショナル・バンク・リミテッド及びANZの様々な子会社の取締役を務めた。</p>	20,870株	2016年12月 まで

1 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者とは、トラスト、退職年金基金、又は当該個人によって支配される組織等の事業体をいう。

2014年10月1日からの取締役の変更

- ・アン・ピッカード氏は、2014年12月12日の当行の定時総会の終了をもってウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役を退任した。
- ・ゲイル・ケリー氏が2015年2月1日付けでマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を退任した。ブライアン・ハルツァー氏が2015年2月2日付けでゲイル・ケリー氏の後任としてマネージング・ディレクター兼最高経営責任者に就任した。
- ・クレイグ・ダン氏は、2015年6月1日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役に任命された。

(2) 業務執行役員

(本書提出日現在(2015年12月18日)。「当行の普通株式における関連持分」については、2015年12月1日現在で、間接保有については、2015年9月30日現在)

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有 ¹ 及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	ブライアン・ハルツァー (Brian Hartzler)	1967年 2月20日	<p>2015年2月にマネージング・ディレクター兼最高経営責任者に就任。2012年6月に、ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務、セント・ジョージ・バンキング・グループ、並びにBTファイナンシャル・グループによって構成されるオーストラリア金融サービス部門担当最高責任者として当行に入行。</p> <p>2015年2月に、同氏は、オーストラリアン・バンカーズ・アソシエーションの会長に就任。当行に入行前、同氏は、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループにおいて、リテール、ウェルス及びアルスター・バンク担当CEOとして、3年間英国で過ごした。その前は、オーストラリアでオーストラリア・ニュージーランド銀行グループ・リミテッド(ANZ)に10年間勤め、最終役職である、オーストラリア担当CEO並びにリテール及びウェルスのグローバル・セグメント・リードを含む、様々な役職を歴任した。ANZに入行前は、ニューヨーク、サンフランシスコ及びメルボルンにおいて、金融サービスのコンサルタントとして10年間過ごした。</p> <p>同氏は、プリンストン大学をヨーロッパ史の学位を取得して卒業し、公認証券アナリストである。</p>	61,551株	特別の定めなし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
副最高経営 責任者	フィリップ・ コフィー (Philip Coffey)	1957年 11月2日	<p>2014年4月、副最高経営責任者に就任し、連邦政府の金融制度調査委員会に対する当行の貢献を監督し、主要な出資者（業界団体、監督機関、顧客及び政府を含む）との関係の支援を担当。同氏は、当行グループの戦略、合併及び取得活動も担当。現職就任前、同氏は、2005年12月より首席財務担当役員を務めていた。その前は、2002年よりウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当グループ業務執行役員に就任した。同氏は、1996年に外国為替部門の最高責任者として当行に入行した。</p> <p>また、金融市場、投資管理及び金融において幅広い経験を有している。オーストラリア準備銀行でキャリアをスタートさせ、その後シティコープ及びAIDCリミテッドでも勤務した。英国及びニュージーランドにおいても役職を歴任した。同氏は、アデレード大学で経済学の優等学位を取得しており、スタンフォード大学ビジネススクールのエグゼクティブ・プログラムを修了している。</p>	326,845株	特別の定め なし
最高執行責 任者	ジョン・アー サー (John Arthur)	1955年 1月14日	<p>2011年11月に最高執行責任者に就任。企業投資、コンタクト・センター、調達、分析、銀行業務、不動産、コンプライアンス、法務及び秘書業務を担当。同氏は、2008年12月に顧問及び秘書役担当グループ業務執行役員として当行に入行した。この役職に就任前は、インベスタ・プロパティ・グループのマネージング・ディレクター兼CEOを務めていた。</p> <p>それ以前は、フリーヒルズのパートナー及びレンド・リース・コーポレーション・リミテッドのグループ・ゼネラル・カウンセルであった。ギルパート+トビン法律事務所の会長も務めており、法律事務所のパートナー、企業業務執行役員、非業務執行取締役として輝かしいキャリアを築いている。</p>	276,789株	特別の定め なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
ウエスト パック・イ ンスティ チューシ ョナル・バ ンク担当最 高責任者	リン・コブ リー (Lyn Cobley)	1962年 11月8日	<p>2015年9月にウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者に就任。同氏は、企業、各種機関及び政府顧客とウエストパック間の国際的な取引を担当するほか、金融及び資本市場におけるすべての金融商品、トランザクショナル・バンキング（取引銀行型モデル）、ストラクチャード・ファイナンス並びに運転資金の支払いを担当。また、ヘースティングス・ファンズ・マネジメント、グローバル・トレジャリー並びに当行のインターナショナル及び太平洋地域の事業を監督する。</p> <p>同氏は、金融サービス業界において、20年以上の経験を有する。当行に入行前は、オーストラリア・コモンウェルス銀行（CBA）において様々な上級職を歴任した。これには、2007年から2013年までグループ財務部長を務めたことや直近ではリテール商品及びサードパーティバンキング担当のエグゼクティブ・ゼネラル・マネジャーを務めたことが含まれる。また、オーストラリアのパークレイズ・キャピタルで金融機関担当の最高責任者を務め、オーストラリア及びアジア・太平洋地域のシティバンクで複数の上級職（証券化の最高責任者を含む）を歴任し、トレーディング・ルーム（マッコリー銀行及びフェアファックスの合併会社）のCEOを務めた。</p> <p>同氏は、マッコリー大学で経済学の学士号を取得しており、オーストラリア金融サービス協会のシニア・フェローであり、オーストラリア会社取締役協会を卒業している。</p>	56,360株	特別の定めなし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
BTファイナ ンシャル・ グループ担 当最高経営 責任者	ブラッド・ クーパー (Brad Cooper)	1961年 12月29日	2010年2月にBTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者に就任。同氏は、当初は2007年4月に、ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド担当最高責任者として入行し、当該市場において変更プログラムの指導に成功した後、当行グループのセント・ジョージとの合併実施を指導する当行の首席グループ移行担当役員に就任。当行に入行前は、GEキャピタル・バンクの会長、並びにGEコンシューマー・ファイナンスUK及びアイルランドのCEOを歴任した。GEのUKシックス・シグマ計画を推進し、2002年12月に上級指導者（黒帯）と認定された。2003年1月にGEコンシューマー・ファイナンスUKのCEOに昇格し、2004年4月にGEキャピタル・バンクの会長に就任した。	58,110株	特別の定め なし
首席情報担 当役員	デイビッド・ カラン (David Curran)	1965年 4月24日	2014年9月に首席情報担当役員に就任。同氏は、2014年2月に、当行グループのバンキング技術近代化プログラムのコンサルタントとして当行に入行した。同氏は、IT及び金融サービス、並びに大規模かつ複雑なプロジェクトの実施において30年近い経験を有しており、その専門知識は証明されている。 当行に入行前、同氏は、オーストラリア・コモンウェルス銀行（CBA）において上級職を10年間歴任した。CBAに入行前は、アクセンチュアに16年間勤めており、そこでは主に金融サービスについてのコンサルティングを行うパートナーであった。	なし	特別の定め なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
コンシュー マー・バン ク部門担当 最高責任者	ジョージ・フ ラジス (George Frazis)	1964年 8月9日	<p>2015年6月にコンシューマー・バンク部門担当最高責任者に就任し、消費者・顧客とのエンドツーエンド関係の管理を担当。これには、当行、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。</p> <p>現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニューージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業務執行役員であり、ボストン・コンサルティング・グループのパートナー及びロイヤル・オーストラリアン・エアフォースの役員も務めていた。</p>	50,630株	特別の定め なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
首席リスク 担当役員	アレクサンド ラ・ホルコム (Alexandra Holcomb)	1961年 7月6日	<p>2014年8月に首席リスク担当役員の役職に就任。当行グループの首席リスク担当役員として、すべてのリスク・クラスにつき企業全体におけるリスク管理活動及び当行の戦略的リスク目標をを担当。同氏は、1996年に当行に入行して以来、グループ戦略、M&A及び主要プロジェクト担当グループ・ゼネラル・マネジャー、グループ戦略担当グループ業務執行役員、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク戦略部門の最高責任者、及び直近では、国際決済サービス担当グループ・ゼネラル・マネジャーを含む多数の上級職を歴任した。</p> <p>当行に入行前は、同氏は、ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン・インターナショナルで1992年から1996年まで上級管理職を務めており、国際信用を専門としてアジア・太平洋地域で勤務した。それ以前は、ニューヨークでチェース・マンハッタン銀行においてプライベート・バンキング及びビジネス・バンキング、並びに国際信用監査に従事した。また、パリではインドスエズ銀行で、ニューヨークではパークレイズ銀行で、それぞれプロジェクト・ファイナンスに従事した。</p> <p>同氏は、オーストラリア会社取締役協会のフェローであり、アジア・ソサイエティ・オーストラリアの取締役会のメンバーである。ウォートン・スクール・オブ・ビジネスで、金融及び多国籍経営のMBAを、ペンシルベニア大学で国際研究及びフランス語の修士号を取得している。コーネル大学の英語及び経済学の文学士号も取得している。</p>	17,192株	特別の定めなし

役職	氏名	生年月日	略歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任期
首席財務担当役員	ピーター・キング (Peter King)	1970年 3月27日	<p>2014年4月、首席財務担当役員に就任し、当行の金融、グループ監査部門、税務、財務及び投資家向け広報活動を担当。現職就任前は、3年間首席財務担当役員代理を務めた。</p> <p>1994年に当行に入行して以来、同氏は、グループ・ファイナンス、ビジネス及びコンシューマー・バンキング、ビジネス及びテクノロジー・サービス、トレジャリー及びファイナンシャル・マーケットの各部門における役職を含め、当行グループ全体にわたって上級財務職を歴任している。</p> <p>同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。シドニー大学で経済学の学士号を取得しており、INSEADのアドバンスド・マネジメント・プログラムを修了している。同氏は、公認会計士協会のフェローである。</p>	80,887株	特別の定めなし
コマースナル・アンド・ビジネス・バンク担当最高責任者	デイビッド・リンドバーグ (David Lindberg)	1975年 3月11日	<p>2015年6月にコマースナル・アンド・ビジネス・バンク担当最高責任者に就任し、中小企業、商業顧客及びアグリビジネス顧客との当行グループのエンド・ツー・エンド関係の管理、並びに資産及び設備金融を担当。</p> <p>現職就任前は、同氏は、首席商品担当役員を務め、すべてのブランドにおける当行グループの消費者向け及び企業向け商品、並びに当行グループのデジタル業務の監督を担当した。2012年に当行に入行する前は、オーストラリア・コモンウェルス銀行でカード、支払い及びリテール戦略担当のエグゼクティブ・ゼネラル・マネジャーを務めた。さらに、過去には、オーストラリア及びニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドの戦略、マーケティング及び顧客セグメンテーションのマネージング・ディレクター、並びにファースト・マンハッタンのマネージング・ヴァイス・プレジデント兼オーストラリア担当最高責任者を務めた。</p>	38,811株	特別の定めなし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
ウエスト パック・ ニュージ ーランド・リ ミテッド最 高経営責任 者	デイビッド・ マクリーン (David McLean)	1958年 3月14日	<p>2015年2月にウエストパック・ニュー ジーランド・リミテッド最高経営責任者 に就任。1999年2月に当行に入行して以 来、ニュージーランドの借入資本市場担 当の最高責任者、プライベート・ウェル ス・アンド・インシュアランス・ニュー ジーランドのゼネラル・マネジャー、及 びウエストパック・インスティテュー ショナル・バンク・ニュージーランドの 最高責任者、並びに直近ではウエスト パックのニューヨーク支店のマネージン グ・ディレクターを含む多数の上級職を 歴任。</p> <p>当行に入行前は、同氏は、1994年よりド イチェ・モルガン・グレンフェルで資本 市場担当取締役であり、新たな借入資本 市場の組成事業の立上げ及び開発を担当 していた。また、ドイツ銀行のニュー ジーランド支店を設立し、ニュージーラ ンドの常駐支店長を務めた。1988年に同 氏は、資本市場担当業務執行役員として サウスパック/ナショナル・バンクに入 行した。その前は、独立開業弁護士とし て働き、1985年よりナットウエストNZの 顧問弁護士を務めた。同氏は、ニュー ジーランド高等裁判所のバリスター及び ソリシターである。</p>	9,613株	特別の定め なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有 ² 及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
人事、コーポレート業務及び持続可能性担当グループ業務執行役員	クリスティー ン・パーカー (Christine Parker)	1960年 6月6日	2011年10月に人事、コーポレート業務及び持続可能性担当グループ業務執行役員に就任し、報酬及び表彰、安全、研修及び育成、キャリア及び才能、従業員関係並びに雇用方針を含む人事戦略及び管理を担当。同氏は、コーポレート業務及び持続可能性も担当している。 現職就任前は、2010年3月より人事担当グループ・ゼネラル・マネジャーを務め、当行グループ全体にわたる責任を有していた。それ以前は、ウエストパック・ニュージーランド・リミテッドの人事担当ゼネラル・マネジャーを務めた。 2007年にウエストパックに入行する前は、カーター・ホルト・ハーベイにおいてグループの人事担当取締役を務め、1999年から2004年にかけてレストラン・ブランド・ニュージーランドの人事担当取締役を務めた。	14,861株	特別の定め なし

1 一部の業務執行役員は、当行の普通株式に関して、業績連動型新株引受権（行使価格がゼロのオプション）、制限株式及びオプションも保有している。2015年9月30日現在のこれらの事項に関する詳細については、下記(4)6.4「当期中の株式決済商品の変動」を参照。

2 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者とは、トラスト、退職年金基金、又は当該個人によって支配される組織等の事業体をいう。

2015年12月1日現在、以下のとおりであった。

- ・ピーター・ホーキンス氏及びその関係者の持分は、ウエストパックCPS1,370個であった。
- ・デイビッド・カラン氏及びその関係者の持分は、ウエストパックCPS965個であった。

これら以外に、取締役及び業務執行役員は、ウエストパックCPSを直接的又は間接的に保有していなかった。

2014年10月1日からのグループ業務執行役員の変更

- ・ゲイル・ケリー氏は、2015年2月1日付けでマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を退任した。ブライアン・ハルツァー氏が2015年2月2日付けでゲイル・ケリー氏の後任としてマネージング・ディレクター兼最高経営責任者に就任した。
- ・ジョージ・フラジス氏は、2015年6月10日付けでコンシューマー・バンク部門担当最高責任者に任命された。この前は、セント・ジョージ・バンキング・グループ最高経営責任者であった。
- ・デイビッド・リンドバーグ氏は、2015年6月10日付けでコマーシャル・アンド・ビジネス・バンク担当最高責任者に任命された。この前は、首席商品担当役員であった。
- ・デイビッド・マクリン氏は、2015年2月2日付けでウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者に任命された。この前は、ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者代行であった。
- ・リン・コプリー氏は、2015年9月7日付けでウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当グループ業務執行役員に任命された。
- ・ロブ・ホットフィールド氏は、2015年7月10日付けでウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当グループ業務執行役員を辞任した。
- ・ジェyson・イェットン氏は、2015年6月10日付けでウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務担当グループ業務執行役員を退任した。
- ・ギャリー・サズビー氏は、2015年2月に首席戦略担当役員に任命され、2015年9月に経営陣の一員となった。同氏の職歴の概要は、以下のとおりである。

副最高経営責任者の直属である同氏は、当行グループの戦略の開発、並びに事業開発及び合併を担当。2008年に当行に入学し、直近では、オーストラリア金融サービス部門の首席財務担当役員を務め、当行のオーストラリアにおける消費者向け銀行業務及び資産管理業務などを担当した。

同氏は、過去20年間にわたり、多数の金融機関において様々な上級職を歴任しており、豊富な金融サービスの経験を有している。当行に入学前は、オーストラリア・コモンウェルス銀行において、リテール・バンクの首席財務担当役員を務めた。同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。同氏は、南オーストラリア州のフリンダース大学で経済学の学士号及び会計学の修士号を取得しており、公認会計士協会のフォローである。

(3) 報酬

取締役会附属報酬委員会は、当行の報酬方針・慣行が、業績、当行のリスク管理の枠組み、法律及び最高水準のガバナンスを考慮して公正に、かつ責任を持って個人に報酬を付与する一貫したものであることを保証することで取締役会を補佐している。

取締役会附属報酬委員会は、会計年度全体を通して設置されており、4名の独立非業務執行取締役により構成され、イーウェン・クラウチ氏が委員長を務めている。また、取締役会附属報酬委員会の全メンバーは、効果的なリスク管理を報酬の枠組みに組み込むことの支援をする取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会のメンバーでもある。

憲章に記載されるとおり、取締役会附属報酬委員会は、以下の事項を行う。

- ・ウエストパック・グループ報酬方針（「当行グループ報酬方針」）に関連して検討及び取締役会に対する勧告を行い、当行グループ報酬方針の効果及びそれが健全性基準を遵守しているか評価すること。
- ・CEO、非業務執行取締役、グループ業務執行役員、CEOに直属するその他業務執行役員、その他の者で取締役会の意見についての活動が当行の財務健全性に影響する者、APRAが指定する者、及び取締役会が決定するその他の者に対する個人報酬の水準に関連して検討及び取締役会に対する勧告を行うこと。
- ・当行グループ報酬方針の対象となる各カテゴリーの個人の報酬体系に関連して、検討及び取締役会に対する勧告を行うこと。
- ・CEOの報酬に関連する企業目標及び目的、並びにこれらの目的に照らしたCEOの業績について、検討及び取締役会に対する勧告を行うこと。
- ・グループ業務執行役員のための短期及び長期の奨励金計画について、検討及び取締役会に対する勧告を行うこと。
- ・株式を基準とする報酬計画の承認に関連して検討及び取締役会に対する勧告を行うこと。
- ・グループ全体の一般的な報酬慣行を監督すること。

取締役会附属報酬委員会は、毎年変動報酬プールの規模について、既定の業績指標及び当行の財務健全性についての考慮に基づき、検討し、取締役会に勧告を行っている。取締役会附属報酬委員会はまた、慎重な扱いを要すること、前例又は開示に関する影響のために重要である個人又は集団に関する当行グループ報酬方針の対象外の報酬の協定の承認もしている。また、報酬委員会は、報酬を決定する際、また必要に応じて、上級管理職の業績の検討及び評価を行う。

また、取締役会附属報酬委員会は、従業員に対する奨励金による株式の付与について、その後の情報又は状況により当該付与が正当ではないことが判明した場合、その減少又は失効を検討し、取締役会に勧告を行っている。

様々な問題（報酬ベンチマーク、市場慣行及び最新の動向、並びに規制改革を含む。）についての情報を提供するために、取締役会附属報酬委員会には、外部の独立した報酬コンサルタントが関与している。

当行の報酬の枠組みの詳細は、後記「(4) 報酬報告書」に記載されている。取締役会附属報酬委員会が当該報告書を検討し、その承認について勧告を行っている。

(4) 報酬報告書

1. ガバナンス及びリスク管理

本項では、当行グループの報酬に関するガバナンス及びリスク管理の手法を詳述する。

1.1 ガバナンス

当行グループの報酬方針及び報酬慣行は、業績、当行グループのリスク管理の枠組み、法律及び高水準のガバナンスを考慮しつつ、従業員の業績を公平かつ責任を持って評価することを目指すものである。

取締役会の役割は、戦略的助言を当行グループに提供すること、及び経営の効果的な監督である。かかる役割を通じて、取締役会は、株主に対して業績目標達成の責任を負う。かかる役割の一環として、取締役会は報酬に対する全般的な責任を有する。

報酬委員会は取締役会を補佐する。同委員会は、取締役会が報酬に関する株主への責任を全うするために取締役会を補佐することを主要な役割とする。報酬委員会はオーストラリア国内及び世界的な当行グループの報酬方針及び報酬慣行、外部の報酬慣行、市場期待値及び規制要件を監視する。同委員会の目的、責任及び任務は、当行グループのホームページにおいて入手可能な憲章に概説されている。

各取締役会附属委員会の憲章は2年ごとに見直される。取締役会附属報酬委員会憲章は、直近では2014年5月に見直され、変更された。

2015年度報酬委員会の委員

報酬委員会の委員はいずれも独立した非業務執行取締役である。2015年度の委員は、以下で構成される。

- ・イーウェン・クラウチ（委員長）
- ・エリザベス・ブライアン
- ・クレイグ・ダン（2015年6月5日付けで委員に就任）
- ・ロバート・エルストーン
- ・アン・ピッカード（2014年12月12日付けで退任）

独立した報酬コンサルタント

2015年度中、取締役会は、独立したコンサルタントとしてガードン・アソシエイツ（Guerdon Associates）を雇い、業務執行役員報酬及びその他当行グループの報酬事項について専門的な情報の提供を依頼した。かかるサービスは、経営陣からは独立している報酬委員会に直接提供されている。報酬委員会の委員長は、独立したコンサルタントの雇用と、当該コンサルタントへの報酬についての協定及び支払いを監督する。

ガードン・アソシエイツが2015年度中に行った業務には、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員報酬のベンチマーク作業に関する情報の提供、並びに当行グループの1株当たり利益（EPS）に基づくLTI業績目標の分析が含まれていた。ガードン・アソシエイツは、2015年度中、会社法に規定される報酬に関する勧告は行わなかった。

内部ガバナンス構造

当行の内部ガバナンス構造には、3段階の報酬監督委員会（ROC）が含まれており、それらは個々の役職及び部署並びに当行グループ全体における報酬協定及び実績の妥当性及び一貫性に焦点を合わせている。ROCは、当行グループ全体の報酬の枠組みと実績が当行グループの承認済みの方針に合致していることを確保することにより、取締役会附属報酬委員会を補佐する。

1.2 リスク管理

当行は、組織全体にわたって効果的なリスク管理を報酬の枠組みに組み入れることを目指している。取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員長は、報酬委員会の委員でもあり、報酬委員会の委員は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員でもある。報酬委員会は、その義務の遂行にあたり、リスク及び財務の管理人員を利用し、また経営陣から独立した外部アドバイザーに委託することが可能である。

当行グループの報酬戦略、業務執行役員報酬の枠組み、方針及び慣行はすべて、当行グループの運営の基盤である健全なリスク管理を反映している。当行グループの各事業分野の業績は、リスクの管理方針を参照して検討及び測定され、その結果は報酬実績にも影響を及ぼす。

業務執行役員の総合的報酬の枠組みには、リスクを考慮に入れるための特性が特に含まれている。

取締役会は、変動報酬プールの規模を毎年決定し、当該プールは当行グループ全体の変動報酬の資金となる。この決定は、当行グループの当該年度の業績、並びに利益をどのように株主及び従業員に割り当て、また成長のために留保するかについての評価に基づいて行われる。主要な財務指標として、事業に使用された資本コストを織り込んだ現金利益を測定する、経済的収益が使用される。現金利益、株主資本利益率（ROE）、現金EPS及び配当も考慮される。

短期奨励金（「STI」）実績は、財務及び財務以外の指標に基づいており、財務以外の指標はリスク管理の実績及び当行グループの戦略の実施状況を反映している。当行グループの経済的収益、当行グループのコア収益の増加及び当行グループのROEIは、2015年度のCEOのスコアボードの40パーセントを占めた。同様に、グループ業務執行役員のスコアボードのSTIの45パーセント（首席リスク担当役員については30パーセント）は、当行グループの経済的収益、部門別の経済的収益、部門別のコア収益の増加及び部門別の費用管理に基づいて配分された。取締役会リスク選好宣言に関連した業績測定は、CEO及びグループ業務執行役員のスコアボードのさらに10パーセントを占めていた。これに加え、CEO及びグループ業務執行役員は、スコアボード結果の裁量調整に影響を及ぼす可能性がある特別なリスク測定に基づき評価される。最終的には、取締役会がSTI実績について完全な裁量を有する。かかる裁量は、業績及び報酬の実績を決定する機械的なアプローチのバランスをとり、過去の決定（その良し悪しにかかわらず）を考慮に入れるために必要であると当行は確信している。かかる裁量は、STI実績を上方及び下方に調整する方向で行使されうる。

報酬決定の承認

当行は、すべての報酬決定を下すにあたり、厳密な「2段階」の承認プロセスに拠っている。これは、報酬が当該従業員の直属の上司よりももう1つ上位の者による承認を受けることを意味する。かかる理念は、当行が、以下の者の業績及び報酬について、報酬委員会の提言に基づく取締役会の承認を要件としていることにも反映されている。

- ・ CEO及びグループ業務執行役員
- ・ CEOに直属する他の業務執行役員、その他取締役会が当行グループの財務健全性に影響を及ぼす活動に従事していると考えられる人物、及びオーストラリア金融監督局が指定するその他の人物

当行グループの報酬方針外のすべての重要な報酬協定については、報酬委員会により検討及び承認される。

株式保有要件及びヘッジ方針

CEO及びグループ業務執行役員の利益と株主の利益との一致をさらに促進するため、CEO及びグループ業務執行役員は、それぞれの役職に任命されてから5年以内に相当量の当行株式を取得し、保持することが推奨されている。CEOに関しては、このような株式保有に係る株式価値が、年間の固定報酬パッケージの5倍以上であることが求められている。グループ業務執行役員に関しては、最低でも1.2百万豪ドル相当の保有が求められている。

当行グループの株式制度の参加者は、直接的又は間接的を問わず、そのSTIエクイティ報酬及びLTIエクイティ報酬に関する権利未確定の証券についてヘッジ取引を締結することを禁止されている。エクイティ商品に関連するリスクを軽減する目的で金融商品を利用することは一切できない。これらの証券につきいかなるヘッジを試みた場合でも、当該証券は失権する。これらの制限は、以前から設けられていたものであり、権利未確定の証券のヘッジ取引を禁止している会社法の要件を満たしている。

2. 本報酬報告書において開示される主要な経営陣の報酬

当行グループの主要な経営陣（「KMP」）の報酬は、本報酬報告書において開示されている。2015年度において、KMPは、非業務執行取締役、CEO、CEOに直属するグループ業務執行役員及び事業の重要な部分を主導したグループ業務執行役員で構成されていた。

CEO及びグループ業務執行役員

氏名	役職	KMPを務めた期間
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者		
ブライアン・ハルツァー ¹	マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	通年
ゲイル・ケリー ²	マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	非通年
グループ業務執行役員		
フィリップ・コフィー	副最高経営責任者	通年
ジョン・アーサー	最高執行責任者	通年
リン・コブリー ³	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者	非通年
ブラッド・クーパー	BTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者	通年
デイビッド・カラン	首席情報担当役員	通年
ジョージ・フラジス ⁴	コンシューマー・バンク部門担当最高責任者	通年
アレクサンドラ・ホルコム	首席リスク担当役員	通年
ピーター・キング	首席財務担当役員	通年
デイビッド・リンドバーグ ⁵	コマーシャル・アンド・ビジネス・バンク担当最高責任者	非通年
デイビッド・マクリーン ⁶	ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者	通年
クリスティーン・パーカー	人事及びコーポレート業務担当グループ業務執行役員	通年
ロブ・ホイットフィールド ⁷	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当グループ業務執行役員	非通年
ジェイソン・イエットン ⁸	ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務担当グループ業務執行役員	非通年

非業務執行取締役

氏名	役職	KMPを務めた期間
リンジー・マックステッド	議長	通年
エリザベス・ブライアン	取締役	通年
イーウェン・クラウチ	取締役	通年
アリソン・ディーンズ	取締役	通年
クレイグ・ダン ⁹	取締役	非通年
ロバート・エルストーン	取締役	通年
ピーター・ホーキンス	取締役	通年
ピーター・マリオット	取締役	通年
アン・ピッカード ¹⁰	取締役	非通年

1 ブライアン・ハルツァー氏は、2015年2月2日にマネージング・ディレクター兼最高経営責任者に就任するまでは、オーストラリア金融サービス(AFS)部門担当最高責任者であった。

2 ゲイル・ケリー氏は、2015年2月1日にマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を退任した。

3 リン・コブリー氏は、2015年9月7日付けでウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者に就任した。

4 ジョージ・フラジス氏は、2015年6月10日にコンシューマー・バンク部門担当最高責任者に就任するまでは、セント・ジョージ・バンキング・グループ最高経営責任者であった。

5 デイビッド・リンドバーグ氏は、2015年6月10日にコマーシャル・アンド・ビジネス・バンク担当最高責任者に就任するまでは、首席商品担当役員であった。

6 デイビッド・マククリーン氏は、2015年2月2日にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者に就任するまでは、ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者代行であった。

7 ロブ・ホイットフィールド氏は、2015年7月10日付けで辞任した。

8 ジェイソン・イエットン氏は、2015年6月10日にウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務担当グループ業務執行役員の職を退いた。

9 クレイグ・ダン氏は、2015年6月1日に就任した。

10 アン・ピッカード氏は、2014年12月12日に退任した。

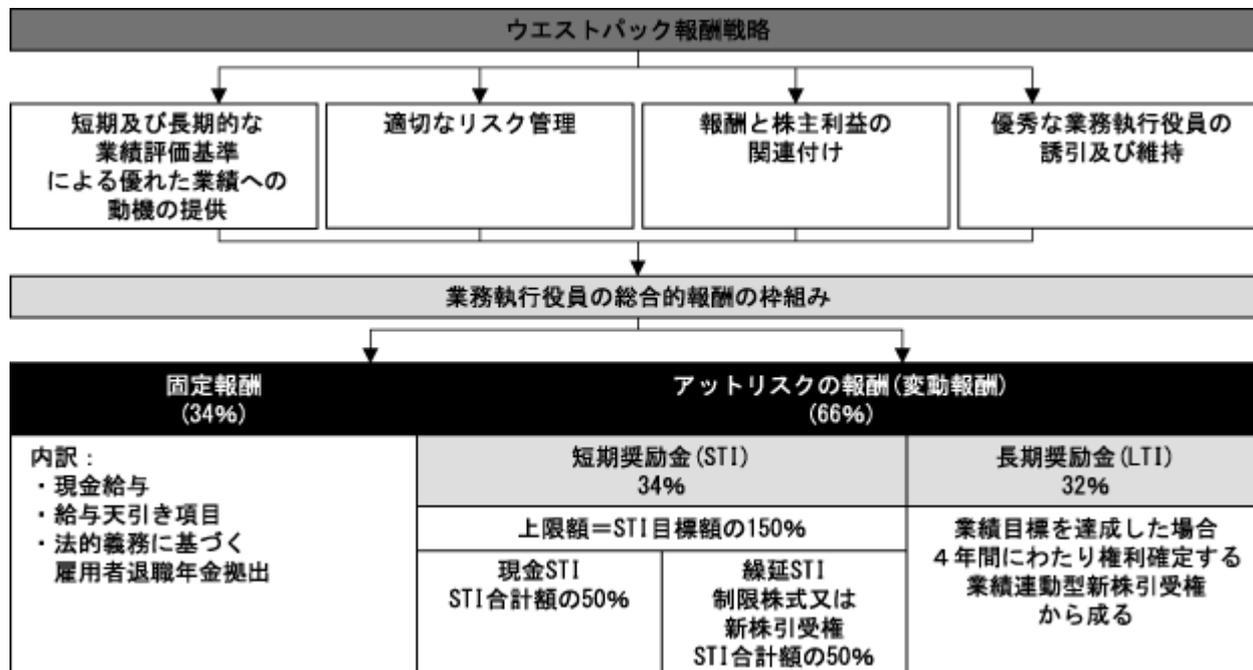
3. 2015年度報酬の概要

下記は2015会計年度における当行グループの報酬制度の概要である。

3.1 報酬の戦略、原則及び枠組み

業務執行役員報酬の枠組み

CEO及びグループ業務執行役員は、総合的報酬の枠組みに基づき報酬を受けている。



2012年度には目標報酬の構成が導入され、これは既存のグループ業務執行役員に関して、その報酬の増加に伴い徐々に適用されている。2015年度には、クリスティーン・パーカー氏及びジェイソン・イェットン氏の報酬が、同等の役職者や競合組織における報酬を著しく下回っていたことを受けて増額された。また、ジョージ・フラジス氏の報酬も、同年度中に市場に連動して増額された。

総合的報酬の枠組みは3つの要素から成り立っており、金融サービスを行っている関連競合会社を基準として総合的に評価される。

固定報酬 役職の規模及び複雑性、個人の責任、経験、スキル、並びに金融サービス業界において開示されている市場関連の報酬水準を考慮する。

短期奨励金 (STI) 固定報酬に使用されるものと同様の原則を使用するSTI目標設定、並びに当該年度における個人、所属部門及び当行グループの業績目標に基づき決定される。業績は、当行グループの事業戦略に沿った、リスク調整後の財務目標及び財務以外の目標に照らして測定される。

長期奨励金 (LTI) 業務執行役員の報酬全体を当行グループの長期的な業績及び株主の長期的利益と一致させるように設計されている。報酬額の決定時に考慮されるのは、市場のベンチマーク、個々の長期的な業績、継承の可能性及び主要スキルである。

4. 業務執行役員報酬

4.1 報酬の構造及び方針

a) 固定報酬

固定報酬は、現金給与、給与の天引き及び雇用者退職年金拠出金で構成される。

当行グループは、法的義務に従って退職年金拠出金を提供する。固定報酬は以下について考慮した上で毎年見直される。

- ・ 役職及び説明責任
- ・ 金融サービス業界における、関連する市場のベンチマーク
- ・ 主要な業務執行役員の誘引、動機付け及び定着

b) 短期奨励金 (STI)

STIは、参加者に対して、当該会計年度において一定の実績を達成した場合に現金と繰延株式インセンティブを獲得する機会を与えるものである。CEO及び各グループ業務執行役員は、バランスト・スコアボードを用いて評価され、これは当行グループの戦略目標に沿った年間の財務目標と財務以外の目標を組み合わせたものである。

STI目標額

2015年度におけるブライアン・ハルツァー氏のCEOとしての通年のSTI目標額は、2,686,000豪ドルに設定された。ハルツァー氏の実際のSTI目標額には、CEO及びAFS部門担当最高責任者としての非通年の職務が反映されている。

グループ業務執行役員のSTI目標額は、各職務年度の期首に、市場競争力及び役職の性質を含む様々な要因に基づき報酬委員会により設定され、取締役会により承認される。2015年度のSTI目標額は、2015年度に固定報酬額が変更されなかったグループ業務執行役員については増加しなかった。グループ業務執行役員に対するSTI報酬は、グループ全体の変動報酬プールの限度内において管理される。

STI実績は、定量的及び定性的な評価の対象となり、こうした評価には、当行のスコアボード測定プロセスに組み込まれているリスク管理オーバーレイが含まれる。付与されるSTIの上限額は、目標額の150パーセントである。取締役会は、評価プロセスにおいて、STI実績を調整（し、適当である場合はSTI実績をゼロまで縮小）する資格を有する。

2015年度STIの体系

下表は、STI実績が付与される方法及び時期、並びに繰延報酬については、使用される株式及び金融商品の種類の詳細である。

STIの体系				
現金STI	繰延STI		繰延STI株式の付与	
2015年度のSTI実績の50%は2015年12月に現金で支払われる。	2015年度のSTI実績の50%はウエストパック普通株式の制限株式又は新株引受権として繰り延べられる。		業務執行役員	株式の種類
			CEO	ウエストパック普通株式 ¹
			オーストラリアのグループ業務執行役員	制限株式制度
			オーストラリア以外のグループ業務執行役員	ウエストパック新株引受権 ²
				ウエストパック業績連動型制度
	権利確定の詳細			
	繰延STIの半分は2016年10月に権利確定	繰延STIの半分は2017年10月に権利確定		

- CEO制限株式制度及び制限株式制度に基づき付与された株式は、付与日から配当及び議決権に関してウエストパック普通株式と同等である。取締役会は、参加者に対する権利確定した新株引受権の付与及びその後の株式の割り当て、又は繰延STIに基づく制限株式の割り当てを、新株を発行することによって行うか、あるいは株式を市場で購入することによって行うかを決定する権限を有する。
- 普通株式の新株引受権は、権利確定時に、ウエストパック普通株式を取得する権利を保有者に与える。

STI報酬の一部を制限株式として繰り延べることで、奨励金の支払いは株主の利益により良く一致するものとなるが、これは繰り延べられた部分の最終的な価値が制限期間中の株価の変動に連動するためである。繰延STI報酬は、制限株式として割り当てられるが、これらは過去の業績を評価するものであり、追加的な業績条件は課されないため、権利確定期間中、配当金の対象となる。

業務執行役員が、自らの有する証券が権利確定する前に辞職若しくは退職するか、又はその他の理由により当行グループを去った場合、取締役会は、当該証券の扱いに関して裁量権を有する。業務執行役員が他の組織に加わるために当行グループを去った場合又は正当な理由により解雇された場合、当該業務執行役員の有する証券は、通常失権する。その他の状況においては、取締役会は、当該証券を関連制限期間の残存期間にわたって残余分として留保し、その後権利確定させることを認めることを選択できる。

当該証券は、重大な問題又は財務書類上の虚偽表示があった場合は取締役会の裁量により失権する。

過年度において付与された繰延STIで、2015年9月30日に終了した年度中に行使されたものについての詳細は、本報酬報告書の第6.4項に記載されている。

c) 長期奨励金 (LTI)

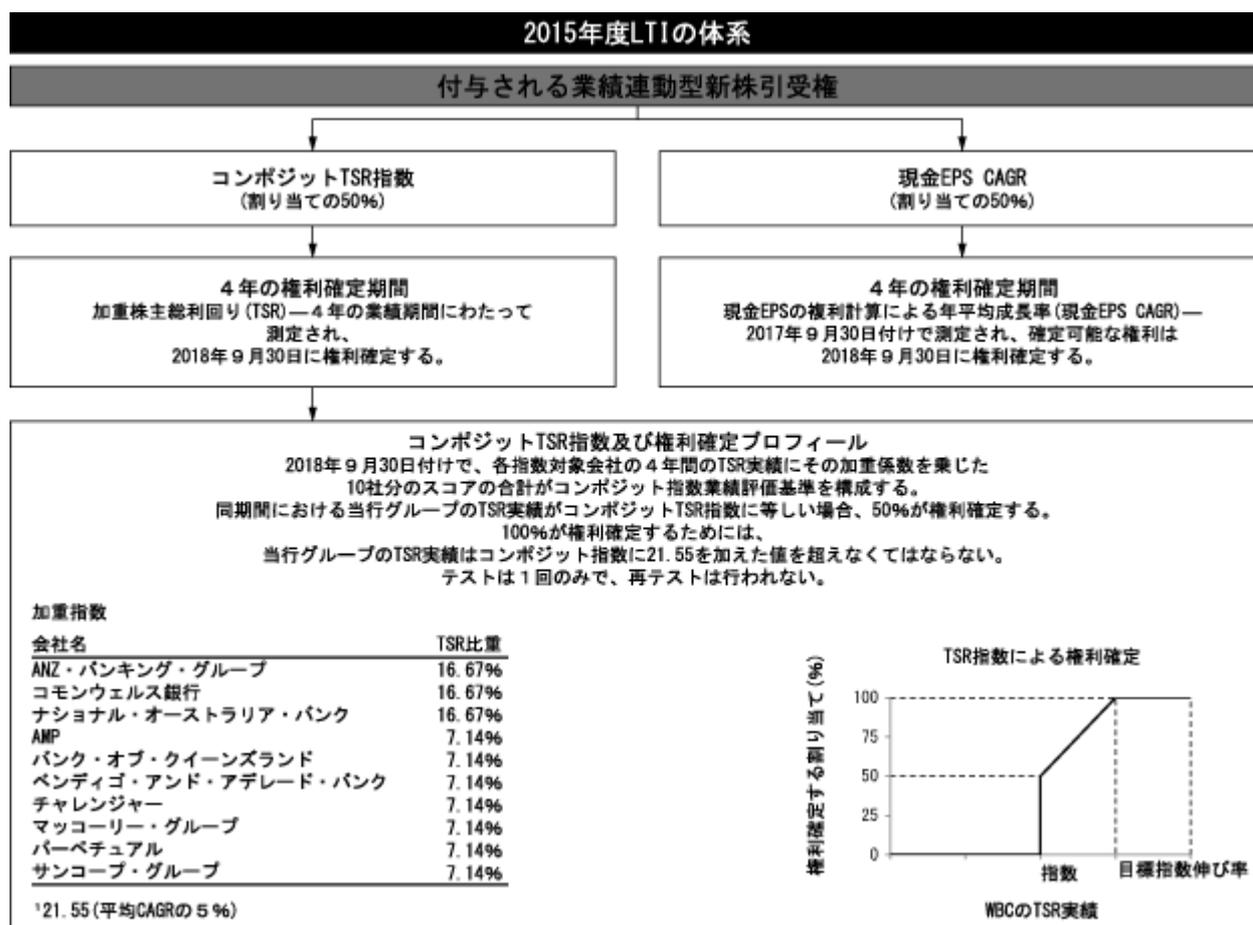
CEO及びグループ業務執行役員は、LTI報酬を受領する資格も有する。

2014年度LTIの体系

2014報酬年度に付与されたLTIは、当行の2014年度の有価証券報告書に詳述された形式及び業績目標に従い、2017年度に権利確定する。

2015年度LTIの体系

下図及び下表は、2014年12月に付与された、ウエストパックLTI制度に基づくグループ業務執行役員への2015年度のLTI報酬の主な特徴を示す。2014年12月には、CEO業績連動型制度又はCEO LTI制度に基づく報酬は付与されなかった。



LTI報酬額

ブライアン・ハルツァー氏は、CEO就任に関して、CEO LTI制度に基づく報酬は一切受け取っていない。2015年度中、ゲイル・ケリー氏（前CEO）に対してCEO業績連動型制度に基づく報酬は付与されていない。

グループ業務執行役員は、ウエストパックLTI制度の下で、年間LTI報酬を新株引受権の形で受け取る。新株引受権は当行株式ではなく、配当金の支払いの対象とはならない。

各年度の期首に、報酬委員会による助言を受けた取締役会は、LTI報酬目標の豪ドル評価額を各グループ業務執行役員に対して設定する。

ウエストパックLTI制度 2014年10月1日以降付与	
エクイティ商品	新株引受権 - 取締役会は、参加者に対する権利確定した株式の付与及びその後の株式の割り当てを、新株を発行することによって行うか、株式を市場で購入することによって行うか、あるいは現金の支払いによって行うかを決定する権限を有する。新株引受権1個につき、保有者は、権利確定時に行使価格ゼロで普通株式1株を受け取る権利を与えられる。
証券数の決定	各個人の取得する新株引受権の数は、LTI報酬の豪ドル価値を業績評価期間（業績期間）の初日における新株引受権の価値で除して計算される。 新株引受権の価値は、独立した価格査定人により、当行株式の付与時点での市場価格を元に、当該証券に係る残存期間、ボラティリティー、リスクフリー金利及び配当利回り、並びに各業績目標に起因する失権リスクに基づいた仮定を適用するモンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて決定される。新株引受権の価値は、TSR業績目標が課せられた新株引受権とEPS業績目標が課せられた新株引受権とは異なることがある。
業績目標	2014年12月、業績連動権利確定サイクルの3年間から4年間への移行に伴い、グループ業務執行役員は、2017年度に権利確定する2014年度LTIと、2018年度に権利確定する2015年度LTIの両方の割り当てを受けた。LTIの付与については、以下に詳述するTSR及びEPSの2つの目標が維持される。 TSRのデータは、測定日前の3か月間にわたって平均される。 これら2つの目標を併せて用いることと目的は、当行グループの全体的な業績についてバランスのとれた視点を提供するとともに、株主の利益との強い合致をもたらすことにある。 2つの目標は互いに独立して機能する。

ウエストパックLTI制度 2014年10月1日以降付与	
2014年度LTI報酬	
TSR (割り当ての50パーセント)	現金EPS CAGR (割り当ての50パーセント)
<p>当行は、3年間の業績期間を通して、規定の比較対象他社（同業他社グループ）の少なくとも半数を上回るTSRを達成しなければならない。同業他社グループは、ASXに上場しているオーストラリアの金融サービス業界の企業から選ばれた上位10社で構成されている。</p> <p>ウエストパック報奨制度に係る2014年度と同業他社グループには、以下の会社が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMP・リミテッド ・ASX・リミテッド ・オーストラリア・アンド・ニュージールランド・バンキング・グループ・リミテッド ・ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク・リミテッド ・オーストラリア・コモンウェルス銀行 ・インシュアランス・オーストラリア・グループ・リミテッド ・レンド・リース・グループ ・マッコリー・グループ・リミテッド ・ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド ・サンコープ・グループ・リミテッド <p>TSRトランシェの50パーセントが権利確定するためには、ウエストパックのTSRは、少なくともコンポジット・インデックスの伸び率に等しくなくてはならない。</p> <p>100パーセントが権利確定するためには、当行のTSRは、コンポジット・インデックスの伸び率を21.55（すなわち、4年間の業績期間における平均5パーセントの複利計算による年間成長率）上回らなくてはならない。</p> <p>ウエストパックLTI制度に係る2015年度と同業他社グループには、以下の会社が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMP・リミテッド ・オーストラリア・アンド・ニュージールランド・バンキング・グループ・リミテッド ・ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク・リミテッド ・バンク・オブ・クイーンズランド ・チャレンジャー・リミテッド ・オーストラリア・コモンウェルス銀行 ・マッコリー・グループ・リミテッド ・ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド ・パーベチュアル・リミテッド ・サンコープ・グループ・リミテッド 	<p>現金EPS CAGRは、3年間の業績期間における現金利益の増加に焦点を合わせている。現金利益の決定方法は、第一部 第6-1「財務書類」に対する注記2で説明されている。</p> <p>当行は、市場向けのガイダンスを提供しない方針である。従って、取締役会は、具体的な現金EPS目標と、目標と比較した当行グループの業績を、テスト日後まで発表しない。</p> <p>現金EPS目標は、独立した外部アドバイザーの協力の下で策定され、当該アドバイザーには、当行の長期的な事業計画と、ウエストパック及び同業他社の長期的な業績に関するアナリストの予測へのアクセスが与えられた。</p> <p>EPS業績は、業績期間の満了時に一度きり評価される。ウエストパックの株式は、権利確定した新株引受権に応じて、参加者に無償で割り当てられる。</p> <p>2015年度LTI報酬に係る現金EPS CAGR基準は、上記の2014年度の付与に係る基準から変更されていない。業績期間の3年が満了した時点でEPS業績目標を満了し、権利確定の要件を満たしたEPSに基づく新株引受権は、1年間の保有留保期間を適用された後、期間開始日から4年が満了した時点で権利確定する。</p>

ウエストパックLTI制度 2014年10月1日以降付与	
目標は努力目標として設定されている	<p>取締役会は権利確定プロフィールを適当なものであると判断しており、これは、2014年度LTI報酬については、当行が合計11社（当行を含む。）のうち上位3社に含まれる場合、及び2015年度LTI報酬については、当行のTSRがコンポジット・インデックスの伸び率に21.55を加えた値に等しいか、これを上回る場合においてのみ100パーセントの権利確定が生じるためである。</p> <p>TSR業績は、業績期間の終了時に1度測定される。当行株式は、権利確定した新株引受権に応じて、参加者に無償で割り当てられる。</p>
業績目標の結果の測定者	<p>客観性と外部による妥当性確認を確保するため、TSR結果は独立した外部コンサルタントによって計算の上、取締役会又はその代理人に提出されて、権利確定結果が検討、決定される。関連する制度の規定に基づき、取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、取締役会が裁量権を行使することがその時点のあらゆる事情を考慮して適切であると考えられる場合には、裁量権を行使することができる。</p> <p>現金EPS CAGR結果は、取締役会により、業績期間の満了時に当行の決算報告において開示される現金EPSに基づき決定される。関連する制度の規定に基づき、取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、取締役会が裁量権を行使することがその時点のあらゆる事情を考慮して適切であると考えられる場合には、裁量権を行使することができる。</p>
早期権利確定は可能であるが制限されている	<p>2009年10月1日以降の報酬に関しては、業務執行役員が死亡又は障害により当行グループを去る場合、権利確定されていない証券をテスト日より前に権利確定することが可能である。通常、かかる権利確定については、業績目標の達成はその条件とされない。</p>
再テストは実施しない	<p>2011年度以降の報酬について再テストは実施しない。保有留保期間を含む指定された測定期間の満了時に権利確定していない証券は直ちに失効する。</p>
証券の扱い	<p>取締役会は、CEO又は上級業務執行役員が権利確定前に辞職若しくは退職するか、又はその他の理由により当行グループを去った場合における業績連動型新株引受権に関して裁量権を有している。取締役会は、当該裁量権により、関連証券を権利確定させるか、又は業績期間の残存期間中留保することができる。取締役会は、裁量権を行使するにあたり、当該退社を取り巻く事情を含む関連するあらゆる事情を考慮する。取締役会はまた、退社に関わる事情を鑑みて正当である場合、又はウエストパックの財務及び/若しくはレピュテーションに著しい影響をもたらす不正行為に対処するために、業績連動型新株引受権の数を減少させるか、又はゼロにする（その場合失効する。）ことができる。</p> <p>保有者による不正若しくは不誠実な行為、あるいは関連する株式制度に基づく義務に対する重大な違反があった場合、行使されていない業績連動型新株引受権は（権利確定されたか否かを問わない。）、取締役会が別段の決定をしない限り失効する。</p>

4.2 報酬と業績の関連付け

CEO業績目標及び重要なハイライト

報酬委員会は、CEOの個別の業績目標を精査し、取締役会に対して提言を行う。これらの目標は、報酬実績と長期の株主利益の重要な要素を強力に結びつけることを意図している。STI目標はスコアボードの形態で示され、その目標値及び評価基準は当行の優先的戦略に合致し、CEOのスコアボードから関連するグループ業務執行役員のスコアボードへとつながる。CEOに係る2015会計年度の重要な財務目標及び財務以外の目標は以下に示すとおりであり、重要なハイライトについて注釈を付してある。

分野	割合	評価基準 ¹	業績ハイライト
利益	30%	経済的収益	当行グループは、2014会計年度から2パーセントの減少となる4,418百万豪ドルの経済的収益を挙げた。現金利益は3パーセント増加した一方、経済的収益は、平均普通株主持分が6パーセント増加した影響を受けた結果となった。
		株主資本利益率	株主資本利益率は、目標の15パーセントを上回る15.8パーセントとなり、困難な経営環境及び資本要件の引上げにもかかわらず、すべての部門が資本コストを上回る利益を挙げた。
成長	10%	コア収益増加率	当行グループのコア収益は、オーストラリア及びニュージーランドの消費者向け及び企業向け銀行業務の業績が目標を上回ったことにより、3パーセント増加した。コア収益は、BTFGにおける厳しい天候による保険金請求及びBTIMの部分的売却に加えて、WIBIにおけるFVA調整及び目標を下回る利鞘の影響を受けた。
		顧客	顧客増加率の目標値を上回り、2017年までに新規顧客100万人獲得という目標に向けて着実な進展を遂げるとともに、苦情件数を前年度比で31パーセント、過去3年間で80パーセントと大きく削減。目標よりも18か月早く、当行グループ全体で顧客10百万人という努力目標を達成。 ウエストパック・インスティテューショナル・バンクは、ピーター・リー関係強度指数第1位の座を奪還するとともに、12年連続となるリード・トランザクション・バンク第1位の地位を維持。 当行のデジタル・プラットフォームは、顧客の当行への関わりの鍵であり、ウエストパック・ライブはフォレスト・リサーチによって世界第2位に位置付けられ、ウエストパック・ワンはニュージーランドのキャンスターからベスト・オンライン・バンクの表彰を受けた。
	市場シェア	当行は、市場全体と同等又はそれ以上の、企業信用、個人預金及びクレジットカードに関する市場シェアの拡大を継続。	
	資産	業界最高レベルの20パーセント前後の資産管理業務普及率を維持。 BTプラットフォーム管理資産は、市場シェアで第1位を獲得。	
		アジア	3年連続で、企業や機関である顧客の基盤の拡大を継続。

分野	割合	評価基準 ¹	業績ハイライト
強度	10%	当行グループのリスク選好宣言（RAS）の厳守	強固な自己資本基盤、流動性・資金調達構成の向上及びオーストラリア主要銀行の中で最も低い水準の減損を実現。 当行グループのRASの範囲内で運営しながらその業績を達成。
	10%	バランスシートの強度及び持続可能な資金調達	当行グループの資産の質は引き続き業界最高レベルで、純利鞘の実績も維持。 当行の資金ポジションは堅固かつ十分に分散されており、平均デュレーションは2.77年から2.82年に延長。
	10%	ビジネス及びテクノロジー設計	世界水準のオンライン及びモバイル機能、より耐障害性の高いインフラ、及び継続中の開発に関する明確なロードマップを備えることに向けて大幅な進展を遂げた。
	10%	人材及び持続可能性	2015年ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（DJSI）レビューにおいて世界で最も持続可能性のある企業の地位を維持。 指導職に占める女性の数は46パーセントに増加し、2017年度に50パーセントという目標の達成に順調に向かっている。 職場の安全の文化に引き続き重点を置いたことで、目標及び当行の2014年度実績を大きく上回る28パーセントの長期傷害度数率の減少を達成。

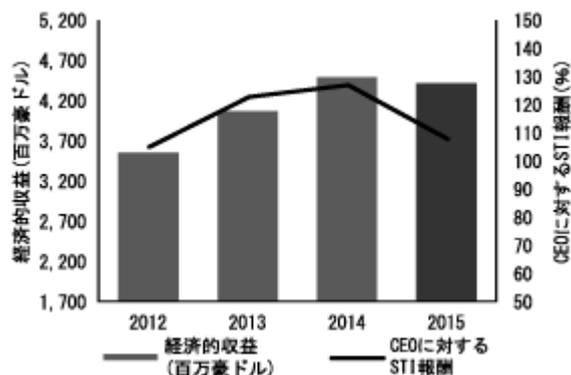
1 個別の評価基準は、グループ業務執行役員によって異なる。

当行の主要な財務測定の指標は、取締役会がROEと合わせて、利益及び株主のために創出された価値を測定し、LTI指標を補完する適切な指標であると考え、経済的収益である。残りの評価基準は、当行がその顧客、地域社会及び人々の繁栄と成長を支援するなかで、確実に強固であり続け、目標とする成長を遂げ、かつ簡易化、革新及び生産性を推進することに焦点を合わせている。2015年度における最終的なSTI実績は、すべてのバランス・スコアカード評価基準の目標と比べての実績に関する取締役会の見解、及び当行グループが株主にもたらした価値を反映している。

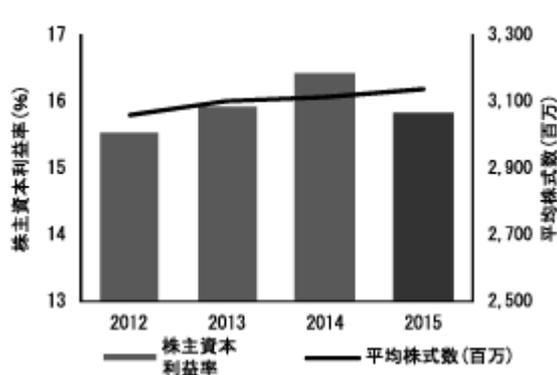
報酬と業績・株主利益の合致

グラフ1は、STI目標額に占めるCEOへのSTI支払額の割合、並びにCEOへのSTI支払額と当行の主要財務指標である経済的収益との関連性を示すものである。グラフ2は、もう一つの主要財務指標である当行グループのROE実績を示すものである。グラフ3及びグラフ4は、当行グループのLTI業績目標であるTSR業績及びEPS業績をそれぞれ示している。

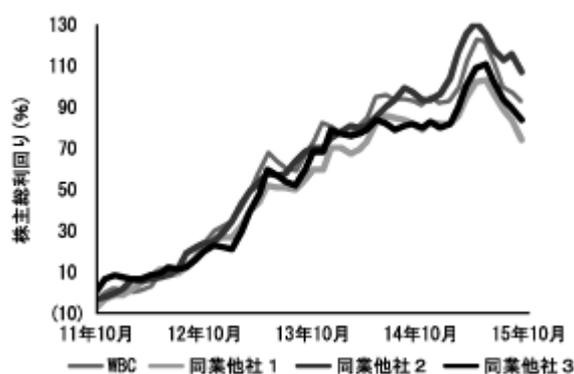
グラフ1：CEOに対するSTI報酬対経済的収益



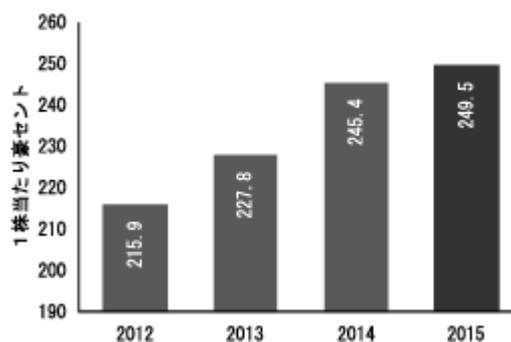
グラフ2：2012年度－2015年度株主資本利益率 (ROE)



グラフ3：2011年度－2015年度株主総利回り (TSR)



グラフ4：2012年度－2015年度1株当たり現金利益 (EPS)



裁量の適用

取締役会及び報酬委員会は、スコアボードの手法は多数の補完的な業績目標を包括するものの、すべての業績を評価するものではないと認識している。報酬委員会は、そのため、その裁量において、CEO及びグループ業務執行役員のスコアボード結果についてプラス又はマイナス方向の調整を行うことができる。報酬委員会は、裁量に基づき調整を行う際に以下の基準を利用する。

- ・会計年度当初には知られていなかった事項又は関連しなかった事項であって、当該年度中のCEO及びグループ業務執行役員の業績の低下又は上昇に関連するもの
- ・スコアボード測定及び目標自体に内在する拡大解釈の程度、並びに目標が設定された背景
- ・当該年度中の経営環境が、予想よりも著しく改善又は悪化したか否か
- ・当行グループの主要な競争相手の業績との比較
- ・当行グループに影響を及ぼす、あらゆる主要なプラス又はマイナス方向のリスク管理又はレピュテーションに関する問題
- ・その構成及び一貫性により示される財務成績の質
- ・リーダーシップの質、及び/又は当行の価値観に合致する言動について、主要なプラス又はマイナスの側面が見られたか否か
- ・その他のあらゆる関連する業績の低下若しくは上昇、又は把握されていないその他の事項

このプロセスにより、奨励金の結果を決定する際に従業員が利益も不利益も受けないことを確保するため、経済的利益等の財務指標が、償却、会計基準の変更又は一時的な取引（適切な場合）等の、当期の処理に影響を及ぼす非営業項目について確実に調整される。調整は、適切な場合（例えば重大な調整が当期に繰り越された場合）には、複数年度ベースで考慮される。

年度末に、報酬委員会は、目標に照らして業績を検討し、適切だと判断する調整を行う。報酬委員会は、その後CEO及び各グループ業務執行役員のSTI実績を取締役に提言し、承認を得る。これにより、最終的な報酬が取締役会の監督下に置かれることが確保される。

LTI業績実績

下表は、2011年度から2015年度までの各年度における当行グループのTSR、配当金、1株当たり現金利益及び株価の実績を示したものである。

	9月30日に終了した年度				
	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
TSR 3年	62.30%	102.03%	66.09%	25.61%	9.6%
TSR 5年	92.78%	103.74%	90.91%	20.03%	18.5%
当行株式1株当たり配当金 ¹ （豪セント）	187	182	174	166	156
当行株式1株当たり現金利益 ² （豪ドル）	2.50	2.45	2.29	2.16	2.09
株価 最高（豪ドル）	40.07	35.99	34.79	24.99	25.60
株価 最低（豪ドル）	29.10	30.00	24.23	19.00	17.84
株価 終値（豪ドル）	29.70	32.14	32.73	24.85	20.34

1 2013年度に確定した20豪セントの特別配当金を含まない。

2 現金利益はAASに従って計算されたものではなく、監査の対象にはなっていない。

CEO業績連動型制度及びウエストパック報奨制度に基づきCEO及びグループ業務執行役員に付与された報酬のうち、当会計年度中に業績期間の満了を迎えたものについての権利確定結果を以下に示す。過去に付与された報酬の条件は変更されていない。

TSR業績目標権利確定実績

エクイティ商品	エクイティの種類	開始日 ¹	テスト日	上位企業グループにおけるTSRパーセンタイル	権利確定(%)	失効(%)	残余(%)
CEO業績連動型制度 ²	業績連動型新株引受権	2009年12月21日	2014年12月21日 ³	40パーセンタイル	70	30	-
		2010年10月1日	2015年10月1日 ³	50パーセンタイル	90	10	-
		2012年10月1日	2015年10月1日	30パーセンタイル	-	100	-
ウエストパック報奨制度	業績連動型新株引受権	2010年10月1日	2015年10月1日 ³	50パーセンタイル	90	10	-
		2012年10月1日	2015年10月1日	30パーセンタイル	-	100	-

1 開始日とは、業績期間の開始日を指す。

2 CEO業績連動型制度とは、ゲイル・ケリーに付与された報酬を指す。

3 第3テスト日 権利未確定の新株引受権は失効した。2011年度以降付与された報酬について、再テストは行われない。

現金EPS CAGR業績目標権利確定実績

エクイティ 商品	エクイティの 種類	開始日 ¹	テスト日	現金EPS CAGR業績	権利 確定 (%)	失効 (%)
CEO業績連動型 制度 ²	業績連動型新 株引受権	2012年10月1日	2015年10月1日	4.94%	72	28
ウエストパック 報奨制度	業績連動型新 株引受権	2012年10月1日	2015年10月1日	4.94%	72	28

1 開始日とは、業績期間の開始日を指す。

2 CEO業績連動型制度とは、ゲイル・ケリーに付与された報酬を指す。

2012年度現金EPS CAGR業績目標

2012年度に付与されたLTIに関する現金EPS CAGR業績目標及び3年の権利確定期間中の権利確定の構造は、以下のとおりである。

- ・ CAGR4.1パーセント以上で50パーセントが権利確定
- ・ CAGR 6パーセントで100パーセントが権利確定
- ・ CAGR4.1パーセントから6パーセントの間で定額法により権利確定

現金EPS CAGRの範囲は2012年12月における割り当ての前に策定され、アナリストのコンセンサス予想並びにウエストパックの戦略的計画及び事業予測の両方に照らしての努力目標が反映されていた。また、業績範囲には、2012年度後半の市況及び経営状況の予測も反映されていた。

4.3 CEO及びグループ業務執行役員に対する報酬結果 報酬と業績の関連付け

下表は、2015年度について現金で受領された報酬か、過年度に付与された株式報酬については2015年度に権利確定した額（下記の注記5を参照）に関する概要を株主に提示するために作成されたものである。本表の詳細は、本報酬報告書第6.2項に記載の法定の要件を補足するものである。オーストラリアの会計基準（AAS）に従って作成された報酬結果を示す法定の表とは異なり、下表は、各業務執行役員が受け取った実際の報酬額を示しており、AASに従って作成されてはいない。

	固定報酬 ¹ (豪ドル)	2015年度の STI現金 支払額 ² (豪ドル)	その他の 短期報酬 ³ (豪ドル)	2015年度の 合計現金 支払額 ⁴ (豪ドル)	過年度に 付与され 2015年度中 に権利確定 した株式報酬 ⁵ (豪ドル)	過年度に 付与され 2015年度中 に失権した ⁵ 株式報酬 ⁵ (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者						
ブライアン・ハルツァー ⁶	2,442,623	1,245,960	-	3,688,583	436,856	-
グループ業務執行役員						
ジョン・アーサー	1,150,235	728,000	-	1,878,235	1,856,504	443,315
リン・コブリー ⁶	77,719	-	1,100,000	1,177,719	-	-
フィリップ・コフィー	1,335,525	734,400	-	2,069,925	2,940,393	746,062
ブラッド・クーバー	1,096,259	816,000	-	1,912,259	3,166,210	816,052
デイビッド・カラン	984,092	547,400	-	1,531,492	-	-
ジョージ・フラジス ⁶	1,161,549	928,000	-	2,089,549	2,522,158	621,718
アレクサンドラ・ホルコム	981,564	499,800	-	1,481,364	1,028,774	192,259
ピーター・キング	968,511	522,580	-	1,491,091	921,140	165,230
デイビッド・リンドバーグ ⁶	272,415	151,725	-	424,140	315,312	-
デイビッド・マククリーン ⁶	782,164	430,580	-	1,212,744	450,062	79,436
クリスティーン・パーカー	853,179	508,500	-	1,361,679	897,932	123,083
前マネージング・ディレクター兼最高経営責任者						
ゲイル・ケリー ⁶	1,048,750	1,200,000	-	2,248,750	9,509,812	4,288,845
前グループ業務執行役員						
ロブ・ホイットフィールド ⁶	1,413,849	566,667	1,651,376	3,631,892	2,767,061	689,260
ジェイソン・イェットン ⁶	690,281	427,084	-	1,117,365	1,111,753	198,003

1 固定報酬には、現金給与、年次有給休暇給付計上額、給与の天引き及び雇用者退職年金拠出金が含まれている。

2 ゲイル・ケリー氏を除き、STI現金支払額は、2015年度のSTI実績の50パーセントを占め、2015年12月に支払われる。残りの50パーセントは、2015年12月に付与される株式として繰り延べられており、2016年10月と2017年10月の2回にわたり均等に権利確定する。

3 雇用終了時の支払い又はその他契約に基づく支払いを含む。リン・コブリー氏に対する支払額には、同氏の前勤務先から受け取らなかった年間奨励金が反映されている。約30年間勤続したロブ・ホイットフィールド氏への支払額には、同氏との契約条件に基づく、解雇予告手当が含まれる。

4 第1列、第2列及び第3列の合計額である。

5 過年度に付与された株式報酬には、2015年度に権利確定した、業績目標に基づく繰延STIとLTIの割当額が両方含まれている。株式の金額は、2015年9月30日に終了した年度に権利確定され又は失権した証券数と、権利確定又は失権時の当行の普通株式の5日間出来高加重後平均株価を乗算した値から、支払われた権利行使価格を差し引いた金額である。

6 本報酬報告書第2項を参照のこと。

5. 非業務執行取締役の報酬

5.1 構造及び方針

報酬方針

非業務執行取締役に対する当行の報酬戦略は、経験豊富で適任な取締役会の役員を引き付け、引き留めること、また、その拘束時間及び専門知識に対する適切な報酬を提供することを目的としている。

取締役会は、戦略的方向性、長期企業業績及び株主価値創造に重点を置いているため、非業務執行取締役に対する報酬は、当行グループの短期的業績には直接関連せず、非業務執行取締役は業績連動型報酬を受け取っていない。

非業務執行取締役の報酬は、以下の要素によって構成される。

報酬の要素	支払方法	詳細
基本報酬	現金	当該報酬は、ウエストパック・バンキング・コーポレーション取締役会の役務に対する報酬である。議長の基本報酬は、すべての取締役会附属委員会を含むあらゆる職務を対象とするものである。
委員会報酬	現金	非業務執行取締役には、取締役会附属委員会の委員長又は委員の役務に対する追加的な報酬が支払われる。
雇用者退職年金拠出金	退職年金	退職年金保証法に規定される退職年金拠出金基本額の上限額を上限とする、法定の退職年金拠出金を反映している。
子会社取締役会及び 諮問委員会報酬	現金	子会社の取締役会及び諮問委員会の役務に対する報酬。当該報酬は、関連する子会社により支払われる。

2015年度における非業務執行取締役の報酬

非業務執行取締役の報酬の見直し 2014年10月1日付け

取締役会は、2014年度後半に非業務執行取締役の報酬の枠組みの見直しを行った。取締役会は、ガードン・アソシエイツから提供を受けた市場データに基づき、2014年10月1日付けで議長及び非業務執行取締役の年間基本報酬を2.4パーセント引き上げることを承認した。報酬委員会報酬は、議長及び委員のいずれについても7.8パーセント引き上げられた。その他の委員会の報酬は、引き上げられていない。非業務執行取締役の報酬は、前回は2013年度に引き上げられた。

取締役会及び委員会の構成の変更

取締役会及び委員会の構成について以下の変更がなされた。

- ・クレイグ・ダン氏が、2015年6月1日付けで当行取締役会の非業務執行取締役に就任し、同月5日付けで報酬委員会並びにリスク及びコンプライアンス委員会の委員に就任した。
- ・アン・ピッカード氏が、2014年12月12日付けで退任した。

報酬プール

2008年度の株主総会において、株主により現在の年間4.5百万豪ドルの報酬プールが承認された。2015年9月30日に終了した年度において、報酬プールのうち2.94百万豪ドル（65パーセント）が利用された。当該報酬プールには、雇用者退職年金拠出金が含まれる。

報酬の枠組み

下記は、現行の非業務執行取締役に対する報酬の枠組みに関する詳細である。

基本報酬及び委員会報酬

下表は、取締役会及び常設委員会に対する報酬を示している。

基本報酬	年間レート(単位:豪ドル)
議長	795,000
非業務執行取締役	225,000
委員会委員長報酬	
監査委員会	60,000
リスク及びコンプライアンス委員会	60,000
報酬委員会	56,000
テクノロジー委員会	30,000
委員会委員報酬	
監査委員会	30,000
リスク及びコンプライアンス委員会	30,000
報酬委員会	28,000
テクノロジー委員会	15,000

取締役会議長及び指名委員会委員には、委員会報酬は支払われない。

雇用者退職年金拠出金

当行グループは、非業務執行取締役に対して、非業務執行取締役報酬額の9.5パーセントを上限とする退職年金拠出金を支払っている。当該拠出金の上限は、退職年金保証法に規定される、強制的な退職年金拠出金基本額の上限額とする。雇用者の拠出金は、取締役が指定する適格な退職年金基金に拠出される。

子会社取締役会及び諮問委員会報酬

報告期間を通じて、ピーター・ホーキンス氏には、バンク・オブ・メルボルン諮問委員会の委員として、35,000豪ドルの追加報酬が支払われた。

資本参加

非業務執行取締役は、株主の長期的な利益と自らの利益を一致させるために、各自のウエストパックの普通株式保有高を任意に積み立て、維持してきた。非業務執行取締役によるウエストパックの株式保有の詳細については、下記第8.1項を参照のこと。

6. 法定報酬開示

6.1 非業務執行取締役の報酬の詳細

下表は、非業務執行取締役の報酬の詳細を示すものである。

氏名	短期報酬		退職給付	
	当 行 取 締 役 会 報 酬 ¹ (豪ドル)	子 会 社 取 締 役 会 及 び 諸 問 委 員 会 報 酬 (豪ドル)	退 職 年 金 (豪ドル)	合 計 (豪ドル)
現非業務執行取締役				
リンジー・マックステッド (議長)				
2015年度	795,000	-	18,989	813,989
2014年度	780,000	-	18,107	798,107
エリザベス・ブライアン				
2015年度	313,000	-	18,989	331,989
2014年度	314,677	-	18,107	332,784
イーウェン・クラウチ				
2015年度	311,000	-	18,989	329,989
2014年度	288,361	-	18,107	306,468
アリソン・ディーンズ				
2015年度	270,000	-	18,989	288,989
2014年度	133,519	-	9,297	142,816
クレイグ・ダン ²				
2015年度	94,892	-	6,569	101,461
ロバート・エルストーン				
2015年度	320,701	-	18,989	339,690
2014年度	331,792	-	18,107	349,899
ピーター・ホーキンス				
2015年度	315,000	35,000	18,916	368,916
2014年度	310,000	35,000	18,038	363,038
ピーター・マリOTT				
2015年度	322,299	-	18,989	341,288
2014年度	288,635	-	18,107	306,742
旧非業務執行取締役				
アン・ピッカー ²				
2015年度	57,688	-	3,860	61,548
2014年度	276,000	-	18,107	294,107
報酬合計				
2015年度	2,799,580	35,000	143,279	2,977,859
2014年度 ³	2,987,280	35,000	150,085	3,172,365

1 取締役会附属委員会の委員長及び委員に支払われる報酬を含む。

2 詳細については、本報酬報告書第2項を参照のこと。

3 2014年度の報酬合計額は、2014年度に報告された非業務執行取締役の前年度の報酬を反映している。

6.2 報酬の詳細 CEO及びその他のグループ業務執行役員

2015年度における、AASに基づき算出された、CEO及びグループ業務執行役員の報酬の詳細は、下表のとおりである。

氏名	短期報酬				退職給付		株式報酬			合計 ⁸
	固定報酬 ¹ (豪ドル)	STI (現金) ² (豪ドル)	非貨幣性 給付 ³ (豪ドル)	その他の 短期報酬 ⁴ (豪ドル)	退職年金 給付 ⁵ (豪ドル)	長期勤続 休暇給付 (豪ドル)	制限株式 ⁶ (豪ドル)	オプション ⁷ (豪ドル)	新株引受権 ⁷ (豪ドル)	
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者										
ブライアン・ハルツァー ^{9,10}										
2015年	2,413,205	1,245,960	66,063	-	29,418	57,016	782,501	-	1,143,466	5,737,629
2014年	2,234,087	1,162,500	3,169	-	24,705	33,487	590,484	-	500,913	4,549,345
ブライアン・ハルツァー (報酬における採用に関する影響額)										
2014年	-	-	1,024,117	-	-	-	978,087	-	-	2,002,204
グループ業務執行役員										
ジョン・アーサー (最高執行責任者)										
2015年	1,126,050	728,000	14,971	-	24,185	18,265	647,634	-	1,153,998	3,713,103
2014年	1,204,085	943,800	14,664	-	23,337	18,260	667,095	-	746,669	3,617,910
リン・コブリー (ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者) ⁹										
2015年	71,006	-	-	1,100,000	6,713	-	75,256	-	-	1,252,975
フィリップ・コフィー (副最高経営責任者)										
2015年	1,299,272	734,400	3,425	-	36,253	20,628	792,211	-	1,262,936	4,149,125
2014年	1,387,582	1,120,080	3,169	-	27,359	21,079	931,706	-	876,119	4,367,094
ブラッド・クーバー (BTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者)										
2015年	1,060,577	816,000	3,374	-	35,682	16,679	803,641	-	1,130,678	3,866,631
2014年	1,053,638	1,123,200	2,052	-	31,114	24,585	958,854	-	874,737	4,068,180
デイビッド・カラン (首席情報担当役員)										
2015年	961,663	547,400	2,359	-	22,429	14,420	-	-	216,485	1,764,756
2014年	60,827	-	-	-	5,380	907	-	-	-	67,114
ジョージ・フラジス (コンシューマー・バンク部門担当最高責任者) ⁹										
2015年	1,125,527	928,000	15,266	-	36,022	22,909	797,145	-	770,797	3,695,666
2014年	923,004	1,161,600	13,488	-	27,260	15,221	845,403	-	641,432	3,627,408
アレクサンドラ・ホルコム (首席リスク担当役員)										
2015年	946,104	499,800	2,359	-	35,460	(2,240)	525,239	-	496,155	2,502,877
2014年	132,303	101,864	214	-	4,876	463	86,361	-	38,656	364,737
ピーター・キング (首席財務担当役員)										
2015年	938,722	522,580	2,359	-	29,789	14,960	372,877	-	504,705	2,385,992
2014年	418,016	337,212	1,203	-	15,412	56,731	212,434	-	87,707	1,128,715
デイビッド・リンドバーグ (コマーシャル・アンド・ビジネス・バンク担当最高責任者) ⁹										
2015年	264,138	151,725	2,610	-	8,277	5,961	129,810	-	83,045	645,566
デイビッド・マクリーン (ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者) ⁹										
2015年	712,605	430,580	75,392	-	69,559	-	35,687	-	264,417	1,588,240
クリスティーン・パーカー (人事及びコーポレート業務担当グループ業務執行役員)										
2015年	830,035	508,500	2,649	-	23,144	16,025	478,785	-	641,184	2,500,322
2014年	758,661	702,000	2,052	-	21,086	12,177	483,827	-	267,532	2,247,335

旧マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

ゲイル・ケリー⁹

2015年	1,039,892	1,200,000	7,679	-	8,858	-	642,436	-	891,410	3,790,275
2014年	3,001,511	2,743,200	9,853	-	26,585	51,170	1,957,830	-	3,192,579	10,982,728

旧グループ業務執行役員

ロブ・ホイットフィールド(ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当グループ業務執行役員)⁹

2015年	1,383,619	566,667	2,650	1,651,376	30,230	-	614,800	-	623,110	4,872,452
2014年	1,783,045	1,152,000	95,335	-	28,764	27,398	900,285	-	699,784	4,686,611

ジェイソン・イェットン(ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務担当グループ業務執行役員)⁹

2015年	675,726	427,084	2,359	933,333	14,555	17,033	327,217	-	693,518	3,090,825
2014年	938,553	702,000	3,169	-	21,371	45,038	485,976	-	470,082	2,666,189

- 1 固定報酬は、給与、給与の天引きによる給付（自動車、駐車場等及び関連する付加給付税（FBT）を含む。）及び年次有給休暇給付計上額の総額を示す。
- 2 2015年度STIの数値は、2015年9月30日に終了した年度において発生したが未払いの現金業績連動型報酬を反映する。
- 3 非貨幣性給付（該当する場合はFBTを含む。）は、当行グループに発生する費用に基づき決定されるが、年度ごとの健診、課税に関する助言の提供、転勤費用、別居費用及び手当等を含む。
- 4 雇用終了時の支払い又はその他契約に基づく支払いを含む。リン・コブリー氏に対する支払額には、同氏の前勤務先から受け取らなかった年間奨励金が反映されている。約30年間勤続したロブ・ホィットフィールド氏への支払額には、同氏との契約条件に基づく、解雇予告手当が含まれる。23年間勤続したジェイソン・イェットン氏への支払額は、通知の期間を差し引いた上で雇用終了時に支払われる。
- 5 CEO及びグループ業務執行役員は、ウエストパック・グループ制度に基づく保険の付保を無償で受けている。退職年金給付は、AASB第119号「従業員給付」に基づき計算されている。
- 6 制限株式の価値は、適用ある権利確定期間中に償却される。表示された金額は、2015年報告年度（及び比較対象のため2014年報告年度）に係る償却額である。
- 7 株式決済報酬は、2015年9月30日に終了する4会計年度中に付与された、業績目標のある／業績目標のないオプション及び新株引受権の付与日における「公正価値」の権利確定期間（通常は3年又は4年）にわたる償却に基づいている。前年度以前の権利付与に関する詳細は、前年度以前の年次報告書に記載されている。2015年度の新株引受権の数値には、改定されたLTI制度への移行に伴い、2014年度及び2015年度の両方のLTI報酬が含まれる。デイビッド・マククリーン氏及びロブ・ホィットフィールド氏の数値のうちそれぞれ2パーセント及び39パーセントは、繰延STIに帰属する。
- 8 報酬総額のうち、業績連動型のもの（STI現金報酬及び株式報酬）の割合は、以下のとおりである。ブライアン・ハルツァー55パーセント、ジョン・アーサー68パーセント、リン・コブリー6パーセント、フィリップ・コフィー67パーセント、ブラッド・クーパー71パーセント、デイビッド・カラン43パーセント、ジョージ・フラジス68パーセント、アレクサンドラ・ホルコム61パーセント、ピーター・キング59パーセント、デイビッド・リンドバーク56パーセント、デイビッド・マククリーン46パーセント、クリスティーン・パーカー65パーセント、及び旧KMPについては、ゲイル・ケリー72パーセント、ロブ・ホィットフィールド37パーセント及びジェイソン・イェットン47パーセント。報酬総額のうち、オプションの形態で付与されたもの（新株引受権を含む。）の割合は、以下のとおりである。ブライアン・ハルツァー20パーセント、ジョン・アーサー31パーセント、リン・コブリー0パーセント、フィリップ・コフィー30パーセント、ブラッド・クーパー29パーセント、デイビッド・カラン12パーセント、ジョージ・フラジス21パーセント、アレクサンドラ・ホルコム20パーセント、ピーター・キング21パーセント、デイビッド・リンドバーク13パーセント、デイビッド・マククリーン17パーセント、クリスティーン・パーカー26パーセント、及び旧KMPについては、ゲイル・ケリー24パーセント、ロブ・ホィットフィールド13パーセント及びジェイソン・イェットン22パーセント。
- 9 詳細については、本報酬報告書第2項を参照のこと。新たに任命されたKMPの報酬の詳細は、任命日以降に関するものである。ブライアン・ハルツァー氏に関するSTI（現金）の数値は、AFS部門担当最高責任者及びCEOをそれぞれ務めた期間について日割計算された結果である。また、ブライアン・ハルツァー氏は、AFS部門担当最高責任者を努めた期間に関して2015年度のLTI報酬を日割計算で受領した。
- 10 ブライアン・ハルツァー氏の2014年度の報酬は、2つの要素に分けられている。1行目は、2014年度におけるオーストラリア金融サービス部門担当最高責任者としての同氏への報酬、2行目は、同氏が前職を退職する際に権利放棄した株式の買い取りによって生じた要素（同氏のロンドンからの転勤に伴う542,834豪ドルの転勤関連手当及び481,283豪ドルのFBT費用を含む。）を表している。

6.3 CEO及びグループ業務執行役員に対するSTI割り当て

下表は、2015会計年度におけるCEO及びグループ業務執行役員に対するSTI報酬の詳細である。

	STI目標額	STI上限額 ¹	STI現金支払額 ²		繰延STI ³	
	豪ドル	%	%	豪ドル	%	豪ドル
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者						
ブライアン・ハルツァー ⁴	2,307,334	150	50	1,245,960	50	1,245,960
グループ業務執行役員						
ジョン・アーサー	1,300,000	150	50	728,000	50	728,000
リン・コブリー ⁴	-	150	50	-	50	-
フィリップ・コフィー	1,360,000	150	50	734,400	50	734,400
ブラッド・クーパー	1,600,000	150	50	816,000	50	816,000
デイビッド・カラン	952,000	150	50	547,400	50	547,400
ジョージ・フラジス ⁴	1,600,000	150	50	928,000	50	928,000
アレクサンドラ・ホルコム	952,000	150	50	499,800	50	499,800
ピーター・キング	986,000	150	50	522,580	50	522,580
デイビッド・リンドバーク ⁴	289,000	150	50	151,725	50	151,725
デイビッド・マクリーン ⁴	797,371	150	50	430,581	50	430,581
クリスティーナ・パーカー	900,000	150	50	508,500	50	508,500
旧マネージング・ディレクター兼最高経営責任者						
ゲイル・ケリー ⁴	1,200,000	150	100	1,200,000	-	-
旧グループ業務執行役員						
ロブ・ホイットフィールド ⁴	1,333,333	150	50	566,667	50	566,667
ジェイソン・イエットン ⁴	854,167	150	50	427,084	50	427,084

1 STI付与可能額の上限額は、個人のSTI目標額の150パーセントである。

2 当該年度におけるSTI実績の50パーセントは、2015年12月に現金で支払われた。ゲイル・ケリー氏の非通年のSTI実績は、100パーセント現金で支払われた。

3 実際のSTI実績の50パーセントは、制限株式又は新株引受権として繰り延べられ、その半部分が2016年10月1日に権利確定し、残りは2017年10月1日に権利確定する。

4 詳細については、本報酬報告書第2項を参照のこと。

6.4 当期中の株式決済商品の変動

下表は、2015年度における、関連する報酬制度に基づくCEO及びグループ業務執行役員についてのエクイティ商品の数及び価値の変動に関する詳細を示したものである。

氏名	エクイティ商品の種類	付与数 ¹	権利確定数 ²	行使数 ³	付与価値 ⁴ (豪ドル)	行使されたものの価値 ⁵ (豪ドル)	失権又は失効したものの価値 ^{5,6} (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者							
ブライアン・ハルツァー ⁷	業績連動型新株引受権	129,547	-	-	2,713,522	-	-
	制限株式制度に基づく株式	24,150	13,676	-	769,547	-	-
グループ業務執行役員							
ジョン・アーサー	業績連動型新株引受権	122,943	29,310	29,310	2,531,083	1,011,994	443,315
	制限株式制度に基づく株式	19,607	27,954	-	624,783	-	-
リン・コブリー ⁷	制限株式制度に基づく株式	54,011	-	-	1,629,579	-	-
フィリップ・コフィー	業績連動型新株引受権	160,725	48,362	48,362	3,298,589	1,669,807	746,062
	制限株式制度に基づく株式	23,269	42,278	-	741,474	-	-
ブラッド・クーバー	業績連動型オプション	-	-	196,785	-	1,643,682	-
	業績連動型新株引受権	143,434	54,957	54,957	2,952,953	1,897,515	816,052
	制限株式制度に基づく株式	23,334	42,560	-	743,545	-	-
デイビッド・カラン	業績連動型新株引受権	63,519	-	-	1,264,621	-	-
ジョージ・フラジス ⁷	業績連動型新株引受権	94,372	40,302	40,302	1,926,925	1,391,518	621,718
	制限株式制度に基づく株式	24,132	37,480	-	768,973	-	-
アレクサンドラ・ホルコム	業績連動型オプション	-	-	31,697	-	457,835	-
	業績連動型新株引受権	87,679	12,456	12,456	1,779,688	430,072	192,259
	制限株式制度に基づく株式	11,007	19,387	-	350,741	-	-
ピーター・キング	業績連動型新株引受権	101,206	10,991	10,991	2,064,879	379,489	165,230
	制限株式制度に基づく株式	10,947	17,467	-	348,829	-	-
デイビッド・リンドバーグ ⁷	業績連動型新株引受権	12,476	-	-	248,330	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	9,679	-	-	-	-
デイビッド・マクリン ⁷	業績連動型新株引受権	35,662	6,151	6,151	643,414	203,319	79,436
	業績目標のない新株引受権	11,569	6,432	32,406	333,017	1,071,170	-
クリスティーン・パーカー	業績連動型新株引受権	95,880	8,646	8,646	1,969,122	298,523	123,083
	制限株式制度に基づく株式	14,583	19,212	-	464,692	-	-
旧マネージング・ディレクター兼最高経営責任者							
ゲイル・ケリー ⁷	CEO業績連動型新株引受権	-	197,848	197,848	-	6,741,595	4,288,845
	CEO制限株式制度に基づく株式	56,988	83,812	-	1,815,939	-	-
旧グループ業務執行役員							
ロブ・ホイットフィールド ⁷	業績連動型新株引受権	81,961	43,966	43,966	1,687,370	1,518,026	689,260
	業績目標のない新株引受権	18,780	-	-	564,953	-	-
	制限株式制度に基づく株式	23,932	41,376	-	762,600	-	-
ジェイソン・イエットン ⁷	業績連動型新株引受権	123,202	12,823	12,823	2,531,603	442,743	198,003
	制限株式制度に基づく株式	14,583	21,607	-	464,692	-	-

- 2015年度中、業績連動型オプションは付与されていない。2015年度に付与された業績連動型新株引受権の数値には、改定されたLTI制度への移行に伴い、2014年度及び2015年度の両方のLTI報酬が含まれる。
- 2011年度に付与された業績目標のある新株引受権のうち、72パーセントがTSR及びEPS業績目標に照らして評価され、2014年10月に権利確定した。
- 2009年10月より前に付与された、権利確定したオプション及び新株引受権は、開始日から最長で10年の間これを行行使することができる。該当する業務執行役員は、当年度中に行使された各新株引受権1個及び各業績連動型オプション1個について、全額払込済当行株式1株を受領した。新株引受権の行使価格はゼロであった。
- 業績連動型新株引受権について、付与価値とは、付与された証券の数を、下記「当年度中に付与されたLTIの公正価値」の表に記載の各商品の公正価値で乗じた額を示すものである。2015年度に付与された業績連動型新株引受権の数値には、改定されたLTI制度への移行に伴い、2014年度及び2015年度の両方のLTI報酬が含まれる。制限株式について、付与価値とは、付与された普通株式数を、株式の付与日における当行普通株式の5日間出来高加重後平均株価で乗じた額を示すものである。これらの価値は、2015年度に上記の表において開示されたグループ業務執行役員に対して付与された株式報酬の全価値を表示しており、権利確定期間中の株式報酬償却額の合計を示した本報酬報告書第6.2項に記載の数値とは一致しない。将来の会計年度における付与価値の総額の最小値はゼロであり、将来の会計年度における付与価値の総額の最大可能値の推計値は、上記のとおり公正価値である。
- 行使されたか又は失効したオプション又は新株引受権の価値は、行使日（又は失効日）のASXにおける当行の普通株式の5日間出来高加重後平均株価から、関連する行使価格（もしあれば）を控除した額に基づき算出される。行使価格が当行の普通株式の5日間出来高加重後平均株価を上回る場合、価値はゼロとして計算される。
- 当年度中、本項において言及するエクイティ商品の他に、前年度以前に付与されたいかなるエクイティ商品も権利確定しておらず、また失権となっていない。
- 詳細については、本報酬報告書第2項を参照のこと。

当年度中に付与されたLTIの公正価値

下表は、オーストラリア会計基準AASB第2号「株式報酬」に基づき計算され、会計のみを目的として使用される、2015年度中にグループ業務執行役員に付与されたLTI報酬の公正価値の概要である。LTIの付与は、将来の会計年度においてテストされる業績及び/又は業務条件が充足された場合に、その権利が確定される。

エクイティ商品	業績目標	受取人	付与日	開始日 ¹	テスト日	失効日	商品当たりの
							公正価値 ² (豪ドル)
	相対的TSR		2014年12月3日	2014年10月1日	2017年10月1日	2024年10月1日	15.06
ウエストバック 報奨制度	現金EPS CAGR	すべての グループ 業務執行役員	2014年12月3日	2014年10月1日	2017年10月1日	2024年10月1日	28.23
	相対的TSR		2014年12月3日	2014年10月1日	2018年10月1日	2024年10月1日	13.89
	現金EPS CAGR		2014年12月3日	2014年10月1日	2017年10月1日	2024年10月1日	26.76

- 開始日とは、業績期間が開始した日を指す。
- 上記表に含まれる当年度中に付与された新株引受権の公正価値は、AASB第2号「株式報酬」の要件に基づき、各付与日現在で個別に算定されている。現金EPS CAGR業績目標のある新株引受権の公正価値は、付与日における株価及び権利確定期間中の配当利回りの予想を反映した割引率を参照して評価されており、権利確定期間は、価値が26.76豪ドルの新株引受権については、権利確定日である2018年10月1日までの4年間である。現金EPS CAGR業績目標のある新株引受権の割り当てにおいては、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いた平均現金EPS CAGR結果を考慮して評価されている。同業他社グループとの比較に関するTSR業績に基づく業績目標のある新株引受権の公正価値も、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて決定される平均TSR結果を考慮して決定されている。

7. 雇用契約

CEO及びグループ業務執行役員の報酬及びその他の雇用条件については、雇用契約にまとめられている。これらの各雇用契約は、固定及び業績連動型報酬、雇用者退職年金拠出金並びに死亡及び終身障害保険等のその他の給付について規定している。

下記は、現在のKMPの雇用契約の条件及び契約解除に関する規定の要約である。

条項	契約者	条件
契約期間	・CEO及びグループ業務執行役員	・いずれかの当事者による通知がない限り継続。
雇用契約解除のために業務執行役員又は当行グループが行う通知	・CEO及びグループ業務執行役員 ・フィリップ・コフィー	・12か月 ¹ 。 ・6か月。
正当な理由のない解除の場合に支払われる解除金	・CEO及びすべてのグループ業務執行役員	・繰延STI及びLTI報酬は、適用ある株式制度の規則に従い権利確定される。
正当な理由のある場合の解除	・CEO及びその他すべてのグループ業務執行役員	・不正行為については直ちに。 ・業績不振については3か月間の通知期間後。
	・ブラッド・クーパー及びフィリップ・コフィー	・不正行為については直ちに。 ・業績不振については契約上の通知期間後。
退職後の制限	・CEO及びその他すべてのグループ業務執行役員	・12か月間の勧誘制限。

1 一定の場合において、取締役会は、通知期間の一部又は全部に関して通知に代わる支払いを承認することができる。

8. 非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員 追加的開示

8.1 非業務執行取締役の保有する当行普通株式の詳細

株式保有

下表は、2015年9月30日に終了した年度において非業務執行取締役（その関係者を含む。）が保有していた当行普通株式の関連持分の詳細を示したものである¹。

氏名	期首現在保有数	当期中のその他変動	期末現在保有数
現非業務執行取締役			
リンジー・マックステッド	17,283	594	17,877
エリザベス・ブライアン	26,801	-	26,801
イーウェン・クラウチ ²	38,176	320	38,496
アリソン・ディーンズ	9,000	-	9,000
クレイグ・ダン ³	該当なし	8,500	8,500
ロバート・エルストーン	10,000	291	10,291
ピーター・ホーキンス ⁴	15,218	-	15,218
ピーター・マリOTT	20,000	-	20,000
旧非業務執行取締役			
アン・ピッカー ^{3,5}	13,800	-	該当なし

1 当該株式には、受益権のない株式は含まれていない。

2 イーウェン・クラウチ氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を250口期末現在で保有していた。

3 これらの情報は、各人が非業務執行取締役であった期間に関するものである。詳細については、本報酬報告書第2項を参照のこと。

4 ピーター・ホーキンス氏及びその関係者は、普通株式の他に、転換優先株式1,370株及びウエストパック・キャピタル・ノート3を850口を期末現在で保有していた。

5 アン・ピッカー氏の関連持分は、米国預託株式(ADS)13,800株を保有していることに起因する。ADSは1株当たり、当行の全額払込済普通株式1株に相当する。

8.2 主要な経営陣の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2015年9月30日に終了した年度においてCEO及びグループ業務執行役員（その関係者を含む。）が保有していた当行に関する持分の詳細を示したものである¹。

氏名	エクイティ商品の種類	期首現在保有数	当期中に報酬として付与された数	当期中に行使により受領された/行使された数	当期中の失効数	当期中のその他変動	期末現在保有数	期末現在の権利確定かつ行使可能数
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者								
ブライアン・ハルツァー	普通株式	25,421	24,150	-	-	-	49,571	-
	業績連動型新株引受権	116,608	129,547	-	-	-	246,155	-
グループ業務執行役員								
ジョン・アーサー ²	普通株式	207,050	19,607	29,310	-	8,189	264,156	-
	業績連動型新株引受権	170,570	122,943	(29,310)	(13,040)	-	251,163	-
リン・コブリー ³	普通株式	該当なし	54,011	-	-	-	54,011	-
フィリップ・コフィー ⁴	普通株式	283,917	23,269	48,362	-	(49,993)	305,555	-
	業績連動型新株引受権	191,624	160,725	(48,362)	(21,948)	-	282,039	-
ブラッド・クーパー	普通株式	129,151	23,334	251,742	-	(366,645)	37,582	-
	業績連動型オプション	196,785	-	(196,785)	-	-	-	-
	業績連動型新株引受権	187,438	143,434	(54,957)	(24,001)	-	251,914	-
デイビッド・カラン ⁵	普通株式	-	-	-	-	-	-	-
	業績連動型新株引受権	-	63,519	-	-	-	63,519	-
ジョージ・フラジス	普通株式	155,278	24,132	40,302	-	(182,938)	36,774	-
	業績連動型新株引受権	137,817	94,372	(40,302)	(18,290)	-	173,597	-
アレクサンドラ・ホルコム	普通株式	60,601	11,007	44,153	-	(69,053)	46,708	-
	業績連動型オプション	70,544	-	(31,697)	-	-	38,847	38,847
	業績連動型新株引受権	50,493	87,679	(12,456)	(5,656)	-	120,060	-
ピーター・キング	普通株式	51,956	10,947	10,991	-	-	73,894	-
	業績連動型新株引受権	37,545	101,206	(10,991)	(4,860)	-	122,900	-
デイビッド・リンドバーグ ³	普通株式	該当なし	-	-	-	-	26,747	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	12,476	-	-	-	64,984	-
デイビッド・マクリン ³	普通株式	3,981	-	38,557	-	(39,884)	2,654	-
	業績連動型新株引受権	15,795	35,662	(6,151)	(2,334)	-	42,972	-
	業績目標のない新株引受権	32,406	11,569	(32,406)	-	-	11,569	-
クリスティーン・パーカー	普通株式	29,176	14,583	8,646	-	(30,361)	22,044	-
	業績連動型新株引受権	61,355	95,880	(8,646)	(3,619)	-	144,970	-
旧マネージング・ディレクター兼最高経営責任者								
ゲイル・ケリー ³	普通株式	1,542,459	56,988	197,848	-	-	該当なし	-
	業績連動型新株引受権	713,264	-	(197,848)	(124,882)	-	該当なし	-
旧グループ業務執行役員								
ロブ・ヒットフィールド ³	普通株式	290,971	23,932	43,966	-	(83,024)	該当なし	-
	業績連動型新株引受権	151,029	81,961	(43,966)	(20,279)	-	該当なし	-
	業績目標のない新株引受権	-	18,780	-	-	-	該当なし	-
ジェイソン・イェットン ³	普通株式	160,209	14,583	12,823	-	-	該当なし	-
	業績連動型新株引受権	109,468	123,202	(12,823)	(5,825)	-	該当なし	-

- 1 上表において個人が保有する最大株式数は、2015年9月30日現在の発行済当行普通株式総数の0.0096パーセントである。
- 2 ジョン・アーサー氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を1,000口及びウエストパック・キャピタル・ノート2を885口期末現在で保有していた。
- 3 これらの情報は、各人が主要な経営陣であった期間に関するものである。詳細については、本報酬報告書第2項を参照のこと。
- 4 フィリップ・コフィー氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を200,000口及びウエストパック・キャピタル・ノート3を3,000口期末現在で保有していた。
- 5 デイビッド・カラン氏及びその関係者は、ウエストパック転換優先株式965株を期末現在で保有していた。

8.3 取締役及びその他の主要な経営陣に対する債権に関する開示

当期中に取締役又はその他の主要な経営陣（KMP）と当行グループとの間で生じた金融商品取引はすべて、通常の業務の過程において、その他の従業員及び特定の顧客にも適用される条件（利息及び担保を含む。）の下で行われた。こうした取引は、主に通常の個人向け銀行業務や投資業務で構成された。

取締役及びその他のKMP（その関係者を含む。）に対する当行グループの債権の詳細は、以下のとおりである。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	期末現在 グループ内人数
取締役	3,866,378	219,776	-	4,663,312	2
その他のKMP	14,575,662	647,788	-	10,782,076	8
	18,442,040	867,564	-	15,445,388	10

2015会計年度中に100,000豪ドルを超える債務を有していた者（その関係者を含む。）は、以下のとおりである。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	当期中の 最高債務額 (豪ドル)
取締役					
リンジー・マックステッド	2,341,735	142,419	-	3,248,220	3,265,910
イーウェン・クラウチ	1,524,643	77,357	-	1,415,092	1,524,643
その他のKMP					
ブライアン・ハルツァー	27,995	4,842	-	63,063	106,127
ジョン・アーサー	-	41,235	-	1,463,544	1,490,000
フィリップ・コフィー	2,394,000	118,312	-	2,394,000	2,394,000
ブラッド・クーバー	3,996,192	87,777	-	266,534	4,041,548
ジョージ・フラジス	228,225	7,653	-	-	228,225
アレクサンドラ・ホルコム	2,918,498	132,203	-	3,964,352	4,071,467
デイビッド・マククリーン	-	50,293	-	31,975	1,358,144
クリスティーン・パーカー	1,960,298	125,061	-	2,598,608	3,455,895
ロブ・ホイットフィールド ¹	2,750,454	55,915	-	該当なし	2,750,454
ジェイソン・イェットン ¹	300,000	24,497	-	該当なし	1,790,558

- 1 これらの情報は、各人が主要な経営陣であった期間に関するものである。詳細については、本報酬報告書第2項を参照のこと。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

・序論

コーポレート・ガバナンスに関する当項目は、取締役会の承認済みであり、2015年11月2日現在における当行のコーポレート・ガバナンスに関する枠組み、方針及び慣行について記載している。

構造及び取組み

当行のコーポレート・ガバナンスに対する取組みは、日常業務を支え、透明性及び公正な取引を提供し、また株主の利益の保護を追求する一定の価値観及び行動を基礎としている。

この取組みには、当行がその事業及び業績の持続性の基盤であると考え、優れたガバナンス基準へのコミットメントが含まれている。かかるコミットメントには、コーポレート・ガバナンスに関する国内及び世界の動きを監視し、それが及ぼす影響を評価することも含まれている。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド及び米国の証券取引所に持分証券を上場している。

オーストラリア

当行は、オーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンス委員会（ASX Limited's Corporate Governance Council、「ASXCGC」）が発行した「オーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンスの原則及び提言」（2014年の改定を含む。）（「ASXCGC提言」）を遵守している。当行はまた、会社法を遵守しなければならず、加えてADIとしての立場から、APRAが自己資本比率健全性基準のCPS510ガバナンスに基づいて規定するガバナンスのための要件を遵守しなければならない。

当項目では、ASXCGCによる8個の提言それぞれを取り上げ、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行について説明し、また当行が当該各提言を遵守していることを示している。

ASXCGC提言に関する詳細は、オーストラリア証券取引所（「ASX」）のホームページ（www.asx.com.au）を参照のこと。

ニュージーランド

当行の普通株式は、NZX・リミテッドが運営するメインボード株式市場であるニュージーランド証券市場（「NZX」）にも上場している。当行がASXに上場し続け、かつASX上場規則を遵守する限り、当行は、ニュージーランドにおける国外の上場発行者として、NZXの上場規則の条件を満たし、遵守しているものとみなされる。

ASXはASXCGC提言を通して、また、NZXはNZXのコーポレート・ガバナンス・ベストプラクティス・コードを通して、それぞれコーポレート・ガバナンスに対して類似する「遵守又は説明」といったアプローチを定めている。ただし、ASXCGC提言は、NZXのコーポレート・ガバナンスに関する規則及びコーポレート・ガバナンス・ベストプラクティス・コードの原則とは大きく異なる可能性がある。

米国

当行の普通株式を表象する米国預託株式（「ADS」）は、ニューヨーク証券取引所（「NYSE」）に上場し、WBKのティッカーシンボルで取引されている。NYSEの上場規則に基づき、米国外の民間証券発行者は、コーポレート・ガバナンスについてはNYSEの上場規則の代わりに自国の上場規則に従うことを認められているが、当行は一定の監査委員会の要件及び追加の届出要件に従うことを求められている。

当行は、すべての重要な点において、当行に適用されるNYSEの上場規則を遵守している。

NYSEの上場規則に基づき、米国外の民間証券発行者は、かかる発行者のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国の会社が遵守するコーポレート・ガバナンスの慣行の間の重要な差異を開示することを求められている。以下に、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行とNYSEの上場規則が規定するコーポレート・ガバナンスの要件を比較し、重要な相違点を挙げる。

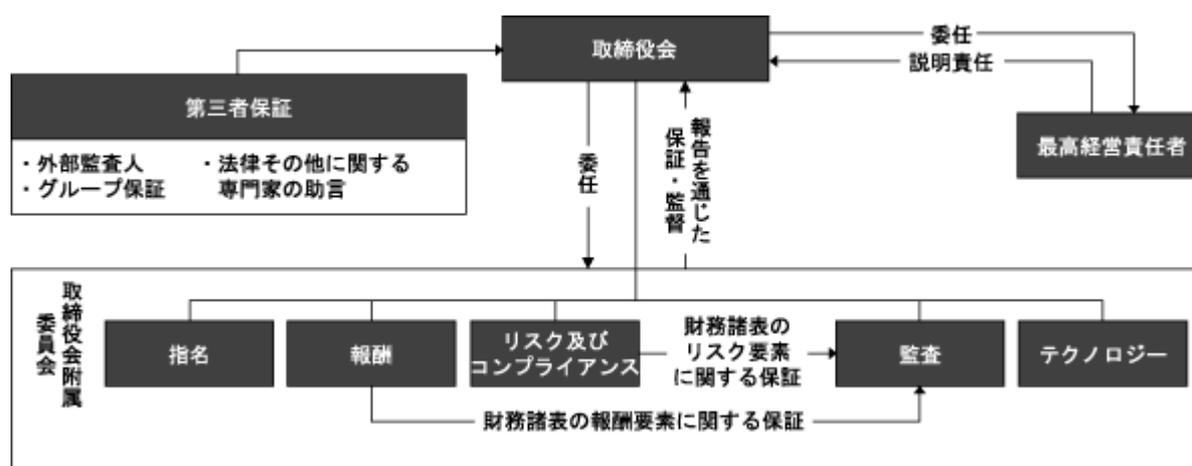
NYSEの上場規則では、一部の例外を除き、株主に株式ベースの奨励金制度及びその重要な改定について採決を行う機会を付与することが要求されている。

オーストラリアにおいては株式ベースの奨励金制度又は当該奨励金制度に基づく個別の株式付与（ただし最高経営責任者（「CEO」）を含む取締役への奨励金を除く。）について株主の承認を要件とする法律又は証券取引所の上場規則は存在しない。

当行の従業員持株制度は、第一部 第5 4「役員の状況」の「報酬報告書」において開示されており、定時総会（「AGM」）における株主による拘束力のない投票の対象となっている。また、CEOに対する株式付与は、株主により承認されている。当行の株式ベースの報酬制度による株式付与に関する詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記37において開示されている。

NYSEの上場規則は、取締役会附属指名委員会の責任には、次回の年次株主総会に関して取締役の候補者を選定する又は取締役会に当該候補者の選任を勧告すること、及び取締役会による評価を監督することが含まれるべきであるとしている。当行では、取締役会附属指名委員会ではなく取締役会が、AGMにおいて選任される取締役候補者の検討及び勧告を行い、またその業績の年間評価を引き受ける。

．ガバナンスの枠組み



上記の図は、現在の取締役会附属委員会を示したものである。取締役会は随時、この他に委員会を設置したり、取締役に対して特定の追加的任務を引き受けるよう要求したりすることができる。

また、取締役会は随時、戦略的意思決定、資本及び資金調達活動に関するデュー・ディリジェンス委員会に（直接又は代表者を通じて）参加する。

経営陣、開示委員会及び業務執行リスク委員会は、取締役会附属委員会ではない（すなわち、取締役会から権限の委譲を受けていない）ものの、取締役会が承認したグループ全体の戦略、方針及びリスク管理を実行する、CEO及び取締役会附属委員会の下部組織である。

取締役会及び各取締役会附属委員会の主要な役割は、当項目にて概説するとおりである。全取締役会附属委員会の憲章は、当行ホームページのコーポレート・ガバナンスに関するページ（www.westpac.com.au/corpgov）において入手可能である。

．取締役会、委員会及び管理の監督

取締役会

取締役会の役割及び責任

取締役会憲章は、取締役会の役割及び責任をまとめたものである。主要な役割の概要は以下のとおりである。

- ・ 当行グループの戦略的方針の承認
- ・ 取締役会の業績評価、並びに取締役会の人数及び構成の決定
- ・ 当行取締役会の刷新方針の検討及び承認
- ・ CEO、副CEO、首席財務担当役員（「CFO」）及びその他のグループ業務執行役員の任命並びにその任期、報酬及びその他の条件の決定
- ・ その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会が判断する人員、APRAが指定する人員、及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の報酬の決定

- ・ CEOの業績評価
- ・ 取締役会、CEO及びグループ業務執行役員の引継ぎに関する計画
- ・ グループ業務執行役員、グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー及び首席コンプライアンス担当役員兼グループ法律顧問の任命の承認、並びに上級役員職の業績の監視
- ・ 年間目標及び財務書類の承認、並びに予測及び過年度実績に対する実績の監視
- ・ 当行の配当政策の決定
- ・ 当行の資本構造の決定
- ・ 当行のリスク管理戦略及び枠組みの承認、並びにその有効性の監視
- ・ 当行の活動による社会的、倫理的及び環境的な影響の検討、並びに当行の持続可能性に関する方針及び慣行の遵守の監視
- ・ 当行グループにおける職場の安全衛生（「WHS」）に関する問題の監視並びにWHSに関する適切な報告及び情報
- ・ 当行の監査人及び該当する場合には主任監督機関との継続的な対話の維持
- ・ 委任された権限、当行が支配する事業体の取締役会への任命に関する方針、及び上級業務執行役員が使用できる資金源の監視を含む内部ガバナンス

委任された権限

定款及び取締役会憲章に基づき、取締役会は、委員会及び経営陣に対する委任を行うことができる。

取締役会附属委員会に委任された役割及び責任は、以下の5つの設立された委員会のそれぞれの憲章に記載されている。

- ・ 監査委員会
- ・ リスク及びコンプライアンス委員会
- ・ 指名委員会
- ・ 報酬委員会
- ・ テクノロジー委員会

取締役会憲章、取締役会附属委員会憲章及び定款は、当行のホームページのコーポレート・ガバナンスに関するページ（www.westpac.com.au/corpgov）において入手可能である。

委任された権限に関する方針の枠組みは、当行グループ内での意思決定を統制するための原則をまとめたものであり、かかる原則には適切な上申及び取締役会への報告が含まれている。また、取締役会はCEO、及びCEOを通じてその他の業務執行役員に対し、当行の日常的な事業管理に対する責任を委任している。委任された執行役員の権限の範囲及び制限は、明文化され、営業及び資本支出、資金調達及び証券化、並びに貸付等に及ぶ。当該委任は、効果的な監督と、適切な権限付与及び執行役員の説明責任との間の均衡を保つものである。

独立性

取締役会のメンバーは、全体として、関連する金融及びその他に関する多岐にわたる技能及び知識、並びに当行の事業を牽引するのに必要な幅広い経験を有している。詳細については、第一部 第5 4「役員の状況」に記載されている。

当行のすべての非業務執行取締役が、当行の独立性の基準を満たし、これらはASXCGC提言に規定される指針並びにNYSE及び米国証券取引委員会（「SEC」）によって適用されている基準に則している。

取締役会は、取締役の任命の際及び毎年、取締役の独立性の評価を行っている。各取締役は、毎年自身の利害関係及び独立性に関する証明書を開示する。

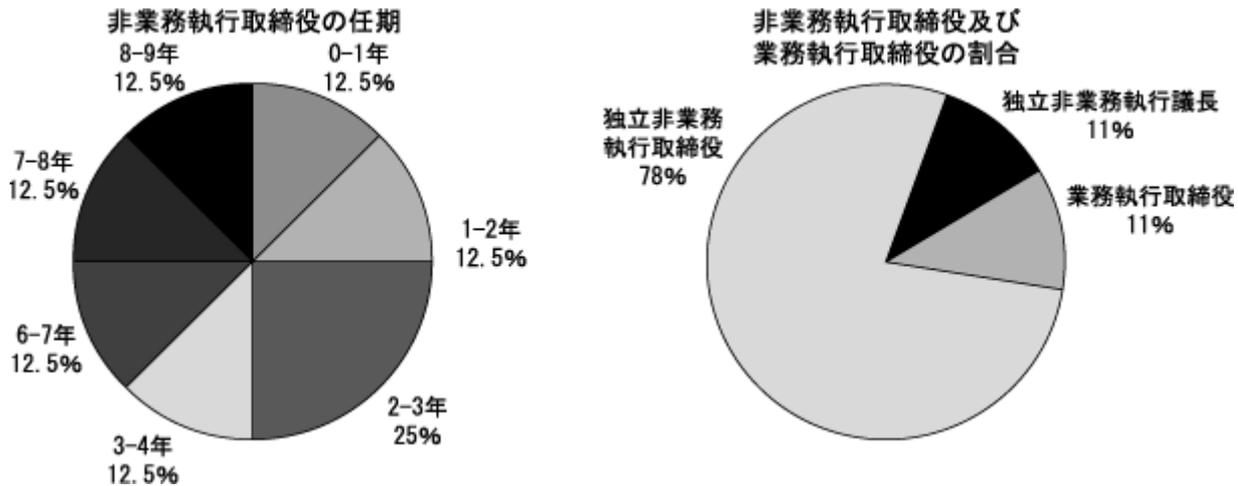
取締役は、その独立した自由な判断を実質的に妨害する可能性のある、又は実質的に妨害すると合理的に予測できる取引又はその他関係を有していない場合に経営陣から独立していると認められる。実質性は、一般的な実質性の基準を適用するのではなく、各取締役の個人的な状況を考慮して個別に判断される。

各取締役は、当行及び関連会社との間に利害関係を有している会社又はその他の事業体との間で、直接、又はパートナー、株主若しくは役員として、取引関係又はその他の関係を有する場合、これを開示することを求められている。取締役会は、取締役の独立性を評価するのに際し、かかる利害関係又は人的関係に関する情報（関連する財務又はその他に関する詳細を含む。）を考慮する。

2015年9月30日現在の取締役会附属委員会の人数及び構成

役職	取締役会附属 監査委員会	取締役会附属 リスク及び コンプライア ンス 委員会	取締役会附属 指名委員会	取締役会附属 報酬委員会	取締役会附属 テクノロジー 委員会
リンジー・マックステッド	取締役会議長、 非業務執行、 独立		委員長		
ブライアン・ハルツァー	CEO、 業務執行				
エリザベス・ブライアン	非業務執行、 独立	委員長			
イーウェン・クラウチ	非業務執行、 独立			委員長	
アリソン・ディーンズ	非業務執行、 独立				
クレイグ・ダン	非業務執行、 独立				
ロバート・エルストーン	非業務執行、 独立				
ピーター・ホーキンス	非業務執行、 独立				委員長
ピーター・マリオット	非業務執行、 独立	委員長			

以下のグラフは、当行の取締役会の過半数を独立取締役が占めていること、及び現在の非業務執行取締役の任期を示すものである。



議長

取締役会は、独立非業務執行取締役のうち1名を議長に選任する。議長は、2011年12月14日付で議長に就任したリンジー・マックステッド氏である。議長の役割には以下が含まれる。

- ・取締役会に関するすべての事項について、取締役会に対して効果的な指導を行うこと
- ・議案を提示し、取締役会のすべての会議を主導すること
- ・会社秘書役との協力の下、年間を通じて取締役会の通常の会議を設定し、会議の議事録に、決定事項、及び必要に応じて個々の取締役の見解が正確に記録されるよう確認すること
- ・各取締役及び取締役会全体に対する評価のプロセスを監督すること
- ・取締役会の引継ぎを監督すること
- ・経営陣と取締役会を繋ぐ役割を果たし、取締役会とCEO間のコミュニケーションの主要な窓口となること
- ・取締役会の見解を公に提示すること
- ・効果的なコーポレート・ガバナンスの体制を築き、これを維持する上での主導的役割を担うこと

CEO

当行のCEOはブライアン・ハルツァー氏である。CEOの役割には以下が含まれる。

- ・経営チームのリーダーシップをとること
- ・事業のための戦略的目標を策定すること
- ・当行グループの業務の日常的な管理を行うこと

取締役会の会議

取締役会は、2015年9月30日に終了した年度において8回の定例会議を行うとともに、必要に応じて追加の会議を行った。取締役会は、取締役会の各会議において戦略に関する事項を検討するほか、年に一度当行の戦略的計画について議論し、戦略全般の方向性を承認する。また、半年ごとに当行の戦略の見直しも行う。取締役会は、年間を通じて当行の事業に関する特定の議題に関するワークショップを実施している。取締役会は、活発な意見交換を特徴とし、取締役が当面の問題及び決定に影響を与えるために、それぞれの経験及び独立した判断を持ち寄っている。

非業務執行取締役は、定期的に経営陣が不在の場で会議を行い、かかる場にふさわしい問題を議論できるようにする。その他すべての局面においては、上級業務執行役員は、適切であると認められる場合に、取締役会の会議に参加することができる。また、各会議の間に取締役が上級業務執行役員に連絡をとることもできる。

指名及び任命

取締役会附属指名委員会は、その憲章に定められるとおり、以下の業務について責任を負う。

- ・取締役会の構成、戦略機能及び規模に関する方針の展開及び見直し
- ・当行グループ内における全般的な多様性、多様性を達成するための測定可能な目標、及びかかる目標の達成度に関する毎年の見直し及び取締役会への勧告
- ・非業務執行取締役の引継ぎに関する計画
- ・新取締役のためのオリエンテーション及び研修、並びに現任の取締役のための継続的な研修のプロセスの見直し
- ・取締役の任命に関する適格基準の見直し
- ・取締役会に任命する取締役の推薦
- ・関連子会社の取締役会に任命する候補者の検討及び推薦

当行は、当行グループの事業を主導するために必要となる金融その他に関する幅広い技能、経験及び知識を備えた取締役会を維持するよう努めている。当行はまた、全体として少なくとも以下を備えた、多様性に富んだ取締役会を維持するよう努めている。

- ・戦略的能力及び商業的判断力
- ・金融サービス業界（資産管理を含む。）に関する理解及びグローバルな事業展望
- ・会計又は関連財務管理に関する資格及び経験
- ・リスク管理に関する理解
- ・大規模な複合的事業におけるテクノロジーの応用に関する理解
- ・顧客理解及び顧客戦略に関する経歴又は理解
- ・厳しく規制された上場企業におけるガバナンス及びコンプライアンス関連事項に関する知識
- ・職場文化、労働意欲、管理職育成、引継ぎ及び報酬を含む人材関連事項に関する経験
- ・他の主要上場会社の取締役会における経験
- ・ジェンダーの多様性への貢献能力

取締役会附属指名委員会は、取締役に任命する候補者を検討し、取締役に推薦する。かかる推薦においては、現任の取締役の技能、経験、専門技術、多様性及びその他の資質の組合せ、並びに当該候補者の特性がいかにこれらの現任の取締役の資質とのバランスをとり、またこれを補完するものであるかが特に考慮される。取締役としての可能性を有する幅広い人材を獲得するため、適宜外部のコンサルタントも利用される。

取締役の任命又は株主による選任若しくは再選の検討に先立って、当行は、適切なデュー・ディリジェンスを行い、取締役の選任又は再選の可否の判断に関連するあらゆる重要な情報を株主に提供している。

新取締役は、期待される役割、予定される任期を含む任命の条件、並びに報酬が記載された任命通知を含む研修パックを受領する。かかる通知は、ASXCGC提言に準拠する。

任期

取締役会は、一時的欠員を補充する目的で、又は現任の取締役に加えて新取締役を任命することができる。ただし、取締役の総数が15名の非業務執行取締役及び3名の業務執行取締役を超えないものとする。マネージング・ディレクターを除き、取締役に任命された取締役の任期は、次回のAGM終了時に満了するが、当該取締役は当該AGMにおいて再選される資格を有する。

当行の定款では、各AGMにおいて、当行の適格な取締役のうち3分の1、及び最後に選任されてから3年又はそれ以上在任しているその他の取締役は退任しなければならないと規定されている。ただし、ローテーションによって退任する取締役の人数を決定する際には、CEO及び当該年度中の一時的欠員を補充するために任命された取締役の人数は除くものとする。ローテーションによって退任する取締役は、最も長く在任していた者である。退任する取締役の任期は、退任にかかる株主総会の終了時に満了するが、当該取締役は当該会議において株主に再選される資格を有する。

取締役会は、株主により行われる取締役の選任又は再選についても勧告を行う。取締役候補者を支持するかを考慮する際、取締役会は、当該年度に実施された取締役会の業績評価の結果を検討する。

当行取締役会の刷新方針は、議長を除く非業務執行取締役の最長在任期間を、最初に株主によって選任されてから9年に制限している。議長の最長在任期間は、最初に株主に選任されてから12年である（議長に選任される以前に取締役として勤めた任期を含む。）。取締役会は、上記の最長在任期間を延長することが当行グループの利益となると認める場合、自発的かつ例外的に、かかる最長在任期間を延長する裁量権を行使することができる。かかる裁量権の行使は年次ベースで行われ、該当する取締役は毎年、再選のため立候補しなければならない。

教育

すべての取締役の任命に際し、当行の事業、戦略及び取締役会が現在直面している問題について理解を深めるため、各取締役の経験に応じた研修プログラムが行われる。研修プログラムには、議長、CEO、各取締役会附属委員会の委員長及び各グループ業務執行役員との会合が含まれている。

取締役会は、年間を通して開催されているワークショップへの参加、関連施設の訪問、及び適切な外部教育の受講を通じて継続的に学習することを取締役に求めている。

情報及び助言へのアクセス

すべての取締役は、会社の記録及び情報に無制限にアクセスすることができ、上級役員職から詳細な財務報告及び業務報告を定期的に受け取る。各取締役は、取締役退任後最長7年間の書類へのアクセスに関する規定を含む、アクセス及び補償に関する契約を締結している。

議長及びその他の非業務執行取締役は、定期的にCEO、CFO及びその他の上級業務執行役員と協議するほか、当行の従業員と協議し、追加情報を求めることができる。

すべての取締役は、首席コンプライアンス担当役員兼グループ法律顧問を含む内部の上級法律顧問からの助言を利用することができる。

また、取締役会全体及び各取締役は、その責任の遂行に役立てるために、当行の費用で独立した専門的な助言を求める権利を有している。議長の事前の承認が必要であるものの、かかる権利は不合理に留保されてはならない。

会社秘書役

当行は、取締役会によって任命された会社秘書役2名を有する。取締役会の法律顧問を兼任する上級会社秘書役は、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に出席し、首席コンプライアンス担当役員兼グループ法律顧問とともに、取締役に対して法律及びコーポレート・ガバナンスに関するアドバイスを行う責任を有している。当行グループの会社秘書役は、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に出席し、当行のガバナンスに関する枠組みの実施、並びに経営陣と共同して取締役会の決定を実際に実行することを含む秘書役の機能に対して責任を有する。当行グループの会社秘書役はまた、取締役会の適切な機能に関するあらゆる事項について、議長を通じて取締役会に対して説明責任を有する。

取締役会附属委員会

構成及び独立性

取締役会附属委員会のメンバーは、各取締役会附属委員会に提供できる技能及び経験によって選定される。メンバーの資格については、第一部 第5 4「役員の状況」に記載されている。各取締役会附属委員会のメンバー構成は、前掲の「2015年9月30日現在の取締役会附属委員会の人数及び構成」に示されている。すべての取締役会附属委員会は、独立非業務執行取締役で構成される。CEOは取締役会附属テクノロジー委員会のメンバーでもある。

業務及び報告

取締役会附属委員会の定例会議は、四半期ごとに開催される。ただし、取締役会附属テクノロジー委員会は、1年に3回の定例会議を行う。すべての取締役会附属委員会は、その他の時期にも必要に応じてより頻繁に会合することができる。各取締役会附属委員会は、必要な人材及び情報を利用する権利を有し、当行の従業員及びアドバイザーに直接連絡することができる。CEOは、検討されている事項について個人的に重要な利害関係がある場合を除いて、取締役会附属委員会のすべての会議に出席する。上級業務執行役員及びその他選定された従業員は、要請に応じて取締役会附属委員会の会議に出席することができる。すべての取締役は、利益相反がないことを条件として、取締役会附属委員会の全書類を受け取り、取締役会附属委員会のすべての会議に出席することができる。

業績

取締役会、取締役会附属委員会及び取締役

取締役会は、継続的な自己評価及び社外のコンサルタントによる業績評価の委託を毎年行っている。

2015年度に実施された業績評価のプロセスには、取締役会、取締役会附属委員会及び各取締役の業績の査定が含まれ、その成果は収集及び分析され、取締役会に提出された。取締役会は、当該業績評価の結果について議論し、取締役会の構成、手続及び優先事項に関する問題に対するフォローアップ措置について合意した。

また議長は、評価の結果について、個々の取締役及び各取締役会附属委員会の委員長と議論する。議長の業績評価の結果の見直しは、議長を除く取締役全員によって行われ、その結果は、しかる後に取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員長と議長との間で非公開で議論される。

経営陣

取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、CEO及びその他の上級業務執行役員の業績目標及び方策を承認し、当該目標に対する業績の評価に際して情報を提供する責任を負う。取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は、当該委員会が把握した報酬制度又は慣行に関連するあらゆる問題点についての情報を取締役会附属報酬委員会に提供する。

2015年9月30日に終了した年度の経営陣の業績評価は、当該年度の終了後に実施された。

業績目標及び業績の達成に関する更なる詳細については、第一部 第5 4「役員の状況」の「報酬報告書」を参照のこと。

新たな上級業務執行役員は全員、任命の条件及び期待される役割が記載された任命通知を受領するとともに、当行の戦略及び経営、並びに取締役会及び上級役員職の役割及び責任に関する詳細な説明を受ける。

諮問委員会

当行は、アジアにおける業務並びにバンクSA及びバンク・オブ・メルボルンのそれぞれに対して、当行グループ全体の戦略の中での当該業務の戦略及びイニシアチブについて経営陣への助言を行う諮問委員会を設置している。

諮問委員会の任務には、以下が含まれる。

- ・ 事業の地位及びアイデンティティを引き続き強化するための経営陣の戦略及びイニシアチブに関する経営陣への助言の提供
- ・ 際立った地位及びアイデンティティを推進・維持し、またサービスを提供する関連コミュニティとの間で事業価値を合致させるための関連事業に関する経営陣への助言の提供
- ・ 経営陣が提供した関連事業の健全性に関する報告の検討及び評価
- ・ コミュニティ及び主要な企業による宣伝イベントの援助を通じた銀行の顧客、地域コミュニティ及び企業・政府部門との関係構築の支援や、サービスを提供するコミュニティにおける金融サービスの提供に関連する問題についての上級役員職への助言を含む、事業の代表としての活動
- ・ 地域における市場機会や、諮問委員会の委員が認識している、顧客及び潜在顧客へのサービスの提供並びに地域コミュニティにおける銀行の地位の向上につながる問題についての経営陣に対する指摘

・ 倫理的かつ責任ある意思決定

行動規範及び事業の遂行に関する原則

当行の「行動規範」(「当行規範」)は、当行の人材である、従業員及び請負人双方に求められる行動基準を記載している。当行規範を構成する7つの原則は、以下のとおりである。

- ・ 誠意をもって誠実に行動すること
- ・ 法令及び当行の方針を遵守すること
- ・ 顧客にとって正しい行動を取ること
- ・ 守秘義務を尊重し、情報を悪用しないこと
- ・ 専門性を重視及び維持すること
- ・ チームとして働くこと
- ・ 利益相反に責任を持って対処すること

各原則は、当行が正しい判断を下す一助となる一連の原則を定め、当行が当行グループのレピュテーションを確実に守るようにすることに焦点を合わせている。当行規範は、取締役会及び経営陣の全面的な支持を受けており、当行は、当行規範の遵守が極めて重要であると認識している。

当行の「事業の遂行に関する原則」(「当行原則」)は、持続可能な商慣行及び地域社会への貢献に対する当行のコミットメントを支えている。要約は以下のとおりである。

- ・ 当行は、当行の成功が、当行の顧客、人材、株主、サプライヤー、アドバイザー及び地域社会の当行に対する信用と信頼にかかっていると志向する
- ・ 当行は、最高レベルのガバナンス及び倫理に関する慣行を維持しつつ、ステークホルダーの利益を保護することを志向する
- ・ 当行は、当行が行うすべての物事を中心に顧客を据えることを志向する
- ・ 当行は、当行の人材が、サービス事業の成功にかかる決定的要素であると志向する
- ・ 当行は、環境に対する当行の直接的及び間接的な影響の管理に取り組んでいる

- ・当行は、社会に積極的に貢献することが、当行の事業の持続可能性の基盤になると志向する
- ・当行は、当行のサプライヤーが当行の持続可能性を模索する上でのパートナーとみなされるべきだと志向する

当行原則は、責任ある商慣行を推進する主要な国際的イニシアチブと平仄を合わせており、当該原則は、すべての取締役、従業員及び請負人に適用される。

当行には、様々な内部規定、コミュニケーション、研修及び「ドゥーイング・ザ・ライト・シング（Doing the Right Thing）」と銘打ったオンラインの学習モジュールを含むツールがあり、いずれも当行規範及び当行原則の両方に一致し、それらを支えている。

重要な方針

当行は、規制のコンプライアンス及び人的資源の要件を管理するために、多数の重要な方針を有している。また、当行は自発的に銀行業務規定及び電子決済に関する行動規範等、様々な外部産業規定も遵守している。

上級財務担当役員の倫理規定

会計慣行及び財務報告規定は、当行規範を補完するものである。会計慣行及び財務報告規定は、当行のCEO、CFO及びその他の主要な財務担当役員に以下を要求することにより、これらの者がその会計慣行及び財務報告に関する義務及び責任に対して最高レベルの倫理基準を適用することを支援する目的で制定されている。

- ・とりわけ利益相反に関して、誠実かつ倫理的に行動すること
- ・報告及びその他のコミュニケーションにおいて完全、公正、正確かつ適時な開示を行うこと
- ・関係法令及び規則を遵守すること
- ・当行規範に対する違反を迅速に報告すること
- ・当行規範の遵守に対し、説明責任を負うこと

利益相反

当行グループは利益相反に関する詳細な枠組みを有しており、当該枠組みには、現実に存在する、潜在的又は明白な利益相反の特定及び対応を目的とする具体的な部門別の方針及びガイドラインに基づく、当行グループの方針が含まれる。

利益相反に関する枠組みには、別途、当行グループの贈与及び接待に関する方針が含まれる。当該方針は、当行従業員に対し、贈り物又は接待の贈与及び受領に関する当該従業員の義務の履行についての方針を提示している。

取締役会

すべての取締役は、同職に任命された際に、現実に存在する、潜在的又は明白な利益相反について開示し、かつ取締役会に対して随時最新情報を開示することを求められている。

取締役会が検討している事項に関して個人的に重要な利害関係を有する取締役は、その利害関係を申告しなくてはならない。当該取締役は、取締役会が別段の決定をしない限り、当該事項について取締役会の協議に出席することができず、議決権を行使することもできない。

当行の従業員及び請負人

当行は、当行の従業員及び請負人に以下のことを期待する。

- ・ 現実に存在する、潜在的又は明白な利益相反に対処するための適切な手配を整えること
- ・ 当行グループ以外の会社の取締役の職務を受諾する場合は、事前に当行の上級役員職の承諾を得ること
- ・ 当行の顧客又はサプライヤーに対して有している重要な利害関係を上司に報告し、かかる利害関係を有する顧客との関係に関与しないこと
- ・ 承認を得ることなく、又は当行に対する義務及び責任を果たす能力にマイナスの影響を与える可能性のある場合に、当行における職務以外の事業活動（自営、パートナー、取締役、代理人、保証人、投資家又は従業員のいずれを問わない。）に参加しないこと
- ・ 経営判断に影響を与える又は影響を与えると思われる可能性のある要求、便宜を図るための金銭提供、又は金銭、物品、恩恵若しくは娯楽の受領・提供を行わないこと

適任かつ適切な人材評価

当行は、取締役会に承認された当行グループの資質規定（Fit and Proper）指針を有しており、当該指針は、関係するAPRA健全性基準の要件を満たしている。当該指針に従い当行は、取締役、及びAPRA健全性基準又はASICライセンス要件が義務付ける特定の法定の職務を担う人員の適性及び適切性を評価している。取締役会議長（評価対象が議長自身の場合には取締役会）は、取締役、子会社の取締役会の非業務執行取締役、グループ業務執行役員、外部監査人及び保険計理人の評価に対して責任を負っている。資質規定委員会は、当行の取締役会から委任された権限に基づき、法定の職務を担うその他のすべての従業員の評価に対して責任を負っている。いずれの場合も、対象の人員に対し詳細な申告の提出が要求され、素性調査が行われる。

問題報告及び告発者保護

当行グループの内部告発者保護方針に基づき、当行の従業員及び請負人は、不法であるか又は倫理に反する可能性のある活動又は行動につき、問題を提起することを推奨されている。当該方針は、匿名での報告を可能にする、当行の問題報告システムであるコンサーン・オンライン（Concern Online）を含むすべての報告手段をまとめたものである。当該問題は、当行規範、当行の方針又は規制上の義務の違反の疑いを含む。

問題を提起する従業員は、問題を報告することで被害を受けることから従業員又は請負人を保護する内部告発者保護委員（Whistleblower Protection Officer）の関与を求めることができる。

当行は、報告された問題の調査を、すべての関係人物に対して公正かつ客観的な形で行う。かかる調査により不正行為が明らかになった場合、当行はそのプロセスを変更し、当該不正行為を行った従業員又は請負人に対して措置を講じなければならない。また、かかる問題を関係当局及び監督機関に報告する結果となる場合もある。

提起された問題に関する統計は、四半期ごとに取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会並びにウエストパック・グループ業務執行リスク委員会に報告される。

証券の取引

ウエストパック・グループ証券取引方針に基づき、取締役、従業員及び請負人（及びそれらの「関係者」）は、内部情報を有している場合、あらゆる有価証券及びその他の金融商品の取引を行うことを制限されている。また、証券の取引をするために当該内部情報を利用する可能性のある他者に当該情報を提供することも禁止されている。また、年功又は役職の性質により、当行の重要な秘密情報に接する取締役及び従業員又は請負人（指定従業員と呼ばれる。）には、年次及び半期決算発表の前及び直後における取引の禁止を含む追加的な制限が適用される。

これらの義務を管理及び監視する方法は以下のとおりである。

- ・有価証券の価格に影響を与える可能性のある内部情報を有する取締役又は従業員による、当該有価証券の取引を禁じた当行のインサイダー取引規定
- ・新規商品の発行に関与する取締役、従業員及び請負人について、その地位により現実に潜在的又は明白な利益相反が生じる場合、当該取締役、従業員及び請負人に制限を課すこと
- ・取締役及び指定従業員による当行株式及びその他の会社の有価証券の取引期間を制限（「取引停止期間」）する規則
- ・取締役及び指定従業員に対する、取引停止期間外の取引に関する許可の取得又は意向の通知、及び内部情報の不所持の証明の要求
- ・取締役及び指定従業員による当行証券の取引の監視
- ・指定従業員登録の管理及び定期的な更新
- ・ASXの上場規則により義務付けられる、取締役による当行証券の取引のASXへの通知
- ・直接又は間接的を問わず、従業員による自らの権利未確定の従業員株式・証券に対するヘッジ契約の締結の禁止

・多様性

当行グループは、当行グループの多様性イニシアチブについて定めた多様性に関する方針を有している。ここでいう多様性とは、性別、年齢、民族性、アクセシビリティ、柔軟性、文化的背景、性的指向及び宗教的信念を対象とするものである。

当該方針の目的は、当行グループが以下の事項を確保することにある。

- ・顧客のニーズの深い理解を得る能力を通じて競争優位性をもたらす労働力構成を保有すること
- ・性別、文化的アイデンティティ、年齢、ワークスタイル又はアプローチを問わず、あらゆる個人が能力を発揮することができる、真に包括的な職場環境を保有すること
- ・当行グループのあらゆるステークホルダーのため、多様性の価値を活用し、最良の顧客経験、業績の向上及び企業としてのレピュテーションの強化をもたらすこと
- ・多様性に関する実務において主導的地位を担い続け、社外のコミュニティに指針を提示すること

上記の目的を達成するために、当行グループは以下の事項に取り組んでいる。

- ・取締役会により決定された、性別における多様性を達成するための測定可能な目標を有しており、取締役会が毎年、当該目標及びその達成度の双方について評価を行うこと
- ・年次ベースで給与の平等性を評価すること
- ・事業全体において、柔軟性に関する方針を実務に適用することを奨励し、支援すること
- ・当行グループのブランド全体において、オーストラリア先住民の雇用へのアクセスを積極的に支援する取り組みを行うこと
- ・障害者の雇用機会へのアクセスを確保することを含め、障害のある従業員及び顧客に関するアクセシビリティ・アクション・プランを実施すること
- ・レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス(LGBTI)の従業員を受け入れる環境を積極的に奨励すること

上記の目標の実施は、CEOが議長を務めるウエストパック・グループ多様性審議会によって監督される。

取締役会又は適切な取締役会附属委員会は、かかる多様性イニシアチブについて、ウエストパック・グループ多様性審議会から定期的に最新情報の通知を受けている。

当行グループはまた、従業員活動グループ、従業員調査及び多様性に焦点を合わせた年2回の調査を通じて、従業員の要望に傾聴し続けている。

2010年10月、取締役会は、2014年までに指導職(経営陣から支店長までの5,000名超のリーダー)に占める女性の比率を33パーセントから40パーセントに増加させる旨の測定可能な目標を設定し、この目標は予定より2年早く2012年9月に達成された。当行は現在、2017年9月30日までに指導職の50パーセントを女性にするという業界最高水準の目標に向けて努力している。

2015年9月30日現在、当行グループの雇用する女性の比率は以下のとおりである。

- ・取締役会：22パーセント
- ・指導職¹：46パーセント
- ・ウエストパック全従業員：59パーセント

1 指導職の女性とは、当行グループ全体の全リーダーに占める、管理職又は影響力において上級の職位にある（常勤又は最長の期間雇用の）女性の比率を指す。これには、経営陣、ゼネラル・マネジャー、ゼネラル・マネジャーに直属する上級役員、及びその下に続く2段階の管理職が含まれる。ウエストパック・パシフィックを除く。

・ 持続可能性

当行は、持続可能かつ責任ある業務慣行が、当行の事業及び株主価値にとって重要であると考えている。持続可能性とは、リスク及び機会を、当行のすべてのステークホルダー（すなわち当行の顧客、従業員、サプライヤー、投資家及び地域社会のパートナー）、並びにより広範なコミュニティ及び環境全体の長期的なニーズの最適なバランスを保つ方法で管理することである。

当行の持続可能性の管理及び報告は、現在及び将来において、当行の事業及びステークホルダーにとって極めて重要とみられる問題に取り組むことを意図したものである。当行は、これが発展的な課題であることを理解しており、持続可能性に関する問題の管理を、徐々に通常の慣行として業務に組み込んでいくよう努めるとともに、新たな社会問題であって、当行が有意義な変化をもたらす、事業価値を高めるための能力と経験を有しているものの予測及び明確化も行っている。

報告

当行は、年次レビュー及び持続可能性の報告書、年次報告書、持続可能性実績報告書並びに通年及び半年のASXの報告書において、当行の持続可能性戦略に対する実績を報告している。

この報告は、オーストラリア保証業務基準3000（改定を含む。）の過去の財務情報の監査又は検討を除く保証業務（「ASAE 3000」）に従って行われる第三者の限定的保証の対象となっている。また、保証提供者は、組織全体に持続可能性に関する規定及びプロセスがどの程度組み込まれているかを検証するために、AA1000原則基準及びグローバル・リポーティング・イニシアチブ・G4・ガイドラインも併せて用いている。

・財務報告

財務報告に対する取組み

当行の財務報告に対する取組みには、以下の3つの中核となる原則がある。

- ・当行の財務報告書が真実かつ公正な見解を示していること
- ・当行の会計方針が適用ある会計基準及び方針に適合していること
- ・当行の外部監査人が独立しており、株主の利益のために奉仕すること

取締役会は、取締役会附属監査委員会を通じて、当該原則に関するオーストラリア及び海外における取組みを監視し、当行の慣行についても適宜見直しを行う。

取締役会は、リスク管理に対する監督責任を、取締役会附属監査委員会並びに取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会に委任している。同様に、取締役会は、報酬報告書の作成及び開示に対する監督責任を、取締役会附属報酬委員会に委任している。

取締役会附属監査委員会

監査委員会は、同委員会の憲章に詳述されるとおり、以下の事項に関する監督を行う。

- ・財務報告書及び財務報告システムの完全性
- ・外部監査人の資格、業績、独立性及び費用を含む外部監査の委任
- ・内部監査機能の実績
- ・財務報告及び健全性規制に関する報告の遵守。取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会については、規制上の報告要件及び法定の報告要件の監督を含む
- ・会計、内部統制又は監査事項等の財務に関する苦情の受付、留保及び処理に関する手続、並びに会計又は監査事項に関する問題について従業員が行う機密報告に関する手続

取締役会附属監査委員会は、以下の事項について検討し、経営陣及び外部監査人と討議し、評価を行う。

- ・財務報告に関する重要な問題及び財務報告書の作成に関連する重要な判断
- ・財務情報及び非財務情報の外部への報告に関する法律、規則及びその他の要件を監視し、それらを遵守するために用いられる手続
- ・主要な財務リスク・エクスポージャー
- ・CEO及びCFOが年次の各財務書類の承認に関連して行った開示に関する手続

その監督責任の一環として、取締役会附属監査委員会はまた、以下に記載される者を含む幅広い内外のステークホルダーと討議を行う。

- ・ 当行の重要な財務リスク・エクスポージャー、並びに経営陣が当該エクスポージャーを監視及び管理するために取った措置について、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会、CFO、チーフ・リスク・オフィサー（「CRO」）、グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー、経営陣並びに外部監査人を行う討議
- ・ グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー及び外部監査人による監査及び重要な発見、並びに経営陣の対応の妥当性についてグループ保証部門担当ゼネラル・マネジャー及び外部監査人を行う討議
- ・ 中間及び年次財務書類について経営陣及び外部監査人を行う討議
- ・ 規制当局又は政府機関とのやり取り、及び重要な問題を提起する報告書又は当行グループの財務書類若しくは会計方針に関する事項に影響を及ぼす可能性のある報告書について経営陣及び外部監査人を行う討議
- ・ 財務書類に重大な影響を及ぼす、又は財務書類における開示を要する可能性のある法律上の問題について、最高執行責任者及び首席コンプライアンス担当役員兼グループ法律顧問を行う討議

取締役会附属監査委員会は、財務情報、報告及び開示に関する内部統制、並びに当行の財務書類の完全性及び正確性について、定期的に経営陣の参加なしに外部監査人と協議する。同委員会はまた、経営陣の参加なしにグループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーと会合する。

財務に関する知識

取締役会附属監査委員会は、4名の独立非業務執行取締役からなり、ピーター・マリOTT氏が委員長を務めている。

取締役会附属監査委員会のすべてのメンバーは、適切な財務経験及び金融サービス業界に関する知識を有しており、ASXCGC提言、1934年米国証券取引所法（その後の改正を含む。）及びその関係規則、並びにNYSE上場規則に基づく独立性の要件を満たしている。

取締役会は、取締役会附属監査委員会のメンバーであるマリOTT氏が米国の証券法の規定に定義される「監査委員会の金融専門家」であり、独立していると判断した。

マリOTT氏の「監査委員会の金融専門家」への指名は、同氏に取締役会附属監査委員会のメンバーとして担う以上の職務、義務又は責任を課すものではなく、その他の取締役会附属監査委員会のメンバー若しくは取締役会のメンバーの職務、義務又は責任に影響するものでもない。「監査委員会の金融専門家」は、指定された以外の目的に関する「専門家」とはみなされない。

外部監査人

外部監査人の役割は、当行の財務報告書が真正かつ公正で、関連法令を遵守している旨の、独立した意見を提
供することである。

当行の外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ(「PwC」)であり、2002年度AGMにおいて株主に
より任命された。現在のPwCのリード監査パートナーは、マイケル・コードリング氏で、レビュー監査パート
ナーはウェイン・アンドリュース氏である。両氏はそれぞれ2011年12月と2015年1月に当該役職に就任した。

外部監査人は、取締役会附属監査委員会並びに取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の全書類を受
領し、両委員会のすべての会議に出席し、その委員に常時対応する。外部監査人はAGMにも出席し、外部監査人
の監査、監査報告書及び財務書類並びに外部監査人の独立性に関する株主からの質問に対応する。

当行の外部監査人として、PwCは四半期ごとにその独立性及び独立性基準の遵守を確認することを求められて
いる。

リード監査パートナー及びレビュー監査パートナーは、5年ごとに交代しなくてはならず、同一人物は最低5
年間は再任されない。

当行は、外部監査人との関係を厳密に管理しており、外部監査人に関する雇用、取引関係、財務上の利害及び
当行の金融商品の使用等には制限が設けられている。

外部監査人の関与

独立性又は利益相反の問題の発生を回避するため、外部監査人は当行に対し、一定の非監査サービスを行うこ
とができず、当行の「PwCによる監査及び非監査サービスへの関与に関する事前承認」(「ガイドライン」)に
おいて、その他の非監査サービスを行うことができる範囲も制限されうる。非監査サービスに関する外部監査人
の利用は、取締役会附属監査委員会により定められ、ガイドラインに記載される事前承認のプロセスに従って評
価され、承認される必要がある。

直近の2会計年度において外部監査人が請求した監査、監査関連、税務及びその他サービスに関する費用の合
計の内訳は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記39に記載されている。

グループ監査部門（内部監査）

グループ監査部門は、信用ポートフォリオ・レビュー・チームを含む当行の内部監査部門であり、グループ監査部門及び信用ポートフォリオ・レビュー・チームはいずれも、取締役会及び業務執行経営陣に対し、経営陣によるリスク管理の妥当性及び有効性の独立した客観的な評価を提供する。グループ監査部門は、取締役会附属監査委員会により承認された、かかる部門の目的、役割、範囲及びハイレベルの基準について定めた憲章に準拠している。グループ監査部門は、ウエストパック及びその完全子会社のガバナンス、リスク管理及び内部統制の枠組みを担当している。当該部門は、当行が完全所有するすべての事業体に立ち入ることができ、リスクベースの計画手法に従って監査及び評価を行う。グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーは、取締役会附属監査委員会の委員長への直接の報告ライン及び首席財務担当役員との管理上の連絡ラインを有しており、CEOへ直接連絡することもできる。

グループ監査部門の責任には、取締役会附属監査委員会及び適切とみなされる場合には取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会に定期的な報告を行い、これらの委員会に対してあらゆる重要な問題提起を行うことが含まれる。

・市場への開示

当行は、すべての投資家に対して公平かつ適時の、バランスのとれた有意義な情報を提供するための情報開示の水準を保っている。当行グループはこれらの基準に従って、取締役会により承認された、当行が株主及び投資業界とのコミュニケーションを取る方法を定める市場開示規定を設けている。

当該規定は、ASX、NZX及び当行が開示義務を有するその他の海外証券取引所の要件を反映し、また、有価証券及び企業に関する法令を遵守している。当行の規定は、合理的一般人が当行株式の価格又は価値に重要な影響を及ぼすことを予測できるような情報は、規制上の要件に基づく例外が適用されない限り、第一にASXを通じて開示されなければならないと定めている。

当行の開示委員会は、市場開示規定に基づいて公に開示すべき情報を決定し、いかなる情報が価格に影響を与える情報に該当し、市場への開示を求められるのかについて従業員の理解を深める責任を有している。開示委員会には、CEO、経営陣、首席コンプライアンス担当役員兼グループ法律顧問及びコーポレート業務及び持続可能性担当ゼネラル・マネジャーが含まれている。

最高執行責任者は、開示担当役員である。開示担当役員は、市場への開示の結果必要となる証券取引所とのコミュニケーション、及びあらゆる法域の規制当局への通知について最終的な責任を有する。

関連情報が市場に開示され、投資家により入手可能となると、当該情報は当行のホームページ上においても公開される。当該情報には、投資家向けディスカッション・パック、当行の財務成績についてのプレゼンテーション及び説明が含まれる。また、同ホームページには、当行の年次レビュー及び持続可能性に関する報告書、年次報告書、決算発表、CEO及び業務執行役員の報告会（すべての主要イベントのウェブ放送、録音及び抄録を含む）、株主総会通知並びに主要なメディア・リリースも掲載されている。

・株主とのコミュニケーション及び株主の参加

当行は、様々なコミュニケーション媒体を通じ、株主に対して常に完全な情報提供を行うよう努めている。これらの取組みは、コミュニケーションを向上させ、新しい技術を活用するべく定期的に見直されている。これらの取組みには、以下の方法が含まれる。

- ・郵便及びEメールによる株主との直接の相互的なコミュニケーション
- ・当行のホームページ上の投資家センター（Investor Centre）におけるすべての関連企業情報の掲載
- ・ウェブ放送を通じたすべての主要な市場報告会及び株主総会へのアクセスの提供

株主には、ASXでの告知及び/又は当行のホームページ上での投資家向け行事予定の公開を通じて、すべての主要な市場報告会及び株主総会に関する事前通知が行われる。

株主は、当行及びその株式登録機関の両方から、印刷物又は電子形式のいずれかの形で情報を受け取ることができる。

当行は、AGMを株主とのコミュニケーションを行う重要な機会であるととらえている。株主は、AGMへの出席及び積極的な参加を推奨されている。株主総会はウェブ上で公開され、当行のホームページにおいて、後日確認することもできる。AGMに出席できない株主は、インターネット上で行うことを含む複数の手段により、議決権の代理行使を行うことができる。また、株主は、総会通知を受領した際に、AGMにおいて提起したい議題を提出することができる。

CEO及びCFOの保証

取締役会は、経営陣から、当行及び当行が管理している事業体の財務状況及び業務成績に関する報告を定期的に受ける。CEO及びCFOは、取締役会が各会計期間の財務書類を承認する前に、取締役会に対して以下のすべての重要な点について記載された正式な声明を提出しており、2015年9月30日に終了した会計年度についても当該声明が提出された。

- ・当行の財務記録は、以下のとおり適切に維持されている
 - 取引、財政状態及び業績を正しく記録及び説明している
 - 真実かつ公正な財務書類の作成及び監査を可能にしている
 - 記録に記載された取引の完了後7年間は保管されている
- ・財務書類及び注記は、適切な会計基準を遵守している
- ・財務書類及び注記は、当行及び連結会社の財政状態及びその業績について真実かつ公正な見解を示している
- ・会社法及び規則に定められているその他の事項であって、財務書類及び注記に関連するものは充足されている
- ・会社法の第295A条に従って行われた宣言は、リスク管理及び内部統制の確固としたシステムに基づいており、当該システムは、財務報告リスクに関するすべての重要な点において効果的に機能している

・リスク管理

役割及び責任

取締役会は、当行のリスク選好の決定を含め、当行のリスク管理戦略の検討及び承認を行う責任を有する。取締役会は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会に、取締役会に対する当行グループのリスク・リワード戦略に関する勧告、リスク選好の設定、リスク管理の枠組み及び方針の承認、並びに経営陣の決定権を超えたリスクを承認するかどうかの決定に関する責任を委任している。

リスク管理戦略の年次の見直しは、2015年9月30日に終了した年度中に取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会によって完了され、取締役会によって承認された。

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は、当行のリスク構造全体が、取締役会によるリスク選好宣言に規定されたリスク選好、並びに現在及び将来の資本要件に沿っているかを監視する。同委員会は、経営陣から定期的に当行の重大な事業リスクの管理の有効性に関する報告を受ける。取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の役割の詳細については、後述の「取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会」の項目を参照のこと。

CEO及び経営陣は、リスク管理の戦略及び枠組みを実施する責任、並びに当行のすべての活動におけるリスクの特定及び管理に関する方針、統制、プロセス及び手続を策定する責任を担っている。

当行は、リスク管理に関して、「全員がリスクに関係している(Risk is Everyone's Business)」、並びに従業員全員がリスクを特定及び管理し、かつ当行グループの望ましいリスク構造の範囲内で活動することについて責任を負うという当行の文化を反映した3つの防衛ラインによるアプローチを採っている。効率的なリスク管理により、当社は以下を行うことができる。

- ・当行のリスク構造を正確に評価し、リスク選好の範囲内でリスクと利益のバランスを取ることで、財政的成長の機会を増加させ、潜在的な損失又は損害を軽減すること
- ・堅調なバランスシートの維持により、当行の預金者、保険契約者及び投資家を保護すること
- ・過度のリスク又は不適切なリスク集中を防ぐための十分な制御を組み込むこと
- ・当行の規制及びコンプライアンスに関する義務の履行

第1の防衛ライン - リスクの特定、管理及び自主検証

部門別の各事業分野は、承認されたリスク選好及びリスクに関する方針の範囲内で、かかる事業分野において発生するリスクを特定し、評価し、管理する責任を負う。かかる部門別の各事業分野は、適切なリスク管理、リソース及び自主検証のプロセスを確立し、維持しなければならない。

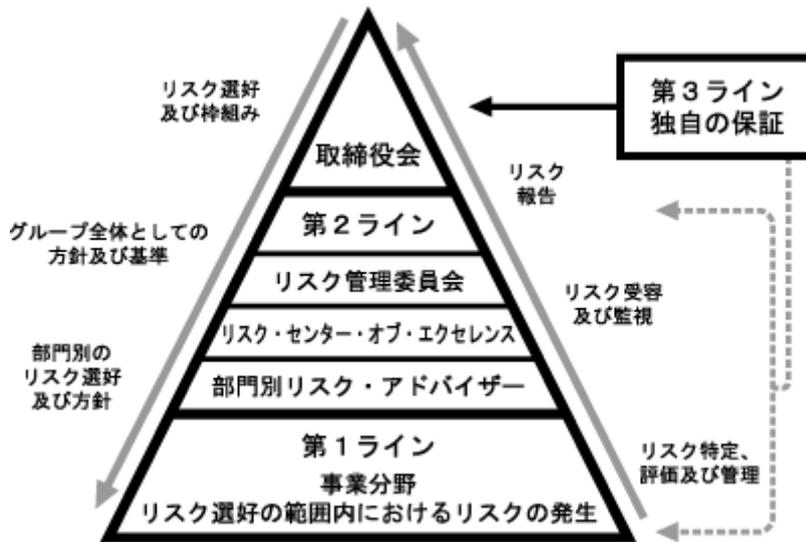
第2の防衛ライン - リスク管理の枠組み及び方針の確立並びにリスク管理の監督

当行における第2防衛ラインは、リスクの管理、監視及び報告のための枠組み、方針、制限及び手続を定めるリスク及びコンプライアンスに関する独立した助言、統制及び監視機能である。第2防衛ラインは、第1防衛ラインに与えられた権限の範囲外のリスクを承認することができる。また、第2防衛ラインは、第1防衛ラインにおける管理並びに枠組み及び方針の適用の適切性及び有効性の評価を行い、かつ、見解を述べ、必要に応じて、改善を要求し、特定された欠陥の修正に向けた第1防衛ラインの進捗状況を監視する。

第3の防衛ライン - 独自の保証

当行グループの監査部門は、当行グループ全体のリスク管理の枠組み及び統制の適切性及び有効性を独自に評価する。

下図は、当行全体のリスク管理に関する取組みを要約したものである。



当行全体のリスク管理構造の詳細は、後掲の「リスク管理構造」の表に示されている。

当行は、リスクを主として6種類に分類する。

- ・信用リスク 当行に対する、顧客又は相手方の金融債務の不履行によって生じる財務上の損失のリスク
- ・流動性リスク 当行が、資金を換金できず満期を迎えた債務の履行を行うことができなくなるリスク
- ・市場リスク 外国為替相場、金利、商品価格及び株価等の市場要因の変動が収益に悪影響を及ぼすリスク。当該リスクには、銀行業務における金利リスク（通常業務における、資産及び負債の持続期間のずれから生じる受取利息に対するリスク）が含まれる。
- ・実行リスク 当行グループ又はそのスタッフによる、不公正又は不適切な行い又は業務慣行によって生じるリスク
- ・オペレーショナル・リスク 不十分若しくは不適切な内部処理、人材及びシステム、又は外部的事象により発生する損失に関するリスク。かかる定義は、規制（パーゼル）上の定義（法令及び規制に関するリスクを含むが、戦略及びレピュテーションに関するリスクを除く。）に則している。
- ・コンプライアンス・リスク 当行に課せられたコンプライアンス義務の遵守を怠ることで生じる、法的又は規制上の制裁、財務上の損失、又はレピュテーション損失のリスク

これらの6種類の主要なリスクに加えて、又はこれらに関連して、当行は以下のリスクを管理する。

- ・事業リスク 事業環境の変化に対する事業分野の脆弱性に関するリスク

- ・ 持続可能性リスク 既存又は新規発生の持続可能性に関する環境、社会又はガバナンス上の重要な問題に対する認識又は対処を怠ることにより、レピュテーション又は財務上の損失を被るリスク
- ・ 株式リスク 株式の価値の変動から発生する財務上の損失の潜在的なリスク。株式リスクは、直接的、間接的又は偶発的である可能性がある。
- ・ 保険リスク 保険事故に係る費用の見積りの誤り、保険事故の件数又は程度の変動、及び申し立てられた保険請求に係る費用の見積りの誤りに関するリスク
- ・ 関係会社（伝染）リスク 当行グループのメンバーにおいて発生した問題が、当行グループ内の認可預金受入機関の財政及び経営を危険にさらすリスク
- ・ レピュテーションに関するリスク レピュテーション又は社会的な信頼と地位の喪失に由来する当行に対する批判的な世論から発生する、収益及び資産に対するリスク

当行は、APRA及びRBNZよりバーゼル の自己資本比率規制の枠組みに基づく上級認可を取得しており、自己資本比率を算出する際には、信用リスクを測定するための先進的な内部格付けベースのアプローチ（AIRB）及びオペレーショナル・リスクを測定するためのAMAを使用している。

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は当行の独立非業務執行取締役の全員からなり、エリザベス・ブライアン氏が委員長を務めている。

リスク及びコンプライアンス委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、以下の業務を行う。

- ・ 取締役会に対し、当行グループのリスク・リワード戦略に関する勧告を行うこと
- ・ リスク選好を設定すること
- ・ 当行の資本リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク及びレピュテーションに関するリスクを含むリスク管理の枠組みを検討し、承認すること
- ・ 取締役会がCEO、CFO及びCRO並びに取締役会が信用リスクを承認する権限を委任した当行グループのその他の役員に委任した、信用リスクを承認する権限について適用される制限及び条件の検討及び承認を行うこと
- ・ 当行のリスクの制限並びに管理及び調整に対するリスク構造、業績、資本水準、エクスポージャーを監視すること
- ・ 経済及び経営環境に関して予測される変化、並びに当行のリスク構造及びリスク選好に関連するとみられるその他の要因を監視すること
- ・ 当行のリスク管理の枠組みを補助する主要な制度の開発及び継続的な検討を監督すること
- ・ 経営陣の決定権を超えたリスクを承認すること

各リスクの種類を鑑み、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の役割には以下が含まれる。

- ・信用リスク 信用リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限を承認すること、並びに当行の信用ポートフォリオの信用リスク構造、業績及び管理を監視すること
- ・流動性リスク 当行の年間資金調達戦略及び流動性要件を含む流動性リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限、及び回復・破綻処理計画の承認、並びに流動性リスク構造の監視を行うこと
- ・市場リスク バリューストック・アット・リスク及びリスク制限のある純利息収益を含むが、これに限らない市場リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限の承認、並びに市場リスク構造の監視を行うこと
- ・オペレーショナル・リスク オペレーショナル・リスク管理の枠組みを補助するオペレーショナル・リスク構造、当該リスクの管理及び調整における成果の監視、並びにオペレーショナル・リスクに関する方針の開発及び継続的な検討を行うこと
- ・レピュテーションに関するリスク レピュテーションに関するリスクの枠組みの検討及び承認、並びにレピュテーションに関するリスクの管理及び調整における成果の監視を行うこと
- ・コンプライアンス・リスク コンプライアンス管理のプロセス並びに当行による準拠法、規則及び規制上の要件の遵守を監視すること、規制当局又は政府機関との重要なやり取り及び当行の重要な問題を提起する報告の公表について経営陣及び外部監査人とともに議論を行うこと、並びに苦情及び内部告発者の問題を監視すること

また、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は、以下の業務も行う。

- ・自己資本充実度に関する内部評価プロセスの承認を行い、その過程において企業単位でのストレス・テストの結果を検討すること、当行の内部の経済資本測定を勧告して、自己資本の望ましい比率のレンジを設定すること、及び資本水準の当行グループのリスク選好との整合性を見直し、監視すること
- ・取締役会附属監査委員会に対し、経営におけるリスク管理の枠組みの完全性に関して定期的に保証及び開示を行うこと
- ・その他の各取締役会附属委員会に対し、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会が把握した、当該取締役会附属委員会に関係するあらゆる事項について情報を提供すること

コンプライアンス管理の枠組み

コンプライアンス管理の枠組みは、当行のコンプライアンス選好の範囲内で活動し、当行のコンプライアンス目標を達成するため、コンプライアンス義務の管理及びコンプライアンス・リスクの軽減に向けた当行のアプローチを定めている。当行のコンプライアンス・リスクを積極的に管理するために、当行は、以下を行わなければならない。

- ・ 当行がどのように事業を行い、当行を運営し、またどのように当行のシステム及び手続が構築され、機能するかについて、当行の監督機関の要件を組み込むこと
- ・ 当行の法的義務、規制要件及び当行が自発的に従う行動規範を遵守するとともに、当行の顧客のニーズに気を配ること
- ・ 当行グループにかかわるすべての者がコンプライアンスに対して責任を持つというコンプライアンスの文化を維持すること

当行のアプローチを実施するために当行が用いる方法は以下のとおりである。

- ・ 強固なガバナンス環境の維持
- ・ 義務の特定、コンプライアンス計画の構築及び維持、変更の実施
- ・ コンプライアンス管理の開発、実施及び検証
- ・ 事件、問題及びリスクの監視及び報告

第1防衛ラインの経営陣は、その他のリスクと同様にコンプライアンスに対しても一次的に責任を負い、当行グループ及び事業の各部門を担当する第2防衛ラインのコンプライアンスに特化した部門がこれを支援する。当該コンプライアンス部門は、首席コンプライアンス担当役員兼グループ法律顧問に直属している。

当行グループ全体におけるコンプライアンスの状況については、ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会並びに取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会に対して定期的な報告がなされる。

xi . 報酬

取締役会附属報酬委員会は、当行が、業績、当行のリスク管理の枠組み、法令及び最高基準のガバナンスを考慮して、各人に対して公正に、かつ責任を持って報酬を与える、報酬に関する一貫した方針及びその運用慣行を備えることを確保することにより、取締役会を補助している。

取締役会附属報酬委員会は、会計年度を通じて常設されており、4名の独立非業務執行取締役からなり、イーウェン・クラウチ氏が委員長を務めている。また、取締役会附属報酬委員会の全委員は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員も兼ねており、同委員会は報酬枠組みに関する有効なリスク管理の統合を補助している。

取締役会附属報酬委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、以下の業務を行う。

- ・ウエストパック・グループ報酬制度（「グループ報酬制度」）について検討し、取締役会に勧告を行い、またグループ報酬制度の有効性及び健全性基準との整合性を評価すること
- ・CEO、非業務執行取締役、グループ業務執行役員、その他CEO直属の業務執行役員、その他その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会が判断する人員、APRAが指定する人員及び取締役会が決定するその他あらゆる人員についての個別の報酬水準について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・グループ報酬制度に含まれる各人員カテゴリーに対する報酬の構造を検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・CEOの報酬に関する企業目標及び目的、並びにこれらの目的に鑑みたCEOの業績について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・グループ業務執行役員に対する短期奨励金制度及び長期奨励金制度について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・株式ベースの報酬制度の承認について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・当行グループ全体の一般的な報酬慣行を監督すること

取締役会附属報酬委員会は毎年、既定の事業の業績指標及び当行の財務健全性を考慮して変動報酬プールの規模を検討し、取締役会に勧告する。また、取締役会附属報酬委員会は、慎重な扱いを要すること、前例、又は開示に関する影響を理由として重要である個人又は集団に関して、グループ報酬制度外の報酬協定の承認を行う。さらに、取締役会附属報酬委員会は、報酬を決定する際、及び必要に応じて、上級業務執行役員の業績の検討及び評価を行う。

また、取締役会附属報酬委員会は、後発的な情報や事情により、従業員に対するインセンティブとしての株式の付与が正当ではなかったと判明した場合に、当該株式付与の削減又は失権を検討し、取締役会に勧告する。

報酬のベンチマーク、市場慣行並びに新たな傾向及び規制改革を含む広範な問題に関する情報の提供を受けるため、取締役会附属報酬委員会は、社外の報酬コンサルタントを採用している。

当行の報酬の枠組みに関する更なる詳細については、第一部 第5 4「役員の状況」の「報酬報告書」を参照のこと。取締役会附属報酬委員会は、報酬報告書を検討し、その承認を勧告する。

リスク管理構造

当行のリスク管理構造は下表のとおりである。

取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ・当行のリスク管理戦略全体につき検討及び承認を行う
取締役会 附属リスク 及び コンプライ アンス 委員会 (「BRCC」)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会に対し、当行グループのリスク・リワード戦略に関する勧告を行う ・リスク選好を設定する ・リスク管理の枠組みを見直し、承認する ・取締役会により、CEO、CFO及びCRO並びに当行グループのその他の役員に委任された、信用リスクの承認に関する権限に課される制限及び条件を見直し、承認する ・当行のリスクの制限、管理及び調整に対する当行のリスク構造、業績、資本水準及びエクスポージャーを監視する ・経済状況及び経営環境に関して予測される変化、並びに当行のリスク構造に関連するとみられるその他の要因を監視する ・当行のリスク管理の枠組みを補助する主要な制度の開発及び継続的な検討を監督する ・経営陣の決定権を超えたリスクを認可するかどうかを決定する
リスク 管理を行う その他の 取締役会 附属委員会	<p>取締役会附属監査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する <p>取締役会附属報酬委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを織り込んだ報酬に関してBRCCが提起した事項を検討する <p>取締役会附属テクノロジー委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テクノロジーに関する戦略、実施及び主要なテクノロジー・プログラムに関連するリスクを監督する
経営陣	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会が承認した戦略を遂行する ・承認されたリスク選好の範囲内で、当行グループの様々な戦略的目標及び業績目標を達成する ・各事業分野における主要リスク、自己資本充実度及び当行グループのレピュテーションを監視する

業務執行 リスク 委員会	<p>ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BRCCにより決定されたリスク選好に照らして、当行グループ全体における重要なリスクの管理及び監督を主導する ・当行グループのリスク・ガバナンスに関するアプローチへの、リスク管理戦略の組み込みを監督する ・リスクに関する管理の枠組み及びそれを支える主要な方針を監督する ・当行グループの信用リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク及び市場リスクの構造を監視する ・レピュテーションに関するリスク及び持続可能性リスクの管理の枠組み並びにそれらを支える主要な方針を監督する ・新たに発生する信用リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク及び市場リスクを特定し、それらの影響の評価及び適切な対応策の実施に関する責任を割り当てる
	<p>ウエストパック・グループ資産・負債委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行グループ全体の資金調達及び流動性リスク・リワードの最適化を主導する ・資本のレベル及び品質が、当行グループのリスク構造、事業戦略及びリスク選好と釣り合うものか検討する ・流動性リスク管理の枠組み及び主要な方針を監督する ・当行の資金調達、流動性リスクの構造及びバランスシート・リスクの構造を監督する ・新たに発生する資金調達及び流動性リスク並びにそれらに対する適切な対応策を特定する
	<p>ウエストパック・グループ信用リスク委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行グループ全体における信用に関するリスク・リワードの最適化を主導する ・信用リスクに関するリスク管理の枠組み及びそれを支える主要な方針を見直し、監督する ・当行の信用リスクの構造を監督する ・新たに発生する信用リスクを特定し、その影響の評価に関する責任を割り当て、適切に対処する ・リスク許容度を検証し、代替的なアプローチについて討議するためのフォーラムを提供することにより、信用リスクの管理の継続的な向上を促進する
	<p>ウエストパック・グループ報酬監督委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行グループ全体における報酬協定が、人材、リスク及び財務（People, Risk and Finance）の観点から検討済みであることを保証する ・当行の報酬の枠組みにおけるすべての主要な段階にリスクが組み込まれるようにすることについて責任を負う ・当行グループ報酬方針について検討及び取締役会附属報酬委員会への勧告のためのCEOへの勧告を行い、当行グループ全体における報酬に関する協定が、当行の長期的な財務健全性及びリスク管理の枠組みに沿った行動を奨励するものであることを保証する ・責任者（当行グループの法定役員資質規定指針の定義による。）、リスク及び財務管理担当人員、並びに報酬合計の大部分が業績に連動しており、その活動が（個別に又は全体として）当行の財務健全性に影響を及ぼすその他すべての従業員に関する報酬協定（グループ業務執行役員に関するものを除く。）を検討し、監視する ・当行グループの変動報酬プールの総額を決定する基準及び根拠について検討し、取締役会附属報酬委員会への勧告のためのCEOへの勧告を行う

リスク及び コンプライア ンス機能	リスク機能 <ul style="list-style-type: none">・BRCCの承認を受けるべき、グループ・レベルのリスク管理の枠組みを策定する・リスク管理の枠組みを支える主要な方針の検討及び策定を指示する・BRCCにより承認された枠組みに沿った部門別の方針、リスク選好宣言、統制、手続及び監視・報告機能を策定する・リスクの集中の限度を定め、リスクの集中を監視する・新たに生じるリスク問題を監視する コンプライアンス機能 <ul style="list-style-type: none">・BRCCの承認を受けるべき、グループ・レベルのコンプライアンスの枠組みを策定する・コンプライアンスの方針、コンプライアンスの計画、統制及び手続の検討及び策定を指示する・コンプライアンス及び規制上の義務、並びに新たに生じる規制上の進展を監視する・コンプライアンスの基準について報告する
独立 内部 レビュー	グループ監査 <ul style="list-style-type: none">・リスクの管理統制の充足性及び有効性を検討する
部門別 事業分野	事業分野 <ul style="list-style-type: none">・承認されたリスク選好に関する方針の範囲内で、各事業分野において発生するリスクを特定し、評価し、管理する責任を負う・適切なリスク管理、リソース及び自主検証のプロセスを確立し、維持する

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

単位：千豪ドル（百万円）

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	16,354 (1,566)	3,866 (370)	17,306 (1,452)	1,636 (137)
連結子会社	3,551 (340)	460 (44)	3,138 (263)	1,442 (121)
計	19,905 (1,906)	4,326 (414)	20,444 (1,715)	3,078 (258)

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月30日時点の換算率により計算されている。

【その他重要な報酬の内容】

第一部 第6 1 「財務書類」に対する注記39を参照のこと。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

第一部 第6 1 「財務書類」に対する注記39を参照のこと。

【監査報酬の決定方針】

第一部 第5 5 「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(1)の 「財務報告」を参照のこと。

第6 【経理の状況】

(イ) 本一般目的財務報告書は、1959年銀行法（改正後）に基づく認可預金受入機関に対する要件、オーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）及びオーストラリア会計基準審議会（以下「AASB」という。）により公表される解釈並びに2001年会社法に従って作成されている。

ウエストパック・バンキング・コーポレーションの採用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの2015年9月30日に終了した事業年度の財務書類は、オーストラリアの独立登録会計事務所であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその独立登録会計事務所の監査報告書を添付している。

(ハ) 以下に掲げる財務書類及び監査報告書のうち、英文（原文）は、ウエストパック・バンキング・コーポレーションがオーストラリアにおいて株主、オーストラリア証券取引所及びオーストラリア証券投資委員会に提出した年次報告書の内容と同一であり、日本文はこれを翻訳したものである。

(ニ) 本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類（原文）は豪ドルで表示されている。「日本円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2015年9月30日現在のロイター・モニターに表示された売買相場仲値、1豪ドル=83.8995円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、豪ドル額が上記のレートで日本円に換算されることを意味するものではない。

(ホ) 円換算額及び第一部 第6 2「主な資産・負債及び収支の内容」から第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までに記載されている事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記（ロ）の会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

() 損益計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			当行(親会社)	
		2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息	3	32,295	32,248	33,009	32,043	32,076
支払利息	3	(18,028)	(18,706)	(20,188)	(20,502)	(21,012)
純利息収益		14,267	13,542	12,821	11,541	11,064
利息以外の収益	4	7,375	6,395	5,774	5,722	5,905
純業務収益(業務費用および減損費用控除前)		21,642	19,937	18,595	17,263	16,969
業務費用	5	(9,473)	(8,547)	(7,976)	(7,773)	(6,939)
減損費用	6	(753)	(650)	(847)	(622)	(561)
税引前利益		11,416	10,740	9,772	8,868	9,469
法人税等	7	(3,348)	(3,115)	(2,947)	(2,121)	(2,235)
当期純利益		8,068	7,625	6,825	6,747	7,234
非支配持分に帰属する当期純利益		(56)	(64)	(74)	-	-
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益		8,012	7,561	6,751	6,747	7,234
		豪セント	豪セント	豪セント		
1株当たり利益						
基本的	8	256.3	243.7	218.3		
希薄化後	8	249.3	238.7	213.5		

上記の損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

	注記	連結			当行(親会社)	
		2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
受取利息	3	2,709,534	2,705,591	2,769,439	2,688,392	2,691,160
支払利息	3	(1,512,540)	(1,569,424)	(1,693,763)	(1,720,108)	(1,762,896)
純利息収益		1,196,994	1,136,167	1,075,675	968,284	928,264
利息以外の収益	4	618,759	536,537	484,436	480,073	495,427
純業務収益(業務費用および減損費用控除前)		1,815,753	1,672,704	1,560,111	1,448,357	1,423,691
業務費用	5	(794,780)	(717,089)	(669,182)	(652,151)	(582,179)
減損費用	6	(63,176)	(54,535)	(71,063)	(52,185)	(47,068)
税引前利益		957,797	901,081	819,866	744,021	794,444
法人税等	7	(280,896)	(261,347)	(247,252)	(177,951)	(187,515)
当期純利益		676,901	639,734	572,614	566,070	606,929
非支配持分に帰属する当期純利益		(4,698)	(5,370)	(6,209)	-	-
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益		672,203	634,364	566,406	566,070	606,929
		円	円	円		
1株当たり利益						
基本的	8	215.0	204.5	183.2		
希薄化後	8	209.2	200.3	179.1		

上記の損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 包括利益計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			当行(親会社)	
		2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益		8,068	7,625	6,825	6,747	7,234
その他の包括利益						
後に損益に振替えられる可能性のある項目						
売却可能有価証券に係る利益/(損失)：						
株主持分で認識		(148)	263	57	(152)	222
損益計算書に振替		(73)	(94)	(104)	(21)	9
キャッシュ・フロー・ヘッジ商品に係る利益/(損失)：						
株主持分で認識		(59)	41	(51)	140	90
損益計算書に振替		(131)	(197)	(234)	(167)	(239)
在外事業体の換算から生じる為替差額		15	61	114	33	14
株主持分に直接含まれるまたは株主持分から直接振替えられた項目に係る法人税等：						
売却可能有価証券積立金		67	(52)	15	53	(48)
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金		54	47	85	8	45
外貨換算積立金		-	-	(11)	-	-
関連会社のその他の包括利益に対する持分		5	-	-	-	-
後に損益に振替えられないことのない項目						
公正価値で測定する金融負債に係る自社の信用リスクの調整(税引後)		160	11	44	160	11
株主持分で認識された確定給付債務の再測定(税引後)		111	(47)	247	115	(49)
当期その他の包括利益(税引後)		1	33	162	169	55
当期包括利益合計		8,069	7,658	6,987	6,916	7,289
以下に帰属：						
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者		8,013	7,594	6,913	6,916	7,289
非支配持分		56	64	74	-	-
当期包括利益合計		8,069	7,658	6,987	6,916	7,289

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

	注記	連結			当行(親会社)	
		2015年 百万円	2014年 百万円	2013年 百万円	2015年 百万円	2014年 百万円
当期純利益		676,901	639,734	572,614	566,070	606,929
その他の包括利益						
後に損益に振替えられる可能性のある項目						
売却可能有価証券に係る利益/(損失):						
株主持分で認識		(12,417)	22,066	4,782	(12,753)	18,626
損益計算書に振替		(6,125)	(7,887)	(8,726)	(1,762)	755
キャッシュ・フロー・ヘッジ商品に係る利益/(損失):						
株主持分で認識		(4,950)	3,440	(4,279)	11,746	7,551
損益計算書に振替		(10,991)	(16,528)	(19,632)	(14,011)	(20,052)
在外事業体の換算から生じる為替差額		1,258	5,118	9,565	2,769	1,175
株主持分に直接含まれるまたは株主持分から直接振替えられた項目に係る法人税等:						
売却可能有価証券積立金		5,621	(4,363)	1,258	4,447	(4,027)
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金		4,531	3,943	7,131	671	3,775
外貨換算積立金		-	-	(923)	-	-
関連会社のその他の包括利益に対する持分		419	-	-	-	-
後に損益に振替えられない項目						
公正価値で測定する金融負債に係る自社の信用リスクの調整(税引後)		13,424	923	3,692	13,424	923
株主持分で認識された確定給付債務の再測定(税引後)		9,313	(3,943)	20,723	9,648	(4,111)
当期その他の包括利益(税引後)		84	2,769	13,592	14,179	4,614
当期包括利益合計		676,985	642,502	586,206	580,249	611,543
以下に帰属:						
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者		672,287	637,133	579,997	580,249	611,543
非支配持分		4,698	5,370	6,209	-	-
当期包括利益合計		676,985	642,502	586,206	580,249	611,543

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 貸借対照表 9月30日現在

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結		当行(親会社)	
		2015年	2014年	2015年	2014年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産					
現金および中央銀行預け金	41	14,770	25,760	13,372	23,400
他の金融機関に対する債権	10	9,583	7,424	8,741	5,483
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	11	27,454	45,909	24,896	44,324
金融派生商品	21	48,173	41,404	47,540	41,307
売却可能有価証券	12	54,833	36,024	50,344	32,009
貸付金	13	623,316	580,343	546,075	505,604
生命保険に関する資産	15	13,125	11,007	-	-
海外における中央銀行への法定準備預金		1,309	1,528	1,152	1,389
子会社債権		-	-	145,560	140,098
子会社に対する投資		-	-	4,585	4,687
関連会社に対する投資	35	756	-	-	-
不動産および設備		1,592	1,452	1,354	1,113
繰延税金資産	7	1,377	1,397	1,463	1,322
のれんおよびその他の無形資産	26	11,574	12,606	9,180	9,715
その他の資産	27	4,294	5,988	3,294	5,017
資産合計		812,156	770,842	857,556	815,468
負債					
他の金融機関に対する債務	16	18,731	18,636	18,133	18,411
預金およびその他の借入金	17	475,328	460,822	425,509	414,183
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債	18	9,226	19,236	9,226	19,155
金融派生商品	21	48,304	39,539	48,050	39,141
発行済債券	19	171,054	152,251	144,715	127,846
未払法人税等		539	662	518	614
生命保険債務	15	11,559	9,637	-	-
子会社債務		-	-	143,885	135,066
引当金	28	1,489	1,618	1,332	1,403
繰延税金負債	7	55	55	-	-
その他の負債	29	8,116	8,191	6,433	6,409
借入資本を除く負債合計		744,401	710,647	797,801	762,228
借入資本	20	13,840	10,858	13,840	10,858
負債合計		758,241	721,505	811,641	773,086
純資産額		53,915	49,337	45,915	42,382

	注記	連結		当行(親会社)	
		2015年	2014年	2015年	2014年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
株主持分					
株式資本：					
普通株式	32	29,280	26,943	29,280	26,943
自己株式およびRSP自己株式	32	(385)	(304)	(308)	(239)
積立金	32	1,031	1,176	940	921
利益剰余金		23,172	20,641	15,248	14,002
転換社債	32	-	-	755	755
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計		53,098	48,456	45,915	42,382
非支配持分	32	817	881	-	-
株主持分および非支配持分合計		53,915	49,337	45,915	42,382

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

	注記	連結		当行(親会社)	
		2015年	2014年	2015年	2014年
		百万円	百万円	百万円	百万円
資産					
現金および中央銀行預け金	41	1,239,196	2,161,251	1,121,904	1,963,248
他の金融機関に対する債権	10	804,009	622,870	733,366	460,021
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	11	2,303,377	3,851,742	2,088,762	3,718,761
金融派生商品	21	4,041,691	3,473,775	3,988,582	3,465,637
売却可能有価証券	12	4,600,461	3,022,396	4,223,836	2,685,539
貸付金	13	52,295,901	48,690,488	45,815,419	42,419,923
生命保険に関する資産	15	1,101,181	923,482	-	-
海外における中央銀行への法定準備預金		109,824	128,198	96,652	116,536
子会社債権		-	-	12,212,411	11,754,152
子会社に対する投資		-	-	384,679	393,237
関連会社に対する投資	35	63,428	-	-	-
不動産および設備		133,568	121,822	113,600	93,380
繰延税金資産	7	115,530	117,208	122,745	110,915
のれんおよびその他の無形資産	26	971,053	1,057,637	770,197	815,084
その他の資産	27	360,264	502,390	276,365	420,924
資産合計		68,139,482	64,673,258	71,948,520	68,417,357
負債					
他の金融機関に対する債務	16	1,571,522	1,563,551	1,521,350	1,544,674
預金およびその他の借入金	17	39,879,782	38,662,735	35,699,992	34,749,747
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債	18	774,057	1,613,891	774,057	1,607,095
金融派生商品	21	4,052,681	3,317,302	4,031,371	3,283,910
発行済債券	19	14,351,345	12,773,783	12,141,516	10,726,215
未払法人税等		45,222	55,541	43,460	51,514
生命保険債務	15	969,794	808,539	-	-
子会社債務		-	-	12,071,880	11,331,970
引当金	28	124,926	135,749	111,754	117,711
繰延税金負債	7	4,614	4,614	-	-
その他の負債	29	680,928	687,221	539,725	537,712
借入資本を除く負債合計		62,454,872	59,622,928	66,935,105	63,950,548
借入資本	20	1,161,169	910,981	1,161,169	910,981
負債合計		63,616,041	60,533,909	68,096,274	64,861,529
純資産額		4,523,442	4,139,350	3,852,246	3,555,829

	注記	連結		当行(親会社)	
		2015年	2014年	2015年	2014年
		百万円	百万円	百万円	百万円
株主持分					
株式資本：					
普通株式	32	2,456,577	2,260,504	2,456,577	2,260,504
自己株式およびRSP自己株式	32	(32,301)	(25,505)	(25,841)	(20,052)
積立金	32	86,500	98,666	78,866	77,271
利益剰余金		1,944,119	1,731,770	1,279,300	1,174,761
転換社債	32	-	-	63,344	63,344
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計		4,454,896	4,065,434	3,852,246	3,555,829
非支配持分	32	68,546	73,915	-	-
株主持分および非支配持分合計		4,523,442	4,139,350	3,852,246	3,555,829

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

[次へ](#)

() 持分変動計算書 9月30日現在

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

連結

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーションの 所有者に帰 属する株主 持分合計	非支配持分 (注記32)	株式持分 および 非支配持分 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2012年10月1日現在残高	26,163	958	17,174	44,295	1,970	46,265
当期純利益	-	-	6,751	6,751	74	6,825
当期その他の包括利益純額	-	(129)	291	162	-	162
当期包括利益合計	-	(129)	7,042	6,913	74	6,987
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(5,249)	(5,249)	-	(5,249)
普通株式特別配当金 ²	-	-	(310)	(310)	-	(310)
配当金株式再投資制度	531	-	-	531	-	531
2003年度信託優先証券の償還に係る 実現利益	-	-	296	296	-	296
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	130	-	130	-	130
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	124	-	-	124	-	124
ウエストパックSPSの償還	173	-	-	173	-	173
株式の購入(発行費用控除後)	(162)	-	-	(162)	-	(162)
自己株式の(取得)/処分	(61)	-	-	(61)	-	(61)
2003年度信託優先証券の償還	-	-	-	-	(1,137)	(1,137)
その他	-	(6)	-	(6)	(44)	(50)
拠出金および分配金合計	605	124	(5,263)	(4,534)	(1,181)	(5,715)
2013年9月30日現在残高	26,768	953	18,953	46,674	863	47,537
当期純利益	-	-	7,561	7,561	64	7,625
当期その他の包括利益純額	-	69	(36)	33	-	33
当期包括利益合計	-	69	7,525	7,594	64	7,658
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(5,527)	(5,527)	-	(5,527)
普通株式特別配当金 ²	-	-	(310)	(310)	-	(310)
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	156	-	156	-	156
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	49	-	-	49	-	49
株式の購入(発行費用控除後)	(127)	-	-	(127)	-	(127)
自己株式の(取得)/処分	(51)	-	-	(51)	-	(51)
その他	-	(2)	-	(2)	(46)	(48)
拠出金および分配金合計	(129)	154	(5,837)	(5,812)	(46)	(5,858)
2014年9月30日現在残高	26,639	1,176	20,641	48,456	881	49,337

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーションの 所有者に帰 属する株主 持分合計	非支配持分 (注記32)	株式持分 および 非支配持分 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	-	-	8,012	8,012	56	8,068
当期その他の包括利益純額	-	(270)	271	1	-	1
当期包括利益合計	-	(270)	8,283	8,013	56	8,069
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(5,752)	(5,752)	-	(5,752)
配当金株式再投資制度	1,412	-	-	1,412	-	1,412
配当金株式再投資制度の引受	1,000	-	-	1,000	-	1,000
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	141	-	141	-	141
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	16	-	-	16	-	16
株式の購入(発行費用控除後)	(91)	-	-	(91)	-	(91)
自己株式の(取得)/処分	(81)	-	-	(81)	-	(81)
被支配会社の売却	-	-	-	-	(105)	(105)
その他	-	(16)	-	(16)	(15)	(31)
拠出金および分配金合計	2,256	125	(5,752)	(3,371)	(120)	(3,491)
2015年9月30日現在残高	28,895	1,031	23,172	53,098	817	53,915

- 1 2015年度の内訳は、2015年度中間配当金1株当たり93豪セントおよび2014年度最終配当金1株当たり92豪セント(2014年度：2014年度中間配当金90豪セントおよび2013年度最終配当金88豪セント、2013年度：2013年度中間配当金86豪セントおよび2012年度最終配当金84豪セント)であり、30%の税率で全額フランキング済である。
- 2 2015年度の内訳は、1株当たりゼロ豪セント(2014年度：1株当たり10豪セント、2013年度：1株当たり10豪セント)であり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

連結

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレー ションの 所有者に帰 属する株主 持分合計	非支配持分 (注記32)	株式持分 および 非支配持分 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2012年10月1日現在残高	2,195,063	80,376	1,440,890	3,716,328	165,282	3,881,610
当期純利益	-	-	566,406	566,406	6,209	572,614
当期その他の包括利益純額	-	(10,823)	24,415	13,592	-	13,592
当期包括利益合計	-	(10,823)	590,820	579,997	6,209	586,206
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(440,388)	(440,388)	-	(440,388)
普通株式特別配当金 ²	-	-	(26,009)	(26,009)	-	(26,009)
配当金株式再投資制度	44,551	-	-	44,551	-	44,551
2003年度信託優先証券の償還に係る 実現利益	-	-	24,834	24,834	-	24,834
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	10,907	-	10,907	-	10,907
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	10,404	-	-	10,404	-	10,404
ウエストパックSPSの償還	14,515	-	-	14,515	-	14,515
株式の購入(発行費用控除後)	(13,592)	-	-	(13,592)	-	(13,592)
自己株式の(取得)/処分	(5,118)	-	-	(5,118)	-	(5,118)
2003年度信託優先証券の償還	-	-	-	-	(95,394)	(95,394)
その他	-	(503)	-	(503)	(3,692)	(4,195)
拠出金および分配金合計	50,759	10,404	(441,563)	(380,400)	(99,085)	(479,486)
2013年9月30日現在残高	2,245,822	79,956	1,590,147	3,915,925	72,405	3,988,331
当期純利益	-	-	634,364	634,364	5,370	639,734
当期その他の包括利益純額	-	5,789	(3,020)	2,769	-	2,769
当期包括利益合計	-	5,789	631,344	637,133	5,370	642,502
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(463,713)	(463,713)	-	(463,713)
普通株式特別配当金 ²	-	-	(26,009)	(26,009)	-	(26,009)
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	13,088	-	13,088	-	13,088
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	4,111	-	-	4,111	-	4,111
株式の購入(発行費用控除後)	(10,655)	-	-	(10,655)	-	(10,655)
自己株式の(取得)/処分	(4,279)	-	-	(4,279)	-	(4,279)
その他	-	(168)	-	(168)	(3,859)	(4,027)
拠出金および分配金合計	(10,823)	12,921	(489,721)	(487,624)	(3,859)	(491,483)
2014年9月30日現在残高	2,234,999	98,666	1,731,770	4,065,434	73,915	4,139,350

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーションの 所有者に帰 属する株主 持分合計	非支配持分 (注記32)	株式持分 および 非支配持分 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益	-	-	672,203	672,203	4,698	676,901
当期その他の包括利益純額	-	(22,653)	22,737	84	-	84
当期包括利益合計	-	(22,653)	694,940	672,287	4,698	676,985
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(482,590)	(482,590)	-	(482,590)
配当金株式再投資制度	118,466	-	-	118,466	-	118,466
配当金株式再投資制度の引受	83,900	-	-	83,900	-	83,900
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	11,830	-	11,830	-	11,830
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	1,342	-	-	1,342	-	1,342
株式の購入(発行費用控除後)	(7,635)	-	-	(7,635)	-	(7,635)
自己株式の(取得)/処分	(6,796)	-	-	(6,796)	-	(6,796)
被支配会社の売却	-	-	-	-	(8,809)	(8,809)
その他	-	(1,342)	-	(1,342)	(1,258)	(2,601)
拠出金および分配金合計	189,277	10,487	(482,590)	(282,825)	(10,068)	(292,893)
2015年9月30日現在残高	2,424,276	86,500	1,944,119	4,454,896	68,546	4,523,442

- 1 2015年度の内訳は、2015年度中間配当金1株当たり78円および2014年度最終配当金1株当たり77円(2014年度：2014年度中間配当金76円および2013年度最終配当金74円、2013年度：2013年度中間配当金72円および2012年度最終配当金70円)であり、30%の税率で全額フランキング済である。
- 2 2015年度の内訳は、1株当たりゼロ円(2014年度：1株当たり8円、2013年度：1株当たり8円)であり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

当行(親会社)

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーションの 所有者に帰 属する株主 持分合計	転換社債 (注記32)	株式持分 および 非支配持分 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2013年10月1日現在残高	26,840	691	12,666	40,197	755	40,952
当期純利益	-	-	7,234	7,234	-	7,234
当期その他の包括利益純額	-	93	(38)	55	-	55
当期包括利益合計	-	93	7,196	7,289	-	7,289
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(5,534)	(5,534)	-	(5,534)
普通株式特別配当金 ²	-	-	(310)	(310)	-	(310)
転換社債に係る分配金	-	-	(16)	(16)	-	(16)
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	137	-	137	-	137
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	49	-	-	49	-	49
株式の購入(発行費用控除後)	(127)	-	-	(127)	-	(127)
自己株式の(取得)/処分	(58)	-	-	(58)	-	(58)
拠出金および分配金合計	(136)	137	(5,860)	(5,859)	-	(5,859)
2014年9月30日現在残高	26,704	921	14,002	41,627	755	42,382
当期純利益	-	-	6,747	6,747	-	6,747
当期その他の包括利益純額	-	(106)	275	169	-	169
当期包括利益合計	-	(106)	7,022	6,916	-	6,916
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(5,762)	(5,762)	-	(5,762)
配当金株式再投資制度	1,412	-	-	1,412	-	1,412
配当金株式再投資制度の引受	1,000	-	-	1,000	-	1,000
転換社債に係る分配金	-	-	(14)	(14)	-	(14)
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	125	-	125	-	125
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	16	-	-	16	-	16
株式の購入(発行費用控除後)	(91)	-	-	(91)	-	(91)
自己株式の(取得)/処分	(69)	-	-	(69)	-	(69)
拠出金および分配金合計	2,268	125	(5,776)	(3,383)	-	(3,383)
2015年9月30日現在残高	28,972	940	15,248	45,160	755	45,915

- 2015年度の内訳は、2015年度中間配当金1株当たり93豪セントおよび2014年度最終配当金1株当たり92豪セント(2014年度：2014年度中間配当金90豪セントおよび2013年度最終配当金88豪セント)であり、30%の税率で全額フランキング済である。
- 2015年度の内訳は、1株当たりゼロ豪セント(2014年度：1株当たり10豪セント)であり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書はいずれも、添付の注記と併せて読まなければならない。

当行(親会社)

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーションの 所有者に帰 属する株主 持分合計	転換社債 (注記32)	株式持分 および 非支配持分 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年10月1日現在残高	2,251,863	57,975	1,062,671	3,372,508	63,344	3,435,852
当期純利益	-	-	606,929	606,929	-	606,929
当期その他の包括利益純額	-	7,803	(3,188)	4,614	-	4,614
当期包括利益合計	-	7,803	603,741	611,543	-	611,543
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(464,300)	(464,300)	-	(464,300)
普通株式特別配当金 ²	-	-	(26,009)	(26,009)	-	(26,009)
転換社債に係る分配金	-	-	(1,342)	(1,342)	-	(1,342)
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	11,494	-	11,494	-	11,494
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	4,111	-	-	4,111	-	4,111
株式の購入(発行費用控除後)	(10,655)	-	-	(10,655)	-	(10,655)
自己株式の(取得)/処分	(4,866)	-	-	(4,866)	-	(4,866)
拠出金および分配金合計	(11,410)	11,494	(491,651)	(491,567)	-	(491,567)
2014年9月30日現在残高	2,240,452	77,271	1,174,761	3,492,484	63,344	3,555,829
当期純利益	-	-	566,070	566,070	-	566,070
当期その他の包括利益純額	-	(8,893)	23,072	14,179	-	14,179
当期包括利益合計	-	(8,893)	589,142	580,249	-	580,249
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(483,429)	(483,429)	-	(483,429)
配当金株式再投資制度	118,466	-	-	118,466	-	118,466
配当金株式再投資制度の引受	83,900	-	-	83,900	-	83,900
転換社債に係る分配金	-	-	(1,175)	(1,175)	-	(1,175)
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	10,487	-	10,487	-	10,487
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	1,342	-	-	1,342	-	1,342
株式の購入(発行費用控除後)	(7,635)	-	-	(7,635)	-	(7,635)
自己株式の(取得)/処分	(5,789)	-	-	(5,789)	-	(5,789)
拠出金および分配金合計	190,284	10,487	(484,604)	(283,832)	-	(283,832)
2015年9月30日現在残高	2,430,736	78,866	1,279,300	3,788,901	63,344	3,852,246

- 2015年度の内訳は、2015年度中間配当金1株当たり78円および2014年度最終配当金1株当たり77円(2014年度：2014年度中間配当金76円および2013年度最終配当金74円)であり、30%の税率で全額フランキング済である。
- 2015年度の内訳は、1株当たりゼロ円(2014年度：1株当たり豪8円)であり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書はいずれも、添付の注記と併せて読まなければならない。

() キャッシュ・フロー計算書¹ 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			当行(親会社)	
		2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー						
利息受取額		32,377	32,136	33,048	32,151	32,029
利息支払額		(18,319)	(18,743)	(20,520)	(20,803)	(21,051)
配当金受取額(生命保険を除く)		12	11	10	1,519	1,651
利息以外の受取額		5,289	5,732	6,618	3,985	2,766
業務費用支払額		(7,502)	(7,327)	(7,139)	(6,072)	(5,848)
法人税等支払額(生命保険を除く)		(3,322)	(2,660)	(2,691)	(3,027)	(2,456)
生命保険:						
保険契約者および顧客からの入金		1,921	1,694	1,759	-	-
利息その他類似の項目		33	48	45	-	-
配当金受取額		328	297	301	-	-
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(1,754)	(1,723)	(1,912)	-	-
法人税等支払額		(104)	(123)	(109)	-	-
営業資産および負債の増減考慮前の 営業活動からのキャッシュ・フロー		8,959	9,342	9,410	7,753	7,091
純(増)/減:						
商品有価証券および公正価値で測定する 金融資産		21,538	1,724	(319)	22,668	1,083
貸付金		(39,569)	(35,734)	(15,667)	(38,270)	(33,659)
他の金融機関に対する債権		(1,000)	3,932	(511)	(2,108)	3,966
生命保険に関する資産および負債		(191)	(156)	(154)	-	-
海外における中央銀行への法定準備預金		497	126	489	511	145
金融派生商品		11,730	(3,329)	9,126	11,497	(3,028)
その他の資産		95	121	425	729	667
純増/(減):						
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債		(10,027)	9,079	266	(9,945)	8,992
預金およびその他の借入金		8,526	34,229	22,155	6,548	32,244
他の金融機関に対する債務		(1,194)	9,419	363	(1,544)	9,280
その他の負債		95	(382)	(3)	158	(423)
営業活動(に使用した)/から得た現金・預金 (純額)	41	(541)	28,371	25,580	(2,003)	26,358
投資活動によるキャッシュ・フロー						
売却可能有価証券による収入		8,471	6,768	5,043	4,993	4,910
売却可能有価証券の購入		(26,551)	(12,443)	(11,802)	(22,779)	(10,299)
被支配会社に対する投資の純(増)/減		-	-	-	102	173
被支配会社債権/債務の純増減		-	-	-	3,288	(5,341)
無形資産の購入		(630)	(664)	(738)	(582)	(594)
不動産および設備の購入		(677)	(515)	(304)	(633)	(397)
不動産および設備の売却による収入		24	17	7	5	11
被支配会社の購入(取得現金控除後)	41	-	(7,744)	-	-	-
被支配会社の売却による収入(処分現金控除後)	41	648	-	-	16	-
投資活動(に使用した)/から得た現金・預金 (純額)		(18,715)	(14,581)	(7,794)	(15,590)	(11,537)

	注記	連結			当行(親会社)	
		2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
財務活動によるキャッシュ・フロー						
借入資本の発行(発行費用控除後)		2,244	1,768	1,958	2,244	1,768
借入資本の償還		-	(385)	(2,244)	-	(385)
発行済債券の純増/(減)		6,826	3,678	(14,005)	6,155	2,519
配当金株式再投資制度の引受		1,000	-	-	1,000	-
従業員オプションの行使による収入		16	49	124	16	49
従業員オプションおよび購入権等の行使に係る株式の購入		(73)	(113)	(174)	(73)	(113)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式		(27)	(27)	-	(27)	(27)
RSP自己株式の買戻し		(69)	(59)	(68)	(69)	(59)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		(12)	8	7	-	1
配当金の支払		(4,340)	(5,837)	(5,028)	(4,364)	(5,860)
非支配持分に対する分配金の支払		(52)	(48)	(50)	-	-
2003年度信託優先証券の償還		-	-	(805)	-	-
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		5,513	(966)	(20,285)	4,882	(2,107)
現金・預金および現金等価物の純増/(減)額		(13,743)	12,824	(2,499)	(12,711)	12,714
現金・預金および現金等価物の為替相場変動による影響額		2,753	1,237	1,675	2,683	1,177
現金・預金および現金等価物の期首残高		25,760	11,699	12,523	23,400	9,509
現金・預金および現金等価物の期末残高	41	14,770	25,760	11,699	13,372	23,400

1 一部のキャッシュ・フローは、営業活動の間で再分類されており、整合性のために比較数値も修正されている。これらの変更は、報告された現金・預金および現金等価物の純増/減額に影響を与えなかった。

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。営業活動(に使用した)/から得た現金・預金(純額)から当期純利益への詳しい調整表は、注記41に記載されている。

	注記	連結			当行(親会社)	
		2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
利息受取額		2,716,414	2,696,194	2,772,711	2,697,453	2,687,217
利息支払額		(1,536,955)	(1,572,528)	(1,721,618)	(1,745,361)	(1,766,168)
配当金受取額(生命保険を除く)		1,007	923	839	127,443	138,518
利息以外の受取額		443,744	480,912	555,247	334,340	232,066
業務費用支払額		(629,414)	(614,732)	(598,959)	(509,438)	(490,644)
法人税等支払額(生命保険を除く)		(278,714)	(223,173)	(225,774)	(253,964)	(206,057)
生命保険：						
保険契約者および顧客からの入金		161,171	142,126	147,579	-	-
利息その他類似の項目		2,769	4,027	3,775	-	-
配当金受取額		27,519	24,918	25,254	-	-
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(147,160)	(144,559)	(160,416)	-	-
法人税等支払額		(8,726)	(10,320)	(9,145)	-	-
営業資産および負債の増減考慮前の 営業活動からのキャッシュ・フロー		751,656	783,789	789,494	650,473	594,931
純(増)/減：						
商品有価証券および公正価値で測定する 金融資産		1,807,027	144,643	(26,764)	1,901,834	90,863
貸付金		(3,319,819)	(2,998,065)	(1,314,453)	(3,210,834)	(2,823,973)
他の金融機関に対する債権		(83,900)	329,893	(42,873)	(176,860)	332,745
生命保険に関する資産および負債		(16,025)	(13,088)	(12,921)	-	-
海外における中央銀行への法定準備預金		41,698	10,571	41,027	42,873	12,165
金融派生商品		984,141	(279,301)	765,667	964,593	(254,048)
その他の資産		7,970	10,152	35,657	61,163	55,961
純増/(減)：						
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債		(841,260)	761,724	22,317	(834,381)	754,424
預金およびその他の借入金		715,327	2,871,796	1,858,793	549,374	2,705,255
他の金融機関に対する債務		(100,176)	790,249	30,456	(129,541)	778,587
その他の負債		7,970	(32,050)	(252)	13,256	(35,489)
営業活動(に使用した)/から得た現金・預金(純額)	41	(45,390)	2,380,313	2,146,149	(168,051)	2,211,423
投資活動によるキャッシュ・フロー						
売却可能有価証券による収入		710,713	567,832	423,105	418,910	411,947
売却可能有価証券の購入		(2,227,616)	(1,043,961)	(990,182)	(1,911,147)	(864,081)
被支配会社に対する投資の純(増)/減		-	-	-	8,558	14,515
被支配会社債権/債務の純増減		-	-	-	275,862	(448,107)
無形資産の購入		(52,857)	(55,709)	(61,918)	(48,830)	(49,836)
不動産および設備の購入		(56,800)	(43,208)	(25,505)	(53,108)	(33,308)
不動産および設備の売却による収入		2,014	1,426	587	419	923
被支配会社の購入(取得現金控除後)	41	-	(649,718)	-	-	-
被支配会社の売却による収入(処分現金控除後)	41	54,367	-	-	1,342	-
投資活動(に使用した)/から得た現金・預金(純額)		(1,570,179)	(1,223,339)	(653,913)	(1,307,993)	(967,949)

	注記	連結			当行(親会社)	
		2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー						
借入資本の発行(発行費用控除後)		188,270	148,334	164,275	188,270	148,334
借入資本の償還		-	(32,301)	(188,270)	-	(32,301)
発行済債券の純増/(減)		572,698	308,582	(1,175,012)	516,401	211,343
配当金株式再投資制度の引受		83,900	-	-	83,900	-
従業員オプションの行使による収入		1,342	4,111	10,404	1,342	4,111
従業員オプションおよび購入権等の行使に係る株式の購入		(6,125)	(9,481)	(14,599)	(6,125)	(9,481)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式		(2,265)	(2,265)	-	(2,265)	(2,265)
RSP自己株式の買戻し		(5,789)	(4,950)	(5,705)	(5,789)	(4,950)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		(1,007)	671	587	-	84
配当金の支払		(364,124)	(489,721)	(421,847)	(366,137)	(491,651)
非支配持分に対する分配金の支払		(4,363)	(4,027)	(4,195)	-	-
2003年度信託優先証券の償還		-	-	(67,539)	-	-
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		462,538	(81,047)	(1,701,901)	409,597	(176,776)
現金・預金および現金等価物の純増/(減)額		(1,153,031)	1,075,927	(209,665)	(1,066,447)	1,066,698
現金・預金および現金等価物の為替相場変動による影響額		230,975	103,784	140,532	225,102	98,750
現金・預金および現金等価物の期首残高		2,161,251	981,540	1,050,673	1,963,248	797,800
現金・預金および現金等価物の期末残高	41	1,239,196	2,161,251	981,540	1,121,904	1,963,248

1 一部のキャッシュ・フローは、営業活動の間で再分類されており、整合性のために比較数値も修正されている。これらの変更は、報告された現金・預金および現金等価物の純増/減額に影響を与えなかった。

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。営業活動(に使用した)/から得た現金・預金(純額)から当期純利益への詳しい調整表は、注記41に記載されている。

[次へ](#)

(vi) 財務書類注記

注記1. 作成基準ならびに重要な会計上の仮定および見積り

2015年9月30日終了事業年度におけるウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下「当行グループ」または「ウエストパック」という。)共に含まれる当財務報告書は、2015年11月2日に取締役会によって公表を承認された。取締役会は、当財務報告書を修正または再発行する権限を有している。

当財務報告書の作成にあたり採用した主要な会計方針は、以下および関連する財務書類注記に詳述されている。これらの方針は、別途記載のない限り、全表示期間に一貫して適用されている。

a. 作成基準

(i) 会計基準

当財務報告書は、1959年銀行法(改正後)に基づく認可預金受入機関に対する要件、オーストラリア会計基準審議会(以下「AASB」という。)が公表したオーストラリアの会計基準(以下「AAS」という。)、および解釈指針、ならびに2001年会社法に準拠して作成された一般目的財務報告書である。ウエストパック・バンキング・コーポレーションは、当財務報告書の目的上、営利目的企業である。

当財務報告書は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)、およびIFRS解釈指針委員会(以下「IFRIC」という。)が公表した解釈指針も遵守している。

当財務報告書にはまた、米国証券取引委員会が外国の登録会社について要求している追加の開示も含まれている。

個別の財務書類項目に関する当行グループの重要な会計方針は、関連する注記に記載されている。財務書類全体に影響を及ぼす会計方針ならびに重要な会計上の仮定および見積りは以下に記載されている。財務書類に影響を及ぼす会計基準の変更の詳細については、以下の注記a.()に記載されている。

() 取得原価主義

当財務報告書は取得原価主義に基づき作成されており、売却可能有価証券、ならびに損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および負債(金融派生商品を含む)に対して公正価値会計を適用することにより修正されている。

() 比較数値の修正

比較情報は、比較可能性を高めるために、当事業年度の表示変更に一致するように必要に応じて修正されている。

() 金額の端数処理

別途記載のある場合を除き、すべての金額は、ASIC通達98/100に従い、百万豪ドル単位に四捨五入されている。

() 会計基準の変更

以下の基準および修正が2015年度に採用されている。

・ AASB第2012-3号「オーストラリア会計基準の修正 - 金融資産と金融負債の相殺」

当該修正は、2014年10月1日から当行グループによって適用され、AASB第132号「金融商品：表示」に適用指針を追加するものである。当該修正は、「相殺する法的に強制可能な権利を現在有している」ことの構成要素、および一部のグロス決済システムがネット決済と同等とみなされる可能性がある状況を含め、AASB第132号の相殺基準の適用条件を明確にした。AASB第2012-3号の適用によって、当行グループの貸借対照表に表示されている相殺後の残高への重要な変更はない。

・ AASB第2015-2号「オーストラリア会計基準の修正 - 開示の取り組み：AASB第101号の修正」

AASB第2015-2号は2015年1月28日に公表され、早期適用されない限り、2017年度より適用される。当該修正は、財務書類における開示情報の内容および表示の順序を決定するにあたり、財務書類の作成者が職業専門家としての判断を行うべきであることを明確にするものである。ウエストパックは、当該修正を早期適用しており、その結果、特定の会計方針の記載箇所を注記内で変更し、特定の注記の記載順を変更し、重要性に乏しい特定の開示事項を削除または集約した。財務書類の開示に重要性を適用する際に、当行グループは各項目の金額と性質の両方を考慮している。関連する場合、比較数値は修正再表示されている。

b. 連結の原則

ウエストパックは、企業(子会社)との関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当該企業を支配し、そのため当該企業を連結している。

当行グループの企業間のすべての取引は相殺消去されている。非支配持分および完全所有以外の子会社の持分は、連結損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表および持分変動計算書に別途表示される。子会社は、支配が開始する日から完全に連結され、支配が終了する日から連結の対象外となる。

() 企業結合

企業結合は取得法で会計処理される。取得原価は、取得日現在で譲渡された資産、発行されたエクイティ商品、あるいは発生したまたは引受けた負債の公正価値の合計として測定される。取得関連費用は発生時に費用計上される(ただしエクイティ商品の発行時に生じるものは、株主持分に直接認識される)。

企業結合で取得した識別可能な資産、ならびに引受けた負債および偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定される。のれんは、譲渡対価合計、非支配持分の金額および被買収会社におけるウエストパックの従来からの株主持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を上回る部分として測定される。

() 外貨換算

機能通貨および表示通貨

当連結財務書類は、親会社の機能通貨および表示通貨である豪ドルで表示されている。オフショア事業体の機能通貨は通常、当該事業体が事業を営む経済の主要通貨である。

取引および残高

外貨取引は取引日現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。かかる取引の決済ならびに外貨建ての貨幣性資産および負債の期末現在の為替レートでの換算から生じる為替差損益は、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジおよび適格な純投資ヘッジとしてその他の包括利益に繰り延べられる場合を除き、損益計算書に認識される。

在外事業

豪ドル以外の機能通貨を有する海外の支店および子会社の資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は期中平均実勢為替レートで換算される。その他の株主持分の残高は発生時の為替レートで換算される。その結果生じる換算差額は外貨換算積立金に認識される。

連結において、在外事業に対する純投資のヘッジとして指定された借入金およびその他の外貨商品の換算から生じる換算差額は、外貨換算積立金に反映される。在外事業の全部または一部が売却される、あるいは純投資の一部である借入金が返済される時点で、かかる為替差額の相当する部分は売却または借入金の返済に係る損益の一部として損益計算書に認識される。

c. 金融資産および金融負債

() 認識

貸付金および債権を除き、金融資産の購入および売却は、当行グループが当該資産を購入または売却する契約を締結する日である約定日に認識される。貸付金および債権は、現金を借り手に貸し付けた決済日に認識される。

金融負債は債務が発生した時点で認識される。

() 分類および測定

当行グループは、金融資産を「損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産」、「金融派生商品」、「貸付金および債権」ならびに「売却可能有価証券」に分類している。当行グループにおいて、「満期保有目的投資」に分類された金融資産はない。

当行グループは、重要な金融負債を「他の金融機関に対する債務」、「預金およびその他の借入金」、「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」、「金融派生商品」、「発行済債券」ならびに「借入資本」に分類している。

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識される。その他のすべての金融資産および金融負債は、公正価値に直接帰属する取引費用を加えて当初認識される。

上記の金融資産または金融負債の各カテゴリーの会計方針は、関連項目の注記に記載されている。

金融資産および金融負債の公正価値の決定に関する当行グループの方針は、注記23に記載されている。

() 認識の中止

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローを受取る権利が失効した場合、あるいは所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転するとともに、「パス・スルー」契約に基づき、当行グループが資産からのキャッシュ・フローを受取る権利を譲渡するか、または受取ったキャッシュ・フローを全額支払う債務を引受けるかのいずれかの場合、認識が中止される。

当行グループが所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転も留保もしないが、支配を維持している場合、当行グループが資産に継続的に関与する範囲で、当該資産は引き続き貸借対照表上で認識される。

金融負債は、債務が弁済された、取消された、または終了した時点で認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸し手のまま条件の大幅に異なる別の負債に交換された場合、または既存の負債の条件が大幅に変更された場合、その交換または変更は、当初の負債の認識の中止と新たな負債の認識として処理され、それぞれの帳簿価額における差異は損益計算書を通じて損益に認識される。

() 買戻または売戻契約(有価証券貸借を含む)

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合(以下「レポ取引」という。)、当該有価証券は当初の分類(すなわち「商品有価証券」または「売却可能有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。負債(「買戻条件付売却有価証券」)は、受取った現金対価に関して認識される。対象となる有価証券がトレーディング・ポートフォリオの一部である場合、関連する負債は「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」の一部として認識される。対象となる有価証券が「売却可能有価証券」に分類される場合、関連する負債は、相手方によって、「他の金融機関に対する債務」または「預金およびその他の借入金」のいずれかに認識される。

売戻条件付購入有価証券(以下「リバース・レポ取引」という。)は、貸借対照表に認識されず、支払った現金対価は「商品有価証券および公正価値で測定するその他の金融資産」の一部として計上される。

トレーディング業務の一環として、当行グループは担保付きの有価証券の貸出しおよび借入れも行っている。所有に伴うリスクおよび便益が当初の保有者に引き続き残されるため、貸出有価証券は当行グループの貸借対照表に引き続き計上され、借入有価証券は当行グループの貸借対照表に反映されない。現金が担保として提供される場合、第三者に前払したまたは第三者から受取った現金は、それぞれ債権または借入金として認識される。

これらの取引に関連する手数料および利息は、予想契約期間にわたり実効金利法を用いて受取利息および支払利息に認識される。公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。

d. 重要な会計上の仮定および見積り

当行グループの会計方針の適用の際には、必ず判断、見積りおよび仮定の使用が必要となる。異なる仮定または見積りが適用された場合、算定される価値が変動し、当行グループの純資産および収益に影響を与えることになる。使用される重要な仮定および見積りの性質は、以下のとおりである。

() 金融商品の公正価値

「トレーディング目的」(金融派生商品を含む)または「損益計算書を通じて公正価値で測定する」に分類される金融商品、および「売却可能」に分類される金融資産は、財務書類に公正価値で認識される。

金融商品の公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

公正価値の最善の証拠は、活発な市場における相場価格である。当行グループは、可能な限り金融商品の公正価値を相場価格に基づいて算定している。

活発な市場において直接的な相場価格が入手できない場合、当行グループは現在価値の見積額または市場で一般に認められているその他の評価手法を適用する。市場で一般に認められている評価手法の利用には通常、評価モデルと評価モデルに対する適切なインプットを使用することが含まれる。

当行グループが使用しているモデルの大半では、観察可能な市場データのみをインプットとして用いている。しかし、一部の金融商品では、現在の市場で容易に観測することができないデータが用いられることがある。

観察可能なインプットを入手できるかについては、さまざまな要因が影響を与え、商品ごとに異なり、時間の経過とともに変わる可能性がある。要因には、関連する市場における活動の深度、商品の種類、その商品が新規のものか、また市場において広く売買されていないか、市場モデルの成熟度、取引の性質および複雑さ(カスタマイズされたものか、一般的なものか)が含まれる。評価がモデルまたは市場において観察不能なインプットに基づいている限り、公正価値の算定には、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に応じて、より多くの判断が求められる。観察不能なインプットは、入手可能な最良の情報に基づき決定される。これらのインプットは通常、他の関連する市場データから推論および推定され、業界標準、経済モデルおよび観測された取引価格に対して調整される。

金融商品の信頼性の高い公正価値を算定する目的で、適切な場合、経営陣は上記の手法に調整を入れることがある。これらの調整は、市場参加者が公正価値の設定において考慮するであろう要因に対する当行グループの評価が反映されている。

デリバティブの公正価値の算定において、当行グループは、デリバティブの価格決定モデルによって算出されたミッドマーケットの評価額を適切な出口価格の評価に近づくように調整している。これらの調整には、ビッド/オファー・スプレッドおよび信用評価調整が組み込まれている。これらの調整には、無担保のデリバティブ・ポートフォリオに係る資金調達評価調整も含まれている。

金融商品の公正価値および公正価値が導き出される仕組みについては、注記23に記載されている。

() 貸付金および信用コミットメントの減損費用に対する引当金

信用に関する減損引当金は、貸借対照表日現在の貸付金ポートフォリオについて生じた減損費用ならびに未引出の契約上の与信供与枠および未実行の保証に関する経営陣の見積りを表す。引当金の増減は、貸付金の減損費用の一部として損益計算書に計上される。将来キャッシュ・フローの見積りに使用される方法および仮定は、損失の見積りと過去の損失実績との差を減少させるために当行グループにより定期的に見直しが行われる。

・個別評価部分

特定の基準値を上回る減損貸付金はすべて、個別に減損の評価が行われる。個別評価される貸付金は主に、中規模から大規模の事業に対する当行グループの商業貸付ポートフォリオから成る。減損は、貸付金の帳簿価額と、将来の返済額および保有する担保の売却代金に関する経営陣の最善の見積りの割引価値(固定金利貸付金については当初の実効金利、変動金利貸付金については現行の実効金利で割引く。)との差額として認識される。顧客の事業の見通し、担保の処分可能見込額、その他の債権者に対する当行グループの順位、顧客情報の信頼性、ならびにワークアウト・プロセスに係る見積費用および期間等、予想将来キャッシュ・フローに関係のある事項が考慮される。かかるプロセスでは、主観的な判断が行われる。また、新しい情報が入手可能となったり、ワークアウト戦略が進化したりするため、時間の経過とともに判断が変わることがあり、その結果、個別に判断が行われるため、減損引当金が修正される場合がある。

・一括評価部分

一括評価部分は、個別評価の基準値を下回る減損貸付金に対する引当金(一括評価引当金)、および発生していたが決算日現在で個別に識別されていなかった貸付金の減損に対する引当金(発生していたが、報告されていなかった引当金)の2つの要素から成る。これらは、延滞の水準、担保、過去の損失実績、現在の経済状態、ポートフォリオの傾向に基づく予想デフォルトおよび回復の時期を考慮し、ポートフォリオに対して設定される。これらの引当金を設定する際の最も重要な要素は、見積損失率および関連する損失出現期間である。貸付金の商品タイプごとの損失出現期間は、損失出現パターンを調査することによって決定される。損失の出現した貸付金の記録はレビューされており、損失の兆候となる観察可能な事象の発生から損失が識別可能となるまでの平均期間が特定される。これらのポートフォリオの将来の信用度は、貸付金の減損引当金の計上額と著しく異なるような信用損失を実際に生じさせる可能性のある不確実性に左右されている。これらの不確実性には、経済環境、特に金利の変動およびそれが個人消費、失業水準、弁済行動および倒産率に与える影響が含まれる。

グループの減損費用の詳細については、注記6および14に記載されている。

() のれん

買収事業の資産および負債の公正価値を決定する際には、経営陣の判断が必要となる。異なる公正価値が決定された結果、のれんの残高および買収による買収後の実績額が変動することがある。

のれんが減損しているかを判定するため、のれんの配分対象である識別された資金生成単位(以下「CGU」という。)の帳簿価額を回収可能額(使用価値に基づき算定される)と比較する。使用価値は、CGUからの予想将来キャッシュ・フローの現在価値であり、使用する適切なキャッシュ・フローおよび割引率の決定は主観的なものである。減損が生じているか判断する際に適用される主な仮定の概要は、注記26に記載されている。

() 退職年金債務

注記38に記載のとおり、当行グループは、多数の確定給付型制度を設けている。これらの各制度について、少なくとも年1回、予測単位積増法を用いた当該制度の債務についての独立した保険数理上の評価および制度資産の公正価値の測定が実施されている。当該制度の債務の保険数理上の評価は一連の仮定によって決まり、主要な仮定には物価のインフレーション、昇給率、死亡率、疾病率、投資収益および割引率がある。仮定が異なれば制度資産と制度債務の差額および損益計算書に計上される退職年金費用の金額が著しく変わる場合がある。当事業年度において、オーストラリア退職年金基金に適用された割引率は、国債の混合金利から、満期までの期間が退職年金債務の期間と近似している信用力の高い社債の利回りに変更された。

() 貸付金の減損以外の引当金

引当金は、従業員給付、事業再編費用、訴訟引当金、貸付以外の損失、および(余剰スペースのリースのような)有償契約等のさまざまな債務に対し設定される。長期休職に対する引当金は、独立した保険数理士によるレポートによって裏づけられている。一部の引当金については、各種事象の見込まれる結果および見積将来キャッシュ・フローについて重要な判断を伴っている。これらのベネフィットを繰延べる場合には、取引の最終結果に対する経営陣の判断が必要となる。1年より後に生じると見込まれる支払いについては、現行の金利および関連する引当金に固有のリスクを反映した率で割引かれる。当年度において、使用された該当する割引率は、国債の混合金利から、満期までの期間が当該負債の期間と近似している信用力の高い社債の利回りに変更された。

() 法人税

当行グループは、オーストラリアおよび在外事業を行っている税管轄地において法人税が課される。全世界の納税引当金の決定においては、当行グループの関連する税法の解釈に基づき、重要な判断が要求される。通常業務では多くの取引および計算が行われ、最終的な法人税額は明らかではない。こうした状況に対して、当行グループは適切な引当金を設定している。これら法人税関連の確定税額が当初の計上額と異なる場合、かかる差額は、そのような決定が行われた期間の当期納税引当金および繰延税金に影響を与える可能性がある。当行グループの繰延税金残高の詳細については、注記7を参照のこと。

() 生命保険契約債務

生命保険契約債務は統計的または数学的手法を用いて計算され、各契約について個別の債務が計算された場合とほぼ同じ結果が得られると予想されている。これらの計算は、一般に広く認められている保険数理の手法に基づき、関連する保険数理上の原則に従って、適切な有資格者によって行われる。この方法では、引受けた生命保険契約の特定の種類のリスクおよび不確実性が考慮される。

繰延保険契約獲得費用は、生命保険契約債務の測定基準に関連しており、負債の測定において検討される要因に等しく影響を受ける。

これらの債務および関連する資産の見積りに影響を与える主な要素は、以下のとおりである。

- ・ 給付の支給および契約の管理に係る費用
- ・ 保険契約者への給付の増大を含む、死亡および罹病の実績
- ・ 新規契約の獲得費用を契約期間にわたって回収する当行グループの能力に影響を与える、契約の中止の実績
- ・ 予測将来キャッシュ・フローの割引率

加えて、規制、競争、金利、税金、証券市場の情勢および一般的経済情勢等の要素がこれらの債務の水準に影響を与えている。当行グループは、一部の契約について、運用成果を顧客と共有しており、それにより、これらの要素が商品の収益性に与える影響を相殺することができる。

e. 会計基準の今後の展望

当行グループに重要な影響を及ぼす可能性のある以下の新しい基準および解釈指針が公表されているが、まだ発効しておらず、当行グループによる早期適用も行われていない。

AASB第9号「金融商品」(2014年12月)は、AASB第139号「金融商品：認識および測定」を置き換えるものである。当該基準は、分類および測定モデルの変更、減損について将来の見積りを反映した「予想損失モデル」への変更、またヘッジ会計のアプローチを変更する内容となっている。早期適用されない限り、当該基準は2019年9月30日に終了する事業年度末より発効する。当該基準における主な変更点は以下のとおりである。

- ・ AASB第139号における分類および測定についての複数のモデルを、償却原価と公正価値という2つのカテゴリーでの分類による単一のモデルに置き換える。
- ・ 金融資産は、以下の2つの条件を満たした場合、償却原価で測定される。a) ビジネス・モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有することである。b) 当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表している。
- ・ 金融資産が償却原価による測定の条件を満たしていても、会計上のミスマッチを解消または大幅に減少させられる場合には、事業体は公正価値による測定を選択できる。
- ・ 3段階のアプローチを用いて、予想信用損失をよりタイムリーに認識することが求められる。信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間の予想信用損失に対する引当金が求められる。信用リスクが著しく増加している、また信用減損が生じている金融商品には、全期間の信用損失に対する引当金が求められる。
- ・ 利息は、信用損失が生じている場合を除き、金融資産の帳簿価額総額に基づき計算される。
- ・ 組込デリバティブが金融資産である場合、分離を行わない。
- ・ エクイティ商品は公正価値による測定が義務付けられているが、事業体は、トレーディング目的以外のエクイティ投資の公正価値の変動をその他の包括利益に直接表示することを当初認識時に選択できる。その後、公正価値に係る損益を損益計算書に振替えることはないが、かかる投資からの配当金は引き続き損益計算書に認識される。
- ・ 事業体が資産担保証券(以下「ABS」という。)への投資を保有している場合、原資産を調査した上で当該投資の分類を決定し、原資産ポートフォリオと比較して当該投資の信用度を評価しなければならない。事業体が原資産を調査できない場合には、当該投資は公正価値による測定が義務付けられている。
- ・ 金融負債の評価に公正価値オプションが用いられる場合、事業体自身の信用リスクに関する公正価値の変動は、会計上のミスマッチを創出する場合を除き、その他の包括利益に表示される。このようなミスマッチを創出または拡大させる場合、公正価値の増減の全額(当該負債の信用リスクの変動の影響額を含む)が損益計算書に認識される。当行グループは、2013年10月1日よりこの修正を早期適用している。
- ・ ヘッジ項目とヘッジ手段の両方の適格性を高め、ヘッジの有効性の評価により原則に基づいたアプローチを導入することによって、ヘッジ会計とリスク管理との整合性をより一層高める。

AASB第9号は、当該基準の残りの部分が適用される時点で当行グループの金融商品の分類および測定に影響を及ぼすと予想されている。

当行グループは、AASB第9号の適用による全面的な影響を評価中である。財務書類に対する財務上の影響はまだ算定されていない。

AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」が2014年5月28日に公表され、2019年9月30日に終了する事業年度より発効する。当該基準は、収益認識の単一の包括的なモデルを提供するものである。これはAASB第118号「収益」および関連する解釈指針を置き換えるものである。AASB第15号の適用による当行グループへの重要な影響は見込まれていない。

財務業績

注記2. セグメント報告

会計方針

事業セグメントは、ウエストパックの主要な意思決定者に内部で提供された情報と一貫性のある基準により表示されており、当行グループの法的構造ではなく、事業の経営管理を反映している。

各事業部門の財務業績を内部評価する際に、ウエストパックは、「現金利益」と呼ばれる業績の評価基準を利用している。

現金利益は、AASに準拠して算定される当期純利益に反映される非現金項目を含んでいるため、キャッシュ・フローまたは現金主義会計により算定される当期純利益の評価基準ではない。特定の調整には、現金項目と非現金項目の両方が含まれている。ウエストパックが計算する現金利益は、継続事業によりもたらされる利益水準の評価基準とみなされており、そのため、株主への分配に利用可能である。

経営陣は、これにより、当行グループが過年度との比較による当期の業績をより効果的に評価することができ、各事業部門および同業他社の業績を比較することができるものと考えている。

現金利益を算定するために、法定損益に対して以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ ウエストパックの主要な意思決定者が継続事業を反映していないと考える重要な項目
- ・ 無形資産の償却、自己株式の影響および経済的ヘッジの影響等、配当金が決定される際に考慮されない項目
- ・ 法定損益に影響を及ぼさない個々の勘定科目間の会計上の組替

内部費用および振替価格調整が、各事業セグメントの業績に反映されている。内部価格は独立企業間基準で決定される。

報告すべき事業セグメント

2015年2月に、ブライアン・ハルツァーが最高経営責任者に就任した後に、オーストラリア金融サービス・セグメントが廃止された。このセグメントを構成していたウエストパック消費者向けおよび企業向け銀行業務、セント・ジョージ・バンキング・グループ、ならびにBTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)という3つの事業は、個別の報告セグメントとなっている。

2015年6月に、ウエストパックは、オーストラリアの消費者向けおよび企業向け銀行業務について新しい組織構造を導入すると発表した。2015年9月30日までは、会計上および財務上の業績は(内部的にも外部的にも)引き続き既存の構造に基づき報告されている。詳細については、セクション2(訳者注：原文の年次報告書のセクション)を参照のこと。

事業セグメントは、サービスを提供する顧客および提供するサービスにより定義される。

- ・ ウエストパック消費者向けおよび企業向け銀行業務(以下「ウエストパックRBB」という。): ウエストパックのブランドで、オーストラリア国内の個人顧客、中小企業(以下「SME」という。)顧客、商業顧客および農業事業顧客(売上高100百万豪ドル以下)向けの販売およびサービスを担当する。

- ・ セント・ジョージ・バンキング・グループ(以下「セント・ジョージ」という。): セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルンおよびRAMSの各ブランドで、オーストラリア国内の個人顧客、SME顧客および法人顧客(150百万豪ドル以下の設備を有する事業)向けの販売およびサービスを担当する。
- ・ BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)(以下「BTFG」という。): ウエストパックのオーストラリアにおける資産管理部門である。その事業にはファンド管理、保険、財務アドバイス、貸借取引、プライベート・バンキングおよび仲介サービスの提供が含まれる。BTFGのブランドには、アドバンス、アスカロン・キャピタル・マネジャーズ、アスガード、ライセンシー・セレクト、BTセレクトおよびセキュリター、ならびにウエストパックのアドバイス業務、プライベート・バンキング業務および保険業務、セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルンおよびバンク・エスエーが含まれる。BTFGはBTインベストメント・マネジメントの業務も組み込んでいるが、同社はウエストパックによる一部売却の後に2015年7月から持分法で会計処理されている。
- ・ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(以下「WIB」という。): オーストラリアおよびニュージーランドに関連する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客および政府顧客向けに幅広い金融サービスを提供している。オーストラリア、ニュージーランド、米国、英国およびアジアに所在するウエストパックの支店および子会社を通して顧客の支援を行っている。
- ・ ウエストパック・ニュージーランド: ニュージーランドの個人顧客、事業顧客および機関投資家顧客向けの銀行業務、資産管理および保険商品の販売およびサービスを担当する。銀行関連商品はウエストパックのブランドにおいて提供されるが、保険商品および資産管理商品はそれぞれウエストパック・ライフおよびBTのブランドにおいて提供される。

当行グループのその他の部門には、以下が含まれる。

- ・ ウエストパック・パシフィックは、太平洋島嶼諸国4カ国における個人顧客および事業顧客向けの銀行業務を提供している。2015年7月より前には、ウエストパック・パシフィックは、サモア、クック諸島およびトンガの顧客にもこれらのサービスを提供していた。2015年7月10日、ウエストパックはこれらの事業に対する持分を売却した。
- ・ グループの諸項目: 各部門に割り当てられない資本利益率、当行グループの事業セグメントの業績表示を容易にする特定のグループ内取引の会計上の仕訳、コア資産以外の売却による利益および集中管理される引当金等の特定のその他本社項目を含む。
- ・ 財務部門: 主に当行グループの資産と負債のミスマッチの管理により、当行グループの金利リスクおよび資金調達需要の管理に重点を置いている。
- ・ 顧客および企業向けサービス: 銀行業務、カスタマー・センター、商品、マーケティング、コンプライアンス、法務および不動産管理サービスを含む。
- ・ グループ・テクノロジー: テクノロジー戦略およびアーキテクチャ、インフラおよびオペレーション、アプリケーション開発ならびに事業統合を担当する機能から構成される。
- ・ コア・サポート: ファイナンス、リスクおよび人事を含め、集約的に実施される機能から構成される。

比較数値の変更

過年度の比較数値は、以下の経営構造の譲渡について修正再表示されている。

- ・ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(以下「WIB」という。)において行われていたプライベート・バンク・アジア事業のウエストパック消費者向けおよび企業向け銀行業務(以下「ウエストパックRBB」という。)への譲渡
- ・ リレーション管理の観点から、WIBからウエストパックRBBへの顧客の移管
- ・ バンク・エスエーの損害保険業務のセント・ジョージからBTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)への譲渡
- ・ 2014年度および2013年度のセグメント別の減価償却費、償却費および減損の表示は、当事業年度の表示にあわせて修正再表示されている。

以下の表は、現金利益基準によるセグメント業績を示している。

	2015年						合計	現金利益 調整純額	当期 純利益
	ウエスト パック消 費者向け および 企業向け 銀行業務	セント・ ジョー ジ・バン キング・ グループ	BTファイ ナン シャル・ グループ (オースト ラリア)	ウエスト パック・ インス ティ テュー ショナル・ バンク	ウエスト パック・ ニュー ジーラ ンド	その他の 部門			
	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル
純利息収益	6,395	3,768	448	1,645	1,590	393	14,239	28	14,267
利息以外の収益	1,457	555	2,192	1,458	457	182	6,301	1,074	7,375
純業務収益(業務費 用および減損費用 控除前)	7,852	4,323	2,640	3,103	2,047	575	20,540	1,102	21,642
業務費用	(3,397)	(1,629)	(1,304)	(1,289)	(832)	(184)	(8,635)	(838)	(9,473)
減損費用	(471)	(280)	4	39	(44)	(1)	(753)	-	(753)
税引前利益	3,984	2,414	1,340	1,853	1,171	390	11,152	264	11,416
法人税等	(1,196)	(726)	(404)	(567)	(317)	(64)	(3,274)	(74)	(3,348)
非支配持分に帰属す る当期純利益	-	-	(32)	-	(3)	(23)	(58)	2	(56)
当期現金利益	2,788	1,688	904	1,286	851	303	7,820	192	8,012
現金利益調整純額	-	(126)	(23)	-	-	341	192		
ウエストパック・バ ンキング・コーポ レーション所有者 に帰属する当期純 利益	2,788	1,562	881	1,286	851	644	8,012		
追加情報									
減価償却費、償却費 および減損	(5)	(16)	(42)	(123)	(93)	(1,180)	(1,459)		
貸借対照表									
資産合計 ¹	291,647	188,094	35,813	123,735	71,538	101,329	812,156		
負債合計	186,032	97,677	37,168	124,603	63,490	249,271	758,241		
不動産および設備、 のれんならびにそ 他の無形資産の 取得	15	13	73	261	58	893	1,313		

¹ BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)の資産合計には、BTIMIに対する投資の持分法で会計処理された帳簿価額756百万豪ドルが含まれている。

	2014年							現金利益 調整純額	当期 純利益
	ウエスト パック消 費者向け および 企業向け 銀行業務	セント・ ジョー ジ・バン キング・ グループ	BTファイ ナン シャル・ グループ (オースト ラリア)	ウエスト パック・ インス ティ テュー ショナル・ バンク	ウエスト パック・ ニュー ジーラン ド	その他の 部門	合計		
	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル
純利息収益	5,953	3,531	406	1,658	1,455	493	13,496	46	13,542
利息以外の収益	1,441	515	2,257	1,470	438	203	6,324	71	6,395
純業務収益(業務費 用および減損費用 控除前)	7,394	4,046	2,663	3,128	1,893	696	19,820	117	19,937
業務費用	(3,266)	(1,559)	(1,323)	(1,174)	(776)	(148)	(8,246)	(301)	(8,547)
減損費用	(436)	(236)	2	135	(24)	(91)	(650)	-	(650)
税引前利益	3,692	2,251	1,342	2,089	1,093	457	10,924	(184)	10,740
法人税等	(1,109)	(676)	(403)	(622)	(300)	(120)	(3,230)	115	(3,115)
非支配持分に帰属す る当期純利益	-	-	(39)	-	(3)	(24)	(66)	2	(64)
当期現金利益	2,583	1,575	900	1,467	790	313	7,628	(67)	7,561
現金利益調整純額	-	(125)	(22)	-	-	80	(67)		
ウエストパック・バ ンキング・コーポ レーション所有者 に帰属する当期純 利益	2,583	1,450	878	1,467	790	393	7,561		
追加情報									
減価償却費、償却費 および減損	(3)	(17)	(45)	(83)	(80)	(575)	(803)		
貸借対照表									
資産合計	276,648	175,302	31,803	118,892	65,874	102,323	770,842		
負債合計	176,281	94,818	34,288	130,178	57,568	228,372	721,505		
不動産および設備、 のれんならびにそ 他の無形資産の 取得	68	325	72	196	80	799	1,540		

	2013年							現金利益 調整純額	当期 純利益
	ウエスト パック消 費者向け および 企業向け 銀行業務	セント・ ジョー ジ・バン キング・ グループ	BTファイ ナン シャル・ グループ (オースト ラリア)	ウエスト パック・ インス ティ テュー ショナル・ バンク	ウエスト パック・ ニュー ジーラン ド	その他の 部門	合計		
	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル
純利息収益	5,649	3,210	402	1,646	1,281	724	12,912	(91)	12,821
利息以外の収益	1,359	466	1,930	1,584	389	193	5,921	(147)	5,774
純業務収益(業務費 用および減損費用 控除前)	7,008	3,676	2,332	3,230	1,670	917	18,833	(238)	18,595
業務費用	(3,153)	(1,401)	(1,207)	(1,086)	(697)	(215)	(7,759)	(217)	(7,976)
減損費用	(485)	(293)	(1)	88	(97)	(59)	(847)	-	(847)
税引前利益	3,370	1,982	1,124	2,232	876	643	10,227	(455)	9,772
法人税等	(1,010)	(595)	(328)	(662)	(241)	(252)	(3,088)	141	(2,947)
非支配持分に帰属す る当期純利益	-	-	(18)	-	(3)	(55)	(76)	2	(74)
当期現金利益	2,360	1,387	778	1,570	632	336	7,063	(312)	6,751
現金利益調整純額	-	(128)	(22)	-	-	(162)	(312)		
ウエストパック・バ ンキング・コーポ レーション所有者 に帰属する当期純 利益	2,360	1,259	756	1,570	632	174	6,751		
追加情報									
減価償却費、償却費 および減損	(3)	(15)	(44)	(47)	(51)	(523)	(683)		
貸借対照表									
資産合計	261,903	159,652	32,210	97,342	61,469	88,521	701,097		
負債合計	166,122	90,141	33,932	116,230	53,882	193,253	653,560		
不動産および設備、 のれんならびにそ の他の無形資産の 取得	66	28	82	104	117	645	1,042		

当期純利益に対する現金利益の調整

	2015年		2014年		2013年	
	百万豪ドル		百万豪ドル		百万豪ドル	
当期現金利益	7,820		7,628		7,063	
現金利益調整：						
BTIMの一部売却	665		-		-	
資産計上されたテクノロジー・コストの残高	(354)		-		-	
無形資産の償却	(149)		(147)		(150)	
買収、取引および統合費用	(66)		(51)		-	
ロイズの税務調整	64		-		-	
経済的ヘッジに係る公正価値利益/(損失)	33		105		(21)	
非有効ヘッジ	(1)		(46)		20	
自己株式	(1)		(7)		(42)	
政府保証債の買戻し	1		42		(43)	
ウエストパック200周年基金への拠出金	-		(70)		-	
過年度の税金	-		70		-	
ベル訴訟引当金	-		54		-	
金融商品の公正価値償却	-		(17)		(67)	
TPSの再評価	-		-		(9)	
現金利益調整合計	192		(67)		(312)	
ウエストパック・バンキング・コーポレーションの所有者に帰属する当期純利益	8,012		7,561		6,751	

上記の現金利益調整(すべて税引後)の詳細については、セクション2(訳者注：原文の年次報告書のセクション)に記載されている。

製品およびサービスからの収益

製品またはサービス別の外部顧客からの収益の詳細については、注記3および注記4に開示されている。単独で当行グループの収益の10%を超過する顧客はいない。

地域別セグメント

地域別セグメントは、以下の項目が認識される拠点の所在地をもとにしている。

	2015年		2014年		2013年	
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
収益						
オーストラリア	33,991	85.7	32,880	85.1	34,159	88.1
ニュージーランド	4,937	12.4	4,738	12.3	3,885	10.0
その他 ¹	742	1.9	1,025	2.6	739	1.9
合計	39,670	100.0	38,643	100.0	38,783	100.0
非流動資産²						
オーストラリア	11,949	90.8	12,828	91.2	12,324	91.2
ニュージーランド	751	5.7	797	5.7	786	5.8
その他 ¹	466	3.5	433	3.1	405	3.0
合計	13,166	100.0	14,058	100.0	13,515	100.0

¹ その他には、太平洋諸島、アジア、南北アメリカおよびヨーロッパが含まれる。

² 非流動資産には、不動産および設備、のれんならびにその他の無形資産が含まれる。

注記3. 純利息収益

会計方針

すべての利付金融資産および金融負債(公正価値で測定する金融商品を含む)に係る受取利息および支払利息は、実効金利法を用いて認識される。財務部門の金利および流動性管理業務に関連する純収益は、純利息収益に含まれる。

実効金利法とは、金融商品の償却原価を算定し、その予想期間にわたり受取利息または支払利息を配分する方法のことである。実効金利とは、金融商品の予想期間(または適切な場合にはそれより短い期間)中の将来の見積現金支払額または受取額を金融資産または金融負債の正味帳簿価額になるように割引くレートのことである。実効金利を算定する際、キャッシュ・フローは金融商品のすべての契約条件(例えば、早期償還権)に基づいて見積られるが、将来の貸倒損失を考慮していない。この計算には、実効金利の不可欠な部分である、契約当事者間で支払いまたは受取りが行われたすべての手数料その他の金額(ローン設定手数料など)、取引費用およびその他すべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。

減損貸付金に関連する利息は、減損貸付金の正味帳簿価額に基づく、貸付金に係る当初の実効金利を用いて認識されるが、変動金利貸付金については、現行の実効金利を用いる。このレートはまた、減損費用を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割引くために用いられる。

ファイナンス・リースに係る受取利息は、投資残高および前受収益残高と整合するように、リース期間にわたり徐々に会計処理される。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息					
現金および中央銀行預け金	219	225	102	170	182
他の金融機関に対する債権	87	84	113	50	35
適格ヘッジに係る非有効部分 - 純額	(13)	(58)	31	(8)	(61)
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	1,032	1,482	1,732	956	1,413
売却可能有価証券	1,634	1,386	1,226	1,445	1,231
貸付金	29,307	29,104	29,781	24,468	24,666
海外の中央銀行における法定準備預金	12	18	23	12	18
子会社債権	-	-	-	4,933	4,585
その他の受取利息	17	7	1	17	7
受取利息合計¹	32,295	32,248	33,009	32,043	32,076
支払利息					
他の金融機関に対する債務	(304)	(300)	(190)	(304)	(299)
預金およびその他の借入金	(10,669)	(11,499)	(12,555)	(9,008)	(10,029)
トレーディング負債	(2,475)	(2,523)	(2,806)	(2,476)	(2,268)
発行済債券	(3,908)	(3,813)	(4,008)	(3,205)	(3,096)
子会社債務	-	-	-	(4,873)	(4,791)
借入資本	(535)	(490)	(529)	(495)	(458)
その他の支払利息	(137)	(81)	(100)	(141)	(71)
支払利息合計²	(18,028)	(18,706)	(20,188)	(20,502)	(21,012)
純利息収益	14,267	13,542	12,821	11,541	11,064

¹ 損益を通じて公正価値で測定しない金融資産の受取利息合計は、当行グループについては31,276百万豪ドル(2014年度：30,824百万豪ドル、2013年度：31,246百万豪ドル)、親会社については31,095百万豪ドル(2014年度：30,724百万豪ドル)である。

² 損益を通じて公正価値で測定しない金融負債の支払利息合計は、当行グループについては14,363百万豪ドル(2014年度：14,996百万豪ドル、2013年度：16,116百万豪ドル)、親会社については16,923百万豪ドル(2014年度：17,636百万豪ドル)である。

注記4. 利息以外の収益

会計方針

受取手数料は以下のとおりに認識される。

- ・重要な行為の実行による収益は、当該行為が完了した時点で認識される(例えば、助言または手配サービス、募集サービスおよび引受サービス)；
- ・継続的なサービスの提供による収益は、当該サービスが提供された時点で認識される(例えば、既存の設備の維持および管理)；および
- ・金融商品の実効金利の不可欠な部分を成す収益は、実効金利法を用いて認識され、受取利息に計上される(例えば、ローン組成手数料)。

保険料による収益

定期的に支払われる生命保険の保険料は、発生主義に基づいて収益として認識される。支払期限のない保険料は、現金主義に基づいて認識される。

生命保険運用保険料には、サービスが提供される期間にわたりファンド管理による収益として認識される管理手数料部分が含まれる。生命保険および運用契約の預金部分は、収益ではなく、生命保険契約債務の変動として扱われる。

損害保険料は保険契約者に対する請求額から構成され、これには消費税が含まれるが、第三者に代わって徴収される税金は除かれる。受取保険料の稼得部分は収益として認識される。

損害保険料による収益は、リスク出現の予想パターンについての保険数理上の予測に基づき、保険責任開始日から書面に定められた保険期間にわたり稼得される。パターン評価に基づく未稼得部分は、未経過保険料債務として認識される。

保険金請求費用

生命保険契約および損害保険契約の保険金は、債務が確定した時点で費用として認識される。

生命保険運用契約に関して発生した保険金は、払戻しを表し、生命保険債務の減額として認識される。

トレーディング収益

トレーディング資産、負債およびデリバティブの公正価値の変動から生じる実現損益および未実現損益は、発生した期に認識される。ただし、特定の評価インプットが観察不能な場合には、デイ・ワン損益の認識は繰延べられる。トレーディング・ポートフォリオに係る受取配当金はトレーディング収益の一部として計上される。財務および流動性管理業務から発生する利息純額は純利息収益に含まれる。

受取配当金

時価のある株式の配当金は、配当権利落ち日に認識される。時価のない株式の配当金は、配当を受ける会社の権利が確定した時点で認識される。

オペレーティング・リースに係る賃貸料

オペレーティング・リースに係る賃貸料は、リース期間にわたり定額法で収益認識される。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取手数料					
信用手数料	1,342	1,329	1,253	1,287	1,265
取引に係る受取手数料	1,247	1,254	1,160	1,025	1,030
その他の無リスクの手数料	353	343	310	501	312
子会社との取引	-	-	-	417	514
受取手数料合計	2,942	2,926	2,723	3,230	3,121
資産管理および保険業務による収益					
生命保険およびファンド管理に係る純業務収益	2,033	2,000	1,738	-	-
損害保険およびプライベート・モーゲージ保険に係る純業務収益	195	254	206	-	-
資産管理および保険業務による収益合計	2,228	2,254	1,944	-	-
トレーディング収益					
外国為替収益	708	530	440	622	407
その他の商品有価証券	256	487	629	275	520
トレーディング収益合計	964	1,017	1,069	897	927
その他の収益					
子会社からの受取配当金	-	-	-	1,509	1,643
その他の会社からの受取配当金	12	11	10	10	8
資産の売却に係る純利益	103	97	67	95	127
非有効ヘッジに係る純利益/(損失)	2	-	(1)	2	-
海外事業のヘッジに係る純利益/(損失)	(1)	12	(6)	(77)	18
リスク管理目的で保有する金融派生商品に係る純利益/(損失) ¹	(27)	(27)	(118)	(27)	(27)
公正価値で測定する金融商品に係る純利益/(損失)	(10)	(14)	32	11	18
被支配会社の売却に係る利益	1,041	-	-	-	-
オペレーティング・リースに係る賃貸料	54	32	-	30	1
関連会社の純利益に対する持分	5	-	-	-	-
その他	62	87	54	42	69
その他の収益合計	1,241	198	38	1,595	1,857
利息以外の収益合計	7,375	6,395	5,774	5,722	5,905
資産管理および保険業務による収益の内訳					
ファンド管理による収益	1,334	1,337	1,149	-	-
生命保険の保険料による収益	1,002	881	761	-	-
生命保険の手数料、投資収益およびその他の収益	530	639	1,125	-	-
生命保険の保険金請求および生命保険債務の変動に係る費用	(833)	(857)	(1,297)	-	-
損害保険およびプライベート・モーゲージ保険の純保険料収入	453	426	402	-	-
損害保険およびプライベート・モーゲージ保険の投資、手数料およびその他の収益	30	22	25	-	-
損害保険およびプライベート・モーゲージ保険における保険金請求、引受および手数料費用	(288)	(194)	(221)	-	-
資産管理および保険業務による収益合計	2,228	2,254	1,944	-	-

¹ リスク管理目的で保有する金融派生商品による収益は、ヘッジ会計が行われていない外貨建資本および利益の経済的ヘッジの影響を反映している。

注記5. 業務費用

会計方針

業務費用は、関連するサービスが提供された時点、あるいは資産が消費された時点または債務が発生した時点で認識される。

給与およびその他の人件費

給与および賃金は、従業員が便益を受け取るためにサービスを提供する期間にわたり認識される。

株式報酬および退職年金給付の会計方針については、それぞれ注記37および注記38に記載されている。その他の従業員給付の会計方針については、注記28に記載されている。

オペレーティング・リース賃借料

オペレーティング・リースの支払額は、リース期間にわたり定額法で費用として損益計算書に認識されるが、別の規則的な方法が受領した便益の時間的配分をよりよく表している場合にはその方法により認識される。オペレーティング・リース締結時に受取ったインセンティブは負債として計上され、リース期間にわたり定額法で賃借料の減額として償却される。

減価償却費、償却費および減損

各カテゴリの資産の耐用年数は以下のとおりである。

- | | |
|-----------------|---------|
| ・ 土地および建物 | 最長50年 |
| ・ 建物付属設備 | 最長10年 |
| ・ 器具および備品 | 3年から15年 |
| ・ IT機器 | 3年から5年 |
| ・ リース資産 | 最長7年 |
| ・ コンピュータ・ソフトウェア | 3年から10年 |
| ・ コア預金の無形資産 | 9年 |
| ・ その他の無形資産 | 3年から8年 |

コンピューター・ソフトウェア資産および直接関連するハードウェアは、定額法または(級数法を用いた)逓減残高法のいずれかで耐用年数3年から10年にわたり償却される。耐用年数および償却方法は、各資産から受け取る予想される便益の評価に基づき適用される。

その他のすべての資産カテゴリの減価償却費および償却費は、見積耐用年数にわたり残存価値控除後の資産の取得原価を配分するよう、定額法を用いて算定される。

当期において、当行グループは特定のテクノロジー資産の減価償却方法および耐用年数の両方を見直した。これにより、当期において、本来であれば今後8年間にわたり認識されたであろうテクノロジー資産の減価償却費、償却費および減損が505百万豪ドル増加した。

減損費用は、資産の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に業務費用の一部として認識される。

資産管理取得費用

繰延取得費用とは、主に当行グループの生命保険および個人向け資産運用事業に関連した新規事業の取得に直接関連し、追加発生した変動費のことである。これらの費用は資産として計上され、関連する収益の認識と同じ基準で損益計算書上において償却される。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
給与およびその他の人件費					
従業員の報酬、受給権および諸経費	4,094	3,990	3,762	3,199	3,120
退職年金費用 ¹	362	336	324	294	272
株式報酬	174	184	155	119	133
事業再編費用	74	61	28	71	57
給与およびその他の人件費合計	4,704	4,571	4,269	3,683	3,582
設備および賃借費用					
オペレーティング・リース賃借料	586	565	565	507	481
不動産および設備の減価償却費	229	199	183	190	156
その他	139	140	125	113	111
設備および賃借費用合計	954	904	873	810	748
テクノロジー費用					
IT機器の減価償却費および減損	170	105	94	152	91
ソフトウェア資産の償却および減損	1,051	493	403	927	413
ソフトウェアのメンテナンスおよびライセンス	221	199	220	181	159
技術サービス	575	541	483	432	442
データ処理	67	69	64	65	68
電気通信	204	167	142	178	139
テクノロジー費用合計	2,288	1,574	1,406	1,935	1,312
その他の費用					
無形資産および繰延費用の償却および減損	221	223	224	207	207
子会社に対する投資の減損	-	-	-	19	22
貸付以外の損失	74	(23)	43	64	(33)
クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム	134	136	135	134	136
専門サービス	615	580	526	425	377
郵便および事務用消耗品	204	205	222	159	158
広告	150	159	164	117	114
ウエストパック200周年基金への拠出金	-	100	-	-	100
その他の費用	129	118	114	220	216
その他の費用合計	1,527	1,498	1,428	1,345	1,297
業務費用合計²	9,473	8,547	7,976	7,773	6,939

¹ 確定給付費用の詳細については、注記38を参照のこと。

² 業務費用の表示は、当行グループの事業の性質をより適切に反映するよう修正されており、一貫性を保つために比較数値も修正されている。

注記6. 減損費用**会計方針**

当行グループは、貸付金ポートフォリオの減損の客観的証拠があるかどうかを各決算日現在で評価している。金融資産の信頼性をもって見積ることができる見積キャッシュ・フローに影響を及ぼす1つ以上の損失の事象の結果として、減損の客観的証拠がある場合、減損費用が発生する。客観的証拠には、債務者の重大な財政的困難、借り手の支払状況の悪化、貸付金グループに係る債務不履行に関連する国内または地域の経済情勢が含まれる。減損費用の金額は当該資産の帳簿価額と貸付金の当初実効金利で割引かれた見積将来キャッシュ・フロー(発生していない将来の信用損失を除く)の現在価値との差額として測定される。貸付金の帳簿価額は、個別評価または一括評価される引当金勘定(注記14を参照のこと)の取崩により減額され、損失額は損益計算書に認識される。貸付金に変動金利が付されている場合、減損を測定する際の割引率は現行の実効金利になる。

貸付金または貸付金の一部が回収できない場合、それは関連する減損引当金に対して償却される。かかる貸付金は、すべての必要な手続きが完了し、損失の金額が決定された後に償却される。過去に償却された金額がその後回収された場合には、損益計算書の貸付金の減損費用の金額を減少させる。その後の期間において、減損費用の金額が減少し、その減少が減損の認識後に生じる事象に客観的に関連付けることができる場合(債務者の信用格付の改善など)、過去に認識された減損費用は引当金勘定を調整することにより戻入れられる。戻入額は損益計算書に認識される。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
減損費用の調整					
個別評価引当金繰入額	566	684	1,112	457	550
戻入れ	(297)	(433)	(479)	(274)	(373)
回収	(131)	(106)	(76)	(82)	(73)
一括評価引当金繰入額	615	505	290	521	457
減損費用	753	650	847	622	561

減損費用に対する引当金に関する詳細については、注記14を参照のこと。

注記7. 法人税等

会計方針

当期の税金は、当期税金および繰延税金から構成される。税金は損益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、その他の包括利益計算書に認識される。

当期税金とは、決算日現在、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されている税率および法律を用いた事業年度の課税所得に対して予想される税金債務および過年度の税金債務に対する調整のことである。

繰延税金は貸借対照表法を用いて会計処理され、財務書類上の資産および負債の帳簿価額と、税務上当該資産および負債に帰属する金額との一時差異が計上される。繰延税金は以下の項目について認識される。

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のどちらの損益にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識に係る一時差異
- ・予測可能な将来において一時差異の解消が見込まれない子会社に対する投資に関連する一時差異
- ・のれんの当初認識時に生じる税務上の一時差異

繰延税金は、決算日現在、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されており、資産が現金化または負債が決済される期間に適用される予定の税率および法律を用いて決定される。

繰延税金資産は将来の課税所得が利用される繰延税金資産に対して利用可能であると見込まれる範囲まで認識される。

繰延税金資産と繰延税金負債は、同一の課税対象企業または同一の課税対象企業グループ内の別の企業について同じ税務当局によって課税される法人税等に関連する場合、ならびに当行グループが純額で決済する法的権利および意志を有する場合に相殺される。

親会社およびそのオーストラリアの完全所有被支配会社は、オーストラリアの税法に基づく連結納税グループの一部である。親会社は連結納税グループの親会社である。連結納税グループのすべての事業体は税金分担契約を締結しており、これは取締役会の考えでは、親会社が債務不履行に陥った場合に、完全所有会社の連帯責任を制限するものである。

税金費用/収益、一時差異から発生する繰延税金負債および資産は、連結納税グループの各企業の個別財務書類において、「グループ割当基準」を用いて認識される。当期税金負債および資産ならびに連結納税グループ企業の未使用の税務上の欠損金および関連する税額控除から生じる繰延税金資産は、親会社が(連結納税グループの親会社として)認識する。

これらの事業体は税金拋出契約も締結しており、当該契約に従い、完全所有会社は引受けた未払法人税等について親会社を全額補償し、連結納税制度に基づき親会社に移転された未使用の繰越欠損金または未使用の税額控除に係る未収還付税等および繰延税金資産について親会社より補償を受ける。

納税引当金の決定は、注記1d()に詳述のとおり、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの一つである。

法人税等

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期の法人税等は税引前利益に対して以下のとおり調整される。					
税引前利益	11,416	10,740	9,772	8,868	9,469
オーストラリアの法人税率30%で計算した 想定税額	3,425	3,222	2,932	2,660	2,841
課税所得の計算における損金不算入(非課税) 額の影響					
税率の変更	-	1	(2)	-	1
配当金調整	11	7	(2)	(453)	(493)
生命保険：					
保険契約者の稼得に対する税金調整	-	3	24	-	-
生命保険事業に係る税率に対する調整	(4)	(4)	(8)	1	1
ハイブリッド資本の分配金	46	36	26	46	36
その他の非課税項目	(52)	(22)	(18)	(23)	(22)
その他の損金不算入項目	25	46	37	19	39
海外税率の調整	(27)	(22)	-	3	10
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	(88)	(14)	(7)	(76)	(15)
その他の項目 ¹	12	(138)	(35)	(56)	(163)
損益計算書における法人税等合計	3,348	3,115	2,947	2,121	2,235
法人税等の内訳					
経常利益に対する法人税等の内訳：					
当期法人税額	3,347	2,704	2,566	2,329	1,923
繰延法人税額	89	425	388	(132)	327
過年度引当不足/(過剰)額	(88)	(14)	(7)	(76)	(15)
経常利益に対する法人税等合計	3,348	3,115	2,947	2,121	2,235
オーストラリア合計	2,964	2,694	2,595	2,117	2,172
海外合計	384	421	352	4	63
経常利益に対する法人税等合計	3,348	3,115	2,947	2,121	2,235

¹ 2014年度は過年度における税務調査の終了に伴い、計上が要求されなくなった引当金の戻入れを含む。

2015年度の実効税率は29.3%(2014年度は29.0%)であった。

繰延税金資産

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
繰延税金資産残高は、以下に帰属する一時差異から成る： 損益計算書に認識された金額				
貸付金の減損費用に対する引当金	906	926	726	756
長期休職、年次有給休暇およびその他従業員給付に対する引当金	299	311	274	271
金融商品	269	180	221	163
不動産および設備	235	227	222	217
その他の引当金	182	184	164	169
その他の負債	334	340	326	324
	2,225	2,168	1,933	1,900
その他の包括利益に直接認識された金額				
売却可能有価証券	12	(55)	18	(35)
退職給付に係る積立不足	62	113	61	113
	74	58	79	78
相殺規定に従った、繰延税金負債相殺額 ¹	(922)	(829)	(549)	(656)
繰延税金資産純額	1,377	1,397	1,463	1,322
12ヶ月以内に回収される見込みの繰延税金資産純額	430	376	492	349
12ヶ月を超えて回収される見込みの繰延税金資産純額	947	1,021	971	973
変動				
期首残高	1,397	1,773	1,322	1,632
損益計算書計上額	886	484	689	374
その他の包括利益において認識された額	16	(31)	1	(28)
相殺規定に従った、繰延税金資産相殺額 ¹	(922)	(829)	(549)	(656)
期末残高	1,377	1,397	1,463	1,322

¹ 繰延税金資産と繰延税金負債は、同一の課税対象企業または同一の課税グループ内における別の課税対象企業のいずれかについて同一の税務当局によって課税される法人税等に関連する場合に相殺される。

未認識の繰延税金資産

特定の税務上の欠損金に対応する将来の課税所得が見込めなかったため、これらの項目に関連する繰延税金資産は認識されなかった。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
収益勘定に係る税務上の欠損金	80	82	72	73

繰延税金負債

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
繰延税金負債残高は、以下に帰属する一時差異から成る:損益計算書に認識された金額				
金融商品	249	135	204	156
ファイナンス・リース取引	142	142	41	34
不動産および設備	112	223	116	217
生命保険に関する資産	73	53	-	-
その他の資産	385	262	132	185
	961	815	493	592

その他の包括利益に直接認識された金額

キャッシュ・フロー・ヘッジ	16	69	56	64
相殺規定に従った、繰延税金負債相殺額 ¹	(922)	(829)	(549)	(656)

繰延税金負債純額

12ヶ月以内に回収される見込みの繰延税金負債純額	25	24	-	-
12ヶ月を超えて回収される見込みの繰延税金負債純額	30	31	-	-

変動

期首残高	55	22	-	-
損益計算書計上額	975	909	557	701
その他の包括利益において認識された額	(53)	(47)	(8)	(45)
相殺規定に従った、繰延税金資産相殺額 ¹	(922)	(829)	(549)	(656)
期末残高	55	55	-	-

¹ 繰延税金資産と繰延税金負債は、同一の課税対象企業または同一の課税グループ内における別の企業のいずれかについて同一の税務当局に関連する場合に相殺される。

未認識の繰延税金負債

親会社が負債を発生させるか否かを管理しており、かつ親会社が予測可能な将来に負債を生じさせる意図がないことから、子会社に対する投資に係る一時差異合計49百万豪ドル(2014年度:44百万豪ドル)に関連する繰延税金負債は認識されていない。

注記8. 1株当たり利益

会計方針

基本的1株当たり利益(以下「EPS」という。)は、株主に帰属する当期純利益(その他エクイティ商品のサービシング費用を除く。)を、事業年度中の発行済普通株式の加重平均株式数(当行グループが買戻しを行い、自己株式として保有している普通株式数を除く。)で除することによって算定される。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されると仮定して、利益および発行済普通株式の加重平均株式数を調整することによって算定される。

潜在的希薄化効果のある商品に関する詳細については、注記20「借入資本」および注記37「株式報酬」を参照のこと。

	連結					
	2015年		2014年		2013年	
	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後
普通株式1株当たり利益の算定に使用された利益の調整(百万豪ドル)						
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益	8,012	8,012	7,561	7,561	6,751	6,751
制限株式制度(以下「RSP」という。)自己株式の分配金 ¹	(6)	-	(10)	-	(12)	-
転換可能な借入資本商品に関連する分配金	-	184	-	165	-	161
希薄化による影響調整後のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益	8,006	8,196	7,551	7,726	6,739	6,912
普通株式の加重平均株式数(百万株)						
加重平均普通株式数	3,134	3,134	3,109	3,109	3,100	3,100
保有する自己株式の影響	(10)	(10)	(11)	(11)	(13)	(13)
潜在的希薄化効果の調整：						
オプションおよび新株引受権の行使、ならびに制限株式の権利確定	-	6	-	9	-	14
転換可能な借入資本商品	-	157	-	130	-	137
普通株式の加重平均株式数合計	3,124	3,287	3,098	3,237	3,087	3,238
普通株式1株当たり利益(豪セント)	256.3	249.3	243.7	238.7	218.3	213.5

¹ 従業員に付与された株式が権利未確定の間、RSP自己株式は、発行済普通株式の加重平均株式数の算定において発行済普通株式から控除される。株式が権利未確定であるにもかかわらず、従業員は当該株式に対する配当金を受ける権利および議決権を与えられる。したがって、普通株主に帰属する利益の算定において、当期利益の一部はRSP自己株式に分配される。

注記9. 平均残高および金利

当行グループの利付資産および利付負債の主な分類についての平均残高および関連利息は、以下の表のとおりである。使用される平均は、主に日次平均である。

	連結								
	2015年			2014年			2013年		
	平均残高	受取利息	平均金利	平均残高	受取利息	平均金利	平均残高	受取利息	平均金利
百万豪ドル	百万豪ドル	%	百万豪ドル	百万豪ドル	%	百万豪ドル	百万豪ドル	%	
資産									
利付資産									
他の金融機関に対する債権：									
オーストラリア	2,542	63	2.5	2,433	60	2.5	2,852	86	3.0
ニュージーランド	359	6	1.7	294	5	1.7	338	5	1.5
海外	7,005	18	0.3	5,151	19	0.4	5,959	22	0.4
商品有価証券および公正価値で測定するその他の金融資産：									
オーストラリア	28,077	822	2.9	32,877	1,226	3.7	38,506	1,560	4.1
ニュージーランド	3,812	138	3.6	4,358	132	3.0	3,309	88	2.7
海外	4,772	72	1.5	10,134	124	1.2	6,262	84	1.3
売却可能有価証券：									
オーストラリア	36,974	1,422	3.8	27,222	1,230	4.5	21,475	1,107	5.2
ニュージーランド	2,886	130	4.5	2,384	107	4.5	2,085	93	4.5
海外	2,040	82	4.0	1,351	49	3.6	1,089	26	2.4
法定準備預金：									
その他の海外	1,147	12	1.0	1,369	18	1.3	1,512	23	1.5
貸付金およびその他の債権 ¹ ：									
オーストラリア	502,474	25,280	5.0	474,570	25,498	5.4	449,405	26,712	5.9
ニュージーランド	63,349	3,818	6.0	59,240	3,449	5.8	50,801	2,924	5.8
海外	28,377	432	1.5	25,979	331	1.3	16,276	279	1.7
利付資産および受取利息合計	683,814	32,295	4.7	647,362	32,248	5.0	599,869	33,009	5.5
無利息資産									
現金、他の金融機関に対する債権および法定準備預金	1,970			1,513			723		
金融派生商品	49,400			28,866			33,967		
生命保険に関する資産	11,590			13,687			12,713		
その他すべての資産 ²	51,929			45,696			41,023		
無利息資産合計	114,889			89,762			88,426		
資産合計	798,703			737,124			688,295		

¹ 貸付金および債権は貸付金の減損費用に対する引当金控除後の金額で表示されている。その他の債権には、利付のその他の資産および中央銀行預け金が含まれる。

² 不動産および設備、のれんおよび無形資産、その他の資産、繰延税金ならびにモーゲージ相殺勘定に関連する無利息貸付金が含まれる。

	連結								
	2015年			2014年			2013年		
	平均残高 百万 豪ドル	支払利息 百万 豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万 豪ドル	支払利息 百万 豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万 豪ドル	支払利息 百万 豪ドル	平均金利 %
負債									
利付負債									
他の金融機関に対する債務：									
オーストラリア	11,839	247	2.1	10,253	250	2.4	4,218	131	3.1
ニュージーランド	584	14	2.4	547	11	2.0	458	7	1.5
海外	5,417	43	0.8	4,767	39	0.8	4,648	52	1.1
預金およびその他の借入金：									
オーストラリア	357,199	8,815	2.5	342,385	9,850	2.9	325,634	11,141	3.4
ニュージーランド	45,555	1,643	3.6	42,444	1,453	3.4	35,674	1,214	3.4
海外	30,760	211	0.7	29,347	196	0.7	25,368	200	0.8
借入資本：									
オーストラリア	10,888	492	4.5	8,729	424	4.9	7,183	414	5.8
海外	753	43	5.7	1,358	66	4.9	2,436	115	4.7
その他の利付負債 ¹ ：									
オーストラリア	164,075	5,856	3.6	151,742	5,824	3.8	144,777	6,353	4.4
ニュージーランド	12,842	661	5.1	12,364	552	4.5	10,073	561	5.6
海外	716	3	0.4	2,617	41	1.6	1	-	-
利付負債および支払利息合計	640,628	18,028	2.8	606,553	18,706	3.1	560,470	20,188	3.6
無利息負債									
預金および他の金融機関に対する債務：									
オーストラリア	29,948			23,826			19,173		
ニュージーランド	3,531			3,169			2,578		
海外	1,061			812			783		
金融派生商品	51,808			31,172			35,542		
生命保険契約債務	10,035			12,359			11,574		
その他すべての負債 ²	11,477			11,894			11,853		
無利息負債合計	107,860			83,232			81,503		
負債合計	748,488			689,785			641,973		
株主持分	49,361			46,477			44,350		
非支配持分	854			862			1,972		
株主持分合計	50,215			47,339			46,322		
負債および株主持分合計	798,703			737,124			688,295		

¹ 財務部門のバランスシート・マネジメント活動の正味影響額を含む。

² その他の負債、引当金、当期および繰延税金負債を含む。

以下の表は、直近2事業年度における純利息収益の増減を、元本の変動による部分と金利の変動による部分に配分したものである。元本の変動および金利の変動は、平均残高における増減、ならびに平均利付資産および平均利付負債に係る金利の変動について算定されている。元本および金利の両方が変動したことによる増減は、合計に対するそれぞれの変動の豪ドル金額の割合で配分されている。

	連結					
	2015年			2014年		
	元本による 変動額	金利による 変動額	合計	元本による 変動額	金利による 変動額	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
利付資産						
他の金融機関に対する債権：						
オーストラリア	3	-	3	(13)	(13)	(26)
ニュージーランド	1	-	1	(1)	1	-
海外	7	(8)	(1)	(3)	-	(3)
商品有価証券および公正価値で測定するその他の 金融資産：						
オーストラリア	(179)	(225)	(404)	(229)	(105)	(334)
ニュージーランド	(17)	23	6	28	16	44
海外	(66)	14	(52)	54	(14)	40
売却可能有価証券：						
オーストラリア	441	(249)	192	296	(173)	123
ニュージーランド	23	-	23	13	1	14
海外	25	8	33	6	17	23
法定準備預金：						
海外	(3)	(3)	(6)	(2)	(3)	(5)
貸付金およびその他の債権：						
オーストラリア	1,499	(1,717)	(218)	1,496	(2,710)	(1,214)
ニュージーランド	239	130	369	486	39	525
海外	31	70	101	166	(114)	52
受取利息の増減合計	2,004	(1,957)	47	2,297	(3,058)	(761)

	連結					
	2015年			2014年		
	元本による 変動額	金利による 変動額	合計	元本による 変動額	金利による 変動額	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
利付負債						
他の金融機関に対する債務：						
オーストラリア	39	(42)	(3)	187	(68)	119
ニュージーランド	1	2	3	1	3	4
海外	5	(1)	4	1	(14)	(13)
預金およびその他の借入金：						
オーストラリア	426	(1,461)	(1,035)	573	(1,864)	(1,291)
ニュージーランド	106	84	190	230	9	239
海外	9	6	15	31	(35)	(4)
借入資本：						
オーストラリア	105	(37)	68	89	(79)	10
海外	(29)	6	(23)	(51)	2	(49)
その他の利付負債：						
オーストラリア	473	(441)	32	306	(835)	(529)
ニュージーランド	21	88	109	128	(137)	(9)
海外	(30)	(8)	(38)	-	41	41
支払利息の増減合計	1,126	(1,804)	(678)	1,495	(2,977)	(1,482)
純利息収益の変動額：						
オーストラリア	721	(210)	511	395	(155)	240
ニュージーランド	118	(21)	97	167	182	349
海外	39	78	117	240	(108)	132
純利息収益の増減合計	878	(153)	725	802	(81)	721

[前へ](#)[次へ](#)

金融資産および金融負債

注記10. 他の金融機関に対する債権

会計方針

他の金融機関に対する債権は、活発な市場における相場価格がなく、定額または確定可能な支払額を有するデリバティブ以外の金融資産である。これには、コンデュイット型資産、差入担保および他の銀行への貸付金が含まれる。これらの金融資産は、公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
コンデュイット型資産 ¹	823	1,417	-	-
現金担保	7,602	3,830	7,586	3,686
銀行間貸付	1,158	2,177	1,155	1,797
他の金融機関に対する債権合計	9,583	7,424	8,741	5,483

¹ コンデュイット型資産に関する詳細は注記25に開示されている。コンデュイット型資産は、注記19で開示されている関連するコンデュイット型負債への充当にのみ利用可能である。

注記11. 商品有価証券および公正価値で測定するその他の金融資産**会計方針**

商品有価証券は、主に短期間で売却する目的で取得された資産、あるいはまとめて運用され、最近の傾向が短期の利益獲得であるという証拠がある金融商品のポートフォリオの一部である。これには、活発に取引される負債商品およびエクイティ商品が含まれる。

開始時に公正価値で測定する金融資産には、トレーディング・ポートフォリオの一部である売却条件付購入有価証券、および組込デリバティブを含む、公正価値で管理されている、あるいは会計上のミスマッチが減少または解消するその他の金融資産が含まれる。会計上のミスマッチを減少させるために公正価値で測定すると指定されている個人向け固定利付手形のポートフォリオは、その性質のため、貸借対照表において貸付金に表示されている(注記13を参照のこと)。

これらの金融商品は公正価値で認識され、損益は損益計算書に含まれる。政府証券およびその他の負債証券について得られた利息は純利息収益(注記3)において認識され、持分証券の配当金は利息以外の収益 - その他の収益(注記4)に計上される。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
商品有価証券	20,170	36,881	39,448	18,272	35,794
売却条件付購入有価証券	3,982	6,275	6,882	3,982	6,275
公正価値で測定するその他の金融資産	3,302	2,753	2,759	2,642	2,255
商品有価証券および公正価値で測定するその他の金融資産合計	27,454	45,909	49,089	24,896	44,324

商品有価証券には、以下が含まれる。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
政府証券および準政府証券	12,545	25,275	20,518	11,937	25,244
負債証券	7,555	11,519	18,883	6,265	10,463
持分証券	20	44	22	20	44
その他	50	43	25	50	43
商品有価証券合計	20,170	36,881	39,448	18,272	35,794

公正価値で測定するその他の金融資産には、以下が含まれる。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
負債証券	2,900	2,447	2,471	2,531	2,117
持分証券	402	306	288	111	138
公正価値で測定するその他の金融資産合計	3,302	2,753	2,759	2,642	2,255

当行グループの負債証券の保有合計にはオーストラリアの3つの州政府(クィーンズランド・トレジャリー・コーポレーション：13,447百万豪ドル、NSWトレジャリー・コーポレーション：9,065百万豪ドル、トレジャリー・コーポレーション・オブ・ビクトリア：5,706百万豪ドル)が含まれており、それぞれの簿価および市場価値の総額は、2015年9月30日現在の当行グループの株主持分合計の10%を超過していた。

当行グループは、米国中期国債8,473百万豪ドル(2014年度：4,559百万豪ドル、2013年度：4,978百万豪ドル)を保有している。

上記は双方とも2015年9月30日現在、商品有価証券、公正価値で測定するその他の金融資産および売却可能有価証券(注記12)に認識されている。

注記12. 売却可能有価証券

会計方針

売却可能有価証券は公正価値で保有され、損益はその他の包括利益に含まれる。この分類は、トレーディング目的で保有されないまたは損益計算書を通じて公正価値で測定する負債証券または持分証券、あるいは貸付金および債権に使用される。

当行グループは、減損の客観的な証拠の有無を各報告日現在で評価する。売却可能有価証券の信頼性をもって見積ることができる見積キャッシュ・フローに影響を及ぼす1つ以上の損失の事象の結果として、減損の客観的証拠がある場合、減損は存在する。売却可能に分類された負債商品に関する減損の証拠には、発行体の重大な財政的困難または支払状況の悪化、あるいは金融資産グループに係る債務不履行に関連する国内または地域の経済情勢が含まれる。売却可能に分類された持分投資に関しては、資産が減損しているかどうかを決定する際に、有価証券の公正価値の取得原価を下回る大幅なまたは長期にわたる減少についても考慮される。売却可能金融資産に関してこのような証拠が存在する場合、累積損失(取得原価と現在の公正価値との差額から、過去に損益計算書で認識された減損費用を控除して測定)はその他の包括利益から除かれ、損益計算書に認識される。その後の期間において、売却可能負債商品の公正価値が増加し、その増加が損益計算書で減損事象発生後に生じる事象に客観的に関連する場合、減損費用は損益計算書を通じて戻入れられる。エクイティ商品に係る減損費用のその後の戻入は、当該商品が処分されるまで損益計算書に認識されない。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
売却可能有価証券					
政府証券および準政府証券	41,112	22,573	19,941	38,182	19,858
負債証券	13,672	13,241	9,868	12,133	12,127
持分証券 ¹	49	210	202	29	24
売却可能有価証券合計	54,833	36,024	30,011	50,344	32,009

¹ 公正価値を信頼性をもって測定することができないため、一部の非上場有価証券に対する投資は、取得原価で測定されている。これらの投資は、活発な市場が存在せず相場価格の入手が不可能な企業における非支配持分を表している。2015年度：33百万豪ドル(2014年度：16百万豪ドル)

以下の表は、2015年9月30日現在の当行グループの売却可能有価証券の期日別内訳およびその加重平均利回りを示したものである。非課税扱いの有価証券はない。

	2015年											
	1年以内		1年超 5年以内		5年超 10年以内		10年超		特定の期日 なし		合計	加重 平均
	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%
帳簿価額												
政府証券および準政府証券	12,002	3.5%	16,097	4.2%	13,013	3.2%	-	-	-	-	41,112	3.8%
負債証券	1,403	2.7%	11,183	3.4%	1,086	3.7%	-	-	-	-	13,672	3.3%
持分証券	-	-	-	-	-	-	-	-	49	-	49	-
期日別合計	13,405		27,280		14,099		-		49		54,833	

期日の区分は、売却可能商品に関する契約上の期日に基づき決定される。

注記13. 貸付金

会計方針

貸付金は、活発な市場における相場価格がなく、定額または確定可能な支払額を有するデリバティブ以外の金融資産である。これは公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初認識される。貸付金は、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価で測定され、減損引当金控除後の金額で表示される。

モーゲージ・ファシリティと預金ファシリティの両方を有するローン商品は、貸借対照表において総額で表示され、貸付金と預金の要素は相殺基準を満たさないため、貸借対照表の各勘定科目に分類される。当該商品について得られた利息は、顧客が課せられた利息の発生状況を反映しているため、損益計算書に純額で表示される。

貸付金には、ファイナンス・リースに分類されるリースが含まれる。貸し手として、当行グループは主にファイナンス・リースを提供している。ファイナンス・リースでは、リース資産の実質的にすべてのリスクおよび便益が借手に移転する。ファイナンス・リースに基づき保有する資産は、リースに対する純投資に等しい金額で認識される。金融収益の認識は、ファイナンス・リースに対する当行グループの純投資に係る一定の期間収益を反映する傾向に基づいている。

以下の表は、商品の種類別に分類された貸付金を示したものである。貸付金は、計上を行った拠点の所在地に基づいて分類される。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア				
住宅	375,848	351,037	375,826	351,009
個人向け(貸付金およびカード)	22,234	21,242	16,321	14,080
法人向け	145,481	136,903	138,478	128,241
信用取引に伴う貸付金	1,980	1,960	1,987	1,984
その他	112	113	112	113
オーストラリア合計	545,655	511,255	532,724	495,427
ニュージーランド				
住宅	38,351	35,465	-	-
個人向け(貸付金およびカード)	1,800	1,636	-	-
法人向け	23,485	21,279	328	305
その他	93	90	-	-
ニュージーランド合計	63,729	58,470	328	305
その他外国				
トレード・ファイナンス	5,639	6,147	5,639	6,146
その他	11,321	7,644	9,857	6,315
その他外国合計	16,960	13,791	15,496	12,461
貸付金合計	626,344	583,516	548,548	508,193
貸付金に対する引当金(注記14参照)	(3,028)	(3,173)	(2,473)	(2,589)
貸付金純額合計 ^{1,2}	623,316	580,343	546,075	505,604

¹ 貸付金純額には、会計上のミスマッチを軽減させるために公正価値で測定する貸付金7,076百万豪ドル(2014年度：9,930百万豪ドル)が含まれている。信用リスクに対する公正価値の累計調整額は、当行グループおよび親会社について41百万豪ドル(2014年度：62百万豪ドル)の減少である。当期に認識された信用リスクに帰属する貸付金の公正価値の変動は、当行グループおよび親会社について21百万豪ドル(2014年度：36百万豪ドル)である。

² 貸付金の表示は、当行グループの事業の性質をより適切に反映するよう修正されており、比較可能性を高めるために比較数値も修正されている。

以下の表は、業種別に分類した貸付金を示したものである。

	連結				
	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア					
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,690	7,447	7,108	7,106	7,121
農業、林業および漁業	7,741	7,224	7,304	7,549	7,790
建設業	6,114	6,416	6,049	6,313	6,084
金融業および保険業	16,054	14,644	13,259	13,101	15,925
政府、行政および防衛	794	784	881	930	781
製造業	9,538	9,269	9,415	10,663	11,339
鉱業	4,441	3,293	2,339	1,836	1,488
不動産業、資産関連サービス業および 法人向けサービス業	59,337	55,150	49,030	47,184	45,559
サービス業 ¹	11,756	10,874	9,715	9,467	8,936
商業 ²	16,038	15,616	14,619	15,868	16,094
運輸業および倉庫業	10,002	9,330	8,868	9,351	6,677
公益事業 ³	3,549	3,272	3,002	3,239	2,581
個人向け融資	390,592	365,822	340,139	328,109	316,777
その他	2,009	2,114	2,416	2,298	1,330
オーストラリア合計	545,655	511,255	474,144	463,014	448,482
海外					
ホテル業、喫茶業および飲食業	652	562	585	594	580
農業、林業および漁業	7,938	6,938	6,506	5,345	4,975
建設業	1,447	1,184	1,367	1,220	1,180
金融業および保険業	6,643	3,880	2,960	2,406	1,998
政府、行政および防衛	432	389	639	533	464
製造業 ⁴	6,402	5,091	4,484	3,682	2,925
鉱業 ⁴	1,203	2,010	1,335	640	368
不動産業、資産関連サービス業および 法人向けサービス業	13,672	12,448	11,225	9,620	9,659
サービス業 ¹	2,774	2,486	2,651	2,174	2,149
商業 ^{2,4}	6,161	6,127	5,435	4,411	4,047
運輸業および倉庫業	2,439	1,730	1,528	1,589	1,928
公益事業 ³	1,820	1,764	1,476	1,212	1,010
個人向け融資	29,029	27,462	25,363	21,766	20,723
その他	77	190	108	73	166
海外合計	80,689	72,261	65,662	55,265	52,172
貸付金合計	626,344	583,516	539,806	518,279	500,654
貸付金に対する引当金	(3,028)	(3,173)	(3,642)	(3,834)	(4,045)
貸付金純額合計	623,316	580,343	536,164	514,445	496,609

¹ サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

² 商業には卸売業および小売業が含まれる。

³ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

⁴ 比較数値は比較可能性を高めるために修正再表示されている。

以下の表は、2015年9月30日現在における顧客の業種別の全貸付金について、契約上の期日の分布をまとめたものを示している。

	2015年			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリアにおける顧客の業種別による貸付金¹				
ホテル業、喫茶業および飲食業	2,306	4,739	645	7,690
農業、林業および漁業	2,808	4,063	870	7,741
建設業	1,364	3,627	1,123	6,114
金融業および保険業	5,591	6,536	3,927	16,054
政府、行政および防衛	44	302	448	794
製造業	3,260	4,940	1,338	9,538
鉱業	795	1,959	1,687	4,441
不動産業、資産関連サービス業および法人向けサービス業	18,838	32,015	8,484	59,337
サービス業 ²	1,560	7,729	2,467	11,756
商業 ³	5,912	8,322	1,804	16,038
運輸業および倉庫業	1,377	6,795	1,830	10,002
公益事業 ⁴	94	2,582	873	3,549
個人向け融資	18,665	43,332	328,595	390,592
その他	975	907	127	2,009
オーストラリア合計	63,589	127,848	354,218	545,655
海外合計	24,011	17,150	39,528	80,689
貸付金合計	87,600	144,998	393,746	626,344

¹ 法人向け銀行業務の顧客へのモーゲージ貸付の一部は、関連事業の業種別に分類された5年超の貸付金に含まれる。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

	連結					
	2015年			2014年		
	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
期日到来まで1年超の当行グループ貸付金の金利別内訳						
オーストラリア国内の拠点	394,307	87,759	482,066	353,625	94,316	447,941
海外拠点	18,641	38,037	56,678	16,244	34,746	50,990
期日到来までの1年超の貸付金合計	412,948	125,796	538,744	369,869	129,062	498,931

貸付金には、以下の金融債権が含まれている。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
ファイナンス・リース債権に対する投資総額：				
1年以内に期日が到来	743	904	388	416
1年超5年以内に期日が到来	4,668	5,039	2,228	2,059
5年超に期日が到来	419	689	303	312
ファイナンス・リースに係る未経過金融収益	(804)	(958)	(315)	(327)
ファイナンス・リースに対する投資純額	5,026	5,674	2,604	2,460
回収不能最低リース料に対する引当金	(10)	(26)	(7)	(9)
ファイナンス・リースに対する投資純額(引当金控除後)	5,016	5,648	2,597	2,451
ファイナンス・リースに対する投資純額の内訳は 以下のとおりである：				
1年以内に期日が到来	713	868	375	402
1年超5年以内に期日が到来	4,000	4,305	1,991	1,822
5年超に期日が到来	313	501	238	236
ファイナンス・リースに対する投資純額合計	5,026	5,674	2,604	2,460

注記14. 減損費用に対する引当金**会計方針**

当行グループには、個別評価引当金と一括評価引当金がある。個別評価引当金は、特定の基準値を上回っており、減損していると個別に評価されている貸付金に対して計上される。当行グループが個別評価を行った貸付金に関して減損の客観的証拠が存在しないと判断する場合、類似した信用リスク特性を有する貸付金グループに当該貸付金を含めて、それらについて減損の一括評価を行う。減損の個別評価が行われ、減損が認識された、または継続して認識される貸付金は、減損の一括評価に含まれない。

減損引当金の決定は、注記1d()に記載のとおり、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの一つである。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
一括評価引当金					
期首残高	2,614	2,585	2,771	2,148	2,107
引当金繰入額純額	615	505	290	521	457
償却	(793)	(702)	(708)	(627)	(585)
利息調整	190	189	196	156	151
外貨換算およびその他の調整	37	37	36	5	18
期末残高	2,663	2,614	2,585	2,203	2,148
個別評価引当金					
期首残高	867	1,364	1,470	719	1,123
引当金繰入額	566	684	1,112	457	550
戻入れ	(297)	(433)	(479)	(274)	(373)
償却	(445)	(706)	(691)	(338)	(532)
利息調整	(22)	(34)	(75)	(24)	(36)
外貨換算およびその他の調整	-	(8)	27	3	(13)
期末残高	669	867	1,364	543	719
貸付金および信用コミットメントの 減損費用に対する引当金合計	3,332	3,481	3,949	2,746	2,867
控除：信用コミットメント引当金 (注記28参照)	(304)	(308)	(307)	(273)	(278)
貸付金の減損費用に対する引当金合計	3,028	3,173	3,642	2,473	2,589

以下の表は、過去5年間における業種別の貸付金の減損費用に対する引当金を示したものである。

	連結									
	2015年		2014年		2013年		2012年		2011年	
	百万豪ドル	%								
業種別個別評価引当金										
オーストラリア										
ホテル業、喫茶業および飲食業	38	1.1	47	1.4	59	1.5	53	1.2	45	1.0
農業、林業および漁業	23	0.7	47	1.4	80	2.0	46	1.1	28	0.6
建設業	20	0.6	61	1.8	66	1.7	73	1.7	63	1.4
金融業および保険業	23	0.7	24	0.7	24	0.6	38	0.9	58	1.3
製造業	41	1.2	36	1.0	108	2.7	116	2.7	90	2.0
鉱業	11	0.3	15	0.4	4	0.1	2	0.1	2	-
不動産業、資産関連サービス業 および法人向けサービス業	224	6.8	283	8.1	428	10.9	518	12.2	559	12.7
サービス業 ¹	20	0.6	32	0.9	48	1.2	121	2.9	96	2.2
商業 ²	39	1.2	70	2.0	116	2.9	87	2.1	97	2.2
運輸業および倉庫業	54	1.6	12	0.3	45	1.1	47	1.1	38	0.9
公益事業 ³	-	-	2	0.1	29	0.8	22	0.5	23	0.5
個人向け融資	57	1.7	60	1.7	76	1.9	67	1.6	74	1.7
その他	3	0.1	2	0.1	6	0.2	7	0.2	7	0.2
オーストラリア合計	553	16.6	691	19.9	1,089	27.6	1,197	28.3	1,180	26.7
ニュージーランド										
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	-	-	-	1	-	5	0.1	2	-
農業、林業および漁業	6	0.2	6	0.2	17	0.4	20	0.5	20	0.5
建設業	1	-	1	-	6	0.2	2	0.1	4	0.1
金融業および保険業	-	-	-	-	9	0.2	9	0.2	3	0.1
製造業	33	1.0	33	0.9	6	0.2	16	0.4	29	0.7
鉱業	13	0.4	36	1.0	37	0.9	-	-	1	-
不動産業、資産関連サービス業 および法人向けサービス業	43	1.3	38	1.1	71	1.8	116	2.7	112	2.5
サービス業 ¹	2	0.1	1	-	40	1.0	35	0.8	6	0.1
商業 ²	1	-	2	0.1	2	0.1	3	0.1	7	0.2
運輸業および倉庫業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
公益事業 ³	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
個人向け融資	8	0.2	10	0.3	17	0.4	14	0.3	27	0.6
ニュージーランド合計	107	3.2	128	3.6	207	5.2	220	5.2	211	4.8
その他の海外合計	9	0.3	48	1.4	68	1.7	53	1.2	70	1.6
個別評価引当金合計	669	20.1	867	24.9	1,364	34.5	1,470	34.7	1,461	33.1
一括評価引当金合計	2,663	79.9	2,614	75.1	2,585	65.5	2,771	65.3	2,953	66.9
減損費用および信用コミットメント に対する引当金合計	3,332	100.0	3,481	100.0	3,949	100.0	4,241	100.0	4,414	100.0

¹ サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

² 商業には卸売業および小売業が含まれる。

³ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

以下の表は、過去5年間に於ける業種別の貸付金の償却の詳細を示したものである。

	連結				
	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
償却					
オーストラリア					
ホテル業、喫茶業および飲食業	(40)	(26)	(31)	(24)	(34)
農業、林業および漁業	(36)	(60)	(30)	(11)	(23)
建設業	(40)	(37)	(46)	(106)	(27)
金融業および保険業	(12)	(10)	(14)	(11)	(5)
製造業	(20)	(85)	(50)	(45)	(134)
鉱業	(17)	(4)	(5)	(1)	(15)
不動産業、資産関連サービス業および法人向けサービス業	(174)	(232)	(340)	(453)	(507)
サービス業 ¹	(18)	(22)	(58)	(41)	(28)
商業 ²	(56)	(70)	(69)	(53)	(57)
運輸業および倉庫業	(24)	(43)	(18)	(37)	(60)
公益事業 ³	(2)	(3)	(2)	(33)	(7)
個人向け融資	(658)	(603)	(545)	(597)	(661)
その他	(13)	(14)	(9)	(11)	(21)
オーストラリア合計	(1,110)	(1,209)	(1,217)	(1,423)	(1,579)
ニュージーランド					
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	(2)	(1)	(2)	(3)
農業、林業および漁業	(3)	(10)	(7)	(23)	(59)
建設業	-	(5)	(4)	(9)	(24)
金融業および保険業	-	(10)	(13)	(2)	(1)
製造業	(1)	(1)	(3)	(17)	(12)
鉱業	(28)	(10)	-	(1)	-
不動産業、資産関連サービス業および法人向けサービス業	(18)	(41)	(94)	(105)	(126)
サービス業 ¹	(1)	(37)	(5)	(5)	(4)
商業 ²	(4)	(3)	(4)	(3)	(15)
運輸業および倉庫業	-	-	(1)	(1)	-
公益事業 ³	-	-	-	-	(13)
個人向け融資	(55)	(49)	(46)	(59)	(84)
その他	-	-	-	(1)	(1)
ニュージーランド合計	(110)	(168)	(178)	(228)	(342)
その他の海外合計	(18)	(31)	(4)	(57)	(6)
償却額合計	(1,238)	(1,408)	(1,399)	(1,708)	(1,927)
以下に関連する償却額：					
一括評価引当金	(793)	(702)	(708)	(756)	(739)
個別評価引当金	(445)	(706)	(691)	(952)	(1,188)
償却額合計	(1,238)	(1,408)	(1,399)	(1,708)	(1,927)

¹ サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

² 商業には卸売業および小売業が含まれる。

³ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

以下の表は、過去5年間に於ける業種別の貸付金の回収の詳細を示したものである。

	連結				
	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
回収					
オーストラリア					
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	-	1	-	-
農業、林業および漁業	-	-	1	-	-
建設業	4	2	1	1	-
金融業および保険業	8	8	3	2	-
製造業	3	3	8	5	-
不動産業、資産関連サービス業および法人向けサービス業	17	12	11	23	9
サービス業 ¹	1	-	-	1	-
商業 ²	1	1	1	1	-
運輸業および倉庫業	-	-	1	1	-
公益事業 ³	-	2	-	-	-
個人向け融資	78	62	41	61	46
その他	1	2	-	1	-
オーストラリア合計	113	92	68	96	55
ニュージーランド合計	18	14	8	8	5
回収額合計	131	106	76	104	60
償却額合計	(1,238)	(1,408)	(1,399)	(1,708)	(1,927)
償却額および回収額の純額	(1,107)	(1,302)	(1,323)	(1,604)	(1,867)

¹ サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

² 商業には卸売業および小売業が含まれる。

³ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

[前へ](#)

[次へ](#)

注記15. 生命保険に関する資産および生命保険債務

会計方針

当行グループが運用するファンドに対する投資を含む生命保険会社およびその子会社の保有資産は、AASB第1038号「生命保険契約」で規定されているとおり、損益計算書を通じて公正価値で測定されている。公正価値の変動は損益計算書に含まれる。資産の大半は生命保険法定基金において保有され、1995年生命保険法により課せられている制限内においてのみ利用可能である。主な制限とは、基金における資産は、当該基金の負債および費用への充当、基金事業拡大のための投資の獲得、あるいは支払能力および自己資本比率規制を満たす場合の分配としてのみ利用可能であるということである。したがって、その他の金融資産より流動性が低い。

生命保険債務は、生命保険契約債務、生命保険運用契約債務および生命保険または生命保険運用契約のいずれかを支援することが決定されている法定生命保険基金が管理する投資運用制度に係る外部債務から成る。

生命保険運用契約債務

生命保険運用契約債務は、損益計算書を通じて公正価値で測定される。公正価値は、連動している資産の評価額と、現在の最低解約払戻金のいずれか高い方に基づいている。

生命保険契約債務

生命保険契約債務の価値は、マージン・オン・サービス(margin on services)法を用いて算定される。この手法では、引受けた生命保険契約の特定の種類のリスクおよび不確実性が考慮される。繰延契約獲得費用は、生命保険契約債務の測定基準に含まれ、そのため、債務の測定の際考慮される要素に等しく影響を受ける。この手法は、健全性基準LPS 340「保険契約債務の評価」に準拠している。

この手法に基づき、関連する各商品グループについて、各報告日現在で適用された仮定を用いて計画上の利益および将来の債務の見積りを個別に算定する。利益は、提供されたサービスに応じて、各報告期間にわたって取崩される。計画上の利益の残高は保険契約債務に含まれ、繰り延べられる。

法定生命保険基金が管理する投資運用制度に係る外部債務

法定生命保険基金が管理する投資運用制度に係る外部債務は、損益計算書を通じて公正価値で測定される。

生命保険に関する資産の公正価値の決定には、注記1d()の重要な会計上の仮定および見積りに記載されているその他の金融資産と同一の判断基準を用いる。

生命保険債務の決定も、注記1d()に記載されている当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの一つである。

生命保険に関する資産

	連結	
	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル
直接および投資信託で保有される投資		
株式	4,350	5,063
債券	7,448	4,889
不動産	621	621
貸付金	51	65
その他	655	369
生命保険に関する資産合計	13,125	11,007

2015年9月30日現在、親会社において生命保険に関する資産はなかった(2014年度：ゼロ)。

生命保険債務

契約債務の変動の調整	連結					
	生命保険運用契約		生命保険契約		合計	
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	10,378	8,080	(741)	(652)	9,637	7,428
損益計算書に反映された契約債務の変動	463	545	(95)	(89)	368	456
契約債務に認識された契約の抛出額	875	831	-	-	875	831
契約債務に認識された契約の払戻額	(1,183)	(1,298)	-	-	(1,183)	(1,298)
契約手数料、費用および税金還付	(129)	(140)	-	-	(129)	(140)
投資運用制度の非支配持分の変動	1,991	2,360	-	-	1,991	2,360
期末残高	12,395	10,378	(836)	(741)	11,559	9,637

2015年9月30日現在、親会社において生命保険債務はなかった(2014年度：ゼロ)。

注記16. 他の金融機関に対する債務**会計方針**

他の金融機関に対する債務には、銀行間借入、買戻条件付売却有価証券、現金担保、ならびに中央銀行およびその他の銀行に対する預金(ポスト口残高、決済および清算口座残高を含む)が含まれる。これらの金融資産は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金担保	4,037	3,876	3,445	3,842
オフショア中央銀行預け金	3,922	3,039	3,922	3,039
銀行間借入	5,271	5,478	5,265	5,287
買戻条件付売却有価証券 ¹	5,501	6,243	5,501	6,243
他の金融機関に対する債務合計	18,731	18,636	18,133	18,411

¹ 買戻条件付売却有価証券は、注記1(c)()に記載のとおり、貸借対照表からの認識の中止はない。買戻条件に基づき差入れられた有価証券の帳簿価額は、当行グループおよび親会社について6,998百万豪ドル(2014年度：8,099百万豪ドル)である。

注記17. 預金およびその他の借入金

会計方針

預金およびその他の借入金には、譲渡性預金証書、通知預金および定期預金、その他の関連する利付金融商品ならびに買戻条件付売却有価証券が含まれる。

預金およびその他の借入金は、公正価値で当初認識後、実効金利法を用いた償却原価で、あるいは当初認識時にそのように指定されている場合には損益計算書を通じた公正価値で測定される。

当行グループは、特定の預金およびその他の借入金(トレーディング・ポートフォリオの一部として)公正価値基準で管理されている場合、(リスク管理目的で取引される関連する金融派生商品から生じる)会計上のミスマッチが解消または減少する場合、あるいはその金融商品が組込デリバティブを含んでいる場合、これらの負債を公正価値で測定すると指定している。これらの負債は公正価値で測定され、公正価値の変動(自社の信用リスクを除く)は発生した期間に損益計算書を通じて認識される。公正価値のうち、ウエストパックの自社の信用リスクに帰属する部分の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書を通じて認識される。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に計上される。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア				
譲渡性預金証書	32,156	35,481	32,223	35,538
無利息、要求払	33,030	25,773	33,030	25,773
その他の利付通知預金	209,755	187,904	209,638	187,876
その他の利付定期預金	122,071	133,972	122,071	133,972
オーストラリア合計	397,012	383,130	396,962	383,159
ニュージーランド				
譲渡性預金証書	974	1,031	-	-
無利息、要求払	3,671	3,217	-	-
その他の利付通知預金	21,735	18,418	-	-
その他の利付定期預金	21,863	22,500	-	-
ニュージーランド合計	48,243	45,166	-	-
海外				
譲渡性預金証書	15,054	15,065	15,054	15,065
無利息、要求払	1,009	914	431	355
その他の利付通知預金	1,752	1,694	1,211	1,204
その他の利付定期預金	12,258	14,853	11,851	14,400
海外合計	30,073	32,526	28,547	31,024
預金およびその他の借入金合計	475,328	460,822	425,509	414,183
公正価値で測定する預金およびその他の借入金 ¹	46,239	49,636	45,331	48,661
償却原価で測定する預金およびその他の借入金	429,089	411,186	380,178	365,522
預金およびその他の借入金合計	475,328	460,822	425,509	414,183

¹ 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債の保有者に対して満期日の支払を契約上要求される金額は、当行グループについては46,284百万豪ドル(2014年度: 49,614百万豪ドル)、親会社については45,372百万豪ドル(2014年度: 48,632百万豪ドル)である。

預金の主要な種類における過去3事業年度のそれぞれの平均残高および平均金利は、以下のとおりである。

	連結					
	2015年		2014年		2013年	
	平均残高 百万豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万豪ドル	平均金利 %
オーストラリア						
無利息	29,201		23,082		18,399	
譲渡性預金証書	32,201	2.5%	31,793	2.7%	29,352	3.1%
その他の利付通知預金	199,107	2.0%	182,046	2.5%	162,748	3.1%
その他の利付定期預金	125,891	3.2%	128,546	3.5%	133,534	3.9%
オーストラリア合計	386,400		365,467		344,033	
海外						
無利息	4,514		3,926		3,345	
譲渡性預金証書	16,617	0.6%	15,717	0.5%	15,259	0.6%
その他の利付通知預金	22,427	3.0%	20,354	3.1%	16,483	2.9%
その他の利付定期預金	37,271	2.9%	35,720	2.6%	29,300	2.9%
海外合計	80,829		75,717		64,387	

譲渡性預金証書および定期預金

海外事業所において発行された譲渡性預金証書はすべて、100,000米ドル超であった。

オーストラリアの事業で発行された100,000米ドル超の譲渡性預金証書および定期預金の満期による分類は、以下のとおりである。

	2015年連結				
	3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	1年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
100,000米ドル超の譲渡性預金証書	21,196	10,823	5	132	32,156
100,000米ドル超の定期預金	59,854	22,421	12,792	7,679	102,746

注記18. 損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債**会計方針**

損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債には、当初認識時に公正価値で測定すると指定されている空売有価証券および買戻条件付売却有価証券が含まれる。これらの負債は、当初認識後、公正価値で測定され、公正価値の変動(以下に記載されたものを除く)は発生した期間に損益計算書を通じて認識される。公正価値で測定する金融負債に関して、公正価値のうち、ウエストパックの自社の信用リスクに帰属する部分の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書を通じて認識される。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に計上される。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
買戻条件付売却有価証券 ¹	8,407	17,277	8,407	17,196
空売りされた有価証券	819	1,959	819	1,959
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債合計	9,226	19,236	9,226	19,155

¹ 買戻条件付売却有価証券は、注記1(c)()に記載のとおり、貸借対照表からの認識の中止はない。買戻条件に基づき差入れられた有価証券の帳簿価額は、当行グループについては8,653百万豪ドル(2014年度：17,879百万豪ドル)、親会社については8,653百万豪ドル(2014年度：17,798百万豪ドル)である。

公正価値で測定するその他の金融負債の保有者に対して満期日の支払いを契約上要求される金額は、当行グループについては9,141百万豪ドル(2014年度：19,111百万豪ドル)および親会社については9,141百万豪ドル(2014年度：19,030百万豪ドル)である。

注19. 発行済債券

会計方針

発行済債券とは、当行グループの事業体が発行した債券、ノート、コマーシャル・ペーパーおよび社債である。発行済債券には手形引受も含まれるが、これは、当行グループが当初、手形引受時に割引を行い、後に再割引して市場に戻した為替手形である。為替手形の引受および割引により顧客に提供された手形による資金調達は、貸付金の一部として計上される。

発行済債券は、当初認識後、実効金利法を用いた償却原価で、あるいは当初認識時にそのように指定されている場合には損益計算書を通じた公正価値で測定される。当行グループは、リスク管理目的で取引される関連する金融派生商品から生じる会計上のミスマッチを減少または解消させるために、あるいはその金融商品が組込デリバティブを含んでいる場合、特定の発行済債券を公正価値で測定すると指定している。これら金融負債は公正価値で測定され、公正価値の変動(自社の信用リスクを除く)は発生した期間に損益計算書を通じて認識される。公正価値のうち、ウエストパックの自社の信用リスクに帰属する部分の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらず場合には、損益計算書を通じて認識される。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に計上される。

2015年および2014年9月30日現在、当行グループおよび親会社の発行済債券は、以下の表に示したとおりである。短期債券と長期債券の違いは対象債券の組成時の満期日に基づくものである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
発行済債券				
短期債券：				
自社発行	34,943	30,302	32,470	27,562
顧客コンデュイット ¹	823	1,418	-	-
引受手形	97	101	97	101
短期債券合計	35,863	31,821	32,567	27,663
長期債券：				
カバード債	35,062	26,168	31,401	23,167
シニア債	87,645	82,377	80,747	77,016
証券化	12,034	11,277	-	-
転換社債	-	27	-	-
ストラクチャード・ノート	450	581	-	-
長期債券合計	135,191	120,430	112,148	100,183
発行済債券合計	171,054	152,251	144,715	127,846
公正価値で測定する発行済債券 ²	9,318	9,542	6,415	6,315
償却原価で測定する発行済債券	161,736	142,709	138,300	121,531
発行済債券合計	171,054	152,251	144,715	127,846

¹ 顧客のコンデュイットに関する詳細は注記25に開示されている。

² 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債の保有者に対して満期日の支払いを契約上要求される金額は、当行グループについては9,372百万豪ドル(2014年度：9,529百万豪ドル)、親会社については6,483百万豪ドル(2014年度：6,324百万豪ドル)である。公正価値で測定する発行済債券の帳簿価額には、当行グループおよび親会社について、自身の信用スプレッドの累積変動による減少218百万豪ドル(2014年度：58百万豪ドル)が含まれている。

	連結	
	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル
短期債券		
米国コマーシャル・ペーパー	34,943	30,259
資産担保付コマーシャル・ペーパー(通貨別) :		
豪ドル	823	1,301
米ドル	-	117
資産担保付コマーシャル・ペーパー合計	823	1,418
ニュージーランド建約束手形	-	43
引受手形	97	101
短期債券合計	35,863	31,821
長期債券(通貨別) :		
豪ドル	41,706	39,356
スイス・フラン	1,912	2,130
ユーロ	27,278	20,522
英ポンド	7,067	3,785
日本円	4,272	7,557
ニュージーランド・ドル	2,991	2,969
米ドル	48,145	41,808
その他	1,820	2,303
長期債券合計	135,191	120,430

	連結		
	2015年	2014年	2013年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
短期債務			
米国コマーシャル・ペーパー			
月末残高の最高額	38,774	35,173	35,727
平均残高の概算額	35,482	31,130	30,158
加重平均金利の概算 :			
平均残高	0.3%	0.3%	0.4%
期末残高	0.3%	0.3%	0.4%

当行グループは、ヘッジ活動の一部として発行済債券から生じる為替エクスポージャーを管理している。当行グループのヘッジ会計に関する詳細については、注記21を参照のこと。

[前へ](#) [次へ](#)

注記20. 借入資本**会計方針**

借入資本とは、APRAの健全性基準に基づき規制上の自己資本として適格である条件が付された当行グループが発行した商品である。借入資本は、公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される金融負債として認識される。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
借入資本				
追加的Tier 1借入資本				
転換社債および信託優先証券	765	633	765	633
優先転換株式	1,182	1,180	1,182	1,180
ウエストパック・キャピタル・ノート	3,981	2,669	3,981	2,669
追加的Tier 1借入資本合計	5,928	4,482	5,928	4,482
Tier 2借入資本				
劣後債	7,408	5,974	7,408	5,974
永久劣後債	504	402	504	402
Tier 2借入資本合計	7,912	6,376	7,912	6,376
借入資本合計	13,840	10,858	13,840	10,858

追加的Tier 1借入資本

特定の追加的Tier 1(以下「AT1」という。)商品の主要な条件の要約は、以下の表に記載されている。¹

	優先転換株式	キャピタル・ノート
商品	優先転換株式(以下「CPS」という。) ¹ 1,189百万豪ドル)ウエストパック・キャピタル・ノート(以下「WCN」という。) ¹ 1,384百万豪ドル)ウエストパック・キャピタル・ノート2(以下「WCN2」という。) ¹ 1,311百万豪ドル)ウエストパック・キャピタル・ノート3(以下「WCN3」という。) ¹ 1,324百万豪ドル
額面	100豪ドル	100豪ドル(すべて)
発行日	2012年 3月23日)2013年 3月 8日)2014年 6月23日)2015年 9月 8日
配当金/ 分配金支払 日 ²	3月31日、9月30日) 3月 8日、 6月 8日、 9月 8日、12月 8日) 3月23日、 6月23日、 9月23日、12月23日) 3月22日、 6月22日、 9月22日、12月22日
配当/ 分配率 ²	(180日銀行手形レートに年率3.25%を加算) × (1 - オーストラリアの法人税率)) (90日銀行手形レートに年率3.20%を加算) × (1 - オーストラリアの法人税率)) (90日銀行手形レートに年率3.05%を加算) × (1 - オーストラリアの法人税率)) (90日銀行手形レートに年率4.00%を加算) × (1 - オーストラリアの法人税率)
潜在的転換 予定日 ³	2020年 3月31日およびそれ以降の各配当金支払日)2021年 3月 8日およびそれ以降の各支払日)2024年 9月23日およびそれ以降の各支払日)2023年 3月22日およびそれ以降の各支払日
選択による 償還日	2018年 3月31日およびそれ以降の各配当金支払日ま たはその他の特定の限定的な状況)2019年 3月 8日またはその他の特定の限定的 な状況)2022年 9月23日またはその他の特定の限定的 な状況)2021年 3月22日またはその他の特定の限定的 な状況
資本トリ ガー/存続不 能トリガー	資本トリガーのみ)資本トリガーおよび存続不能トリガー
最大転換数 4,5	CPS1株当たりウエストパック普通株式24.0038株)WCN1証券当たりウエストパック普通株式 16.7280株)WCN2 1証券当たりウエストパック普通株式 14.5476株)WCN3 1証券当たりウエストパック普通株式 16.0102株
パーゼ ル資本措置	追加的Tier 1資本としての移行措置	完全に準拠した追加的Tier 1資本(すべて)

¹ 転換社債および信託優先証券(TPS2004)を除く。

² 配当金はCPSにのみ適用される。

³ これらの日付における転換は、予定された転換の条件を満たすことが前提となっている。

⁴ 当初額面100豪ドルに基づく。

⁵ 最大転換数は資本トリガー事由または存続不能トリガー事由に適用される。

上記の表に示されている追加的Tier 1商品の共通の特徴

支払条件

配当金は任意によるものであり、配当金支払テストに従ってのみ支払われる。配当金支払テストは、ウエストパックの取締役が配当金を支払うと決定し、配当金支払額がウエストパックの分配可能利益を超過せず(APRAの書面による事前承認がある場合を除く)、APRAが配当金の支払に反対しない場合のみ配当金が支払われることを求めている。分配金は任意によるものであり、分配金支払条件を満たした場合にのみ支払われる。その条件とは、ウエストパックの完全な任意であること、分配金支払の結果APRAの健全性基準に基づくウエストパックの自己資本要件に違反しないこと、分配金支払の結果ウエストパックが債務不履行に陥らない、または陥る可能性が高くなること、さらにAPRAが分配金の支払に反対しないことである。

何らかの理由により配当金または分配金が関連する配当金支払日または分配金支払日に全額支払われなかった場合には、未払の配当金または分配金が20営業日以内に全額支払われない限り、あるいはその他の特定の状況を除き、ウエストパックは、ウエストパック普通株式に対するいかなる配当金の決定または支払も行ってはならず、あるいはウエストパック普通株式の任意買戻しまたは減資を行ってはならない(特定の限定的な状況を除く)。

AT1商品は以下の状況においてウエストパック普通株式に転換される。

予定された転換

適用される転換予定日に、関連するAT1商品は、特定の転換条件が満たされた場合、確定していない株式数のウエストパック普通株式に転換される予定である。関連する転換対象のAT1商品に対して、保有者は当該商品の条件に記載された計算式で算定された株式数のウエストパック普通株式を受取る。ウエストパック普通株式が発行される価格は、転換予定日の直前20営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。

資本トリガー事由または存続不能トリガー事由

ウエストパックは、存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべてのAT1商品を確定していない株式数のウエストパック普通株式に転換することを求められる可能性がある。資本トリガー事由は、ウエストパックの普通株式Tier 1資本比率が5.125%(レベル1またはレベル2ベース^{1,2})以下の場合に発生する。存続不能トリガー事由は、一部またはすべてのAT1商品の転換(あるいはウエストパックグループのその他の資本商品の転換または評価減)、または公的機関の資本注入、あるいは同等の支援が必要で、それらがないとウエストパックが存続不能になるとAPRAがウエストパックに書面で通知した場合に発生する³。これらの状況において転換条件は適用されない。該当する転換対象のAT1商品に対して、保有者はAT1商品の条件に記載された計算式で算定された株式数のウエストパック普通株式を受取ることになるが、最大転換数が設定されている。ウエストパック普通株式が発行される価格は、資本トリガー事由または存続不能トリガー事由の直前5営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいている。各商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。資本トリガー事由または存続不能トリガー事由の発生後、何らかの理由によりAT1商品の転換が5営業日以内に行われない場合、AT1商品に関する保有者の権利は終了する⁴。

早期転換

ウエストパックが選択による償還日にAT1商品を転換すると選択した場合⁵、上記の予定された転換と概ね類似する条件で転換が行われる。

その他の特定の限定的な状況(買収事由、税金事由または規制事由などの発生後)においても上記の予定された転換と概ね類似する条件で早期転換が行われることがある。

転換社債および信託優先証券(以下「2004年度TPS」という。)

完全所有会社であるWestpac Capital Trust (以下「Capital Trust」という。)は、2004年4月5日に、米国において1証券当たり1,000米ドルで、年率5.256%で2016年3月31日まで(同日を含まない)の半年毎(3月31日および9月30日)の後払いで非累積分配金が付された2004年度TPSを525,000口発行した。2016年3月31日以降(同日を含む)、2004年度TPSは、ロンドン銀行間出し手金利(以下「LIBOR」という。)に年率1.7675%を加えた変動金利で四半期毎(6月30日、9月30日、12月31日および3月31日)の後払いによる非累積分配金を支払うことになる。TPSの発行収入は最終的に、総額525,001,000米ドルのウエストパックが発行した転換社債に投資された。2004年度TPSは、APRAのバーゼルⅢの自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックの追加的Tier 1資本として移行措置に適格である。

¹ レベル1は、自己資本比率の測定において、単一の「拡大認可企業」の一部であるとAPRAが承認している、ウエストパック・バンキング・コーポレーションとその子会社で構成される。レベル2には、自己資本比率の測定において、APRA規則によって個別に除外されている事業体を除くすべての子会社が含まれる。

² CPSに対してのみ、レベル2ベース。

³ 存続不能トリガー事由はCPSに含まれない。

⁴ CPSを除く。

⁵ WCNを除く。

Capital Trust の唯一の資産は、完全所有会社であるTavarua Funding Trust (以下「Funding Trust」という。)が総額525,001,000米ドルで発行した525,001口の2004年度Funding TPSである。2004年度Funding TPSの発行価格は1証券当たり1,000米ドルで、2016年3月31日まで(同日を含まない)は年率5.256%で半年毎の後払いによる非累積分配金が付されている。2016年3月31日以降(同日を含む)、2004年度Funding TPSはLIBORに年率1.7675%を加えた変動金利で四半期毎(6月30日、9月30日、12月31日および3月31日)の後払いによる非累積分配金を支払うことになる。

Funding Trust は、総額1,000米ドルの普通証券をウエストパックに発行している。Funding Trust の資産は、ウエストパックが発行した総額525,001,000米ドルの転換社債および普通証券の発行収入で購入した米国国債から成る。

転換社債はウエストパックの無担保下位劣後債務であり、元本および分配金の支払に対する権利において、預金者および債権者に対するウエストパックの債務に劣後し、後順位に位置する。

転換社債は、ウエストパックの取締役会、または取締役会附属委員会によって宣言された範囲でのみ、分配金を支払う。いかなる分配金も繰延条件が全く存在しないことが前提となっている。特定の繰延条件が存在する場合には、APRAによる承認がない限り、分配金を宣言することはできない。

ウエストパックは、Capital Trust およびFunding Trust が利用可能な資金を有する範囲で、分配金または償還額の全額支払、ADRの引渡ならびに2004年度TPSおよび2004年度Funding TPSに関するその他の支払を劣後ベースで保証している。

転換

転換社債に定められた満期日はないが、2053年3月31日に、あるいは分配金の不払いまたはその他の特定の事象が発生した場合にはそれ以前に、1証券当たりがウエストパック優先株式40株(償還価額25米ドルのウエストパックの非累積優先株式)を表す米国預託証券(以下「ADR」という。)に自動的に転換される。発行に際し、ウエストパック優先株式1株に対して払込まれる金額は25米ドルとみなされることになる。したがって、2004年度TPSはADRで償還されることになる。ウエストパック優先株式の配当金支払日および分配率は、2004年度TPSに適用されるものと同じになる予定である。

ADRの保有者は、特定の状況において、ウエストパックへの通知により、2054年3月31日にADRに表されるウエストパック優先株式を確定していない株式数のウエストパック普通株式に転換する権利を有する予定である。転換対象の優先株式1株に対して、保有者は優先株式の条件に記載された計算式で算定された株式数のウエストパック普通株式を受取る。ウエストパック普通株式が発行される価格は、選択による転換日の直前20営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、5%の割引が含まれる。

償還

ウエストパックは、必要に応じてAPRAの事前の書面による同意により、特定の事象が起きた場合には2016年3月31日より前に全額、また2016年3月31日またはそれ以降の分配日に全額または一部の転換社債を現金で償還することを選択できる。転換社債の償還によるFunding Trust の受取額は、2004年度Funding TPSを償還し、最終的には2004年度TPSを償還するために使用されなければならない。2004年度TPSの償還価額は、2004年度TPS1証券につき1,000米ドルに、その時点の半年または四半期における償還日までの未払分配金を加算した額、あるいは償還日が分配日の場合には、直近の半年または四半期における未払分配金を加算した額に等しい。

転換社債、2004年度Funding TPSおよび2004年度TPSの保有者は、これらの商品の償還を要求する選択権を有していない。

Tier 2借入資本

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
バーゼル の移行措置の対象である劣後債				
75百万米ドル 2015年満期 劣後債 ¹	108	89	108	89
400百万米ドル 2015年満期 劣後債 ^{2,3}	572	476	572	476
350百万米ドル 2018年満期 劣後債 ⁴	540	436	540	436
500百万豪ドル 2022年満期 劣後債 ⁵	500	500	500	500
1,676百万豪ドル 2022年満期 劣後債 ⁶	1,670	1,667	1,670	1,667
800百万米ドル 2023年満期 劣後債 ⁷	1,147	898	1,147	898
バーゼル に完全に準拠した劣後債				
925百万豪ドル 2023年満期 劣後債 ⁸	919	916	919	916
1,000百万豪ドル 2024年満期 劣後債 ⁸	999	992	999	992
1,250百万中国人民元 2025年満期 劣後債 ⁸	288	-	288	-
350百万豪ドル 2027年満期 劣後債 ⁸	348	-	348	-
325百万シンガポール・ドル 2027年満期 劣後債 ⁸	317	-	317	-
劣後債合計	7,408	5,974	7,408	5,974

1 固定5.00%。

2 固定5.30%。

3 2015年10月15日に償還された。

4 固定4.625%。

5 変動90日銀行手形レートに年率3.00%を加算。

6 変動90日銀行手形レートに年率2.75%を加算。

7 2018年2月28日まで(同日を含まない)は固定3.625% ; 5年物、それ以降は5年物米国国債利回りに年率2.90%を加算した金利に等しい固定金利。

8 利息条件については以下の表を参照のこと。

バーゼル の移行措置の対象である劣後債

これらの劣後債は、APRAのバーゼル の自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックのTier 2資本として移行措置に適格であり、存続不能時損失の負担要件を含まず、分配義務のある累積分配金を有する。

バーゼル に完全に準拠した劣後債

ウエストパックが発行した、バーゼル に完全に準拠した劣後債(存続不能時損失の負担を含む)に関する詳細は以下のとおりである。

バーゼル に完全に準拠した劣後債	
商品)925百万豪ドル 2023年満期 劣後債)1,000百万豪ドル 2024年満期 劣後債)1,250百万中国人民元 2025年満期 劣後債)350百万豪ドル 2027年満期 劣後債)325百万シンガポール・ドル 2027年満期 劣後債
額面)100豪ドル)100,000豪ドル)1,000,000中国人民元およびそれ以降10,000中国人民元 ¹)200,000豪ドルおよびそれ以降2,000豪ドル ¹)250,000シンガポール・ドル
発行日)2013年 8月22日)2014年 3月14日)2015年 2月 9日)2015年 3月11日)2015年 8月12日
利払日) 2月22日、 5月22日、 8月22日および11月22日) 3月14日、 6月14日、 9月14日および12月14日) 2月 9日および 8月9日) 3月11日) 2月12日および 8月12日
金利)90日銀行手形レートに年率2.30%を加算)90日銀行手形レートに年率2.05%を加算)2020年2月9日まで(同日を含まない)は年率4.85%。それ以降、償還されない場合、1年物中国人民元HIBOR参照金利に年率0.8345%を加算した金利に等しい固定金利(年率))2022年3月11日まで(同日を含まない)は年率4.50%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーターリー・ミッドスワップ参照金利に年率1.95%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その合計は年換算される)2022年8月12日まで(同日を含まない)は年率4.00%。それ以降、償還されない場合、5年物シンガポール・ドル・スワップ・オファー・レートに年率1.54%を加算した金利に等しい固定金利(年率)
満期日)2023年 8月22日)2024年 3月14日)2025年 2月 9日)2027年 3月11日)2027年 8月12日

選択による償還日)2018年 8月22日またはその他の特定の限定的な状況
)2019年 3月14日またはその他の特定の限定的な状況
)2020年 2月 9日またはその他の特定の限定的な状況
)2022年 3月11日またはその他の特定の限定的な状況
)2022年 8月12日またはその他の特定の限定的な状況
存続不能トリガー	()から()について適用あり
最大転換数)劣後債1口当たりウエストパック普通株式16,155株
)劣後債1口当たりウエストパック普通株式14,938.75112株
)劣後債1口当たりウエストパック普通株式30,116.4958株
)劣後債1口当たりウエストパック普通株式26,546.3233株
)劣後債1口当たりウエストパック普通株式36,083.0340株

¹ これらの劣後債は複数の単位で発行されたため、額面が複数ある場合がある。

バーゼル に完全に準拠した劣後債の共通の特徴

これらの劣後債はAPRAのバーゼル の自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックのTier 2資本として適格である。

支払条件

劣後債に係る利息の支払は、ウエストパックが利息支払時にも支払直後にも支払能力を有することが前提である。

存続不能トリガー事由

ウエストパックは、存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべての劣後債を確定していない株式数のウエストパック普通株式に転換することを求められる可能性がある。存続不能トリガー事由は、一部またはすべての劣後債の転換(あるいはウエストパックグループのその他の資本商品の転換または評価減)、または公的機関の資本注入、あるいは同等の支援が必要で、それがないとウエストパックが存続不能になるとAPRAがウエストパックに書面で通知した場合に発生する。転換対象のウエストパック劣後債1口に対して、保有者は劣後債の条件に記載された計算式で算定された確定していない株式数のウエストパック普通株式を受取ることになるが、最大転換数が設定されている。ウエストパック普通株式が発行される価格は、転換予定日の直前5営業日の間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。最大転換数は劣後債発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。ウエストパックが何らかの理由により劣後債を転換できない場合、当該債券に関する保有者の権利は終了する。

永久劣後債

永久劣後債には最終的な満期日はないが、APRAの承認およびその他の特定の条件に基づき、ウエストパックの選択により額面価額で償還可能である。利息は累積され、ウエストパックが支払直後にも支払能力を有し、かつ過去12ヶ月以内にウエストパック株式資本のいずれかのクラスに対して配当金を支払った場合には、これらの債券に対して半年毎に利息が支払われる。当該債券は、APRAのバーゼル の自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックのTier 2資本として移行措置に適格である。

債権者のウエストパックに対する請求が債券保有者およびクーポン保有者の請求と同位であるか劣後することが明記されている場合を除き、債券保有者およびクーポン保有者の権利は、ウエストパックのすべての債権者(預金者を含む)の請求に劣後する。

[前へ](#) [次へ](#)

注記21. 金融派生商品

会計方針

金融派生商品は、その価値が原資産の価値、参照金利または指数より算出される商品であり、先渡、先物、スワップおよびオプションが含まれる。

金融派生商品は、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは純投資ヘッジの関係を指定されない限り、公正価値で当初認識され、その後も公正価値で測定され、損益は発生した期間に損益計算書を通じて認識される。

金融派生商品は、決算日現在の公正価値がプラスの場合、資産として表示され、決算日現在の公正価値がマイナスの場合、負債として表示される。

当行グループは、トレーディング目的(主に顧客関連取引)およびヘッジ目的の両方で金融派生商品を利用している。トレーダーとしての当行グループの主な目的は、マーケットメーカーとして、ウエストパックの顧客の要求に応じるために金融派生商品の販売から収益を得ることである。値付け業務のプロセスは、当行グループが取引する主要な市場での流動性を提供するものである。当行グループはまた、市場機会を利用するために、自己勘定で取引を行っており、それは当行グループの金融派生商品業務の限られた部分を表している。

当行グループは、予定取引から生じるエクスポージャーを含む、金利リスク、為替リスクおよび信用リスクに対するエクスポージャーを主にヘッジするための資産・負債管理業務の一環として、金融派生商品を利用している。当行グループは、会計上のミスマッチにより生じるボラティリティを解消することが可能な場合には、ヘッジ会計手法を利用している。この活動は、主にウエストパック・グループ・エグゼクティブ・リスク・コミッティ(以下「RISKCO」という。)が限度額、実務および手続を設定し、監視しているリスク管理の枠組みの範囲内で財務部門が実施している。

AASB第139号「金融商品：認識および測定」で定義されているヘッジ会計の基準が満たされる場合、当行グループは、これらの金融派生商品を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは在外事業に対する純投資ヘッジという3種類の会計上のヘッジ関係の1つに指定している。これらのヘッジの指定および関連する会計処理は以下のとおりである。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、その要件を満たす金融派生商品の公正価値の変動は、ヘッジ対象リスクに帰属するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動とともに、損益計算書に計上される。ヘッジ対象資産および負債の公正価値の変動は、その帳簿価額に対して調整される。

ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は中止され、ヘッジ対象の帳簿価額に対する過年度の調整額は、満期までの期間にわたり損益計算書において償却される。ヘッジ対象が売却または返済された場合、未償却の公正価値調整は損益計算書に直ちに認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、その要件を満たす金融派生商品の公正価値の変動のうち有効部分は、その他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金に認識される。非有効部分に関連する損益は損益計算書に直ちに認識される。

ヘッジ手段が期日を迎える、あるいは売却、解約または行使される場合、もしくはヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、その時点でその他の包括利益に計上されている累積損益はそのままその他の包括利益に残り、ヘッジ対象が損益に影響を与える期間に損益計算書に認識される。予定取引が発生する見込みがなくなった場合、その他の包括利益に計上された累積損益は直ちに損益計算書に振替えられる。

在外事業に対する純投資ヘッジ

海外の支店および子会社に対する純投資に係るヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理される。ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段に係る損益は、その他の包括利益を通じて外貨換算積立金に認識され、非有効部分に関連する損益は損益計算書に直ちに認識される。その他の包括利益の累積損益は、海外の支店または子会社が売却される時点で損益計算書に含まれる。

ヘッジ会計の基準が満たされない場合、これらのヘッジ関係はトレーディング目的で保有している金融派生商品と同様の方法で会計処理される。これには、将来のニュージーランド・ドル建収益に関するリスクの管理およびウエストパックの貸付ポートフォリオにおける信用リスク・エクスポージャーの管理が含まれる。

a. 公正価値ヘッジ

当行グループは、単一通貨およびクロス・カレンシーの金利デリバティブを用いて、債券の発行による金利リスクおよび為替リスクの一部をヘッジしている。当行グループはまた、公正価値ヘッジとして指定された金利デリバティブを用いて、現地通貨建てと外貨建ての両方の固定利付資産から生じる金利リスクの一部をヘッジしている。

当行グループの公正価値ヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動は308百万豪ドルの損失(2014年度：287百万豪ドルの利益)であり、その一方でヘッジ・リスクに帰属するヘッジ対象の公正価値の変動は317百万豪ドルの利益(2014年度：323百万豪ドルの損失)であった。

親会社の公正価値ヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動は80百万豪ドルの損失(2014年度：304百万豪ドルの利益)であり、その一方でヘッジ・リスクに帰属するヘッジ対象の公正価値の変動は88百万豪ドルの利益(2014年度：342百万豪ドルの損失)であった。

公正価値ヘッジ関係の非有効部分に関する利益または損失はすべて、損益計算書の「受取利息」に認識される。当事業年度の認識額は、当行グループについて9百万豪ドルの利益(2014年度：36百万豪ドルの損失)、親会社について8百万豪ドルの利益(2014年度：38百万豪ドルの損失)であった。

b. キャッシュ・フロー・ヘッジ

変動金利の顧客預金、要求払い残高および貸付金からの利息のキャッシュ・フローのボラティリティに対するエクスポージャーは、金利デリバティブの利用を通じてヘッジされている。

変動利付債券の発行による外貨建元本および利息のキャッシュ・フローに対するエクスポージャーは、クロス・カレンシー・デリバティブの利用を通じてヘッジされている。

キャッシュ・フロー合計に対する割合として、キャッシュ・フロー・ヘッジからの対象キャッシュ・フローは、以下の期間に生じる予定である。

	1ヶ月未満	1ヶ月 - 3ヶ月	3ヶ月 - 1年	1年 - 2年	2年 - 3年	3年 - 4年	4年 - 5年	5年超
2015年								
キャッシュ・インフロー(資産)	1.9%	2.8%	28.4%	17.6%	12.6%	11.2%	11.1%	14.4%
キャッシュ・アウトフロー(負債)	1.9%	2.9%	29.9%	18.4%	12.4%	10.4%	10.1%	14.0%
2014年¹								
キャッシュ・インフロー(資産)	0.6%	8.7%	20.2%	25.4%	14.0%	7.0%	9.6%	14.4%
キャッシュ・アウトフロー(負債)	0.7%	9.6%	20.7%	26.1%	14.4%	6.7%	8.5%	13.4%

¹ 比較数値は比較可能性を高めるために修正されている。

当行グループにおいて、ヘッジの非有効性によりキャッシュ・フロー・ヘッジに係る22百万豪ドルの損失(2014年度：22百万豪ドルの損失)が認識された。親会社においては、ヘッジの非有効性によりキャッシュ・フロー・ヘッジに係る16百万豪ドルの損失(2014年度：23百万豪ドルの損失)が認識された。これらはいずれも損益計算書の受取利息に直ちに認識された。

c. 公正価値とキャッシュ・フローの二重ヘッジ

外貨建固定利付債券は、外国金利の公正価値ヘッジおよび為替レートのキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されているクロス・カレンシー金利デリバティブを用いてヘッジされている。

d. 純投資ヘッジ

当行グループと親会社のいずれにおいても、在外事業に対する純投資のヘッジから発生し、損益計算書の利息以外の収益に認識された非有効部分は、ゼロ(2014年度：ゼロ)であった。当行グループは、為替先渡取引を通じて、在外事業における純投資の通貨換算リスクの大部分をヘッジしている。

トレーディング目的で保有し、ヘッジとして指定されている金融派生商品の想定元本および公正価値は、以下の表のとおりである。

	2015年連結										
	公正価値										
	想定元本	ヘッジ								公正価値合計	
		トレーディング		公正価値		キャッシュ・フロー		純投資			
		資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
金利契約											
先物契約 ¹	147,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
先渡契約	517,297	154	(156)	-	-	-	-	-	154	(156)	
スワップ契約 ²	2,014,629	25,837	(24,310)	739	(2,995)	1,212	(1,301)	-	27,788	(28,606)	
オプション	90,074	576	(683)	-	-	-	-	-	576	(683)	
金利契約合計	2,769,368	26,567	(25,149)	739	(2,995)	1,212	(1,301)	-	28,518	(29,445)	
外国為替契約											
直物および先渡契約	674,114	10,002	(8,653)	-	-	-	(27)	-	(216)	10,002	
クロス・カレンシー・スワップ契約 ²	435,465	12,687	(18,782)	1,094	124	4,102	(414)	-	-	17,883	
オプション	34,956	651	(689)	-	-	-	-	-	-	651	
外国為替契約合計	1,144,535	23,340	(28,124)	1,094	124	4,102	(441)	-	(216)	28,536	
コモディティ契約	6,398	472	(409)	-	-	-	-	-	-	472	
株式	216	9	(10)	-	-	-	-	-	-	9	
クレジット・デフォルト・スワップ	33,181	143	(150)	-	-	-	-	-	-	143	
金融派生商品総額合計	3,953,698	50,531	(53,842)	1,833	(2,871)	5,314	(1,742)	-	(216)	57,678	
ネットティング契約の影響 ³	-	(9,505)	10,367	-	-	-	-	-	-	(9,505)	
金融派生商品純額合計	3,953,698	41,026	(43,475)	1,833	(2,871)	5,314	(1,742)	-	(216)	48,173	

- 1 先物契約の公正価値の差額は取引所で日々決済される。想定元本は9月30日現在の未決済の契約を表している。
- 2 ヘッジ関係にあるデリバティブに係る未実現為替損益は、ヘッジ対象の外貨建債券の直物為替レートでの換算替により実質的に相殺されるが、この換算替は当事業年度の損益に影響を及ぼす。
- 3 主に中央決済機関で直接決済される金融派生商品取引および関連する変動証拠金から成る。2015年度において、ウエストパックはLCH.Clearnet Limitedの直接清算会員になった。

2014年連結												
公正価値 ¹												
ヘッジ												
想定元本	トレーディング						公正価値				公正価値合計	
	資産		負債		資産		負債		資産			負債
百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル
金利契約												
先物契約 ²	94,187	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先渡契約	159,695	15	(14)	-	-	-	-	-	-	15	(14)	
スワップ契約 ³	1,998,785	14,722	(13,888)	402	(2,199)	996	(591)	-	-	16,120	(16,678)	
オプション	106,950	311	(339)	-	-	-	-	-	-	311	(339)	
金利契約合計	2,359,617	15,048	(14,241)	402	(2,199)	996	(591)	-	-	16,446	(17,031)	
外国為替契約												
直物および先渡契約	600,690	10,092	(8,873)	-	-	-	-	59	(52)	10,151	(8,925)	
クロス・カレンシー・												
スワップ契約 ³	385,410	11,784	(10,261)	821	186	1,360	(2,658)	-	-	13,965	(12,733)	
オプション	34,144	498	(486)	-	-	-	-	-	-	498	(486)	
外国為替契約合計	1,020,244	22,374	(19,620)	821	186	1,360	(2,658)	59	(52)	24,614	(22,144)	
コモディティ契約												
株式	3,426	133	(137)	-	-	-	-	-	-	133	(137)	
クレジット・デフォル ト・スワップ	313	6	(4)	-	-	-	-	-	-	6	(4)	
クレジット・デフォル ト・スワップ	32,684	205	(223)	-	-	-	-	-	-	205	(223)	
金融派生商品総額 合計	3,416,284	37,766	(34,225)	1,223	(2,013)	2,356	(3,249)	59	(52)	41,404	(39,539)	
ネットイング契約の 影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融派生商品純額 合計	3,416,284	37,766	(34,225)	1,223	(2,013)	2,356	(3,249)	59	(52)	41,404	(39,539)	

2015年当行(親会社)											
公正価値											
想定元本	ヘッジ										
	トレーディング			公正価値		キャッシュ・フロー		純投資		公正価値合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
金利契約											
先物契約 ²	147,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先渡契約	517,297	154	(156)	-	-	-	-	-	-	154	(156)
スワップ契約 ³	2,010,895	25,890	(24,726)	722	(2,689)	1,155	(1,015)	-	-	27,767	(28,430)
オプション	90,049	575	(683)	-	-	-	-	-	-	575	(683)
金利契約合計	2,765,609	26,619	(25,565)	722	(2,689)	1,155	(1,015)	-	-	28,496	(29,269)
外国為替契約											
直物および先渡契約	672,295	9,976	(8,621)	-	-	-	(27)	-	(202)	9,976	(8,850)
クロス・カレンシー・スワップ契約 ³	427,053	12,691	(18,840)	1,004	56	3,603	(256)	-	-	17,298	(19,040)
オプション	34,956	651	(689)	-	-	-	-	-	-	651	(689)
外国為替契約合計	1,134,304	23,318	(28,150)	1,004	56	3,603	(283)	-	(202)	27,925	(28,579)
コモディティ契約	3,843	472	(409)	-	-	-	-	-	-	472	(409)
株式	216	9	(10)	-	-	-	-	-	-	9	(10)
クレジット・デフォルト・スワップ	33,181	143	(150)	-	-	-	-	-	-	143	(150)
金融派生商品総額合計	3,937,153	50,561	(54,284)	1,726	(2,633)	4,758	(1,298)	-	(202)	57,045	(58,417)
ネットティング契約の影響 ⁴	-	(9,505)	10,367	-	-	-	-	-	-	(9,505)	10,367
金融派生商品純額合計	3,937,153	41,056	(43,917)	1,726	(2,633)	4,758	(1,298)	-	(202)	47,540	(48,050)

1 比較数値は比較可能性を高めるために修正されている。

2 先物契約の公正価値の差額は取引所で日々決済される。想定元本は9月30日現在の未決済の契約を表している。

3 ヘッジ関係にあるデリバティブに係る未実現為替損益は、ヘッジ対象の外貨建債券の直物為替レートでの換算替により実質的に相殺されるが、この換算替は当事業年度の損益に影響を及ぼす。

4 主に中央決済機関で直接決済される金融派生商品取引および関連する変動証拠金から成る。2015年度において、ウエストパックはLCH.Clearnet Limitedの直接清算会員になった。

2014年当行(親会社)												
公正価値 ¹												
ヘッジ												
想定元本	トレーディング						純投資				公正価値合計	
	資産		負債		公正価値		キャッシュ・フロー		純投資		公正価値合計	
百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	
金利契約												
先物契約 ²	94,187	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
先渡契約	159,695	15	(14)	-	-	-	-	-	-	15	(14)	
スワップ契約 ³	1,995,825	14,764	(13,953)	398	(2,109)	952	(532)	-	-	16,114	(16,594)	
オプション	106,925	311	(339)	-	-	-	-	-	-	311	(339)	
金利契約合計	2,356,632	15,090	(14,306)	398	(2,109)	952	(532)	-	-	16,440	(16,947)	
外国為替契約												
直物および先渡契約	597,789	10,073	(8,831)	-	-	-	-	54	(50)	10,127	(8,881)	
クロス・カレンシー・	379,869	11,789	(10,416)	810	19	1,299	(2,066)	-	-	13,898	(12,463)	
スワップ契約 ³	34,144	498	(486)	-	-	-	-	-	-	498	(486)	
オプション												
外国為替契約合計	1,011,802	22,360	(19,733)	810	19	1,299	(2,066)	54	(50)	24,523	(21,830)	
コモディティ契約												
株式	3,425	133	(137)	-	-	-	-	-	-	133	(137)	
クレジット・デフォルト・スワップ	32,684	205	(223)	-	-	-	-	-	-	205	(223)	
金融派生商品総額合計	3,404,856	37,794	(34,403)	1,208	(2,090)	2,251	(2,598)	54	(50)	41,307	(39,141)	
ネットティング契約の影響												
ネットティング契約の影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融派生商品純額合計	3,404,856	37,794	(34,403)	1,208	(2,090)	2,251	(2,598)	54	(50)	41,307	(39,141)	

¹ 比較数値は比較可能性を高めるために修正されている。

² 先物契約の公正価値の差額は取引所で日々決済される。想定元本は9月30日現在の未決済の契約を表している。

³ ヘッジ関係にあるデリバティブに係る未実現為替損益は、ヘッジ対象の外貨建債券の直物為替レートでの換算替により実質的に相殺されるが、この換算替は当事業年度の損益に影響を及ぼす。

信用デリバティブ

信用デリバティブの利用を通じて、当行グループは、当行グループが信用プロテクションの買い手であるか売り手であるかにより、当該デリバティブの参照対象である事業体の債務不履行リスクにさらされるか、あるいは保証される。当行グループが利用する主な信用デリバティブはCDSであり、主に他の金融機関と取引を行っている。

信用デリバティブは主に、機関投資家である顧客の取引を促進し、信用リスクに対する当行グループのエクスポージャーを管理するために締結される。当行グループと当行(親会社)の信用デリバティブの想定元本および公正価値はいずれも、以下の表のとおりである。

	2015年			2014年		
	想定元本	公正価値 資産	公正価値 負債	想定元本	公正価値 資産	公正価値 負債
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
買建信用プロテクション ¹	16,849	44	(107)	16,703	6	(212)
売建信用プロテクション	16,332	99	(43)	15,981	199	(11)
合計	33,181	143	(150)	32,684	205	(223)

¹ 買建信用プロテクションに関するデリバティブの取引相手は、主に金融機関である。

[前へ](#)

[次へ](#)

注記22. 金融リスク

取締役会は、リスク選好度の決定を含め、当行グループの全体的なリスク管理戦略のレビューおよび承認について責任を負う。取締役会は、取締役会が決定した戦略の範囲内で当グループの全般的なリスク選好度を設定しているウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明を承認するために、権限をリスクおよびコンプライアンス委員会(以下「BRCC」という。)に委任している。

ウエストパックのリスク選好度は、リスクが戦略と首尾一貫しているとみなされるかどうか(以下「コアリスク」という。)、およびそのリスクを取るにより適正なリターンが達成可能かどうかを含む一連の要素の影響を受ける。ウエストパックは、中核的な戦略の一部に該当しないリスクに対して低いリスク選好度を有している。ウエストパックはリスクに対して適正なリターンを達成するよう努め、それに従い商品の価格を設定している。

ウエストパックでは、リターンの成長とボラティリティのバランスを適正化するという方法と、最終的に株主にとって有益なものとなるようにするという方法で、長期にわたり全株主が得られるリターンを最大化することを目指している。

ウエストパックでは、リスクを次のタイプに分類し、これらを管理するための統合アプローチを採用している。これらのリスクは以下のとおりである。

リスクの種類	説明
主要なリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク - ウエストパックに対する顧客または取引相手方の債務不履行により生じる金融損失のリスク。 ・流動性リスク - 当行グループが資産の資金調達ができないリスクおよび期限到来時に債務を履行できないリスク。 ・市場リスク - 外国為替相場・金利・コモディティ価格・株価等、市場関連の各種要素の変化により利益に悪影響を受けるリスク。これには通常の事業活動において発生する資産と負債のデュレーションのミスマッチによる受取利息に係るリスクである、銀行勘定内の金利リスクが含まれる。 ・オペレーショナル・リスク - 不適切なまたは機能していない内部プロセス、人員およびシステムもしくは外的な事象に起因する損失のリスクである。この定義は、規制(パーゼル)上の定義と一致している(法律および規制上のリスクを含むが戦略および風評リスクは除く)。 ・コンダクト・リスク - ウエストパック・グループまたはその従業員の不当または不適切な行動および慣行により生じるリスク。 ・コンプライアンス・リスク - 当リスクは、当行グループが要求されるコンプライアンス義務を遵守しなかったことにより、法的なまたは監督当局からの制裁を受けたり、金融損失を被ったり、風評が低下したりするリスクである。

その他関連リスク

- ・事業リスク - 事業環境の変化に対する事業部門の脆弱性と関係のあるリスク。
- ・サステナビリティ・リスク - 既存または新しく生じる重要なサステナビリティ関連の環境、社会またはガバナンスの問題について認識または対応しないことにより、評判または財務に係る損失を被るリスク。
- ・株式リスク - 株価の変動から発生する潜在的金融損失。株式リスクには直接的、間接的あるいは偶発的なものがある。
- ・保険リスク - 保険事故に係る見積費用の見込み違い、保険事故数または程度におけるボラティリティおよび見積保険金請求額の見込み違いに関するリスク。
- ・関連事業体(悪影響)リスク - ウエストパック・グループ内の他の機関にて生じた問題がウエストパック・グループの認可預金取扱機関の財務および経営状態を脅かすリスク。
- ・風評リスク - 風評または社会的な信用・地位の低下による否定的な世論が原因で利益または資本を失うリスク。

注記22には、ウエストパックのリスク管理の枠組みの概要や、ウエストパックの金融リスク管理関連の各種方針および実務の考察結果、また幾つかの主要な金融リスクに対するエクスポージャーに関する定量的な情報等が記載されている。注記22内の情報は、以下のように構成される。

22.1 リスク管理アプローチ

22.2 信用リスク管理

22.2.1 信用リスク管理方針

22.2.2 引当金および減損に関する方針

22.2.3 行内の信用リスク評価システム

22.2.4 信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完

22.2.5 信用リスクの集中

22.2.6 金融資産の信用度

22.2.7 未延滞かつ減損が生じていない金融資産

22.2.8 延滞だが減損が生じていない金融資産

22.2.9 延滞期間が90日以上または債務不履行だが、減損が生じていないもの

22.2.10 減損貸付金

22.3 資金調達および流動性に関するリスクの管理

22.3.1 流動性の報告

22.3.2 流動性資金

22.3.3 金融負債の契約期日

22.3.4 予想期日

22.4 市場リスク

22.4.1 トレード市場リスク

22.4.2 ノン・トレード市場リスク

22.1 リスク管理アプローチ

取締役会は、リスク選好度の決定を含め、当行グループの全体的なリスク管理戦略のレビューおよび承認について責任を負う。取締役会は、ウエストパック・グループのリスク・リワード戦略に関する取締役会への提言、リスク選好度の設定、リスク管理のための枠組みおよび方針の承認、ならびに経営陣の承認決定権を超えるリスクを受け入れるかどうかの決定についての責任をBRCCに委任している。

BRCCは、当行グループのリスク構造と、リスク選好度に関する取締役会の声明に定義されるリスク選好度、ならびに現在および将来の資本要件との一致を監視している。BRCCは、ウエストパックの重要なビジネス・リスク管理の有効性について、経営陣から定期的に報告を受ける。BRCCの役割の詳細については、ウエストパックのリスク管理のガバナンス体制の表に記載されている。

CEOおよび執行役員チームは、当行グループのリスク管理の戦略および枠組みの導入、ならびにウエストパックの全活動におけるリスクの識別および管理のための方針、統制、プロセスおよび手続の策定について責任を負う。

ウエストパックは、リスク管理を行うにあたって「3段階の防御」アプローチを採用しており、このアプローチは、「リスクは全員で取り組むもの」であり、全従業員がリスクの識別および管理について、また当行グループの望ましいリスク構造の範囲内での業務運営について責任を負うといった当行グループの文化を反映したものである。効果的なリスク管理によって当行グループでは以下が可能となる。

- ・ 当行グループのリスク構造を正確に測定し、財務的な成長の機会を増加させ、潜在的な損失または損害を軽減する、当行グループのリスク選好度内のリスクとリワードのバランスを図る。
- ・ 健全な貸借対照表を維持することにより、ウエストパックの預金者、保険契約者および投資家を保護する。
- ・ 過度なリスクまたは過度なリスク集中に対応するための適切な統制を組み入れる。
- ・ 当行グループの規制およびコンプライアンスを遵守する。

第1段階の防御 - リスクの識別、リスク管理および自己確認

各事業ユニットは、承認されたリスク選好度および方針の範囲内で発生したリスクの識別、評価、管理について責任を負う。各事業ユニットは、適切なリスク管理の統制、リソースおよび自己確認のプロセスを設け、維持することが求められる。

第2段階の防御 - リスク管理の枠組みおよび方針の確立、ならびにリスク管理状況の監視

当行グループの第2段階の防御は、リスクの管理、監視および報告に関する枠組み、方針、上限およびプロセスを設定する、個別のリスクおよびコンプライアンス・アドバイザリー、統制および監視機能である。第2段階の防御は、第1段階の防御に与えられた権限外のリスクを承認する場合があります、第1段階の統制ならびに枠組みおよび方針適用の妥当性と有効性に関する評価・検討も行い、必要に応じて改善を要求して、識別された欠陥の是正に向けた第1段階の進捗状況の監視を行う。

第3段階の防御 - 独立した保証

当行グループの監査機能は、当行グループの全体的なリスク管理の枠組みおよび統制の妥当性および有効性について独立して評価を行う。

この方法により、当行グループのリスク選好度の範囲内のリスクと適切なリワードとのバランスをとることが可能になる。

ウエストパックのリスク管理のガバナンス体制の詳細については、以下の表に記載されている。

取締役会

- ・ 当行グループの全般的なリスク管理戦略をレビューし、承認する。

取締役会附属リスクおよびコンプライアンス委員会(以下「BRCC」という。)

- ・ ウエストパック・グループのリスク・リワード戦略に関する取締役会への提言を行う。
- ・ リスク選好度を設定する。
- ・ リスク管理のための枠組みを見直し承認する。
- ・ 取締役会が権限を委任した、ウエストパック・グループのCEO、CFOおよびCROならびにその他役員に委任された信用リスク承認権限に適用する限度および条件を見直し承認する。
- ・ リスク構造、業績、資本水準、各種限度に対するエクスポージャー、リスクの管理および統制状況を監視する。
- ・ 経済状況および事業環境について予想される変化、ならびに当行グループのリスク構造に係るその他の要素を監視する。
- ・ 当行グループのリスク管理の枠組みを支える主要方針の策定および継続的な見直しを監視する。
- ・ 経営陣に与えられた承認決定権を超えるリスクを引受けるかどうかを決定する。

リスクに焦点を当てて活動する他の取締役会の委員会

取締役会附属監査委員会

- ・ 財務書類や財務報告システムの完全性および税務リスクに関する案件を監視する。

取締役会附属報酬委員会

- ・ リスク調整後の報酬に関してBRCCより提出された案件を検討する。

取締役会附属テクノロジー委員会

- ・ 主要な技術プログラムに関連する技術の戦略、導入およびリスクを監視する。

執行役員チーム

- ・ 取締役会が承認した戦略を実行する。
- ・ 承認されたリスク選好度の範囲内で当行グループの様々な戦略目標および業績目標を達成する。
- ・ 各事業ユニット内の主要なリスク、自己資本比率および当行グループの風評を監視する。

業務執行リスク委員会

ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会

- ・ BRCCが決定したリスク選好度の範囲内でウエストパック・グループ全体にわたる重要なリスクの管理および監視に努める。
- ・ リスク・ガバナンスに対する当行グループのアプローチにおけるリスク管理戦略の組み込みを監視する。
- ・ リスクに関連する管理の枠組みおよび主要な支援方針を監視する。
- ・ 当行グループの信用リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクおよび市場リスク構造を監視する。
- ・ 風評リスクならびにサステナビリティ・リスクに関する管理の枠組みおよび主要な支援方針を監視する。
- ・ 新たに生じる信用リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクおよび市場リスクを識別し、それらの影響を評価する責任および適切な対応措置を実行する責任を割り当てる。

ウエストパック・グループ資産・負債委員会

- ・ 当行グループ全体にわたる資金調達および流動性のリスク・リワードの最適化に努める。
- ・ 当行グループのリスク構造、事業戦略およびリスク選好度と整合するよう、資本の水準および品質を見直す。
- ・ 流動性リスクに関する管理の枠組みおよび主要方針を監視する。
- ・ 資金調達リスクおよび流動性リスク構造ならびにバランスシート・リスク構造を監視する。
- ・ 新たに生じる資金調達リスクおよび流動性リスクならびにそれに対応するための適切な措置を識別する。

ウエストパック・グループ信用リスク委員会

- ・ 当行グループ全体にわたるリスク・リワードの最適化に努める。
- ・ 信用リスクに関するリスク管理の枠組みおよび主要支援方針を見直し監視する。
- ・ ウエストパックの信用リスク構造を監視する。
- ・ 新たに生じる信用リスクを識別し、影響の評価に対する責任を配分し、かつ適切に対応する。
- ・ リスク耐性のテストおよび代替アプローチの論点に係る話し合いの場を提供することによって信用リスク管理における継続的な改善を促進する。

ウエストパック・グループ報酬監督委員会

- ・ 当行グループ全体の報酬契約が、人員、リスクおよび財務の側面から検証されていることを保証する。
- ・ 当行グループの報酬の枠組みにおいて、すべての主要な段階にリスクが確実に組み込まれるようにする責任を負う。
- ・ 当行グループの報酬の方針に係るCEOによる取締役会附属報酬委員会への提言をレビューし助言を行い、当行グループ全体にわたる報酬契約がウエストパックの長期的な財務の健全性およびリスク管理の枠組みを支援する行動を促進するものであるという保証を提供する。
- ・ 責任者(当行グループの規制当局員人材登用方針に定義されている)、リスクおよび財務統制担当者、ならびに報酬全体のうち重要な部分が業績に基づいており、その活動が、個別にまたは全体として、ウエストパックの財務の健全性に影響を及ぼす可能性がある、その他のすべての従業員に対する報酬契約(当行グループの執行役員を除く)をレビューおよび監視する。
- ・ 当行グループの変動報酬のプールの総額を決定する基準および根拠に係るCEOによる取締役会附属報酬委員会への提言をレビューし提言を行う。

リスクおよびコンプライアンス機能

リスク機能

- ・ BRCCの承認を受けるべき、グループ・レベル・リスク管理の枠組みを策定する。
- ・ リスク管理の枠組みを支える主要方針の見直しおよび策定を指示する。
- ・ BRCCが承認した枠組みに一致する部門特有の方針、リスク選好度の声明、統制、手続ならびに監視および報告体制を策定する。
- ・ リスクの集中の限度を定め、リスクの集中を監視する。
- ・ 新たなに生じるリスクの問題点を監視する。

コンプライアンス機能

- ・ BRCCの承認を受けるべき、グループ・レベル・コンプライアンスの枠組みを策定する。
- ・ コンプライアンス方針、コンプライアンス計画、統制および手続の見直しおよび策定を指示する。
- ・ コンプライアンスおよび規制上の義務ならびに新たに生じる規制状況を監視する。
- ・ コンプライアンス基準について報告する。

独立した行内のレビュー

グループ監査業務

- ・ 経営陣によるリスク統制の妥当性および有効性を検討する。

部門の事業ユニット

事業ユニット

- ・ 承認されたリスク選好度の方針内で生じるリスクを識別、評価および管理する責任を負う。
- ・ 適切なリスク管理の統制、リソースおよび自己確認のプロセスを設け、維持する。

22.2 信用リスク管理

信用リスクとは、顧客または取引相手方の債務不履行により生じる金融損失のリスクである。

22.2.1 信用リスク管理方針

ウエストパックでは、信用リスク管理の枠組みおよびそれを支える多くの主要方針を維持しており、これらの方針や枠組みは、役割および責任、許容可能な実務慣行、限度および主要な統制を定義している。

- ・ 信用リスク管理の枠組みには、ウエストパックにおける信用リスクを管理するために存在する原則、手法、システム、役割および責任、報告書ならびに主要な統制が説明されている。
- ・ 信用リスク評価システムの方針には、信用リスク評価システムの理念、設計、主な特徴および評価結果の利用について説明されている。
- ・ ウエストパックでは、以下の主な3種類のリスクの集中を管理するための方針を策定している。
 - ・ 個々の顧客または関連する顧客グループ
 - ・ 特定の業界(不動産業界等)
 - ・ 個々の国

ウエストパックでは、与信の拡大に対して与信承認権限の委任および一定の正式な限度額を管理するための方針を策定している。これらの限度額は、組織内の責任を有する個人に委任された与信承認権限を表している。

各事業部門には与信の拡大を管理するための与信マニュアルが存在する。このマニュアルには、信用リスクの開始、評価、承認、文書化、決済および継続管理(問題のある貸付金の管理を含む)を対象とした一般的な方針が含まれる。このマニュアルは、各事業部門で定期的に更新され、重要な変更についてはリスク管理部門により承認されている。

業界特有の指針が必要とみなされる与信の拡大について指導するために、セクター別の方針が存在する(例えば許容可能な財務比率または担保の種類等)。この方針は、各事業部門のリスク管理チームにより維持されている。

ウエストパックでは、幅広い認可企業に対する悪影響リスクを最低限に抑え、APRAが定めた健全性基準の遵守を目的に、関連事業体に対する与信リスクの管理を含め、関連事業体リスク管理の枠組みおよびそれを支える方針を策定している。

22.2.2 引当金および減損に関する方針

貸付金の減損引当金は、経営陣による、決算日における貸付金のポートフォリオで生じている損失の最善の見積りを示している。ウエストパックの貸付金の減損引当金には、個別評価引当金と一括評価引当金の2種類の要素がある。個別評価引当金の算出時には、予想将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす関連事項を検討している(例えば、顧客の事業の見通し、担保の実現可能価額、他の債権者と比較したウエストパックの相対的な立場、顧客情報の信頼性、ワーク・アウト・プロセスにかかる見積費用および期間等)。これらの判断や見積りは、新しい情報が入手可能となったり、ワーク・アウト戦略が進化したりするため、時間と共に変わることがあり、その結果、個別の決定が行われ、減損引当金が修正される場合がある。

一括評価引当金は、ポートフォリオの傾向に基づき、延滞の水準、担保、過去の損失実績および予想債務不履行を考慮し、ポートフォリオに対して設定される。これらの引当金を設定する際の最も重要な要素は、予想損失率および関連損失が発生する期間である。当該引当金は、基礎となる引当金設定要素に未だ反映されていない、経済の各セクターや経済全体で最近生じた変更または事象に関する経営陣の評価も考慮されている。これらのポートフォリオの将来の信用度は不確実性を伴うものであるため、実際の貸倒損失は報告された貸付金の減損引当金とは異なる可能性がある。当該不確実性には、経済環境、とりわけ金利、失業率、弁済行動および倒産率が含まれる。

22.2.3 行内の信用リスク評価システム

信用リスク評価システムの主要な導入目的は、当行グループがさらされている信用リスクについて信頼性のある評価をもたらすことである。

ウエストパックが行内で運用している、取引管理型の顧客向けの信用リスク評価システムは、各顧客の予想されるデフォルト確率(以下「PD」という。)に対応する顧客リスク評価(以下「CRG」という。)を各顧客に割り当てる。また各与信枠には、デフォルト時損失率(以下「LGD」という。)を割り当てる。ウエストパックのリスク評価システムにおいては、債務不履行実績のない顧客と債務不履行実績のある顧客の両方についてリスク評価を段階的に行っている。債務不履行実績のない顧客のCRGは、ムーディーズやスタンダード&プアーズ(以下「S&P」という。)等の外部機関の無担保シニア債務格付に対応してマッピングされる。

取引管理型の顧客ではない(プログラム管理型のポートフォリオと称する)顧客は、同類のリスク・プールに分類される。分類は、ある顧客が債務不履行に陥る可能性が高いかどうかを判断するに当たり過去の実績により証明された予測の特性を分析するという方法で行われる。その後顧客は、当該予測可能な特性にしたがって分類され、各分類にPDおよびLGDが割り当てられる。

以下の表には、ウエストパックのCRGと対応する外部機関の格付の現在の相関関係が記載されている。なおこの表で留意すべきはCRGによる上位の分類のみが記載されている点である。

財務書類上の開示	ウエストパックのCRG	ムーディーズの格付	S&Pの格付
評価が高い(Strong)	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	B	A1 - A3	A+ - A-
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
評価が良い(Good) / 中程度 (Satisfactory)	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
	E		監視対象(Watchlist)
評価が低い(Weak)	F		特に留意すべき (Special Mention)
	G - H		基準以下(Substandard) /債務不履行状態 (Default)

信用リスク評価システムの管理機構

ウエストパックの信用リスク評価システムは、評価基準や手続が最新のポートフォリオや外部の条件を考慮した場合、適切かどうかを確かめるため、毎年見直される。BRCC、RISKCOおよびCREDCOは、ウエストパックの与信ポートフォリオのリスク構造、業績や管理状況ならびに信用リスクの主要方針の策定および見直し状況等を監視する。リスク評価プロセスに重大な影響を及ぼすすべてのモデルは、ウエストパックのモデル・リスク方針に従って定期的に見直される。特定の信用リスクの見積り(PD、LGD、債務不履行時のエクスポージャー(以下「EAD」という。))の水準を含むは、信用リスク見積委員会(RISKCOの小委員会)が監視し、毎年見直し、承認する。

22.2.4 信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完

ウエストパックでは、貸出業務に起因する信用リスクを軽減させるため、幅広い手法を用いている。法的拘束力のある文書により、あらゆる担保、保証およびその他の信用補完物に対するウエストパックの直接・取消不能かつ無条件の償還請求権が整備されている。

以下の表には、各種金融資産について保有される担保の種類が記載されている。

現金および法定準備預金を含むその他の中央銀行預け金	これらのエクスポージャーは通常、取引相手方の性質によりリスクは低いと考えられる。これらについては通常、担保による保証を求めない。
他の金融機関に対する債権	これらのエクスポージャーは主に、比較的リスクの低い銀行(格付がA以上)に対するものである。これらについては通常、担保による保証を求めない。
金融派生商品	これらのエクスポージャーの測定においては、通常、同一の取引相手方とのデリバティブ資産とデリバティブ負債の影響を相殺するために、マスター・ネットリング契約が用いられる。また、時価評価によるポジションの超過についての潜在的な積み上げを避けるために、通常、主要な金融機関である取引相手と担保契約を締結している。中央清算機関を通じた金融派生商品取引の清算が増加している。
商品有価証券および公正価値で測定するその他の金融資産	これらのエクスポージャーは、信用リスクを反映した公正価値で計上される。発行者または取引相手方に対し直接担保による保証を求めないが、当該保証については商品の契約書に黙示されている場合がある(資産担保証券等)。債券の引受条件には、担保による保証を含める場合がある。
売却可能有価証券	これらのエクスポージャーの担保による保証を直接求めることはないが、当該資産の構造上、当該保証の必要性が黙示される場合がある。
住宅および個人向け貸付金 ¹	住宅貸付金は不動産担保によって保証されるが、保証金や敷金の形態で追加保証をとることもある。個人向け貸付金(クレジットカードおよび当座貸越を含む)の大半は無担保である。住宅以外の個人向け貸付金について担保をとる場合は、適格な自動車、キャラバン、キャンピングカー、トレーラーハウスおよびボートに限定される。
事業向け貸付金 ¹	事業向け貸付金については、担保による保証を求める場合、担保による一部保証を求める場合、無担保とする場合のいずれかがある。担保による保証は、通常、不動産担保および/または事業資産またはその他資産に対する一般的な担保契約により請求される。また正当な理由がある場合には、その他の形態による信用保証を求める場合もある。
生命保険に関する資産	これらの資産は、信用リスクを反映した公正価値で計上される。原資産に対するチャージの償還請求権があるオーストラリアのモーゲージに対する投資を除き、通常は担保による保証は求めない。
子会社債権	これらのエクスポージャーは通常、取引相手方の性質によりリスクは低いと考えられる。このため通常、担保による保証を求めない。

¹ 信用契約に関連して求める担保が含まれる。

リスクの軽減

ウエストパックでは、信用リスクの軽減に適格な担保として以下を認識している。

- ・ 現金(主に豪ドル(AUD)、ニュージーランド・ドル(NZD)、米ドル(USD)、カナダ・ドル(CAD)、英ポンド(GBP)または欧州連合ユーロ(EUR))
- ・ オーストラリア・プルデンシャル基準(以下「APS」という。)第112号におけるリスク・ウェイトがゼロの場合、オーストラリアの連邦政府・州政府・特別行政区政府、または当該各政府管轄の公営企業が発行した債券
- ・ ソブリン債の格付がAA-/Aa3以上のその他政府が発行した有価証券
- ・ クレジットリンク債(ただし手取金が、前述の現金またはその他の適格な担保に投資されるものに限る)

リスクの移転

ウエストパックでは、以下の事業体が原資産の債務者と関連がない場合、リスクの移転による軽減のために、これらの事業体が発行した無条件かつ取消不能の保証またはスタンドバイ信用状、あるいはこれらの事業体から購入した適格な信用デリバティブのプロテクションのみを認識する。

- ・ ソブリン事業体
- ・ オーストラリアとニュージーランドの公営企業
- ・ リスク評価が最低でもA-/A3と同等であるADIおよび海外の銀行
- ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるその他の事業体

リスク軽減の管理

ウエストパックでは、以下に関する統制によりこれらのリスクの管理を促進している。

- ・ 担保の評価および管理
- ・ 与信ポートフォリオの管理
- ・ 相殺
- ・ 中央清算機関

担保の評価および管理

ウエストパックでは、正味のリスク・ポジションを監視するため、金融市場のポジションに関連する担保を毎日再評価している。また担保の補填要求またはエクスポージャーの軽減要求が速やかに行われるようにするための正式なプロセスを導入している。上記ポジションの監視責任は、独立した業務部門が負っている。担保による保証契約は、国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」という。)策定の取引契約のクレジット・サポート・アネックスを通じて文書化されている。

与信ポートフォリオの管理

与信ポートフォリオ管理部門(以下「CPM」という。)は、ウエストパックの法人、ソブリン、および銀行向け業務にかかる与信ポートフォリオに付随する全般的なリスクを管理する事業部門である。CPMには、内在するエクスポージャーや相殺効果のあるヘッジ・ポジションを積極的に監視するという明確な義務を有する専門のポートフォリオ・トレーディング・デスクが含まれる。ヘッジとヘッジ対象の与信枠とのマッチングに関する特定の報告が作成および監視されており、ヘッジの調整(手仕舞いまたは買い増しを含む)は動的に管理されている。CPMは、上述のリスクの軽減およびリスクの移転のセクションに記載されている受入基準を満たす事業体から信用プロテクションの買いを行っている。CPMはまた、リスクを分散する目的でプロテクションの売りも行っている。

相殺

当行では、オーストラリアとニュージーランドに居住する信用度の高い顧客に限定して、当該顧客のエクスポージャーを管理するため、当座勘定内で相殺を行うという方法によりリスクの軽減を図っている。顧客は、上記の2つの管轄区域におけるウエストパックの正味のエクスポージャーを算出する目的で顧客指定の勘定内の貸借残高を自由に相殺できる権利がウエストパックに付与されるような正規の契約を、当行と結ぶ必要がある。なお国外の勘定との相殺は許可されていない。

所定の管轄区域にて上記ネットティングを行うことを承認する、単一の双務契約であるマスター・ネットティング契約をウエストパックと締結している取引相手方とのオフバランスの金融市場取引については、クローズアウト・ネットティングが行われ、かかる契約の法的強制力は、書面による妥当な法律上の見解によって裏付けられている。クローズアウト・ネットティングは、債務不履行時の決済前リスク・エクスポージャーを効果的に合算できるため、全体的なエクスポージャーを軽減できる。

中央清算機関

ウエストパックでは、中央清算機関を取引相手とするデリバティブ取引が増加している。中央清算機関である取引相手に対するウエストパックの信用エクスポージャーは、中央清算機関である取引相手が採用したリスク管理の枠組みを通じて軽減されている。リスク管理の枠組みには、厳格な加入要件、すべての取引で回収される初回証拠金およびデフォルト・ウォーターフォール構造が含まれる。

[前へ](#) [次へ](#)

22.2.5 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多くの取引相手方が、同様の業務に従事しており、経済状況またはその他状況の変化により約定債務の履行能力について同様の影響を与えられる同様の経済的特性を持っている場合に生じる。

ウエストパックでは、リスクの集中を管理するために与信ポートフォリオを監視している。エクスポージャーは、ポートフォリオのリバランスに用いられるリスク軽減テクニックを利用して、ポートフォリオの観点から積極的に管理されている。

個々の顧客または関連する顧客グループ

ウエストパックは、個々の顧客および関連する顧客グループに対して通常容認可能な信用エクスポージャーの総額について大規模エクスポージャーの限度額を設けている。これらの限度額は、顧客のリスク格付別に階層化されている。

特定の業種

企業、政府、その他の金融機関に対するエクスポージャーは、関連するオーストラリア・ニュージーランド標準産業(以下「ANZSIC」という。)コードのグループ分けに基づいて様々な業種に分類され、各業種におけるリスク選好度の限度額に対して監視される。業種リスクのレベルは、ダイナミック・ベースで測定されている。

個々の国

ウエストパックは、政治状況、政府の方針、経済状況またはその国に特有のその他の事象など、ウエストパックに対する債務を履行するための通貨の購入または譲渡に関する顧客の能力、あるいは特定の国における資産の現金化に関するウエストパックの能力のいずれかに悪影響を及ぼす可能性のある、個々の国に関連するリスクに対して限度額を設けている。かかるリスクには、為替の管理に関する事象、国有化、戦争、自然災害、経済の崩壊または政府の失策などが含まれるが、これらに限定されるものではない。

以下の表には、(差入れられた担保を除く)信用リスクに対するエクスポージャーの上限と、当行グループおよび親会社がさらされている信用リスクの集中が記載されている。現金、非金融資産およびその他の金融資産は以下の表には記載されていないため、合計は、当行グループまたは親会社の貸借対照表における資産合計と一致しない。子会社に対する投資および子会社債権も、親会社の開示から除外されている。

	2015年連結							
	商品有価証券 および公正価 値で測定する 金融資産	売却可能 有価証券	住宅 および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	金融派生 商品 ¹	生命保険 (貸借対照 表上の)合 計	信用コ ミットメ ント	
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
オーストラリア								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	244	7,446	22	51	7,763	1,305
農業、林業および漁業	4	-	127	7,614	63	-	7,808	1,924
建設業	42	-	515	5,599	57	18	6,231	3,958
金融業および保険業	6,183	11,286	2,803	13,251	35,710	10,032	79,265	10,344
政府、行政および防衛	12,475	37,700	1	793	1,112	-	52,081	912
製造業	244	-	218	9,320	1,340	746	11,868	7,294
鉱業	110	-	34	4,407	774	302	5,627	3,943
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	105	-	4,547	54,790	915	673	61,030	19,848
サービス業 ²	100	16	944	10,812	405	442	12,719	5,982
商業 ³	146	-	593	15,445	206	201	16,591	7,752
運輸業および倉庫業	142	193	99	9,903	817	171	11,325	4,112
公益事業 ⁴	307	-	42	3,507	932	275	5,063	3,368
個人向け融資	112	-	390,007	585	25	-	390,729	80,230
その他	-	28	-	2,009	167	45	2,249	816
オーストラリア合計	19,970	49,223	400,174	145,481	42,545	12,956	670,349	151,788
ニュージーランド								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	359	182	1	-	542	105
農業、林業および漁業	10	-	541	6,829	61	4	7,445	697
建設業	-	-	839	361	4	-	1,204	565
金融業および保険業	1,880	991	620	1,726	3,758	128	9,103	2,073
政府、行政および防衛	1,865	2,081	10	292	338	28	4,614	611
製造業	11	-	444	2,110	118	3	2,686	1,497
鉱業	-	-	17	408	1	-	426	76
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	2	-	6,908	6,223	89	-	13,222	2,382
サービス業 ²	-	-	1,146	1,175	57	1	2,379	1,106
商業 ³	-	-	1,244	2,019	22	-	3,285	1,464
運輸業および倉庫業	10	-	246	1,094	45	-	1,395	916
公益事業 ⁴	52	42	77	1,021	439	5	1,636	1,382
個人向け融資	-	-	27,793	45	6	-	27,844	8,118
その他	8	-	-	-	24	-	32	26
ニュージーランド合計	3,838	3,114	40,244	23,485	4,963	169	75,813	21,018

¹ 金融派生商品では、現在の公正価値がプラスの場合に信用リスクが生じる。また、信用デリバティブでは契約の売り手が参照対象の事業体の債務不履行リスクにさらされる。信用デリバティブのエクスポージャーの詳細については、注記21を参照のこと。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

	2015年連結							
	商品有価証券 および公正価 値で測定する 金融資産	売却可能 有価証券	住宅 および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	金融派生 商品 ¹	生命保険 に関する 資産	(貸借対照 表上の)合 計	信用コ ミットメ ント
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
その他の海外								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	4	107	-	-	111	13
農業、林業および漁業	-	-	1	567	19	-	587	491
建設業	-	-	7	240	-	-	247	138
金融業および保険業	1,458	1,009	1	4,296	562	-	7,326	3,764
政府、行政および防衛	2,072	1,487	-	130	-	-	3,689	47
製造業	92	-	4	3,844	7	-	3,947	5,438
鉱業	-	-	-	778	-	-	778	3,378
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	-	-	62	479	-	-	541	559
サービス業 ²	-	-	5	448	1	-	454	231
商業 ³	-	-	8	2,890	-	-	2,898	3,631
運輸業および倉庫業	-	-	4	1,095	76	-	1,175	710
公益事業 ⁴	24	-	-	722	-	-	746	313
個人向け融資	-	-	1,123	68	-	-	1,191	38
その他	-	-	30	47	-	-	77	36
その他の海外合計	3,646	2,496	1,249	15,711	665	-	23,767	18,787
その他のリスクの集中								
他の金融機関に対する債権							9,583	
法定準備預金							1,309	
総信用リスク合計	27,454	54,833	441,667	184,677	48,173	13,125	780,821	191,593

¹ 金融派生商品では、現在の公正価値がプラスの場合に信用リスクが生じる。また、信用デリバティブでは契約の売り手が参照対象の事業体の債務不履行リスクにさらされる。信用デリバティブのエクスポージャーの詳細については、注記21を参照のこと。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

	2014年連結							
	商品有価証券 および公正価 値で測定する 金融資産	売却可能 有価証券	住宅 および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	金融派生 商品 ¹	生命保険 に関する 資産	(貸借対照 表上の)合 計	信用コ ミットメ ント
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
オーストラリア								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	185	7,262	11	69	7,527	1,081
農業、林業および漁業	-	-	124	7,100	19	-	7,243	1,699
建設業	3	-	474	5,942	31	31	6,481	3,648
金融業および保険業	10,824	11,746	2,295	12,349	33,883	7,143	78,240	11,838
政府、行政および防衛	24,126	19,492	4	780	371	-	44,773	1,366
製造業	73	-	189	9,080	484	1,185	11,011	7,114
鉱業	81	-	39	3,254	168	599	4,141	2,948
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	54	2	4,178	50,972	477	703	56,386	17,149
サービス業 ²	187	9	841	10,033	131	403	11,604	6,162
商業 ³	114	-	562	15,054	223	206	16,159	8,241
運輸業および倉庫業	47	191	91	9,239	544	63	10,175	4,824
公益事業 ⁴	427	125	36	3,236	867	389	5,080	3,744
個人向け融資	140	-	365,334	488	43	-	366,005	75,427
その他	-	8	-	2,114	115	6	2,243	1,077
オーストラリア合計	36,076	31,573	374,352	136,903	37,367	10,797	627,068	146,318
ニュージーランド								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	275	160	-	1	436	80
農業、林業および漁業	2	-	474	5,999	27	2	6,504	685
建設業	-	-	702	362	2	1	1,067	452
金融業および保険業	1,659	555	715	1,159	3,059	137	7,284	1,754
政府、行政および防衛	1,392	2,100	5	349	147	53	4,046	916
製造業	4	-	357	1,848	55	4	2,268	1,611
鉱業	-	-	18	484	-	1	503	60
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	3	-	6,034	5,984	163	-	12,184	2,340
サービス業 ²	8	-	1,075	998	4	2	2,087	799
商業 ³	-	-	1,001	1,878	10	-	2,889	1,363
運輸業および倉庫業	12	-	173	868	26	-	1,079	415
公益事業 ⁴	60	39	59	1,004	241	9	1,412	1,473
個人向け融資	-	-	26,300	51	-	-	26,351	6,982
その他	1	37	3	135	1	-	177	248
ニュージーランド合計	3,141	2,731	37,191	21,279	3,735	210	68,287	19,178

¹ 金融派生商品では、現在の公正価値がプラスの場合に信用リスクが生じる。また、信用デリバティブでは契約の売り手が参照対象の事業体の債務不履行リスクにさらされる。信用デリバティブのエクスポージャーの詳細については、注記21を参照のこと。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

	2014年連結							
	商品有価証券 および公正価 値で測定する 金融資産	売却可能 有価証券	住宅 および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	金融派生 商品 ¹	生命保険 に関する 資産	(貸借対照 表上の)合 計	信用コ ミットメ ント
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
その他の海外								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	3	124	-	-	127	32
農業、林業および漁業	-	-	1	464	-	-	465	179
建設業	-	-	8	112	-	-	120	157
金融業および保険業	2,188	717	1	2,005	285	-	5,196	2,437
政府、行政および防衛	4,418	986	1	34	4	-	5,443	51
製造業	31	-	3	2,883	11	-	2,928	4,264
鉱業	43	-	-	1,508	2	-	1,553	1,188
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	-	-	58	372	-	-	430	368
サービス業 ²	-	-	6	407	-	-	413	21
商業 ³	-	-	8	3,240	-	-	3,248	1,455
運輸業および倉庫業	-	-	4	685	-	-	689	187
公益事業 ⁴	12	17	-	701	-	-	730	203
個人向け融資	-	-	1,052	59	-	-	1,111	38
その他	-	-	12	40	-	-	52	76
その他の海外合計	6,692	1,720	1,157	12,634	302	-	22,505	10,656
その他のリスクの集中								
他の金融機関に対する債権							7,424	
法定準備預金							1,528	
総信用リスク合計	45,909	36,024	412,700	170,816	41,404	11,007	726,812	176,152

¹ 金融派生商品では、現在の公正価値がプラスの場合に信用リスクが生じる。また、信用デリバティブでは契約の売り手が参照対象の事業体の債務不履行リスクにさらされる。信用デリバティブのエクスポージャーの詳細については、注記21を参照のこと。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

	2015年当行(親会社)							
	商品有価証券 および公正価 値で測定する 金融資産	売却可能 有価証券	住宅 および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	金融派生 商品 ¹	生命保険 に関する 資産	(貸借対照 表上の)合 計	信用コ ミットメ ント
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
オーストラリア								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	244	7,295	22	-	7,561	1,305
農業、林業および漁業	4	-	127	7,376	63	-	7,570	1,921
建設業	42	-	510	4,605	57	-	5,214	3,957
金融業および保険業	5,551	11,286	2,805	13,101	35,667	-	68,410	10,344
政府、行政および防衛	12,474	37,699	1	736	1,112	-	52,022	912
製造業	244	-	215	8,869	1,340	-	10,668	7,292
鉱業	107	-	33	4,256	774	-	5,170	3,942
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	105	-	4,242	53,314	915	-	58,576	19,831
サービス業 ²	100	16	943	10,124	405	-	11,588	5,959
商業 ³	146	-	589	14,783	206	-	15,724	7,723
運輸業および倉庫業	118	15	97	9,211	817	-	10,258	4,102
公益事業 ⁴	307	-	41	3,470	932	-	4,750	3,368
個人向け融資	112	-	384,399	-	25	-	384,536	80,230
その他	-	8	-	1,338	167	-	1,513	811
オーストラリア合計	19,310	49,024	394,246	138,478	42,502	-	643,560	151,697
ニュージーランド								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	-	-	1	-	1	-
農業、林業および漁業	10	-	-	2	61	-	73	6
建設業	-	-	-	5	4	-	9	13
金融業および保険業	842	-	-	-	3,195	-	4,037	61
政府、行政および防衛	1,050	-	-	1	338	-	1,389	24
製造業	11	-	-	90	118	-	219	116
鉱業	-	-	-	-	1	-	1	-
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	2	-	-	7	89	-	98	37
サービス業 ²	-	-	-	3	57	-	60	4
商業 ³	-	-	-	218	22	-	240	209
運輸業および倉庫業	10	-	-	2	45	-	57	209
公益事業 ⁴	7	-	-	-	439	-	446	204
個人向け融資	-	-	-	-	6	-	6	14
その他	8	-	-	-	24	-	32	-
ニュージーランド合計	1,940	-	-	328	4,400	-	6,668	897

¹ 金融派生商品では、現在の公正価値がプラスの場合に信用リスクが生じる。また、信用デリバティブでは契約の売り手が参照対象の事業体の債務不履行リスクにさらされる。信用デリバティブのエクスポージャーの詳細については、注記21を参照のこと。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

	2015年当行(親会社)							
	商品有価証券 および公正価 値で測定する 金融資産	売却可能 有価証券	住宅 および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	金融派生 商品 ¹	生命保険 に関する 資産	(貸借対照 表上の)合 計	信用コ ミットメ ント
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
その他の海外								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	3	90	-	-	93	13
農業、林業および漁業	-	-	1	566	19	-	586	491
建設業	-	-	5	199	-	-	204	132
金融業および保険業	1,458	801	1	4,250	536	-	7,046	3,763
政府、行政および防衛	2,072	519	-	130	-	-	2,721	47
製造業	92	-	3	3,814	6	-	3,915	5,290
鉱業	-	-	-	777	-	-	777	3,360
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	-	-	34	279	-	-	313	536
サービス業 ²	-	-	3	412	1	-	416	230
商業 ³	-	-	7	2,745	-	-	2,752	3,469
運輸業および倉庫業	-	-	3	780	76	-	859	685
公益事業 ⁴	24	-	-	702	-	-	726	308
個人向け融資	-	-	573	44	-	-	617	25
その他	-	-	30	45	-	-	75	6
その他の海外合計	3,646	1,320	663	14,833	638	-	21,100	18,355
その他のリスクの集中								
他の金融機関に対する債権							8,741	
法定準備預金							1,152	
総信用リスク合計	24,896	50,344	394,909	153,639	47,540	-	681,221	170,949

¹ 金融派生商品では、現在の公正価値がプラスの場合に信用リスクが生じる。また、信用デリバティブでは契約の売り手が参照対象の事業体の債務不履行リスクにさらされる。信用デリバティブのエクスポージャーの詳細については、注記21を参照のこと。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

	2014年当行(親会社)							
	商品有価証券 および公正価 値で測定する 金融資産	売却可能 有価証券	住宅 および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	金融派生 商品 ¹	生命保険 に関する 資産	(貸借対照 表上の)合 計	信用コ ミットメ ント
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
オーストラリア								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	185	6,855	11	-	7,051	1,080
農業、林業および漁業	-	-	124	6,586	19	-	6,729	1,699
建設業	3	-	474	4,966	31	-	5,474	3,647
金融業および保険業	10,373	11,736	2,295	12,054	33,879	-	70,337	11,838
政府、行政および防衛	24,119	19,491	4	708	371	-	44,693	1,366
製造業	73	-	189	8,595	484	-	9,341	7,114
鉱業	65	-	40	3,113	168	-	3,386	2,947
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	54	2	4,177	48,605	477	-	53,315	17,144
サービス業 ²	187	9	841	9,137	130	-	10,304	6,156
商業 ³	114	-	562	14,004	223	-	14,903	8,095
運輸業および倉庫業	23	15	91	8,553	544	-	9,226	4,819
公益事業 ⁴	427	-	37	3,199	867	-	4,530	3,744
個人向け融資	140	-	358,167	462	43	-	358,812	75,427
その他	-	8	-	1,404	115	-	1,527	1,071
オーストラリア合計	35,578	31,261	367,186	128,241	37,362	-	599,628	146,147
ニュージーランド								
農業、林業および漁業	2	-	-	6	27	-	35	14
建設業	-	-	-	4	2	-	6	11
金融業および保険業	873	-	-	1	2,992	-	3,866	74
政府、行政および防衛	1,129	-	-	4	147	-	1,280	113
製造業	4	-	-	81	55	-	140	120
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	3	-	-	4	163	-	170	30
サービス業 ²	8	-	-	5	4	-	17	5
商業 ³	-	-	-	196	10	-	206	231
運輸業および倉庫業	12	-	-	4	26	-	42	43
公益事業 ⁴	22	-	-	-	241	-	263	226
個人向け融資	-	-	-	-	-	-	-	13
その他	1	-	-	-	1	-	2	1
ニュージーランド合計	2,054	-	-	305	3,668	-	6,027	881

¹ 金融派生商品では、現在の公正価値がプラスの場合に信用リスクが生じる。また、信用デリバティブでは契約の売り手が参照対象の事業体の債務不履行リスクにさらされる。信用デリバティブのエクスポージャーの詳細については、注記21を参照のこと。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

	2014年当行(親会社)							
	商品有価証券 および公正価 値で測定する 金融資産	売却可能 有価証券	住宅 および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	金融派生 商品 ¹	生命保険 に関する 資産	(貸借対照 表上の)合 計	信用コ ミットメ ント
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
その他の海外								
ホテル業、喫茶業および 飲食業	-	-	3	92	-	-	95	32
農業、林業および漁業	-	-	1	461	-	-	462	178
建設業	-	-	5	84	-	-	89	150
金融業および保険業	2,188	377	1	1,970	271	-	4,807	2,436
政府、行政および防衛	4,418	371	-	34	4	-	4,827	51
製造業	31	-	2	2,817	-	-	2,850	4,147
鉱業	43	-	-	1,501	2	-	1,546	1,173
不動産業、資産関連サービ ス業および法人向けサー ビス業	-	-	25	178	-	-	203	349
サービス業 ²	-	-	3	373	-	-	376	20
商業 ³	-	-	5	3,112	-	-	3,117	1,325
運輸業および倉庫業	-	-	3	509	-	-	512	166
公益事業 ⁴	12	-	-	665	-	-	677	202
個人向け融資	-	-	543	28	-	-	571	30
その他	-	-	9	37	-	-	46	3
その他の海外合計	6,692	748	600	11,861	277	-	20,178	10,262
その他のリスクの集中								
他の金融機関に対する債権							5,483	
法定準備預金							1,389	
総信用リスク合計	44,324	32,009	367,786	140,407	41,307	-	632,705	157,290

¹ 金融派生商品では、現在の公正価値がプラスの場合に信用リスクが生じる。また、信用デリバティブでは契約の売り手が参照対象の事業体の債務不履行リスクにさらされる。信用デリバティブのエクスポージャーの詳細については、注記21を参照のこと。

² サービス業には教育、医療および地域サービス業、文化および余暇サービス業ならびにパーソナルおよびその他のサービス業が含まれる。

³ 商業には卸売業および小売業が含まれる。

⁴ 公益事業には電気、ガス、水道および通信サービス業が含まれる。

[前へ](#) [次へ](#)

22.2.6 金融資産の信用度

以下の表は、当行グループおよび親会社の金融資産を、未延滞かつ減損が生じていない資産、延滞だが減損が生じていない資産、減損資産に分類したものである。当行グループおよび親会社の非金融資産は下表から除かれているため合計は貸借対照表の総資産と一致しない。

各資産は、契約の規定に基づく支払いが履行されない場合に、延滞しているとみなされる。延滞額として計上される額は、該当弁済期に支払うべき額ではなく、約定残高全額である。以下の表における分類は、ウエストパック内で信用リスクを管理する基準と必ずしも一致するものではない。

9月30日現在の当行グループの金融資産の内訳は以下のとおりである。

	2015年連結					
	未延滞かつ 減損が生じて いない資産	延滞だが 減損が生じて いない資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金および中央銀行預け金	14,770	-	-	14,770	-	14,770
他の金融機関に対する債権	9,583	-	-	9,583	-	9,583
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	27,454	-	-	27,454	-	27,454
金融派生商品	48,173	-	-	48,173	-	48,173
売却可能有価証券	54,833	-	-	54,833	-	54,833
貸付金：						
住宅および個人向け貸付金	426,731	14,439	497	441,667	(1,197)	440,470
事業向け貸付金	179,809	3,470	1,398	184,677	(1,831)	182,846
生命保険に関する資産	13,121	4	-	13,125	-	13,125
海外における中央銀行への法定準備預金	1,309	-	-	1,309	-	1,309
その他の金融資産	3,041	33	3	3,077	-	3,077
合計	778,824	17,946	1,898	798,668	(3,028)	795,640
	2014年連結					
	未延滞かつ 減損が生じて いない資産	延滞だが 減損が生じて いない資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金および中央銀行預け金	25,760	-	-	25,760	-	25,760
他の金融機関に対する債権	7,424	-	-	7,424	-	7,424
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	45,908	-	1	45,909	-	45,909
金融派生商品	41,404	-	-	41,404	-	41,404
売却可能有価証券	36,024	-	-	36,024	-	36,024
貸付金：						
住宅および個人向け貸付金	397,583	14,649	468	412,700	(1,117)	411,583
事業向け貸付金	165,458	3,486	1,872	170,816	(2,056)	168,760
生命保険に関する資産	11,002	5	-	11,007	-	11,007
海外における中央銀行への法定準備預金	1,528	-	-	1,528	-	1,528
その他の金融資産	5,049	39	5	5,093	-	5,093
合計	737,140	18,179	2,346	757,665	(3,173)	754,492

9月30日現在の親会社の金融資産の内訳は以下のとおりである。

	2015年当行(親会社)					
	未延滞かつ 減損が生じて いない資産	延滞だが 減損が生じて いない資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金および中央銀行預け金	13,372	-	-	13,372	-	13,372
他の金融機関に対する債権	8,741	-	-	8,741	-	8,741
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	24,896	-	-	24,896	-	24,896
金融派生商品	47,540	-	-	47,540	-	47,540
売却可能有価証券	50,344	-	-	50,344	-	50,344
貸付金：						
住宅および個人向け貸付金	381,795	12,750	364	394,909	(993)	393,916
事業向け貸付金	149,756	2,832	1,051	153,639	(1,480)	152,159
海外における中央銀行への法定準備預金	1,152	-	-	1,152	-	1,152
子会社債権	145,560	-	-	145,560	-	145,560
その他の金融資産	2,429	27	2	2,458	-	2,458
合計	825,585	15,609	1,417	842,611	(2,473)	840,138
	2014年当行(親会社)					
	未延滞かつ 減損が生じて いない資産	延滞だが 減損が生じて いない資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金および中央銀行預け金	23,400	-	-	23,400	-	23,400
他の金融機関に対する債権	5,483	-	-	5,483	-	5,483
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	44,323	-	1	44,324	-	44,324
金融派生商品	41,307	-	-	41,307	-	41,307
売却可能有価証券	32,009	-	-	32,009	-	32,009
貸付金：						
住宅および個人向け貸付金	354,597	12,809	380	367,786	(889)	366,897
事業向け貸付金	135,897	2,994	1,516	140,407	(1,700)	138,707
海外における中央銀行への法定準備預金	1,389	-	-	1,389	-	1,389
子会社債権	140,098	-	-	140,098	-	140,098
その他の金融資産	4,490	33	4	4,527	-	4,527
合計	782,993	15,836	1,901	800,730	(2,589)	798,141

22.2.7 未延滞かつ減損が生じていない金融資産¹

当行グループの、未延滞かつ減損が生じていない金融資産の信用度は、行内で採用されている信用リスク評価システムを参考にして評価される。

	連結							
	2015年				2014年			
	評価が 高い	評価が 良い / 中程度	評価が 低い	合計	評価が 高い	評価が 良い / 中程度	評価が 低い	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
現金および中央銀行預け金	14,770	-	-	14,770	25,760	-	-	25,760
他の金融機関に対する債権	9,583	-	-	9,583	7,380	44	-	7,424
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	27,325	127	2	27,454	45,684	222	2	45,908
金融派生商品	47,137	927	109	48,173	40,105	1,253	46	41,404
売却可能有価証券	53,951	861	21	54,833	35,355	652	17	36,024
貸付金:								
住宅および個人向け貸付金	317,870	107,349	1,512	426,731	312,648	83,672	1,263	397,583
事業向け貸付金	83,938	92,020	3,851	179,809	74,323	86,438	4,697	165,458
生命保険に関する資産 ²	13,073	48	-	13,121	10,934	68	-	11,002
海外における中央銀行への法定準備預金	1,042	163	104	1,309	1,303	142	83	1,528
その他の金融資産 ³	2,666	365	10	3,041	4,665	371	13	5,049
金融資産の合計	571,355	201,860	5,609	778,824	558,157	172,862	6,121	737,140

¹ モーゲージ・エクスポージャーのリスク区分への分類は、新リスク採点モデルの導入に従い事業年度にわたり更新されている。

² 生命保険に関する資産には、ユニットリンク投資契約に関する資産が6,480百万豪ドル(2014年度: 8,951百万豪ドル)、ならびに未格付の運用スキームおよびモーゲージへの投資が191百万豪ドル(2014年度: 170百万豪ドル)含まれている。保険契約者に対する負債はこれらの資産のパフォーマンスに直接連動するため、当行グループにユニットリンク投資に対する直接的なエクスポージャーはない。運用スキームおよびモーゲージへの投資は、主としてBTファイナンシャル・グループが運用している。

³ その他の金融資産には未収利息1,108百万豪ドル(2014年度: 1,214百万豪ドル)が含まれており、関連する貸付金残高に応じて該当する信用度の分類に配分されている。売却済未引渡有価証券740百万豪ドル(2014年度: 2,768百万豪ドル)もこの残高に含まれており、商品有価証券残高の分類に応じて配分されている。

	当行(親会社)							
	2015年				2014年			
	評価が 高い	評価が 良い / 中程度	評価が 低い	合計	評価が 高い	評価が 良い / 中程度	評価が 低い	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
現金および中央銀行預け金	13,372	-	-	13,372	23,400	-	-	23,400
他の金融機関に対する債権	8,741	-	-	8,741	5,439	44	-	5,483
商品有価証券および公正価値で 測定する金融資産	24,781	113	2	24,896	44,134	187	2	44,323
金融派生商品	46,505	926	109	47,540	40,008	1,253	46	41,307
売却可能有価証券	50,301	22	21	50,344	31,974	18	17	32,009
貸付金:								
住宅および個人向け貸付金	305,373	75,388	1,034	381,795	298,686	54,892	1,019	354,597
事業向け貸付金	75,366	71,329	3,061	149,756	66,898	65,217	3,782	135,897
海外における中央銀行への法定 準備預金	1,042	6	104	1,152	1,300	6	83	1,389
子会社債権	145,560	-	-	145,560	140,098	-	-	140,098
その他の金融資産 ¹	2,166	256	7	2,429	4,225	255	10	4,490
金融資産の合計	673,207	148,040	4,338	825,585	656,162	121,872	4,959	782,993

¹ その他の金融資産には未収利息927百万豪ドル(2014年度:1,029百万豪ドル)が含まれており、関連する貸付金残高に応じて該当する信用度の分類に配分されている。売却済未引渡有価証券725百万豪ドル(2014年度:2,765百万豪ドル)もこの残高に含まれており、商品有価証券残高の分類に応じて配分されている。

以下の分析では、未延滞かつ減損が生じていない金融資産の裏付けとして保有されている担保の範囲に関する当行グループの評価を示している。保有担保の見積実現可能価額は以下の組み合わせに基づいている。

- ・ 保有担保の直近の正式な評価額
- ・ 類似資産の類似状況および対象担保に固有の状況における実績を考慮した全保有担保の見積実現可能価額に関する経営陣の評価額

この分析では、評価時点で経営陣が入手可能なその他の関連情報も考慮される。当行グループでは、経営陣が納得のいく実現可能価額の見積りが不可能と判断した場合、また担保の強制売却が必要と判断した場合に、最新の評価額を入手している。

以下の表では、未延滞かつ減損が生じていない金融資産は、実現可能担保の正味現在価値見積額に対する資産価額の割合が100%以下の場合、「全額が担保されている」とみなされている。この割合が100%超150%以下の場合には「一部が担保されている」とみなされ、担保が保有されていない(クレジットカード、個人向け貸付金および高格付の法人に対するエクスポージャー等を含む)または見積回収可能価額に対する保証付貸付金の割合が150%超である場合には「無担保」とみなされている。

	連結					
	2015年			2014年		
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%
全額が担保されている	96.1	51.3	82.8	95.5	52.3	82.8
一部が担保されている	1.4	24.8	8.4	1.8	24.5	8.5
無担保	2.5	23.9	8.8	2.7	23.2	8.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	当行(親会社)					
	2015年			2014年		
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%
全額が担保されている	97.5	51.5	84.6	97.3	52.5	84.9
一部が担保されている	0.3	23.7	6.9	0.4	23.5	6.8
無担保	2.2	24.8	8.5	2.3	24.0	8.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

22.2.8 延滞だが減損が生じていない金融資産

以下の表には、延滞だが減損が生じていない金融資産の債権年齢分析結果が記載されている。この分析では、各資産は、契約の規定に基づく支払いが履行されない場合に、延滞しているとみなされる。計上額は、延滞額ではなく、約定残高全額である。

当行グループでは、延滞資産の監視に多大な努力を払っている。各資産にかかる支払いは、支払遅延または不完全な文書化を含むさまざまな理由で延滞する場合がある。支払遅延は、休暇期間や週末のタイミング等の各種要因の影響を受けやすい。

9月30日現在での延滞日数をベースとする、延滞だが減損が生じていない金融資産の内訳は以下のとおりである。

	連結							
	2015年				2014年			
	1 - 5日	6 - 89日	90日以上	合計	1 - 5日	6 - 89日	90日以上	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
貸付金								
住宅および個人向け貸付金	3,997	8,867	1,575	14,439	4,253	8,872	1,524	14,649
事業向け貸付金	838	2,151	481	3,470	780	2,274	432	3,486
生命保険に関する資産	-	4	-	4	-	5	-	5
その他の金融資産	9	20	4	33	11	24	4	39
合計	4,844	11,042	2,060	17,946	5,044	11,175	1,960	18,179
	当行(親会社)							
	2015年				2014年			
	1 - 5日	6 - 89日	90日以上	合計	1 - 5日	6 - 89日	90日以上	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
貸付金								
住宅および個人向け貸付金	3,648	7,573	1,529	12,750	3,797	7,557	1,455	12,809
事業向け貸付金	640	1,860	332	2,832	570	2,052	372	2,994
その他の金融資産	8	16	3	27	9	20	4	33
合計	4,296	9,449	1,864	15,609	4,376	9,629	1,831	15,836

以下の分析では、延滞だが減損が生じていない金融資産の裏付けとして保有されている担保の範囲に関する当行グループの評価を示している。保有担保の見積実現可能価額は以下の組み合わせに基づいている。

- ・ 保有担保の直近の正式な評価額
- ・ 類似資産の類似状況および対象担保に固有の状況における実績を考慮した全保有担保の見積実現可能価額に関する経営陣の評価額

この分析では、評価時点で経営陣が入手可能なその他の関連情報も考慮される。当行グループでは、経営陣が納得のいく実現可能価額の見積りが不可能と判断した場合、また担保の強制売却が必要と判断した場合に、最新の評価額を入手している。

以下の表では、延滞だが減損が生じていない金融資産は、実現可能担保の正味現在価値見積額に対する資産価額の割合が100%以下の場合、「全額が担保されている」とみなされている。この割合が100%超150%以下の場合には「一部が担保されている」とみなされ、担保が保有されていない(クレジットカード、個人向け貸付金および高格付の法人に対するエクスポージャー等を含む)または見積回収可能価額に対する保証付貸付金の割合が150%超である場合には「無担保」とみなされている。

	連結					
	2015年			2014年		
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%
全額が担保されている	92.5	48.6	84.1	91.2	52.1	83.8
一部が担保されている	2.6	27.7	7.4	3.1	27.2	7.7
無担保	4.9	23.7	8.5	5.7	20.7	8.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	当行(親会社)					
	2015年			2014年		
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%
全額が担保されている	95.4	47.5	86.8	95.3	51.0	87.0
一部が担保されている	0.7	26.2	5.3	0.7	27.8	5.8
無担保	3.9	26.3	7.9	4.0	21.2	7.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

22.2.9 延滞期間が90日以上または債務不履行だが、減損が生じていないもの

これらには、以下の金融資産が含まれる。

- ・ 延滞期間が現在90日以上であるが、十分な担保が付されている資産。
- ・ 過去には延滞期間が90日以上であり、現在は90日以上ではないものの、分類の変更を容認できるほど継続的な改善を十分には示していない資産。
- ・ 信用債務に関して破産命令または同様の法的措置(管財人の任命等)が開始されている場合など、債務不履行だが、減損が生じていないその他の資産。

	連結											
	オーストラリア			ニュージーランド			その他の海外			合計		
	2015年	2014年	2013年									
	百万 豪ドル											
総額	2,149	2,134	2,329	130	85	136	13	22	22	2,292	2,241	2,487

22.2.10 減損貸付金

減損が生じたと評価された金融資産

以下は、9月30日現在の減損貸付金の総額および減損引当金を、資産の種類別に表示したものである。

	連結					
	2015年			2014年		
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
個別評価						
総額	168	1,287	1,455	202	1,785	1,987
減損引当金	(88)	(581)	(669)	(96)	(771)	(867)
帳簿価額	80	706	786	106	1,014	1,120
一括評価						
総額	329	111	440	266	87	353
減損引当金	(178)	(30)	(208)	(150)	(30)	(180)
帳簿価額	151	81	232	116	57	173
総額の合計	497	1,398	1,895	468	1,872	2,340
減損引当金の合計	(266)	(611)	(877)	(246)	(801)	(1,047)
帳簿価額の合計	231	787	1,018	222	1,071	1,293
	当行(親会社)					
	2015年			2014年		
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
個別評価						
総額	110	946	1,056	153	1,430	1,583
減損引当金	(64)	(479)	(543)	(72)	(647)	(719)
帳簿価額	46	467	513	81	783	864
一括評価						
総額	254	105	359	227	86	313
減損引当金	(141)	(28)	(169)	(127)	(24)	(151)
帳簿価額	113	77	190	100	62	162
総額の合計	364	1,051	1,415	380	1,516	1,896
減損引当金の合計	(205)	(507)	(712)	(199)	(671)	(870)
帳簿価額の合計	159	544	703	181	845	1,026

以下の分析では、減損金融資産の裏付けとして保有されている担保の範囲に関する当行グループの評価を示している。保有担保の見積実現可能価額は以下の組み合わせに基づいている。

- ・ 保有担保の直近の正式な評価額
- ・ 類似資産の類似状況および対象担保に固有の状況における実績を考慮した全保有担保の見積実現可能価額に関する経営陣の評価額

この分析では、評価時点で経営陣が入手可能なその他の関連情報も考慮される。当行グループでは、経営陣が納得のいく実現可能価額の見積りが不可能と判断した場合、また担保の強制売却が必要と判断した場合に、最新の評価額を入手している。

以下の表では、個別に減損が生じている金融資産は、実現可能担保の正味現在価値見積額に対する資産価額の割合が100%以下の場合、「全額が担保されている」とみなされている。この割合が100%超150%以下の場合には「一部が担保されている」とみなされ、担保が保有されていない(クレジットカード、個人向け貸付金および法人に対するエクスポージャー等を含む)または見積回収可能価額に対する保証付貸付金の割合が150%超である場合には「無担保」とみなされている。

	連結					
	2015年			2014年		
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%
全額担保されている	59.2	23.2	32.6	61.1	25.1	32.3
一部担保されている	16.3	34.8	29.9	10.9	24.8	22.0
無担保	24.5	42.0	37.5	28.0	50.1	45.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	当行(親会社)					
	2015年			2014年		
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%
全額担保されている	67.6	17.3	30.2	66.2	25.9	33.6
一部担保されている	6.9	34.7	27.6	8.6	23.3	20.5
無担保	25.5	48.0	42.2	25.2	50.8	45.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

減損貸付金は、不良債権、延滞期間が90日超の当座貸越、個人向け貸付金およびリボルビング与信枠、ならびに条件緩和貸付金から成る。

不良債権

不良債権は、行内のリスク評価で減損とされている、条件緩和資産以外の貸付金である。これらは、以下の地域セグメントに分類される。

	連結											
	オーストラリア			ニュージーランド			その他の海外			合計		
	2015年	2014年	2013年									
	百万 豪ドル											
総額	1,220	1,580	2,574	348	397	586	25	53	89	1,593	2,030	3,249
減損引当金	(572)	(697)	(1,099)	(104)	(130)	(210)	(13)	(35)	(54)	(689)	(862)	(1,363)
純額	648	883	1,475	244	267	376	12	18	35	904	1,168	1,886

延滞期間が90日超の当座貸越、個人向け貸付金およびリボルビング与信枠

当行グループの延滞期間が90日超の当座貸越、個人向け貸付金およびリボルビング与信枠は、以下の地域セグメントに分類される。

	連結											
	オーストラリア			ニュージーランド			その他の海外			合計		
	2015年	2014年	2013年									
	百万 豪ドル											
総額	252	203	181	10	13	14	1	1	-	263	217	195
減損引当金	(164)	(132)	(126)	(7)	(9)	(9)	(1)	-	-	(172)	(141)	(135)
純額	88	71	55	3	4	5	-	1	-	91	76	60

条件緩和金融資産

顧客の資金繰り悪化に関連する理由により、原契約の条件が顧客による利息または元本の支払条件が緩和されるような条件に正式に変更された場合に、当該資産は条件緩和金融資産とみなされる。

当行グループの条件緩和金融資産は、以下の地域セグメントに分類される。

	連結											
	オーストラリア			ニュージーランド			その他の海外			合計		
	2015年	2014年	2013年									
	百万 豪ドル											
総額	22	34	34	17	-	-	-	59	122	39	93	156
減損引当金	(12)	(23)	(23)	(4)	-	-	-	(21)	(33)	(16)	(44)	(56)
純額	10	11	11	13	-	-	-	38	89	23	49	100

9月30日現在の親会社の条件緩和金融資産は、以下のとおりである。

	(当行)親会社	
	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル
総額	22	92
減損引当金	(12)	(44)
純額	10	48

以下の表は減損金融資産および条件緩和金融資産にかかる受取利息と放棄利息を要約したものである。

	2015年連結		
	オーストラリア	海外	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息	8	14	22
放棄利息	98	4	102

22.3 資金調達および流動性に関するリスクの管理

流動性リスクとは、当行グループが資産の資金調達ができなくなる、または期日到来時に支払債務を履行できなくなるリスクである。このリスクは、以下が原因で生じる可能性がある。

- ・ 当行の毎日の営業活動または財政状態に影響を及ぼさず、現在・将来の予想および予想外キャッシュ・フローと担保のニーズの両方を満たすことができないこと、および/または
- ・ ポジションを市場価格で相殺または消去する能力に影響を与える、不適當な市場の深さまたは市場の混乱

当行グループには流動性リスク管理フレームワークがあるが、これは、銘柄固有および市場全体のストレス・シナリオを含む広範な市場状況に基づくキャッシュ・フロー需要を満たし、かつ流動性力パレッジ比率(以下「LCR」という。)に関する規制上の要件を満たす目的で設計されている。

流動性リスク管理フレームワークの年次見直しには、モデル化された資金調達のシナリオ、モデル・アプローチ、大口の資金調達能力、限度額の決定および流動資産の最低限の保有が織り込まれている。流動性リスク管理フレームワークは、BRCCが承認する前にALCOによりレビューが行われる。

当行グループの流動性リスク管理フレームワークに従い、当行グループの流動性管理および資金調達ポジションの管理の責任は、財務部門に委任され、ALCOが監視している。日次の流動性リスク報告書が、財務部門および流動性リスクチームに所属する各ロケーションのスタッフとシニアスタッフに回覧され、レビューされる。流動性に関する報告書は、ALCOに対しては毎月、BRCCに対しては四半期ごとに表示されている。

財務部門は、当行グループの資金調達基盤を監視および管理し、資金調達基盤が健全に維持され、安定したものであり、適切に分散されていることを確実なものとする責任を負っている。財務部門は、翌事業年度のための資金調達戦略の概要をまとめた年間資金調達計画のレビューを実施する。このレビューには、世界的な市場の傾向、ピア・アナリシス、大口の資金調達能力、資金需要の予想、資金調達リスク分析が織り込まれている。この戦略は、変化する市況、投資家の景気判断、資産および負債の増加率の見積りを考慮して、継続的に見直されている。年間の資金調達戦略は、BRCCが承認する前にALCOによりレビューおよび承認が行われる。

財務部門は、不測の事態に備えた資金調達緊急計画を維持しており、当行グループの活動に必要な一部または全部の資金を適時に妥当なコストで調達する能力に深刻な問題が生じた場合に対応して取るべき幅広い措置の詳細が当該計画内に説明されている。この書類では、危機を管理する業務執行役員による委員会が規定されていると共に、主要な任務についての責任が個々に割り当てられている。この計画はALCOにより見直されて承認され、BRCCが毎年承認する、ウエストパックの広範な流動性危機管理方針に合わせて調整されている。

22.3.1 流動性モデル

流動性の健全性に関するAPRAの基準において要求されているとおり、当行グループは日次ベースでの報告およびその見直しによって「ゴーイング・コンサーン」モデルを維持している。「ゴーイング・コンサーン」モデルの下で、今後一定期間にわたって調達すべき大口の資金の見積りのために、純資産の増加計画に、大口の資金調達先へ発行した債券の満期償還が加えられる。満期時期の集中は、取締役会が承認した限度枠内で測定される。なお当該限度は、1週間から15ヶ月の間隔で設定される。

ストレス・テストは、銘柄固有および市場全体のストレス・シナリを含む広範な市場状況に基づくキャッシュ・フロー需要を満たすウエストパックの能力を評価するため実施されている。

LCRは銀行に対し、規制当局が定義する深刻なストレス・シナリオに30日間耐えうる質の高い十分な流動資産(定義されている)を保有することを要求している。LCRは2015年1月1日に発効した。ウエストパックは規制上の最低値である100%を上回るバッファを維持している。2015年9月30日現在、当行グループのLCRは、約定付流動性ファシリティ(以下「CLF」という。)660億豪ドルを含めて121%であり、2015年9月30日に終了した四半期に係る平均月次LCRは121%であった。

22.3.2 流動性資金

流動性資金は、通貨・地域・商品・期間等が多様化するよう、定期的に見直される。当該源泉には、以下が含まれるがこれらのみには限定されない。

- ・ 預金
- ・ 発行済債券
- ・ 売買可能有価証券の売却による収入
- ・ 中央銀行との買戻し契約

- ・ 貸付金の元本の償還
- ・ 受取利息
- ・ 手数料収入

大口資金調達

当行グループは、当行グループの資金調達リスク選好度の範囲内で維持されるように資金調達基盤の構成および安定性を監視している。これには安定資金比率(以下「SFR」という。)を75%超とする目標を含んでいる。安定資金には顧客預金、満期までの残余期間が12ヶ月を超える大口の資金調達、証券化および持分が含まれる。

2015年度に当行グループは安定資金源を通じて資金調達資産の増加に引き続き重点を置き、当期末において、安定資金比率は2014年9月30日から68ベース・ポイント上がり83.8%となった。

当行グループの全般的な資金調達構成は、比較的変動がなかった。2015年9月30日現在の当行グループの資金調達額合計に占める顧客預金の割合は59.3%(2014年9月30日:60.2%)であり、1.7%(2014年9月30日:1.7%)は証券化、15.4%(2014年9月30日:14.2%)は残存期間が1年超の長期資金調達によるものであり、7.4%(2014年9月30日:7.1%)は持分によるものであった。

2015年9月30日現在、当行グループは残存期間が1年以内の大口資金1,166億豪ドルを調達しているが、これは当行グループの資金調達額合計の16.2%(2014年9月30日現在:16.8%)に相当する。この短期資金調達の満期までの加重平均残存期間は130日で、この資金調達は当行グループが保有するレポ適格流動性資産1,356億豪ドルによって十二分に保証されている。

広範囲にわたる資金調達市場、債券投資家、通貨および商品へアクセスする能力および柔軟性と共に多角的な資金調達基盤を維持することは、流動性リスクを管理する上で重要な部分である。

2015年度において、当行グループは大口の期限付資金調達により313億豪ドルを調達しており、満期までの加重平均残存期間(証券化を除く)は4.9年であった。

当行グループはベンチマーク・シニア債の取引を米ドルおよび豪ドルで、ベンチマーク・カバード債の取引をユーロおよび米ドルで、RMBS取引およびオートABS取引を豪ドルで、ならびに小規模シニア債の取引をスイス・フランおよび英ポンドで行った。ウエストパックは、市場で活発に売買されるオートABSを発行できる唯一のオーストラリアの主要銀行であり、米国のSEC登録市場にアクセス可能な唯一のオーストラリアの銀行であり、またRMBSを定期的に発行している。当行グループは2015年度にこれらの能力を生かしている。

新規発行には、当期におけるパーゼル に準拠する追加的Tier1およびTier2資本の22億豪ドルも含まれていた。

既存の債券プログラムおよび発行登録による2015年9月30日現在の借入残高については、注記16、17、19および20を含む本財務書類の様々な注記に記載されている。

信用格付

2015年9月30日現在の親会社の信用格付は以下のとおりである。

	2015年		
	短期格付	長期格付	格付の見通し
スタンダード&プアーズ	A-1+	AA-	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	P-1	Aa2	安定的
フィッチ・レーティングス	F1+	AA-	安定的

2015年9月30日現在、当行グループの資金調達額合計の約33%が大口資金調達市場からのものであり、特にオーストラリア、米国、ヨーロッパおよび日本における市場からであった。これらの市場の投資家は従来からその投資意思決定に際して、独立した信用格付機関が発行した信用格付に大幅に依拠してきた。ウエストパックの信用格付が現在の水準より低下すれば、当行グループの借入コストおよび借入能力が悪影響を受ける可能性がある。ウエストパックの信用格付が現在の水準より引き下げられれば、当行グループは大口借入に対して現在支払っているよりも高い金利の支払いを要求される可能性が高い。これにより当行グループの資金調達コストが増加し、純利ざやが減少する可能性がある。さらに、当行グループの借入能力が低下する可能性があり、それにより貸借対照表を拡大させるための資金調達能力に悪影響を及ぼす可能性、あるいは当行グループの流動性を低下させる可能性がある。

信用格付は、ウエストパック有価証券の売買または保有を推奨するものではない。当該格付は、格付機関の指定に伴い、随時変更または撤回される場合がある。投資家は、各格付を、他の格付から独立して評価するべきである。

流動性資産

財務部門では、予期せぬ資金需要に備えるため、質の高い流動性資産のポートフォリオを保有している。当該資産は、オーストラリアの準備銀行またはその他の中央銀行が買い戻せるもので、現金、国債、州政府債および高格付の投資適格コマーシャル・ペーパーの形式で保有される。流動性資産の保有水準は高い頻度で見直され、貸借対照表および市況の両方の条件と整合している。

該当する中央銀行との買戻し契約における適格担保の条件を満たす流動性資産(内部での証券化を含む)は、過去12ヶ月間において12億豪ドル増加し、1,356億豪ドルになった。

オーストラリアの国債は限られていることから、オーストラリア準備銀行(以下「RBA」という。)はオーストラリア金融監督局(以下「APRA」という。)と共同で、オーストラリアの預金取扱機関(以下「ADI」という。)に対し、LCR要件を満たすために使用可能なCLFを、適格性条件を満たした場合に提供した。CLFを利用するために、ADIは、承認されたファシリティの年率15ベシス・ポイント(0.15%)に相当する手数料をRBAに支払うよう求められる。ウエストパックは2016暦年について586億豪ドル(2015暦年：660億豪ドル)のCLF枠についてAPRAより承認を得ている。

保有する流動性資産の概要は以下のとおりである。

	2015年		2014年	
	実績	平均	実績	平均
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	14,375	18,159	22,497	19,017
他の金融機関に対する債権	11	355	655	1,090
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	10,968	16,898	18,272	24,317
売却可能有価証券	52,815	43,098	34,205	31,097
貸付金 ¹	57,249	61,111	58,448	55,650
中央銀行への法定準備預金	201	269	368	449
流動性資産合計	135,619	139,890	134,445	131,620

¹ 貸付金はオーストラリア準備銀行およびニュージーランド準備銀行での買戻しが適格な、自然発生的なAAA格付の不動産担保証券である。

[前へ](#)

[次へ](#)

22.3.3 金融負債の契約期日

以下の表は、貸借対照表日現在で支払うべき、金融派生商品関連の負債を含む金融負債に係るキャッシュ・フローを、契約期日までの残存期間ごとに分類したものを示している。表内の各数値は、割引前の約定キャッシュ・フローであるが、当行グループでは、予想キャッシュ・フローに基づき固有の流動性リスクを管理している。

金融負債に係るキャッシュ・フローには、元本の支払額と、関連する利払期間中の固定または変動利息の支払額の両方が含まれる。元本の支払額は、最初の契約期日における支払額である。ヘッジ目的に指定されている金融派生商品関連の負債は、残存契約期間中の保有が見込まれ、当該期間にわたり想定元本に適用される固定利率および/または予想変動利率に基づく総キャッシュ・フローを反映している。なお、当該キャッシュ・フローは、該当する場合には、契約に基づく想定元本の受取りおよび支払いを含んでいる。

外国為替関連の負債は、事業年度末日におけるスポット・レートの終値を使って豪ドルに換算されている。

以下の表において、表中の残高は割引前キャッシュ・フローを組込んでおり、元本の支払額および付随する将来の利払い額を含んでいるため、貸借対照表上に記載された金額と必ずしも一致しない。

損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債は、必ずしも、そのすべてが、流動性目的のために、契約期日に基づき管理されているわけではない。当行グループが契約期日に基づいて管理する負債は、以下の表において、割引前の約定ベースで表示されている。

	2015年連結					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
負債						
他の金融機関に対する債務	14,941	2,331	1,221	349	-	18,842
預金およびその他の借入金	306,518	78,744	79,312	12,998	233	477,805
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債	5,941	2,250	251	432	372	9,246
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	43,475	-	-	-	-	43,475
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	129	221	1,050	2,743	333	4,476
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	3,687	4,152	5,621	2,466	992	16,918
キャッシュ・インフロー	(3,580)	(3,965)	(5,393)	(2,197)	(977)	(16,112)
発行済債券	5,369	12,930	49,385	98,791	13,750	180,225
その他の金融負債	1,289	563	2,533	-	-	4,385
借入資本を除く負債合計	377,769	97,226	133,980	115,582	14,703	739,260
借入資本 ¹	5,795	169	740	6,573	1,484	14,761
割引前の金融負債合計	383,564	97,395	134,720	122,155	16,187	754,021
偶発債務および契約債務の合計						
信用供与契約	174,391	-	-	-	-	174,391
その他の契約債務	184	-	-	-	-	184
割引前の偶発債務および契約債務の合計	174,575	-	-	-	-	174,575

¹ 借入資本の契約条件に偶発決済規定が含まれている場合、負債の額は「1ヶ月以内」の区分に開示される。

	2014年連結					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
負債						
他の金融機関に対する債務	14,716	2,865	859	242	-	18,682
預金およびその他の借入金	290,569	79,225	79,770	15,145	377	465,086
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債	17,811	1,436	-	-	-	19,247
金融派生商品：						
トレーディング目的保有 ¹	34,225	-	-	-	-	34,225
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	103	154	456	1,945	316	2,974
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー ¹	113	4,304	3,853	19,926	2,103	30,299
キャッシュ・インフロー	(80)	(3,899)	(3,314)	(17,405)	(1,888)	(26,586)
発行済債券	2,751	10,710	47,730	81,488	20,758	163,437
その他の金融負債	1,395	462	2,078	-	-	3,935
借入資本を除く負債合計	361,603	95,257	131,432	101,341	21,666	711,299
借入資本 ²	3,897	64	218	7,087	599	11,865
割引前の金融負債合計	365,500	95,321	131,650	108,428	22,265	723,164
偶発債務および契約債務の合計						
信用供与契約	159,131	-	-	-	-	159,131
その他の契約債務	763	-	-	-	-	763
割引前の偶発債務および契約債務の合計	159,894	-	-	-	-	159,894

¹ 比較数値は比較可能性を高めるために修正されている。

² 借入資本の契約条件に偶発決済規定が含まれている場合、負債の額は「1ヶ月以内」の区分に開示される。

	2015年当行(親会社)					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
負債						
他の金融機関に対する債務	14,490	2,332	1,221	201	-	18,244
預金およびその他の借入金	279,413	66,983	69,461	11,183	233	427,273
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債	5,941	2,250	251	432	372	9,246
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	43,917	-	-	-	-	43,917
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	109	192	801	2,431	324	3,857
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	3,631	3,586	5,511	778	176	13,682
キャッシュ・インフロー	(3,526)	(3,444)	(5,306)	(745)	(169)	(13,190)
発行済債券	4,817	10,568	42,765	83,412	10,683	152,245
子会社債務	144,650	-	-	-	-	144,650
その他の金融負債	1,243	491	2,210	-	-	3,944
借入資本を除く負債合計	494,685	82,958	116,914	97,692	11,619	803,868
借入資本 ¹	5,795	169	740	6,573	1,484	14,761
割引前の金融負債合計	500,480	83,127	117,654	104,265	13,103	818,629
偶発債務および契約債務の合計						
信用供与契約	154,375	-	-	-	-	154,375
その他の契約債務	184	-	-	-	-	184
割引前の偶発債務および契約債務の合計	154,559	-	-	-	-	154,559

¹ 借入資本の契約条件に偶発決済規定が含まれている場合、負債の額は「1ヶ月以内」の区分に開示される。

	2014年当行(親会社)					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
負債						
他の金融機関に対する債務	14,526	2,865	859	207	-	18,457
預金およびその他の借入金	263,657	71,248	69,240	13,222	377	417,744
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債	17,811	1,436	-	-	-	19,247
金融派生商品：						
トレーディング目的保有 ¹	34,403	-	-	-	-	34,403
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	86	132	426	1,862	308	2,814
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー ¹	49	4,413	2,467	10,746	1,796	19,471
キャッシュ・インフロー	(28)	(3,748)	(1,958)	(8,950)	(1,600)	(16,284)
発行済債券	1,676	8,669	44,071	67,528	14,440	136,384
子会社債務	135,066	-	-	-	-	135,066
その他の金融負債	1,248	381	1,715	-	-	3,344
借入資本を除く負債合計	468,494	85,396	116,820	84,615	15,321	770,646
借入資本 ²	3,897	64	218	7,087	599	11,865
割引前の金融負債合計	472,391	85,460	117,038	91,702	15,920	782,511
偶発債務および契約債務の合計						
信用供与契約	140,909	-	-	-	-	140,909
その他の契約債務	763	-	-	-	-	763
割引前の偶発債務および契約債務の合計	141,672	-	-	-	-	141,672

¹ 比較数値は比較可能性を高めるために修正されている。

² 借入資本の契約条件に偶発決済規定が含まれている場合、負債の額は「1ヶ月以内」の区分に開示される。

22.3.4 予想期日

以下の表は、過去の傾向に基づき予想期日に基づく貸借対照表を表している。以下の分析が契約期日ではなく予想期日に基づいていること、割引の影響があること、および報告期間以降の見積利息が除かれていることが原因で、以下の表の負債の残高は、契約期日の表(22.3.3 金融負債の契約期日)と一致しない。以下の表には商品有価証券として分類された持分証券、売却可能有価証券および特定の期日の定められていない生命保険に関する資産が含まれる。これらの資産は処分についての予想期間に基づいて分類されている。預金は以下の表に約定ベースで表示されているが、当行グループの通常の銀行業務の一環として、これらの残高の大部分が維持されると予想している。

	2015連結		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産			
現金および中央銀行預け金	14,770	-	14,770
他の金融機関に対する債権	9,583	-	9,583
商品有価証券および公正価値で測定する 金融資産	19,613	7,841	27,454
金融派生商品	36,479	11,694	48,173
売却可能有価証券	13,687	41,146	54,833
貸付金(引当金控除後)	86,049	537,267	623,316
生命保険に関する資産	6,730	6,395	13,125
海外における中央銀行への法定準備預金	1,309	-	1,309
関連会社に対する投資	-	756	756
その他すべての資産	5,608	13,229	18,837
資産合計	193,828	618,328	812,156
負債			
他の金融機関に対する債務	18,437	294	18,731
預金およびその他の借入金	463,473	11,855	475,328
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	9,226	-	9,226
金融派生商品	33,511	14,793	48,304
発行済債券	62,076	108,978	171,054
生命保険債務	770	10,789	11,559
その他すべての負債	9,375	824	10,199
借入資本を除く負債合計	596,868 *	147,533 *	744,401
借入資本	1,446	12,394	13,840
負債合計	598,314 *	159,927 *	758,241
純資産/(純負債)	(404,486) *	458,401 *	53,915

* 訳注：原文の誤記を訂正した。

	2014連結		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産			
現金および中央銀行預け金	25,760	-	25,760
他の金融機関に対する債権	7,424	-	7,424
商品有価証券および公正価値で測定する 金融資産	31,234	14,675	45,909
金融派生商品	32,248	9,156	41,404
売却可能有価証券	2,101	33,923	36,024
貸付金(引当金控除後)	83,089	497,254	580,343
生命保険に関する資産	2,518	8,489	11,007
海外における中央銀行への法定準備預金	529	999	1,528
その他すべての資産	6,278	15,165	21,443
資産合計	191,181	579,661	770,842
負債			
他の金融機関に対する債務	18,394	242	18,636
預金およびその他の借入金	446,099	14,723	460,822
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	19,236	-	19,236
金融派生商品	29,514	10,025	39,539
発行済債券	59,203	93,048	152,251
生命保険債務	8	9,629	9,637
その他すべての負債	9,480	1,046	10,526
借入資本を除く負債合計	581,934	128,713	710,647
借入資本	-	10,858	10,858
負債合計	581,934	139,571	721,505
純資産/(純負債)	(390,753)	440,090	49,337

	2015年当行(親会社)		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産			
現金および中央銀行預け金	13,372	-	13,372
他の金融機関に対する債権	8,741	-	8,741
商品有価証券および公正価値で測定する 金融資産	17,883	7,013	24,896
金融派生商品	36,417	11,123	47,540
売却可能有価証券	12,138	38,206	50,344
貸付金(引当金控除後)	70,477	475,598	546,075
海外における中央銀行への法定準備預金	1,152	-	1,152
子会社債権	145,560	-	145,560
子会社に対する投資	-	4,585	4,585
その他すべての資産	4,745	10,546	15,291
資産合計	310,485	547,071	857,556
負債			
他の金融機関に対する債務	17,987	146	18,133
預金およびその他の借入金	415,334	10,175	425,509
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	9,226	-	9,226
金融派生商品	33,457	14,593	48,050
発行済債券	56,002	88,713	144,715
子会社債務	143,885	-	143,885
その他すべての負債	7,539	744	8,283
借入資本を除く負債合計	683,430	114,371	797,801
借入資本	1,446	12,394	13,840
負債合計	684,876	126,765	811,641
純資産/(純負債)	(374,391)	420,306	45,915

	2014年当行(親会社)		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産			
現金および中央銀行預け金	23,400	-	23,400
他の金融機関に対する債権	5,483	-	5,483
商品有価証券および公正価値で測定する 金融資産	29,989	14,335	44,324
金融派生商品	32,219	9,088	41,307
売却可能有価証券	743	31,266	32,009
貸付金(引当金控除後)	67,949	437,655	505,604
海外における中央銀行への法定準備預金	389	1,000	1,389
子会社債権	140,098	-	140,098
子会社に対する投資	-	4,687	4,687
その他すべての資産	5,349	11,818	17,167
資産合計	305,619	509,849	815,468
負債			
他の金融機関に対する債務	18,204	207	18,411
預金およびその他の借入金	401,236	12,947	414,183
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	19,155	-	19,155
金融派生商品	29,451	9,690	39,141
発行済債券	52,802	75,044	127,846
子会社債務	135,066	-	135,066
その他すべての負債	7,478	948	8,426
借入資本を除く負債合計	663,392	98,836	762,228
借入資本	-	10,858	10,858
負債合計	663,392	109,694	773,086
純資産/(純負債)	(357,773)	400,155	42,382

22.4 市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場・金利・コモディティ価格・株価等、市場関連の各種要素の変動により損益に悪影響を受けるリスクである。これには、通常の事業活動において生じる資産と負債のデュレーションのミスマッチによる受取利息に係るリスクである、銀行勘定内の金利リスクも含まれる。

22.4.1 トレード市場リスク

アプローチ

ウエストパックのトレード市場リスクに対するエクスポージャーは、金融市場および財務部門のトレーディング業務に起因するものである。当該業務は、取締役会承認のバリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)による限度が組み込まれた、同会承認の市場リスク・フレームワークにより管理されている。VaRは、市場リスクの主要な測定管理方法である。市場リスクは、シナリオ分析およびストレステストと共にVaRおよび構造的リスク限度(量的限度およびベース・ポイント価格限度を含む)を用いて管理されている。市場リスクにかかる各種限度は、市場の流動性およびリスクの集中への考察のほかに、事業の戦略および実績に基づいて事業部門の責任者に配分されている。あらゆる取引は、注記23に記載されている適切な公正価値評価手法を用いて、毎日公正価値で評価されている。独立した情報源が限定的な各種比率は、少なくとも毎月見直される。

金融市場部門のトレーディング業務とは、ブックランナーやディストリビューターとしての業務を含む取引を意味する。当該業務に起因する市場リスクには、金利リスク、外国為替リスク、コモディティリスク、株価リスク、クレジット・スプレッド・リスク、ボラティリティ・リスク等が含まれる。

財務部門のトレーディング業務とは、大口の資金調達、当座資産ポートフォリオ、ならびに本国送金にかかる外国為替相場に関連する金利リスク、外国為替リスクおよびクレジット・スプレッド・リスクの管理業務を含む取引を意味する。

VaRによる限度

トレーディング業務に起因する市場リスクは、主に、過去のシミュレーション手法に基づくVaRを使って測定する。VaRは、最低1年分の過去のデータを用い、保有期間を1日、また信頼水準を99%として計算した、市場の不利な動向による潜在的な損失である。VaR算出時には、トレーディング・ポートフォリオの価値を変動させる可能性がある、金利・外国為替相場・価格変動・市場の乱高下や、これらの指標間の相関関係等を含む、あらゆる重要な市場変数を検討するようにする。

取締役会が承認したトレーディング業務にかかる市場リスクのVaRによる限度の他に、RISKCOは、金融市場部門と財務部門のトレーディング業務にかかるVaRの各部門における限度を個別に承認している。

バックテスト

計測モデルの完全性を裏付けるため、計測されたVaR値を用いたバックテストを毎日実施している。また過去のデータによる歪みを監視するため、潜在的な損益実績の見直しを行っている。

ストレス・テスト

極端な、または99%の信頼水準を超える予想外の変動により発生する潜在的な損失を分析するため、想定したストレス・シナリオをもとに毎日ストレス・テストを実施している。特定のストレス・テストについて上申するための枠組みは、RISKC0が承認している。ストレスおよびシナリオ・テストは過去の市場の変動を含み、RISKC0または金融市場および財務リスク管理部門(以下「FMTR」という。)により規定される。また、個別のシナリオはウエストパックの経済部門により作成されている。

損益報告の枠組み

損益報告の枠組みは、BRCCが承認している。この枠組みには、損益の規模に応じた上申先の定義が含まれる。また上申時期に関する定めには、損益発生1日後に上申するという定めと、20日周期で損益累計を上申するという定めがある。

リスク報告

現在のエクスポージャーや限度利用状況の日々の監視は、独立したFMTR部門が実施しており、VaRや構造的な限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。VaR値の日次報告書は、リスクの種類・商品種別・地域ごとに作成している。当該報告書は、構造的なリスクの報告書や、損益発生水準およびストレス・テストについて上申すべき時点等により補完されている。金利リスク(一般市場)、外国為替リスク、コモディティリスク、株式リスク(固有のリスクを含む)等の主要なリスクに対処するために必要な自己資本の行内での算出に使用するモデルは、APRAが認定している。当該モデルに基づき、規制資本は現行のVaR(市場データは直近12ヶ月の過去のデータに基づく)枠とストレスVaR(重大な金融ストレス期を含む12ヶ月間の市場データ)枠の両方から算出される。これらのVaRによる測定値は、評価期間10日、信頼区間は片側99パーセントイルとして算出される。固有のリスクとは、一般的な市場の動向や事象では説明できない個別の有価証券の価格変動や、債務不履行リスクを意味する。金利による固有のリスク資本(固有の発行体リスク)は標準法を用いて算出され、VaRによる規制資本の測定値に合算される。

リスクの軽減

市場リスクのポジションは、トレーディングや商品に関する権限を有するトレーディング・デスクが管理している。各リスクは、関連商品やリスクの種類に応じ、各ポートフォリオに集約される。リスク管理は、管理すべき市場リスクの種類や規模に見合った各役職にある適切な有資格者が実施する。

公正価値の決定

公正価値の決定基準については注記23を参照のこと。

以下の統制は、経営陣による市場リスクの継続的な監視を可能にするためのものである。

- ・ 説明責任を規定するため、トレーディング関連の各種権限や責任を、あらゆる役職において明確化する。
- ・ 限度体系やエクスポージャーの報告を構造化する。
- ・ 実行前に事業リスクを特定できるようにするため、新商品や重要な商品のすべてについて、承認プロセスを実施する。
- ・ ウエストパックの財務書類に関するリスクまたは損益の判定に使用するモデルを個別に見直す。
- ・ 各種取引の開始・処理・評価に携わる従業員が別々の報告ラインで業務を行うことにより職務を分離し、癒着等を最低限に抑える。
- ・ 関連法規の準拠に関して顧問弁護士が各種文書を承認する。
- ・ 日次損益のレビュー／分析。
- ・ 調整手続。

以下の表は、9月30日に終了した各事業年度における累計VaRをリスクの種類ごとに記載したものである。

	連結および親会社								
	2015年			2014年			2013年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
	百万 豪ドル								
金利リスク	18.1	7.0	11.4	30.7	6.3	15.6	30.8	9.1	16.7
外国為替リスク	11.8	0.5	3.6	7.6	1.2	3.0	5.7	0.5	2.1
株式リスク	0.6	0.1	0.3	0.7	0.1	0.3	0.8	0.1	0.3
コモディティリスク ¹	5.7	1.7	3.1	2.9	1.3	2.0	6.1	1.2	2.9
その他の市場リスク ²	6.7	2.9	4.6	11.3	5.4	9.2	13.0	5.8	7.9
分散化の影響	該当なし	該当なし	(7.2)	該当なし	該当なし	(8.2)	該当なし	該当なし	(10.7)
正味の市場リスク	23.5	9.0	15.8	40.2	9.5	22.0	35.4	12.5	19.2

¹ 電力リスクを含む。

² 期限前償還リスクと、(一般的な信用格付の変動によりさらされることとなる)クレジット・スプレッド・リスクを含む。

コモディティ、排出権およびエネルギー取引

コモディティ、排出権およびエネルギー取引(以下「CCE」という。)は、当行グループの金融市場事業の一環である。すべての取引は、独立して提供されたまたはレビューされたレートを用いて、日々時価評価される。レートは、適宜、オーストラリア金融市場協会が公表した価格、ブローカーの相場、先物価格と比較される。独立した提供元が限定的なレートは、WIB再評価委員会によって定期的に見直される。CCE事業は、市場リスク構造およびVaRの限度額の範囲内で管理される。信用リスクは、取引相手ごとの決済前リスクの限度額によって統制される。

CCEのトレーディング業務には、電気、ガス、石油、排出権、農産物、卑金属および貴金属が含まれる。これらの業務にはスワップ、オプション、スワップション、アジアンオプションおよび先物の取引が含まれる。エネルギー取引には、決済残余オークション(以下「SRA」という。)も含まれる。排出権取引活動には、オーストラリア、ニュージーランドおよびヨーロッパの排出権および再生可能エネルギー証書(以下「REC」という。)が含まれる。

CCEには、コモディティの顧客に資金を提供するストラクチャード・コモディティーズ・ファイナンス(以下「SCF」という。)デスクも含まれる。

2015年9月30日現在において未決済のコモディティ、排出権およびエネルギー契約の公正価値合計は、151百万豪ドルであった(2014年度：14百万豪ドル)。

22.4.2 ノン・トレード市場リスク

アプローチ

市場リスクを生じさせる銀行勘定の業務には、貸出業務、貸借対照表上の資金調達、資本管理等が含まれる。金利リスク、通貨リスク、資金調達および流動性に付随するリスクは、これらの業務に固有のリスクである。財務部門の資産負債管理(以下「ALM」という。)部門は、これらの業務に起因する金利リスクの管理責任を負っている。

ウエストパックのIRRBB関連の枠組みには、あらゆる重要な地域・事業ライン・法人が含まれている。

資産および負債の管理

ALM部門は、行内で合意済みの基準となるデュレーションに基づくウエストパックの資本の投資を含む、移転価格が計上されている貸借対照表に関連する構造的な金利のミスマッチを管理している。主要なリスクの管理目的は、長期の純金利収益(以下「NII」という。)の合理的な安定性を実現することである。これらの業務は、独立したFMTR部門により監視され、RISKCOにより見直される。また、BRCCが定めたリスク管理の枠組みやリスク選好度の範囲内で実施される。

重要なノン・トレード金利リスクは、5つのセンターで管理される。シドニーのセンターは、オーストラリアの貸借対照表に関連するリスクを管理し、オークランドのセンターは、ニュージーランドの貸借対照表に関連するリスクを管理し、シンガポールのセンターは、アジアの貸借対照表に関連するリスクを管理し、ニューヨークおよびロンドンのセンターはそれぞれ、当該国の貸借対照表に関連するリスクを管理する。これら5つのセンターが管理するリスクは、各国レベルと累計レベルの両レベルで監視される。

NIIの感応度

NIIの感応度は、期間を3年、また大口市場金利の変動にかかる信頼水準を99%としてモデル化した、純金利収益アット・リスク(以下「NaR」という。)の観点から管理される。管理対象ポジションにはオーストラリアとニュージーランドの各銀行勘定が含まれており、銀行勘定は銀行全体の貸借対照表からトレーディング勘定を除いたものであると定義されている。シミュレーション・モデルは、ウエストパックの潜在的なNaRを算定するために使用される。このNII関連シミュレーションの枠組みは、貸借対照表の基本データを、廃止事業および新規事業に関する仮定、予想される金利更改の傾向、大口市場金利の変動と組み合わせたものである。各種金利シナリオを使ったシミュレーションは、一連の潜在的な将来のNIIを提示するために使用されている。モデル化された金利のシナリオには、過去の市場金利の変動や、オーストラリアおよびニュージーランドの現在の市場における利回り曲線から上下100および200ベース・ポイントの変動等を用いて予想したものが含まれている。また、金利に関するストレス・シナリオも検討およびモデル化されている。

これらのモデル化されたシナリオによるNIIの結果の比較は、金利変動に対する感応度を示している。

NaRによる限度

BRCCはNaRによる限度を承認している。この限度はグループ財務部門が管理しており、信頼水準を99%とした場合の1年間における基準となるヘッジ水準からの逸脱度と定義される。この限度はFMTR部門が監視している。

VaRによる限度

BRCCはまたALM活動におけるVaRによる限度を承認している。この限度はグループ財務部門が管理し、FMTR部門が監視している。さらに、FMTR部門はリスクの過度の集中を防ぐために構造的なリスクの限度を定めている。

構造的な外国為替リスク

構造的な外国為替リスクは、外貨建て収益の発生や、当行グループが海外の支店および子会社に豪ドル以外の機能通貨で投資している外貨資本から生じる。

海外における事業の収益および純資産を、当行グループの豪ドルによる連結財務書類に換算する必要があるため、為替相場の変動により海外の収益および資本の豪ドル相当額に増減が生じる可能性があり、当行グループの財務業績の報告額に変動をもたらす可能性がある。これを換算リスクと称している。このエクスポージャーを最小限にするため、当行グループは海外の収益および資本に関連する外国為替リスクを以下のように管理している。

- ・ 当事業年度に発生している外貨建ての収益はヘッジする。
- ・ 海外の管轄地域において恒久的に使用すると定義された資本(例えば、規制上の要件または適正な要件を満たすために)、および定められた期間のない資本はヘッジする。
- ・ 当行グループのエクスポージャーが重要でない通貨建ての資本または利益はヘッジしない。
- ・ ALCOIは外貨建て収益のヘッジおよび関連する限度の妥当性を判断する。

売却可能として保有される資産

売却可能として分類される金融資産の市場リスクは、市場リスクVaRでは算出されない。当該資産の評価について検証が定期的に行われ、経営陣は定期的に見直しを行う。売却可能として分類されるそれぞれの有価証券の公正価値は大幅に変動する可能性があるが、当行グループ全体にとって影響は重要でない。

リスク報告

IRRBBリスク測定システムおよび人材はシドニーに集約されている。当該システムには、あらゆる財務資金の調達や金融派生商品関連取引を管理するフロント・オフィス向けシステム、オーストラリアやニュージーランドでのあらゆるリテール業務を管理する移転価格システム、ノン・トレード市場リスクにかかるVaRシステム、オーストラリアおよびニュージーランド向けの貸借対照表にかかるNIIおよびNaRを計算するNIIシステム等が含まれる。

現在のエクスポージャーや限度利用状況の日々の監視は、独立したFMTR部門が実施しており、VaRやNaR限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。またディーラーや経営陣が使用する構造的なポジションおよびVaRに関する報告書は、毎日作成され、全利害関係者グループに毎日配附されている。重要な市場リスクおよび問題を明確にするために、RISKCOとBRCCの各シニア・マネジメントによる市場リスク・フォーラム向けの報告書が、毎月および四半期ごとに作成されている。

リスクの軽減

IRRBBは、構造的な金利リスク(資産と負債のデュレーションのミスマッチ)や資本管理を含む、通常の銀行業務が原因で生じる。金利リスクに対するウエストパックのエクスポージャーのヘッジは、金融派生商品を使って実施されている。当行グループが採用するヘッジ会計の戦略は、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジ、純投資ヘッジ手法を組み合わせて行うというものである。経済ヘッジ目的で保有する金融派生商品の一部は、AASB第139号「金融商品：認識および測定」で規定されるヘッジ会計の要件を満たしていないため、トレーディング目的保有の金融派生商品と同じ方法で会計処理される。

トレード市場リスクの監視に使用されているのと同じ統制を実施して、経営陣によるIRRBBの継続的な監視を可能にしている。

バリュー・アット・リスク - IRRBB

以下の表は、IRRBBのVaRを記載したものである。

	2015年				2014年			
	現在	最高	最低	平均	現在	最高	最低	平均
	百万豪ドル							
連結	2.7	5.9	0.8	2.9	3.1	10.7	1.2	4.7

2015年9月30日現在の親会社のIRRBBのVaRは、19.3百万豪ドル(2014年：25.1百万豪ドル)であった。

純金利収益アット・リスク(以下「NaR」という。)

以下の表は、今後12ヶ月間の金利ショックを100ベース・ポイント(下落)と仮定し、純金利収益報告額に占める割合としてNaRを記載したものである。

	2015年				2014年			
	現在	最大エクスポージャー	最小エクスポージャー	平均エクスポージャー	現在	最大エクスポージャー	最小エクスポージャー	平均エクスポージャー
	%	%	%	%	%	%	%	%
連結	0.12	0.66	(0.26)	0.23	0.27	0.66	(0.12)	0.20
当行(親会社)	(0.11)	0.41	(0.50)	0.04	0.10	0.82	(0.25)	0.17

[前へ](#)

[次へ](#)

注記23. 金融資産および金融負債の公正価値

会計方針

金融商品の公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

当初認識時に、活発な市場において異なる観察可能な情報が入手可能な場合を除き、取引価格は一般的に金融商品の公正価値を表している。公正価値が、変更またはリパッケージを伴わない同一商品におけるその他の観察可能な現在の市場取引との比較により証明されうる場合、あるいは観察可能な市場データのみがインプットに含まれる評価手法に基づく場合、当商品はかかる観察可能な市場データから導き出された公正価値で認識される。取引価格と公正価値の差額は損益(「デイ・ワン」損益)として、損益計算書に「利息以外の収益」として認識される。観察可能でないデータを利用する場合、デイ・ワン損益は、インプットが観察可能になった時点でのみ、または商品の契約期間にわたってのみ、損益計算書に認識される。

公正価値で測定する金融負債の帳簿価額は、観察可能な市場データから導き出された自身の信用スプレッドの変動が公正価値に及ぼす影響を反映している。

金融商品の公正価値のその後測定は、可能な場合はいつでも、この商品の取引価格を参照して算定される。相場価格が入手できない場合、当行グループは現在価値の見積額または市場で一般に認められているその他の評価手法を適用する。市場で一般に認められている評価手法の利用には、通常評価モデルと評価モデルに対する適切なインプットを使用することが含まれる。

当行グループが使用している評価モデルの大半では、観察可能な市場データのみをインプットとして用いている。しかし、一部の金融商品では、現在の市場で容易に観測することができないデータが用いられることがある。

金融資産および負債の公正価値の算定は、注記1d(i)に詳述されているとおり、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの一つである。

公正価値評価の統制フレームワーク

当行グループの統制環境では、公正価値評価の統制フレームワークを用いているため、取引を実行する部署から独立して、公正価値が単一の機能によって算定または検証されている。このフレームワークは、該当する会計上、業界および規制上の基準の遵守を達成するために当行グループが利用する方針および手続をまとめたものである。このフレームワークには、金融商品の再評価、独立した価格の検証、公正価値の調整および財務報告に関連する具体的な統制が含まれている。

公正価値評価の統制フレームワークの主要な要素は、当行グループ内の評価の上級専門家からなるWIB再評価委員会である。WIB再評価委員会は、定められた方針および手続の適用を見直し、公正価値測定基準が適用されていることを評価する。

公正価値評価の統制フレームワークに従い公正価値を決定する方法は、入手可能な情報によって異なる。

公正価値のヒエラルキー

当行グループは、公正価値で測定するすべての金融商品を以下のヒエラルキーに従って分類している。

・レベル1

同一の資産または負債に関する活発な市場における直近の未調整の相場価格を用いて評価された金融商品。活発な市場とは、価格が容易かつ定期的に入手可能な市場であり、これらの価格は実際の定期的に発生する独立当事者間での市場取引を表す。

レベル1の商品の評価では、経営陣の判断をほとんど、あるいは一切必要としない。

このカテゴリーに含まれる金融商品には、オーストラリア国債およびニュージーランド国債、株式、為替、コモディティおよび金利商品に関する直物および上場デリバティブが含まれる。

・レベル2

これらの資産または負債に適用される観察可能な市場価格を利用した評価手法には、市場で標準的な割引計算、オプション価格決定モデル、および市場参加者によって幅広く利用され、認められているその他の評価手法が含まれる。

このカテゴリーに含まれる金融商品には主に、観察可能な市場からのインプットを有する店頭(以下「OTC」という。)デリバティブ、および十分なデータの提供があり、一般に認められている価格決定モデルから導き出された公正価値を有する金融商品が含まれる。レベル2のカテゴリーに含まれる金融商品には以下が含まれる。

- 商品有価証券 - 国債(オーストラリア国債およびニュージーランド国債を除く)、オーストラリア州政府債、固定利付社債および変動利付社債を含む。
- 金融派生商品 - 金利スワップ、金利先物、クレジット・デフォルト・スワップ、為替スワップ、為替先物契約および為替先渡契約、為替為替オプションおよび株式オプションを含む。

・レベル3

観察可能な市場データに基づいておらず、金融商品の評価に重大な影響を及ぼしうるインプット(観察不能なインプット)を1つ以上用いて評価された金融商品。観察不能なインプットとは、当該商品の流動性が低いことや当該商品が複雑であるために、活発な市場で容易に入手できないインプットである。これらのインプットは通常、関連する他の市場データから算出および推定され、現在の市場の傾向および過去の取引に対して調整される。

これらの評価は、経営陣の高次の判断を用いて算定される。

レベル3のカテゴリーに含まれる金融商品には、一部の資産担保付商品および観察可能な流通市場がない政府が発行した豪ドル以外の通貨建ての政府証券が含まれる。

評価ヒエラルキーにおける金融商品のカテゴリーは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づく。

評価手法

当行グループは店頭(以下「OTC」という。)デリバティブの公正価値を決定するにあたり、市場で認められた評価手法を適用している。これには信用評価調整(以下「CVA」という。)および資金調達評価調整(以下「FVA」という。)が含まれ、それぞれの評価手法には無担保のデリバティブ・ポジションに関して発生する信用リスクならびに資金調達の費用および便益が組み込まれている。

具体的な評価手法、評価モデルに使用されるインプットの観察可能性および重要な各商品カテゴリーに関するその後の分類については、以下に概要が記載されている。

- ・ 金利デリバティブ商品

金利商品は、金利(銀行手形スワップ金利(以下「BBSW」という。)またはロンドン銀行間出し手金利(以下「LIBOR」という。)など)またはインフレ指標に連動する商品である。これには、上場金利先物、金利およびインフレ・スワップ、スワップション、キャップ、フロア、上場金利先物オプション、インフレ・オプション、カラーおよびその他のノンバニラ金利デリバティブが含まれる。

上場金利先物オプションおよび先物オプションは、流動性があり、価格が容易に観察可能である活発な市場において取引されている。評価モデルまたは仮定は評価に用いられない。上場金利先物および先物オプションはレベル1の商品に分類される。

金利デリバティブのキャッシュ・フローは金利曲線を用いて評価され、先渡レートの期間構造の構築には観察可能な市場データが用いられる。この期間構造は、取引期間に基づく将来キャッシュ・フローの予測および割引に利用される。オプション性のある商品は、市場で観察可能な、または一般に認められているボラティリティを用いて評価される。ノンバニラ金利デリバティブは、業界の標準的な評価モデルを利用し、パラメーターごとに個別に算定された、市場で観察可能なインプットに基づき評価される。観察不能な場合は、観察可能な代替指標を参照してインプットが設定されることになる。

通常、金利デリバティブはレベル2の商品に分類される。

- ・ 為替商品

為替市場に連動している商品である。これには、為替直物および先物契約、為替先渡契約、為替スワップ、為替オプションおよびその他のノンバニラ為替デリバティブが含まれる。

世界の主要通貨の先物および直物契約については、観察可能な市場が存在する。これらの商品の評価に評価モデルまたは仮定は用いられない。為替直物および先物契約は、レベル1の商品に分類される。

為替スワップおよび先渡の評価は、業界の標準的な評価モデルを用い、市場で観察可能なインプットまたは一般に認められている価格提供機関から導き出される。為替スワップおよび先渡はレベル2の商品に分類される。

為替オプションおよびその他の為替デリバティブは、業界の標準的な評価モデルおよび市場で観察可能なインプットを用いて評価される。観察不能な場合は、観察可能な代替指標を参照してインプットが設定されることになる。通常、為替オプションおよびその他の為替デリバティブはレベル2の商品に分類される。

・ 資産担保付商品

参照証券化資産のキャッシュ・フローのプールに連動している債券およびデリバティブ商品である。このカテゴリーには、住宅ローン担保証券(以下「RMBS」という。)、債務担保証券(以下「CDO」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。)およびその他の資産担保付証券(以下「ABS」という。)が含まれている。

豪ドル建オーストラリアRMBSは一般に認められているデータ提供機関から入手した観察可能なインプットを使用し、市場で認められているモデルを用いて評価される。モデルへの主なインプットは、有価証券の売買マージンおよび加重平均期間である。これらはレベル2の商品に分類される。

ウエストパックにおいて利用可能なRMBSモデルの有無にかかわらず、オーストラリアで発行された外貨建RMBSに係る売買マージンのインプット・データは、観察不能とみなされる。これらの商品の取引高は少ない。これらの商品の公正価値を導き出すために、豪ドル建RMBS市場からの代替データが使用される。オーストラリアで発行された外貨建RMBSは、レベル3の商品に分類される。

オフショARMBSの公正価値は一般に認められているデータを用いて算定される。これらはレベル2の商品に分類される。

合成CDOの価格は通常入手できないため、合成CDOは評価モデルを用いて評価される。モデルには、確立した分析的アプローチと数値的アプローチの組み合わせが用いられる。モデルは、信用スプレッド、回収率、相関係数、金利など、観察可能なパラメーターおよび観察不能なパラメーターに基づき公正価値を計算する。一部のモデルへのインプット(相関係数など)は間接的に推測されたものであるか、または観察不能であるため、合成CDOはレベル3の商品に分類される。

可能な場合、現物CDO、CLOおよびABS商品は、一般に認められているデータ提供機関から入手した価格を用いて評価され、レベル2の商品に分類される。一般に認められている価格が入手できない場合、これらの商品は第三者ブローカーまたは独立の主幹証券会社から提供された相場を用いて評価され、レベル3の商品に分類される。当行グループは、CDOに対する重要なエクスポージャーを保有していない。

・ その他のクレジット商品

参照対象の事業体の信用スプレッドまたは指数に連動している商品であり、単名CDSおよび指数CDSが含まれる。

CDSは、主要なインプットとして信用スプレッドが組み込まれている業界の標準的なモデルを用いて評価される。信用スプレッドは、一般に認められている市場データ提供機関から入手する。単名CDSおよび指数CDSはレベル2の商品に分類される。

・ 無資産担保債券

ウエストパックがプライマリー・ディーラーであるオーストラリアおよびニュージーランドの国債については、観察可能な市場がある。オーストラリアの国債は、無調整の市場相場利回りを用いて評価される。ニュージーランドの国債は、無調整の市場相場価格を用いて評価される。これらの商品はレベル1の商品に分類される。

その他の国債、州政府債、社債およびコマーシャル・ペーパーは、一般に認められている値付機関から供給された観察可能な市場価格、ブローカーの相場価格またはディーラー間価格を利用して評価される。これらの商品はレベル2の商品に分類される。ただし、観察可能な流通市場のない政府証券は、レベル3の商品に分類される。

・ 株式商品

このカテゴリーには、現物株式および株式指数、上場株式オプション、OTC株式オプションならびにOTC新株予約権が含まれる。

現物株式および株式指数は、世界の主要取引所の流動性の高い市場で売買される。評価モデルまたは仮定は評価に用いられない。これらはレベル1の商品に分類される。

上場株式オプション、OTC株式オプションおよび新株予約権は、業界の標準的なモデルを用いて評価される。当該モデルでは、株価、配当金、ボラティリティおよび金利などのインプット・パラメーターに基づき公正価値を計算する。一般的に、インプット・パラメーターは観察可能とみなされる。これらはレベル2の商品に分類される。

・ コモディティ商品

エネルギー、排出権、農業、金属、原油および石油製品、電力ならびに天然ガスなどの基礎となるコモディティに基づく上場およびOTCデリバティブである。

コモディティ関連の直物および先物、エネルギー関連の直物および先物ならびに排出権関連の先物は、世界の主要取引所の流動性の高い市場で売買される。これらの商品の評価に評価モデルまたは仮定は用いられない。これらはレベル1の商品に分類される。

コモディティ、排出権およびエネルギー関連の金融派生商品の評価は、キャッシュ・フローの割引を組み込んだ業界の標準的なモデルおよびその他の業界の標準的な評価モデルの手法を用いて算定される。評価インプットには、フォワード・カーブ、市場で観察可能なインプットから推定されたボラティリティ、ディスカウント・カーブならびに基礎となる直物および先物の価格が含まれる。重要なインプットは、市場で観察可能であるか、あるいは一般に認められているデータ提供機関から入手する。観察不能な場合は、観察可能な代替指標を参照してインプットが設定されることになる。

一般的に、コモディティ、排出権およびエネルギーの金融派生商品は、レベル2の商品に分類される。

- ・ 譲渡性預金証書

譲渡性預金証書の公正価値は、満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場レートを用いた割引キャッシュ・フロー分析により決定される。譲渡性預金証書はレベル2の商品に分類される。

- ・ 公正価値による発行済債券

相場価格が入手できない場合、発行済債券の公正価値は、当該商品の期間およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、ウエストパックに適用される信用格付の市場における観察可能な変動について調整した割引率を用いた割引キャッシュ・フロー法により決定される。これらの商品は、レベル2の商品に分類される。

- ・ 生命保険に関する資産

これらの資産は、生命保険契約債務の裏付けとなる投資を表す。これには、上場株式、上場デリバティブおよび店頭デリバティブ、投資適格社債および非上場投資信託証券が含まれる。

上場株式および上場デリバティブは、流動性があり、価格が容易に観察可能である活発な市場で売買される。モデルまたは仮定は評価に用いられない。これらはレベル1の商品に分類される。

投資適格社債、店頭デリバティブ、非上場投資信託証券および譲渡制限の対象となっている特定の上場株式は、観察可能な市場価格、またはその他の広く利用され、容認されている、市場で観察可能なインプットを用いた評価手法を使用して評価される。これらはレベル2の商品に分類される。

- ・ 生命保険債務

生命保険債務は、生命保険契約債務、生命保険運用契約債務および法定生命保険基金が管理する投資運用制度に係る外部債務から構成される。これらは、観察可能な市場価格、またはその他の広く利用され容認されている、市場で観察可能なインプットを用いた評価手法を使用して評価される。

投資運用制度が管理する上場株式の空売りは、流動性があり、価格が容易に観察可能である活発な市場で売買される。モデルまたは仮定は評価に用いられない。これらはレベル1の商品に分類される。これ以外の商品はすべてレベル2に分類される。

- ・ 公正価値による貸付金

相場価格を入手できない場合、固定利付債券の公正価値は、当該商品の期間およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、市場で観察可能なインプットに基づき信用度について調整した割引率を用いた割引キャッシュ・フロー法により決定される。これらの商品は、レベル2の商品に分類される。

以下の表は、公正価値で計上される金融商品についての公正価値のヒエラルキーの分類を要約したものである。

	連結							
	2015年				2014年			
	市場相場 価格 (レベル1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル3)	合計	市場相場 価格 (レベル1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル3)	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
継続的に公正価値で測定する 金融資産								
商品有価証券および公正価値で 測定するその他の金融資産	2,446	24,001	1,007	27,454	5,258	39,663	988	45,909
金融派生商品	39	48,090	44	48,173	51	41,348	5	41,404
売却可能有価証券	2,071	51,811	918	54,800	1,765	33,421	822	36,008
貸付金	-	7,076	-	7,076	-	9,330	-	9,330
生命保険に関する資産	4,560	8,565	-	13,125	4,472	6,535	-	11,007
公正価値で計上される資産合計	9,116	139,543	1,969	150,628	11,546	130,297	1,815	143,658
継続的に公正価値で測定する 金融負債								
公正価値による預金およびその 他の借入金	-	46,239	-	46,239	-	49,636	-	49,636
損益計算書を通じて公正価値で 測定するその他の金融負債	414	8,812	-	9,226	1,134	18,102	-	19,236
金融派生商品	35	48,230	39	48,304	37	39,472	30	39,539
公正価値による発行済債券	-	9,300	18	9,318	-	9,524	18	9,542
生命保険債務	775	10,784	-	11,559	-	9,637	-	9,637
公正価値で計上される負債合計	1,224	123,365	57	124,646	1,171	126,371	48	127,590

	当行(親会社)							
	2015年				2014年			
	市場相場 価格 (レベル1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル3)	合計	市場相場 価格 (レベル1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル3)	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
継続的に公正価値で測定する 金融資産								
商品有価証券および公正価値で 測定する金融資産	2,446	21,729	721	24,896	5,260	38,285	779	44,324
金融派生商品	39	47,457	44	47,540	51	41,251	5	41,307
売却可能有価証券	598	49,654	79	50,331	-	31,823	170	31,993
貸付金	-	7,076	-	7,076	-	9,330	-	9,330
公正価値で計上される資産合計	3,083	125,916	844	129,843	5,311	120,689	954	126,954
継続的に公正価値で測定する 金融負債								
公正価値による預金およびその他 の借入金	-	45,331	-	45,331	-	48,661	-	48,661
損益計算書を通じて公正価値で測 定するその他の金融負債	414	8,812	-	9,226	1,134	18,021	-	19,155
金融派生商品	35	47,978	37	48,050	37	39,074	30	39,141
公正価値による発行済債券	-	6,415	-	6,415	-	6,315	-	6,315
公正価値で計上される負債合計	449	108,536	37	109,022	1,171	112,071	30	113,272

公正価値ヒエラルキーのレベル間での振替えに関する分析

当期において、公正価値ヒエラルキーのレベル間で重要な振替えはなかった。レベル3への/からの振替えは以下の表のとおりである。

重要な観察不能なインプット

市場で観察不能な評価の仮定において合理的に可能性のある変動に対する感応度は、当行グループの損益報告額に重要な影響を及ぼさなかったと考えられる。

デイ・ワン損益

当期において認識されなかった当行グループおよび親会社双方のデイ・ワン利益の期末残高は6百万豪ドル(2014年9月30日：6百万豪ドルの利益)であった。

市場で観察不能な金融商品の調整

市場で観察不能な評価手法(レベル3)から導き出された公正価値で計上された金融商品の変動の要約は、以下の表のとおりである。

	2015年連結						
	商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	金融派生商品	売却可能有価証券	資産合計	金融派生商品	公正価値による発行済債券	負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	988	5	822	1,815	30	18	48
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る(利益)/損失:							
損益計算書で認識	8	1	5	14	28	-	28
売却可能有価証券積立金で認識	-	-	(1)	(1)	-	-	-
取得および発行	403	23	2,303	2,729	5	-	5
処分および決済	(512)	(7)	(2,299)	(2,818)	(41)	-	(41)
市場で観察不能へ/から振替え	13	22	-	35	17	-	17
外貨換算の影響	107	-	88	195	-	-	-
期末残高	1,007	44	918	1,969	39	18	57
2015年9月30日現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	11	23	-	34	20	-	20
	2014年連結						
	商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	金融派生商品	売却可能有価証券	資産合計	金融派生商品	公正価値による発行済債券	負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	538	4	790	1,332	24	13	37
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る(利益)/損失:							
損益計算書で認識	(7)	-	-	(7)	(16)	6	(10)
売却可能有価証券積立金で認識	-	-	18	18	-	-	-
取得および発行	634	2	1,524	2,160	24	-	24
処分および決済	(204)	(1)	(1,583)	(1,788)	(2)	(1)	(3)
市場で観察不能へ/から振替え	24	-	-	24	-	-	-
外貨換算の影響	3	-	73	76	-	-	-
期末残高	988	5	822	1,815	30	18	48
2014年9月30日現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	14	1	-	15	(8)	6	(2)

2015年当行(親会社)						
	商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	金融派生商品	売却可能有価証券	資産合計	金融派生商品	負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	779	5	170	954	30	30
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る(利益)/損失:						
損益計算書で認識	(5)	1	-	(4)	26	26
売却可能有価証券積立金で認識	-	-	(1)	(1)	-	-
取得および発行	319	23	68	410	5	5
処分および決済	(484)	(7)	(184)	(675)	(41)	(41)
市場で観察不能へ/から振替え	13	22	-	35	17	17
外貨換算の影響	99	-	26	125	-	-
期末残高	721	44	79	844	37	37
2015年9月30日現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	1	23	-	24	18	18
2014年当行(親会社)						
	商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	金融派生商品	売却可能有価証券	資産合計	金融派生商品	負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	292	4	200	496	24	24
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る(利益)/損失:						
損益計算書で認識	5	-	-	5	(16)	(16)
売却可能有価証券積立金で認識	-	-	(2)	(2)	-	-
取得および発行	628	2	72	702	24	24
処分および決済	(174)	(1)	(108)	(283)	(2)	(2)
市場で観察不能へ/から振替え	24	-	-	24	-	-
外貨換算の影響	4	-	8	12	-	-
期末残高	779	5	170	954	30	30
2014年9月30日現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	5	1	-	6	(8)	(8)

レベル3への振替えおよびレベル3からの振替えは、関連する金融商品の公正価値の決定に用いられる評価モデルへの重要なインプットの観察可能性が変わったために発生した。振替えは、期末の公正価値を使用して報告されている。

公正価値で測定しない金融商品

貸借対照表上で継続的に公正価値で測定しない金融商品について、公正価値は以下のとおりに導き出されている。

貸付金

貸付金の帳簿価額は、減損費用に関する個別評価引当金および一括評価引当金を控除した金額である。貸付金の公正価値は、入手可能な場合、観察可能な市場取引に基づく。観察可能な市場取引が存在しない場合、公正価値は割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積もられる。変動利付貸付金について使用される割引率は、現行の実効金利である。固定利付貸付金に適用される割引率は、貸付金の満期に対する市場金利および借手の信用度を反映している。

預金およびその他の借入金

顧客勘定別の預金は、期日別に分類される。要求払いに対する預金債務(無利子、利付および貯蓄預金)の公正価値は、その帳簿価額に近似している。定期預金の公正価値は、満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場金利を適用し、割引キャッシュ・フローを用いて見積もられる。

発行済債券および借入資本

公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて算定される。適用される割引率には商品の期間および見積キャッシュ・フローのタイミングが反映され、ウエストパックの信用スプレッドにおけるいかなる変動についても調整される。

その他の金融資産および負債

その他すべての金融資産および負債について、帳簿価額はその公正価値に近似する。これらの項目は、短期的な性質である、金利更改が多い、または信用格付が高いのいずれかである。

以下の表は、公正価値で測定しない金融商品についての見積公正価値および公正価値ヒエラルキーを要約したものである。

連結					
2015年					
帳簿価額	公正価値			合計	
	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)		
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
公正価値で測定しない金融資産					
現金および中央銀行預け金	14,770	14,770	-	-	14,770
他の金融機関に対する債権	9,583	7,602	1,158	823	9,583
売却可能有価証券	33	-	-	33	33
貸付金	616,240	-	-	617,250	617,250
海外における中央銀行への法定 準備預金	1,309	-	1,309	-	1,309
その他の金融資産	3,077	-	3,077	-	3,077
金融資産合計	645,012	22,372	5,544	618,106	646,022
公正価値で測定しない金融負債					
他の金融機関に対する債務	18,731	4,037	14,694	-	18,731
預金およびその他の借入金	429,089	-	426,726	3,303	430,029
発行済債券	161,736	-	162,107	-	162,107
借入資本	13,840	-	13,495	-	13,495
その他の金融負債	6,861	-	6,861	-	6,861
金融負債合計	630,257	4,037	623,883	3,303	631,223
連結					
2014年					
帳簿価額	公正価値			合計	
	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)		
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
公正価値で測定しない金融資産					
現金および中央銀行預け金	25,760	25,760	-	-	25,760
他の金融機関に対する債権	7,424	3,830	2,177	1,417	7,424
売却可能有価証券	16	-	-	16	16
貸付金	571,013	-	-	571,273	571,273
海外における中央銀行への法定 準備預金	1,528	-	1,528	-	1,528
その他の金融資産	5,093	-	5,093	-	5,093
金融資産合計	610,834	29,590	8,798	572,706	611,094
公正価値で測定しない金融負債					
他の金融機関に対する債務	18,636	3,876	14,760	-	18,636
預金およびその他の借入金	411,186	-	408,398	3,434	411,832
発行済債券	142,709	-	144,337	-	144,337
借入資本	10,858	-	10,858	-	10,858
その他の金融負債	6,852	-	6,852	-	6,852
金融負債合計	590,241	3,876	585,205	3,434	592,515

当行(親会社)				
2015年				
帳簿価額	公正価値			合計
	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
公正価値で測定しない金融資産				
現金および中央銀行預け金	13,372	13,372	-	13,372
他の金融機関に対する債権	8,741	7,586	1,155	8,741
売却可能有価証券	13	-	-	13
貸付金	538,999	-	-	539,451
海外における中央銀行への法定 準備預金	1,152	-	1,152	1,152
子会社債権	145,560	-	-	145,560
その他の金融資産	2,458	-	2,458	2,458
金融資産合計	710,295	20,958	4,765	710,747
公正価値で測定しない金融負債				
他の金融機関に対する債務	18,133	3,445	14,688	18,133
預金およびその他の借入金	380,178	-	379,681	381,030
発行済債券	138,300	-	138,628	138,628
子会社債務	143,885	-	-	143,885
借入資本	13,840	-	13,495	13,495
その他の金融負債	6,105	-	6,105	6,105
金融負債合計	700,441	3,445	552,597	701,276

当行(親会社)				
2014年				
帳簿価額	公正価値			合計
	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
公正価値で測定しない金融資産				
現金および中央銀行預け金	23,400	23,400	-	23,400
他の金融機関に対する債権	5,483	3,686	1,797	5,483
売却可能有価証券	16	-	-	16
貸付金	496,274	-	-	496,485
海外における中央銀行への法定 準備預金	1,389	-	1,389	1,389
子会社債権	140,098	-	-	140,098
その他の金融資産	4,527	-	4,527	4,527
金融資産合計	671,187	27,086	7,713	671,398
公正価値で測定しない金融負債				
他の金融機関に対する債務	18,411	3,842	14,569	18,411
預金およびその他の借入金	365,522	-	364,946	366,129
発行済債券	121,531	-	123,024	123,024
子会社債務	135,066	-	-	135,066
借入資本	10,858	-	10,858	10,858
その他の金融負債	5,948	-	5,948	5,948
金融負債合計	657,336	3,842	519,345	659,436

[前へ](#) [次へ](#)

注記24. 金融資産と金融負債の相殺および担保契約

会計方針

認識金額を相殺する法的に強制力のある権利があり、純額で決済する、または資産の現金化と負債の返済を同時に行う意思がある場合に、金融資産と金融負債は相殺され、純額が貸借対照表に計上される。

相殺の影響、ならびに法的に強制可能なマスター・ネットリング契約または類似の契約の対象であるが、貸借対照表における相殺の基準を満たしていない金額に関する情報は、以下の表のとおりである。相殺または強制可能なネットリング契約の対象ではなく、そのために貸借対照表に結び付かない可能性のある金額は、以下の表に含まれていない。この注記に表示されている金額は、当行グループまたは親会社の信用リスクに対するエクスポージャーを表すものではない。信用リスク管理に関する情報については、注記22.2を参照のこと。当行グループが使用している相殺および担保契約ならびにその他の信用リスク軽減戦略は、注記22.2.4の「リスク軽減の管理」のセクションにおいて詳細に記載されている。

	連結						
	貸借対照表における相殺の影響			強制可能なネットリング契約の対象だが相殺されない金額			
	総額	相殺額	貸借対照表に報告された純額	その他の認識された金融商品	現金担保	金融商品担保	純額
百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル							
2015年							
資産							
他の金融機関に対する債権 ¹	31	-	31	-	-	(30)	1
金融派生商品	57,678	(9,505)	48,173	(33,696)	(4,046)	(122)	10,309
売戻条件付購入有価証券 ²	3,982	-	3,982	-	(11)	(3,971)	-
貸付金 ³	15,949	(15,757)	192	-	-	-	192
その他の資産 ⁴	1,369	(959)	410	-	-	-	410
資産合計	79,009	(26,221)	52,788	(33,696)	(4,057)	(4,123)	10,912
負債							
金融派生商品	58,671	(10,367)	48,304	(33,696)	(7,973)	(1,854)	4,781
買戻条件付売却有価証券 ⁵	13,908	-	13,908	-	(6)	(13,902)	-
預金およびその他の借入金 ³	24,369	(15,757)	8,612	-	-	-	8,612
その他の負債 ⁴	105	(97)	8	-	-	-	8
負債合計	97,053	(26,221)	70,832	(33,696)	(7,979)	(15,756)	13,401
2014年							
資産							
他の金融機関に対する債権 ¹	28	-	28	-	-	(26)	2
金融派生商品	41,404	-	41,404	(27,241)	(3,866)	(92)	10,205
売戻条件付購入有価証券 ²	6,275	-	6,275	-	(22)	(6,253)	-
貸付金 ³	11,898	(11,801)	97	-	-	-	97
その他の資産 ⁴	90	-	90	-	-	-	90
資産合計	59,695	(11,801)	47,894	(27,241)	(3,888)	(6,371)	10,394
負債							
金融派生商品	39,539	-	39,539	(27,241)	(3,861)	(1,638)	6,799
買戻条件付売却有価証券 ⁵	23,520	-	23,520	-	(33)	(23,487)	-
預金およびその他の借入金 ³	18,031	(11,801)	6,230	-	-	-	6,230
負債合計	81,090	(11,801)	69,289	(27,241)	(3,894)	(25,125)	13,029

¹ 注記10「他の金融機関に対する債権」に現金担保の一部として計上される借入有価証券で構成される。

² 売戻条件付購入有価証券は、注記11「商品有価証券および公正価値で測定する金融資産」の一部である。

- 3 上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記13「貸付金」のビジネス・ローンの一部ならびに注記17「預金およびその他の借入金」の償却原価による預金およびその他の借入金の一部である。
- 4 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する当初および変動証拠金で構成され、注記27「その他の資産」のその他の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、注記29「その他の負債」のその他の一部として報告される(2014年度：ゼロ)。相殺額は変動証拠金に関するものである。
- 5 買戻条件付売却有価証券は、償却原価で認識される注記16「他の金融機関に対する債務」の一部および注記18「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」の一部である。

親会社(当行)							
貸借対照表における相殺の影響				強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額			
総額	相殺額	貸借対照表に報告された純額	その他の認識された金融商品	現金担保	金融商品担保	純額	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2015年							
資産							
他の金融機関に対する債権 ¹	31	-	31	-	-	(30)	1
金融派生商品	57,045	(9,505)	47,540	(33,510)	(3,454)	(122)	10,454
売戻条件付購入有価証券 ²	3,982	-	3,982	-	(11)	(3,971)	-
貸付金 ³	15,949	(15,757)	192	-	-	-	192
その他の資産 ⁴	1,369	(959)	410	-	-	-	410
資産合計	78,376	(26,221)	52,155	(33,510)	(3,465)	(4,123)	11,057
負債							
金融派生商品	58,417	(10,367)	48,050	(33,510)	(7,958)	(1,854)	4,728
買戻条件付売却有価証券 ⁵	13,908	-	13,908	-	(6)	(13,902)	-
預金およびその他の借入金 ³	24,369	(15,757)	8,612	-	-	-	8,612
その他の負債 ⁴	105	(97)	8	-	-	-	8
負債合計	96,799	(26,221)	70,578	(33,510)	(7,964)	(15,756)	13,348
2014年							
資産							
他の金融機関に対する債権 ¹	28	-	28	-	-	(26)	2
金融派生商品	41,307	-	41,307	(27,086)	(3,831)	(92)	10,298
売戻条件付購入有価証券 ²	6,275	-	6,275	-	(22)	(6,253)	-
貸付金 ³	11,898	(11,801)	97	-	-	-	97
その他の資産 ⁴	90	-	90	-	-	-	90
資産合計	59,598	(11,801)	47,797	(27,086)	(3,853)	(6,371)	10,487
負債							
金融派生商品	39,141	-	39,141	(27,086)	(3,717)	(1,638)	6,700
買戻条件付売却有価証券 ⁵	23,439	-	23,439	-	(33)	(23,406)	-
預金およびその他の借入金 ³	18,031	(11,801)	6,230	-	-	-	6,230
負債合計	80,611	(11,801)	68,810	(27,086)	(3,750)	(25,044)	12,930

- ¹ 注記10「他の金融機関に対する債権」に現金担保の一部として計上される借入有価証券で構成される。
- ² 売戻条件付購入有価証券は、注記11「商品有価証券および公正価値で測定する金融資産」の一部である。
- ³ 上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記13「貸付金」のビジネス・ローンの一部ならびに注記17「預金およびその他の借入金」の償却原価による預金およびその他の借入金の一部である。
- ⁴ 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する当初および変動証拠金で構成され、注記27「その他の資産」のその他の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、注記29「その他の負債」のその他の一部として報告される(2014年度：ゼロ)。金額の相殺は変動証拠金に関するものである。
- ⁵ 買戻条件付売却有価証券は、償却原価で認識される注記16「他の金融機関に対する債務」の一部および注記18「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」の一部である。

貸借対照表に対する相殺の影響

相殺額は、会計方針に記載の基準に従ったものであり、金融商品の帳簿価額総額を上限としている。

強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額

その他の認識された金融商品

その他の認識された金融商品は、貸借対照表に認識された金融資産および金融負債のうち、相殺されないが強制可能なマスター・ネットティング契約の対象であるものについて開示している。このマスター・ネットティング契約により、債務不履行の場合または所定の事象が発生した場合、相殺の権利および純額決済が適用可能である。

現金担保および金融商品担保

現金担保および金融商品担保は、資産および負債の総額に関連して受け取ったまたは差入れた金額を開示している。金融商品担保は、通常、法的に譲渡され取引相手方の債務不履行の場合に換金可能な流動性の高い有価証券から成り、その公正価値で反映される。これらの形式の担保も、債務不履行の場合または所定の事象が発生した場合にのみ担保が現金化されるため、強制可能なネットティング契約の対象になっているが、相殺はされない。

開示目的において、強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額は、超過担保を含まないようにするために、貸借対照表に表示される金融資産/(負債)の純額を上限としている。その結果、現金担保および金融商品担保の金額は、以下に開示されている表と一致しないことがある。

担保資産

注記25に開示されている証券化およびカバード債プログラムを裏付ける資産の他に、他の金融機関との取引の標準的な条件の一環として、当行グループおよび親会社は負債を保証するために担保を提供している。負債を保証するための担保として差入れられた金融資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	8,079	3,894	8,064	3,750
株式借入れのための預金	31	28	31	28
証券(預金証書を含む)	1,854	1,638	1,854	1,638
買戻し契約に基づき差入れられた有価証券	15,651	25,978	15,651	25,897
負債を保証するための担保合計	25,615	31,538	25,600	31,313

受入担保

当行グループの2015年9月30日現在の貸借対照表において認識されている、担保として保有している現金は4,057百万豪ドル(2014年度：3,888百万豪ドル)であり、親会社については2015年度において3,465百万豪ドル(2014年度：3,853百万豪ドル)であった。リバース・レポ取引に基づき担保として受け入れた有価証券は、2015年9月30日現在、3,983百万豪ドル(2014年度：6,463百万豪ドル)であった。

さらに、152百万豪ドル(2014年度：118百万豪ドル)の有価証券を金融派生商品および株式借入れに基づく担保として受け入れている。担保として受け入れた有価証券は当行グループの貸借対照表には認識されていない。

注記25. 証券化およびカバード債

ウエストパックでは、以下の様々な証券化の仕組みにより、利益を得ると共にリスクにさらされている。

- ・ 当行グループ資産の証券化
- ・ 顧客の資金調達コンデュイット

当行グループ資産の証券化

証券化は、資金調達、流動性確保および資本管理の手段である。証券化により、ウエストパックは、資産プールを流動化させ、当行グループの大口の資金調達能力を強化するオプションが可能となる。ウエストパックは、証券化ビークルに独立した立場でファシリティを提供することができる。契約を締結するファシリティには、通常、流動性の提供、資金調達および金融派生商品契約が含まれる。

資産に付随する継続的なリスクの負担および利益の享受、また金融派生商品、流動性ファシリティ、信託管理および業務サービスの提供を通じて、親会社および当行グループが証券化ビークルに継続的に関与する場合、原資産は、会計上、貸借対照表に引き続き認識される。ウエストパックが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、これらの証券化ビークルに対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有しているため、これらの証券化ビークルは連結される。

顧客の資金調達コンデュイット

当行グループでは、顧客にコマーシャル・ペーパー市場からの資金調達手段を提供する証券化コンデュイット(Waratah Receivables Corporation Limitedやその他の関連する組成された企業)を通じて、特定の顧客取引への資金調達を手配している。ウエストパックが、流動性、信用補完、外国為替ファシリティ、管理および業務サービスを提供する場合、ウエストパックは、関連リスクにさらされ、関連利益を享受しているとみなされる。当行グループが、変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、コンデュイットに対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有しているため、当該コンデュイットは連結される。

証券化の仕組みによる収益

手数料収入

ウエストパックでは、信託管理業者、債権回収代行業者、外国為替取引の取引相手方およびファシリティの提供者として各種サービスを提供する対価として、市場ベースの手数料または利ざやを得ている。

証券化に伴うリスクの管理

信用エクスポージャー

該当する場合、当行グループ資産の証券化と顧客の資金調達コンデュイットの両方についての資金調達、流動性、信用補完手段および資金調達ファシリティ、外国為替およびスワップ契約によって生じる取引相手方のエクスポージャーは、当行グループの通常の信用取引プロセス内で承認され、ウエストパックが締結するその他のファシリティおよび金融派生商品と共に主要な情報システム内で記録および監視される。

市場リスク

証券化コンデュイットおよびその他の契約相手との取引によって生じるエクスポージャーは、ウエストパックのトレードおよびノン・トレードの市場リスクの報告および限度額管理の枠組みの一部として管理される。

証券化ビークルに対してウエストパックが提供したヘッジ契約によって生じる金利およびベース・リスクは、ウエストパックのALMの枠組み内で記録および管理される。当行グループの資産ビークルに対してウエストパックが提供した流動性および再実施ファシリティによって生じるリスクは、その他の条件付流動性ファシリティと共に、財務部門の流動性リスク方針において記録および管理される。

資金調達および流動性の管理

証券化取引に対するエクスポージャーおよび当該取引の影響は、市場リスクおよび流動性リスクの管理の枠組みに基づき管理され、資本および流動性のポジション、純金利マージンの分析、貸借対照表の予測、ならびに資金調達に関するシナリオ・テスト等に関する定期的な報告書に取りまとめられる。当行グループの資金調達計画には、全般的な流動性リスクの限度、およびウエストパックがオリジネートした資産の証券化水準の検討結果が盛り込まれている。ウエストパックが顧客の資金調達コンデュイットに提供した未実行の流動性ファシリティは、2015年9月30日現在、823百万豪ドル(2014年9月30日現在：1,416百万豪ドル)であった。また同様に、ウエストパックが当行グループ資産の証券化に提供した未実行の資金調達および流動性ファシリティは492百万豪ドル(2014年9月30日現在：371百万豪ドル)であった。

以下の表は、当行グループによって証券化された資産を示したものである。

	連結					
	2015年			2014年		
	当行グループ 資産	顧客 コンデュイット	合計	当行グループ 資産	顧客 コンデュイット	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
住宅ローン債権	10,209	823	11,032	9,572	1,417	10,989
自動車および設備 ローン債権	1,358	-	1,358	1,348	-	1,348
その他 ¹	487	-	487	665	-	665
合計	12,054	823	12,877	11,585	1,417	13,002

¹ これは、当行グループ資産の証券化ビークルが留保している現金を反映したものである。

以下の表は、親会社によって証券化された資産を示したものである。

	当行(親会社)					
	2015年			2014年		
	当行グループ 資産 ¹	顧客 コンデュイット	合計	当行グループ 資産	顧客 コンデュイット	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
住宅ローン債権	92,661	-	92,661	83,090	-	83,090
その他 ²	5,540	-	5,540	7,326	-	7,326
合計	98,201	-	98,201	90,416	-	90,416

¹ 親会社による当行グループ資産の証券化額は、グループ外に対して発行可能な86,300百万豪ドル(2014年度：79,500百万豪ドル)およびRBAに関する買戻しとして適格な80,276百万豪ドル(2014年度：73,950百万豪ドル)のグループ内におけるモーゲージ担保付証券の証券化を含んでいる。

² これは、当行グループ資産の証券化ビークルが留保している現金を反映したものである。

以下の表は、資産の証券化により当行グループが負った基礎的な負債を示したものである。

	連結					
	2015年			2014年		
	当行グループ 資産	顧客 コンデュイット	合計	当行グループ 資産	顧客 コンデュイット	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
発行済債券	12,034	823	12,857	11,276	1,418	12,694

以下の表は、資産の証券化により親会社が負った基礎的な負債を示したものである。

	当行(親会社)					
	2015年			2014年		
	当行グループ 資産	顧客 コンデュイット	合計	当行グループ 資産	顧客 コンデュイット	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
子会社債務	96,797	-	96,797	89,135	-	89,135

当行グループ資産の証券化および顧客の資金調達コンデュイット債券の一部は、外貨建てで発行され、貸借対照表日現在の直物為替レートで豪ドルに換算されている。この為替リスクに対するエクスポージャーは、為替デリバティブにより完全にヘッジされている。関連する金融派生商品は、上記の表に表示されておらず、証券化資産と発行済債券のミスマッチの原因となっている。

以下の表は、当行グループおよび親会社について、資産の証券化により生じた当行グループの証券化資産および基礎的な負債を示したものである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅ローン債権	10,217	9,580	92,726	83,143
自動車および設備ローン債権	1,394	1,374	-	-
その他	487	665	5,540	7,326
証券化資産の公正価値	12,098	11,619	98,266	90,469
発行済債券	12,016	11,295	96,708	90,232
基礎的な負債の公正価値	12,016	11,295	96,708	90,232
公正価値純額	82	324	1,558	237

カバード債

当行グループには2つのカバード債プログラムがある。1つはオーストラリアの住宅ローン債権を用いたもの(オーストラリア・プログラム)であり、もう1つはニュージーランドの住宅ローン債権を用いたもの(ニュージーランド・プログラム)である。これらのプログラムにより、住宅ローン債権のプールのうち特定のものが、破産の懸念のほとんどない組成された企業に割り当てられる。これらのプログラムは当行グループのメンバーが発行した関連するカバード債について無条件かつ取消不能の保証を提供するものである。したがって、カバード債の保有者は、カバード債の発行体に対して、また、発行体が期限に支払を行わなかった場合にはカバード債の組成された企業に対して、求償権を有する。

当行グループは、住宅ローン債権のプール(組成された企業と締結したデリバティブ契約によるものを含む)に関するリスクにさらされ、また経済的利益を享受しているため、カバード債の組成された企業に継続的に関与している。したがって、会計上、組成された企業は当行グループの連結事業体である。

2015年9月30日現在、発行済カバード債の帳簿価額は、当行グループについて35,062百万豪ドル(2014年度：26,168百万豪ドル)、親会社について31,401百万豪ドル(2014年度：23,167百万豪ドル)であった。カバード債プログラムの担保として差し入れられた資産の帳簿価額は、当行グループについて40,263百万豪ドル(2014年度：39,314百万豪ドル)、親会社については36,225百万豪ドル(2014年度：35,276百万豪ドル)であった。発行済カバード債の帳簿価額とカバード債プログラムの担保として差し入れられた資産の帳簿価額との差額は、発行済カバード債の格付けを維持するために必要な上乘せ担保と、主に将来においてカバード債を遅滞なく発行できるようにするための追加資産の金額を含んでいる。将来の発行のための追加資産は、取引文書に記載されている条件に従い、ウエストパックの裁量による買戻しが可能である。

その他の資産、その他の負債、契約債務および偶発債務

注記26. のれんおよびその他の無形資産

会計方針

のれん

のれんは事業買収により生じ、購入対価、被買収会社における非支配持分の金額、および従来から保有していた被買収会社の株主持分の買収日現在の公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を上回る額を表している。

すべてののれんは、耐用年数を確定できないとみなされる。のれんは、買収の結果シナジー効果が生じると予想される領域に関する経営陣の分析に基づき、減損テストの目的上、CGUに配分される。のれんは、毎年、また減損の兆候があればいつでも、減損テストが行われ、取得原価または累積減損控除後のみなし原価で計上される。減損費用は、のれんが配分されたCGUの帳簿価額がその回収可能価額(使用価値基準で算定される)を上回る場合に認識される。

事業売却損益には、売却された事業に関するのれんの帳簿価額が含まれる。

注記1d()に詳述されているとおり、のれんおよび減損の算定は当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの1つである。

その他の無形資産

無形資産とは、物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産である。無形資産は分離可能であるか契約上またはその他の法的権利から生じている場合で、取得原価を信頼性をもって測定でき、かつ、当該資産の使用による将来の経済的便益の流入が確実な場合に認識される。

その他の無形資産にはコンピューター・ソフトウェア、ブランド、コア預金の無形資産、ファイナンシャル・プランナー販売業者との関係、クレジットカード顧客との関係、ディーラーのネットワーク、保有契約高の価値およびサービス契約が含まれる。

コンピューター・ソフトウェアには、購入または内部開発したソフトウェアが含まれる。資産計上される内部開発ソフトウェア費用は、ソフトウェアの開発に直接帰属する費用のみである。調査段階で発生した費用やソフトウェアの継続的なメンテナンス費用は発生時に費用計上される。コンピューター・ソフトウェアは、関連するハードウェアの一部として不可分である場合には、取得原価で資産計上され、不動産および設備に分類される。

ブランドは事業取得において認識され、当該事業に関連するブランドに帰属する価値を表している。純キャッシュ・フローを生み出すと予想される期間に予測可能な限界がないため、ブランドは耐用年数を確定できない無形資産である。

コア預金は、セント・ジョージとの合併の一環として認識されたもので、有益な資金源を供給する取得した預金ベースの価値または回避費用を表している。

ファイナンシャル・プランナー販売業者との関係、クレジットカード顧客との関係およびディーラーのネットワークは、事業取得の一環として認識されたもので、これらの関係から生じる将来の収益に帰属する価値を表している。

すべての無形資産は、償却および減損累計額控除後の取得原価で測定される。

耐用年数を確定できる無形資産は、注記5に記載の手法を用いて見積耐用年数にわたって償却される。

耐用年数を確定できるすべての無形資産は、帳簿価額が回収可能価額を上回る可能性を示す兆候があれば減損テストが実施される。そのような兆候の有無を判断するために各報告日に評価が実施される。

ブランドは償却されないが、毎年、または減損の兆候が識別される場合にはより頻繁に、減損テストが実施される。

減損費用は、無形資産の帳簿価額がその回収可能価額(使用価値基準で算定される)を上回る場合に認識される。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
のれん				
期首残高	9,112	8,868	6,653	6,653
企業結合に伴う取得	-	225	-	-
被支配会社の売却 ¹	(343)	-	-	-
外貨換算およびその他の調整	40	19	-	-
期末残高	8,809	9,112	6,653	6,653
コンピューター・ソフトウェア				
期首残高	2,070	1,897	1,856	1,675
取得	630	664	582	594
減損	(131)	(28)	(110)	(28)
償却	(920)	(465)	(817)	(385)
外貨換算およびその他の調整	5	2	1	-
期末残高	1,654	2,070	1,512	1,856
取得原価	3,944	3,671	3,283	2,733
償却および減損累計額	(2,290)	(1,601)	(1,771)	(877)
帳簿価額	1,654	2,070	1,512	1,856
ブランド				
期首残高	670	670	636	636
期末残高	670	670	636	636
帳簿価額	670	670	636	636
コア預金の無形資産				
期首残高	519	685	519	685
償却	(167)	(166)	(167)	(166)
期末残高	352	519	352	519
取得原価	1,494	1,494	1,279	1,279
償却累計額	(1,142)	(975)	(927)	(760)
帳簿価額	352	519	352	519
その他の無形資産				
期首残高	235	221	51	76
企業結合に伴う取得	-	56	-	-
被支配会社の売却 ¹	(107)	-	-	-
減損	-	(2)	-	-
償却	(51)	(49)	(24)	(25)
外貨換算およびその他の調整	12	9	-	-
期末残高	89	235	27	51
取得原価	394	622	160	226
償却および減損累計額	(305)	(387)	(133)	(175)
帳簿価額	89	235	27	51
のれんおよびその他の無形資産合計	11,574	12,606	9,180	9,715

¹ 当事業年度はBTIMの一部売却および太平洋島嶼諸国3ヶ国の銀行事業の売却によるもの。詳細については注記41で開示されている。

のれんは、以下の現金生成単位(以下「CGU」という。)に配分された。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
ウエストパック消費者向けおよび企業向け銀行業務	980	980	980	980
セント・ジョージ・バンキング・グループ	4,691	4,689	4,351	4,351
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	487	487	487	487
BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)	2,048	2,103	835	835
ハンプロ	-	249	-	-
ニュージーランド消費者向け銀行業務	471	459	-	-
BT ニュージーランド	12	12	-	-
ヘイスティングス	120	120	-	-
バンク・オブ・トンガ	-	13	-	-
のれん合計	8,809	9,112	6,653	6,653

回収可能価額の算定に使用される主要な仮定

CGUの回収可能価額は使用価値の計算に基づき算定され、これは仮定の使用を必要としている。重要な各CGUの回収可能価額は、当行グループの税引後株主資本利益率11.0%(2014年度：11.0%)を、オーストラリアについては15.7%およびニュージーランドについては15.3%の税引前株主資本利益率(2014年度：オーストラリアについては15.7%、ニュージーランドについては15.3%および英国については13.8%)に調整して割引いた、将来の税引前キャッシュ・フローの予測に基づき決定される。将来キャッシュ・フローはすべて、経営陣により承認された2カ年予測に基づいている(2014年度：2ヶ年)。重要な各CGUに関して、2年間の予測期間を超えるキャッシュ・フローは、のれんの減損テストの目的上、成長率をゼロと仮定している。戦略事業計画は予測を作成する際に一定の経済情勢および業績を仮定しているが、それらは観察可能な過去の情報および現在の市場予測と整合していることから、適切であると考えられる。経営陣が適用した予測は、一つの特定の仮定に依拠しているものではない。

仮定の変更に対する感応度

減損の兆候を示すような、または当行グループの報告済の業績に重要な影響を及ぼすような、重要なCGUについての仮定の変更がある合理的可能性はない。

注記27. その他の資産

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未収利息	1,143	1,258	957	1,065
引渡未済売却有価証券	740	2,768	725	2,765
繰延取得費用	119	129	2	-
未収金	902	716	505	363
前払金	199	177	149	146
未収手数料	229	210	96	95
その他	962	730	860	583
その他の資産合計	4,294	5,988	3,294	5,017

注記28. 引当金**会計方針**

引当金は、過去の事象の結果として生じる現在の債務について、当該債務を決済するために経済的便益の譲渡が必要となる可能性が高く、信頼性をもった見積りが可能な場合に認識される。

従業員給付

非貨幣性給付を含む賃金給与、決算日から12ヶ月以内に決済が見込まれる年次休暇、累積病気休暇および関連する間接費(すなわち給与税)に対する引当金は、決算日までの従業員の役務に関連して認識され、負債の決済時における支払予想額で測定される。

決算日から12ヶ月以内に決済が見込まれる長期休職に対する引当金は、負債の決済時における支払予想額で測定される。決算日から12ヶ月を超えて決済が見込まれる長期休職に対する引当金は、決算日までに従業員が提供した役務に関して生じると予想される将来の支払額の現在価値で測定される。予想される将来の賃金給与水準、従業員の離職実績および勤続年数が考慮される。予想される将来の支払額は、予測される将来キャッシュ・フローの時期にできるだけ近い期間の質の高い社債の決算日現在の市場利回りを用いて正味現在価値に割引かれる。当事業年度において、使用される割引率は、満期までの期間が負債の期間と近似する国債の混合金利から、質の高い社債の利回りへと変更された。

訴訟および貸付以外の損失に対する引当金

訴訟引当金は、経済上の資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識される。貸付以外の損失は、融資の減損の結果から生じる以外のあらゆる損失である。これらの引当金には、訴訟および関連費用、不正ならびに業務上の課題の是正措置が含まれる。

信用コミットメントの減損に対する引当金

減損に対する引当金は、未引出の契約上の与信供与枠および未実行の保証に対して、供与枠の引出が行われた場合、その金額を下回る額の資産が認識される可能性が高い場合に認識される。この金額は、貸付金の減損費用に対する引当金と同じ方法で計算される(注記14参照)。

リース不動産引当金

リース不動産引当金は、リース期間終了時にリース契約締結時と同じまたは同様の状態に不動産を回復させるために必須のコスト、あるいは一部の未入居のリース物件または予想賃貸収入が賃借費用を下回るサブリース物件に係る正味支払額に充当されるものである。当負債は将来純キャッシュ・フローの現在価値に基づき算定される。

事業再編費用引当金

事業再編費用引当金(解雇給付を含む)は、明白なコミットメントおよび詳細な計画が存在するため、他の当事者への支払いがほぼ確実に行われ、かつ、その金額を確実に見積ることができる場合に認識される。事業再編費用引当金の大部分は、12ヶ月以内に決済が見込まれており、決済時における支払予想額で測定される。決算日から12ヶ月を超えて決済が見込まれる金額は、割引率の影響が重大な場合、見積キャッシュ・アウトフローの現在価値で測定される。

金融保証

金融保証契約は保証の発行時に金融負債として認識され、引当金に計上される。負債は公正価値で当初測定され、その後はAASB第137号「引当金、偶発負債および偶発資産」に従って算定された金額と、当初認識額から(適宜)累積償却額を控除した金額のうちいずれが高い方で測定される。

金融保証契約の公正価値は、負債商品の契約上の支払額と保証がない場合に要求される支払額との純キャッシュ・フローの差額の現在価値、あるいは支払義務を引き受けた場合の第三者への支払見積額として算定される。

注記1d(v)に詳述されているとおり、引当金の測定は当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの1つである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
長期休職	348	357	320	328
年次有給休暇およびその他従業員給付	755	852	677	699
訴訟および貸付以外の損失	28	18	16	15
信用コミットメントの減損に対する引当金(注記14参照)	304	308	273	278
リース不動産	28	62	28	62
事業再編費用引当金	26	21	18	21
引当金合計	1,489	1,618	1,332	1,403

	長期休職	年次有給 休暇および その他 従業員給付	訴訟および 貸付以外の 損失	信用コミッ トメントの 減損に対す る引当金	リース 不動産	事業再編 費用引当金	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
連結							
期首残高	357	852	18	308	62	21	1,618
被支配会社の売却 ¹	(2)	(83)	-	-	-	-	(85)
繰入額	77	1,010	39	-	18	44	1,188
使用	(38)	(1,000)	(22)	-	(52)	(39)	(1,151)
未使用分の戻入れ	(46)	(24)	(7)	-	-	-	(77)
割引の戻入れによる増加	-	-	-	12	-	-	12
その他	-	-	-	(16)	-	-	(16)
期末残高	348	755	28	304	28	26	1,489
当行(親会社)							
期首残高	328	699	15	278	62	21	1,403
繰入額	74	900	26	-	18	36	1,054
使用	(36)	(899)	(19)	-	(52)	(39)	(1,045)
未使用分の戻入れ	(46)	(23)	(6)	-	-	-	(75)
割引の戻入れによる増加	-	-	-	11	-	-	11
その他	-	-	-	(16)	-	-	(16)
期末残高	320	677	16	273	28	18	1,332

¹ BTIMの一部売却によるもの。

注記29. その他の負債

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未経過損害保険料	343	341	-	-
未払損害保険金	284	225	-	-
退職給付の積立不足 ¹	192	315	175	306
未払利息	2,626	2,917	2,301	2,602
クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム	274	299	-	-
引渡未済購入有価証券	1,007	1,164	998	1,057
未払金およびその他の未払費用	1,276	1,030	958	761
その他	2,114	1,900	2,001	1,683
その他の負債合計	8,116	8,191	6,433	6,409

¹ 詳細については注記38を参照のこと。

注記30. オペレーティング・リース契約

会計方針

オペレーティング・リースでは、リース資産に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益が貸し手に留保される。

当行グループがオペレーティング・リースを提供する場合、資産は不動産および設備として取得原価で貸借対照表に認識され、その見積耐用年数にわたり定額法で残存価額まで減価償却される。オペレーティング・リース賃料は、リース期間にわたり損益計算書の利息以外の収益に認識される。

借り手として、当行グループは主にオペレーティング・リースによる不動産および設備を使用している。オペレーティング・リースに基づく貸し手に対する支払は、リース期間にわたり業務費用の設備および賃借費用として計上される。

9月30日現在のリース契約の詳細は以下のとおりである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
リース契約債務				
建物および土地	3,356	3,480	2,857	3,112
器具および備品	24	26	19	20
リース契約債務合計	3,380	3,506	2,876	3,132
1年以内の支払	553	528	480	452
1年超5年以内の支払	1,391	1,534	1,189	1,323
5年超の支払	1,436	1,444	1,207	1,357
リース契約債務合計	3,380	3,506	2,876	3,132

オペレーティング・リース契約は、当行グループの事業体の事業の需要に応じて締結されている。リースは、主に商業用およびリテール用有形固定資産に対するものである。リース賃借料は、リース締結時または賃貸条件レビュー日の市況に従って決定される。

リース物件が当行グループの事業の需要を上回るようになった場合は可能な限りサブリースし、賃借料の不足予想額は全額引当金が計上される。特定のリース物件に関連する契約以外に、リース契約により当行グループに課される制限はない。

リースは通常、期間が5年間で、さらに5年間延長するオプションがついている。ほとんどの場合、リース契約以外に当行グループは物件に対して継続的な利権を有していない。

2015年9月30日現在、当行グループおよび親会社が中途解約不能なサブリースから受取る予定の将来の最小リース支払額の合計は、それぞれ10百万豪ドル(2014年度：14百万豪ドル)および10百万豪ドル(2014年度：14百万豪ドル)であった。

注記31. 偶発債務、偶発資産および信用コミットメント

会計方針

偶発債務は、過去の事象により生じる潜在的債務であり、当行グループの支配が完全には及ばない不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される。もしくは、経済上の資源の譲渡が不確実であるか信頼性をもって測定できない場合において過去の事象により生じる現在の債務である。偶発債務は貸借対照表には認識されないが、経済上の資源の流出の可能性が著しく低くない限りは開示される。

当行グループは、顧客の資金調達の一助となるために、また当行グループ自身のリスク構造を管理するために、通常の業務において、オフ・バランスシートの信用リスクを伴う金融商品取引の契約当事者となっている。これらの金融商品には、信用供与契約、手形裏書、信用保証、スタンドバイ信用状および引受枠が含まれる。

契約相手先による契約不履行の場合の信用損失に対する当行グループのエクスポージャーは、当該金融商品の契約額または想定元本額で表される。しかし、信用供与および引受枠を提供する契約の中には、当行グループの選択でいつでも解除または撤回することができるものがある。これらの金融商品の相当部分は引出が行われないうまま満了することが予想されるため、契約額または想定元本額は、必ずしも将来の所要流動性を表すものではない。

当行グループは、契約および条件付債務に対してオン・バランスシート商品に対するものと同じ与信方針を用いている。

当行グループは、信用補完に必要と思われる場合には信用リスクの伴うオン・バランスシートおよびオフ・バランスシートの両方の金融商品について担保を徴収している。当行グループは、個々の顧客の信用格付を個別に評価している。必要と考えられる場合、信用保証の提供に対して徴収される担保の金額は、経営陣による契約相手の信用リスクの評価に基づく。

9月30日現在、デリバティブを除く、オフ・バランスシートの信用リスク関連金融商品は、以下のとおりである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
信用リスク関連商品				
スタンドバイ信用状および信用保証 ¹	4,642	4,092	4,549	4,005
信用状 ²	2,945	2,961	2,893	2,914
非金融保証 ³	9,431	9,205	8,948	8,699
信用供与契約 ⁴	174,391	159,131	154,375	140,909
その他の契約債務 ⁵	184	763	184	763
信用リスク関連商品合計	191,593	176,152	170,949	157,290

¹ スタンドバイ信用状は、顧客が債務不履行に陥った場合に、書類の提示に対して債務を支払う保証である。保証は、第三者に対する顧客の債務の裏付けとして与えられる無条件の保証である。当行グループは、発行した保証の一部について、担保として現金を保有する場合がある。

² 信用状は、顧客が債務不履行に陥った場合に、書類の提示に対して海外の商品供給業者が振出した手形を支払うまたは受け取るという、当行グループの保証である。

³ 非金融保証には、顧客が非貨幣性の契約上の債務の履行を怠った場合に、当行グループが第三者への支払義務を負う保証が含まれる。

- 4 信用供与契約には、与信枠を提供する当行グループ側のすべての義務が含まれている。与信枠は貸付が行われないうちに期限が満了する可能性があるため、想定元本額は必ずしも将来必要なキャッシュを反映していない。2015年9月30日現在、上記に開示された契約債務に加えて、当行グループは顧客に対して与信枠93億豪ドル(2014年度：80億豪ドル)を提示したが、まだ承認されていない。
- 5 その他の契約債務には、引受枠が含まれる。

	2015年度連結				
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
スタンドバイ信用状および信用保証	1,705	1,627	429	881	4,642
信用状	2,642	303	-	-	2,945
非金融保証	5,081	1,903	361	2,086	9,431
信用供与契約	67,700	33,861	20,622	52,208	174,391
その他の契約債務	164	-	20	-	184
商業契約債務合計	77,292	37,694	21,432	55,175	191,593

偶発資産

上記の表に示されている信用コミットメントも偶発資産の一部である。偶発事象が生じた場合、これらの契約債務は貸借対照表において貸付金として分類される。

追加的負債およびコミットメント

法的債務

当行グループには2015年9月30日現在、以下の債務がある。

- ・1987年労働者補償法ならびに1998年労働災害管理および労働者補償法(ニューサウスウェールズ州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく16百万豪ドル(2014年度：19百万豪ドル)。
- ・1985年労災補償法(ヴィクトリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく13百万豪ドル(2014年度：13百万豪ドル)。
- ・1986年労働者リハビリテーションおよび補償法(南オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく4百万豪ドル(2014年度：7百万豪ドル)。
- ・2003年労働者補償およびリハビリテーション法(クイーンズランド州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2014年度：2百万豪ドル)。
- ・1951年労働者補償法(オーストラリア首都特別地域)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2014年度：2百万豪ドル)。
- ・1981年労働者補償および傷害管理法(西オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2014年度：1百万豪ドル)。
- ・1988年労働者リハビリテーション・補償法(タスマニア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2014年度：1百万豪ドル)。

これらの債務に対しては、年次休暇およびその他の従業員給付に対する引当金に適切な額の引当がなされている(注記28参照)。

訴訟

実際および潜在的な訴訟上の請求および訴訟に関連して偶発債務が存在する。当行グループに予想される損失の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われ、適切と思われる場合には個別引当金が設定される。

- ・ 2011年以降、ウエストパックは、支払済のエクセプション手数料の回収を求める顧客を代表して提起された3件の集団訴訟の対象となっている。同様の集団訴訟がオーストラリアの他の複数の銀行を相手取って開始されている。ウエストパックは、これらの他の銀行のうちの1行を相手取った訴訟の今後の展開を待って、ウエストパックに対する訴訟を中断することを原告側と合意している。2015年4月に、連邦裁判所大法廷は、他の銀行が請求したエクセプション手数料はすべて合法的であるという判決を全員一致で下した。原告は、当該判決の特定の側面に関してオーストラリア連邦最高裁判所へ上告している。この上告の審理は2016年2月に予定されている。
- ・ ウエストパックは、ストーム・ファイナンシャルへ関連の投資のために投資資金を借り入れていたウエストパックの顧客を代表して提起された集団訴訟の対象となっている。ウエストパックは当該訴訟において抗弁する予定である。原告のうち2名が損害賠償請求額を確定しておらず、また当該訴訟は準備段階にあることから、現時点で潜在的な債務の金額を見積もることは不可能である。

規制当局による業界レビュー

世界的に、規制当局は金融サービス部門に関係する様々なレビューを継続して進めている。これらのレビューの性質は様々であり、例えば、現在は、金融市場の操作の可能性に関する調査が実施されている。当事業年度において、ウエストパックは、関係する規制当局から通知や情報要求を受けている。これらのレビューの結果や費用の合計は不確実である。

決済リスク

当行グループには、他の金融機関が支払額を決済できない場合の信用リスク・エクスポージャーがある。当行グループは、関連する決済システムにおいて決済が法的に確実なものとなるよう処理方法を調整することで、決済システムにおける決済リスクに起因する信用リスクの低減に努めている。

金融請求制度

金融請求制度(以下「FCS」という。)の下で、オーストラリア政府は、適格ADIにおける預金について、250,000豪ドルを上限として預金者に保証料なしで保証を提供している。APRAがADIの清算を求めており、オーストラリア政府の担当大臣が当該ADIにFCSが適用されることを宣言している場合には、FCSが適格ADIに対して適用される。

2008年金融請求制度(ADI)課徴金法では、ADIに関連してAPRAが負担する特定のFCS費用を超過する部分を賄うための課徴金が定められている。適格ADIの負債に関して預金者に課徴金が課されるが、その額は当該負債の0.5%以下の金額となる。

役務契約

2015年9月30日現在、CEOおよび当行グループのその他の主要な経営責任者との役務契約に関連する退職金に係る偶発債務の最高額は15百万豪ドル(2014年度：16百万豪ドル)であった。

偶発税務リスク

ATOは、当行グループが通常の業務において実施した特定の取引に関する税務上の扱いを、見直し中である。

オーストラリア外の管轄地域の税務当局は、通常の税務調査の一環として、リスクの見直しおよび監査を実施中である。

当行グループは、オーストラリアおよびオーストラリア外の管轄地域において受けた、当該取引に関するものおよびその他も含めて請求内容を評価し、必要に応じて第三者からの助言を受けた上で、適切な引当金を保有していると考えている。

親会社による保証

上記に加えて親会社が当行グループ内の事業体に対して供与している保証は以下のとおりである。

- ・ 通常の業務において特定の子会社に関連するコンフォート・レターの発行。当レターは、子会社が引続き債務を履行する責任をウエストパックが負っていることを認めるものである。
- ・ 議会の要求に遵守するために、オーストラリアの金融サービス機関またはクレジットの認可を受けた企業である完全所有子会社の一部に行った保証。保証はそれぞれ、年間40百万豪ドルを超えるものではない。この保証は、該当する事業体に関連するライセンスに基づく請求により法的に支払いを義務付けられた債務にのみ適用される。親会社は、保証に基づき支払われる資金を回収する求償権を有する。

[前へ](#)

[次へ](#)

資本および配当金

注記32. 株主持分

会計方針

株式資本

普通株式は、直接帰属する発行費用を控除した普通株式1株当たりの払込金額で認識される。親会社または当行グループの他の企業が親会社の株式を購入する場合、支払対価は普通株式資本から控除され、株式は、その後売却、再発行または消却されるまで自己株式として処理される。かかる株式が売却または再発行される場合、受取対価は株主持分に含まれる。

その他のエクイティ商品

2006年度信託優先証券(以下「2006年度TPS」という。)に関して親会社が発行した転換社債は、発行費用控除後の対価受取額で親会社の貸借対照表に認識される。転換社債に係る分配金は、転換社債の条項に従って権利が決定した時点で認識される。

非支配持分

非支配持分は、親会社が直接的にも間接的にも所有しない持分に帰属する子会社の純資産における持分を表している。当行グループの貸借対照表においては、2006年度TPSも非支配持分に分類されている。

積立金

外貨換算積立金

当行グループの在外事業の換算から生じる為替差額、純投資ヘッジに係る相殺効果のある損益、および関連する税効果は、外貨換算積立金に反映される。この積立金の貸方累積残高は、通常、在外事業売却益が実現するまでは配当金の支払に利用することができない。

売却可能有価証券積立金

売却可能金融有価証券の公正価値の変動(税引後)から成る。これらの変動は、資産の認識の中止または減損の時点で、損益計算書の利息以外の収益に振替えられる。

キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された商品の有効部分に関連する公正価値の評価損益(税引後)から成る。

株式報酬に関する積立金

費用として認識される株式報酬の公正価値から成る。

その他の積立金

親会社のその他の積立金は、公正価値で実施された特定の過去におけるグループ内の事業再編に関係している。この積立金は連結上消去されている。当行グループのその他の積立金は、子会社に対する親会社の所有割合の変更のうち、支配の喪失が生じないものに関連する取引から成る。

その他の積立金の計上額には、非支配持分の調整額と支払ったまたは受取った対価の公正価値との差額が反映されている。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
払込資本金				
全額払込済普通株式3,183,907,786株(2014年度：3,109,048,309株)	29,280	26,943	29,280	26,943
制限株式制度(以下「RSP」という。)自己株式4,478,150株(2014年度：6,327,116株)	(304)	(235)	(304)	(235)
その他の自己株式5,423,555株(2014年度：5,121,966株)	(81)	(69)	(4)	(4)
自己株式およびRSP自己株式合計	(385)	(304)	(308)	(239)
株式資本	28,895	26,639	28,972	26,704
その他エクイティ商品				
転換社債の発行、2006年6月21日発行762,737,500豪ドル(正味発行費8百万豪ドル)	-	-	755	755
非支配持分¹				
信託優先証券、1証券当たり100豪ドルの2006年度TPS 7,627,375口(正味発行費8百万豪ドル)	755	755	-	-
その他	62	126	-	-
非支配持分合計	817	881	-	-

¹ 非支配持分への分配合計は52百万豪ドル(2014年度：48百万豪ドル)である。

積立金

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
売却可能有価証券積立金				
期首残高	129	12	79	(104)
その他の包括利益の変動による当期変動額：				
公正価値の変動による純利益/(損失)	(148)	263	(152)	222
税効果	46	(79)	47	(69)
損益計算書への振替	(73)	(94)	(21)	9
税効果	21	27	6	21
期末残高	(25)	129	(41)	79
株式報酬に関する積立金				
期首残高	1,076	920	983	846
従業員との取引による当期変動額	141	156	125	137
期末残高	1,217	1,076	1,108	983
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金				
期首残高	162	271	150	254
その他の包括利益の変動による当期変動額：				
公正価値の変動による純利益/(損失)	(59)	41	140	90
税効果	14	(12)	(42)	(27)
損益計算書への振替	(131)	(197)	(167)	(239)
税効果	40	59	50	72
期末残高	26	162	131	150
外貨換算積立金				
期首残高	(190)	(251)	(332)	(346)
在外事業体の換算から生じる為替差額による当期変動額(関連するヘッジ考慮後)：	15	61	33	14
期末残高	(175)	(190)	(299)	(332)
その他の積立金				
期首残高	(1)	1	41	41
所有者との取引	(16)	(2)	-	-
期末残高	(17)	(1)	41	41
関連会社のその他の包括利益(損失)に対する持分	5	-	-	-
積立金合計	1,031	1,176	940	921

普通株式

2001年会社法に従って、ウエストパックは授権株式資本を持たず、発行済普通株式すべて無額面である。

普通株式の株主は、宣言された配当金を受取り、ウエストパックの清算時には保有株式数および保有株式に係る支払金額の割合に応じた金額を受取る権利を有する。

普通株式の株主は、ウエストパックの株主総会において、本人あるいは委任状により、1株当たり1議決権を得る。

以下の表は、2015年9月30日終了事業年度において発行または買戻された普通株式について示したものである。

発行済株式数

連結および当行(親会社)

	連結および当行(親会社)	
	2015年 株数	2014年 株数
期首残高	3,109,048,309	3,109,048,309
株式の発行		
配当金株式再投資制度 ¹	43,999,852	-
配当金株式再投資制度引受 ²	30,859,625	-
当期発行株式	74,859,477	-
期末残高	3,183,907,786	3,109,048,309

¹ 配当金株式再投資制度に関連して2014年度の最終配当および2015年度の中間配当について発行された株式の平均価格は32.08豪ドルである。

² 配当金株式再投資制度引受に関連して2015年度の中間配当について発行された株式の平均価格は32.40豪ドルである。

市場で買戻された普通株式

	連結および当行(親会社)	
	2015年 株数	2015年 平均価格(豪ドル)
従業員持株制度	823,869	32.77
制限株式制度	2,067,941	32.81
WPP-オプションの行使 ¹	202,255	36.54
WPP-新株引受権および業績連動型新株引受権の行使	436,407	33.23
WRP-オプションの行使 ¹	402,814	36.27
WRP-新株引受権の行使	845,258	34.74
CEOPP-新株引受権の行使	197,848	34.33
市場で買戻された普通株式合計 ²	4,976,392	

¹ 受領した平均行使価格は、WPPオプションの行使に関しては22.02豪ドル(2014年度：20.86豪ドル)、WRPオプションの行使に関しては27.55豪ドル(2014年度：27.35豪ドル)である。

² 従業員持株制度に関連する発行済普通株式の買戻しにより、10.3百万豪ドルの税額控除が払込資本金として認識された。

制限株式制度による自己株式

RSPに基づき適格従業員へ割当てられる普通株式は、無条件の株式所有権が制限期間終了時点で権利確定しない限り、自己株式に分類される。

その他の自己株式

その他の自己株式には、生命保険法定基金および投資運用制度が保有する普通株式、ならびに顧客に売却された株式デリバティブに関連してウエストパックが保有する普通株式が含まれる。

当事業年度において、自己株式928,162株が平均価格36.31豪ドルで(2014年度：99,342株が平均価格33.38豪ドルで)買戻され、自己株式626,573株が平均価格33.34豪ドルで(2014年度：399,882株が平均価格33.24豪ドルで)売却された。

転換社債および2006年度TPS

ウエストパックの被支配会社であるWestpac TPS Trustは、2006年6月21日に、オーストラリアにおいて1証券当たり100豪ドルで7,627,375口の2006年度TPSを発行した。2006年度TPSはWestpac TPS Trustの優先ユニットで、全額課税済になることが予想される変動金利による非累積分配金が付されている。Westpac TPS Trustはまた、100豪ドルの発行価格で普通ユニット1口をウエストパックに発行した。普通ユニット保有者であるウエストパックは、2006年度TPSの保有者へ分配されなかったWestpac TPS Trustの残余利益または資産に対する権利を有する。Westpac TPS Trustの主な資産は、ウエストパックが発行した7,627,375口の転換社債総額762,737,500豪ドルである。当該債券は、APRAのパーゼルの自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックの追加的Tier 1資本として移行措置に適格である。

2006年度TPSは、特定の条件が満たされることを前提に、四半期毎(9月30日、12月31日、3月31日および6月30日)の後払いによる分配金を支払う予定である。2006年度TPSの分配率は、2016年6月30日(以下「ステップアップ日」という。)までは、オーストラリアの90日銀行手形レートに年率1%(イニシャルマージン)を加算し、さらに1からオーストラリアの法人税率(2015年9月30日終了事業年度30%)を差し引いた数値を乗じて算出される。ステップアップ日後は、イニシャルマージンが一度だけ、年率1%のステップアップで増加する。

2006年度TPSの分配は、ウエストパックが社債の利息を支払い、その他の特定の条件(社債に関する利息支払条件に概ね対応する)が満たされている場合にのみ行われる。当該債券の利息は利息支払テストの対象であり、ウエストパックの取締役が利息の支払いを決議しない場合、および利息の支払額が分配可能利益を超過する場合(APRAの事前承認がある場合を除く)、利息は支払われないが、APRAはそれ以外の場合には支払に反対しない。当該債券に係る利息の支払額は2006年度TPSについて行われる分配金総額を上回る可能性がある。その超過額は、分配支払日毎に、Westpac TPS Trustの普通ユニットの保有者であるウエストパックに分配される予定である。

当該債券はウエストパックの無担保債であり、元本および利息の支払に対する権利において、預金者および債権者(当該債券と同順位または後順位に位置すると定められている劣後債を保有する劣後債権者は除く)に対するウエストパックの債務に劣後し、後順位に位置する。

転換、交換および償還

ウエストパックは、特定の税務上、規制上または支配の変更などの理由により、また、その他の特定の状況において、ステップアップ日またはステップアップ日より後の分配金支払日に、2006年度TPSをAPRAの承認を得て現金で償還する、またはウエストパックTPSの条件にしたがって算定された確定していない株式数のウエストパック普通株式に転換することができる。ウエストパックが2006年度TPSの償還を選択した場合、保有者はその額面に等しい現金を受取ることになる。ウエストパックが2006年度TPSの転換を選択した場合、2006年度TPS1口に対して、保有者は2006年度TPSの条件に記載された計算式で算定された株式数のウエストパック普通株式を受取るが、ウエストパック普通株式50株を最大転換数とする。ウエストパック普通株式が発行される価格は、選択された転換日の直前20営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、2.5%の割引が含まれる。ウエストパックが2006年度TPSを償還または転換した場合、ウエストパックはそれと同じ方法で当該債券を償還または転換しなければならない。

2006年度TPSが2005年9月30日に発行済証券として有効である場合、あるいは契約不履事由またはAPRA事象の発生等のその他の特定の限定された状況にある場合といった自動的な交換をもたらす事象が発生した時点で、2006年度TPSは自動的にウエストパック優先株式に交換されることになる(APRAがそれとは異なる決定を行う場合を除く)。交換時に、発行済の2006年度TPSはすべてウエストパックが直接発行した優先株式に交換され、当該債券と2006年度TPSは同時に償還されることになる。交換時に、2006年度TPSの保有者は2006年度TPS1口につき優先株式1株を受取る。

注記33. 自己資本比率

APRAは、オーストラリアにおけるADI、生命保険および損害保険会社ならびに退職年金基金を慎重に監督する責任がある。ウエストパック・バンキング・コーポレーションはADIである。

オーストラリアのリスク・ベースの自己資本比率ガイドラインは、バーゼル銀行監督委員会(以下「BCBS」という。)が合意したアプローチと概ね一致しているが、完全に合致するものではない。APRAは、オーストラリアのADIに対するバーゼル・フレームワークの適用において裁量権を行使し、BCBSが公表した最低基準よりもさらに保守的なアプローチをとることとした。またAPRAは、資本要件の引き上げを伴う新基準を、BCBSで認められている通り段階的に導入するのではなく、2013年1月1日から即時に導入している。これらの裁量により、他の管轄区域で報告された資本比率に比べて資本比率の報告値を縮小させることになった。

APRAによるバーゼルの導入に基づき、オーストラリアの銀行は、普通株等Tier 1資本比率を4.5%以上、Tier 1資本比率を6.0%以上、合計規制資本比率を8.0%以上に維持することが要求される。一定の限度を条件に、普通株等Tier 1資本は、払込株式資本、利益剰余金および特定の積立金から構成され、自己資本比率目的では連結されない保険およびファンド管理子会社における特定の無形資産、資産化された費用およびソフトウェア、ならびに投資および利益剰余金に対する控除分が差引かれる。Tier 1資本は、普通株等Tier 1資本と追加的Tier 1資本の合計である。追加的Tier 1資本とは、普通株等Tier 1資本に含まれていないが損失負担の性格を有する有価証券で構成される、質の高い資本の構成要素である。合計規制資本は、Tier 1資本とTier 2資本の合計である。Tier 2資本には、Tier 1資本の質にはさまざまな度合で及ばないものの、ADI全体としての強度およびその損失負担能力に貢献する、資本のその他の構成要素である。

ウエストパックの資本比率は、APRAの最低自己資本比率基準を大幅に上回っている。最低自己資本比率基準への違反がある場合、もしくは違反の可能性がある場合、ウエストパックは、実施済または予定されている是正措置とともに、即座にAPRAに報告する義務がある。

資本管理戦略

ウエストパックのアプローチは、資本が高価な形式の資金調達であるという事実と、ADIとして適切な自己資本を維持する必要性とのバランスを追及するというものである。ウエストパックは資本の充実度を決定し、資本管理計画を策定する際に、効率性、柔軟性および適切性のバランスを保つ必要性について検討している。

ウエストパックはこれらの検討事項を、自己資本充実度評価プロセス(以下「ICAAP」という。)を通じて評価しており、その主な特徴は以下の通りである。

- ・ 望ましい自己資本レンジ、資本バッファーおよび不測の事態への対応計画を含む資本管理戦略の策定
- ・ 経済的資本と自己資本規制の両方の要件の検討
- ・ 特に不利な経済シナリオの影響を組込んだ自己資本測定、カバレッジおよび要件に対応するプロセス、および
- ・ 格付機関、ならびに株式および債券投資家などの外部の利害関係者の観点の考慮

注記34. 配当金**会計方針**

配当金に対する引当金は、配当金が取締役により宣言され、確定され、または公に提案されたが、決算日現在分配されていない場合に認識される。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期末現在で認識されていない配当金					
期末以降に取締役は普通株式に係る以下の配当金の支払を提案している：					
普通株式1株当たり94豪セント(2014年度：1株当たり92豪セント、2013年度：1株当たり88豪セント、)で、すべて30%で全額課税済	2,988	2,856	2,733	2,993	2,860
なし(2014年度：なし、2013年度：1株当たり10セント)の特別配当金で、すべて30%で全額課税済	-	-	310	-	-
期末現在で認識されていない配当金合計	2,988	2,856	3,043	2,993	2,860

取締役会は、ウエストパック普通株式を発行することによって、2015年度の期末配当金に対するDRPを履行することを決定した。DRPは割引を含まない。

オーストラリアのフランキング・クレジット

2015年度のオーストラリアの利益に課税される法人税等の支払から生じるフランキング・クレジットおよび2015年度の予定期末配当金の支払から生じるフランキング・デビットについて期末のフランキング勘定残高を調整した後の、その後数事業年度にわたって親会社で利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジットは、793百万豪ドル(2014年度：565百万豪ドル、2013年度：585百万豪ドル)である。

ニュージーランドの株式帰属方式税額控除(インピュテーション・クレジット)

親会社は、利用可能なニュージーランドの株式帰属方式税額控除を支払配当金に付すことができる。これにより、1株当たり0.06ニュージーランド・ドル(2014年度：0.06ニュージーランド・ドル、2013年度：0.074ニュージーランド・ドル)のニュージーランドの株式帰属方式税額控除が当行が支払う2015年度の最終普通配当金に付されることになる。当事業年度のニュージーランドの利益に課税される法人税等の支払から生じるフランキング・クレジットおよび2015年度の予定期末配当金の支払から生じるフランキング・デビットについて期末のフランキング勘定残高を調整した後の、その後数事業年度にわたって利用可能なニュージーランドの株式帰属方式税額控除は、522百万ニュージーランド・ドル(2014年度：562百万ニュージーランド・ドル、2013年度：605百万ニュージーランド・ドル)である。

グループ構造

注記35. 子会社および関連会社に対する投資

会計方針

子会社

ウエストパックは、企業への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当該企業を支配している」とされ、よって当該企業を連結している。

当行グループは、そのパワー、変動リターンに対する権利、またはパワーを通じてリターンの金額に影響を及ぼす能力に変更が生じたことを事実および状況が示している場合に、企業を支配しているか否かの再評価を実施する。

支配の取得後に子会社における当行グループの所有持分が変動しても、その結果、支配を喪失しない場合には、持分保有者との取引として会計処理される。

当行グループが子会社の支配を中止する場合には、子会社への留保持分があれば公正価値で再測定し、その結果生じる損益は損益計算書に認識される。

親会社の財務書類において、子会社に対する投資は取得原価で当初計上され、その後、取得原価と回収可能価額のいずれか低い方の金額で保有される。

関連会社

関連会社とは、当行グループが、営業および財務方針について重要な影響力を有しているが支配はしていない企業である。当行グループは関連会社に対する投資を持分法で認識している。関連会社に対する投資は取得原価で当初計上され(子会社の支配の喪失に伴い公正価値で認識される場合を除く)、取得後の関連会社の利益(または損失)に対する当行グループの持分に相当する金額分だけ各事業年度において増加(または減少)する。関連会社からの配当金受取額は、関連会社に対する投資の帳簿価額を減少させる。

2015年9月30日現在、当行グループには以下の表にある重要な被支配会社が含まれている。

外国会社の大部分は設立国において事業を営んでいる。非法人事業体の「設立国」については、事業を営んでいる国を記載している。全被支配会社の事業年度は、別途記載のない限り、ウエストパックと同じである。その時々、当行グループは、信託への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該信託に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している、多数のユニット型信託を連結している。これらの投資ビークルは表には含まれていない。

社名	設立国
Advance Asset Management Limited	オーストラリア
Asgard Capital Management Limited	オーストラリア
Asgard Wealth Solutions Limited	オーストラリア
BT Financial Group Pty Limited	オーストラリア
BT Funds Management Limited	オーストラリア
BT Portfolio Services Limited	オーストラリア
Capital Finance Australia Limited	オーストラリア
Hastings Funds Management Limited	オーストラリア
Hastings Management Pty Limited	オーストラリア
RAMS Financial Group Pty Limited	オーストラリア
Sixty Martin Place (Holdings) Pty Limited	オーストラリア
St.George Finance Limited	オーストラリア
St.George Life Limited	オーストラリア
Westpac Equity Holdings Pty Limited	オーストラリア
Westpac Financial Services Group Limited	オーストラリア
Westpac Financial Services Limited	オーストラリア
Westpac General Insurance Limited	オーストラリア
Westpac General Insurance Services Limited	オーストラリア
Westpac Lenders Mortgages Insurance Limited	オーストラリア
Westpac Overseas Holdings Pty Limited	オーストラリア
Westpac Securities Limited	オーストラリア
Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	オーストラリア
BT Funds Management (NZ) Limited	ニュージーランド
Westpac Financial Services Group-NZ-Limited	ニュージーランド
Westpac Life-NZ-Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Group Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Limited	ニュージーランド
Westpac NZ Operations Limited	ニュージーランド
Westpac Bank-PNG-Limited	パプアニューギニア
Hastings Funds Management (USA) Inc.	米国

上記被支配会社に加えて、以下の事業体は、2001年会社法の決算日の統一に関する規定への準拠を免除されている。

- ・ Westpac Cash PIE Fund
- ・ Westpac Notice Saver PIE Fund
- ・ Westpac Term PIE Fund

以下の重要な被支配会社は完全所有ではない。

所有割合	2015年	2014年
Hastings Management Pty Limited ¹	95.9%	97.2%
Westpac Bank-PNG-Limited	89.9%	89.9%

¹ 所有割合の変更による支配の喪失はなかった。この変更がウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分に及ぼした影響に重要性はなかった。

非支配持分

非支配持分の詳細については注記32に記載されている。

重要な制限

当行グループ内の企業間での現金またはその他の資産の譲渡、配当金またはその他の資本分配金の支払い、貸付金の提供または返済に関して重要な制限はなかった。ウエストパックによる当行グループ資産へのアクセスまたは資産の利用および負債の決済に関しても、非支配持分の保護的権利に起因する重要な制限はなかった。

関連会社

2015年6月23日、当行グループは、オーストラリアで設立されたBTインベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「BTIM」という。)に対する支配を喪失した。2014年9月30日現在、当行グループは60.8%の発行済株式を保有しており、当該投資を連結していた。現在の当行グループの所有割合は31.0%であり、当該投資は持分法で会計処理されている。以下の表は、財務書類に表示されているBTIMの財務情報を要約し、当行グループのBTIMに対する投資の帳簿価額への調整を示したものである。

	連結
	2015年9月30日に終了した 3ヶ月間
	百万豪ドル
要約経営成績	
当期収益	120
当期純利益	33
当期その他の包括利益	19
包括利益合計(100%)	52
当期純利益に対する当行グループの持分(31%)	10
持分法に伴う調整	(5)
損益計算書に認識された当期純利益における当行グループの持分	5
その他の包括利益に対する当行グループの持分(31%)	6
その他の包括利益に対する当行グループの持分に係る税効果	(1)
当行グループが認識した包括利益合計持分	10
当期中に関連会社から受領した配当金	-
要約貸借対照表	
資産合計	990
負債合計	(228)
純資産合計(100%)	762
純資産合計に対する当行グループの持分(31%)	236
その他の持分法に伴う調整	(6)
取得に伴う公正価値調整(想定のおれんを含む)(償却額控除後)	526
BTIMにおける持分の帳簿価額	756
投資の公正価値	868

注記36．組成された企業

会計方針

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業(例えば、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など)である。組成された企業は通常、継続的な活動に対する制限を設けながら特定の十分に明確化された目的を達成するために設立されている。特定の資産の購入を促進するために組成された企業が利用される場合、一般的に、対象となる資産によって担保されているおよび/またはそれらの資産に連動している債券または持分証券を発行することによって、資金調達を行っている。組成された企業が発行した負債証券および持分証券は、劣後のレベルがさまざまなトランシェを含む場合がある。

当行グループは、連結対象および非連結の組成された企業と、主に証券化、資産担保付およびその他のストラクチャード・ファイナンス、ならびに投資ファンドの管理業務などの取引を行っている。

組成された企業は、注記35に記載の会計方針に従って、連結に関する評価が行われている。関連する活動に対する決定において議決権が決定的な要因とならないことが多いため、支配の評価には、事業体の目的および構成の評価、ならびに当行グループ(または関連する活動に対するパワーを有する他の関与当事者)が自身の権利において本人として、または他の者の代理人として行動しているかについての検討が含まれる。当行グループは、組成された企業における持分を保有している、もしくはスポンサーとなっている可能性はあるが、連結はしていない。

連結対象および非連結の組成された企業に関する情報は以下に記載のとおりである。

連結対象の組成された企業

証券化および資産担保コンデュイット・ビークル

当行グループは、その顧客にコマーシャル・ペーパー市場からの資金調達手段を提供するため、また、自社の金融資産のプールを証券化するためのルートとして、組成された企業を利用している。財政支援を提供する契約に関するものを含む詳細については、注記25を参照のこと。

カバード債

当行グループには、2つのカバード債プログラムがあり、それらによって組成された住宅ローン債権のプールのうち特定のものが破産の懸念のほとんどない組成された企業に割り当てられる。財政支援を提供する契約に関するものを含む詳細については、注記25を参照のこと。

当行グループが管理するファンド

当行グループは、当行グループが責任企業および/またはファンド管理会社を務める多数の投資管理ファンドを設立している。当行グループは、投資マネージャーの役割を務めるにあたり代理人ではなく本人として行動しているとみなされる場合に、これらのファンドを連結している。本人か代理人かの決定には、当行グループが変動リターンに対する十分なエクスポージャーを有しているかどうかの判断を行うことが必要である。当行グループは、これらの事業体に対して財政支援を提供する契約は締結していない。

契約外の財政支援

当行グループは、当期において連結対象の組成された企業にいかなる契約外の財政支援も行っておらず、将来においてそのような支援を提供する予定はない。

非連結の組成された企業

当行グループは、顧客取引を促進するため、流動性管理のため、また、特定の投資機会を求めて、通常の事業活動において非連結の組成された企業と取引を行っている。

組成された企業に対する持分は、当行グループの企業の業績から生じるリターンを変動させる、あらゆる形式の契約上または契約外の関与から構成される。これには、債券またはエクイティ商品の保有、保証、流動性およびその他の与信契約、貸付金、ローン・コミットメント、企業から当行グループに金融リスクを移転させる金融派生商品、ならびに投資管理契約が含まれる。

持分には、複雑でないデリバティブ(金利スワップおよび通貨スワップなど)、非連結の組成された企業において変動を吸収するよりも変動をもたらすとみなされる金融商品(クレジット・デフォルト・スワップに基づく信用保証の購入など)、ならびに組成された企業に対して行われ、債務不履行時の求償権が企業の対象となる資産によってのみ担保されるのではなく、より広範囲な営業活動を行う企業に対するものである貸付契約は含まれない。

非連結の組成された企業に対して当行グループが保有する持分の主な種類は通常、以下の内容である。

- 商品有価証券：当行グループは通常の売買取引の一環として組成された企業に対する持分を売買しており、モーゲージまたはその他の資産担保付証券が含まれる。これらの有価証券は通常、大規模なトレーディング・ポートフォリオの一部として保有され、当行グループは通常、それ以外には組成された企業に関与していない。当行グループは、これらの有価証券に係る受取利息を得て、また、トレーディング収益を通じて、公正価値の変動から生じる実現損益および未実現損益を認識している。
- 売買可能有価証券：当行グループは、想定外の資金需要に対するバッファを提供する流動性ポートフォリオの一部として、モーゲージ担保付証券を保有している。これらの資産は、高格付の投資適格証券であり、オーストラリア準備銀行または他の中央銀行との買戻契約に100%適格である。トレーディング・ポートフォリオに保有される有価証券とともに、当行グループは通常、それ以外に発行体である組成された企業に関与していない。当行グループはこれらの有価証券に係る受取利息、ならびにこれらの資産の売却から生じる純損益(利息以外の収益として計上される)を認識している。

- ・ 貸付金およびその他の信用コミットメント：当行グループは、利息および貸付手数料の形式で収益を得るために、通常の貸付事業において、非連結の組成された企業に与信枠を提供している。組成された企業は主に、不動産信託、ならびに債務返済、保証および返済の主要な資金源が当該企業の対象となる資産からもたらされているプロジェクト・ファイナンスおよび不動産ファイナンスに関連するもので構成されている。その他の組成された企業には、当行グループの顧客向け証券化プログラムの一環として設立された非連結の証券化信託が含まれている。すべての貸付金および信用コミットメントは、当行グループの与信承認プロセスの対象であり、各貸付金の状況に応じて特定の担保が要求される。
- ・ 投資管理契約：通常のパンド管理業務の一環として、当行グループは、顧客に投資機会を提供する多数のパンドを設立し、管理している。当行グループはまた、その従業員向けに設立された退職年金基金を管理している。パンド管理会社として、当行グループには、管理を行っている資産の価値およびパフォーマンスに基づき、継続的な管理報酬および業績報酬を受け取る権利がある。
- ・ 当行グループはまた、これらのパンドの受益証券を保有することがあり、主にその連結生命保険会社が保有している。当行グループは、これらの証券の保有から受取パンド分配金を得ており、当該金融商品が損益計算書を通じて公正価値で保有されている場合、(利息以外の収益を通じて)公正価値の変動を認識する。

非連結の組成された企業に対する当行グループの持分およびこれらの持分に関連した損失に対する最大エクスポージャーは、以下の表のとおりである。損失に対する最大エクスポージャーは、損失が発生している確率にかかわらず、組成された企業に対する関与の結果、当行グループに生じる可能性がある損失の最大値を表している。金額には、損失リスクを軽減するために行われた担保またはヘッジの影響は考慮されていない。

- ・ 非連結の組成された企業に対する債券およびエクイティ商品、ならびに貸付金について、損失に対する最大エクスポージャーは、報告日現在のこれらの持分の帳簿価額である。
- ・ 流動性ファシリティを含むオフバランスの金融商品、貸付金およびその他の信用コミットメント、ならびに保証について、損失に対する最大エクスポージャーは、名目元本に反映されている。

	2015年度連結				
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	証券化 ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産					
他の金融機関に対する債権	-	823	-	-	823
商品有価証券および公正価値で測定する金融 資産	2,902	-	20	2,973	5,895
売却可能有価証券	5,173	-	-	-	5,173
貸付金	-	16,091	9	23,203	39,303
生命保険に関する資産	132	-	282	2,165	2,579
その他の資産	10	-	54	-	64
貸借対照表上のエクスポージャー合計	8,217	16,914	365	28,341	53,837
オフバランスのエクスポージャーの名目元本 合計	-	4,256	59	7,789	12,104
損失に対する最大エクスポージャー	8,217	21,170	424	36,130	65,941
組成された企業の規模 ²	67,148	21,170	57,739	148,085	294,142

¹ 第三者のモーゲージおよびその他の資産担保付証券に対して保有している当行グループの持分合計のうち、8,217百万豪ドルは債券の上位トランシェに該当し、投資適格に格付されている。

² 当該企業の資産合計または時価総額のいずれか、あるいはそれらが入手できない場合には当行グループの確定エクスポージャー合計(貸付契約ならびに負債証券および持分証券の外部保有について)、管理しているファンド(当行グループの管理しているファンドについて)、あるいは発行済債券の合計価額(第三者の資産担保証券に対する投資について)に相当する。

	2014年度連結				
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	証券化 ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産					
他の金融機関に対する債権	-	1,417	-	-	1,417
商品有価証券および公正価値で測定する金融 資産	3,262	-	123	2,974	6,359
売却可能有価証券	4,428	-	104	-	4,532
貸付金	127	13,478	57	23,638	37,300
生命保険に関する資産	-	-	2,209	1,544	3,753
その他の資産	11	-	39	4	54
貸借対照表上のエクスポージャー合計	7,828	14,895	2,532	28,160	53,415
オフバランスのエクスポージャーの名目元本 合計	-	4,543	78	7,377	11,998
損失に対する最大エクスポージャー	7,828	19,438	2,610	35,537	65,413
組成された企業の規模 ²	111,350	19,438	87,084	144,873	362,745

- 1 第三者のモーゲージおよびその他の資産担保付証券に対して保有している当行グループの持分合計のうち、7,809百万豪ドルは発行済債券の上位トランシェに該当し、19百万豪ドルは発行済債券の劣後トランシェに該当している。すべての債券が投資適格に格付されている。
- 2 当該企業の資産合計または時価総額のいずれか、あるいはそれらが入手できない場合には当行グループの確定エクスポージャー合計(貸付契約ならびに負債証券および持分証券の外部保有について)、管理しているファンド(当行グループの管理しているファンドについて)、あるいは発行済債券の合計価額(第三者の資産担保証券に対する投資について)に相当する。

契約外の財政支援

当行グループは、当期において非連結の組成された企業にいかなる契約外の財政支援も行っておらず、将来においてそのような支援を提供する予定はない。

当行グループがスポンサーとなっている組成された企業

当行グループが創設または設立および宣伝に関与する場合(企業の名称または当該企業が発行した商品の名称の中に当行グループの名称を使用することを含む)、また、資産の譲渡を通じて継続的な成功を促進させる場合、あるいは明白か間接的にかかわらず財務上、営業活動上またはその他の支援を提供する場合、当行グループは当該企業のスポンサーとなっているとみなされる。

当行グループが持分を保有しスポンサーとなっている組成された企業の他に、当行グループは、持分を保有していない企業のスポンサーにもなっている。これらの企業は主に当行グループの公益信託で構成される。これらの企業から収益を得ることはなく、当行グループがいかなる資産を譲渡することもない。

[前へ](#) [次へ](#)

従業員給付

注記37. 株式報酬

会計方針

当行グループは、従業員により提供された役務に対する報酬として、様々な株式報酬契約を従業員と締結している。

オプションおよび新株引受権

オプションおよび新株引受権は株式決済型の株式報酬契約である。オプションおよび新株引受権の公正価値は付与日現在で測定され、従業員がオプションまたは新株引受権を行使する権利を得るようになるまでの予想権利確定期間である役務受領期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分で増加する。

オプションおよび新株引受権の公正価値は、付与分の権利確定および市場関連の業績目標数値を織り込んだ2項式/モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて付与日現在で見積られる。オプションおよび新株引受権の公正価値は、当行グループによる加入者の継続的な雇用などの市場以外の権利確定条件の影響を除いている。市場以外の権利確定条件は、費用が認識されるような、行使可能になると予想されるオプションおよび新株引受権の数を算定する際に使用される仮定に含まれる。各報告日現在、これらの仮定は更新され、毎年認識される費用には直近の見積りが考慮される。

制限株式制度(RSP)

RSPにおいて、ウエストパック株式は無償で適格な従業員に割当てられ、取締役会が定めた一定期間のウエストパックとの雇用関係の継続を条件として、その権利が確定する。RSPは、ウエストパックがその契約条件に従い現金で決済する(市場で株式を買戻す)か従業員へ新株を発行するかを選択できる株式報酬取引である。ウエストパックには、現金決済する義務は現時点ではないため、RSPは株式決済型の株式報酬取引として会計処理されている。

制限株式制度(以下「RSP」という。)に基づき無償で従業員に割り当てられた株式の公正価値は、権利確定期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分で増加する。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は付与日に測定され、株主持分の独立した項目として認識される。

ウエストパックは、従業員が権利喪失した株式を当行グループのRSPのその後の付与によって従業員に再び割り当てられるまで保管する目的で、トラストを設立した。RSPに基づき従業員に割り当てられた株式で、まだ権利が確定していないものは、自己株式として取り扱われ、株主資本から控除される。

従業員持株制度(ESP)

従業員持株制度(以下「ESP」という。)において、ウエストパック普通株式は取締役会の判断で無償で従業員に割当てられる。ESPに基づき無償で従業員に発行される予定の株式の価値は、事業年度にわたり費用として認識され、その他の従業員給付として引当計上される。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は株主持分において認識され、市場で買戻される場合、従業員に対する義務は市場で買戻された株式を引渡すことにより履行される。

業務執行役員および上席役員株式制度

オプションおよび/または新株引受権は、CEO、一部の業務執行役員および主要な上席従業員に以下の制度のもとで付与される。

() ウエストパック長期奨励金制度

ウエストパック長期奨励金制度(以下「LTI」という。)は、当行グループの業績が長期にわたって優れている場合にオーストラリアおよび海外の最も上席の役員に対して報奨を提供する制度がある。

LTIにおいて、上席役員は業績連動型オプションまたは業績連動型新株引受権による報奨を受けることができる。LTIに基づくオプションまたは新株引受権は、すべての条件を満たした場合に将来において株式を取得できる権利であり、オプションの行使価格は業績期間の開始日に定められている。オプションの行使価格は、業績期間の開始日におけるウエストパック普通株式の実勢市場価格に基づいている。新株引受権の行使価格はゼロである。業績連動型オプションは2009年10月以降付与されていない。

2014年10月より行われた報奨は、報奨額の50%にそれぞれ適用する2つの業績目標が条件となっている。この2つの目標はウエストパックの相対的株主総利回り(以下「TSR」という。)¹および現金EPSの複利計算による年平均成長率(以下「現金EPS CAGR」という。)である。

¹ TSRは企業の株価の変動を測定し、当該期間にわたり配当金が再投資されることを前提とする(すなわち、その企業の株式に対する投資の価値の変動)が、税効果は含まない。

TSR目標は、ウエストパックを除いた金融サービス会社上位10社により構成される比較グループの加重総合TSR指数(以下「総合TSR指数」という。)である。

比較グループ内の加重係数は、主要な3社がそれぞれ16.67%であり、その他の7社は7.14%ずつである。

総合TSR指数は、比較グループを構成している各社の4年の業績期間におけるTSRにそれぞれの加重係数を乗じ、10社の計算結果を合計することで算出される。

そして当該4年におけるウエストパックのTSRと総合TSR指数とを比較する。

50%のTSRトランシェが確定するには、ウエストパックのTSRは最低でも総合TSR指数以上でなくてはならない。100%が確定するには、ウエストパックのTSRは、総合TSR指数に加えられた場合に比較グループの過去の75パーセントの業績をシミュレートする金額分だけ総合TSR指数を上回る必要がある(すなわち21.55高い必要があり、これは4年間のTSRの年次複合成長率が5%高くなることを意味している)。

ウエストパックのTSRが、総合TSR指数と総合TSR指数に21.55を加えた数値との間にある場合、TSR業績連動型有価証券は、総合TSR指数と総合TSR指数に21.55を加えた数値との間の定額法に基づき、50%から場合によっては100%確定する。業績期間終了後に権利未確定である有価証券はどれも直ちに失効する。

現金EPS CAGR目標による新株引受権は、現金EPS CAGR目標の最大値が達成される場合に100%権利が確定し、確定する割合は、現金EPS CAGR目標の基準値に達した場合の50%まで減少する。業績が現金EPS CAGR目標の基準値を下回る場合、権利は確定しない。現金EPS CAGR目標による新株引受権は、3年の業績期間の終了時における1回のテストが条件となっている。3年のEPS業績期間の終了時に、権利確定の資格のあるEPS新株引受権には1年の制限期間が課せられ、業績期間の開始日から4年後の応答日に権利が確定する。業績期間終了後に権利未確定である有価証券はどれも直ちに失効する。

2011年10月から2014年10月の間に行われた報奨については、報奨額の50%にそれぞれ適用する2つの業績目標が条件となっている。この2つの目標はウエストパックの相対的株主総利回りおよび現金EPS CAGRである。どちらの目標も業績期間の開始日から3年後の応答日にテストが行われる。業績期間終了後に権利未確定である有価証券はどれも直ちに失効する。

2011年10月より前に行われた報奨については、すべての報奨はTSR目標が条件であり、最初のTSR業績は業績期間の開始日から3年後の応答日にテストが行われ、業績期間の開始日から4年後および5年後の応答日に次の業績テストが可能である。次の業績テスト日(もしあれば)において、TSRの順位が上がった場合にのみ追加で権利が確定する。

権利が確定した業績連動型オプションおよび業績連動型新株引受権の行使時に、業務執行役員は、全額払込済普通株式を取得できる権利の全部または一部を行使することができる。行使価格はその時点で支払われる。業績連動型オプションまたは業績連動型新株引受権は、期間終了前に行使されなかった場合に失効する。

LTI - 未行使の業績連動型オプションおよび業績連動型新株引受権

LTIに基づく未行使の業績連動型オプションおよび業績連動型新株引受権の詳細は、以下の表に記載されている。

	2014年 10月1日現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	2015年 9月30日現在 未行使	2015年 9月30日現在 未行使かつ 行使可能
業績連動型オプション	991,690	-	402,814	-	588,876	588,876
加重平均行使価格	27.58豪ドル	-	27.55豪ドル	-	27.61豪ドル	27.61豪ドル
業績連動型新株引受権	3,318,750	2,557,968	845,258	398,983	4,632,477	2,584
2014年度合計						
業績連動型オプション	1,699,136	-	707,446	-	991,690	991,690
加重平均行使価格	27.49豪ドル	-	27.35豪ドル	-	27.58豪ドル	27.58豪ドル
業績連動型新株引受権	3,176,241	1,004,234	666,890	194,835	3,318,750	802

2015年9月30日現在の未行使の業績連動型オプションの加重平均残存契約年数は2.5年(2014年度:3.5年)であった。2015年9月30日現在の未行使の業績連動型新株引受権の加重平均残存契約年数は8.3年(2014年度:7.8年)であった。当事業年度において発行されたLTI業績連動型新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は20.52豪ドル(2014年度:19.82豪ドル)であった。

() ウエストパック業績連動型制度

ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。)は2002年に導入され、業務執行役員およびその他の主要な従業員に対して業績連動型オプションおよび/または業績連動型新株引受権の報奨を供与するために使用された。現在、WPPは主にニュージーランドで勤務する従業員に対して彼らの有する短期インセンティブの一部を強制的に繰延べるための手段として機能している。

WPPに基づくオプションまたは新株引受権は、すべての条件を満たした場合に将来において株式を取得できる権利であり、オプションの行使価格は通常勧誘時に定められている。オプションの行使価格は、勧誘が行われた時点までの5営業日においてASXで取引されたウエストパック普通株式の平均市場価格と同額である。新株引受権の行使価格はゼロである。

業績連動型オプションおよび業績連動型新株引受権

WPPに基づく業績連動型オプションおよび業績連動型新株引受権は、すべて権利確定している。権利が確定した業績連動型オプションまたは業績連動型新株引受権の行使時に、業務執行役員は、全額払込済普通株式を取得できる権利の全部または一部を行使することができる。行使価格はその時点で支払われる。業績連動型オプションまたは業績連動型新株引受権は、期間終了前に行使されなかった場合に失効する。

WPP - 未行使の業績連動型オプションおよび業績連動型新株引受権

当事業年度においてWPPに基づき付与された業績連動型オプションおよび業績連動型新株引受権はなかった。過年度において、WPPに基づき付与された未行使の業績連動型オプションおよび業績連動型新株引受権の詳細は、以下の表に記載されている。

	2014年 10月1日現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	2015年 9月30日現在 未行使	2015年 9月30日現在 未行使かつ 行使可能
業績連動型オプション	336,468	-	191,560	-	144,908	144,908
加重平均行使価格	22.57豪ドル	-	21.91豪ドル	-	23.44豪ドル	23.44豪ドル
業績連動型新株引受権						
当初のテスト期間2年間	63,501	-	46,685	-	16,816	16,816
当初のテスト期間3年間	105,880	-	77,510	-	28,370	28,370
業績連動型新株引受権合計	169,381	-	124,195	-	45,186	45,186
2014年度合計						
業績連動型オプション	1,752,693	-	1,416,225	-	336,468	336,468
加重平均行使価格	21.15豪ドル	-	20.82豪ドル	-	22.57豪ドル	22.57豪ドル
業績連動型新株引受権	308,665	-	139,284	-	169,381	169,381

2015年9月30日現在の未行使の業績連動型オプションの加重平均残存契約年数は1.0年(2014年度：1.7年)であった。2015年9月30日現在の未行使の業績連動型新株引受権の加重平均残存契約年数は0.3年(2014年度：1.0年)であった。

業績目標のないオプションおよび業績目標のない新株引受権

WPPはオーストラリア以外で勤務する主要な従業員に対しても利用され、当該従業員は1年間から3年間制限を受ける業績目標のない新株引受権を受領した。当事業年度においてWPPに基づき付与された業績目標のないオプションはなかった。この制度に適用された制限期間の経過後に、権利が確定した業務目標のないオプションおよび業務目標のない新株引受権を行使して対象の全額払込済普通株式を受取ることができる。

WPPに基づき付与された未行使の業績目標のないオプションおよび業績目標のない新株引受権の詳細は、以下の表に記載されている。

	行使価格 (豪ドル)	2014年 10月1日現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	2015年 9月30日現在 未行使	2015年 9月30日現在 未行使かつ行 使可能
オプション	23.98	24,063	-	10,695	-	13,368	13,368
2015年度合計		24,063	-	10,695	-	13,368	13,368
新株引受権							
権利確定期間1年間	なし	71,985	94,239	58,111	-	108,113	17,984
権利確定期間2年間	なし	161,675	96,531	78,695	897	178,614	29,073
権利確定期間3年間	なし	370,283	20,693	175,406	1,201	214,369	61,654
2015年度合計		603,943	211,463	312,212	2,098	501,096	108,711
2014年度合計							
オプション	23.98	42,779	-	18,716	-	24,063	24,063
新株引受権	なし	756,111	120,841	261,886	11,123	603,943	150,243

当事業年度において発行された業績目標のない新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は、1権利当たり30.10豪ドル(2014年度：1権利当たり29.89豪ドル)であった。2015年9月30日現在の未行使の業績目標のないオプションおよび業績目標のない新株引受権の加重平均残存契約年数は7.5年(2014年度：7.1年)であった。

() 最高経営責任者業績連動制度

当事業年度においてゲイル・ケリーに割り当てられた業績連動型新株引受権はない。前CEOは、最高経営責任者業績連動制度に基づき受領した業績連動型新株引受権を現在も引き続き保有している。2015年9月30日現在、390,534の新株引受権が未行使である(2014年度：713,264)。

2015年9月30日現在、前CEOに対して発行された未行使の業績連動型新株引受権で、行使可能なものはなかった。未行使の業績連動型新株引受権の加重平均残存契約年数は7.3年(2014年度：7.6年)であった。

() CEO長期奨励金制度(ブライアン・ハルツァー)

当事業年度においてCEO長期奨励金制度に基づきブライアン・ハルツァーに割り当てられた業績連動型新株引受権はない。

() 公正価値の仮定

上記の表に含まれる期中に付与された新株引受権の公正価値は、オーストラリア会計基準AASB第2号「株式報酬」の規定に基づき対象の付与日現在で個別に算定されている。

現金EPS CAGR目標のある新株引受権を含めTSR目標のない新株引受権の公正価値は、付与日現在の株価および権利確定期間にわたる予想配当利回りを反映する割引率を参照して評価されている。

比較企業グループと比較したTSR業績に基づく目標のある新株引受権の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを利用して算定された平均TSRの結果も考慮している。

その他の主要な仮定には以下が含まれる。

- ・ WRPおよびWPPIに基づく新株引受権の報奨の評価のための仮定には、権利確定期間3年間の新株引受権に係るリスク・フリー金利2.5%、権利確定期間4年間の新株引受権に係るリスク・フリー金利2.9%、ウエストパック普通株式に係る配当利回り5.5%およびウエストパックの株価に係るボラティリティ19.1%が盛り込まれている。
- ・ ボラティリティはウエストパック株式の市場価格の過去のボラティリティを考慮して評価されている。
- ・ その他の仮定には、比較企業グループおよびウエストパックの株価変動におけるボラティリティおよびその相関係数が含まれ、これらはTSR業績目標の影響を評価するために用いられ、過去のボラティリティおよび相関関係から発生している。

() 制限株式制度

制限株式制度(以下「RSP」という。)は、主要な従業員をウエストパックに引き付け、報いる手段となっている。RSPにおいて、ウエストパック株式は無償で適格な従業員に割当てられ、取締役会が定めた一定期間のウエストパックとの雇用関係の継続を条件として、その権利が確定する。割当てられた株式の公正価値は付与日現在の株価である。RSP株式は従業員名義で保有され、権利確定条件を満たすまでは制限の対象となる。RSP株式は配当金および議決権に関してウエストパック普通株式と同順位である。2009年10月より前に行われた報奨については、株式がRSPに保有される期間は付与日より最長で10年間である。2009年10月以降に行われた報奨について、株式は権利確定時にRSPから制限が解除される。

未行使のRSP報奨

RSPに基づき発行された未行使の株式報奨の詳細は、以下の表に記載されている。

割当日	2014年10月1日 現在未行使	期中割当	制限解除	期中失効	2015年9月30日 現在未行使
2009年10月より前の付与	1,487,642	-	272,115	-	1,215,527
2009年10月以降の付与	6,190,519	2,143,382	3,877,414	104,596	4,351,891
2015年度合計	7,678,161	2,143,382	4,149,529	104,596	5,567,418
2014年度合計	9,438,791	2,070,312	3,647,664	183,278	7,678,161

上記の他に、最高経営責任者RSP(以下「CEO RSP」という。)に基づき前CEOのゲイル・ケリーにも制限株式が割当てられた。2015年9月30日現在、85,667株が未行使である(2014年9月30日現在：112,491株)。

() 従業員持株制度

従業員持株制度(以下「ESP」という。)に基づき、取締役会の判断で、前事業年度にわたるウエストパックの財務業績への貢献を認識して、ウエストパック普通株式を無償で従業員に割当てることができる。ESPに基づく年間の最高報奨額は従業員1人当たりで年間1,000豪ドルである。従業員が受取る株式数は(もしあれば)、報奨の額を株式付与時のウエストパック普通株式の実勢市場価格で除して算定される。

この株式は、従業員がウエストパックを辞める場合を除き、通常付与日から3年間ESPに保持されなければならない。参加者は、株式に伴うすべての配当金および議決権に対する権利を有する。毎年9月30日現在で6ヶ月間継続して雇用されているウエストパックのオーストラリアの正社員(パートタイム従業員を含む)は、ESPに参加する資格を有している。ウエストパックの長期奨励金制度または繰延短期奨励金制度に参加している業務執行役員および上席役員は、同じ年度中にESPに参加する資格がない。

2014年度ESPの報奨に応じるための株式は市場で購入された。以下の表は、9月30日終了事業年度においてESPに基づき発行された株式の詳細を示したものである。

	割当日	参加者数	参加者1人当たり 平均割当株式数	割当株式数合計	1株当たり 平均市場価格	公正価値合計
2015年度	2014年12月4日	27,657人	30株	829,710株	32.68豪ドル	27,114,923豪ドル
2014年度	2013年12月5日	26,877人	30株	806,310株	32.93豪ドル	26,551,788豪ドル

2015年9月30日現在のESPに関連して計上した負債は28百万豪ドル(2014年度：28百万豪ドル)であり、その他の従業員給付に引当計上されている。

() その他のグループ株式報酬制度

ウエストパックはまた、当行グループの小規模な特定部分に制度を提供している。当該制度に基づく給付は、事業の対象部分の成長および業績に直接連動する。当該制度は、個別でも全体でも当行グループにとって重要ではない。

() 株式報酬制度に関する一般情報

従業員株式制度に基づくオプションまたは新株引受権の行使に応じるために割当てられる株式は、割当日より、その他すべての発行済ウエストパック普通株式と同順位であり、配当金の支払および株主議決権に対する権利を有する。

従業員株式制度は、会社法の開示および認可規定からの免除を規定しているASIC規制指針第49号に準拠して運営される。ASIC規制指針には、目論見書の発行を伴わずに従業員株式制度に基づき発行できる株式数に関して5%制限が含まれる。

当該規制指針に基づき、特定の時点で従業員に提供される株式数(オプションおよび新株引受権の対象となる株式を含む)は、申込が行われた時点で、また当該制度に基づき従業員に以前に発行され、いまだ未行使のオプションおよび新株引受権の対象株式数と、すべての従業員株式制度に基づき過去5年間に発行された株式数とを総計した時に、申込が行われた時点の発行済株式総数の5%を超えることはできない。

現在発行済のオプションおよび/または新株引受権の保有者全員の氏名がウエストパックのオプション保有者登録簿に記載され、この登録簿はニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市ジョージ・ストリート680番地12階のLink Market Servicesにおいて閲覧することができる。

注記38. 退職年金契約

会計方針

確定給付型退職年金制度に関して貸借対照表に認識される資産または負債は、報告日現在の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を差し引いたものである。確定給付債務の現在価値は、質の高い長期社債の金利を用いて税引前の見積将来キャッシュ・フローを割り引くことにより算定される。

確定給付退職年金制度に関連する退職年金費用の内訳は、勤務費用(当期の勤務費用および過去勤務費用、ならびに制度縮小および清算に係る損益を含む)および純利息費用(収益)である。再測定(保険数理上の損益および利息収益と制度資産の運用収益の差額を含む)はその他の包括利益に認識される。

注記1d()に詳述されているとおり、確定給付債務/剰余金の算定は当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの1つである。

2015年9月30日現在、ウエストパックは以下の確定給付制度を有している。

制度名	タイプ	給付金の形式	前回の保険数理士による積立状況の評価日
ウエストパック・グループ制度(WGP) ¹	確定給付および積立	物価スライド年金および一括支給	2012年6月30日
ウエストパック・ニュージーランド退職年金制度(WNZS)	確定給付および積立	物価スライド年金および一括支給	2014年6月30日
ウエストパック・バンキング・コーポレーション英国従業員退職年金制度(UKSS) ¹	確定給付	物価スライド年金および一括支給	2012年4月5日
ウエストパック英国医療給付制度	確定給付	医療給付	該当なし

¹ WGPおよびUKSSの積立状況に関する3年に1度の評価報告書は、2015年度分については完成していない。

上記すべての確定給付制度では新規加入者の募集を締切っている。

WGPは、当行グループの主な確定給付制度である。WGPは、退職ラップ制度の1つであるBTスーパー・フォー・ライフのうちの雇用主のサブプランである。WGPの受託会社は、BT Funds Management Limitedである。

WGPの加入者は、その資格の性質によって、累積型加入者または確定給付型加入者のいずれかである。確定給付型加入者には年金受給者も含まれる。確定給付債務は、現行の加入者の場合には主に加入者の拠出率、昇給率および加入期間、年金受給者の場合には物価のインフレによって影響される。

WGPは、その信託証書の条件およびオーストラリアにおける関連する法令に従って運用管理されている。

裏付資産の水準は、拠出の水準および投資リターンの水準を含む、さまざまな要因に依拠する。確定給付債務に関して、当行グループは投資リスクを負っている。長期的な視点でとらえるように構成されている投資戦略は、以下の目的のために、比較的高水準なエクイティ投資を利用することが多い。

- ・ 有利かつ長期的な投資リターンを確保する。
- ・ インフレに対してある程度の防御となる資本の評価増および配当金の増加の機会を提供する。

当行グループはWGPによってさまざまなリスクにさらされている。より重要性の高いリスクは以下のとおりである。

- ・ 投資リスク 投資リターンが仮定より低く、当行グループが不足額を相殺するために拠出を増加させることが必要になるリスク。
- ・ 死亡率リスク 制度の加入者が仮定よりも長生きすることによって年金支払の回数が増加し、そのため、当行グループによる追加拠出が必要になるリスク。
- ・ 法令リスク 確定給付を提供するコストが増加するような法令の変更が行われるリスク。

制度の投資戦略は、投資に内在する市場リスクと、それが潜在的な将来の拠出に及ぼす影響を考慮して決定される。確定給付制度資産の資産クラスごとの配分についてベンチマークが設定されている。

拠出

積立の推奨は「到達年齢方式」を用いた3年に1度の保険数理上の積立評価に基づいて行われる。この評価は、拠出の必要な時期に影響し、制度が終了しないことを前提としている。積立評価に用いられる仮定は、オーストラリア会計基準AAS第25号「退職年金制度による財務報告」の指針に基づいている。これらの仮定は、評価日、割引率および資産に係る期待運用収益に関連する仮定が異なるため、財務書類上の確定給付退職年金の金額の測定、認識および開示に用いられるAASB第119号「従業員給付」の仮定とは一致しない。

以下の表は、オーストラリア会計基準AAS第25号「退職年金制度による財務報告」の指針に基づき、積立の提案を行うために使用した余剰額/(不足額)の計算を要約したものである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年 ¹	2014年 ¹	2015年 ²	2014年 ²
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産の時価	1,795	1,760	1,725	1,692
未払給付の現在価値	1,764	1,722	1,694	1,654
余剰額/(不足額)	31	38	31	38

¹ 2012年6月30日現在(WGP)、2012年4月5日現在(UKSS)および2014年6月30日現在(WNZS)で計算。

² 2012年6月30日現在(WGP)および2012年4月5日現在(UKSS)で計算。

各制度の拠出の詳細は以下のとおりである。

- ・ WGP - 加入者の給与の11.8%でWGPへ拠出される。
- ・ WNZS - 加入者の給与の12%でWNZSへ拠出される。
- ・ UKSS - 毎年4.27百万ポンドでUKSSへ拠出される。

確定給付退職年金の認識額

この注記の他の箇所において開示されている金額は、AASB第119号に測定、認識および開示に関する要件に基づいたものである。

損益計算書に認識された金額は以下のとおりである。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期の勤務費用	49	46	53	49	46
給付純債務に係る利息費用純額	12	11	17	11	10
確定給付費用合計	61	57	70	60	56

給付債務の変動

確定給付債務の現在価値の変動は以下のとおりである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首現在給付債務	2,408	2,216	2,332	2,134
勤務費用	49	46	48	46
利息費用	92	97	89	94
加入者による拠出	14	14	14	14
人口統計上の仮定の変動による保険数理上の損失/(利益)	3	-	4	-
財務上の仮定の変動による保険数理上の損失/(利益)	(62)	148	(68)	145
実績の変動による保険数理上の損失/(利益)	(15)	27	(14)	28
給付支払額	(155)	(158)	(149)	(149)
外貨換算およびその他の項目	46	18	41	20
期末現在給付債務	2,380	2,408	2,297	2,332

制度資産の変動

制度資産の公正価値の変動は以下のとおりである。

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首現在制度資産の公正価値	2,093	1,971	2,026	1,901
利息収益	80	86	78	84
制度資産に係る運用収益(利息収益を除く)	79	115	79	112
雇用の者の拠出	51	49	50	48
加入者による拠出	14	14	14	14
給付支払額	(155)	(158)	(149)	(149)
外貨換算およびその他の項目	44	16	42	16
期末現在制度資産の公正価値	2,206	2,093	2,140	2,026
剰余金/(不足額)純額	(174)	(315)	(157)	(306)
確定給付制度の剰余金(注記27)	18	-	18	-
確定給付制度の不足額(注記29)	(192)	(315)	(175)	(306)
	(174)	(315)	(157)	(306)

資産の上限は、確定給付制度の剰余金/(不足額)純額に影響しなかった。

確定給付債務の平均期間は約12年である。

AASB第119号の会計上の計算で使用された仮定

	連結および当行(親会社)			
	2015年		2014年	
	オーストラリアの基金	海外の基金	オーストラリアの基金	海外の基金
割引率	4.2%	3.3-3.4%	4.0%	4.2-4.6%
制度加入者の平均給与の期待昇給率	3.3%	3.0-4.7%	3.4%	3.0-5.1%
年金増加率	2.3%	2.2-3.1%	2.4%	2.3-3.6%

当事業年度においてWGPに適用される割引率は、満期までの期間が退職年金債務の期間と近似する国債の混合金利から、質の高い社債の利回りへと変更された。この変更による影響で確定給付債務は267百万豪ドル減少し、これはその他の包括利益を通じて認識された。

2015年9月30日現在の重要な財務上の仮定に対する当行グループの確定給付債務の感応度は、以下の表のとおりである。表中のパーセンテージのマイナスの変動は、確定給付債務の減額を表している。

	仮定の変動	
	0.5%	(0.5)%
	債務の変動	
割引率	(6.0)%	6.8%
制度加入者の平均給与の期待昇給率	1.1%	(1.0)%
年金増加率	5.6%	(5.0)%

上記に表示した財務上の仮定に加えて、当行グループの主要な基金であるWGPの2015年度の仮定では、60歳男性受給者は残存寿命が30.9年、60歳女性受給者は残存寿命が34.0年と仮定している。これらの仮定は、年齢に関連するものであり、将来の予定死亡率の改善に対して引当金が設定される。

資産配分

9月30日現在の実際の資産配分は以下のとおりである。

	連結および当行(親会社)			
	2015年		2014年	
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
現金	2%	5%	2%	4%
エクイティ商品	51%	28%	51%	47%
債券	20%	49%	21%	39%
不動産	9%	10%	8%	8%
その他の資産 ¹	18%	8%	18%	2%
	100%	100%	100%	100%

¹ その他の資産は、インフラ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドへの投資を含む代替資産クラスから成る。これらの資産の大部分には時価がない。

エクイティ商品および負債商品の大部分は時価のある資産であり、不動産資産の大部分には時価がない。

ウエストパックおよび関係会社で保有される投資

	連結		当行(親会社)	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
ウエストパックの負債証券および持分証券に投資している制度資産の価値	3	11	-	-
ウエストパックの関連当事者に投資している制度資産の価値	-	1	-	1
合計	3	12	-	1

退職後医療費給付

医療費の趨勢率の仮定における1パーセンテージ・ポイントの変動の影響は、その他すべての仮定に変動がない場合、2015年9月30日現在のウエストパック英国医療給付制度の当期の勤務費用および累積給付債務のいずれにも重要な影響を与えない。

[前へ](#)

[次へ](#)

その他

注記39. 監査報酬

当事業年度において、当行グループおよび親会社の監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(以下「PwC」という。)ならびにPwCの関連事務所は、以下の報酬(物品サービス税を含む)を得た。

	連結		当行(親会社)	
	2015年 千豪ドル	2014年 千豪ドル	2015年 千豪ドル	2014年 千豪ドル
監査および監査関連報酬合計				
監査報酬				
PwCオーストラリア事務所	17,426	16,459	16,867	15,910
PwC関連事務所	3,018	3,446	439	444
PwCに対する監査報酬合計	20,444	19,905	17,306	16,354
監査関連報酬				
PwCオーストラリア事務所	933	917	726	877
PwC関連事務所	127	310	-	126
PwCに対する監査関連報酬合計	1,060	1,227	726	1,003
PwCに対する監査および監査関連報酬合計	21,504	21,132	18,032	17,357
税務報酬				
PwCオーストラリア事務所	441	600	22	600
PwC関連事務所	3	11	-	-
PwCに対する税務報酬合計	444	611	22	600
その他すべての報酬				
PwCオーストラリア事務所	1,574	2,407	888	2,226
PwC関連事務所	-	81	-	37
PwCに対するその他すべての報酬合計	1,574	2,488	888	2,263
PwCに対する報酬合計	23,522	24,231	18,942	20,220

ウエストパックの方針により、外部監査人の独立性が損なわれない、または損なわれるように見受けられない場合、ならびにウエストパックに関する監査人の専門性および経験が重要である場合にのみ、法定監査業務の他の業務について外部監査人を利用する。すべてのサービスは、事前承認の方針および手続きに従い、監査委員会によって承認された。

上記の表において、監査サービスには、親会社、その被支配会社および当行グループの法定報告書に関する年度末の監査および半期末のレビュー、ならびに債券発行および増資に伴うコンフォート・レターが含まれる。

監査関連サービスには、会計基準および報告要件に関する相談および規制関連のコンプライアンス・レビューが含まれる。

税務サービスには、税務コンプライアンスおよび税務アドバイザー・サービスが含まれる。

その他のサービスには、資産管理プラットフォームのアップグレードの開発に係る保証業務、データ・コントロールのレビューおよびトレード・サーベイランス・テクノロジーに対する規制当局の期待に関するグローバル分析が含まれる。

外部監査人であるPwCは、当行グループが支援する連結対象外の事業体、ウエストパック・グループの事業体が受託会社、管理会社または契約当事者である連結対象外の信託、ならびに連結対象外の退職年金基金または年金基金に対しても監査業務および非監査業務を提供している。これらのサービスに関する報酬は、合計で約9.9百万豪ドル(2014年度：7.9百万豪ドル)であった。PwCはまた、ウエストパックが少数株主持分を保有しており、連結されていないその他の事業体に対して監査業務および非監査業務を提供することもある。ウエストパックはこれらの事業体により支払われた報酬の金額について認識していない。

注記40. 関連当事者の開示

会計方針

財務上または営業活動上の意思決定において、一方の当事者がもう一方の当事者を支配する、またはもう一方の当事者に対する重要な影響力を行使する能力を有する場合、あるいはさらに別の当事者が両者を支配する場合、関連当事者であるとみなされる。この定義には、子会社、関連会社、共同支配企業および退職年金制度、ならびに主要な経営責任者および主要な経営責任者と関連している人物が含まれる。

最終的な親会社

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは当行グループの最終的な親会社である。

子会社

当行グループの子会社の詳細については注記35に表示されている。

2015年度における親会社とその子会社との間の取引には、広範にわたる銀行業務およびその他金融業務の提供が含まれており、通常の商取引の条件による場合もあれば、子会社に対して便宜をはかる条件の場合もある。配当金または利息の形式で子会社に支払った、または子会社から受領した金額については、注記3および注記4に詳述されている。

その他のグループ内取引は、経営および事務管理サービスの提供、スタッフ・トレーニング、データ処理設備、税務上の欠損金の移転ならびに不動産および設備のリースを含み、通常の商取引の条件によるものもあればそうでないものもある。グループ企業とその他の関連当事者との間の同様の取引は、当事者間で合意した、通常の商取引の条件とほぼ変わらないものである。

子会社に対する債権および債務の残高は、118ページ(訳者注：原文の年次報告書のページ番号)の貸借対照表に開示されている。

連結納税制度に伴い親会社とそのオーストラリアの完全所有子会社との間で締結された契約の詳細については、注記7に記載されている。

親会社が当行グループの企業に供与している親会社の保証の詳細については、注記31に記載されている。

関連会社

2015年度における親会社とその関連会社との間の取引には、商取引の条件による広範にわたる銀行業務およびその他金融業務ならびにファンド管理業務の提供が含まれている。当行グループの関連会社の詳細は、注記35に表示されている。

退職年金制度

当行グループの確定給付制度およびこれらの制度に対して行った拠出については、注記38に詳述されている。当行グループが確定拠出制度に対して行った拠出は300百万豪ドル(2014年度：279百万豪ドル)であった。

主要な経営責任者

主要な経営責任者とは、取締役(業務執行取締役かそれ以外かを問わない)を含め、直接的または間接的にウエストパックの活動を計画、指揮および管理する権限および責任を有する人物と定義されている。

取締役およびその他の主要な経営責任者の報酬

非業務執行取締役、最高経営責任者およびその他の主要な経営責任者を含むすべての主要な経営責任者の報酬総額は以下のとおりである。

	短期報酬 豪ドル	退職後給付 豪ドル	退職給付 豪ドル	株式報酬 豪ドル	合計 豪ドル
連結					
2015年	28,494,588	553,853	2,584,709	16,901,143	48,534,293
2014年	32,629,048	433,456	-	19,010,878	52,073,382
当行(親会社)					
2015年	27,276,010	484,294	2,584,709	16,601,039	46,946,052
2014年	31,449,374	429,955	-	18,632,631	50,511,960

非業務執行取締役、最高経営責任者およびその他の主要な経営責任者の報酬に関する詳細な開示は、セクション1(訳者注：原文の年次報告書のセクション)の報酬報告書に記載されている。

取締役およびその他の主要な経営責任者との金融取引の開示

当事業年度中に取締役またはその他の主要な経営責任者と当行グループの間で生じた金融商品取引はすべて、通常業務において、従業員を含む他の人々との同様の取引に適用されるものと同じ通常の商取引の条件(利息および担保を含む)により行われており、返済についての通常のリスク以上のものを伴わず、またはその他の不利な特性を示していなかった。これらの取引は、主に通常の個人向銀行業務および金融投資サービスで構成されていた。

当行グループの取締役およびその他の主要な経営責任者(その関連当事者を含む)に対する貸付金の内訳は、以下のとおりである。

	期首現在残高 豪ドル	当期利息支払額 および未払額 豪ドル	利息の費用 未計上額 豪ドル	期末現在残高 豪ドル	期末現在の 当行グループ 内の人数
2015年	18,442,040	867,564	-	15,445,388	10
2014年	14,837,949	884,631	-	18,442,040	10

オプションおよび新株引受権保有数¹

SECの開示要件を遵守するために、以下の表は、2015年9月30日現在、最高経営責任者およびその他の主要な経営責任者(その関連当事者を含む)が保有する業績連動型オプション、業績連動型新株引受権および業績目標のない新株引受権の内訳を示している。

	最終行使日	新株引受権 の数	オプション の数	オプションの 行使価格 (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者				
ブライアン・ハルツァー	2022年10月 1日から2024年10月 1日	246,155	-	該当なし
グループ業務執行役員				
ジョン・アーサー	2020年10月 1日から2024年10月 1日	251,163	-	該当なし
フィリップ・コフィー	2020年10月 1日から2024年10月 1日	282,039	-	該当なし
ブラッド・クーパー	2020年10月 1日から2024年10月 1日	251,914	-	該当なし
デイビッド・カラン	2014年10月 1日	63,519	-	該当なし
ジョージ・フラジス	2020年10月 1日から2024年10月 1日	173,597	-	該当なし
アレクサンドラ・ホルコム	2020年10月 1日から2024年10月 1日	120,060	-	該当なし
	2017年12月17日	-	38,847	30.10
ピーター・キング	2020年10月 1日から2024年10月 1日	122,900	-	該当なし
デイビッド・リンドバーグ	2023年10月 1日から2024年10月 1日	64,984	-	該当なし
デイビッド・マクレーン	2020年10月 1日から2025年 9月 1日	54,541	-	該当なし
クリスティーン・パーカー	2020年10月 1日から2024年10月 1日	144,970	-	該当なし
前マネージング・ディレクター兼最高経営責任者				
ゲイル・ケリー	2020年10月 1日から2023年10月 1日	390,534	-	該当なし
前グループ業務執行役員				
ロブ・ホットフィールド	2020年10月 1日から2025年 7月 1日	187,525	-	該当なし
ジェイソン・イェットン	2020年10月 1日から2024年10月 1日	214,022	-	該当なし

¹ リン・コブリーはいかなるオプションも新株引受権もまだ付与されていない。

主要な経営責任者の持分保有の詳細については、セクション1(訳者注：原文の年次報告書のセクション)の報酬報告書に含まれている。

注記41．キャッシュ・フロー計算書に係る注記

会計方針

現金および中央銀行預け金には支店の現金、準備銀行決済勘定残高およびノストロ勘定残高が含まれ、額面、また適切な場合には残高の総額で計上される。これらの残高の満期は3ヵ月未満である。

現金および現金同等物

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	9,282	19,582	9,862	8,575	18,952
中央銀行預け金	5,488	6,178	1,837	4,797	4,448
現金および中央銀行預け金合計	14,770	25,760	11,699	13,372	23,400

営業活動(に使用した)/から得た現金・預金(純額)から当期純利益への調整は以下のとおりである。

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)か					
ら当期純利益への調整¹					
当期純利益	8,068	7,625	6,825	6,747	7,234
調整項目：					
減価償却、償却および減損	1,671	1,020	904	1,476	867
減損費用	884	756	923	704	634
その他の非現金項目	(273)	900	2,212	970	(359)
金融派生商品の純(増)/減	11,730	(3,329)	9,126	11,497	(3,028)
当期法人税額および繰延税額の純(減)/増	(78)	332	147	(906)	(221)
生命保険に関する資産および負債の純(増)/減	(191)	(156)	(154)	-	-
その他の営業資産の(増)/減					
未収利息	115	(64)	84	108	(47)
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	21,538	1,724	(319)	22,668	1,083
貸付金	(39,569)	(35,734)	(15,667)	(38,270)	(33,659)
他の金融機関に対する債権	(1,000)	3,932	(511)	(2,108)	3,966
海外における中央銀行への法定準備預金	497	126	489	511	145
その他の資産	95	121	425	729	667
その他の営業負債の(減)/増					
未払利息	(291)	(53)	(376)	(301)	(55)
引当金	(1,137)	(1,174)	(1,309)	(1,045)	(962)
損益を通じて公正価値で測定するその他の金融負債	(10,027)	9,079	266	(9,945)	8,992
預金およびその他の借入金	8,526	34,229	22,155	6,548	32,244
他の金融機関に対する債務	(1,194)	9,419	363	(1,544)	9,280
その他の負債	95	(382)	(3)	158	(423)
営業活動(に使用した)/から得た現金・預金(純額)	(541)	28,371	25,580	(2,003)	26,358

¹ 表示は当行グループの事業の性質をより適切に反映させるために修正されている。一部のキャッシュ・フローは、営業活動の間で再分類されており、整合性のために比較数値も修正されている。これらの変更は、報告された現金・預金および現金等価物の純増/減額に影響を与えなかった。

取得した事業

ロイズの特定の事業の取得

2013年12月31日に、当行グループは、キャピタル・ファイナンス・オーストラリア・リミテッド(以下「CFAL」という。)およびBOSインターナショナル・オーストラリア・リミテッド(以下「BOSI」という。)の株式資本の100%を取得した。取得した事業は、当行グループの自動車ファイナンス事業の規模を拡大させ、地理的多様性を高めるものであり、設備ファイナンスの分野において当行グループの可能性および活動範囲を広げ、ウエストパック・グループの他の商品と組み合わせて販売をする機会を得ることによって顧客との関係を深める機会をもたらすものである。認識された暫定的なのれん225百万豪ドルは、主に取得の結果生じると予想されているシナジー効果の価値を反映している。

取得した被支配会社および事業の資産および負債の詳細

	連結		
	2015年 百万豪ドル	2014年 百万豪ドル	2013年 百万豪ドル
取得した被支配会社および事業の資産および負債の公正価値			
取得資産：			
現金および中央銀行預け金	-	149	-
派生金融商品	-	30	-
貸付金	-	7,895	-
識別可能な無形資産	-	56	-
不動産および設備	-	80	-
その他の資産	-	6	-
取得資産合計	-	8,216	-
引受負債：			
引当金	-	11	-
繰延税金負債	-	25	-
発行済債券	-	488	-
借入金	-	6,368	-
その他の負債	-	24	-
引受負債合計	-	6,916	-
取得した識別可能な純資産の公正価値	-	1,300	-
のれん	-	225	-
合計	-	1,525	-
現金対価			
株式購入	-	1,525	-
グループ間融資の更改	-	6,368	-
現金対価合計	-	7,893	-
現金対価	-	7,893	-
控除：取得現金および現金同等物	-	(149)	-
現金支払額(取得現金控除後)	-	7,744	-

売却した事業

BTインベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「BTIM」という。)の一部売却

ウエストパックは、機関投資家向け募集(19%)および個人投資家向け募集(9%)の両方を通じて、1株当たり8.20豪ドルの価格で、BTインベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「BTIM」という。)に対する持分の28%を売却した。2015年6月23日の機関投資家向け募集取引の決済に伴い、当行グループはBTIMの支配を喪失した。2015年7月16日の個人投資家向け募集の完了に伴い、ウエストパックは現在、BTIMの持分の31%を保有している。

売却益1,036百万豪ドルは利息以外の収益に認識された。この利益の内訳は、売却したBTIMの28%に係る実現利益(492百万豪ドル)および留保している31%に係る未実現利益(544百万豪ドル)の両方である。

BTIMの31%に対する残りの投資は、取引日現在の公正価値である745百万豪ドルで当初認識された。今後、この投資は持分法で会計処理されることになる。留保所有持分に関する詳細については注記35を参照のこと。

受領した対価合計(取引費用控除後)は654百万豪ドルであり、現金で支払われた。

太平洋島嶼諸国

ウエストパックは、サモア、クック諸島およびトンガにおける銀行業務をバンク・オブ・サウス・パシフィック・リミテッド(以下「BSP」という。)に売却した。この取引は2015年7月10日に決済され、3百万豪ドルの損失が営業費用に認識された。

受領した対価合計(取引費用控除後)は85百万豪ドルであり、現金で支払われた。

ウエアハウス・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド

ウエストパックは、2015年9月30日にウエアハウス・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッドを売却し、3百万豪ドルの利益は利息以外の収益に認識された。

受領した対価合計(取引費用控除後)は4百万豪ドルであり、現金で支払われた。

支配を喪失した資産および負債の詳細

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産:					
現金および中央銀行預け金	95	-	-	6	-
商品有価証券および公正価値で測定する金融資産	75	-	-	-	-
売却可能有価証券	90	-	-	-	-
貸付金	226	-	-	72	-
海外における中央銀行への法定準備預金	8	-	-	-	-
不動産および設備	11	-	-	2	-
繰延税金資産	36	-	-	3	-
のれんおよびその他の無形資産	450	-	-	-	-
その他の資産	84	-	-	22	-
資産合計	1,075	-	-	105	-
負債:					
預金およびその他の借入金	267	-	-	90	-
発行済債券	20	-	-	-	-
未払法人税等	14	-	-	-	-
引当金	98	-	-	-	-
繰延税金負債	23	-	-	-	-
その他の負債	55	-	-	-	-
負債合計	477	-	-	90	-
純資産	598	-	-	15	-
非支配持分	(84)	-	-	-	-
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計	514	-	-	15	-
現金受領額(取引費用控除後)	743	-	-	22	-
留保持分の公正価値	745	-	-	-	-
対価合計	1,488	-	-	22	-
損益計算書に振替えられる積立金	62	-	-	(2)	-
売却に係る利益/(損失)	1,036	-	-	5	-
売却による現金受領額の調整					
現金受領額	743	-	-	22	-
控除: 連結対象から除外された現金	(95)	-	-	(6)	-
現金対価受取額(取引費用および保有現金控除後)	648	-	-	16	-

現金を伴わない財務活動

	連結			当行(親会社)	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
配当金株式再投資制度に基づき発行された株式 ¹	1,412	-	531	1,412	-
借入資本の発行 ²	-	529	332	-	529
ウエストパックSPSの償還に伴い発行された株式	-	-	173	-	-

¹ 2014年度の間配当ならびに2013年度の最終および特別配当(1,022百万豪ドル)(2013年度：中間配当543百万豪ドル)に関する配当金株式再投資制度は、既存株式の購入および制度参加株主への株式譲渡を通じて全額が履行された。

² 2014年度において、金額は、ウエストパックSPSの保有者のうち、ウエストパック・キャピタルノート2を引受ける再投資制度に参加した者に関連している。2013年度においては、金額は、ウエストパックSPSの保有者のうち、ウエストパック劣後債を引受ける再投資制度に参加した者に関連している。

拘束性預金

2015年9月30日現在、利用可能でない現金および現金同等物の金額は、当行グループにおいて132百万豪ドル(2014年度：35百万豪ドル)であった。

注記42. 後発事象

2015年10月14日、ウエストパックは、約35億豪ドルの株式資本を調達するために、全額引受の比例配分による短期かつ譲渡可能な株主割当を発表した。調達される資本は、2016年7月1日から適用予定の規制要件の引上げに伴い、モーゲージに対して要求される資本の金額を50%超引き上げるというモーゲージ・リスク・ウエイトの変動に対応するものである。この株主割当に基づき発行される新株には、1株当たり94豪セントの2015年度最終配当金を受け取る権利が付されていない。

株主割当の機関投資家向け部分に対する株式は2015年10月29日に発行され、約16億豪ドルを調達した。残りの約19億豪ドルの個人投資家向け部分に対する株式は2015年11月20日発行予定である。

2015年9月30日終了事業年度以降、本報告書で別途取り扱われておらず、その後の期間における当行グループの業務、当行グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼした、または重大な影響を及ぼす可能性がある、いかなる事象または状況も発生していない。

[前へ](#) [次へ](#)

() 法定報告書

取締役の宣言

取締役の意見：

- a. 原文の年次報告書の「セクション3 . 2015年9月30日終了事業年度の財務報告書」に記載されている財務書類および注記は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

オーストラリア会計基準、2001年会社規制法(the Corporations Regulations 2001)およびその他の開示に関する専門的法規に準拠している。

ウエストパック・バンキング・コーポレーションおよび当行グループの2015年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における経営成績、株主持分の変動およびキャッシュ・フローに示される業績について真実かつ適正な概観を与えている。

- b. ウエストパックがその負債を期限までに返済することができるかと信ずるに足る合理的な根拠がある。

注記1(a)において、この財務報告書が国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準にも準拠していることを確認している。

取締役は、2001年会社法第295A条で要求される最高経営責任者および最高財務責任者による宣言を与えられた。

この宣言は取締役の決議に従って行われている。

取締役会を代表して

リンジー・マックステッド
会長

ブライアン・ハルツァー
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

シドニーにて
2015年11月2日

財務報告に関する内部統制についての経営者の報告書

当該報告書は米国証券取引委員会の規則により義務付けられている。

ウエストパックの経営者には、1934年改正証券取引法規則13aから15(f)に定められているように、ウエストパックの財務報告に関する適切な内部統制を確立し、維持する責任がある。ウエストパックの内部統制制度は、財務報告の信頼性および適切な会計基準に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備されている。

ウエストパックの財務報告に関する内部統制は、以下についての方針および手続を含んでいる。それらは、ウエストパックおよびその連結事業体の取引および資産の処分を合理的に詳細、正確に反映する記録の維持に係るもの、適切な会計基準に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また、ウエストパックの収入および支出はウエストパックおよびその連結事業体の経営者および取締役の承認に基づいてのみ発生していることについての合理的な保証を提供するもの、ならびに財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるウエストパックおよびその連結事業体の資産の未承認の取得、利用または処分の防止または適時発見に関して合理的な保証を提供するものである。

固有の制限により、財務報告に関する内部統制は虚偽の表示を防止または発見しない可能性がある。また、将来の期間における有効性の評価に係る予測は、状況の変化により統制が不適切になる、または方針および手続への準拠性が低下する可能性があるというリスクを前提としている。

ウエストパックの経営者は、最高経営責任者および最高財務責任者の関与のもと、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が規定した「2013年版内部統制 - 統合的枠組み」に基づき、2015年9月30日現在のウエストパックの財務報告に関する内部統制の有効性を評価した。この評価に基づき、経営者はウエストパックの財務報告に関する内部統制は2015年9月30日現在有効であったと判断した。

2015年9月30日現在のウエストパックの財務報告に関する内部統制の有効性は独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパースによって監査され、本報告書に記載されている監査報告書において表明されている。

[前へ](#) [次へ](#)

Financial statements

Income statements for the years ended 30 September Westpac Banking Corporation

\$m	Note	Consolidated			Parent Entity	
		2015	2014	2013	2015	2014
Interest income	3	32,295	32,248	33,009	32,043	32,076
Interest expense	3	(18,028)	(18,706)	(20,188)	(20,502)	(21,012)
Net interest income		14,267	13,542	12,821	11,541	11,064
Non-interest income	4	7,375	6,395	5,774	5,722	5,905
Net operating income before operating expenses and impairment charges		21,642	19,937	18,595	17,263	16,969
Operating expenses	5	(9,473)	(8,547)	(7,976)	(7,773)	(6,939)
Impairment charges	6	(753)	(650)	(847)	(622)	(561)
Profit before income tax		11,416	10,740	9,772	8,868	9,469
Income tax expense	7	(3,348)	(3,115)	(2,947)	(2,121)	(2,235)
Net profit for the year		8,068	7,625	6,825	6,747	7,234
Profit attributable to non-controlling interests		(56)	(64)	(74)	-	-
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation		8,012	7,561	6,751	6,747	7,234
Earnings per share (cents)						
Basic	8	256.3	243.7	218.3		
Diluted	8	249.3	238.7	213.5		

The above income statements should be read in conjunction with the accompanying notes.

Financial statements

Statements of comprehensive income for the years ended 30 September
Westpac Banking Corporation

\$m	Note	Consolidated			Parent Entity	
		2015	2014	2013	2015	2014
Net profit for the year		8,068	7,625	6,825	6,747	7,234
Other comprehensive income						
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss						
Gains/(losses) on available-for-sale securities:						
Recognised in equity		(148)	263	57	(152)	222
Transferred to income statements		(73)	(94)	(104)	(21)	9
Gains/(losses) on cash flow hedging instruments:						
Recognised in equity		(59)	41	(51)	140	90
Transferred to income statements		(131)	(197)	(234)	(167)	(239)
Exchange differences on translation of foreign operations		15	61	114	33	14
Income tax on items taken to or transferred from equity:						
Available-for-sale securities reserve		67	(52)	15	53	(48)
Cash flow hedging reserve		54	47	85	8	45
Foreign currency translation reserve		-	-	(11)	-	-
Share of associates' other comprehensive income		5	-	-	-	-
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss						
Own credit adjustment on financial liabilities designated at fair value (net of tax)		160	11	44	160	11
Remeasurement of defined benefit obligation recognised in equity (net of tax)		111	(47)	247	115	(49)
Other comprehensive income for the year (net of tax)		1	33	162	169	55
Total comprehensive income for the year		8,069	7,658	6,987	6,916	7,289
Attributable to:						
Owners of Westpac Banking Corporation		8,013	7,594	6,913	6,916	7,289
Non-controlling interests		56	64	74	-	-
Total comprehensive income for the year		8,069	7,658	6,987	6,916	7,289

The above statements of comprehensive income should be read in conjunction with the accompanying notes.

Balance sheets as at 30 September
Westpac Banking Corporation

Sm	Note	Consolidated		Parent Entity	
		2015	2014	2015	2014
Assets					
Cash and balances with central banks	41	14,770	25,760	13,372	23,400
Receivables due from other financial institutions	10	9,583	7,424	8,741	5,483
Trading securities and financial assets designated at fair value	11	27,454	45,909	24,896	44,324
Derivative financial instruments	21	48,173	41,404	47,540	41,307
Available-for-sale securities	12	54,833	36,024	50,344	32,009
Loans	13	623,316	580,343	546,075	505,604
Life insurance assets	15	13,125	11,007	-	-
Regulatory deposits with central banks overseas		1,309	1,528	1,152	1,389
Due from subsidiaries		-	-	145,560	140,098
Investments in subsidiaries		-	-	4,585	4,687
Investments in associates	35	756	-	-	-
Property and equipment		1,582	1,452	1,354	1,113
Deferred tax assets	7	1,377	1,397	1,463	1,322
Goodwill and other intangible assets	26	11,574	12,606	9,180	9,715
Other assets	27	4,294	5,988	3,294	5,017
Total assets		812,156	770,842	857,556	815,468
Liabilities					
Payables due to other financial institutions	16	18,731	18,636	18,133	18,411
Deposits and other borrowings	17	475,328	460,822	425,509	414,183
Other financial liabilities at fair value through income statement	18	9,226	19,236	9,226	19,155
Derivative financial instruments	21	48,304	39,539	48,050	39,141
Debt issues	19	171,054	152,251	144,715	127,846
Current tax liabilities		539	662	518	614
Life insurance liabilities	15	11,559	9,637	-	-
Due to subsidiaries		-	-	143,885	135,066
Provisions	28	1,489	1,618	1,332	1,403
Deferred tax liabilities	7	55	55	-	-
Other liabilities	29	8,116	8,191	6,433	6,409
Total liabilities excluding loan capital		744,401	710,647	797,801	762,228
Loan capital	20	13,840	10,858	13,840	10,858
Total liabilities		758,241	721,505	811,641	773,086
Net assets		53,915	49,337	45,915	42,382
Shareholders' equity					
Share capital:					
Ordinary share capital	32	29,280	26,943	29,280	26,943
Treasury shares and RSP treasury shares	32	(385)	(304)	(306)	(239)
Reserves	32	1,031	1,176	940	921

Retained profits		23,172	20,641	15,248	14,002
Convertible debentures	32	-	-	755	755
Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation		53,098	48,456	45,915	42,382
Non-controlling interests	32	817	881	-	-
Total shareholders' equity and non-controlling interests		53,915	49,337	45,915	42,382

The above balance sheets should be read in conjunction with the accompanying notes.

Financial statements

Statements of changes in equity as at 30 September
Westpac Banking Corporation

Consolidated

\$m	Share capital (Note 32)	Reserves (Note 32)	Retained profits	Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation	Non-controlling interests (Note 32)	Total shareholders' equity and non-controlling interests
Balance at 1 October 2012	26,163	958	17,174	44,295	1,970	46,265
Net profit for the year	-	-	6,751	6,751	74	6,825
Net other comprehensive income for the year	-	(129)	291	162	-	162
Total comprehensive income for the year	-	(129)	7,042	6,913	74	6,987
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(5,249)	(5,249)	-	(5,249)
Special dividends on ordinary shares ²	-	-	(310)	(310)	-	(310)
Dividend reinvestment plan	531	-	-	531	-	531
Realised gain on redemption of 2003 TPS	-	-	296	296	-	296
Other equity movements						
Share based payment arrangements	-	130	-	130	-	130
Exercise of employee share options and rights	124	-	-	124	-	124
Redemption of Westpac SPS	173	-	-	173	-	173
Purchase of shares (net of issue costs)	(162)	-	-	(162)	-	(162)
(Acquisition)/Disposal of treasury shares	(61)	-	-	(61)	-	(61)
Redemption of 2003 TPS	-	-	-	-	(1,137)	(1,137)
Other	-	(6)	-	(6)	(44)	(50)
Total contributions and distributions	605	124	(5,263)	(4,534)	(1,181)	(5,715)
Balance at 30 September 2013	26,768	953	18,953	46,674	863	47,537
Net profit for the year	-	-	7,561	7,561	64	7,625
Net other comprehensive income for the year	-	69	(36)	33	-	33
Total comprehensive income for the year	-	69	7,525	7,594	64	7,658
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(5,527)	(5,527)	-	(5,527)
Special dividends on ordinary shares ²	-	-	(310)	(310)	-	(310)
Other equity movements						
Share based payment arrangements	-	156	-	156	-	156
Exercise of employee share options and rights	49	-	-	49	-	49
Purchase of shares (net of issue costs)	(127)	-	-	(127)	-	(127)
(Acquisition)/Disposal of treasury shares	(51)	-	-	(51)	-	(51)
Other	-	(2)	-	(2)	(46)	(48)
Total contributions and distributions	(129)	154	(5,837)	(5,812)	(46)	(5,858)
Balance at 30 September 2014	26,639	1,176	20,641	48,456	881	49,337
Net profit for the year	-	-	8,012	8,012	56	8,068
Net other comprehensive income for the year	-	(270)	271	1	-	1
Total comprehensive income for the year	-	(270)	8,283	8,013	56	8,069
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(5,752)	(5,752)	-	(5,752)
Dividend reinvestment plan	1,412	-	-	1,412	-	1,412
Dividend reinvestment plan underwrite						

Other equity movements	1,000	-	-	1,000	-	1,000
Share based payment arrangements	-	141	-	141	-	141
Exercise of employee share options and rights	16	-	-	16	-	16
Purchase of shares (net of issue costs)	(91)	-	-	(91)	-	(91)
(Acquisition)/Disposal of treasury shares	(81)	-	-	(81)	-	(81)
Disposal of controlled entities	-	-	-	-	(105)	(105)
Other	-	(16)	-	(16)	(15)	(31)
Total contributions and distributions	2,256	125	(5,752)	(3,371)	(120)	(3,491)
Balance at 30 September 2015	28,895	1,031	23,172	53,098	817	53,915

¹ 2015 comprises 2015 interim dividend 93 cents and 2014 final dividend 92 cents per share (2014: 2014 interim dividend 90 cents and 2013 final dividend 88 cents, 2013: 2013 interim dividend 86 cents and 2012 final dividend 84 cents), all fully franked at 30%.

² 2015 comprises nil cents per share (2014: 10 cents per share, 2013: 10 cents per share) fully franked at 30%.

137

2015 Westpac Group Annual Report

Statements of changes in equity as at 30 September (continued)
Westpac Banking Corporation

Parent

\$m	Share capital (Note 32)	Reserves (Note 32)	Retained profits	Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation	Convertible debentures (Note 32)	Total shareholders' equity and other equity instruments
Balance at 1 October 2013	26,840	691	12,666	40,197	755	40,952
Net profit for the year	-	-	7,234	7,234	-	7,234
Net other comprehensive income for the year	-	93	(38)	55	-	55
Total comprehensive income for the year	-	93	7,196	7,289	-	7,289
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(5,534)	(5,534)	-	(5,534)
Special dividends on ordinary shares ²	-	-	(310)	(310)	-	(310)
Distributions on convertible debentures	-	-	(16)	(16)	-	(16)
Other equity movements						
Share based payment arrangements	-	137	-	137	-	137
Exercise of employee share options and rights	49	-	-	49	-	49
Purchase of shares (net of issue costs)	(127)	-	-	(127)	-	(127)
(Acquisition)/Disposal of treasury shares	(58)	-	-	(58)	-	(58)
Total contributions and distributions	(136)	137	(5,860)	(5,859)	-	(5,859)
Balance at 30 September 2014	26,704	921	14,002	41,627	755	42,382
Net profit for the year	-	-	6,747	6,747	-	6,747
Net other comprehensive income for the year	-	(106)	275	169	-	169
Total comprehensive income for the year	-	(106)	7,022	6,916	-	6,916
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(5,762)	(5,762)	-	(5,762)
Dividend reinvestment plan	1,412	-	-	1,412	-	1,412
Dividend reinvestment plan underwrite	1,000	-	-	1,000	-	1,000
Distributions on convertible debentures	-	-	(14)	(14)	-	(14)
Other equity movements						
Share based payment arrangements	-	125	-	125	-	125
Exercise of employee share options and rights	16	-	-	16	-	16
Purchase of shares (net of issue costs)	(91)	-	-	(91)	-	(91)
(Acquisition)/Disposal of treasury shares	(69)	-	-	(69)	-	(69)
Total contributions and distributions	2,268	125	(5,776)	(3,383)	-	(3,383)
Balance at 30 September 2015	28,972	940	15,248	45,160	755	45,915

¹ 2015 comprises 2015 interim dividend 93 cents and 2014 final dividend 92 cents per share (2014: 2014 interim dividend 90 cents and 2013 final dividend 88 cents), all fully franked at 30%.

² 2015 comprises nil cents per share (2014: 10 cents per share) fully franked at 30%.

Both of the above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

Financial statements

Cash flow statements¹ for the years ended 30 September Westpac Banking Corporation

\$m	Note	Consolidated			Parent Entity	
		2015	2014	2013	2015	2014
Cash flows from operating activities						
Interest received		32,377	32,136	33,048	32,151	32,029
Interest paid		(18,319)	(18,743)	(20,520)	(20,803)	(21,051)
Dividends received excluding life business		12	11	10	1,519	1,651
Other non-interest income received		5,289	5,732	6,618	3,985	2,766
Operating expenses paid		(7,502)	(7,327)	(7,139)	(6,072)	(5,848)
Income tax paid excluding life business		(3,322)	(2,660)	(2,691)	(3,027)	(2,456)
Life business:						
Receipts from policyholders and customers		1,921	1,694	1,759	-	-
Interest and other items of similar nature		33	48	45	-	-
Dividends received		328	297	301	-	-
Payments to policyholders and suppliers		(1,754)	(1,723)	(1,912)	-	-
Income tax paid		(104)	(123)	(109)	-	-
Cash flows from operating activities before changes in operating assets and liabilities		8,959	9,342	9,410	7,753	7,091
Net (increase)/decrease in:						
Trading securities and financial assets designated at fair value		21,538	1,724	(319)	22,668	1,083
Loans		(39,569)	(35,734)	(15,667)	(38,270)	(33,659)
Receivables due from other financial institutions		(1,000)	3,932	(511)	(2,108)	3,966
Life insurance assets and liabilities		(191)	(156)	(154)	-	-
Regulatory deposits with central banks overseas		497	126	489	511	145
Derivative financial instruments		11,730	(3,329)	9,126	11,497	(3,028)
Other assets		95	121	425	729	667
Net increase/(decrease) in:						
Other financial liabilities at fair value through income statement		(10,027)	9,079	266	(9,945)	8,992
Deposits and other borrowings		8,526	34,229	22,155	6,548	32,244
Payables due to other financial institutions		(1,194)	9,419	363	(1,544)	9,280
Other liabilities		95	(382)	(3)	158	(423)
Net cash (used in)/provided by operating activities	41	(541)	28,371	25,580	(2,003)	26,358
Cash flows from investing activities						
Proceeds from available-for-sale securities		8,471	6,768	5,043	4,993	4,910
Purchase of available-for-sale securities		(28,551)	(12,443)	(11,802)	(22,779)	(10,299)
Net (increase)/decrease in investments in controlled entities		-	-	-	102	173
Net movement in amounts due to/from controlled entities		-	-	-	3,288	(5,341)
Purchase of intangible assets		(630)	(664)	(738)	(582)	(594)
Purchase of property and equipment		(677)	(515)	(304)	(633)	(397)
Proceeds from disposal of property and equipment		-	-	-	-	-

		24	17	7	5	11
Purchase of controlled entity, net of cash acquired	41	-	(7,744)	-	-	-
Proceeds from disposal of controlled entities, net of cash disposed	41	648	-	-	16	-
Net cash (used in)/provided by investing activities		(18,715)	(14,581)	(7,794)	(15,590)	(11,537)
Cash flows from financing activities						
Issue of loan capital (net of issue costs)		2,244	1,768	1,958	2,244	1,768
Redemption of loan capital		-	(385)	(2,244)	-	(385)
Net increase/(decrease) in debt issues		6,826	3,678	(14,005)	6,155	2,519
Dividend reinvestment plan underwrite		1,000	-	-	1,000	-
Proceeds from exercise of employee options		16	49	124	16	49
Purchase of shares on exercise of employee options and rights		(73)	(113)	(174)	(73)	(113)
Shares purchased for delivery of employee share plan		(27)	(27)	-	(27)	(27)
Purchase of RSP treasury shares		(69)	(59)	(68)	(69)	(59)
Net sale/(purchase) of other treasury shares		(12)	8	7	-	1
Payment of dividends		(4,340)	(5,837)	(5,028)	(4,364)	(5,860)
Payment of distributions to non-controlling interests		(52)	(48)	(50)	-	-
Redemption of 2003 Trust Preferred Securities		-	-	(805)	-	-
Net cash provided by/(used in) financing activities		5,513	(966)	(20,285)	4,882	(2,107)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		(13,743)	12,824	(2,499)	(12,711)	12,714
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents		2,753	1,237	1,675	2,683	1,177
Cash and cash equivalents as at the beginning of the year		25,760	11,699	12,523	23,400	9,509
Cash and cash equivalents as at the end of the year	41	14,770	25,760	11,699	13,372	23,400

¹ Certain cash flows have been reclassified between operating activities and we have revised comparatives for consistency. These changes have had no impact on the reported net increase/decrease in cash and cash equivalents.

The above cash flow statements should be read in conjunction with the accompanying notes. Details of the reconciliation of net cash (used in)/provided by operating activities to net profit for the year are provided in Note 41.

Note 1. Basis of preparation and critical accounting assumptions and estimates

This financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity), together with its controlled entities (the Group or Westpac), for the year ended 30 September 2015 was authorised for issue by the Board of Directors on 2 November 2015. The Directors have the power to amend and reissue the financial report.

The principal accounting policies adopted in the preparation of the financial report are set out below and in the relevant notes to the financial statements. These policies have been consistently applied to all the financial years presented, unless otherwise stated.

a. Basis of preparation

(i) Basis of accounting

This financial report is a general purpose financial report prepared in accordance with the requirements for an authorised deposit-taking institution under the *Banking Act 1959* (as amended), Australian Accounting Standards (AAS) and Interpretations as issued by the Australian Accounting Standards Board (AASB) and the *Corporations Act 2001*. Westpac Banking Corporation is a for-profit entity for the purposes of preparing this financial report.

The financial report also complies with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and Interpretations as issued by the IFRS Interpretations Committee (IFRIC).

This financial report also includes additional disclosures required for foreign registrants by the United States Securities and Exchange Commission.

The Group's significant accounting policies relating to specific financial statement items are set out under the relevant notes. Accounting policies that affect the financial statements as a whole and details of critical accounting assumptions and estimates are set out below. Details of changes in accounting standards impacting the financial statements are set out in Note (a) (v) below.

(ii) Historical cost convention

The financial report has been prepared under the historical cost convention, as modified by applying fair value accounting to available-for-sale securities, and financial assets and liabilities (including derivative instruments) classified at fair value through income statement.

(iii) Comparative revisions

Comparative information has been revised where appropriate to conform to changes in presentation in the current year to enhance comparability.

(iv) Rounding of amounts

All amounts have been rounded in accordance with ASIC Class Order 98/100, to the nearest million dollars, unless otherwise stated.

(v) Changes in accounting standards

The following standards and amendments have been adopted in the 2015 financial year:

- AASB 2012-3 *Amendments to Australian Accounting Standards – Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities*

The amendment was applied by the Group from 1 October 2014 and adds application guidance to AASB 132 *Financial Instruments: Presentation*. It clarified the conditions for applying the offsetting criteria of AASB 132 including what constitutes a currently legally enforceable right of set-off and the circumstances in which gross settlement systems may be considered the equivalent to net settlement. The application of AASB 2012-3 has not resulted in any material changes to the netting of balances presented on the Group's balance sheet.

- AASB 2015-2 *Amendments to Australian Accounting Standards – Disclosure Initiative: Amendments to AASB 101*

AASB 2015-2 was issued on 28 January 2015 and is applicable for the 2017 financial year end unless early adopted. The

amendments clarify that preparers of financial statements should apply professional judgement in determining what information is disclosed and the order of presentation in the financial statements. Westpac has early adopted the amendments and as a result has changed the location of certain accounting policies within the notes, changed the order of certain notes and removed or aggregated certain immaterial disclosures. In applying materiality to financial statement disclosures, we consider both the amount and nature of each item. Comparatives have been restated where relevant.

b. Principles of consolidation

Westpac controls and accordingly consolidates an entity (subsidiaries) when it is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity, and has the ability to affect those returns through its power over the entity.

All transactions between Group entities are eliminated. Non-controlling interests and equity of non-wholly-owned subsidiaries are shown separately in the consolidated Income statement, Statement of comprehensive income, Balance sheet and Statement of changes in equity. Subsidiaries are fully consolidated from the date on which control commences and are de-consolidated from the date that control ceases.

Notes to the financial statements

Note 1. Basis of preparation and critical accounting assumptions and estimates (continued)

(i) Business combinations

Business combinations are accounted for using the acquisition method of accounting. The cost of an acquisition is measured as the aggregate of the fair value of the assets given, equity instruments issued or liabilities incurred or assumed at the date of acquisition. Acquisition-related costs are expensed as incurred (except for those arising on the issue of equity instruments which are recognised directly in equity).

Identifiable assets acquired and liabilities and contingent liabilities assumed in a business combination are measured at fair value on the acquisition date. Goodwill is measured as the excess of the total consideration transferred, the amount of any non-controlling interest and the fair value of any previous Westpac equity interest in the acquiree, over the fair value of the identifiable net assets acquired.

(ii) Foreign currency translation

Functional and presentational currency

The consolidated financial statements are presented in Australian dollars which is the Parent Entity's functional and presentation currency. The functional currency of offshore entities is usually the main currency of the economy it operates in.

Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the income statement, except when deferred in other comprehensive income for qualifying cash flow hedges and qualifying net investment hedges.

Foreign operations

Assets and liabilities of overseas branches and subsidiaries that have a functional currency other than the Australian dollar are translated at exchange rates prevailing on the balance date. Income and expenses are translated at average exchange rates prevailing during the period. Other equity balances are translated at historical exchange rates. The resulting exchange differences are recognised in the foreign currency translation reserve.

On consolidation, exchange differences arising from the translation of borrowings and other foreign currency instruments designated as hedges of the net investment in foreign operations are reflected in the foreign currency translation reserve. When all or part of a foreign operation is disposed or borrowings that are part of the net investments are repaid, a proportionate share of such exchange differences are recognised in the income statement as part of the gain or loss on disposal or repayment of borrowing.

c. Financial assets and financial liabilities

(i) Recognition

Purchases and sales of financial assets, except for loans and receivables, are recognised on trade-date; the date on which the Group commits to purchase or sell the asset. Loans and receivables are recognised on settlement date, when cash is advanced to the borrowers.

Financial liabilities are recognised when an obligation arises.

(ii) Classification and measurement

The Group classifies its financial assets in the following categories: financial assets at fair value through income statement, derivatives financial instruments, loans and receivables and available-for-sale securities. The Group has not classified any of its financial assets as held-to-maturity investments.

The Group classifies significant financial liabilities in the following categories: payables due to other financial institutions, deposits and other borrowings, other financial liabilities at fair value through income statement, derivative financial instruments, debt issues and loan capital.

Financial assets and financial liabilities measured at fair value through income statement are recognised initially at fair value. All other financial assets and financial liabilities are recognised initially at fair value plus directly attributable transaction costs.

The accounting policy for each category of financial asset or financial liability mentioned above is set out in the note for the relevant item.

The Group's policies for determining the fair value of financial assets and financial liabilities are set out in Note 23.

(iii) Derecognition

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the asset have expired, or when the Group has either transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full under a 'pass through' arrangement together with the transfer of substantially all the risks and rewards of ownership.

Where the Group has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of ownership but has retained control, the asset continues to be recognised on the balance sheet to the extent of the Group's continuing involvement in the asset.

Note 1. Basis of preparation and critical accounting assumptions and estimates (continued)

Financial liabilities are derecognised when the obligation is discharged, cancelled or expires. Where an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, the exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and the recognition of a new liability, with the difference in the respective carrying amounts recognised in profit or loss through the Income statement.

(iv) Repurchase and reverse repurchase agreements (including securities borrowed and lent)

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price ('repos'), they remain recognised on balance sheet in their original category (i.e. 'Trading securities' or 'Available-for-sale'). A liability ('Securities sold under agreement to repurchase') is recognised in respect of the cash consideration received. Where the underlying securities are part of a trading portfolio, the associated liability is recognised as part of 'Other financial liabilities at fair value through income statement'. Where the underlying securities are classified as 'Available-for-sale', the associated liability is recognised in either 'Payables due to other financial institutions' or 'Deposits and other borrowings', depending on the counterparty.

Securities purchased under agreements to resell ('reverse repos') are not recognised on the balance sheet and the cash consideration paid is recorded as part of 'Trading securities and financial assets designated at fair value'.

As part of its trading activities, the Group also lends and borrows securities on a collateralised basis. Securities lent remain on the Group's balance sheet and securities borrowed are not reflected on the Group's balance sheet, as the risk and rewards of ownership remain with the initial holder. Where cash is provided as collateral, the amount advanced to or received from third parties is recognised as a receivable or borrowing respectively.

Fees and interest relating to these transactions are recognised in interest income and interest expense using the effective interest rate method, over the expected life of the agreements. Any fair value movements are recorded in trading income.

d. Critical accounting assumptions and estimates

The application of the Group's accounting policies necessarily requires the use of judgment, estimates and assumptions. Should different assumptions or estimates be applied, the resulting values would change, impacting the net assets and income of the Group. The nature of significant assumptions and estimates used are noted below.

(i) Fair value of financial instruments

Financial instruments classified as held-for-trading (including derivatives) or designated at fair value through income statement and financial assets classified as available-for-sale are recognised in the financial statements at fair value.

The fair value of a financial instrument is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants on the measurement date.

The best evidence of fair value is a quoted price in an active market. Wherever possible the Group determines the fair value of a financial instrument based on the quoted price.

Where no direct quoted price in an active market is available, the Group applies present value estimates or other market accepted valuation techniques. The use of a market accepted valuation technique will typically involve the use of a valuation model and appropriate inputs to the model.

The majority of models used by the Group employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments data may be employed which is not readily observable in current markets.

Various factors influence the availability of observable inputs and these may vary from product to product and change over time. Factors include the depth of activity in the relevant market, the type of product, whether the product is new and not widely traded in the marketplace, the maturity of market modelling and the nature and complexity of the transaction (bespoke or generic). To the extent that valuation is based on models or inputs that are not observable in the market, the determination of fair value can require more judgement, dependent on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Unobservable inputs are determined based on the best information available. These inputs are generally derived and extrapolated from other relevant market data and calibrated against industry standards, economic models and observed transaction prices.

In order to determine a reliable fair value for a financial instrument, where appropriate, management may apply adjustments to the techniques used above. These adjustments reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting the fair value.

In determining the fair value of derivatives, the Group adjusts the mid-market valuations produced by derivative pricing models to the appropriate exit price valuation. These adjustments incorporate bid/offer spreads and credit valuation adjustments. They also include funding valuation adjustments on the uncollateralised derivative portfolio.

The fair value of financial instruments is provided in Note 23 as well as the mechanism by which fair value has been derived.

Notes to the financial statements

Note 1. Basis of preparation and critical accounting assumptions and estimates (continued)

(ii) Provisions for impairment charges on loans and credit commitments

Provisions for credit impairment represent management's estimate of the impairment charges incurred in the loan portfolios and on undrawn contractually committed credit facilities and guarantees provided as at the balance sheet date. Changes to the provisions are reported in the income statement as part of impairment charges on loans. The methodology and assumptions used for estimating future cash flows are reviewed regularly by the Group to reduce differences between loss estimates and actual loss experience.

▪ Individual component

All impaired loans that exceed specified thresholds are individually assessed for impairment. Individually assessed loans principally comprise the Group's portfolio of commercial loans to medium and large businesses. Impairment is recognised as the difference between the carrying value of the loan, the discounted value of management's best estimate of future cash repayments and proceeds from any security held (discounted at the loan's original effective interest rate for fixed rate loans and the loan's current effective interest rate for variable rate loans). Relevant considerations that have a bearing on the expected future cash flows are taken into account, including the business prospects for the customer, the realisable value of collateral, the Group's position relative to other claimants, the reliability of customer information and the likely cost and duration of the work-out process. Subjective judgments are made in this process. Furthermore, judgments can change with time as new information becomes available or as work-out strategies evolve, resulting in revisions to the impairment provision as individual decisions are taken.

▪ Collective component

This is made up of two elements: loan impairment provisions for impaired loans that are below individual assessment thresholds (collective impaired loan provisions) and loan impairments that have been incurred but have not been separately identified at the balance sheet date (incurred but not reported provisions). These are established on a portfolio basis taking into account the level of arrears, collateral and security, past loss experience, current economic conditions, expected defaults and timing of recovery based on portfolio trends. The most significant factors in establishing these provisions are the estimated loss rates and the related emergence periods. The emergence period for each loan product type is determined through studies of loss emergence patterns. Loan files where losses have emerged are reviewed to identify the average time period between observable loss indicator events and the loss becoming identifiable. The future credit quality of these portfolios is subject to uncertainties that could cause actual credit losses to differ materially from reported loan impairment provisions. These uncertainties include the economic environment, notably interest rates and their effect on consumer spending, unemployment levels, payment behaviour and bankruptcy rates.

Details on the Group's impairment charges are provided in Notes 6 and 14.

(iii) Goodwill

The determination of the fair value of assets and liabilities of the acquired businesses requires the exercise of management judgment. Different fair values would result in changes to the goodwill balance and to the post-acquisition performance of the acquisition.

To determine if goodwill is impaired, the carrying value of the identified Cash Generating Unit (CGU) to which the goodwill is allocated, is compared to its recoverable amount, which is determined on a value-in-use basis. Value in use is the present value of expected future cash flows from the CGU, and the determination of the appropriate cash flows and discount rates to use is subjective. The key assumptions applied to determine if any impairment exists are outlined in Note 26.

(iv) Superannuation obligations

The Group operates a number of defined benefit plans as described in Note 38. For each of these plans, independent actuarial valuations of the plan's obligations using the projected unit credit method and the fair value measurements of the plan's assets are performed at least annually. The actuarial valuation of plan obligations is dependent upon a series of assumptions, the key ones being price inflation, salaries growth, mortality, morbidity, investment returns and discount rate. Different assumptions could significantly alter the amount of the difference between plan assets and obligations, and the superannuation cost charged to the income statement. In the current year the discount rate applied to the Australian superannuation fund changed from a blended interest rate of government bonds to the yield on high quality corporate bonds that have terms to maturity approximating the terms of the superannuation liabilities.

(v) Provisions (other than loan impairment)

Provisions are held in respect of a range of obligations such as employee entitlements, restructuring costs, litigation provisions, non-lending losses and onerous contracts (for example leases with surplus space). Provisions carried for long service leave are supported by an independent actuarial report. Some of the provisions involve significant judgment about the likely outcome of various events and estimated future cash flows. The deferral of these benefits involves the exercise of management judgments about the ultimate outcomes of the transactions. Payments that are expected to be incurred after more than one year are discounted at a rate which reflects both current interest rates and the risks specific to that provision. In the current year the relevant discount rate used changed from a blended interest rate of government bonds to the yield on high quality corporate bonds that have terms to maturity approximating the terms of the liabilities.

143

2015 Westpac Group Annual Report

Note 1. Basis of preparation and critical accounting assumptions and estimates (continued)**(vi) Income taxes**

The Group is subject to income taxes in Australia and jurisdictions where it has foreign operations. Significant judgment is required in determining the worldwide provision for income taxes, based on the Group's understanding of the relevant tax law. There are many transactions and calculations undertaken during the ordinary course of business for which the ultimate tax outcome is unclear. For these circumstances, we hold appropriate provisions. Where the final outcome of these matters is different from the amounts that were initially recorded, such differences will impact the current and deferred tax provisions in the period where such determination is made. Refer to Note 7 for details of the Group's deferred tax balances.

(vii) Life insurance contract liabilities

Life insurance contract liabilities are computed using statistical or mathematical methods, which are expected to give approximately the same results as if an individual liability was calculated for each contract. These computations are made by suitably qualified personnel on the basis of recognised actuarial methods, with due regard to relevant actuarial principles. The methodology takes into account the risks and uncertainties of the particular classes of the life insurance business written.

Deferred policy acquisition costs are connected with the measurement basis of life insurance contract liabilities and are equally sensitive to the factors that are considered in the liability measurement.

The key factors that affect the estimation of these liabilities and related assets are:

- the cost of providing benefits and administering the contracts;
- mortality and morbidity experience, including enhancements to policyholder benefits;
- discontinuance experience, which affects the Group's ability to recover the cost of acquiring new business over the life of the contracts; and
- the rate at which projected future cash flows are discounted.

In addition, factors such as regulation, competition, interest rates, taxes, securities market conditions and general economic conditions affect the level of these liabilities. In some contracts, the Group shares experience on investment results with its customers, which can offset the impacts of these factors on the profitability of these products.

e. Future developments in accounting standards

The following new standards and interpretations which may have a material impact on the Group have been issued, but are not yet effective and have not been early adopted by the Group:

AASB 9 *Financial Instruments* (December 2014) will replace AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. It includes a revised classification and measurement model, a forward looking 'expected loss' impairment model and modifies the approach to hedge accounting. Unless early adopted the standard is effective for the 30 September 2019 financial year end. The major changes under the standard are:

- replaces the multiple classification and measurement models in AASB 139 with a single model that has two classification categories: amortised cost and fair value;
- a financial asset is measured at amortised cost if two criteria are met: a) the objective of the business model is to hold the financial asset for the collection of the contractual cash flows, and b) the contractual cash flows under the instrument solely represent the payment of principal and interest;
- if a financial asset is eligible for amortised cost measurement, an entity can elect to measure it at fair value if it eliminates or significantly reduces an accounting mismatch;
- requires more timely recognition of expected credit losses using a three stage approach. For financial assets where there has been no significant increase in credit risk since origination a provision for 12 months expected credit losses is required. For financial assets where there has been a significant increase in credit risk or where the asset is credit impaired a provision for full lifetime expected losses is required;

- interest is calculated on the gross carrying amount of a financial assets, except where the asset is credit impaired;
- there will be no separation of an embedded derivative where the instrument is a financial asset;
- equity instruments must be measured at fair value, however an entity can elect on initial recognition to present the fair value changes on non-trading equity investments directly in other comprehensive income. There is no subsequent recycling of fair value gains and losses to profit or loss; however dividends from such investments will continue to be recognised in profit or loss;

144

2013 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 1. Basis of preparation and critical accounting assumptions and estimates (continued)

- if an entity holds an investment in asset-backed securities (ABS) it must determine the classification of that investment by looking through to the underlying assets and assess the credit quality of the investment compared with the underlying portfolio of assets. If an entity is unable to look through to the underlying assets, then the investment must be measured at fair value;
- where the fair value option is used for valuing financial liabilities the change in fair value relating to the entity's own credit risk is presented in other comprehensive income, except where it would create an accounting mismatch. If such a mismatch is created or enlarged, all changes in fair value (including the effects of changes in the credit risk) is recognised in profit or loss. The Group early adopted this amendment from 1 October 2013; and
- aligns hedge accounting more closely with risk management activities by increasing the eligibility of both hedged items and hedging instruments and introducing a more principles-based approach to assessing hedge effectiveness.

AASB 9 will impact the classification and measurement of the Group's financial instruments when the remainder of the standard is adopted.

The Group is in the process of assessing the full impact of the application of AASB 9. The financial impact on the financial statements has not yet been determined.

AASB 15 *Revenue from Contracts with Customers* was issued on 28 May 2014 and will be effective for the 30 September 2019 financial year. The standard provides a single comprehensive model for revenue recognition. It replaces AASB 118 *Revenue* and related interpretations. The application of AASB 15 is not expected to have a material impact on the Group.

FINANCIAL PERFORMANCE

Note 2. Segment reporting

Accounting policy

Operating segments are presented on a basis that is consistent with information provided internally to Westpac's key decision makers and reflects the management of the business, rather than the legal structure of the Group.

In assessing the financial performance of its divisions internally, Westpac uses a measure of performance it refers to as 'cash earnings'.

Cash earnings is not a measure of cash flow or net profit determined on a cash accounting basis, as it includes non-cash items reflected in net profit determined in accordance with AAS. The specific adjustments include both cash and non-cash items. Cash earnings, as calculated by Westpac, is viewed as a measure of the level of profit that is generated by ongoing operations and is therefore available for distribution to shareholders.

Management believes this allows the Group to more effectively assess performance for the current period against prior periods and to compare performance across business divisions and across peer companies.

Three categories of adjustments are made to statutory results to determine cash earnings:

- material items that key decision makers at Westpac believe do not reflect ongoing operations;
- items that are not considered when dividends are recommended, such as the amortisation of intangibles, impact of Treasury shares and economic hedging impacts; and
- accounting reclassifications between individual line items that do not impact statutory results.

Internal charges and transfer pricing adjustments have been reflected in the performance of each operating segment. Inter-segment pricing is determined on an arm's length basis.

Reportable operating segments

In February 2015 following the appointment of Brian Hartzler as Chief Executive Officer, the Australian Financial Services segment was discontinued. The three businesses which comprised this segment being Westpac Retail & Business Banking, St. George Banking Group and BT Financial Group (Australia) are now individual reportable segments.

Although Westpac announced in June 2015 that it would implement a new organisational structure for its Australian Retail and Business Banking operations, up to 30 September 2015 the accounting and financial performance continued to be reported (both internally and externally) on the basis of the existing structure. Refer to Section 2 for further details.

The operating segments are defined by the customers they service and the services they provide:

- Westpac Retail & Business Banking (Westpac RBB), which is responsible for sales and service for consumer, small-to-medium enterprise (SME), commercial and agribusiness customers (with turnover of up to \$100 million) in Australia under the Westpac brand;

Note 2. Segment reporting (continued)

- St George Banking Group (St George), which is responsible for sales and service to consumer, SME and corporate customers (businesses with facilities of up to \$150 million) in Australia under the St George, BankSA, Bank of Melbourne and RAMS brands;
- BT Financial Group (Australia) (BTFG), which is Westpac's Australian wealth division. Its operations include the provision of funds management, insurance, financial advice, margin lending, private banking and broking services. BTFG's brands include Advance, Ascalon Capital Managers, Asgard, Licensee Select, BT Select, and Securitor, as well as the Advice, Private Banking and Insurance operations of Westpac, St George, Bank of Melbourne and BankSA. BTFG also incorporates the activities of BT Investment Management, which following Westpac's partial sale is equity accounted from July 2015;
- Westpac Institutional Bank (WIB), which delivers a broad range of financial services to commercial, corporate, institutional and government customers with connections to Australia and New Zealand. Customers are supported through branches and subsidiaries located in Australia, New Zealand, US, UK and Asia; and
- Westpac New Zealand, which is responsible for sales and service of banking, wealth and insurance products for consumers, business and institutional customers in New Zealand. Banking products are provided under the Westpac brand, while insurance and wealth products are provided under Westpac Life and BT brands respectively.

Other divisions in the Group include:

- Westpac Pacific provides banking services for retail and business customers in four Pacific Island Nations. Prior to July 2015, Westpac Pacific also provided these services to customers in Samoa, Cook Islands and Tonga. On 10 July 2015, Westpac sold its interest in these operations;
- Group items, including earnings on capital not allocated to divisions, accounting entries for certain intra-group transactions that facilitate the presentation of the performance of our operating segments, earnings from non core asset sales and certain other head office items such as centrally raised provisions;
- Treasury, which is primarily focused on the management of the Group's interest rate risk and funding requirements by managing the mismatch between Group assets and liabilities;
- Customer & Business Services, which encompasses banking operations, customer contact centres, product, marketing, compliance, legal and property services;
- Group Technology, which comprises functions responsible for technology strategy and architecture, infrastructure and operations, applications development and business integration; and
- Core Support, which comprises those functions performed centrally including finance, risk and human resources.

Comparative changes

Prior period comparatives were restated for the following business structure transfers:

- Private Bank Asia operations undertaken in Westpac Institutional Bank (WIB) to Westpac Retail & Business Banking (Westpac RBB);
- Relationship management of a number of clients from WIB to Westpac RBB;
- BankSA general insurance activities from St George to BT Financial Group (Australia); and
- The presentation of depreciation, amortisation and impairments by segments for 2014 and 2013 have been restated to conform with current year.



Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting (continued)

The tables below present the segment results on a cash earnings basis:

2015	Westpac Retail & Business Banking	St. George Banking Group	BT Financial Group (Australia)	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand Divisions	Other	Total	Net cash earnings adjustment	Net profit for the year
\$m									
Net interest income	6,395	3,768	448	1,645	1,590	393	14,239	28	14,267
Non-interest income	1,457	555	2,192	1,458	457	182	6,301	1,074	7,375
Net operating income before operating expenses and impairment charges	7,852	4,323	2,640	3,103	2,047	575	20,540	1,102	21,642
Operating expenses	(3,397)	(1,629)	(1,304)	(1,289)	(832)	(184)	(8,635)	(838)	(9,473)
Impairment charges	(471)	(280)	4	39	(44)	(1)	(753)	-	(753)
Profit before income tax	3,984	2,414	1,340	1,853	1,171	390	11,152	264	11,416
Income tax expense	(1,196)	(726)	(404)	(567)	(317)	(64)	(3,274)	(74)	(3,348)
Profit attributable to non-controlling interests	-	-	(32)	-	(3)	(23)	(58)	2	(56)
Cash earnings for the year	2,788	1,688	904	1,286	851	303	7,820	192	8,012
Net cash earnings adjustments	-	(126)	(23)	-	-	341	192		
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation	2,788	1,562	881	1,286	851	644	8,012		
Additional information									
Depreciation, amortisation and impairments	(5)	(16)	(42)	(123)	(93)	(1,180)	(1,459)		
Balance Sheet									
Total assets ¹	291,647	188,094	35,813	123,735	71,538	101,329	812,156		
Total liabilities	186,032	97,677	37,168	124,603	63,490	249,271	758,241		
Additions of property and equipment, goodwill and other intangible assets	15	13	73	261	58	893	1,313		

¹ Total assets for BT Financial Group (Australia) include the equity accounted carrying value of the investment in BTM of \$756 million.

Note 2. Segment reporting (continued)

2014	Westpac Retail & Business Banking	St. George Banking Group	BT Financial Group (Australia)	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand Divisions	Other	Net cash earnings Total adjustment	Net profit for the year	
\$m									
Net interest income	5,953	3,531	406	1,658	1,455	493	13,496	46	13,542
Non-interest income	1,441	515	2,257	1,470	438	203	6,324	71	6,395
Net operating income before operating expenses and impairment charges	7,394	4,046	2,663	3,128	1,893	696	19,820	117	19,937
Operating expenses	(3,266)	(1,559)	(1,323)	(1,174)	(776)	(148)	(8,246)	(301)	(8,547)
Impairment charges	(436)	(236)	2	135	(24)	(91)	(650)	-	(650)
Profit before income tax	3,692	2,251	1,342	2,089	1,093	457	10,924	(184)	10,740
Income tax expense	(1,109)	(676)	(403)	(622)	(300)	(120)	(3,230)	115	(3,115)
Profit attributable to non- controlling interests	-	-	(39)	-	(3)	(24)	(66)	2	(64)
Cash earnings for the year	2,583	1,575	900	1,467	790	313	7,628	(67)	7,561
Net cash earnings adjustments	-	(125)	(22)	-	-	80	(67)		
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation	2,583	1,450	878	1,467	790	393	7,561		
Additional information									
Depreciation, amortisation and impairments	(3)	(17)	(45)	(83)	(80)	(575)	(803)		
Balance Sheet									
Total assets	276,648	175,302	31,803	118,892	65,874	102,323	770,842		
Total liabilities	176,281	94,818	34,288	130,178	57,568	228,372	721,505		
Additions of property and equipment, goodwill and other intangible assets	68	325	72	196	80	799	1,540		

148

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting (continued)

2013	Westpac Retail & Business Banking	St. George Banking Group	BT Financial Group (Australia)	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Other Divisions	Total adjustment	Net cash earnings	Net profit for the year
\$m									
Net interest income	5,649	3,210	402	1,646	1,281	724	12,912	(91)	12,821
Non-interest income	1,359	466	1,930	1,584	389	193	5,921	(147)	5,774
Net operating income before operating expenses and impairment charges	7,008	3,676	2,332	3,230	1,670	917	18,833	(238)	18,595
Operating expenses	(3,153)	(1,401)	(1,207)	(1,086)	(897)	(215)	(7,759)	(217)	(7,976)
Impairment charges	(485)	(293)	(1)	88	(97)	(59)	(847)	-	(847)
Profit before income tax	3,370	1,982	1,124	2,232	876	643	10,227	(455)	9,772
Income tax expense	(1,010)	(595)	(328)	(662)	(241)	(252)	(3,088)	141	(2,947)
Profit attributable to non-controlling interests	-	-	(18)	-	(3)	(55)	(76)	2	(74)
Cash earnings for the year	2,360	1,387	778	1,570	632	336	7,063	(312)	6,751
Net cash earnings adjustments	-	(128)	(22)	-	-	(162)	(312)		
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation	2,360	1,259	756	1,570	632	174	6,751		
Additional information									
Depreciation, amortisation and impairments	(3)	(15)	(44)	(47)	(51)	(523)	(683)		
Balance Sheet									
Total assets	261,903	159,652	32,210	97,342	61,469	88,521	701,097		
Total liabilities	166,122	90,141	33,932	116,230	53,882	193,253	653,560		
Additions of property and equipment, goodwill and other intangible assets	66	28	62	104	117	645	1,042		

149

2013 Westpac Group Annual Report

Note 2. Segment reporting (continued)

Reconciliation of cash earnings to net profit

\$m	2015	2014	2013
Cash earnings for the year	7,820	7,628	7,063
Cash earnings adjustments:			
Partial sale of BTIM	665	-	-
Capitalised technology cost balances	(354)	-	-
Amortisation of intangible assets	(149)	(147)	(150)
Acquisition, transaction and integration expenses	(68)	(51)	-
Lloyds tax adjustments	64	-	-
Fair value gain/(loss) on economic hedges	33	105	(21)
Ineffective hedges	(1)	(46)	20
Treasury shares	(1)	(7)	(42)
Buyback of government guaranteed debt	1	42	(43)
Westpac Bicentennial Foundation grant	-	(70)	-
Prior year tax provisions	-	70	-
Bell litigation provision	-	54	-
Fair value amortisation of financial instruments	-	(17)	(67)
TPS revaluations	-	-	(9)
Total Cash earnings adjustments	192	(67)	(312)
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation	8,012	7,561	6,751

Further details of the above cash earnings adjustments, which are all net of tax is provided in Section 2.

Revenue from products and services

Details of revenue from external customers by product or service are disclosed in Notes 3 and 4. No single customer amounts to greater than 10% of the Group's revenue.

Geographic segments

Geographic segments are based on the location of the office in which the following items are recognised:

	2015		2014		2013	
	\$m	%	\$m	%	\$m	%
Revenue						
Australia	33,991	85.7	32,880	85.1	34,159	88.1
New Zealand	4,937	12.4	4,738	12.3	3,885	10.0
Other ¹	742	1.9	1,025	2.6	739	1.9
Total	39,670	100.0	38,643	100.0	38,783	100.0
Non-current assets²						
Australia	11,949	90.8	12,828	91.2	12,324	91.2
New Zealand	751	5.7	797	5.7	786	5.8
Other ¹	466	3.5	433	3.1	405	3.0
Total	13,166	100.0	14,058	100.0	13,515	100.0

¹ Other includes Pacific Islands, Asia, the Americas and Europe.

² Non-current assets include property and equipment, goodwill and other intangible assets.

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 3. Net interest income

Accounting policy

Interest income and expense for all interest bearing financial assets and liabilities (including those instruments measured at fair value) is recognised using the effective interest rate method. Net income related to treasury's interest rate and liquidity management activities is included in net interest income.

The effective interest rate method calculates the amortised cost of a financial instrument and allocates the interest income or interest expense over its expected life. The effective interest rate is the rate that discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument, or when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, cash flows are estimated based upon all contractual terms of the financial instrument (for example, prepayment options) but do not consider future credit losses. The calculation includes all fees and other amounts paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate (e.g. loan establishment fees), transaction costs and all other premiums or discounts.

Interest relating to impaired loans is recognised using the loan's original effective interest rate based on the net carrying value of the impaired loan or for a variable rate loan, the current effective interest rate. This rate is also used to discount the future cash flows for the purpose of measuring impairment charges.

Interest income on finance leases is brought to account progressively over the life of the lease, consistent with the outstanding investment and unearned income balance.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Interest income					
Cash and balances with central banks	219	225	102	170	182
Receivables due from other financial institutions	87	84	113	50	35
Net ineffectiveness on qualifying hedges	(13)	(58)	31	(8)	(61)
Trading securities and financial assets designated at fair value	1,032	1,482	1,732	956	1,413
Available-for-sale securities	1,634	1,386	1,226	1,445	1,231
Loans	29,307	29,104	29,781	24,468	24,666
Regulatory deposits with central banks overseas	12	18	23	12	18
Due from subsidiaries	-	-	-	4,933	4,585
Other interest income	17	7	1	17	7
Total interest income¹	32,295	32,248	33,009	32,043	32,076
Interest expense					
Payables due to other financial institutions	(304)	(300)	(190)	(304)	(299)
Deposits and other borrowings	(10,669)	(11,499)	(12,555)	(9,008)	(10,029)
Trading liabilities	(2,475)	(2,523)	(2,806)	(2,476)	(2,268)
Debt issues	(3,908)	(3,813)	(4,008)	(3,205)	(3,096)
Due to subsidiaries	-	-	-	(4,873)	(4,791)
Loan capital	(535)	(490)	(529)	(495)	(458)
Other interest expense	(137)	(81)	(100)	(141)	(71)
Total interest expense²	(18,028)	(18,706)	(20,188)	(20,502)	(21,012)
Net interest income	14,267	13,542	12,821	11,541	11,064

¹ Total interest income for financial assets that are not at fair value through profit or loss is \$31,276 million (2014: \$30,824 million, 2013: \$31,246 million) for the Group and \$31,095 million (2014: \$30,724 million) for the Parent Entity.

² Total interest expense for financial liabilities that are not at fair value through profit or loss is \$14,363 million (2014: \$14,996 million, 2013: \$16,116 million) for the Group and \$16,923 million (2014: \$17,836 million) for the Parent Entity.

Note 4. Non-interest income

Accounting policy

Fees and commission income is recognised as follows:

- Income earned on the execution of a significant act is recognised when the act has been completed (for example, advisory or arrangement services, placement services and underwriting services);
- Income earned for providing ongoing services is recognised as the services are provided (for example, maintaining and administering existing facilities); and
- Income which forms an integral part of the effective interest rate of a financial instrument is recognised using the effective interest method and recorded in interest income (for example, loan origination fees).

Premium income

Life insurance premiums with a regular due date are recognised as revenue on an accrual basis. Premiums with no due date are recognised on a cash received basis.

Life investment premiums include a management fee component which is recognised as funds management income over the period the service is provided. The deposit components of life insurance and investment contracts are not revenue and are treated as movements in life insurance policy liabilities.

General insurance premium comprises amounts charged to policyholders, including fire service levies, but excludes taxes collected on behalf of third parties. The earned portion of premiums received and receivable is recognised as revenue.

General insurance premium revenue is earned from the date of attachment of risk and over the term of the policies written, based on actuarial assessment of the likely pattern in which risk will emerge. The portion not yet earned based on the pattern assessment is recognised as unearned premium liability.

Claims expense

Life and general insurance contract claims are recognised as an expense when a liability has been established.

Claims incurred in respect of life investment contracts represent withdrawals and are recognised as a reduction in life insurance liabilities.

Trading income

Realised and unrealised gains or losses arising from changes in the fair value of trading assets, liabilities and derivatives are recognised in the period in which they arise except day one profits or losses which are deferred where certain valuation inputs are unobservable. Dividend income on the trading portfolio is recorded as part of trading income. Net income related to treasury's interest rate and liquidity management activities is included in net interest income.

Dividend income

Dividends on quoted shares are recognised on the ex-dividend date. Dividends on unquoted shares are recognised when the company's right to receive payment is established.

Rental income on operating leases

Operating lease rental income is recognised on a straight line basis over the lease term.

Notes to the financial statements

Note 4. Non-interest income (continued)

	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Fees and commissions					
Facility fees	1,342	1,329	1,253	1,287	1,265
Transaction fees and commissions received	1,247	1,254	1,160	1,025	1,030
Other non-risk fee income	353	343	310	501	312
Transactions with subsidiaries	-	-	-	417	514
Total fees and commissions	2,942	2,926	2,723	3,230	3,121
Wealth management and insurance income					
Life insurance and funds management net operating income	2,033	2,000	1,738	-	-
General insurance and lenders mortgage insurance net operating income	195	254	206	-	-
Total wealth management and insurance income	2,228	2,254	1,944	-	-
Trading income					
Foreign exchange income	708	530	440	622	407
Other trading products	256	487	629	275	520
Total trading income	964	1,017	1,069	897	927
Other income					
Dividends received from subsidiaries	-	-	-	1,509	1,643
Dividends received from other entities	12	11	10	10	8
Net gain on disposal of assets	103	97	67	95	127
Net gain/(loss) on ineffective hedges	2	-	(1)	2	-
Net gain/(loss) on hedging overseas operations	(1)	12	(6)	(77)	18
Net gain/(loss) on derivatives held for risk management purposes ¹	(27)	(27)	(118)	(27)	(27)
Net gain/(loss) on financial instruments designated at fair value	(10)	(14)	32	11	18
Gain on disposal of controlled entities	1,041	-	-	-	-
Rental income on operating leases	54	32	-	30	1
Share of associates net profit	5	-	-	-	-
Other	62	87	54	42	69
Total other income	1,241	198	38	1,595	1,857
Total non-interest income	7,375	6,395	5,774	5,722	5,905
Wealth management and insurance income comprised					
Funds management income	1,334	1,337	1,149	-	-
Life insurance premium income	1,002	881	761	-	-
Life insurance commissions, investment income and other income	530	639	1,125	-	-
Life insurance claims and changes in life insurance liabilities	(833)	(857)	(1,297)	-	-
General insurance and lenders mortgage insurance net premiums earned	453	426	402	-	-
General insurance and lenders mortgage insurance investment, commissions and other income	30	22	25	-	-
General insurance and lenders mortgage insurance claims incurred, underwriting and commission expenses	(288)	(194)	(221)	-	-

Total wealth management and insurance income	2,228	2,254	1,944	-
--	-------	-------	-------	---

¹ Income from derivatives held for risk management purposes reflects impact of economic hedge of foreign currency capital and earnings where hedge accounting is not achieved.

153

2015 Westpac Group Annual Report

Note 5. Operating expenses

Accounting policy

Operating expenses are recognised as the relevant service is rendered or asset is consumed or once a liability is incurred.

Salaries and other staff expenses

Salaries and wages are recognised over the period the employee renders the service to receive the benefit.

The accounting policies for share-based payments and superannuation benefits are included in Note 37 and Note 38 respectively. The accounting policies for other employee benefits are included in Note 28.

Operating lease rentals

Operating lease payments are recognised in the income statement as an expense on a straight-line basis over the lease term unless another systematic basis is more representative of the time pattern of the benefit received. Incentives received on entering into operating leases are recorded as liabilities and amortised as a reduction of rental expense on a straight-line basis over the lease term.

Depreciation, amortisation and impairment

Useful lives for each category of assets are as follows:

▪ Premises and sites	Up to 50 years
▪ Leasehold improvements	Up to 10 years
▪ Furniture and equipment	3 to 15 years
▪ IT equipment	3 to 5 years
▪ Assets under lease	Up to 7 years
▪ Computer software	3 to 10 years
▪ Core deposit intangible	9 years
▪ Other intangibles	3 to 8 years

Computer software assets and directly related hardware are amortised over their useful life of 3 to 10 years using either the straight-line or the diminishing balance method (using the Sum of Years Digits). The useful life and amortisation method applied are based on an assessment of the benefits expected to be received from each asset.

Depreciation and amortisation for all other asset categories is calculated using the straight-line method to allocate the cost of assets less any residual value over their estimated useful lives.

In the current period the Group reviewed both the depreciation method and useful life of certain technology assets. This resulted in increased depreciation, amortisation and impairment of technology assets in the current period of \$505 million which otherwise would have been recognised over the forthcoming 8 years.

An impairment charge is recognised as part of operating expenses whenever the carrying amount of the asset exceeds its recoverable amount.

Wealth management acquisition costs

Deferred acquisition costs are the variable costs that are directly related to and incremental to the acquisition of new business principally in relation to the Group's life insurance and retail funds management business. These costs are recorded as an asset and are amortised in the income statement on the same basis as the recognition of related revenue.

Notes to the financial statements

Note 5. Operating expenses (continued)

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Salaries and other staff expenses					
Employee remuneration, entitlements and on-costs	4,094	3,990	3,762	3,199	3,120
Superannuation expense ¹	362	336	324	294	272
Equity based compensation	174	184	155	119	133
Restructuring costs	74	61	28	71	57
Total salaries and other staff expenses	4,704	4,571	4,269	3,683	3,582
Equipment and occupancy expenses					
Operating lease rentals	586	565	565	507	481
Depreciation of property and equipment	229	199	183	190	156
Other	139	140	125	113	111
Total equipment and occupancy expenses	954	904	873	810	748
Technology expenses					
Depreciation and impairment of IT equipment	170	105	94	152	91
Amortisation and impairment of software assets	1,051	493	403	927	413
Software maintenance and licences	221	199	220	181	159
Technology services	575	541	483	432	442
Data processing	67	69	64	65	68
Telecommunications	204	167	142	178	139
Total technology expenses	2,288	1,574	1,406	1,935	1,312
Other expenses					
Amortisation and impairment of intangible assets and deferred expenditure	221	223	224	207	207
Impairment on investments in subsidiaries	-	-	-	19	22
Non-lending losses	74	(23)	43	64	(33)
Credit card loyalty programs	134	136	135	134	136
Professional services	615	580	526	425	377
Postage and stationery	204	205	222	159	158
Advertising	150	159	164	117	114
Westpac Bicentennial Foundation grant	-	100	-	-	100
Other expenses	129	118	114	220	216
Total other expenses	1,527	1,498	1,428	1,345	1,297
Operating expenses²	9,473	8,547	7,976	7,773	6,939

¹ Refer to Note 38 for details of defined benefit expense.

² The presentation of operating expenses has been revised to better reflect the nature of our business and we have revised comparatives for consistency.

Note 6. Impairment charges

Accounting policy

The Group assesses at each balance date whether there is any objective evidence of impairment of its loan portfolio. An impairment charge is incurred if there is objective evidence of impairment as a result of one or more loss events which have an impact on the estimated cash flows of the financial asset that can be reliably estimated. Objective evidence includes significant financial difficulties of an obligor, adverse changes in the payment status of borrowers or national, local economic conditions that correlate with defaults on a group of loans. The amount of the charge is measured as the difference between the asset's carrying amount and the present value of the estimated future cash flows (excluding future credit losses that have not been incurred) discounted at the loan's original effective interest rate. The carrying amount of the loan is reduced through the use of a provision account which is either individually assessed or collectively assessed (refer Note 14) and the amount of the loss is recognised in the income statement. If a loan has a variable interest rate, the discount rate for measuring any impairment is the current effective interest rate.

155

2013 Westpac Group Annual Report

Note 6. Impairment charges (continued)

When a loan or part of a loan is uncollectable, it is written off against the related provision for impairment. Such loans are written off after all the necessary procedures have been completed and the amount of the loss has been determined. Subsequent recoveries of amounts previously written off decrease the amount of the charge for loan impairment in the income statement. If, in a subsequent period, the amount of the impairment charge decreases and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognised (such as an improvement in the debtor's credit rating), the previously recognised impairment charge is reversed by adjusting the provision account. The amount of the reversal is recognised in the income statement.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Reconciliation of impairment charges					
Individually assessed provisions raised	566	684	1,112	457	550
Write-backs	(297)	(433)	(479)	(274)	(373)
Recoveries	(131)	(106)	(76)	(82)	(73)
Collectively assessed provisions raised	615	505	290	521	457
Impairment charges	753	650	847	622	561

Refer to Note 14 for further details on Provisions for impairment charges.

Note 7. Income tax

Accounting policy

The tax expense for the period comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement, except to the extent that it relates to items recognised directly in other comprehensive income, in which case it is recognised in the statement of other comprehensive income.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the financial year using tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted for each jurisdiction at the balance date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax is accounted for using the balance sheet method, providing for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the financial statements and the amounts attributed to those assets and liabilities for taxation purposes. Deferred tax is not recognised for:

- temporary differences on the initial recognition of assets or liabilities in a transaction that is not a business combination and that affects neither the accounting nor taxable profit or loss;
- temporary differences related to investments in subsidiaries to the extent that it is probable that they will not reverse in the foreseeable future; and
- taxable temporary differences arising on the initial recognition of goodwill.

Deferred tax is determined using the tax rates and laws enacted or substantively enacted for each jurisdiction at the balance sheet date which are expected to apply in the periods in which the assets will be realised or the liabilities settled.

Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised.

Deferred tax assets and liabilities have been offset where they relate to income taxes levied by the same taxation authority on the same taxable entity or different entities in the same taxable group and where we have a legal right and intention to settle on a net basis.

The Parent Entity and its wholly owned, Australian-controlled entities are part of a tax consolidated group under Australian tax law. The Parent Entity is the head entity in the tax consolidated group. All entities in the tax consolidated group have entered into a tax sharing agreement which, in the opinion of the Directors, limits the joint and several liabilities of the wholly owned entities in the case of a default by the head entity.

Tax expense/income, deferred tax liabilities and assets arising from temporary differences are recognised in the separate financial statements of the members of the tax-consolidated group using a 'group allocation basis'. Current tax liabilities and assets and deferred tax assets arising from unused tax losses and relevant tax credits of the members of the tax-consolidated group are recognised by the Parent Entity (as head entity in the tax-consolidated group).

The entities have also entered into a tax funding agreement under which the wholly owned entities fully compensate the Parent Entity for any current tax payable assumed and are compensated by the Parent Entity for any current tax receivable and deferred tax assets relating to unused tax losses or unused tax credits that are transferred to the Parent Entity under the tax consolidation legislation.

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax (continued)

The determination of the provision for income taxes is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates as detailed in Note 1d(vi).

Income tax expense

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
The income tax expense for the year is reconciled to the profit before income tax as follows					
Profit before income tax	11,416	10,740	9,772	8,868	9,469
Prima facie income tax based on the Australian company tax rate of 30%	3,425	3,222	2,932	2,660	2,841
The effect of amounts which are not deductible (assessable) in calculating taxable income					
Change in tax rate	-	1	(2)	-	1
Dividend adjustments	11	7	(2)	(453)	(493)
Life insurance:					
Tax adjustment on policyholder earnings	-	3	24	-	-
Adjustment for life business tax rates	(4)	(4)	(8)	1	1
Hybrid capital distributions	46	36	26	46	36
Other non-assessable items	(52)	(22)	(18)	(23)	(22)
Other non-deductible items	25	46	37	19	39
Adjustment for overseas tax rates	(27)	(22)	-	3	10
Income tax (over)/under provided in prior years	(88)	(14)	(7)	(76)	(15)
Other items ¹	12	(138)	(35)	(56)	(163)
Total income tax expense in the income statement	3,348	3,115	2,947	2,121	2,235
Income tax analysis					
Income tax expense attributable to profit from ordinary activities comprised:					
Current income tax	3,347	2,704	2,566	2,329	1,923
Deferred income tax	89	425	388	(132)	327
Under/(over) provision in prior years	(88)	(14)	(7)	(76)	(15)
Total income tax expense attributable to profit from ordinary activities	3,348	3,115	2,947	2,121	2,235
Total Australia	2,964	2,694	2,595	2,117	2,172
Total Overseas	384	421	352	4	63
Total income tax expense attributable to profit from ordinary activities	3,348	3,115	2,947	2,121	2,235

¹ 2014 includes the release of provisions no longer required following the finalisation of prior period taxation matters.

The effective tax rate was 29.3% in 2015 (29.0% in 2014).



Note 7. Income tax (continued)

Deferred tax assets

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
The balance comprises temporary differences attributable to:				
Amounts recognised in income statements				
Provisions for impairment charges on loans	906	926	726	756
Provision for long service leave, annual leave and other employee benefits	299	311	274	271
Financial instruments	269	180	221	163
Property and equipment	235	227	222	217
Other provisions	182	184	164	169
Other liabilities	334	340	326	324
	2,225	2,168	1,933	1,900
Amounts recognised directly in other comprehensive income				
Available-for-sale securities	12	(55)	18	(35)
Defined benefit deficit	62	113	61	113
	74	58	79	78
Set-off of deferred tax liabilities pursuant to set-off provisions ¹	(922)	(829)	(549)	(656)
Net deferred tax assets	1,377	1,397	1,463	1,322
Net deferred tax assets to be recovered within 12 months	430	376	492	349
Net deferred tax assets to be recovered after more than 12 months	947	1,021	971	973
Movement				
Opening balance as at beginning of the year	1,397	1,773	1,322	1,632
Credited to income statements	886	484	689	374
Recognised in other comprehensive income	16	(31)	1	(28)
Set-off of deferred tax assets pursuant to set-off provisions ¹	(922)	(829)	(549)	(656)
Closing balance as at end of the year	1,377	1,397	1,463	1,322

¹ Deferred tax assets and liabilities are set-off where they relate to income tax levied by the same taxation authority on either the same taxable entity or different entities within the same taxable group.

Unrecognised deferred tax assets

Deferred tax assets relating to certain tax losses have not been recognised because it is not considered probable that future taxable profit will be available against which they can be realised.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Tax losses on revenue account	80	82	72	73



Notes to the financial statements

Note 7. Income tax (continued)

Deferred tax liabilities

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
The balance comprises temporary differences attributable to:				
Amounts recognised in income statements				
Financial instruments	249	135	204	156
Finance lease transactions	142	142	41	34
Property and equipment	112	223	116	217
Life insurance assets	73	53	-	-
Other assets	385	262	132	185
	961	815	493	592
Amounts recognised directly in other comprehensive income				
Cash flow hedges	16	69	56	64
Set-off of deferred tax liabilities pursuant to set-off provisions ¹	(922)	(829)	(549)	(656)
Net deferred tax liabilities	55	55	-	-
Net deferred tax liabilities to be recovered within 12 months	25	24	-	-
Net deferred tax liabilities to be recovered after more than 12 months	30	31	-	-
Movements				
Opening balance as at beginning of the year	55	22	-	-
Charged to income statements	975	909	557	701
Recognised in other comprehensive income	(53)	(47)	(8)	(45)
Set-off of deferred tax assets pursuant to set-off provisions ¹	(922)	(829)	(549)	(656)
Closing balance as at end of the year	55	55	-	-

¹ Deferred tax assets and liabilities are set-off where they relate to the same taxation authority on either the same taxable entity or different entities within the same taxable group.

Unrecognised deferred tax liabilities

Deferred tax liabilities relating to aggregate temporary differences of \$49 million (2014: \$44 million) associated with investments in subsidiaries have not been recognised because the Parent Entity controls whether the liability will be incurred and it is satisfied that the liability will not be incurred in the foreseeable future.

Note 8. Earnings per share

Accounting policy

Basic earnings per share (EPS) is calculated by dividing the net profit attributable to equity holders, excluding costs of servicing other equity instruments, by the weighted average number of ordinary shares on issue during the financial year, excluding the number of ordinary shares purchased by the Group and held as Treasury shares. Diluted EPS is calculated by adjusting the earnings and the weighted average number of ordinary shares outstanding to assume conversion of all dilutive potential ordinary shares.

Refer to Note 20 Loan capital and Note 37 Share-based payments for further information on the potential dilutive instruments.

Consolidated \$m	2015		2014		2013	
	Basic	Diluted	Basic	Diluted	Basic	Diluted
Reconciliation of earnings used in the calculation of earnings per ordinary share						
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation	8,012	8,012	7,561	7,561	6,751	6,751
Restricted Share Plan (RSP) treasury shares distributions ¹	(6)	-	(10)	-	(12)	-
Distributions relating to convertible loan capital instruments	-	184	-	165	-	161
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation adjusted for the effect of dilution	8,006	8,196	7,551	7,726	6,739	6,912
Weighted average number of ordinary shares (millions)						
Weighted average number of ordinary shares	3,134	3,134	3,109	3,109	3,100	3,100
Effect of own shares held	(10)	(10)	(11)	(11)	(13)	(13)
Potential dilutive adjustment:						
Exercise of options and share rights and vesting of restricted shares	-	6	-	9	-	14
Convertible loan capital instruments	-	157	-	130	-	137
Total weighted average number of ordinary shares	3,124	3,287	3,098	3,237	3,087	3,238
Earnings per ordinary share (cents)	256.3	249.3	243.7	238.7	218.3	213.5

¹ While the equity granted to employees remains unvested, RSP treasury shares are deducted from ordinary shares on issue in arriving at the weighted average number of ordinary shares outstanding. Despite the shares being unvested, employees are entitled to dividends and to voting rights on the shares. Consequently, a portion of the profit for the period is allocated to RSP treasury shares to arrive at earnings attributed to ordinary shareholders.

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates

The following table lists the average balances and related interest for the major categories of the Group's interest earning assets and interest bearing liabilities. Averages used are predominantly daily averages:

Consolidated	2015			2014			2013		
	Average Balance	Average Interest Income	Average Rate	Average Balance	Average Interest Income	Average Rate	Average Balance	Average Interest Income	Average Rate
	\$m	\$m	%	\$m	\$m	%	\$m	\$m	%
Assets									
Interest earning assets									
Receivables due from other financial institutions:									
Australia	2,542	63	2.5	2,433	60	2.5	2,852	86	3.0
New Zealand	359	6	1.7	294	5	1.7	338	5	1.5
Overseas	7,005	18	0.3	5,151	19	0.4	5,959	22	0.4
Trading securities and other financial assets designated at fair value:									
Australia	28,077	622	2.9	32,877	1,226	3.7	38,506	1,560	4.1
New Zealand	3,812	138	3.6	4,358	132	3.0	3,309	88	2.7
Overseas	4,772	72	1.5	10,134	124	1.2	6,262	84	1.3
Available-for-sale securities:									
Australia	36,974	1,422	3.8	27,222	1,230	4.5	21,475	1,107	5.2
New Zealand	2,886	130	4.5	2,384	107	4.5	2,085	93	4.5
Overseas	2,040	82	4.0	1,351	49	3.6	1,089	26	2.4
Regulatory deposits:									
Other overseas	1,147	12	1.0	1,369	18	1.3	1,512	23	1.5
Loans and other receivables ¹ :									
Australia	502,474	25,280	5.0	474,570	25,498	5.4	449,405	26,712	5.9
New Zealand	63,349	3,818	6.0	59,240	3,449	5.8	50,801	2,924	5.8
Overseas	28,377	432	1.5	25,979	331	1.3	16,276	279	1.7
Total interest earning assets and interest income	683,814	32,295	4.7	647,362	32,248	5.0	599,869	33,009	5.5
Non-interest earning assets									
Cash, receivables due from other financial institutions and regulatory deposits	1,970			1,513			723		
Derivative financial instruments	49,400			28,866			33,967		
Life insurance assets	11,590			13,687			12,713		
All other assets ²	51,929			45,696			41,023		
Total non-interest earning assets	114,889			89,762			88,426		
Total assets	798,703			737,124			688,295		

¹ Loans and receivables are stated net of provisions for impairment charges on loans. Other receivables include other assets and cash with central banks that are interest earning.

² Includes property and equipment, goodwill and intangibles, other assets, deferred tax and non-interest bearing loans relating to mortgage offset accounts.



Note 9. Average balance sheet and interest rates (continued)

Consolidated	2015			2014			2013		
	Average Balance \$m	Interest Income \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	Interest Income \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	Interest Income \$m	Average Rate %
Liabilities									
Interest bearing liabilities									
Payables due to other financial institutions:									
Australia	11,839	247	2.1	10,253	250	2.4	4,218	131	3.1
New Zealand	584	14	2.4	547	11	2.0	458	7	1.5
Overseas	5,417	43	0.8	4,767	39	0.8	4,648	52	1.1
Deposits and other borrowings:									
Australia	357,199	8,815	2.5	342,385	9,850	2.9	325,634	11,141	3.4
New Zealand	45,555	1,643	3.6	42,444	1,453	3.4	35,674	1,214	3.4
Overseas	30,760	211	0.7	29,347	196	0.7	25,368	200	0.8
Loan capital:									
Australia	10,888	492	4.5	8,729	424	4.9	7,183	414	5.8
Overseas	753	43	5.7	1,358	66	4.9	2,436	115	4.7
Other interest bearing liabilities ¹ :									
Australia	164,075	5,856	3.6	151,742	5,824	3.8	144,777	6,353	4.4
New Zealand	12,842	661	5.1	12,364	552	4.5	10,073	561	5.6
Overseas	716	3	0.4	2,617	41	1.6	1	-	-
Total interest bearing liabilities and interest expense	640,628	18,028	2.8	606,553	18,706	3.1	560,470	20,188	3.6
Non-interest bearing liabilities									
Deposits and payables due to other financial institutions:									
Australia	29,948			23,826			19,173		
New Zealand	3,531			3,169			2,578		
Overseas	1,061			812			783		
Derivative financial instruments	51,808			31,172			35,542		
Life insurance policy liabilities	10,035			12,359			11,574		
All other liabilities ²	11,477			11,894			11,853		
Total non-interest bearing liabilities	107,860			83,232			81,503		
Total liabilities	748,488			689,785			641,973		
Shareholders' equity	49,361			46,477			44,350		
Non-controlling interests	854			862			1,972		
Total equity	50,215			47,339			46,322		
Total liabilities and equity	798,703			737,124			688,295		

¹ Includes net impact of Treasury balance sheet management activities.² Includes other liabilities, provisions, current and deferred tax liabilities.

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates (continued)

The following table allocates changes in net interest income between changes in volume and changes in rate for the last two fiscal years. Volume and rate variances have been calculated on the movement in average balances and the change in the interest rates on average interest earning assets and average interest bearing liabilities. The variance caused by change in both volume and rate has been allocated in proportion to the relationship of the absolute dollar amount of each change to the total.

Consolidated \$m	2015			2014		
	Change Due to			Change Due to		
	Volume	Rate	Total	Volume	Rate	Total
Interest earning assets						
Receivables due from other financial institutions:						
Australia	3	-	3	(13)	(13)	(26)
New Zealand	1	-	1	(1)	1	-
Overseas	7	(8)	(1)	(3)	-	(3)
Trading securities and other financial assets designated at fair value:						
Australia	(179)	(225)	(404)	(229)	(105)	(334)
New Zealand	(17)	23	6	28	16	44
Overseas	(66)	14	(52)	54	(14)	40
Available-for-sale securities:						
Australia	441	(249)	192	296	(173)	123
New Zealand	23	-	23	13	1	14
Overseas	25	8	33	6	17	23
Regulatory deposits:						
Overseas	(3)	(3)	(6)	(2)	(3)	(5)
Loans and other receivables:						
Australia	1,499	(1,717)	(218)	1,496	(2,710)	(1,214)
New Zealand	239	130	369	486	39	525
Overseas	31	70	101	166	(114)	52
Total change in interest income	2,004	(1,957)	47	2,297	(3,058)	(761)
Interest bearing liabilities						
Payables due to other financial institutions:						
Australia	39	(42)	(3)	187	(68)	119
New Zealand	1	2	3	1	3	4
Overseas	5	(1)	4	1	(14)	(13)
Deposits and other borrowings:						
Australia	426	(1,461)	(1,035)	573	(1,864)	(1,291)
New Zealand	106	84	190	230	9	239
Overseas	9	6	15	31	(35)	(4)
Loan capital:						
Australia	105	(37)	68	89	(79)	10
Overseas	(29)	6	(23)	(51)	2	(49)
Other interest bearing liabilities:						
Australia	473	(441)	32	306	(835)	(529)
New Zealand	21	88	109	128	(137)	(9)
Overseas	(30)	(8)	(38)	-	41	41
Total change in interest expense	1,126	(1,804)	(678)	1,495	(2,977)	(1,482)

Change in net interest income:						
Australia	721	(210)	511	395	(155)	240
New Zealand	118	(21)	97	167	182	349
Overseas	39	78	117	240	(108)	132
Total change in net interest income	878	(153)	725	802	(81)	721

163

2015 Westpac Group Annual Report

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

Note 10. Receivables due from other financial institutions

Accounting policy

Receivables due from other financial institutions are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They include conduit assets, collateral placed and interbank lending. These financial assets are initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Conduit assets ¹	823	1,417	-	-
Cash collateral	7,602	3,830	7,586	3,686
Interbank lending	1,158	2,177	1,155	1,797
Total receivables due from other financial institutions	9,583	7,424	8,741	5,483

¹ Further information on conduit assets is disclosed in Note 25. Conduit assets are only available to meet associated conduit liabilities disclosed in Note 19.

Note 11. Trading securities and financial assets designated at fair value

Accounting policy

Trading securities are acquired principally for the purpose of selling in the near term or are part of a portfolio of financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent pattern of short-term profit taking. It includes debt and equity instruments which are actively traded.

Financial assets designated at fair value at inception include securities purchased under agreement to resell that are part of a trading portfolio, and other financial assets which either contain an embedded derivative, are managed on a fair value basis, or reduce or eliminate an accounting mismatch. A portfolio of retail fixed rate bills which have been designated at fair value to reduce an accounting mismatch have, due to their nature, been presented within the loans category in the Balance sheet (refer Note 13).

These financial assets are recognised at fair value with gains and losses included in the Income statement. Interest earned on Government and other debt securities is recognised within Net interest income (Note 3) and dividends earned on equity securities are recorded in Non-interest income – other income (Note 4).

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Trading securities	20,170	36,881	39,448	18,272	35,794
Securities purchased under agreement to resell	3,982	6,275	6,882	3,982	6,275
Other financial assets designated at fair value	3,302	2,753	2,759	2,642	2,255
Total trading securities and other financial assets designated at fair value	27,454	45,909	49,089	24,896	44,324

Trading securities include the following:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Government and semi-government securities	12,545	25,275	20,518	11,937	25,244
Debt securities	7,555	11,519	18,883	6,265	10,463
Equity securities	20	44	22	20	44
Other	50	43	25	50	43
Total trading securities	20,170	36,881	39,448	18,272	35,794

Other financial assets designated at fair value include:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Debt securities	2,900	2,447	2,471	2,531	2,117
Equity securities	402	306	288	111	138
Total other financial assets designated at fair value	3,302	2,753	2,759	2,642	2,255

164

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 11. Trading securities and financial assets designated at fair value (continued)

The Group has total holdings of debt securities from three Australian State Governments (Queensland Treasury Corporation: \$13,447 million and NSW Treasury Corporation: \$9,065 million and Treasury Corporation of Victoria: \$5,706 million) the aggregate book and market value, each of which exceeded 10% of the Group total shareholders' equity at 30 September 2015.

The Group holds \$8,473 million of US Government treasury notes (2014: \$4,559 million, 2013: \$4,978 million).

Both of the above are recognised in the categories trading securities and other financial assets designated at fair value and available-for-sale securities (Note 12) at 30 September 2015.

Note 12. Available-for-sale securities

Accounting policy

Available-for-sale financial assets are held at fair value with gains and losses included in other comprehensive income. This classification is used for debt or equity securities that are not held for trading purposes or designated at fair value through the Income statement or loans and receivables.

The Group assesses at each reporting date whether there is objective evidence of impairment. Impairment exists if there is objective evidence of impairment as a result of one or more loss events which have an impact on the estimated cash flows of the available-for-sale security that can be reliably estimated. For debt instruments classified as available-for-sale, evidence of impairment includes significant financial difficulties or adverse changes in the payment status of an issuer or national, local economic conditions that correlate with defaults on a group of financial assets. For equity investments classified as available-for-sale, a significant or prolonged decline in the fair value of the security below its cost is also considered in determining whether the assets are impaired. If any such evidence exists for available-for-sale financial assets, the cumulative loss – measured as the difference between the acquisition cost and the current fair value, less any impairment charge previously recognised in profit or loss – is removed from other comprehensive income and recognised in the income statement. If, in a subsequent period, the fair value of an available-for-sale debt increases and the increase can be objectively related to an event occurring after the impairment event, the impairment charge is reversed through the income statement. Subsequent reversal of impairment charges on equity instruments are not recognised in the income statement until the instrument is disposed of.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Available-for-sale securities					
Government and semi-government securities	41,112	22,573	19,941	38,182	19,858
Debt securities	13,672	13,241	9,868	12,133	12,127
Equity securities ¹	49	210	202	29	24
Total available-for-sale securities	54,833	36,024	30,011	50,344	32,009

¹ Investments in certain unlisted securities are measured at cost because the fair value cannot be reliably measured. These investments represent non-controlling interests in companies for which active markets do not exist and quoted prices are not available. 2015: \$33 million (2014: \$18 million).

The following table shows the maturities of the Group's available-for-sale securities and their weighted-average yield as at 30 September 2015. There are no tax-exempt securities.

2015	Within 1 Year		Over 1 Year to 5 Years		Over 5 Years to 10 Years		Over 10 Years		No Specific Maturity		Total	Weighted Average
	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%		
Carrying amount												
Government and semi-government securities	12,002	3.5%	16,097	4.2%	13,013	3.2%	-	-	-	-	41,112	3.3%
Debt securities	1,403	2.7%	11,183	3.4%	1,086	3.7%	-	-	-	-	13,672	3.3%
Equity securities	-	-	-	-	-	-	-	-	49	-	49	-
Total by maturity	13,405		27,280		14,099		-		49		54,833	

The maturity profile is determined based upon contractual terms for available-for-sale instruments.

Note 13. Loans

Accounting policy

Loans are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They are initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs. Subsequent to initial recognition, loans are measured at amortised cost using the effective interest rate method and are presented net of any provisions for impairment.

Loan products that have both a mortgage and deposit facility are presented on a gross basis in the balance sheet, segregating the loan and deposit component into the respective balance sheet line items as they do not meet the criteria to be offset. Interest earned on this product is presented on a net basis in the income statement as this reflects how the customer is charged.

Included within loans are leases that have been classified as finance leases. In its capacity as a lessor, the Group primarily offers finance leases. A finance lease is a lease where substantially all the risks and rewards of the leased asset transfer to the lessee. Assets held under finance lease are recognised at an amount equal to the net investment in the lease. The recognition of finance income is based on a pattern reflecting a constant periodic return on the Group's net investment in the finance lease.

The following table shows loans disaggregated by type of product. Loans are classified based on the location of the booking office:

Sm	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Australia				
Housing	375,848	351,037	375,826	351,009
Personal (loans and cards)	22,234	21,242	16,321	14,080
Business	145,481	136,903	138,478	128,241
Margin lending	1,980	1,960	1,987	1,984
Other	112	113	112	113
Total Australia	545,655	511,255	532,724	495,427
New Zealand				
Housing	38,351	35,465	-	-
Personal (loans and cards)	1,800	1,636	-	-
Business	23,485	21,279	328	305
Other	93	90	-	-
Total New Zealand	63,729	58,470	328	305
Other overseas				
Trade finance	5,639	6,147	5,639	6,146
Other	11,321	7,644	9,857	6,315
Total other overseas	16,960	13,791	15,496	12,461
Total loans	626,344	583,516	548,548	508,193
Provisions on loans (refer to Note 14)	(3,028)	(3,173)	(2,473)	(2,589)
Total net loans^{1,2}	623,316	580,343	546,075	505,604

¹ Included in net loans is \$7,076 million (2014: \$9,330 million) of loans designated at fair value to reduce an accounting mismatch. The cumulative fair value adjustment for credit risk is a decrease of \$41 million (2014: \$62 million decrease) for the Group and Parent Entity. The change in fair value of loans attributable to credit risk recognised during the period is \$21 million (2014: \$36 million) for the Group and Parent Entity.

² The presentation of loans has been revised to better reflect the nature of our business and we have restated comparatives to improve comparability.

Notes to the financial statements

Note 13. Loans (continued)

The following table shows loans presented based on their industry classification:

Consolidated \$m	2015	2014	2013	2012	2011
Australia					
Accommodation, cafes and restaurants	7,890	7,447	7,108	7,106	7,121
Agriculture, forestry and fishing	7,741	7,224	7,304	7,549	7,790
Construction	6,114	6,416	6,049	6,313	6,084
Finance and insurance	16,054	14,644	13,259	13,101	15,925
Government, administration and defence	794	784	881	930	781
Manufacturing	9,538	9,269	9,415	10,663	11,339
Mining	4,441	3,293	2,339	1,836	1,488
Property, property services and business services	59,337	55,150	49,030	47,184	45,559
Services ¹	11,756	10,874	9,715	9,467	8,036
Trade ²	16,038	15,616	14,619	15,868	16,094
Transport and storage	10,002	9,330	8,868	9,351	6,677
Utilities ³	3,549	3,272	3,002	3,239	2,581
Retail lending	390,592	365,822	340,139	328,109	316,777
Other	2,009	2,114	2,416	2,298	1,330
Total Australia	545,655	511,255	474,144	463,014	448,482
Overseas					
Accommodation, cafes and restaurants	652	562	585	594	580
Agriculture, forestry and fishing	7,938	6,938	6,506	5,345	4,975
Construction	1,447	1,184	1,367	1,220	1,180
Finance and insurance	6,843	3,880	2,960	2,406	1,998
Government, administration and defence	432	389	639	533	464
Manufacturing ⁴	6,402	5,091	4,484	3,682	2,925
Mining ²	1,203	2,010	1,335	640	368
Property, property services and business services	13,672	12,448	11,225	9,620	9,659
Services ¹	2,774	2,486	2,651	2,174	2,149
Trade ^{2,4}	6,161	6,127	5,435	4,411	4,047
Transport and storage	2,439	1,730	1,528	1,589	1,928
Utilities ³	1,820	1,764	1,476	1,212	1,010
Retail lending	29,029	27,462	25,363	21,766	20,723
Other	77	190	108	73	166
Total overseas	80,689	72,261	65,662	55,265	52,172
Total loans	626,344	583,516	539,806	518,279	500,654
Provisions on loans	(3,028)	(3,173)	(3,642)	(3,834)	(4,045)
Total net loans	623,316	580,343	536,164	514,445	496,609

¹ Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

² Trade includes wholesale trade and retail trade.

³ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

⁴ Comparatives have been restated to improve comparability.

2015 Westpac Group Annual Report

Note 13. Loans (continued)

The following table shows the consolidated contractual maturity distribution of all loans by type of customer as at 30 September 2015:

2015 \$m	Up to 1 Year	1 to 5 Years	Over 5 Years	Total
Loans by type of customer in Australia¹				
Accommodation, cafes and restaurants	2,306	4,739	645	7,690
Agriculture, forestry and fishing	2,808	4,063	870	7,741
Construction	1,364	3,627	1,123	6,114
Finance and insurance	5,591	6,536	3,927	16,054
Government, administration and defence	44	302	448	794
Manufacturing	3,260	4,940	1,338	9,538
Mining	795	1,959	1,687	4,441
Property, property services and business services	18,838	32,015	8,484	59,337
Services ²	1,560	7,729	2,467	11,756
Trade ³	5,912	8,322	1,804	16,038
Transport and storage	1,377	6,795	1,830	10,002
Utilities ⁴	94	2,582	873	3,549
Retail lending	18,665	43,332	328,595	390,592
Other	975	907	127	2,009
Total Australia	63,589	127,848	354,218	545,655
Total overseas	24,011	17,150	39,528	80,689
Total loans	87,600	144,998	393,746	626,344

¹ Some mortgage lending to customers with business banking relationships is included in loans over 5 years categorised by the industry of the associated business.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

⁴ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Consolidated \$m	2015			2014		
	Loans at Variable Interest Rates	Loans at Fixed Interest Rates	Total	Loans at Variable Interest Rates	Loans at Fixed Interest Rates	Total
Interest rate segmentation of Group loans maturing after one year						
By offices in Australia	394,307	87,759	482,066	353,625	94,316	447,941
By offices overseas	18,641	38,037	56,678	16,244	34,746	50,990
Total loans maturing after one year	412,948	125,796	538,744	369,869	129,062	498,931

Notes to the financial statements

Note 13. Loans (continued)

Loans include the following finance lease receivables:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Gross investment in finance leases, receivable:				
Due within one year	743	904	388	416
Due after one year but not later than five years	4,668	5,039	2,228	2,059
Due after five years	419	689	303	312
Unearned future finance income on finance leases	(804)	(958)	(315)	(327)
Net investment in finance leases	5,026	5,674	2,604	2,460
Accumulated allowance for uncollectable minimum lease payments	(10)	(26)	(7)	(9)
Net investment in finance leases after accumulated allowance	5,016	5,648	2,597	2,451
The net investment in finance leases may be analysed as follows:				
Due within one year	713	868	375	402
Due after one year but not later than five years	4,000	4,305	1,991	1,822
Due after five years	313	501	238	236
Total net investment in finance leases	5,026	5,674	2,604	2,460

Note 14. Provisions for impairment charges

Accounting policy

The Group has individually assessed provisions and collectively assessed provisions. Individually assessed provisions are made against loans that exceed specified thresholds and which have been individually assessed as impaired. If the Group determines that no objective evidence of impairment exists for an individually assessed loan, it includes that loan in a group of loans with similar credit risk characteristics and collectively assesses them for impairment. Loans that are individually assessed and for which an impairment loss is, or continues to be, recognised are not included in a collective assessment of impairment.

The determination of the provision for impairment is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates as described in Note 1d(ii).

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Collectively assessed provisions					
Balance as at beginning of the year	2,614	2,585	2,771	2,148	2,107
Net provisions raised	615	505	290	521	457
Write-offs	(793)	(702)	(708)	(627)	(585)
Interest adjustment	190	189	196	156	151
Exchange rate and other adjustments	37	37	36	5	18
Balance as at end of the year	2,663	2,614	2,585	2,203	2,148
Individually assessed provisions					
Balance as at beginning of the year	867	1,364	1,470	719	1,123

Provisions raised	566	684	1,112	457	550
Write-backs	(297)	(433)	(479)	(274)	(373)
Write-offs	(445)	(706)	(691)	(338)	(532)
Interest adjustment	(22)	(34)	(75)	(24)	(36)
Exchange rate and other adjustments	-	(8)	27	3	(13)
Balance as at end of the year	669	867	1,364	543	719
Total provisions for impairment charges on loans and credit commitments	3,332	3,481	3,949	2,746	2,867
Less provisions for credit commitments (refer to Note 28)	(304)	(308)	(307)	(273)	(278)
Total provisions for impairment charges on loans	3,028	3,173	3,642	2,473	2,589

169

2015 Westpac Group Annual Report

Note 14. Provisions for impairment charges (continued)

The following table presents provisions for impairment charges on loans by industry classification for the past five years:

Consolidated	2015		2014		2013		2012		2011	
	\$m	%								
Individually assessed provisions by industry										
Australia										
Accommodation, cafes and restaurants	38	1.1	47	1.4	59	1.5	53	1.2	45	1.0
Agriculture, forestry and fishing	23	0.7	47	1.4	80	2.0	46	1.1	28	0.6
Construction	20	0.6	61	1.8	66	1.7	73	1.7	63	1.4
Finance and insurance	23	0.7	24	0.7	24	0.6	38	0.9	58	1.3
Manufacturing	41	1.2	36	1.0	108	2.7	116	2.7	90	2.0
Mining	11	0.3	15	0.4	4	0.1	2	0.1	2	-
Property, property services and business services	224	6.8	283	8.1	428	10.9	518	12.2	559	12.7
Services ¹	20	0.6	32	0.9	48	1.2	121	2.9	96	2.2
Trade ²	39	1.2	70	2.0	116	2.9	87	2.1	97	2.2
Transport and storage	54	1.6	12	0.3	45	1.1	47	1.1	38	0.9
Utilities ³	-	-	2	0.1	29	0.8	22	0.5	23	0.5
Retail lending	57	1.7	60	1.7	76	1.9	67	1.6	74	1.7
Other	3	0.1	2	0.1	6	0.2	7	0.2	7	0.2
Total Australia	553	16.6	691	19.9	1,089	27.6	1,197	28.3	1,180	26.7
New Zealand										
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	-	-	1	-	5	0.1	2	-
Agriculture, forestry and fishing	6	0.2	6	0.2	17	0.4	20	0.5	20	0.5
Construction	1	-	1	-	6	0.2	2	0.1	4	0.1
Finance and insurance	-	-	-	-	9	0.2	9	0.2	3	0.1
Manufacturing	33	1.0	33	0.9	6	0.2	16	0.4	29	0.7
Mining	13	0.4	36	1.0	37	0.9	-	-	1	-
Property, property services and business services	43	1.3	38	1.1	71	1.8	116	2.7	112	2.5
Services ¹	2	0.1	1	-	40	1.0	35	0.8	6	0.1
Trade ²	1	-	2	0.1	2	0.1	3	0.1	7	0.2
Transport and storage	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
Utilities ³	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
Retail lending	8	0.2	10	0.3	17	0.4	14	0.3	27	0.6
Total New Zealand	107	3.2	128	3.6	207	5.2	220	5.2	211	4.8
Total other overseas	9	0.3	48	1.4	68	1.7	53	1.2	70	1.6
Total individually assessed provisions	669	20.1	867	24.9	1,364	34.5	1,470	34.7	1,461	33.1
Total collectively assessed provisions	2,663	79.9	2,614	75.1	2,585	65.5	2,771	65.3	2,953	66.9
Total provisions for impairment charges and credit commitments	3,332	100.0	3,481	100.0	3,949	100.0	4,241	100.0	4,414	100.0

¹ Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

² Trade includes wholesale trade and retail trade.

³ Utilities include electricity, gas and water and communication services.



Notes to the financial statements

Note 14. Provisions for impairment charges (continued)

The following table shows details of loan write-offs by industry classifications for the past five years:

Consolidated					
\$m	2015	2014	2013	2012	2011
Write-offs					
Australia					
Accommodation, cafes and restaurants	(40)	(26)	(31)	(24)	(34)
Agriculture, forestry and fishing	(36)	(80)	(30)	(11)	(23)
Construction	(40)	(37)	(46)	(106)	(27)
Finance and insurance	(12)	(10)	(14)	(11)	(5)
Manufacturing	(20)	(85)	(50)	(45)	(134)
Mining	(17)	(4)	(5)	(1)	(15)
Property, property services and business services	(174)	(232)	(340)	(453)	(507)
Services ¹	(18)	(22)	(58)	(41)	(28)
Trade ²	(56)	(70)	(69)	(53)	(57)
Transport and storage	(24)	(43)	(18)	(37)	(60)
Utilities ³	(2)	(3)	(2)	(33)	(7)
Retail lending	(658)	(603)	(545)	(597)	(661)
Other	(13)	(14)	(9)	(11)	(21)
Total Australia	(1,110)	(1,209)	(1,217)	(1,423)	(1,579)
New Zealand					
Accommodation, cafes and restaurants	-	(2)	(1)	(2)	(3)
Agriculture, forestry and fishing	(3)	(10)	(7)	(23)	(59)
Construction	-	(5)	(4)	(9)	(24)
Finance and insurance	-	(10)	(13)	(2)	(1)
Manufacturing	(1)	(1)	(3)	(17)	(12)
Mining	(28)	(10)	-	(1)	-
Property, property services and business services	(18)	(41)	(94)	(105)	(126)
Services ¹	(1)	(37)	(5)	(5)	(4)
Trade ²	(4)	(3)	(4)	(3)	(15)
Transport and storage	-	-	(1)	(1)	-
Utilities ³	-	-	-	-	(13)
Retail lending	(55)	(49)	(46)	(59)	(84)
Other	-	-	-	(1)	(1)
Total New Zealand	(110)	(168)	(178)	(228)	(342)
Total other overseas	(18)	(31)	(4)	(57)	(6)
Total write-offs	(1,238)	(1,408)	(1,399)	(1,708)	(1,927)
Write-offs in relation to:					
Collectively assessed provisions	(793)	(702)	(708)	(756)	(739)
Individually assessed provisions	(445)	(706)	(691)	(952)	(1,188)

Total write-offs	(1,238)	(1,408)	(1,399)	(1,708)	(1,927)
------------------	---------	---------	---------	---------	---------

¹ Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

² Trade includes wholesale trade and retail trade.

³ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Note 14. Provisions for impairment charges (continued)

The following table shows details of recoveries of loans by industry classifications for the past five years:

Consolidated					
\$m	2015	2014	2013	2012	2011
Recoveries					
Australia					
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	1	-	-
Agriculture, forestry and fishing	-	-	1	-	-
Construction	4	2	1	1	-
Finance and insurance	8	8	3	2	-
Manufacturing	3	3	8	5	-
Property, property services and business services	17	12	11	23	9
Services ¹	1	-	-	1	-
Trade ²	1	1	1	1	-
Transport and storage	-	-	1	1	-
Utilities ³	-	2	-	-	-
Retail lending	78	62	41	61	46
Other	1	2	-	1	-
Total Australia	113	92	68	96	55
Total New Zealand	18	14	8	8	5
Total recoveries	131	106	76	104	60
Total write-offs	(1,238)	(1,408)	(1,399)	(1,708)	(1,927)
Net write-offs and recoveries	(1,107)	(1,302)	(1,323)	(1,604)	(1,867)

¹ Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

² Trade includes wholesale trade and retail trade.

³ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities

Accounting policy

Assets held by the life insurance companies and their subsidiaries, including investments in funds managed by the Group, are designated at fair value through income statement as required by AASB 1038 *Life Insurance Contracts*. Changes in fair value are included in the Income statement. Most assets are held in the life insurance statutory funds and can only be used within the restrictions imposed under the *Life Insurance Act 1995*. The main restrictions are that the assets in a fund can only be used to meet the liabilities and expenses of that fund, to acquire investments to further the business of the fund or as distribution when solvency and capital adequacy requirements are met. Therefore they are not as liquid as other financial assets.

Life insurance liabilities consist of life insurance contract liabilities, life investment contract liabilities and external liabilities of managed investment schemes controlled by statutory life funds which have been determined to support either the life insurance or life investment contracts.

Life investment contract liabilities

Life investment contract liabilities are designated at fair value through income statement. Fair value is based on the higher of the valuation of linked assets, or the minimum current surrender value.

Life insurance contract liabilities

The value of life insurance contract liabilities is calculated using the margin on services methodology. The methodology takes into account the risks and uncertainties of the particular classes of the life insurance business written. Deferred policy acquisition costs are included in the measurement basis of life insurance contract liabilities and are therefore equally sensitive to the factors that are considered in the liabilities measurement. This methodology is in accordance with Prudential Standard LPS 340 *Valuation of Policy Liabilities*.

Under this methodology, planned profit margins and an estimate of future liabilities are calculated separately for each related product group using applied assumptions at each reporting date. Profit margins are released over each reporting period in line with the service that has been provided. The balance of the planned profit is deferred by including them in the value of policy liabilities.

External liabilities of managed investment schemes controlled by statutory life funds

External liabilities of managed investment schemes controlled by statutory life funds are designated at fair value through income statement.

Notes to the financial statements

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities (continued)

The determination of the fair value of life insurance assets uses the same judgements as other financial assets which are described in the critical accounting assumptions and estimates in Note 1d(vii).

The determination of life insurance liabilities is also one of the Group's critical accounting assumptions and estimates described in Note 1d(vii).

Life insurance assets**Consolidated**

\$m	2015	2014
Investments held directly and in unit trusts		
Equities	4,350	5,063
Debt	7,448	4,889
Property	621	621
Loans	51	65
Other	655	369
Total life insurance assets	13,125	11,007

There were no life insurance assets in the Parent Entity as at 30 September 2015 (2014: nil).

Life insurance liabilities

Consolidated Reconciliation of movements in policy liabilities \$m	Life investment contracts		Life insurance contracts		Total	
	2015	2014	2015	2014	2015	2014
Opening balance	10,378	8,080	(741)	(652)	9,637	7,428
Movements in policy liabilities reflected in the income statement	463	545	(95)	(89)	368	456
Contract contributions recognised in policy liabilities	875	831	-	-	875	831
Contract withdrawals recognised in policy liabilities	(1,183)	(1,298)	-	-	(1,183)	(1,298)
Contract fees, expenses and tax recoveries	(129)	(140)	-	-	(129)	(140)
Change in non-controlling interest of managed investment schemes	1,991	2,360	-	-	1,991	2,360
Closing balance	12,395	10,378	(836)	(741)	11,559	9,637

There were no life insurance liabilities in the Parent Entity as at 30 September 2015 (2014: nil).

Note 16. Payables due to other financial institutions**Accounting policy**

Payables due to other financial institutions include interbank borrowing, securities sold under agreements to repurchase, cash collateral and deposits (including vostro, settlement and clearing account balances) due to central and other banks. These financial liabilities are initially recognised at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method.

Consolidated

Parent Entity

\$m	2015	2014	2015	2014
Cash collateral	4,037	3,876	3,445	3,842
Offshore central bank deposits	3,922	3,039	3,922	3,039
Interbank borrowing	5,271	5,478	5,265	5,267
Securities sold under agreements to repurchase ¹	5,501	6,243	5,501	6,243
Total payables due to other financial institutions	18,731	18,636	18,133	18,411

¹ Securities sold under agreements to repurchase are not derecognised from the balance sheet, as set out in Note 1(c)(iv). The carrying value of securities pledged under repurchase agreements for the Group and the Parent Entity is \$6,998 million (2014: \$8,099 million).

173

2015 Westpac Group Annual Report

Note 17. Deposits and other borrowings

Accounting policy

Deposits and other borrowings include certificates of deposit, at-call and term deposits, other related interest-bearing financial instruments and securities sold under agreements to repurchase.

Subsequent to initial recognition at fair value, deposits and other borrowings are measured at either amortised cost using the effective interest rate method or at fair value through the income statement where they are designated as such on initial recognition.

The Group designates certain deposits and other borrowings at fair value when those liabilities are managed on a fair value basis (as part of a trading portfolio), where an accounting mismatch is eliminated or reduced (which arises from associated derivatives executed for risk management purposes), or where the instrument contains an embedded derivative. These liabilities are measured at fair value with changes in fair value (except own credit) recognised through the Income statement in the period in which they arise. The change in the portion of the fair value that is attributable to Westpac's own credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised through the Income statement.

Interest expense incurred is recorded within net interest income using the effective interest rate method.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Australia				
Certificates of deposit	32,156	35,481	32,223	35,538
Non-interest bearing, repayable at call	33,030	25,773	33,030	25,773
Other interest bearing at call	209,755	187,904	209,638	187,876
Other interest bearing term	122,071	133,972	122,071	133,972
Total Australia	397,012	383,130	396,962	383,159
New Zealand				
Certificates of deposit	974	1,031	-	-
Non-interest bearing, repayable at call	3,671	3,217	-	-
Other interest bearing at call	21,735	18,418	-	-
Other interest bearing term	21,863	22,500	-	-
Total New Zealand	48,243	45,166	-	-
Overseas				
Certificates of deposit	15,054	15,065	15,054	15,065
Non-interest bearing, repayable at call	1,009	914	431	355
Other interest bearing at call	1,752	1,694	1,211	1,204
Other interest bearing term	12,258	14,853	11,851	14,400
Total overseas	30,073	32,526	28,547	31,024
Total deposits and other borrowings	475,328	460,822	425,509	414,183
Deposits and other borrowings at fair value ¹	46,239	49,636	45,331	48,661
Deposits and other borrowings at amortised cost	429,089	411,186	380,178	365,522
Total deposits and other borrowings	475,328	460,822	425,509	414,183

¹ The amount that would be contractually required to be paid at maturity to the holders of the financial liabilities designated at fair value through income statement for the Group is \$46,284 million (2014: \$49,614 million) and for the Parent Entity is \$45,372 million (2014: \$48,632 million).

Notes to the financial statements

Note 17. Deposits and other borrowings (continued)

The following table shows average balances and average rates in each of the past three years for major categories of deposits:

Consolidated	2015		2014		2013	
	Average Balance \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	Average Rate %
Australia						
Non-interest bearing	29,201		23,082		18,399	
Certificates of deposit	32,201	2.5%	31,793	2.7%	29,352	3.1%
Other interest bearing at call	199,107	2.0%	182,046	2.5%	162,748	3.1%
Other interest bearing term	125,891	3.2%	128,546	3.5%	133,534	3.9%
Total Australia	386,400		365,467		344,033	
Overseas						
Non-interest bearing	4,514		3,926		3,345	
Certificates of deposit	16,617	0.6%	15,717	0.5%	15,259	0.6%
Other interest bearing at call	22,427	3.0%	20,354	3.1%	16,483	2.9%
Other interest bearing term	37,271	2.9%	35,720	2.6%	29,300	2.9%
Total overseas	80,829		75,717		64,387	

Certificates of deposit and term deposits

All certificates of deposit issued by foreign offices were greater than US\$100,000.

The maturity profile of certificates of deposit and term deposits greater than US\$100,000 issued by Australian operations is set out below:

Consolidated 2015	Maturity Profile				Total
	Less Than 3 Months	Between 3 and 6 Months	Between 6 Months and 1 Year	Over 1 Year	
\$m					
Certificates of deposit greater than US\$100,000	21,196	10,823	5	132	32,156
Term deposits greater than US\$100,000	59,854	22,421	12,792	7,679	102,746

Note 18. Other financial liabilities at fair value through income statement**Accounting policy**

Other financial liabilities at fair value through income statement includes trading securities sold short and securities sold under repurchase agreements which have been designated at fair value on initial recognition. Subsequent to initial recognition, these liabilities are measured at fair value with changes in fair value (except as noted below) recognised through the income statement in the period in which they arise. For financial liabilities that have been designated at fair value, the change in the portion of the fair value that is attributable to Westpac's own credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is recognised through the Income statement.

Interest expense incurred is recorded within net interest income using the effective interest rate method.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Securities sold under agreements to repurchase ¹	8,407	17,277	8,407	17,196
Securities sold short	819	1,959	819	1,959
Total other financial liabilities at fair value through income statement	9,226	19,236	9,226	19,155

¹ Securities sold under agreements to repurchase are not derecognised from the balance sheet, as set out in Note 1(c)(iv). The carrying value of securities pledged under repurchase agreements for the Group is \$8,653 million (2014: \$17,879 million) and for the Parent Entity is \$8,653 million (2014: \$17,798 million).

The amount that would be contractually required to be paid at maturity to the holders of other financial liabilities at fair value for the Group is \$9,141 million (2014: \$19,111 million) and for the Parent Entity is \$9,141 million (2014: \$19,030 million).

175

2015 Westpac Group Annual Report

Note 19. Debt issues

Accounting policy

Debt issues are bonds, notes, commercial paper and debentures that have been issued by entities in the Group. Debt issues also include acceptances, which are bills of exchange initially accepted and discounted by the Group that have been subsequently rediscounted into the market. Bill financing provided to customers by accepting and discounting of bills of exchanges is reported as part of loans.

Subsequent to initial recognition, debt issues are measured at either amortised cost using the effective interest rate method or at fair value through income statement where they are designated as such on initial recognition. The Group designates certain debt issues at fair value to reduce or eliminate an accounting mismatch which arises from associated derivatives executed for risk management purposes, or where the instrument contains an embedded derivative. These financial liabilities are measured at fair value with changes in fair value (except own credit) recognised through the income statement in the period in which they arise. The change in the fair value that is attributable to Westpac's own credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised through the Income statement.

Interest expense incurred is recorded within net interest income using the effective interest rate method.

Presented in the following table are the Group and Parent Entity's debt issues at 30 September 2015 and 2014. The distinction between short-term and long-term debt is based on the maturity of the underlying security at origination.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Debt issues				
Short-term debt:				
Own issuances	34,943	30,302	32,470	27,562
Customer conduits ¹	823	1,418	-	-
Acceptances	97	101	97	101
Total short-term debt	35,863	31,821	32,567	27,663
Long-term debt:				
Covered bonds	35,062	26,168	31,401	23,167
Senior	87,645	82,377	80,747	77,016
Securitisation	12,034	11,277	-	-
Convertible notes	-	27	-	-
Structured notes	450	581	-	-
Total long-term debt	135,191	120,430	112,148	100,183
Total debt issues	171,054	152,251	144,715	127,846
Debt issues at fair value ²	9,318	9,542	6,415	6,315
Debt issues at amortised cost	161,736	142,709	138,300	121,531
Total debt issues	171,054	152,251	144,715	127,846

¹ Further information on customer conduits is disclosed in Note 25.

² The amount that would be contractually required to be paid at maturity to the holders of the financial liabilities designated at fair value through profit or loss for the Group is \$9,372 million (2014: \$9,529 million) and for the Parent Entity is \$6,483 million (2014: \$6,324 million). Included in the carrying value of debt issues at fair value is a decrease for cumulative changes in own credit spreads of \$218 million (2014: \$58 million) for the Group and Parent Entity.



Notes to the financial statements

Note 19. Debt issues (continued)

Consolidated		2015	2014
\$m			
Short-term debt			
US commercial paper		34,943	30,259
Asset backed commercial paper (by currency):			
AUD		823	1,301
USD		-	117
Total asset backed commercial paper		823	1,418
NZD promissory notes		-	43
Acceptances		97	101
Total short-term debt		35,863	31,821
Long-term debt (by currency):			
AUD		41,706	39,356
CHF		1,912	2,130
EUR		27,278	20,522
GBP		7,067	3,785
JPY		4,272	7,557
NZD		2,991	2,989
USD		48,145	41,808
Other		1,820	2,303
Total long-term debt		135,191	120,430

Consolidated			
\$m	2015	2014	2013
Short-term borrowings			
US commercial paper			
Maximum amount outstanding at any month end	38,774	35,173	35,727
Approximate average amount outstanding	35,482	31,130	30,158
Approximate weighted average interest rate on:			
Average amount outstanding	0.3%	0.3%	0.4%
Outstanding as at end of the year	0.3%	0.3%	0.4%

The Group manages foreign exchange exposure from debt issuances as part of its hedging activities. Further details of the Group's hedge accounting are in Note 21.

Note 20. Loan capital

Accounting policy

Loan capital are instruments issued by the Group with terms and conditions that qualify for inclusion as regulatory capital under APRA Prudential Standards. Loan capital is recognised as a financial liability initially measured at fair value plus

directly attributable transaction costs and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method.

Sm	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Loan capital				
Additional Tier 1 loan capital				
Convertible debentures and Trust preferred securities	765	633	765	633
Convertible preference shares	1,182	1,180	1,182	1,180
Westpac capital notes	3,981	2,669	3,981	2,689
Total Additional Tier 1 loan capital	5,928	4,482	5,928	4,482
Tier 2 loan capital				
Subordinated notes	7,408	5,974	7,408	5,974
Subordinated perpetual notes	504	402	504	402
Total Tier 2 loan capital	7,912	6,376	7,912	6,376
Total loan capital	13,840	10,858	13,840	10,858

177

2015 Westpac Group Annual Report

 Note 20. Loan capital (continued)
Additional Tier 1 loan capital

A summary of the key terms of certain Additional Tier 1 (AT1) instruments is provided in the following table¹.

	Convertible preference shares	Capital notes
Instrument	\$1,189 million Convertible Preference Shares (CPS)	i) \$1,384 million Westpac Capital Notes (WCN) ii) \$1,311 million Westpac Capital Notes 2 (WCN 2) iii) \$1,324 million Westpac Capital Note 3 (WCN 3)
Face value	A\$100	A\$100 (all)
Issue date	23 March 2012	i) 8 March 2013 ii) 23 June 2014 iii) 8 September 2015
Dividend/ distribution payment dates²	31 March, 30 September	i) 8 March, 8 June, 8 September, 8 December ii) 23 March, 23 June, 23 September, 23 December iii) 22 March, 22 June, 22 September, 22 December
Dividend/ distribution rate²	(180 day bank bill rate + 3.25% per annum) x (1 - Australian corporate tax rate)	i) (90 day bank bill rate + 3.20% per annum) x (1 - Australian corporate tax rate) ii) (90 day bank bill rate + 3.05% per annum) x (1 - Australian corporate tax rate) iii) (90 day bank bill rate + 4.00% per annum) x (1 - Australian corporate tax rate)
Potential scheduled conversion dates³	31 March 2020 and each dividend payment date thereafter	i) 8 March 2021 and each payment date thereafter ii) 23 September 2024 and each payment date thereafter iii) 22 March 2023 and each payment date thereafter
Optional call date	31 March 2018 and each dividend payment date thereafter or in certain other limited circumstances	i) 8 March 2019 or in certain other limited circumstances ii) 23 September 2022 or in certain other limited circumstances iii) 22 March 2021 or in certain other limited circumstances
Capital trigger / Non-viability trigger	Capital trigger only	i) Capital trigger and non-viability trigger
Maximum conversion number^{4,5}	24.0038 Westpac ordinary shares per CPS	ii) 16.7280 Westpac ordinary shares per WCN ii) 14.5476 Westpac ordinary shares per WCN 2 iii) 16.0102 Westpac ordinary shares per WCN 3

Basel III capital treatment	Transitional treatment as Additional Tier 1 capital	Fully compliant Additional Tier 1 capital (all)
------------------------------------	---	---

¹ Excludes convertible debentures and Trust preferred securities (TPS 2004).

² Dividends are applicable to CPS only.

³ Conversion on these dates is subject to the satisfaction of the scheduled conversion conditions.

⁴ Based on the initial face value of A\$100.

⁵ Maximum conversion number applicable to a capital trigger event or non-viability trigger event.

178

2013 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 20. Loan capital (continued)

Common features of Additional Tier 1 instruments tabled above

Payment conditions

Dividends are discretionary and only payable subject to a dividend payment test. The dividend payment test requires that dividends will only be paid if the Westpac directors determine to pay a dividend, the dividend payment does not exceed the distributable profits of Westpac (unless APRA gives its prior written approval), and APRA does not object to the payment of the dividend. Distributions are discretionary and are only payable subject to the satisfaction of the distribution payment conditions, being Westpac's absolute discretion; the distribution payment not resulting in a breach of Westpac's capital requirements under APRA's prudential standards; the distribution payment not resulting in Westpac becoming, or likely to become, insolvent; and APRA not otherwise objecting to the payment of the distribution.

If for any reason a dividend or distribution has not been paid in full on the relevant dividend or distribution payment date, broadly Westpac must not (other than in certain limited circumstances) determine or pay any dividends on Westpac ordinary shares or undertake a discretionary buy back or capital reduction of Westpac ordinary shares, unless the unpaid dividend or distribution is paid in full within 20 business days or in certain other circumstances.

The AT1 instruments convert into Westpac ordinary shares in the following circumstances:

Scheduled Conversion

On the applicable scheduled conversion date, it is expected that the relevant AT1 instrument will be converted into a variable number of Westpac ordinary shares, provided certain conversion conditions are satisfied. For the relevant AT1 instrument converted, holders will receive a number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the instrument. The price at which Westpac ordinary shares will be issued is based on the Westpac ordinary share price determined over the 20 business day period prior to the scheduled conversion date and includes a 1% discount.

Capital Trigger Event or Non-Viability Trigger Event

Westpac may be required to convert some or all AT1 instruments into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event. A capital trigger event will occur when Westpac's Common Equity Tier 1 Capital ratio is equal to or less than 5.125% (on a level 1 or level 2 basis^{1,2}). A non-viability trigger event will occur when APRA notifies Westpac in writing that it believes conversion of some or all AT1 instruments (or conversion or write-down of other capital instruments of the Westpac Group) or a public sector injection of capital, or equivalent support, is necessary because, without it, Westpac would become non-viable³. No conversion conditions apply in these circumstances. For the applicable AT1 instrument converted, holders will receive a number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the AT1 instrument, but subject to a maximum conversion number. The price at which Westpac ordinary shares will be issued is based on the share price determined over the five business day period prior to the capital trigger event or non-viability trigger event. For each instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue. Following the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event, if conversion of an AT1 instrument does not occur for any reason within five business days, holder's rights in relation to the AT1 instrument will be terminated⁴.

Early conversion

If Westpac elects to convert an AT1 instrument on its optional call date⁵, conversion occurs on broadly similar terms as to scheduled conversion, described above.

Early conversion may also occur in certain other limited circumstances (such as following an acquisition, tax or regulatory event) on broadly similar terms to a scheduled conversion, described above.

Convertible debentures and Trust preferred securities (2004 TPS)

A wholly owned entity Westpac Capital Trust IV (Capital Trust IV) issued 525,000 2004 TPS in the United States of America at US\$1,000 each on 5 April 2004, with non-cumulative semi-annual distributions (31 March and 30 September) in arrears at the annual rate of 5.256% up to but excluding 31 March 2016. From, and including 31 March 2016 the 2004 TPS will pay non-cumulative quarterly distributions (30 June, 30 September, 31 December and 31 March) in arrears at a floating rate equal to the London InterBank Offer Rate (LIBOR) plus 1.7675% per year. Proceeds from the issue of TPS were ultimately invested in convertible debentures issued by Westpac in an aggregate amount of US\$525,001,000. 2004 TPS qualify for

transitional treatment as Additional Tier 1 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework.

¹ Level 1 comprises Westpac Banking Corporation and its subsidiary entities that have been approved by APRA as being part of a single 'Extended Licenced Entity' for the purposes of measuring capital adequacy. Level 2 includes all subsidiary entities except those entities specifically excluded by APRA regulations for the purposes of measuring capital adequacy.

² On a Level 2 basis only for CPS.

³ CPS does not contain a non-viability trigger event.

⁴ Excludes CPS.

⁵ Excludes WCN.

Note 20. Loan capital (continued)

The sole assets of the Capital Trust IV comprise 525,001 2004 Funding TPS issued by a wholly owned entity, Tavarua Funding Trust IV (Funding Trust IV) totalling US\$525,001,000. The 2004 Funding TPS have an issue price of US\$1,000 each with non cumulative semi-annual distributions in arrears at the annual rate of 5.256% up to but excluding 31 March 2016. From and including 31 March 2016, the 2004 Funding TPS will pay non-cumulative quarterly distributions (30 June, 30 September, 31 December and 31 March) in arrears at a floating rate equal to LIBOR plus 1.7675% per year.

Funding Trust IV has issued common securities with a total price of US\$1,000 to Westpac. The assets of Funding Trust IV comprise convertible debentures issued by Westpac in an aggregate amount of US\$525,001,000 and US Government securities purchased with the proceeds of the common securities.

The convertible debentures are unsecured, junior subordinated obligations of Westpac and will rank subordinate and junior in right of payment of principal and distributions to Westpac's obligations to its depositors and creditors.

The convertible debentures will only pay distributions to the extent they are declared by the Board of Directors of Westpac, or an authorised committee of the Board. Any distribution is subject to the satisfaction that no deferral conditions exist. If certain deferral conditions exist a distribution is not permitted to be declared unless approved by APRA.

Westpac has guaranteed, on a subordinated basis, the payment in full of distributions or redemption amounts, the delivery of ADRs and other payments on the 2004 TPS and the 2004 Funding TPS to the extent that the Capital Trust IV and the Funding Trust IV have funds available.

Conversion

The convertible debentures have no stated maturity, but will automatically convert into American Depositary Receipts (ADRs) each representing 40 Westpac preference shares (non-cumulative preference shares in Westpac with a liquidation amount of US\$25) on 31 March 2053, or earlier in the event that a distribution is not made or certain other events occur. Upon issue the amount paid up on each Westpac preference share will be deemed to be US\$25. The 2004 TPS will then be redeemed for ADRs. The dividend payment dates and distribution rates on Westpac preference shares will be the same as those otherwise applicable to 2004 TPS.

The holders of the ADRs will, in certain circumstances, have the right to convert their Westpac preference shares represented by ADRs into a variable number of Westpac ordinary shares on 31 March 2054 by giving notice to Westpac. For each preference share converted, holders will receive a number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in preference share terms. The price at which Westpac ordinary shares will be issued is based on the Westpac ordinary share price determined over the 20 trading day period prior to the optional conversion date and includes a 5% discount.

Redemption

With the prior written consent of APRA, if required, Westpac may elect to redeem the convertible debentures for cash before 31 March 2016 in whole upon the occurrence of certain specific events, and in whole or in part on 31 March 2016 or any distribution date thereafter. The proceeds received by Funding Trust IV from the redemption of the convertible debentures must be used to redeem the 2004 Funding TPS and ultimately the 2004 TPS. The redemption price of the 2004 TPS will equal US\$1,000 per 2004 TPS plus the accrued and unpaid distribution for the then current semi-annual or quarterly period to the date of redemption or, if the date of redemption is a distribution date, the accrued and unpaid distribution for the most recent semi-annual or quarterly period.

The holders of the convertible debentures, 2004 Funding TPS and 2004 TPS do not have an option to require redemption of these instruments.

Notes to the financial statements

Note 20. Loan capital (continued)

Tier 2 loan capital

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Basel III transitional subordinated notes				
US\$75 million subordinated notes due 2015 ¹	108	89	108	89
US\$400 million subordinated notes due 2015 ^{2,3}	572	476	572	476
US\$350 million subordinated notes due 2018 ⁴	540	436	540	436
A\$500 million subordinated notes due 2022 ⁵	500	500	500	500
A\$1,676 million subordinated notes due 2022 ⁶	1,670	1,667	1,670	1,667
US\$800 million subordinated notes due 2023 ⁷	1,147	898	1,147	898
Basel III fully compliant subordinated notes				
A\$925 million subordinated notes due 2023 ⁸	919	916	919	916
A\$1,000 million subordinated notes due 2024 ⁸	999	992	999	992
CNY 1,250 million subordinated notes due 2025 ⁸	288	-	288	-
A\$350 million subordinated notes due 2027 ⁸	348	-	348	-
S\$325 million subordinated notes due 2027 ⁸	317	-	317	-
Total subordinated notes	7,408	5,974	7,408	5,974

¹ Fixed 5.00%.

² Fixed 5.30%.

³ Redeemed on 15 October 2015.

⁴ Fixed 4.625%.

⁵ Floating 90 day bank bill rate + 3.00% pa.

⁶ Floating 90 day bank bill rate + 2.75% pa.

⁷ Fixed 3.625%; 5 year up to but excluding 28 February 2018 thereafter fixed rate equal to 5 year US treasury rate + 2.90% pa.

⁸ Refer to table following for interest terms.

Basel III transitional subordinated notes

These subordinated notes qualify for transitional treatment as Tier 2 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework, do not contain non-viability loss absorption requirements and have non-discretionary, cumulative distributions.

Note 20. Loan capital (continued)
Basel III fully compliant subordinated notes

Further details regarding Basel III fully compliant subordinated notes (including non-viability loss absorption) which have been issued by Westpac are as follows:

Basel III fully compliant subordinated notes

Instrument	<ul style="list-style-type: none"> i) A\$925 million Subordinated Notes II due 2023 ii) A\$1,000 million subordinated notes due 2024 iii) CNY 1,250 million subordinated notes due 2025 iv) A\$350 million subordinated notes due 2027 v) S\$325 million subordinated notes due 2027
Face value	<ul style="list-style-type: none"> i) A\$100 ii) A\$100,000 iii) CNY 1,000,000 and CNY 10,000 thereafter¹ iv) A\$200,000 and A\$2,000 thereafter¹ v) S\$250,000
Issue date	<ul style="list-style-type: none"> i) 22 August 2013 ii) 14 March 2014 iii) 9 February 2015 iv) 11 March 2015 v) 12 August 2015
Interest payment dates	<ul style="list-style-type: none"> i) 22 February, 22 May, 22 August and 22 November ii) 14 March, 14 June, 14 September and 14 December iii) 9 February and 9 August iv) 11 March v) 12 February and 12 August
Interest rate	<ul style="list-style-type: none"> i) 90-day bank bill rate + 2.30% per annum ii) 90-day bank bill rate + 2.05% per annum iii) 4.85% p.a. until but excluding 9 February 2020. Thereafter, if not called, a fixed rate per annum equal to the one-year CNH HIBOR reference rate + 0.8345% p.a. iv) 4.50% p.a. until but excluding 11 March 2022. Thereafter, if not called, a fixed rate per annum equal to the five-year A\$semi-quarterly mid-swap reference rate + 1.95% p.a., the sum of which will be annualised v) 4.00% p.a. until but excluding 12 August 2022. Thereafter, if not called, a fixed rate per annum equal to the five-year S\$ swap offer rate + 1.54% p.a.
Maturity date	<ul style="list-style-type: none"> i) 22 August 2023 ii) 14 March 2024 iii) 9 February 2025 iv) 11 March 2027 v) 12 August 2027
Optional call date	<ul style="list-style-type: none"> i) 22 August 2018 or in certain other limited circumstances ii) 14 March 2019 or in certain other limited circumstances iii) 9 February 2020 or in certain other limited circumstances iv) 11 March 2022 or in certain other limited circumstances v) 12 August 2022 or in certain other limited circumstances

Non-viability trigger Yes for (i) to (v)

Maximum conversion number	i)	16,1551 Westpac ordinary shares per subordinated note
	ii)	14,938.75112 Westpac ordinary shares per subordinated note
	iii)	30,116.4958 Westpac ordinary shares per subordinated note
	iv)	26,546.3233 Westpac ordinary shares per subordinated note
	v)	36,083.0340 Westpac ordinary shares per subordinated note

¹ These subordinated notes are issued in multiple denominations and therefore there may be more than one face value.

Notes to the financial statements

Note 20. Loan capital (continued)

Common features of Basel III fully compliant subordinated notes

These subordinated notes qualify as Tier 2 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework.

Payment conditions

Interest payments on the subordinated notes are subject to Westpac being solvent at the time of the interest payment and immediately following the interest payment.

Non-Viability Trigger Event

Westpac may be required to convert some or all subordinated notes into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a non-viability trigger event. A non-viability trigger event will occur when APRA notifies Westpac in writing that it believes conversion of some or all subordinated notes (or conversion or write-down of other capital instruments of the Westpac Group) or a public sector injection of capital, or equivalent support, is necessary because, without it, Westpac would become non-viable. For each subordinated note converted, holders will receive a number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the subordinated notes, but subject to a maximum conversion number. The price at which Westpac ordinary shares will be issued is based on the Westpac ordinary share price determined over the five business day period prior to the non-viability trigger event and includes a 1% discount. The maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue of the subordinated notes. If Westpac is unable to convert the relevant subordinated notes for any reason, holder's rights in relation to the notes will be terminated.

Subordinated perpetual notes

These notes have no final maturity but may, subject to the approval of APRA and subject to certain other conditions, be redeemed at par at the option of Westpac. Interest is cumulative and is payable on the notes semi-annually, subject to Westpac being solvent immediately after making the payment and having paid any dividend on any class of share capital of Westpac within the prior 12 month period. The notes qualify for transitional treatment as Tier 2 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework.

The rights of the noteholders and coupon holders are subordinated to the claims of all creditors (including depositors) of Westpac other than those creditors whose claims against Westpac are expressed to rank equally with or after the claims of the noteholders and coupon holders.

Note 21. Derivative financial instruments

Accounting policy

Derivative financial instruments are instruments whose values derive from the value of an underlying asset, reference rate or index and include forwards, futures, swaps and options.

Derivatives are recognised initially and subsequently measured at fair value with gains or losses recognised through the income statement in the period in which they arise, unless the derivative is designated into a cashflow or net investment hedge relationship.

Derivatives are presented as an asset where they have a positive fair value at balance date or as a liability where the fair value at balance date is negative.

The Group uses derivative instruments for both trading (primarily customer related activity) and hedging purposes. As a trader, the Group's primary objective is to derive income as a market maker from the sale of derivatives to meet Westpac's customers' needs. The market making process provides liquidity in key markets in which the Group operates. The Group also trades on its own account to take advantage of market opportunities, which represent a limited part of the Group's derivative activities.

Derivatives are also used by the Group as part of its asset and liability management activities, mainly to hedge its exposures to interest rates, foreign currency and credit risk, including exposures arising from forecast transactions. The Group uses hedge accounting techniques where possible to eliminate the volatility which would otherwise arise due to

accounting mismatches. This activity is principally carried out by Treasury within the risk management framework of limits, practices and procedures set and overseen by the Westpac Group Executive Risk Committee (RISKCO).

Where the criteria for hedge accounting as defined under *AASB 139 Financial Instruments: Recognition and Measurement* are met, the Group designates these derivatives into one of three hedge accounting relationships: fair value hedge, cash flow hedge or a hedge of a net investment in a foreign operation. These hedging designations and associated accounting are as follows:

Fair value hedges

Changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as fair value hedges are recorded in the income statement, together with any changes in the fair value of the hedged asset or liability that are attributable to the hedged risk. The changes in the fair value of the hedged asset and liability are adjusted against their carrying value.

Note 21. Derivative financial instruments (continued)

If the hedge no longer meets the criteria for hedge accounting, it is discontinued and any previous adjustment to the carrying value of a hedged item is amortised to the income statement over the period to maturity. If the hedged item is sold or repaid, the unamortised fair value adjustment is recognised immediately in the income statement.

Cash flow hedges

The effective portion of changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as cash flow hedges are recognised in the cash flow hedge reserve through other comprehensive income. The gain or loss relating to any ineffective portion is recognised immediately in the income statement.

When a hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or when the hedge no longer meets the criteria for hedge accounting, any cumulative gain or loss existing in other comprehensive income at that time remains in other comprehensive income and is recognised in profit or loss in the period in which the hedged item affects profit or loss. When a forecast transaction is no longer expected to occur, the cumulative gain or loss that was reported in other comprehensive income is immediately transferred to the income statement.

Hedges of a net investment in a foreign operation

Hedges of net investments in overseas branches and subsidiaries are accounted for in a manner similar to cash flow hedges. Any gain or loss on the hedging instrument relating to the effective portion of the hedge is recognised in the foreign currency translation reserve through other comprehensive income and the gain or loss relating to the ineffective portion is recognised immediately in the income statement. Gains and losses accumulated in other comprehensive income are included in the income statement when the overseas branch or subsidiary is disposed.

Where the criteria for hedge accounting are not met these hedging relationships are accounted for in the same way as derivatives held for trading. This includes the management of risks associated with future New Zealand dollar earnings and the management of credit risk exposures in Westpac's lending portfolio.

a. Fair value hedges

The Group hedges a proportion of its interest rate risk and foreign exchange risk from debt issuances using single currency and cross-currency interest rate derivatives. The Group also hedges part of its interest rate risk from fixed rate assets denominated both in local and foreign currencies using interest rate derivatives designated as fair value hedges.

For the Group, the change in the fair value of hedging instruments designated in fair value hedges was a \$308 million loss (2014: \$267 million gain) while the change in the fair value of hedged items attributed to the hedge risk was a \$317 million gain (2014: \$323 million loss).

For the Parent Entity, the change in the fair value of hedging instruments designated in fair value hedges was a \$80 million loss (2014: \$304 million gain) while the change in the fair value of hedged items attributed to the hedge risk was a \$88 million gain (2014: \$342 million loss).

All gains or losses associated with the ineffective portion of fair value hedge relationships are recognised as 'interest income' in the income statement. The amount recognised for this year was a \$9 million gain (2014: \$36 million loss) for the Group and a \$8 million gain (2014: \$38 million loss) for the Parent Entity.

b. Cash flow hedges

Exposure to the volatility of interest cash flows from floating rate customer deposits, at call balances and loans is hedged through the use of interest rate derivatives.

Exposure to foreign currency principal and interest cash flows from floating rate debt issuances is hedged through the use of cross-currency derivatives.

Underlying cash flows from cash flow hedges are, as a proportion of total cash flows, expected to occur in the following periods:

	Less Than 1 Month	1 Month to 3 Months	3 Months to 1 Year	1 Year to 2 Years	2 Years to 3 Years	3 Years to 4 Years	4 Years to 5 Years	Over 5 Years
2015								
Cash inflows (assets)	1.9%	2.8%	28.4%	17.6%	12.6%	11.2%	11.1%	14.4%

Cash outflows (liabilities)	1.9%	2.9%	29.9%	18.4%	12.4%	10.4%	10.1%	14.0%
2014¹								
Cash inflows (assets)	0.6%	8.7%	20.2%	25.4%	14.0%	7.0%	9.6%	14.4%
Cash outflows (liabilities)	0.7%	9.6%	20.7%	26.1%	14.4%	6.7%	8.5%	13.4%

¹ Comparatives have been revised to improve comparability.

Notes to the financial statements

Note 21. Derivative financial instruments (continued)

For the Group, a loss on cashflow hedges of \$22 million was recognised due to hedge ineffectiveness (2014: \$22 million loss). For the Parent Entity, a loss on cashflow hedges of \$16 million was recognised due to hedge ineffectiveness (2014: \$23 million loss). Both were recognised immediately in interest income in the income statement.

c. Dual fair value and cash flow hedges

Fixed rate foreign currency denominated debt is hedged using cross-currency interest rate derivatives, designated as fair value hedges of foreign interest rates and cash flow hedges of foreign exchange rates.

d. Net investment hedges

For both the Group and Parent Entity, ineffectiveness arising from hedges of net investments in foreign operations and recognised in non-interest income in the income statement amounted to nil (2014: nil). The Group hedges the majority of the currency translation risk of net investments in foreign operations through foreign exchange forward contracts.

The notional amount and fair value of derivative instruments held for trading and designated in hedge relationships are set out in the following tables:

Consolidated 2015	Fair Value									
	Notional	Trading		Hedging				Total		
		Amount	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
\$m										
Interest rate contracts										
Futures contracts ¹	147,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Forward rate agreements	517,297	154	(156)	-	-	-	-	-	154	(156)
Swap agreements ²	2,014,629	25,837	(24,310)	739	(2,995)	1,212	(1,301)	-	27,788	(28,606)
Options	90,074	576	(683)	-	-	-	-	-	576	(683)
Total interest rate contracts	2,769,368	26,567	(25,149)	739	(2,995)	1,212	(1,301)	-	28,518	(29,445)
Foreign exchange contracts										
Spot and forward contracts	674,114	10,002	(8,653)	-	-	-	(27)	-	(216)	10,002
Cross currency swap agreements ²	435,465	12,687	(18,782)	1,094	124	4,102	(414)	-	17,883	(19,072)
Options	34,956	651	(689)	-	-	-	-	-	651	(689)
Total foreign exchange contracts	1,144,535	23,340	(28,124)	1,094	124	4,102	(441)	-	(216)	28,536
Commodity contracts	6,398	472	(409)	-	-	-	-	-	472	(409)
Equities	216	9	(10)	-	-	-	-	-	9	(10)
Credit default swaps	33,181	143	(150)	-	-	-	-	-	143	(150)
Total of gross derivatives	3,953,698	50,531	(53,842)	1,833	(2,871)	5,314	(1,742)	-	(216)	57,678
Impact of netting arrangements ³	-	(9,505)	10,367	-	-	-	-	-	(9,505)	10,367
Total of net derivatives	3,953,698	41,026	(43,475)	1,833	(2,871)	5,314	(1,742)	-	(216)	48,304

¹ The fair value differential of futures contracts are settled daily with the exchange. The notional balance represents open contracts as at 30 September.

² The unrealised foreign exchange gains or loss on derivatives in hedge relationships are substantially offset by the retranslation at spot exchange rates of the foreign currency denominated debt being hedged, which affects profit and loss in the current year.

³ Primarily consists of derivative trades settled directly with central clearing counterparties and associated variation margin. Westpac became a direct clearing member of LCH.Clearnet Limited during the 2015 year.

Note 21. Derivative financial instruments (continued)

Consolidated 2014	Fair Value ¹										
	Notional	Trading		Fair Value		Hedging		Net Investment		Total Fair Value	
		Amount	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets
\$m											
Interest rate contracts											
Futures contracts ²	94,187	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Forward rate agreements	159,695	15	(14)	-	-	-	-	-	-	15	(14)
Swap agreements ³	1,998,785	14,722	(13,888)	402	(2,199)	996	(591)	-	-	16,120	(16,678)
Options	106,850	311	(339)	-	-	-	-	-	-	311	(339)
Total interest rate contracts	2,359,617	15,048	(14,241)	402	(2,199)	996	(591)	-	-	16,446	(17,031)
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	600,890	10,092	(8,873)	-	-	-	-	59	(52)	10,151	(8,925)
Cross currency swap agreements ¹	385,410	11,784	(10,261)	821	186	1,360	(2,658)	-	-	13,965	(12,733)
Options	34,144	498	(486)	-	-	-	-	-	-	498	(486)
Total foreign exchange contracts	1,020,244	22,374	(19,620)	821	186	1,360	(2,658)	59	(52)	24,614	(22,144)
Commodity contracts	3,426	133	(137)	-	-	-	-	-	-	133	(137)
Equities	313	6	(4)	-	-	-	-	-	-	6	(4)
Credit default swaps	32,684	205	(223)	-	-	-	-	-	-	205	(223)
Total of gross derivatives	3,416,284	37,766	(34,225)	1,223	(2,013)	2,356	(3,249)	59	(52)	41,404	(39,539)
Impact of netting arrangements	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Total of net derivatives	3,416,284	37,766	(34,225)	1,223	(2,013)	2,356	(3,249)	59	(52)	41,404	(39,539)
Parent Entity 2015											
\$m											
Interest rate contracts											
Futures contracts ²	147,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Forward rate agreements	517,297	154	(156)	-	-	-	-	-	-	154	(156)
Swap agreements ³	2,010,895	25,890	(24,726)	722	(2,689)	1,155	(1,015)	-	-	27,767	(28,430)
Options	90,049	575	(683)	-	-	-	-	-	-	575	(683)
Total interest rate contracts	2,765,609	26,619	(25,565)	722	(2,689)	1,155	(1,015)	-	-	28,496	(29,269)
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	672,295	9,976	(8,621)	-	-	-	(27)	-	(202)	9,976	(8,850)
Cross currency swap agreements ¹	427,053	12,691	(18,840)	1,004	56	3,603	(256)	-	-	17,298	(19,040)
Options	34,956	651	(689)	-	-	-	-	-	-	651	(689)
Total foreign exchange contracts	1,134,304	23,318	(28,150)	1,004	56	3,603	(283)	-	(202)	27,925	(28,579)
Commodity contracts	3,843	472	(409)	-	-	-	-	-	-	472	(409)
Equities	216	9	(10)	-	-	-	-	-	-	9	(10)
Credit default swaps	33,181	143	(150)	-	-	-	-	-	-	143	(150)
Total of gross derivatives	3,937,153	50,561	(54,284)	1,726	(2,633)	4,758	(1,298)	-	(202)	57,045	(58,417)
Impact of netting arrangements ¹	-	(9,505)	10,367	-	-	-	-	-	-	(9,505)	10,367
Total of net derivatives	3,937,153	41,056	(43,917)	1,726	(2,633)	4,758	(1,298)	-	(202)	47,540	(48,050)

¹ Comparatives have been revised to improve comparability.

² The fair value differential of futures contracts are settled daily with the exchange. The notional balance represents open contracts as at 30 September.

³ The unrealised foreign exchange gains or loss on derivatives in hedge relationships are substantially offset by the retranslation at spot exchange rates of the foreign currency denominated debt being hedged, which affects profit and loss in the current year.

⁴ Primarily consists of derivative trades settled directly with central clearing counterparties and associated variation margin. Westpac became a direct clearing member of LCH Clearnet Limited during the 2015 year.

Notes to the financial statements

Note 21. Derivative financial instruments (continued)

Parent Entity 2014	Fair Value ¹										
	Notional Amount	Trading		Hedging				Total Fair Value			
		Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Cash Flow	Net Investment	Assets	Liabilities		
\$m											
Interest rate contracts											
Futures contracts ²	94,187	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
Forward rate agreements	159,695	15	(14)	-	-	-	-	-	15	(14)	
Swap agreements ³	1,995,825	14,764	(13,953)	398	(2,109)	952	(532)	-	16,114	(16,594)	
Options	106,925	311	(339)	-	-	-	-	-	311	(339)	
Total interest rate contracts	2,356,632	15,090	(14,306)	398	(2,109)	952	(532)	-	16,440	(16,947)	
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	597,789	10,073	(8,831)	-	-	-	-	54	(50)	10,127	(8,881)
Cross currency swap agreements ³	379,869	11,789	(10,416)	810	19	1,299	(2,066)	-	13,898	(12,463)	
Options	34,144	498	(486)	-	-	-	-	-	498	(486)	
Total foreign exchange contracts	1,011,802	22,360	(19,733)	810	19	1,299	(2,066)	54	(50)	24,523	(21,830)
Commodity contracts	3,425	133	(137)	-	-	-	-	-	133	(137)	
Equities	313	6	(4)	-	-	-	-	-	6	(4)	
Credit default swaps	32,684	205	(223)	-	-	-	-	-	205	(223)	
Total of gross derivatives	3,404,856	37,794	(34,403)	1,208	(2,090)	2,251	(2,598)	54	(50)	41,307	(39,141)
Impact of netting arrangements	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
Total of net derivatives	3,404,856	37,794	(34,403)	1,208	(2,090)	2,251	(2,598)	54	(50)	41,307	(39,141)

¹ Comparatives have been revised to improve comparability.

² The fair value differential of futures contracts are settled daily with the exchange. The notional balance represents open contracts as at 30 September.

³ The unrealised foreign exchange gains or loss on derivatives in hedge relationships are substantially offset by the retranslation at spot exchange rates of the foreign currency denominated debt being hedged, which affects profit and loss in the current year.

Credit derivatives

Through the use of credit derivatives, the Group is exposed to or protected from the risk of default of the underlying entity referenced by the derivative, dependant on whether the Group is a purchaser or seller of credit protection. The primary credit derivatives used by the Group are CDSs, which are predominantly executed with other financial institutions.

Credit derivatives are primarily entered into to facilitate institutional customer transactions and to manage our credit risk exposures. The notional amount and fair value of credit derivatives are presented in the following table for both the Group and the Parent Entity:

\$m	Notional Amount	2015		Notional	2014	
		Fair value Asset	Fair value Liability		Fair value Asset	Fair value Liability
Credit protection bought ¹	16,849	44	(107)	16,703	6	(212)
Credit protection sold	16,332	99	(43)	15,981	199	(11)
Total	33,181	143	(150)	32,684	205	(223)

¹ Counterparties to derivatives relating to credit protection bought are predominantly financial institutions.

Note 22. Financial risk

The Board is responsible for reviewing and approving our overall risk management strategy, including determining our appetite for risk. The Board has delegated authority to the Board Risk & Compliance Committee (BRCC) to approve the Westpac Group Risk Appetite Statement, which sets the Group's overall risk appetite within the context of the strategy determined by the Board.

Westpac's appetite for risk is influenced by a range of factors, including whether a risk is considered consistent with its strategy (core risk) and whether an appropriate return can be achieved from taking that risk. Westpac has a lower appetite for risks that are not part of its core strategy. Westpac seeks to achieve an appropriate return on risk and prices its products accordingly.

Note 22. Financial risk (continued)

Westpac seeks to maximise total shareholder returns over the longer term by achieving an appropriate balance between growth and volatility of returns and by ultimately returning that value to shareholders.

Westpac distinguishes the following types of risk, and takes an integrated approach towards managing them. These risks are:

Type of risk	Description
Key risks	<ul style="list-style-type: none"> ▪ credit risk – the risk of financial loss where a customer or counterparty fails to meet their financial obligations to Westpac; ▪ liquidity risk – the risk that the Group will be unable to fund assets and meet obligations as they become due; ▪ market risk – the risk of an adverse impact on earnings resulting from changes in market factors, such as foreign exchange rates, interest rates, commodity prices and equity prices. This includes interest rate risk in the banking book - the risk to interest income from a mismatch between the duration of assets and liabilities that arises in the normal course of business activities; ▪ operational risk – the risk of loss resulting from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events. The definition is aligned to the regulatory (Basel II) definition, including legal and regulatory risk but excluding strategic and reputation risk; ▪ conduct risk – the risk arising from unfair or inappropriate behaviour or practices of the Westpac Group or its staff; and ▪ compliance risk – the risk of legal or regulatory sanction, financial or reputational loss, arising from our failure to abide by the compliance obligations required of us.
Other related risks	<ul style="list-style-type: none"> ▪ business risk – the risk associated with the vulnerability of a line of business to changes in the business environment; ▪ sustainability risk – the risk of reputational or financial loss due to failure to recognise or address material existing or emerging sustainability related environmental, social or governance issues; ▪ equity risk – the potential for financial loss arising from movements in equity values. Equity risk may be direct, indirect or contingent; ▪ insurance risk – the risk of mis-estimation of the expected cost of insured events, volatility in the number or severity of insured events, and mis-estimation of the cost of incurred claims; ▪ related entity (contagion) risk – the risk that problems arising in other Westpac Group members compromise the financial and operational position of the authorised deposit-taking institution in the Westpac Group; and ▪ reputation risk – the risk to earnings or capital arising from negative public opinion resulting from the loss of reputation or public trust and standing.

Note 22 provides a summary of Westpac's Risk Management Framework, as well as a discussion of Westpac's financial risk management policies and practices and quantitative information on some of its principal financial risk exposures. The information contained in Note 22 comprises the following:

22.1	Approach to risk management
22.2	Credit Risk Management
	22.2.1 Credit Risk Management Policy
	22.2.2 Provision and Impairment Policy
	22.2.3 Internal Credit Risk Ratings System
	22.2.4 Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements
	22.2.5 Credit risk concentrations
	22.2.6 Credit quality of financial assets
	22.2.7 Financial assets that are neither past due nor impaired
	22.2.8 Financial assets that are past due, but not impaired
	22.2.9 Items 90 days past due, or otherwise in default and not impaired
	22.2.10 Impaired loans
22.3	Funding and liquidity risk management
	22.3.1 Liquidity modelling
	22.3.2 Sources of liquidity
	22.3.3 Contractual maturity of financial liabilities
	22.3.4 Expected maturity
22.4	Market risk
	22.4.1 Traded market risk
	22.4.2 Non-traded market risk

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

22.1 Approach to risk management

The Board is responsible for reviewing and approving our overall risk management strategy, including determining our appetite for risk. The Board has delegated to the BRCC responsibility for providing recommendations to the Board on the Westpac Group's risk-reward strategy, setting risk appetite, approving framework and policies for managing risk, and determining whether to accept risks beyond management's approval discretion.

The BRCC monitors the alignment of our risk profile with our risk appetite, which is defined in the Board Statement of Risk Appetite, and with our current and future capital requirements. The BRCC receives regular reports from management on the effectiveness of our management of Westpac's material business risks. More detail about the role of the BRCC is set out in the Westpac risk management governance structure table.

The CEO and Executive Team are responsible for implementing our risk management strategy and frameworks, and for developing policies, controls, processes and procedures for identifying and managing risk in all of Westpac's activities.

Westpac adopts a Three Lines of Defence approach to risk management which reflects our culture of 'risk is everyone's business' and that all employees are responsible for identifying and managing risk and operating within the Group's desired risk profile. Effective risk management enables us to:

- accurately measure our risk profile and balance risk and reward within our risk appetite, increasing financial growth opportunities and mitigating potential loss or damage;
- protect Westpac's depositors, policyholders and investors by maintaining a strong balance sheet;
- embed adequate controls to guard against excessive risk or undue risk concentration; and
- meet our regulatory and compliance obligations.

The 1st Line of Defence – risk identification, risk management and self-assurance

Divisional business units are responsible for identifying, evaluating and managing the risks that they originate within approved risk appetite and policies. They are required to establish and maintain appropriate risk management controls, resources and self-assurance processes.

The 2nd Line of Defence – establishment of Risk Management Frameworks and policies and Risk Management Oversight

Our 2nd Line of Defence is a separate risk and compliance advisory, control and monitoring function which establishes frameworks, policies, limits and processes for the management, monitoring and reporting of risk. The 2nd line of Defence may approve risks outside the authorities granted to the 1st Line, and evaluates and opines on the adequacy and effectiveness of 1st Line controls and application of frameworks and policies and, where necessary, requires improvement and monitors the 1st Line's progress toward remediation of identified deficiencies.

The 3rd Line of Defence – independent assurance

Our Group Audit function independently evaluates the adequacy and effectiveness of the Group's overall Risk Management Framework and controls.

This approach allows risks within our risk appetite to be balanced against appropriate rewards.

Westpac's risk management governance structure is set out in more detail in the following table:

Board
<ul style="list-style-type: none"> ▪ reviews and approves our overall risk management strategy.
Board Risk & Compliance Committee (BRCC)

- provides recommendations to the Board on the Westpac Group's risk-reward strategy;
- sets risk appetite;
- reviews and approves frameworks for managing risk;
- reviews and approves the limits and conditions that apply to credit risk approval authority delegated to the CEO, CFO and CRO and any other officers of the Westpac Group to whom the Board has delegated authority;
- monitors our risk profile, performance, capital levels, exposures against limits and management and control of our risks;
- monitors changes anticipated in the economic and business environment and other factors relevant to our risk profile;
- oversees the development and ongoing review of key policies that support our frameworks for managing risk; and
- determines whether to accept risks beyond the approval discretion provided to management.

Note 22. Financial risk (continued)

Other Board Committees with a risk focus

Board Audit Committee

- oversees the integrity of financial statements and financial reporting systems, and matters relating to taxation risks.

Board Remuneration Committee

- reviews any matters raised by the BRCC with respect to risk-adjusted remuneration.

Board Technology Committee

- oversees the technology strategy, implementation, and risks associated with major technology programs.

Executive Team

- executes the Board-approved strategy;
- delivers the Group's various strategic and performance goals within the approved risk appetite; and
- monitors key risks within each business unit, capital adequacy and the Group's reputation.

Executive risk committees

Westpac Group Executive Risk Committee

- leads the management and oversight of material risks across the Westpac Group within the context of the risk appetite determined by the BRCC;
- oversees the embedding of the Risk Management Strategy in the Group's approach to risk governance;
- oversees risk-related management frameworks and key supporting policies;
- oversees the Group's credit, operational, compliance, and market risk profiles;
- oversees Reputation Risk and Sustainability Risk Management Frameworks and key supporting policies; and
- identifies emerging credit, operational, compliance and market risks and allocates responsibility for assessing impacts and implementing appropriate actions to address these.

Westpac Group Asset & Liability Committee

- leads the optimisation of funding and liquidity risk-reward across the Group;
- reviews the level and quality of capital so that it is commensurate with the Group's risk profile, business strategy and risk appetite;
- oversees the Liquidity Risk Management framework and key policies;
- oversees the Funding and Liquidity Risk Profile and Balance Sheet Risk Profile; and
- identifies emerging funding and liquidity risks and appropriate actions to address these.

Westpac Group Credit Risk Committee

- leads the optimisation of credit risk-reward across the Group;
- reviews and oversees the Credit Risk-related Risk Management Frameworks and key supporting policies;
- oversees Westpac's credit risk profile;
- identifies emerging credit risks, allocates responsibility for assessing impacts, and responds as appropriate; and
- facilitates continuous improvement in credit risk management by providing a forum for testing risk tolerances and debating alternate approaches.

Westpac Group Remuneration Oversight Committee

- provides assurance that the remuneration arrangements across the Group have been examined from a People, Risk and Finance perspective;
- responsible for ensuring that risk is embedded in all key steps in our remuneration framework;
- reviews and makes recommendations to the CEO for recommendation to the Board Remuneration Committee on the Group Remuneration Policy and provides assurance that remuneration arrangements across the Group encourage behaviour that supports Westpac's long-term financial soundness and the risk management framework;
- reviews and monitors the remuneration arrangements (other than for Group Executives) for Responsible Persons (as defined in the Group's Statutory Officers Fit and Proper Policy), risk and financial control personnel, and all other employees for whom a significant portion of total remuneration is based on performance and whose activities, either individually or collectively, may affect the financial soundness of Westpac; and
- reviews and recommends to the CEO for recommendation to the Board Remuneration Committee the criteria and rationale for determining the total quantum of the Group variable reward pool.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Risk and compliance functions

Risk Function

- develops Group-level Risk Management Frameworks for approval by the BRCC;
- directs the review and development of key policies supporting the Risk Management Frameworks;
- develops division-specific policies, risk appetite statements, controls, procedures, and monitoring and reporting capability that align to the frameworks approved by the BRCC;
- establishes risk concentration limits and monitors risk concentrations; and
- monitors emerging risk issues.

Compliance Function

- develops the Group-level compliance framework for approval by the BRCC;
- directs the review and development of compliance policies, compliance plans, controls and procedures;
- monitors compliance and regulatory obligations and emerging regulatory developments; and
- reports on compliance standards.

Independent internal review

Group Audit

- reviews the adequacy and effectiveness of management controls for risk.

Divisional business units

Business Units

- responsible for identifying, evaluating and managing the risks that they originate within approved risk appetite policies; and
- establish and maintain appropriate risk management controls, resources and self-assurance processes.

22.2 Credit Risk Management

Credit risk is the risk of financial loss where a customer or counterparty fails to meet their financial obligations.

22.2.1 Credit Risk Management Policy

Westpac maintains a Credit Risk Management Framework and a number of supporting policies that define roles and responsibilities, acceptable practices, limits and key controls:

- the Credit Risk Management Framework describes the principles, methodologies, systems, roles and responsibilities, reports and key controls that exist for managing credit risk in Westpac;
- the Credit Risk Rating System policy describes the credit risk rating system philosophy, design, key features and uses of rating outcomes; and
- Westpac has established policies governing the management of three key types of concentration risk:
 - individual customers or groups of related customers;
 - specific industries (e.g. commercial property); and
 - individual countries.

Westpac has an established policy governing the delegation of credit approval authorities and a set of formal limits for the extension of credit. These limits represent the delegation of credit approval authority to responsible individuals throughout the organisation.

Credit manuals exist in each business unit to govern the extension of credit. These manuals include general policies covering the origination, evaluation, approval, documentation, settlement and ongoing management of credit risks including management of problem loans. These manuals are regularly updated by the business units, with significant changes approved by Risk.

Sector policies exist to guide the extension of credit where industry-specific guidelines are considered necessary (e.g. acceptable financial ratios or types of collateral). These policies are maintained by the business unit risk management teams.

Westpac has a related entity Risk Management Framework and supporting policies, which include governance of credit exposures to related entities, so as to minimise contagion risk for the extended licensed entity and for compliance with the prudential requirements prescribed by APRA.

Note 22. Financial risk (continued)
22.2.2 Provision and impairment policy

Provisions for loan impairment represent management's best estimate of the losses incurred in the loan portfolios as at the balance date. There are two components of Westpac's loan impairment provisions: individually assessed provisions and collectively assessed provisions. In determining the individually assessed provisions, relevant considerations that have a bearing on the expected future cash flows are taken into account, for example, the business prospects of the customer, the realisable value of collateral, Westpac's position relative to other claimants, the reliability of customer information and the likely cost and duration of the work-out process. These judgments and estimates can change with time as new information becomes available or as work-out strategies evolve, resulting in revisions to the impairment provision as individual decisions are made.

The collectively assessed provisions are established on a portfolio basis taking into account the level of arrears, collateral, past loss experience and expected defaults based on portfolio trends. The most significant factors in establishing these provisions are estimated loss rates and related emergence periods. The provisions also take into account management's assessment of changes or events that have recently occurred in sectors of the economy or in the economy as a whole that are not yet reflected in underlying provisioning factors. The future credit quality of these portfolios is subject to uncertainties that could cause actual credit losses to differ from reported loan impairment provisions. These uncertainties include the economic environment, notably interest rates, unemployment levels, repayment behaviour and bankruptcy rates.

22.2.3 Internal credit risk ratings system

The principal objective of the credit risk rating system is to produce a reliable assessment of the credit risk to which the Group is exposed.

Westpac's internal credit risk rating system for transaction-managed customers assigns a Customer Risk Grade (CRG) to each customer, corresponding to their expected probability of default (PD). Each facility is assigned a loss given default (LGD). The Westpac risk rating system has a tiered scale of risk grades for both non-defaulted customers and defaulted customers. Non-defaulted CRGs are mapped to Moody's and Standard & Poor's (S&P) external senior ranking unsecured ratings.

Customers that are not transaction-managed (referred to as the program-managed portfolio) are segmented into pools of similar risk. Segments are created by analysing characteristics that have historically proven predictive in determining if an account is likely to go into default. Customers are then grouped according to these predictive characteristics and each segment assigned a PD and LGD.

The table below shows the current alignment between Westpac's CRGs and the corresponding external rating. Note that only high-level CRG groupings are shown.

Financial Statement Disclosure	Westpac CRG	Moody's Rating	S&P Rating
Strong	A	Aaa – Aa3	AAA – AA–
	B	A1 – A3	A+ – A–
	C	Baa1 – Baa3	BBB+ – BBB–
Good/satisfactory	D	Ba1 – B1	BB+ – B+
Weak	E		Watchlist
	F		Special Mention
Weak/default/non-performing	G – H		Substandard/Default

Control mechanisms for the credit risk rating system

Westpac's credit risk rating system is reviewed annually to confirm that the rating criteria and procedures are appropriate given the current portfolio and external conditions. The BRCC, RISKCO and CREDCO monitor the risk profile, performance and management of Westpac's credit portfolio and development and review of key credit risk policies. All models materially impacting the risk rating process are periodically reviewed in accordance with Westpac's model risk policies. Specific credit risk estimates (including PD, LGD and exposure at default (EAD) levels) are overseen, reviewed annually and approved by the Credit Risk Estimates Committee (a subcommittee of RISKCO).

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

22.2.4 Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements

Westpac uses a variety of techniques to reduce the credit risk arising from its lending activities. Enforceable legal documentation establishes Westpac's direct, irrevocable and unconditional recourse to any collateral, security or other credit enhancements provided.

The table below describes the nature of collateral held for financial asset classes:

Cash and other balances held with central banks, including regulatory deposits	These exposures are generally considered to be low risk due to the nature of the counterparties. Collateral is generally not sought on these balances.
Receivables due from other financial institutions	These exposures are mainly to relatively lower risk banks (Rated A or better). Collateral is generally not sought on these balances.
Derivative financial instruments	Master netting agreements are typically used to enable the effects of derivative assets and liabilities with the same counterparty to be offset when measuring these exposures. Additionally, collateralisation agreements are also typically entered into with major institutional counterparties to avoid the potential build-up of excessive mark-to-market positions. Derivative transactions are increasingly being cleared through central clearers.
Trading securities and financial assets designated at fair value	These exposures are carried at fair value which reflects the credit risk. No collateral is sought directly from the issuer or counterparty; however this may be implicit in the terms of the instrument (such as an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation.
Available-for-sale securities	Collateral is not sought directly with respect to these exposures; however collateralisation may be implicit in the structure of the asset.
Loans – housing and personal ¹	Housing loans are secured by a mortgage over property, and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. Where security is taken for non-housing personal lending, it is restricted to eligible motor vehicles, caravans, campers, motor homes and boats.
Loans – business ¹	Loans – business may be secured, partially secured or unsecured. Security is typically taken by way of a mortgage over property and/or a general security agreement over business assets, or other assets. Other forms of credit protection may also be sought or taken out if warranted.
Life insurance assets	These assets are carried at fair value, which reflects the credit risk. Collateral is typically not held other than for investments in Australian mortgages where recourse to a charge over the underlying properties is held.
Due from subsidiaries	These exposures are generally considered to be low risk due to the nature of the counterparties. Collateral is generally not sought on these balances.

¹ This includes collateral held in relation to associated credit commitments.

Risk reduction

Westpac recognises the following as eligible collateral for credit risk mitigation:

- cash, primarily in Australian dollars (AUD), New Zealand dollars (NZD), US dollars (USD), Canadian dollars (CAD), British pounds (GBP) or European Union euro (EUR);
- bonds issued by Australian Commonwealth, State and Territory governments or their Public Sector Enterprises, provided these attract a zero risk-weighting under Australian Prudential Standard (APS) 112;
- securities issued by other specified AA– / Aa3 or better rated sovereign governments; and

- credit-linked notes (provided the proceeds are invested in cash or other eligible collateral described above).

Risk transfer

For mitigation by way of risk transfer, Westpac only recognises unconditional irrevocable guarantees or standby letters of credit issued by, or eligible credit derivative protection bought from, the following entities provided they are not related to the underlying obligor:

- sovereign entities;
- public sector entities in Australia and New Zealand;
- ADIs and overseas banks with a minimum risk grade equivalent of A- / A3; and
- other entities with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-.

Note 22. Financial risk (continued)

Management of risk mitigation

Westpac facilitates the management of these risks through controls covering:

- collateral valuation and management;
- credit portfolio management;
- netting; and
- central clearing.

Collateral valuation and management

Westpac revalues collateral related to financial markets positions on a daily basis to monitor the net risk position, and has formal processes in place so that calls for collateral top-up or exposure reduction are made promptly. An independent operational unit has responsibility for monitoring these positions. The collateralisation arrangements are documented via the Credit Support Annex of the International Swaps and Derivatives Association (ISDA) dealing agreements.

Credit Portfolio Management

Credit Portfolio Management (CPM) is a division that manages the overall risk in Westpac's corporate, sovereign and bank credit portfolios. CPM includes a dedicated portfolio trading desk with the specific mandate of actively monitoring the underlying exposure and any offsetting hedge positions. Specific reporting is maintained and monitored on the matching of hedges with underlying facilities, with any adjustments to hedges (including unwinds or extensions) managed dynamically. CPM purchases credit protection from entities meeting our acceptability criteria as described under the Risk reduction and Risk transfer sections above. CPM also sells protection to diversify risk.

Netting

Risk reduction by way of current account set-off is recognised for exposures to creditworthy customers domiciled in Australia and New Zealand only. Customers are required to enter into formal agreements giving Westpac the unfettered right to set-off gross credit and debit balances in their nominated accounts to determine Westpac's net exposure within each of these two jurisdictions. Cross-border set-offs are not permitted.

Close-out netting is undertaken for off balance sheet financial market transactions with counterparties with whom Westpac has entered into a single bilateral master netting agreement which allows such netting in specified jurisdictions, and is supported by a written and reasoned legal opinion on the enforceability of that agreement. Close-out netting effectively aggregates pre-settlement risk exposure at time of default, thus reducing overall exposure.

Central clearing

Westpac increasingly executes derivative transactions through central clearing counterparties. Westpac's credit exposure to central clearing counterparties is mitigated through the risk management framework employed by the central clearing counterparties which includes stringent membership requirements, initial margin collected on all trades and the structure of the default waterfall.

22.2.5 Credit risk concentrations

A concentration of credit risk exists when a number of counterparties are engaged in similar activities and have similar economic characteristics that would cause their ability to meet contractual obligations to be similarly affected by changes in economic or other conditions.

Westpac monitors its credit portfolio to manage risk concentrations. Exposures are actively managed from a portfolio perspective, with risk mitigation techniques used to rebalance the portfolio.

Individual customers or groups of related customers

Westpac has large exposure limits governing the aggregate size of credit exposure normally acceptable to individual customers and groups of related customers. These limits are tiered by customer risk grade.

Specific industries

Exposures to businesses, governments and other financial institutions are classified into a number of industry clusters based on groupings of related Australian and New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) codes and are monitored against industry risk appetite limits. The level of industry risk is measured on a dynamic basis.

Individual countries

Westpac has limits governing risks related to individual countries, such as political situations, government policies, economic conditions or other country-specific events, that may adversely affect either a customer's ability to purchase or transfer currency to meet its obligations to Westpac, or Westpac's ability to realise its assets in a particular country. Such risks include, but are not limited to, exchange control events, nationalisation, war, disaster, economic meltdown or government failure.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

The table below sets out the maximum exposure to credit risk (excluding any collateral received) and the credit risk concentrations to which the Group and the Parent Entity are exposed. The total will not reconcile to the Group or Parent Entity's total assets on the balance sheet as cash, non-financial assets and other financial assets have been excluded from the table below. Investments in subsidiaries and amounts due from subsidiaries have also been excluded from the Parent Entity's disclosure.

Consolidated 2015

\$m	Trading Securities & Financial Assets Designated at Fair Value	Available -For-Sale Securities	Loans - Housing and Personal	Loans - Business	Derivatives ¹	Life Insurance Assets	Total (On Balance Sheet)	Credit Commit- ments
Australia								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	244	7,446	22	51	7,763	1,305
Agriculture, forestry and fishing	4	-	127	7,614	63	-	7,808	1,924
Construction	42	-	515	5,599	57	18	6,231	3,958
Finance and insurance	6,183	11,286	2,803	13,251	35,710	10,032	79,265	10,344
Government, administration and defence	12,475	37,700	1	793	1,112	-	52,081	912
Manufacturing	244	-	218	9,320	1,340	746	11,868	7,294
Mining	110	-	34	4,407	774	302	5,627	3,943
Property, property services and business services	105	-	4,547	54,790	915	673	61,030	19,848
Services ²	100	16	944	10,812	405	442	12,719	5,982
Trade ³	148	-	593	15,445	206	201	16,591	7,752
Transport and storage	142	193	99	9,903	817	171	11,325	4,112
Utilities ⁴	307	-	42	3,507	932	275	5,063	3,368
Retail Lending	112	-	390,007	585	25	-	390,729	80,230
Other	-	28	-	2,009	167	45	2,249	816
Total Australia	19,970	49,223	400,174	145,481	42,545	12,956	670,349	151,788
New Zealand								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	359	182	1	-	542	105
Agriculture, forestry and fishing	10	-	541	6,829	61	4	7,445	697
Construction	-	-	839	361	4	-	1,204	565
Finance and insurance	1,880	991	620	1,726	3,758	128	9,103	2,073
Government, administration and defence	1,865	2,081	10	292	338	28	4,614	611
Manufacturing	11	-	444	2,110	118	3	2,686	1,497
Mining	-	-	17	408	1	-	426	76
Property, property services and business services	2	-	6,908	6,223	89	-	13,222	2,382
Services ²	-	-	1,146	1,175	57	1	2,379	1,106
Trade ³	-	-	1,244	2,019	22	-	3,285	1,464
Transport and storage	10	-	246	1,094	45	-	1,395	916
Utilities ⁴	52	42	77	1,021	439	5	1,636	1,382
Retail lending	-	-	27,793	45	6	-	27,844	8,118
Other	8	-	-	-	24	-	32	26
Total New Zealand	3,838	3,114	40,244	23,485	4,963	169	75,813	21,018

¹ Derivatives give rise to credit risk where there is a positive current fair value. Credit derivatives also expose the writer of the contract to the risk of default of the referenced entity. See Note 21 for further details regarding credit derivative exposures.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Note 22. Financial risk (continued)

Consolidated 2015

\$m	Trading Securities & Financial Assets Designated at Fair Value	Available -For-Sale Securities	Loans - Housing and Personal	Loans - Business	Derivatives ¹	Life Insurance Assets	Total (On Balance Sheet)	Credit Commit- ments
Other overseas								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	4	107	-	-	111	13
Agriculture, forestry and fishing	-	-	1	567	19	-	587	491
Construction	-	-	7	240	-	-	247	138
Finance and insurance	1,458	1,009	1	4,296	562	-	7,326	3,764
Government, administration and defence	2,072	1,487	-	130	-	-	3,689	47
Manufacturing	92	-	4	3,844	7	-	3,947	5,438
Mining	-	-	-	778	-	-	778	3,378
Property, property services and business services	-	-	62	479	-	-	541	559
Services ²	-	-	5	448	1	-	454	231
Trade ³	-	-	8	2,890	-	-	2,898	3,631
Transport and storage	-	-	4	1,095	76	-	1,175	710
Utilities ⁴	24	-	-	722	-	-	746	313
Retail lending	-	-	1,123	68	-	-	1,191	38
Other	-	-	30	47	-	-	77	36
Total other overseas	3,646	2,496	1,249	15,711	665	-	23,767	18,787
Other risk concentrations								
Amounts due from financial institutions	-	-	-	-	-	-	9,583	-
Regulatory deposits	-	-	-	-	-	-	1,309	-
Total gross credit risk	27,454	54,833	441,667	184,677	48,173	13,125	780,821	191,593

¹ Derivatives give rise to credit risk where there is a positive current fair value. Credit derivatives also expose the writer of the contract to the risk of default of the referenced entity. See Note 21 for further details regarding credit derivative exposures.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

⁴ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Consolidated 2014

\$m	Trading Securities & Financial Assets Designated at Fair Value	Available -For-Sale Securities	Loans - Housing and Personal	Loans - Business	Derivatives ¹	Life Insurance Assets	Total (On Balance Sheet)	Credit Commit- ments
Australia								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	185	7,262	11	69	7,527	1,081
Agriculture, forestry and fishing	-	-	124	7,100	19	-	7,243	1,699
Construction	3	-	474	5,942	31	31	6,481	3,648
Finance and insurance	10,824	11,746	2,295	12,349	33,883	7,143	78,240	11,838
Government, administration and defence	24,126	19,492	4	780	371	-	44,773	1,366
Manufacturing	73	-	189	9,080	484	1,185	11,011	7,114
Mining	81	-	39	3,254	168	599	4,141	2,948
Property, property services and business services	54	2	4,178	50,972	477	703	56,386	17,149
Services ²	187	9	841	10,033	131	403	11,604	6,162
Trade ³	114	-	562	15,054	223	206	16,159	8,241
Transport and storage	47	191	91	9,239	544	63	10,175	4,824
Utilities ⁴	427	125	36	3,236	867	389	5,080	3,744
Retail Lending	140	-	365,334	488	43	-	366,005	75,427
Other	-	8	-	2,114	115	6	2,243	1,077
Total Australia	36,076	31,573	374,352	136,903	37,367	10,797	627,068	146,318
New Zealand								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	275	160	-	1	436	80
Agriculture, forestry and fishing	2	-	474	5,999	27	2	6,504	685
Construction	-	-	702	362	2	1	1,067	452
Finance and insurance	1,659	555	715	1,159	3,059	137	7,284	1,754
Government, administration and defence	1,392	2,100	5	349	147	53	4,046	916
Manufacturing	4	-	357	1,848	55	4	2,268	1,611
Mining	-	-	18	484	-	1	503	60
Property, property services and business services	3	-	6,034	5,984	163	-	12,184	2,340
Services ²	8	-	1,075	998	4	2	2,087	799
Trade ³	-	-	1,001	1,878	10	-	2,889	1,363
Transport and storage	12	-	173	868	26	-	1,079	415
Utilities ⁴	60	39	59	1,004	241	9	1,412	1,473
Retail lending	-	-	26,300	51	-	-	26,351	6,982
Other	1	37	3	135	1	-	177	248
Total New Zealand	3,141	2,731	37,191	21,279	3,735	210	68,287	19,178

¹ Derivatives give rise to credit risk where there is a positive current fair value. Credit derivatives also expose the writer of the contract to the risk of default of the referenced entity. See Note 21 for further details regarding credit derivative exposures.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

⁴ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Note 22. Financial risk (continued)

Consolidated 2014

Sm	Trading Securities	Loans -				Life	Total	Credit
	& Financial Assets Designated at Fair Value	Available -For-Sale Securities	Housing and Personal	Loans - Business	Derivatives ¹	Insurance Assets	(On Balance Sheet)	
Other overseas								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	3	124	-	-	127	32
Agriculture, forestry and fishing	-	-	1	464	-	-	465	179
Construction	-	-	8	112	-	-	120	157
Finance and insurance	2,188	717	1	2,005	285	-	5,196	2,437
Government, administration and defence	4,418	986	1	34	4	-	5,443	51
Manufacturing	31	-	3	2,883	11	-	2,928	4,284
Mining	43	-	-	1,508	2	-	1,553	1,188
Property, property services and business services	-	-	58	372	-	-	430	368
Services ²	-	-	6	407	-	-	413	21
Trade ³	-	-	8	3,240	-	-	3,248	1,455
Transport and storage	-	-	4	685	-	-	689	187
Utilities ⁴	12	17	-	701	-	-	730	203
Retail lending	-	-	1,052	59	-	-	1,111	38
Other	-	-	12	40	-	-	52	76
Total other overseas	6,692	1,720	1,157	12,634	302	-	22,505	10,656
Other risk concentrations								
Amounts due from financial institutions							7,424	
Regulatory deposits							1,528	
Total gross credit risk	45,909	36,024	412,700	170,816	41,404	11,007	726,812	176,152

¹ Derivatives give rise to credit risk where there is a positive current fair value. Credit derivatives also expose the writer of the contract to the risk of default of the referenced entity. See Note 21 for further details regarding credit derivative exposures.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

⁴ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2015

\$m	Trading Securities	Loans -	Loans -		Life Insurance Assets	Total (On Sheet)	Credit Commitments	
	& Financial Assets Designated at Fair Value	Available For-Sale Securities	Housing and Personal	Business Derivatives ¹				
Australia								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	244	7,295	22	-	7,561	1,305
Agriculture, forestry and fishing	4	-	127	7,376	63	-	7,570	1,921
Construction	42	-	510	4,605	57	-	5,214	3,957
Finance and insurance	5,551	11,286	2,805	13,101	35,667	-	68,410	10,344
Government, administration and defence	12,474	37,699	1	736	1,112	-	52,022	912
Manufacturing	244	-	215	8,869	1,340	-	10,668	7,292
Mining	107	-	33	4,256	774	-	5,170	3,942
Property, property services and business services	105	-	4,242	53,314	915	-	58,576	19,831
Services ²	100	16	943	10,124	405	-	11,588	5,959
Trade ³	146	-	589	14,783	206	-	15,724	7,723
Transport and storage	118	15	97	9,211	817	-	10,258	4,102
Utilities ⁴	307	-	41	3,470	932	-	4,750	3,368
Retail Lending	112	-	384,399	-	25	-	384,536	80,230
Other	-	8	-	1,338	167	-	1,513	811
Total Australia	19,310	49,024	394,246	138,478	42,502	-	643,560	151,697
New Zealand								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	-	-	1	-	1	-
Agriculture, forestry and fishing	10	-	-	2	61	-	73	6
Construction	-	-	-	5	4	-	9	13
Finance and insurance	842	-	-	-	3,195	-	4,037	61
Government, administration and defence	1,050	-	-	1	338	-	1,389	24
Manufacturing	11	-	-	90	118	-	219	116
Mining	-	-	-	-	1	-	1	-
Property, property services and business services	2	-	-	7	89	-	98	37
Services ²	-	-	-	3	57	-	60	4
Trade ³	-	-	-	218	22	-	240	209
Transport and storage	10	-	-	2	45	-	57	209
Utilities ⁴	7	-	-	-	439	-	446	204
Retail lending	-	-	-	-	6	-	6	14
Other	8	-	-	-	24	-	32	-
Total New Zealand	1,940	-	-	328	4,400	-	6,668	897

¹ Derivatives give rise to credit risk where there is a positive current fair value. Credit derivatives also expose the writer of the contract to the risk of default of the referenced entity. See Note 21 for further details regarding credit derivative exposures.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

⁴ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2015

Sm	Trading Securities	Loans -				Life	Total	Credit
	Assets Designated at Fair Value	Available -For-Sale Securities	Housing and Personal	Loans - Business	Derivatives ¹	Insurance Assets	(On Balance Sheet)	
Other overseas								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	3	90	-	-	93	13
Agriculture, forestry and fishing	-	-	1	566	19	-	586	491
Construction	-	-	5	199	-	-	204	132
Finance and insurance	1,458	801	1	4,250	536	-	7,046	3,763
Government, administration and defence	2,072	519	-	130	-	-	2,721	47
Manufacturing	92	-	3	3,814	6	-	3,915	5,290
Mining	-	-	-	777	-	-	777	3,360
Property, property services and business services	-	-	34	279	-	-	313	536
Services ²	-	-	3	412	1	-	416	230
Trade ³	-	-	7	2,745	-	-	2,752	3,469
Transport and storage	-	-	3	780	76	-	859	685
Utilities ⁴	24	-	-	702	-	-	726	308
Retail lending	-	-	573	44	-	-	617	25
Other	-	-	30	45	-	-	75	6
Total other overseas	3,646	1,320	663	14,833	638	-	21,100	18,355
Other risk concentrations								
Amounts due from financial institutions							8,741	
Regulatory deposits							1,152	
Total gross credit risk	24,896	50,344	394,909	153,639	47,540	-	681,221	170,949

¹ Derivatives give rise to credit risk where there is a positive current fair value. Credit derivatives also expose the writer of the contract to the risk of default of the referenced entity. See Note 21 for further details regarding credit derivative exposures.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

⁴ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2014	Trading Securities & Financial Assets		Loans - Available For-Sale Securities		Loans - Housing and Business		Life Insurance Assets	Total (On Balance Sheet)	Credit Commitments
	Designated at Fair Value	-For-Sale	Personal	Loans - Business	Derivatives ¹				
\$m									
Australia									
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	185	6,855	11	-	7,051	1,080	
Agriculture, forestry and fishing	-	-	124	6,586	19	-	6,729	1,699	
Construction	3	-	474	4,966	31	-	5,474	3,647	
Finance and insurance	10,373	11,736	2,295	12,054	33,879	-	70,337	11,838	
Government, administration and defence	24,119	19,491	4	708	371	-	44,693	1,366	
Manufacturing	73	-	189	8,595	484	-	9,341	7,114	
Mining	65	-	40	3,113	168	-	3,386	2,947	
Property, property services and business services	54	2	4,177	48,605	477	-	53,315	17,144	
Services ²	187	9	841	9,137	130	-	10,304	6,156	
Trade ³	114	-	562	14,004	223	-	14,903	8,095	
Transport and storage	23	15	91	8,553	544	-	9,226	4,819	
Utilities ⁴	427	-	37	3,199	867	-	4,530	3,744	
Retail Lending	140	-	358,167	462	43	-	358,812	75,427	
Other	-	8	-	1,404	115	-	1,527	1,071	
Total Australia	35,578	31,261	367,186	128,241	37,362	-	599,628	146,147	
New Zealand									
Agriculture, forestry and fishing	2	-	-	6	27	-	35	14	
Construction	-	-	-	4	2	-	6	11	
Finance and insurance	873	-	-	1	2,992	-	3,866	74	
Government, administration and defence	1,129	-	-	4	147	-	1,280	113	
Manufacturing	4	-	-	81	55	-	140	120	
Property, property services and business services	3	-	-	4	163	-	170	30	
Services ²	8	-	-	5	4	-	17	5	
Trade ³	-	-	-	196	10	-	206	231	
Transport and storage	12	-	-	4	26	-	42	43	
Utilities ⁴	22	-	-	-	241	-	263	226	
Retail lending	-	-	-	-	-	-	-	13	
Other	1	-	-	-	1	-	2	1	
Total New Zealand	2,054	-	-	305	3,668	-	6,027	881	

¹ Derivatives give rise to credit risk where there is a positive current fair value. Credit derivatives also expose the writer of the contract to the risk of default of the referenced entity. See Note 21 for further details regarding credit derivative exposures.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

⁴ Utilities include electricity, gas and water and communication services.



Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2014	Trading Securities & Financial Assets Designated at Fair Value	Available -For-Sale Securities	Loans - Housing and Personal	Loans - Business	Derivatives ¹	Life Insurance Assets	Total (On Balance Sheet)	Credit Commit- ments
Other overseas								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	3	92	-	-	95	32
Agriculture, forestry and fishing	-	-	1	461	-	-	462	178
Construction	-	-	5	84	-	-	89	150
Finance and insurance	2,188	377	1	1,970	271	-	4,807	2,436
Government, administration and defence	4,418	371	-	34	4	-	4,827	51
Manufacturing	31	-	2	2,817	-	-	2,850	4,147
Mining	43	-	-	1,501	2	-	1,546	1,173
Property, property services and business services	-	-	25	178	-	-	203	349
Services ²	-	-	3	373	-	-	376	20
Trade ³	-	-	5	3,112	-	-	3,117	1,325
Transport and storage	-	-	3	509	-	-	512	166
Utilities ⁴	12	-	-	665	-	-	677	202
Retail lending	-	-	543	28	-	-	571	30
Other	-	-	9	37	-	-	46	3
Total other overseas	6,692	748	600	11,861	277	-	20,178	10,262
Other risk concentrations								
Amounts due from financial institutions							5,483	
Regulatory deposits							1,389	
Total gross credit risk	44,324	32,009	367,786	140,407	41,307	-	632,705	157,290

¹ Derivatives give rise to credit risk where there is a positive current fair value. Credit derivatives also expose the writer of the contract to the risk of default of the referenced entity. See Note 21 for further details regarding credit derivative exposures.

² Services include education, health and community services, cultural and recreational services and personal and other services.

³ Trade includes wholesale trade and retail trade.

⁴ Utilities include electricity, gas and water and communication services.

22.2.6 Credit quality of financial assets

The tables below segregate the financial assets of the Group and Parent Entity between financial assets that are neither past due nor impaired, past due but not impaired and impaired. Non-financial assets of the Group and Parent Entity are excluded from the tables below and therefore the total will not reconcile to total assets on the balance sheets.

An asset is considered to be past due when any payment under the contractual terms has been missed. The amount included as past due is the entire contractual balance, rather than the overdue portion. The breakdown in the tables below does not always align with the underlying basis by which credit risk is managed within Westpac.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Financial assets of the Group at 30 September can be disaggregated as follows:

Consolidated 2015	Neither Past Due Nor Impaired	Past Due But Not Impaired	Impaired	Total	Impairment Provision	Total Carrying Value
\$m						
Cash and balances with central banks	14,770	-	-	14,770	-	14,770
Receivables due from other financial institutions	9,583	-	-	9,583	-	9,583
Trading securities and financial assets designated at fair value	27,454	-	-	27,454	-	27,454
Derivative financial instruments	48,173	-	-	48,173	-	48,173
Available-for-sale securities	54,833	-	-	54,833	-	54,833
Loans:						
Loans – housing and personal	426,731	14,439	497	441,667	(1,197)	440,470
Loans – business	179,809	3,470	1,398	184,677	(1,831)	182,846
Life insurance assets	13,121	4	-	13,125	-	13,125
Regulatory deposits with central banks overseas	1,309	-	-	1,309	-	1,309
Other financial assets	3,041	33	3	3,077	-	3,077
Total	778,824	17,946	1,898	798,668	(3,028)	795,640

Consolidated 2014	Neither Past Due Nor Impaired	Past Due But Not Impaired	Impaired	Total	Impairment Provision	Total Carrying Value
\$m						
Cash and balances with central banks	25,760	-	-	25,760	-	25,760
Receivables due from other financial institutions	7,424	-	-	7,424	-	7,424
Trading securities and financial assets designated at fair value	45,908	-	1	45,909	-	45,909
Derivative financial instruments	41,404	-	-	41,404	-	41,404
Available-for-sale securities	36,024	-	-	36,024	-	36,024
Loans:						
Loans – housing and personal	397,583	14,649	468	412,700	(1,117)	411,583
Loans – business	165,458	3,486	1,872	170,816	(2,056)	168,760
Life insurance assets	11,002	5	-	11,007	-	11,007
Regulatory deposits with central banks overseas	1,528	-	-	1,528	-	1,528
Other financial assets	5,049	39	5	5,093	-	5,093
Total	737,140	18,179	2,346	757,665	(3,173)	754,492

Financial assets of the Parent Entity at 30 September can be disaggregated as follows:

Parent Entity 2015	Neither Past Due Nor Impaired	Past Due But Not Impaired	Impaired	Total	Impairment Provision	Total Carrying Value
\$m						
Cash and balances with central banks	13,372	-	-	13,372	-	13,372
Receivables due from other financial institutions	8,741	-	-	8,741	-	8,741
Trading securities and financial assets designated at fair value	24,896	-	-	24,896	-	24,896
Derivative financial instruments	47,540	-	-	47,540	-	47,540

Available-for-sale securities	50,344	-	-	50,344	-	50,344
Loans:						
Loans – housing and personal	381,795	12,750	364	394,909	(993)	393,916
Loans – business	149,756	2,832	1,051	153,639	(1,480)	152,159
Regulatory deposits with central banks overseas	1,152	-	-	1,152	-	1,152
Due from subsidiaries	145,560	-	-	145,560	-	145,560
Other financial assets	2,429	27	2	2,458	-	2,458
Total	825,585	15,609	1,417	842,611	(2,473)	840,138

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2014 \$m	Neither Past Due Nor Impaired			Past Due But Not Impaired		Total Impairment Provision	Total Carrying Value
	Impaired	Impaired	Impaired	Total	Total		
Cash and balances with central banks	23,400	-	-	-	23,400	-	23,400
Receivables due from other financial institutions	5,483	-	-	-	5,483	-	5,483
Trading securities and financial assets designated at fair value	44,323	-	1	44,324	-	-	44,324
Derivative financial instruments	41,307	-	-	41,307	-	-	41,307
Available-for-sale securities	32,009	-	-	32,009	-	-	32,009
Loans:							
Loans – housing and personal	354,597	12,809	380	367,786	(889)	366,897	
Loans – business	135,897	2,994	1,516	140,407	(1,700)	138,707	
Regulatory deposits with central banks overseas	1,389	-	-	1,389	-	1,389	
Due from subsidiaries	140,098	-	-	140,098	-	140,098	
Other financial assets	4,490	33	4	4,527	-	4,527	
Total	782,993	15,836	1,901	800,730	(2,589)	798,141	

22.2.7 Financial assets that are neither past due nor impaired¹

The credit quality of financial assets of the Group that are neither past due nor impaired have been assessed by reference to the credit risk rating system adopted internally:

Consolidated \$m	2015				2014			
	Strong	Good/ Satisfactory	Weak	Total	Strong	Good/ Satisfactory	Weak	Total
Cash and balances with central banks	14,770	-	-	14,770	25,760	-	-	25,760
Receivables due from other financial institutions	9,583	-	-	9,583	7,380	44	-	7,424
Trading securities and financial assets designated at fair value	27,325	127	2	27,454	45,684	222	2	45,908
Derivative financial instruments	47,137	927	109	48,173	40,105	1,253	46	41,404
Available-for-sale securities	53,951	861	21	54,833	35,355	652	17	36,024
Loans:								
Loans – housing and personal	317,970	107,349	1,512	426,731	312,648	83,672	1,263	397,583
Loans – business	83,938	92,020	3,851	179,809	74,323	86,438	4,697	165,458
Life insurance assets ²	13,073	48	-	13,121	10,934	68	-	11,002
Regulatory deposits with central banks overseas	1,042	163	104	1,309	1,303	142	83	1,528
Other financial assets ³	2,666	365	10	3,041	4,685	371	13	5,049
Total financial assets	571,355	201,860	5,609	778,824	558,157	172,862	6,121	737,140

¹ The classification of mortgage exposures into risk categories was updated over the year following the implementation of new risk scoring models.

² Life insurance assets include \$6,480 million (2014: \$8,951 million) of unit linked investment contract assets and \$191 million (2014: \$170 million) of unrated investments in managed schemes and mortgages. The Group has no direct exposure to unit linked investments as the liability to policy holders is directly linked to the performance of these assets. The investments in managed schemes and mortgages are predominantly managed by the BT Financial Group.

³ Other financial assets includes accrued interest of \$1,108 million (2014: \$1,214 million) which is allocated to the relevant credit quality classifications in proportion to the loan balances to which it relates. Securities sold not yet delivered of \$740 million (2014: \$2,768 million) is also included in this balance which is allocated proportionately based on the trading securities balance classifications.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity	2015				2014			
	Strong	Good/ Satisfactory	Weak	Total	Strong	Good/ Satisfactory	Weak	Total
Cash and balances with central banks	13,372	-	-	13,372	23,400	-	-	23,400
Receivables due from other financial institutions	8,741	-	-	8,741	5,439	44	-	5,483
Trading securities and financial assets designated at fair value	24,781	113	2	24,896	44,134	187	2	44,323
Derivative financial instruments	46,505	926	109	47,540	40,008	1,253	46	41,307
Available-for-sale securities	50,301	22	21	50,344	31,974	18	17	32,009
Loans:								
Loans – housing and personal	305,373	75,388	1,034	381,795	298,686	54,892	1,019	354,597
Loans – business	75,366	71,329	3,061	149,756	66,898	65,217	3,782	135,897
Regulatory deposits with central banks overseas	1,042	6	104	1,152	1,300	6	83	1,389
Due from subsidiaries	145,560	-	-	145,560	140,098	-	-	140,098
Other financial assets ¹	2,166	256	7	2,429	4,225	255	10	4,490
Total financial assets	673,207	148,040	4,338	825,585	656,162	121,872	4,959	782,993

¹ Other financial assets includes accrued interest of \$927 million (2014: \$1,029 million) which is allocated to the relevant credit quality classifications in proportionate to the loan balances to which it relates. Securities sold not yet delivered of \$725 million (2014: \$2,785 million) is also included in this balance which is allocated proportionately based on the trading securities balance classifications.

The following analysis shows our assessment of the coverage provided by collateral held in support of financial assets that are neither past due nor impaired. The estimated realisable value of collateral held is based on a combination of:

- formal valuations currently held in respect of such collateral; and
- management's assessment of the estimated realisable value of all collateral held given its experience with similar types of assets in similar situations and the circumstances peculiar to the subject collateral.

This analysis also takes into consideration any other relevant knowledge available to management at the time. It is our practice to obtain updated valuations when either management considers that it cannot satisfactorily estimate a realisable value or when it is determined to be necessary to move to a forced sale of the collateral.

In the following table, a financial asset that is neither past due nor impaired is deemed to be 'fully secured' where the ratio of the asset amount to our current estimated net present value of the realisable collateral is less than or equal to 100%. Such assets are deemed to be 'partially secured' when this ratio exceeds 100% but not more than 150%, and 'unsecured' when either no security is held (e.g. can include credit cards, personal loans, and exposure to highly rated corporate entities) or where the secured loan to estimated recoverable value exceeds 150%.

Consolidated	2015			2014		
	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total
Fully secured	98.1	51.3	82.8	95.5	52.3	82.8
Partially secured	1.4	24.8	8.4	1.8	24.5	8.5
Unsecured	2.5	23.9	8.8	2.7	23.2	8.7
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Parent Entity	2015		2014	
	Loans – Housing	Loans – Business	Loans – Housing	Loans – Business

%	and Personal	Loans – Business	Total	and Personal	Loans – Business	Total
Fully secured	97.5	51.5	84.6	97.3	52.5	84.9
Partially secured	0.3	23.7	6.9	0.4	23.5	6.8
Unsecured	2.2	24.8	8.5	2.3	24.0	8.3
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

 Note 22. Financial risk (continued)
22.2.8 Financial assets that are past due, but not impaired

An age analysis of financial assets that are past due, but not impaired is set out in the following table. For the purposes of this analysis an asset is considered to be past due when any payment under the contractual terms has been missed. The amount included is the entire contractual amount, rather than the overdue amount.

The Group expends considerable effort in monitoring overdue assets. Assets may be overdue for a number of reasons, including late payments or incomplete documentation. Late payment may be influenced by factors such as the holiday periods and the timing of weekends.

Financial assets that were past due, but not impaired can be disaggregated based on days overdue at 30 September as follows:

Consolidated \$m	2015				2014			
	1-5 days	6-89 days	90+ days	Total	1-5 days	6-89 days	90+ days	Total
Loans:								
Loans – housing and personal	3,997	8,867	1,575	14,439	4,253	8,872	1,524	14,649
Loans – business	838	2,151	481	3,470	780	2,274	432	3,486
Life insurance assets	-	4	-	4	-	5	-	5
Other financial assets	9	20	4	33	11	24	4	39
Total	4,844	11,042	2,060	17,946	5,044	11,175	1,960	18,179

Parent Entity \$m	2015				2014			
	1-5 days	6-89 days	90+ days	Total	1-5 days	6-89 days	90+ days	Total
Loans:								
Loans – housing and personal	3,648	7,573	1,529	12,750	3,797	7,557	1,455	12,809
Loans – business	640	1,860	332	2,832	570	2,052	372	2,994
Other financial assets	8	16	3	27	9	20	4	33
Total	4,296	9,449	1,864	15,609	4,376	9,629	1,831	15,836

The following analysis shows our assessment of the coverage provided by collateral held in support of financial assets that are past due but not impaired. The estimated realisable value of collateral held is based on a combination of:

- formal valuations currently held in respect of such collateral; and
- management's assessment of the estimated realisable value of all collateral held given its experience with similar types of assets in similar situations and the circumstances peculiar to the subject collateral.

This analysis also takes into consideration any other relevant knowledge available to management at the time. It is our practice to obtain updated valuations when either management considers that it cannot satisfactorily estimate a realisable value or when it is determined to be necessary to move to a forced sale of the collateral.

In the following table, a financial asset that is past due but not impaired is deemed to be 'fully secured' where the ratio of the asset amount to our current estimated net present value of the realisable collateral is less than or equal to 100%. Such assets are deemed to be 'partially secured' when this ratio exceeds 100% but not more than 150%, and 'unsecured' when either no security is held (e.g. can include credit cards, personal loans, and exposure to highly rated corporate entities) or where the secured loan to estimated recoverable value exceeds 150%.

Consolidated %	2015			2014		
	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total
Fully secured	92.5	48.6	84.1	91.2	52.1	83.8
Partially secured	2.6	27.7	7.4	3.1	27.2	7.7
Unsecured	4.9	23.7	8.5	5.7	20.7	8.5
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity	2015			2014		
	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total
%						
Fully secured	95.4	47.5	86.8	95.3	51.0	87.0
Partially secured	0.7	26.2	5.3	0.7	27.8	5.8
Unsecured	3.9	26.3	7.9	4.0	21.2	7.2
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

22.2.9 Items 90 days past due, or otherwise in default and not impaired

These include financial assets that are:

- currently 90 days or more past due but well secured;
- assets that were, but are no longer 90 days past due however are yet to satisfactorily demonstrate sustained improvement to allow reclassification; and
- other assets in default and not impaired, such as where an order for bankruptcy or similar legal action has been instituted in respect of credit obligations (e.g. appointment of an Administrator or Receiver).

Consolidated \$m	Australia			New Zealand			Other Overseas			Total		
	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013
Gross Amount	2,149	2,134	2,329	130	85	136	13	22	22	2,292	2,241	2,487

22.2.10 Impaired loans

Financial assets assessed as impaired

The gross amount of impaired loans, along with the provision for impairment, by class of asset at 30 September, is summarised in the tables below:

Consolidated \$m	2015			2014		
	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total
Individually impaired						
Gross amount	168	1,287	1,455	202	1,785	1,987
Impairment provision	(88)	(581)	(669)	(96)	(771)	(867)
Carrying amount	80	706	786	106	1,014	1,120
Collectively impaired						
Gross amount	329	111	440	266	87	353
Impairment provision	(178)	(30)	(208)	(150)	(30)	(180)
Carrying amount	151	81	232	116	57	173
Total gross amount	497	1,398	1,895	468	1,872	2,340
Total impairment provision	(266)	(611)	(877)	(246)	(801)	(1,047)
Total carrying amount	231	787	1,018	222	1,071	1,293

Parent Entity	2015			2014		
	Loans – Housing and	Loans –		Loans – Housing and	Loans –	

\$m	Personal	Business	Total	Personal	Business	Total
Individually impaired						
Gross amount	110	946	1,056	153	1,430	1,583
Impairment provision	(64)	(479)	(543)	(72)	(647)	(719)
Carrying amount	46	467	513	81	783	864
Collectively impaired						
Gross amount	254	105	359	227	86	313
Impairment provision	(141)	(28)	(169)	(127)	(24)	(151)
Carrying amount	113	77	190	100	62	162
Total gross amount	364	1,051	1,415	380	1,516	1,896
Total impairment provision	(205)	(507)	(712)	(199)	(671)	(870)
Total carrying amount	159	544	703	181	845	1,026

Note 22. Financial risk (continued)

The following analysis shows our assessment of the coverage provided by collateral held in support of impaired financial assets. The estimated realisable value of collateral held is based on a combination of:

- formal valuations currently held in respect of such collateral; and
- management's assessment of the estimated realisable value of all collateral held given its experience with similar types of assets in similar situations and the circumstances peculiar to the subject collateral.

This analysis also takes into consideration any other relevant knowledge available to management at the time. It is our practice to obtain updated valuations when either management considers that it cannot satisfactorily estimate a realisable value or when it is determined to be necessary to move to a forced sale of the collateral.

In the following table, an individually impaired financial asset is deemed to be 'fully secured' where the ratio of the impaired asset amount to our current estimated net present value of realisable collateral is less than or equal to 100%. Such assets are deemed to be 'partially secured' when this ratio exceeds 100% but not more than 150%, and 'unsecured' when either no security is held (e.g. can include credit cards, personal loans and exposure to corporate entities) or where the secured loan to recoverable value exceeds 150%.

Consolidated	2015			2014		
	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total
%						
Fully secured	59.2	23.2	32.8	61.1	25.1	32.3
Partially secured	16.3	34.8	29.9	10.9	24.8	22.0
Unsecured	24.5	42.0	37.5	28.0	50.1	45.7
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Parent Entity	2015			2014		
	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total	Loans – Housing and Personal	Loans – Business	Total
%						
Fully secured	67.6	17.3	30.2	66.2	25.9	33.6
Partially secured	6.9	34.7	27.6	8.6	23.3	20.5
Unsecured	25.5	48.0	42.2	25.2	50.8	45.9
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Impaired loans comprise non-performing loans, overdrafts, personal loans, revolving credit facilities greater than 90 days past due and restructured loans.

Non-performing loans

Non-performing loans are loans with an impaired internal risk grade, excluding restructured assets. These were attributed to the following geographical segments:

Consolidated \$m	Australia			New Zealand			Other Overseas			Total		
	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013
Gross amount	1,220	1,580	2,574	348	397	586	25	53	89	1,593	2,030	3,249
Impairment provision	(572)	(697)	(1,099)	(104)	(130)	(210)	(13)	(35)	(54)	(689)	(862)	(1,363)
Net	648	883	1,475	244	267	376	12	18	35	904	1,168	1,886

Overdrafts, personal loans and revolving credit facilities greater than 90 days past due

Overdrafts, personal loans and revolving credit facilities greater than 90 days past due for the Group were attributed to the following geographical segments:

Consolidated	Australia	New Zealand	Other Overseas	Total
--------------	-----------	-------------	----------------	-------

\$m	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013
Gross amount	252	203	181	10	13	14	1	1	-	263	217	195
Impairment provision	(164)	(132)	(126)	(7)	(9)	(9)	(1)	-	-	(172)	(141)	(135)
Net	88	71	55	3	4	5	-	1	-	91	76	60

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Restructured financial assets

Assets are deemed to be restructured financial assets when the original contractual terms have been formally modified to provide for concessions of interest or principal for reasons related to the financial difficulties of the customer.

Restructured financial assets for the Group were attributed to the following geographical segments:

Consolidated \$m	Australia			New Zealand			Other Overseas			Total		
	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013
Gross amount	22	34	34	17	-	-	-	59	122	39	93	156
Impairment provision	(12)	(23)	(23)	(4)	-	-	-	(21)	(33)	(16)	(44)	(56)
Net	10	11	11	13	-	-	-	38	89	23	49	100

Restructured financial assets of the Parent Entity as at 30 September were:

Parent Entity \$m	2015	2014
Gross amount	22	92
Impairment provision	(12)	(44)
Net	10	48

The following table summarises the interest received and forgone on impaired and restructured financial assets:

Consolidated 2015 \$m	Australia	Overseas	Total
Interest received	8	14	22
Interest forgone	98	4	102

22.3 Funding and liquidity risk management

Liquidity risk is the risk that the Group will be unable to fund assets and meet obligations as they become due. This risk could potentially arise as a result of:

- an inability to meet both expected and unexpected current and future cashflows and collateral needs without affecting either daily operations or the financial condition of the bank; and/or
- inadequate market depth or market disruption impacting the ability to offset or eliminate a position at the market price.

The Group has a liquidity risk management framework designed with the objective of meeting cash flow obligations under a wide range of market conditions, including name specific and market-wide stress scenarios as well as meeting the regulatory requirements of the Liquidity Coverage Ratio ("LCR").

The annual review of the liquidity risk management framework encompasses the funding scenarios modelled, the modelling approach, wholesale funding capacity, limit determination and minimum holdings of liquid assets. The liquidity risk management framework is reviewed by ALCO prior to approval by the BRCC.

Responsibility for managing the Group's liquidity and funding positions in accordance with the Group's Liquidity Risk Management Framework is delegated to Treasury, under the oversight of ALCO. Daily liquidity risk reports are circulated to, and reviewed by, local and senior staff in both Treasury and the Liquidity Risk team. Liquidity reports are presented to ALCO monthly and to the BRCC quarterly.

Treasury is responsible for monitoring and managing our funding base so that it is prudently maintained, stable and adequately diversified. Treasury undertakes an annual funding review that outlines the funding strategy for the coming year. This review encompasses trends in global markets, peer analysis, wholesale funding capacity, expected funding requirements and a funding risk analysis. This strategy is continuously reviewed to take account of changing market conditions, investor sentiment and estimations of asset and liability growth rates. The annual funding strategy is reviewed

and supported by ALCO prior to approval by the BRCC.

Treasury maintains a contingency funding plan that details the broad actions to be taken in response to severe disruptions in our ability to fund some or all of our activities in a timely manner and at a reasonable cost. This document defines a committee of senior executives to manage a crisis and allocates responsibility to individuals for key tasks. The plan is reviewed and approved by ALCO and is aligned with Westpac's broader Liquidity Crisis Management Policy which is approved annually by the BRCC.

Note 22. Financial risk (continued)

22.3.1 Liquidity modelling

As required under APRA's liquidity prudential standard, the Group maintains a 'going concern' model with reports issued and reviewed on a daily basis. Under the 'going concern' model wholesale debt maturities are added to planned net asset growth to provide an estimate of the wholesale funding task across a range of time horizons. Maturity concentrations are measured against a Board approved limit structure; with limits, set at intervals from one week to 15 months.

Stress testing is carried out to assess Westpac's ability to meet cash flow obligations under a range of market conditions, including name specific and market wide stress scenarios. These scenarios inform liquidity limits and strategic planning.

The LCR requires banks to hold sufficient high-quality liquid assets, as defined, to withstand 30 days under a regulator-defined acute stress scenario. The LCR came into effect on 1 January 2015. Westpac maintains a buffer over the regulatory minimum of 100%. The Group's LCR as at 30 September 2015, including the Committed Liquidity Facility (CLF) of \$66 billion, was 121% and the average monthly LCR for the quarter ending 30 September 2015 was 121%.

22.3.2 Sources of liquidity

Sources of liquidity are regularly reviewed to maintain a wide diversification by currency, geography, product and term. Sources include, but are not limited to:

- deposits;
- debt issues;
- proceeds from sale of marketable securities;
- repurchase agreements with central banks;
- principal repayments on loans;
- interest income; and
- fee income.

Wholesale funding

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This includes targeting a Stable Funding Ratio (SFR) of greater than 75%. Stable funding includes customer deposits, wholesale term funding with residual maturity greater than 12 months, securitisation and equity.

In 2015, the Group continued to focus on funding asset growth through stable sources, ending the year with the Stable Funding Ratio at 83.8%, up 68bps from 30 September 2014.

The Group's overall funding composition was relatively unchanged, with customer deposits representing 59.3% of the Group's total funding at 30 September 2015 (30 September 2014: 60.2%), a further 1.7% from securitisation (30 September 2014: 1.7%), 15.4% from long term funding with a residual maturity greater than one year (30 September 2014: 14.2%) and 7.4% from equity (30 September 2014: 7.1%).

At 30 September 2015, the Group had \$116.6 billion of wholesale funding with a residual maturity within one year representing 16.2% of the Group's total funding (30 September 2014: 16.8%). This short term funding has a weighted average maturity of 130 days and is more than covered by the \$135.6 billion of repo-eligible liquid assets held by the Group.

Maintaining a diverse funding base with the capacity and flexibility to access a wide range of funding markets, debt investors, currencies and products is an important part of managing liquidity risk.

In 2015, the Group raised \$31.3 billion of term wholesale funding with a weighted average maturity of 4.9 years (excluding securitisation).

The Group executed benchmark senior bond trades in US\$ and A\$, benchmark covered bond trades in Euro and US\$, RMBS transactions and an auto ABS transaction in A\$, as well as smaller senior bond trades in Swiss Franc and Sterling.

Westpac is the only major Australian bank with an active Auto ABS capability, the only Australian bank with access to the US SEC registered market and a regular issuer of RMBS. The Group took advantage of these capabilities in 2015.

New term issuance also included \$2.2 billion of Basel III compliant Additional Tier 1 and Tier 2 capital during the year.

Borrowings and outstandings from existing debt programs and issuing shelves at 30 September 2015 can be found in various notes to the financial statements including Note 16, Note 17, Note 19 and Note 20.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Credit ratings

As at 30 September 2015 the Parent Entity's credit ratings were:

2015	Short-term	Long-term	Outlook
Standard & Poor's	A-1+	AA-	Stable
Moody's Investors Services	P-1	Aa2	Stable
Fitch Ratings	F1+	AA-	Stable

As of 30 September 2015, approximately 33% of the Group's total funding originated from wholesale funding markets, principally in Australia, the United States, Europe and Japan. Investors in these markets have historically relied significantly upon credit ratings issued by independent credit rating organisations in making their investment decisions. If Westpac's credit ratings were to be lowered from current levels, the Group's borrowing costs and capacity may be adversely affected. A downgrade in Westpac's credit ratings from current levels is likely to require the Group to pay higher interest rates than we do currently on our wholesale borrowings. This would increase the Group's funding costs and could reduce net interest margins. In addition, the Group's borrowing capacity could be diminished, which may adversely affect the Group's ability to fund the growth of our balance sheet or reduce our liquidity.

A credit rating is not a recommendation to buy, sell or hold Westpac securities. Such ratings are subject to revision or withdrawal at any time by the assigning rating agency. Investors are cautioned to evaluate each rating independently of any other rating.

Liquid assets

Treasury holds a portfolio of high-quality liquid assets as a buffer against unforeseen funding requirements. These assets are eligible for repurchase agreements with the Reserve Bank of Australia or another central bank and are held in cash, Government, State Government and highly rated investment grade paper. The level of liquid asset holdings is reviewed frequently and is consistent with both the requirements of the balance sheet and market conditions.

Liquid assets that qualify as eligible collateral for repurchase agreements with an applicable central bank (including internal securitisation) have increased by \$1.2 billion to \$135.6 billion over the last 12 months.

Given the limited amount of government debt in Australia, the Reserve Bank of Australia (RBA), jointly with the Australian Prudential Regulation Authority (APRA), has made available to Australian Deposit-taking Institutions (ADIs) a CLF that subject to satisfaction of qualifying conditions, can be accessed to help meet the LCR requirement. In order to access the CLF, ADIs are required to pay a fee of 15 basis points (0.15%) per annum to the RBA on the approved facility. Westpac has received approval from APRA for a CLF of \$58.6 billion for the 2016 calendar year (2015: \$66.0 billion).

A summary of liquid asset holdings is as follows:

\$m	2015		2014	
	Actual	Average	Actual	Average
Cash	14,375	18,159	22,497	19,017
Receivables due from other financial institutions	11	355	655	1,090
Trading securities and financial assets designated at fair value	10,968	16,898	18,272	24,317
Available-for-sale securities	52,815	43,098	34,205	31,097
Loans ¹	57,249	61,111	58,448	55,650
Regulatory deposits with central banks	201	269	368	449
Total liquid assets	135,619	139,890	134,445	131,620

¹ Loans are self-originated AAA rated mortgage backed securities which are eligible for repurchase with the Reserve Bank of Australia and Reserve Bank of New Zealand.

22.3.3 Contractual maturity of financial liabilities

The tables below present cash flows associated with financial liabilities including derivative liabilities, payable at the balance sheet date, by remaining contractual maturity. The amounts disclosed in the table are the contractual undiscounted cash flows, whereas the Group manages inherent liquidity risk based on expected cash flows.

Cash flows associated with financial liabilities include both principal payments as well as fixed or variable interest payments incorporated into the relevant coupon period. Principal payments reflect the earliest contractual maturity date. Derivative liabilities designed for hedging purposes are expected to be held for their remaining contractual lives, and reflect gross cash flows derived as the fixed rate and/or the expected variable rate applied to the notional principal over the remaining contractual term and where relevant includes the receipt and payment of the notional amount under the contract.

Foreign exchange obligations have been translated to Australian dollars using the closing spot rates at the end of the financial year.

Note 22. Financial risk (continued)

The balances in the tables below will not necessarily agree to amounts presented on the face of the balance sheet as amounts in the table incorporate cash flows on an undiscounted basis and include both principal and associated future interest payments.

Other financial liabilities at fair value through income statement are not all managed for liquidity purposes on the basis of their contractual maturity. The liabilities that we manage based on their contractual maturity are presented on a contractual undiscounted basis in the tables below:

Consolidated 2015 \$m	Up to 1 Month	Over 1 Month to 3 Months	Over 3 Months to 1 Year	Over 1 Year to 5 Years	Over 5 Years	Total
Liabilities						
Payables due to other financial institutions	14,941	2,331	1,221	349	-	18,842
Deposits and other borrowings	306,518	78,744	79,312	12,998	233	477,805
Other financial liabilities at fair value through income statement	5,941	2,250	251	432	372	9,246
Derivative financial instruments:						
Held for trading	43,475	-	-	-	-	43,475
Held for hedging purposes (net settled)	129	221	1,050	2,743	333	4,476
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	3,687	4,152	5,621	2,466	992	16,918
Cash inflow	(3,580)	(3,965)	(5,393)	(2,197)	(977)	(16,112)
Debt issues	5,369	12,930	49,385	98,791	13,750	180,225
Other financial liabilities	1,289	563	2,533	-	-	4,385
Total liabilities excluding loan capital	377,769	97,226	133,980	115,582	14,703	739,260
Loan capital ¹	5,795	169	740	6,573	1,484	14,761
Total undiscounted financial liabilities	383,564	97,395	134,720	122,155	16,187	754,021
Total contingent liabilities and commitments						
Commitments to extend credit	174,391	-	-	-	-	174,391
Other commitments	184	-	-	-	-	184
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	174,575	-	-	-	-	174,575

¹ Where the terms of loan capital instruments include contingent settlement clauses, amounts due have been disclosed as up to one month.

Consolidated 2014 \$m	Up to 1 Month	Over 1 Month to 3 Months	Over 3 Months to 1 Year	Over 1 Year to 5 Years	Over 5 Years	Total
Liabilities						
Payables due to other financial institutions	14,716	2,865	859	242	-	18,682
Deposits and other borrowings	290,569	79,225	79,770	15,145	377	465,086
Other financial liabilities at fair value through income statement	17,811	1,436	-	-	-	19,247
Derivative financial instruments:						
Held for trading ¹	34,225	-	-	-	-	34,225
Held for hedging purposes (net settled)	103	154	456	1,945	316	2,974
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow ¹	113	4,304	3,853	19,926	2,103	30,299
Cash inflow	(80)	(3,899)	(3,314)	(17,405)	(1,888)	(26,586)
Debt issues	2,751	10,710	47,730	81,488	20,758	163,437
Other financial liabilities	1,395	462	2,078	-	-	3,935
Total liabilities excluding loan capital	361,603	95,257	131,432	101,341	21,666	711,299
Loan capital ²	3,897	64	218	7,087	599	11,865
Total undiscounted financial liabilities	365,500	95,321	131,650	108,428	22,265	723,164
Total contingent liabilities and						

commitments						
Commitments to extend credit	159,131	-	-	-	-	159,131
Other commitments	763	-	-	-	-	763
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	159,894	-	-	-	-	159,894

¹ Comparatives have been revised to improve comparability.

² Where the terms of loan capital instruments include contingent settlement clauses, amounts due have been disclosed as up to one month.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2015 \$m	Up to 1 Month	Over 1 Month to 3 Months	Over 3 Months to 1 Year	Over 1 Year to 5 Years	Over 5 Years	Total
Liabilities						
Payables due to other financial institutions	14,490	2,332	1,221	201	-	18,244
Deposits and other borrowings	279,413	66,983	69,461	11,183	233	427,273
Other financial liabilities at fair value through income statement	5,941	2,250	251	432	372	9,246
Derivative financial instruments:						
Held for trading	43,917	-	-	-	-	43,917
Held for hedging purposes (net settled)	109	192	801	2,431	324	3,857
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	3,631	3,586	5,511	778	176	13,682
Cash inflow	(3,526)	(3,444)	(5,306)	(745)	(169)	(13,190)
Debt issues	4,817	10,568	42,765	83,412	10,683	152,245
Due to subsidiaries	144,650	-	-	-	-	144,650
Other financial liabilities	1,243	491	2,210	-	-	3,944
Total liabilities excluding loan capital	494,685	82,958	116,914	97,692	11,619	803,868
Loan capital ¹	5,795	169	740	6,573	1,484	14,761
Total undiscounted financial liabilities	500,480	83,127	117,654	104,265	13,103	818,629
Total contingent liabilities and commitments						
Commitments to extend credit	154,375	-	-	-	-	154,375
Other commitments	184	-	-	-	-	184
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	154,559	-	-	-	-	154,559

¹ Where the terms of loan capital instruments include contingent settlement clauses, amounts due have been disclosed as up to one month.

Parent Entity 2014 \$m	Up to 1 Month	Over 1 Month to 3 Months	Over 3 Months to 1 Year	Over 1 Year to 5 Years	Over 5 Years	Total
Liabilities						
Payables due to other financial institutions	14,526	2,865	859	207	-	18,457
Deposits and other borrowings	263,657	71,248	69,240	13,222	377	417,744
Other financial liabilities at fair value through income statement	17,811	1,436	-	-	-	19,247
Derivative financial instruments:						
Held for trading ¹	34,403	-	-	-	-	34,403
Held for hedging purposes (net settled)	86	132	426	1,862	308	2,814
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow ¹	49	4,413	2,467	10,746	1,796	19,471
Cash inflow	(28)	(3,748)	(1,958)	(8,950)	(1,600)	(16,284)
Debt issues	1,676	8,669	44,071	67,528	14,440	136,384
Due to Subsidiaries	135,066	-	-	-	-	135,066
Other financial liabilities	1,248	381	1,715	-	-	3,344
Total liabilities excluding loan capital	468,494	85,396	116,820	84,615	15,321	770,646
Loan capital ²	3,897	64	218	7,087	599	11,865
Total undiscounted financial liabilities	472,391	85,460	117,038	91,702	15,920	782,511
Total contingent liabilities and commitments						

Commitments to extend credit	140,909	-	-	-	-	140,909
Other commitments	763	-	-	-	-	763
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	141,672	-	-	-	-	141,672

¹ Comparatives have been revised to improve comparability.

² Where the terms of loan capital instruments include contingent settlement clauses, amounts due have been disclosed as up to one month.

Note 22. Financial risk (continued)

22.3.4 Expected maturity

The tables below present the balance sheet based on expected maturity dates based on historical behaviours. The liability balances in the following tables will not agree to the contractual maturity tables (22.3.3 Contractual maturity of financial liabilities) due to the analysis below being based on expected rather than contractual maturities, the impact of discounting and the exclusion of interest accruals beyond the reporting period. Included in the tables below are equity securities classified as trading securities, available-for-sale investments and life insurance assets that have no specific maturity. These assets have been classified based on the expected period of disposal. Deposits are presented in the following table, on a contractual basis, however as part of our normal banking operations we would expect a large proportion of these balances to be retained.

Consolidated 2015 \$m	Due within 12 Months	Greater than 12 Months	Total
Assets			
Cash and balances with central banks	14,770	-	14,770
Receivables due from other financial institutions	9,583	-	9,583
Trading securities and financial assets designated at fair value	19,613	7,841	27,454
Derivative financial instruments	36,479	11,694	48,173
Available-for-sale securities	13,687	41,146	54,833
Loans (net of provisions)	86,049	537,267	623,316
Life insurance assets	6,730	6,395	13,125
Regulatory deposits with central banks overseas	1,309	-	1,309
Investments in associates	-	756	756
All other assets	5,608	13,229	18,837
Total assets	193,828	618,328	812,156
Liabilities			
Payables due to other financial institutions	18,437	294	18,731
Deposits and other borrowings	463,473	11,855	475,328
Other financial liabilities at fair value through income statement	9,226	-	9,226
Derivative financial instruments	33,511	14,793	48,304
Debt issues	62,076	108,978	171,054
Life insurance liabilities	770	10,789	11,559
All other liabilities	9,375	824	10,199
Total liabilities excluding loan capital	596,873	147,528	744,401
Loan capital	1,446	12,394	13,840
Total liabilities	598,319	159,922	758,241
Net assets/(net liabilities)	(404,491)	458,406	53,915

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Consolidated 2014 \$m	Due within 12 Months	Greater than 12 Months	Total
Assets			
Cash and balances with central banks	25,760	-	25,760
Receivables due from other financial institutions	7,424	-	7,424
Trading securities and financial assets designated at fair value	31,234	14,675	45,909
Derivative financial instruments	32,248	9,156	41,404
Available-for-sale securities	2,101	33,923	36,024
Loans (net of provisions)	83,089	497,254	580,343
Life insurance assets	2,518	8,489	11,007
Regulatory deposits with central banks overseas	529	999	1,528
All other assets	6,278	15,165	21,443
Total assets	191,181	579,661	770,842
Liabilities			
Payables due to other financial institutions	18,394	242	18,636
Deposits and other borrowings	446,099	14,723	460,822
Other financial liabilities at fair value through income statement	19,236	-	19,236
Derivative financial instruments	29,514	10,025	39,539
Debt issues	59,203	93,048	152,251
Life insurance liabilities	8	9,629	9,637
All other liabilities	9,480	1,046	10,526
Total liabilities excluding loan capital	581,934	128,713	710,647
Loan capital	-	10,858	10,858
Total liabilities	581,934	139,571	721,505
Net assets/(net liabilities)	(390,753)	440,090	49,337

Parent Entity 2015 \$m	Due within 12 Months	Greater than 12 Months	Total
Assets			
Cash and balances with central banks	13,372	-	13,372
Receivables due from other financial institutions	8,741	-	8,741
Trading securities and financial assets designated at fair value	17,883	7,013	24,896
Derivative financial instruments	36,417	11,123	47,540
Available-for-sale securities	12,138	38,206	50,344
Loans (net of provisions)	70,477	475,598	546,075
Regulatory deposits with central banks overseas	1,152	-	1,152
Due from subsidiaries	145,560	-	145,560
Investments in subsidiaries	-	4,585	4,585
All other assets	4,745	10,546	15,291
Total assets	310,485	547,071	857,556
Liabilities			
Payables due to other financial institutions	17,987	146	18,133
Deposits and other borrowings	415,334	10,175	425,509
Other financial liabilities at fair value through income statement	9,226	-	9,226
Derivative financial instruments	33,457	14,593	48,050
Debt issues	56,002	88,713	144,715
Due to subsidiaries	143,885	-	143,885
All other liabilities	7,539	744	8,283
Total liabilities excluding loan capital	683,430	114,371	797,801
Loan capital	1,446	12,394	13,840
Total liabilities	684,876	126,765	811,641
Net assets/(net liabilities)	(374,391)	420,306	45,915

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2014 \$m	Due within 12 Months	Greater than 12 Months	Total
Assets			
Cash and balances with central banks	23,400	-	23,400
Receivables due from other financial institutions	5,483	-	5,483
Trading securities and financial assets designated at fair value	29,989	14,335	44,324
Derivative financial instruments	32,219	9,088	41,307
Available-for-sale securities	743	31,266	32,009
Loans (net of provisions)	67,949	437,655	505,604
Regulatory deposits with central banks overseas	389	1,000	1,389
Due from subsidiaries	140,098	-	140,098
Investments in subsidiaries	-	4,687	4,687
All other assets	5,349	11,818	17,167
Total assets	305,619	509,849	815,468
Liabilities			
Payables due to other financial institutions	18,204	207	18,411
Deposits and other borrowings	401,236	12,947	414,183
Other financial liabilities at fair value through income statement	19,155	-	19,155
Derivative financial instruments	29,451	9,690	39,141
Debt issues	52,802	75,044	127,846
Due to subsidiaries	135,066	-	135,066
All other liabilities	7,478	948	8,426
Total liabilities excluding loan capital	663,392	98,836	762,228
Loan capital	-	10,858	10,858
Total liabilities	663,392	109,694	773,086
Net assets/(net liabilities)	(357,773)	400,155	42,382

22.4 Market risk

Market risk is the risk of an adverse impact on earnings resulting from changes in market factors, such as foreign exchange rates, interest rates, commodity prices and equity prices. This includes interest rate risk in the banking book – the risk to interest income from a mismatch between the duration of assets and liabilities that arises in the normal course of business activities.

22.4.1 Traded market risk

Approach

Westpac's exposure to traded market risk arises out of the trading activities of Financial Markets and Treasury. These activities are controlled by a Board-approved Market Risk Framework that incorporates a Board-approved Value at Risk (VaR) limit. VaR is the primary mechanism for measuring and controlling market risk. Market risk is managed using VaR and structural risk limits (including volume limits and basis point value limits) in conjunction with scenario analysis and stress testing. Market risk limits are allocated to business managers based upon business strategies and experience, in addition to the consideration of market liquidity and concentration of risks. All trades are fair valued daily, using the appropriate fair value methodology as described in Note 23. Rates that have limited independent sources are reviewed at least on a monthly basis.

Financial Market's trading book activity represents dealings that encompass book running and distribution activity. The types of market risk arising from these activities include interest rate, foreign exchange, commodity, equity price, credit spread and volatility risk.

Treasury's trading activity represents dealings that include the management of interest rate, foreign exchange and credit spread risk associated with wholesale funding, liquid asset portfolios and foreign exchange repatriations.

VaR limits

Market risk arising from trading book activities is primarily measured using VaR based on an historical simulation methodology. VaR is the potential loss in earnings from adverse market movements calculated over a one-day time horizon to a 99% confidence level using a minimum of one year of historical data. VaR seeks to take account of all material market

variables that may cause a change in the value of the trading portfolio, including interest rates, foreign exchange rates, price changes, volatility and the correlations between these variables.

In addition to the Board approved market risk VaR limit for trading activities, RISKCO has approved separate VaR sub-limits for the trading activities of Financial Markets and Treasury.

216

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Backtesting

Daily backtesting of VaR results is performed to support model integrity. A review of both the potential profit and loss outcomes is also undertaken to monitor any skew created by the historical data.

Stress testing

Daily stress testing against pre-determined scenarios is carried out to analyse potential losses arising from extreme or unexpected movements beyond the 99% confidence level. An escalation framework around selective stress tests has been approved by RISKCO. Stress and scenario tests include historical market movements, those defined by RISKCO or Financial Markets and Treasury Risk (FMTR) and independent scenarios developed by Westpac's economics department.

Profit or loss notification framework

The BRCC has approved a profit or loss notification framework. Included in this framework are levels of escalation in accordance with the size of the profit or loss. Triggers are applied to both a 1-day and a rolling 20-day cumulative total.

Risk reporting

Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the FMTR unit, which monitors market risk exposures against VaR and structural limits. Daily VaR position reports are produced by risk type, by product lines and by geographic region. These are supplemented by structural risk reporting, advice of profit or loss trigger levels and stress testing escalation trigger points. Model accreditation has been granted by APRA to use the internal model for the determination of regulatory capital for the key classes of interest rate (general market), foreign exchange, commodity and equity risks (including specific risk). Under the model, regulatory capital is derived from both the current VaR window (market data is based upon the most recent 12 months of historical data) and a Stressed VaR window (12 months of market data that includes a period of significant financial stress), where these VaR measures are calculated as a 10-day, 99th percentile, one-tailed confidence interval. Specific risk refers to the variations in individual security prices that cannot be explained by general market movements and event and default risk. Interest rate specific risk capital (specific issuer risk) is calculated using the Standard method and is added to the VaR regulatory capital measure.

Risk mitigation

Market risk positions are managed by the trading desks consistent with delegated trading and product authorities. Risks are consolidated into portfolios based on product and risk types. Risk management is carried out by suitably qualified personnel with varying levels of seniority commensurate with the nature and scale of market risks under management.

Determination of fair value

Refer to Note 23 for the basis for determining fair value.

The following controls allow for continuous monitoring of market risk by management:

- trading authorities and responsibilities are clearly delineated at all levels to provide accountability;
- a structured system of limits and reporting of exposures;
- all new products and significant product variations undergo an approval process to confirm business risks have been identified prior to launch;
- models that are used to determine risk or profit or loss for Westpac's financial statements are independently reviewed;
- duties are segregated so that employees involved in the origination, processing and valuation of transactions operate under separate reporting lines, minimising the opportunity for collusion;
- legal counsel approves documentation for compliance with relevant laws and regulations;
- daily profit and loss reviews/attribution; and

* reconciliations.

The table below depicts the aggregate VaR, by risk type, for the year ended 30 September:

Consolidated and Parent Entity \$m	2015			2014			2013		
	High	Low	Average	High	Low	Average	High	Low	Average
Interest rate risk	18.1	7.0	11.4	30.7	6.3	15.6	30.8	9.1	16.7
Foreign exchange risk	11.8	0.5	3.6	7.6	1.2	3.0	5.7	0.5	2.1
Equity risk	0.6	0.1	0.3	0.7	0.1	0.3	0.8	0.1	0.3
Commodity risk ¹	5.7	1.7	3.1	2.9	1.3	2.0	6.1	1.2	2.9
Other market risks ²	6.7	2.9	4.6	11.3	5.4	9.2	13.0	5.8	7.9
Diversification effect	n/a	n/a	(7.2)	n/a	n/a	(8.2)	n/a	n/a	(10.7)
Net market risk	23.5	9.0	15.8	40.2	9.5	22.0	35.4	12.5	19.2

¹ Includes electricity risk.

² Includes prepayment risk and credit spread risk (exposure to movements in generic credit rating bands).

217

2015 Westpac Group Annual Report

Note 22. Financial risk (continued)

Commodity, Carbon and Energy trading

Commodity, Carbon and Energy trading (CCE) activity is part of our Financial Markets business. All trades are marked-to-market daily, using independently sourced or reviewed rates. Rates are compared to Australian Financial Market Association published prices, brokers' quotes, and futures prices as appropriate. Rates that have limited independent sources are reviewed on a regular basis by the WIB Revaluation Committee. The CCE business is managed within market risk structural and VaR limits. Credit risk is controlled by pre-settlement risk limits by counterparty.

CCE trading activities include electricity, gas, oil, emission, agricultural products, base metals and precious metals. These activities involve dealings in swaps, options, swaptions, Asian options and futures. Energy trading also includes Settlement Residue Auctions (SRAs). Carbon trading activities includes Australian, New Zealand and European carbon units and Renewable Energy Certificates (RECs).

CCE also includes the Structured Commodities Finance (SCF) desk which facilitates financing for commodity clients.

The total fair value of commodity, carbon and energy contracts outstanding as at 30 September 2015 was \$151 million (2014: \$14 million).

22.4.2 Non-traded market risk

Approach

The banking book activities that give rise to market risk include lending activities, balance sheet funding and capital management. Interest rate risk, currency risk and funding and liquidity risk are inherent in these activities. Treasury's Asset and Liability Management (ALM) unit is responsible for managing the interest rate risk arising from these activities.

All material regions, business lines and legal entities are included in Westpac's IRRBB framework.

Asset and Liability Management

ALM manages the structural interest rate mismatch associated with the transfer priced balance sheet, including the investment of Westpac's capital to its agreed benchmark duration. A key risk management objective is to achieve reasonable stability of net interest income (NII) over time. These activities are overseen by the independent FMTR unit, reviewed by RISKCO and conducted within a risk framework and appetite set down by the BRCC.

Material non-traded interest rate risk is managed in five centres: Sydney manages risk associated with the Australian balance sheet, the Auckland office manages risk associated with the New Zealand balance sheet, the Singapore office manages risk associated with the Asian balance sheet, while New York and London centres manage risk associated with those locations respectively. The risk from these five centres is monitored both at a local and aggregate level.

NII sensitivity

NII sensitivity is managed in terms of the net interest income-at-risk (NaR) modelled over a three year time horizon using a 99% confidence interval for movements in wholesale market interest rates. The position managed covers the Australian and New Zealand banking books, where the banking book is defined as the entire banking balance sheet less the trading book. A simulation model is used to calculate Westpac's potential NaR. The NII simulation framework combines the underlying balance sheet data with assumptions about run off and new business, expected repricing behaviour and changes in wholesale market interest rates. Simulations using a range of interest rate scenarios are used to provide a series of potential future NII outcomes. The interest rate scenarios modelled include those projected using historical market interest rate volatility as well as 100 and 200 basis point shifts up and down from the current market yield curves in Australia and New Zealand. Additional stressed interest rate scenarios are also considered and modelled.

A comparison between the NII outcomes from these modelled scenarios indicates the sensitivity to interest rate changes.

NaR limit

The BRCC has approved a NaR limit. This limit is managed by the Group Treasurer and is expressed as a deviation from benchmark hedge levels over a one-year rolling time frame, to a 99% confidence level. This limit is monitored by FMTR.

VaR limit

[前へ](#)

[次へ](#)

The BRCC has also approved a VaR limit for ALM activities. This limit is managed by the Group Treasurer and monitored by FMTR. Additionally, FMTR sets structural risk limits to prevent undue concentration of risk.

Structural foreign exchange risk

Structural foreign exchange rate risk results from the generation of foreign currency denominated earnings and from the foreign currency capital that we have deployed in offshore branches and subsidiaries with functional currencies other than Australian dollars.

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

As a result of the requirement to translate earnings and net assets of the foreign operations into our Australian dollar consolidated financial statements, movements in exchange rates could lead to changes in the Australian dollar equivalent of offshore earnings and capital which could introduce variability to our reported financial results. This is referred to as translation risk. In order to minimise this exposure, we manage the foreign exchange rate risk associated with offshore earnings and capital as follows:

- foreign currency denominated earnings that are generated during the current financial year are hedged;
- capital that is defined to be permanently employed in an offshore jurisdiction (for example to meet regulatory or prudential requirements) and which has no fixed term is hedged;
- capital or profits that are denominated in currencies to which we have an immaterial exposure are not hedged; and
- ALCO determines the appropriateness of the foreign exchange earnings hedges and associated limits.

Assets held as Available-for-Sale

Financial assets classified as available-for-sale are subject to market risk which is not captured by the market risk VaR. Regular reviews are performed to substantiate the value of these assets and are regularly reviewed by management. Whilst the fair value of individual securities classified as available-for-sale can fluctuate considerably, the overall impact to the Group is not material.

Risk reporting

IRRBB risk measurement systems and personnel are centralised in Sydney. These include front office product systems, which capture all treasury funding and derivative transactions; the transfer pricing system, which captures all retail transactions in Australia and New Zealand; non-traded VaR systems; and the NII system, which calculates NII and NaR for the Australian and New Zealand balance sheets.

Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by FMTR, which monitors market risk exposures against VaR and NaR limits. Reports detailing structural positions and VaR are produced and distributed daily for use by dealers and management across all stakeholder groups. Monthly and quarterly reports are produced for the senior management market risk forums of RISKCO and the BRCC to provide transparency of material market risks and issues.

Risk mitigation

IRRBB stems from the ordinary course of banking activities, including structural interest rate risk (the mismatch between the duration of assets and liabilities) and capital management. Hedging Westpac's exposure to interest rate risk is undertaken using derivatives. The hedge accounting strategy adopted is to utilise a combination of cash flow, fair value and net investment hedge approaches. Some derivatives held for economic hedging purposes do not meet the criteria for hedge accounting as defined under AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, and therefore are accounted for in the same way as derivatives held for trading.

The same controls as used to monitor traded market risk allow for the continuous monitoring by management of IRRBB.

Value at Risk – IRRBB

The table below depicts VaR for IRRBB:

\$m	2015				2014			
	As at	High	Low	Average	As at	High	Low	Average
Consolidated	2.7	5.9	0.8	2.9	3.1	10.7	1.2	4.7

As at 30 September 2015 the Value at Risk – IRRBB for the Parent Entity was \$19.3 million (2014: \$25.1 million).

Net interest income-at-risk (NaR)

The table below depicts NaR assuming a 100 basis point shock (decrease) over the next 12 months as a percentage of

reported net interest income:

%	2015				2014			
	As at	Maximum Exposure	Minimum Exposure	Average Exposure	As at	Maximum Exposure	Minimum Exposure	Average Exposure
Consolidated	0.12	0.66	(0.26)	0.23	0.27	0.66	(0.12)	0.20
Parent Entity	(0.11)	0.41	(0.50)	0.04	0.10	0.82	(0.25)	0.17

219

2015 Westpac Group Annual Report

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities

Accounting policy

The fair value of a financial instrument is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

On initial recognition, the transaction price generally represents the fair value of the financial instrument unless there is observable information available in an active market to the contrary. If fair value can be evidenced by comparison with other observable current market transactions in the same instrument, without modification or repackaging, or is based on a valuation technique whose inputs include only data from observable markets, then the instrument is recognised at the fair value derived from such observable market data. The difference between the transaction price and fair value is recognised as a gain or loss (day one profit or loss) in the income statement as non-interest income. In cases where use is made of data which is not observable, day one profit or loss is only recognised in the income statement when the inputs become observable, or over the life of the instrument.

For financial liabilities measured at fair value, the carrying amount reflects the effect on fair value of changes in own credit spreads derived from observable market data.

Subsequent measurement of the fair value of a financial instrument is, wherever possible, determined by reference to a quoted market price for that instrument. Where quoted prices are not available the Group applies present value estimates or other market accepted valuation techniques. The use of a market accepted valuation technique will typically involve the use of a valuation model and appropriate inputs to the model.

The majority of valuation models used by the Group employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments data may be employed which is not readily observable in current markets.

The determination of the fair value of financial assets and liabilities is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates as detailed in Note 1d(i).

Fair Valuation Control Framework

The Group's control environment uses a Fair Valuation Control Framework where the fair value is either determined or validated by a function independent of the party that undertakes the transaction. This framework formalises the policies and procedures used by the Group to achieve compliance with relevant accounting, industry and regulatory standards. The framework includes specific controls relating to the revaluation of financial instruments, independent price verification, fair value adjustments and financial reporting.

A key element of the Fair Valuation Control Framework is the WIB Revaluation Committee, comprising senior valuation specialists from within the Group. The WIB Revaluation Committee review the application of the agreed policies and procedures to assess that a fair value measurement basis is applied.

The method of determining fair value according to the Fair Valuation Control Framework differs depending on the information available.

Fair value hierarchy

The Group categorises all fair value instruments according to the following hierarchy:

- Level 1

Financial instruments valued using recent unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities. An active market is one in which prices are readily and regularly available and those prices represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.

Valuation of Level 1 instruments require little or no management judgment.

Financial instruments included in this class are Commonwealth of Australia and New Zealand government bonds, spot and exchange traded derivatives for equities, foreign exchange, commodities and interest rate products.

- Level 2

Valuation techniques utilising observable market prices applied to these assets or liabilities include the use of market standard discounting methodologies, option pricing models and other valuation techniques widely used and accepted by market participants.

The financial instruments included in this category are mainly Over The Counter (OTC) derivatives with observable market inputs and financial instruments with fair value derived from consensus pricing with sufficient contributors. Financial instruments included in the Level 2 category are:

- trading securities – including government bonds (excluding Australian and New Zealand government bonds), Australian state government bonds, corporate fixed rate bonds and floating rate bonds; and
- derivatives – including interest rate swaps, interest rate futures, credit default swaps, foreign exchange swaps, foreign exchange futures and forwards, foreign exchange options and equity options.

Notes to the financial statements

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

- Level 3

Financial instruments valued using at least one input that could have a significant effect on the instrument's valuation which is not based on observable market data (unobservable input). Unobservable inputs are those not readily available in an active market due to illiquidity or complexity of the product. These inputs are generally derived and extrapolated from other relevant market data and calibrated against current market trends and historic transactions.

These valuations are calculated using a high degree of management judgment.

Financial instruments included in the Level 3 category include some asset-backed products and non-Australian dollar-denominated government securities issued by governments where there are no observable secondary markets.

A financial instrument's categorisation within the valuation hierarchy is based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement.

Valuation techniques

The Group applies market accepted valuation techniques in determining the fair valuation of Over the Counter (OTC) derivatives. This includes credit valuation adjustments (CVA) and funding valuation adjustments (FVA), which incorporates credit risk and funding costs and benefits that arise in relation to uncollateralised derivative positions, respectively.

The specific valuation techniques, the observability of the inputs used in valuation models and the subsequent classification for each significant product category are outlined below:

- Interest rate derivative products

These are products linked to interest rates (e.g. Bank Bill Swap Rate (BBSW) or London Interbank Offered Rate (LIBOR)) or inflation indices. This includes exchange traded interest rate futures, interest rate and inflation swaps, swaptions, caps, floors, exchange traded interest rate options on futures, inflation options, collars and other non-vanilla interest rate derivatives.

Exchange traded interest rate futures and options on futures are traded in liquid, active markets where prices are readily observable. No modelling or assumptions are used in the valuation. Exchange traded interest rate futures and options on futures are classified as Level 1 instruments.

Interest rate derivative cash flows are valued using interest rate curves whereby observable market data is used to construct the term structure of forward rates. This term structure is used to project and discount future cash flows based on the terms of the trade. Instruments with optionality are valued using market observable or consensus provided volatilities. Non-vanilla interest rate derivatives are valued using industry standard models based on market observable inputs which are determined separately for each parameter. Where unobservable, inputs will be set with reference to an observable proxy.

In general, interest rate derivatives are classified as Level 2 instruments.

- Foreign exchange products

These are products linked to the foreign exchange market. This includes FX spot and future contracts, FX forward contracts, FX swaps, FX options and other non-vanilla FX derivatives.

There are observable markets for futures and spot contracts in major global currencies. No modelling or assumptions are used in valuation of these instruments. FX spot and future contracts are classified as Level 1 instruments.

FX swap and forward valuations are derived from market observable inputs or consensus pricing providers using industry standard models. FX swaps and forwards are classified as Level 2 instruments.

FX options and other FX derivatives are valued using industry standard models and market observable inputs. Where unobservable, inputs will be set with reference to an observable proxy. In general, FX options and other FX derivatives are classified as Level 2 instruments.

- Asset backed products

These are debt and derivative products that are linked to the cash flows of a pool of referenced assets via securitisation. This category includes residential mortgage backed securities (RMBS), collateralised debt obligations (CDOs), collateralised loan obligations (CLOs) and other asset backed securities (ABS).

Australian RMBS denominated in Australian dollars are valued using a market accepted model with observable inputs sourced from a consensus data provider. The main inputs to the model are the trading margin and the weighted average life of the security. They are classified as Level 2 instruments.

Despite the availability of an RMBS model in Westpac, input data for the trading margin on Australian issued RMBS, denominated in foreign currency, is considered unobservable. Trading volumes in these instruments are low. Proxy data from the Australian denominated RMBS market is used to derive the fair value for these instruments. Australian issued RMBS denominated in foreign currency are classified as Level 3 instruments.

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

The fair value of Offshore RMBS is determined using consensus data. These are classified as Level 2 instruments.

As synthetic CDO prices are not generally available, Synthetic CDOs are valued using a model. The model uses a combination of established analytic and numerical approaches. The model calculates fair value based on observable and unobservable parameters including credit spreads, recovery rates, correlations and interest rates. As some of the model inputs (e.g. correlations) are indirectly implied or unobservable, synthetic CDOs are classified as Level 3 instruments.

Where available, cash CDO, CLO and ABS products are valued using prices obtained from consensus data providers and classified as Level 2 instruments. Where consensus prices are not available, these products are valued using quotes provided by a third party broker or independent lead manager and classified as Level 3 instruments. The Group has no material exposure to CDOs.

- **Other credit products**

These products are linked to the credit spread of a referenced entity or index and include Single Name and Index CDS.

CDS are valued using an industry standard model that incorporates the credit spread as its principal input. Credit spreads are obtained from consensus market data providers. Single name and index CDS are classified as Level 2 instruments.

- **Non-asset backed debt instruments**

There are observable markets for Australian and New Zealand government bonds in which Westpac is a primary dealer. Australian government bonds are valued using unadjusted quoted market yields. New Zealand government bonds are valued using unadjusted quoted market prices. These products are classified as Level 1 instruments.

Other government bonds, state government bonds, corporate bonds and commercial paper are valued using observable market prices which are sourced from consensus pricing services, broker quotes or inter-dealer prices. These products are classified as Level 2 instruments, with the exception of government securities where there are no observable secondary markets which are classified as Level 3 instruments.

- **Equity products**

This category includes cash equities and equity indices, exchange traded equity options, OTC equity options and OTC equity warrants.

Cash equities and equity indices are traded on major global exchanges in liquid markets. No modelling or assumptions are used in valuation. These are categorised as Level 1 instruments.

Exchange traded equity options, OTC equity options and equity warrants are valued using industry standard models. The models calculate fair value based on input parameters such as stock prices, dividends, volatilities and interest rates. In general, input parameters are deemed observable. These are classified as Level 2 instruments.

- **Commodity products**

These products are exchange traded and OTC derivatives based on underlying commodities such as energy, carbon, agriculture, metals, crude oil and refined products, power and natural gas.

Commodity spot and futures, energy spot and futures together with carbon futures are traded on major global exchanges in liquid markets. No modelling or assumptions are used in the valuation of these instruments. These are classified as Level 1 instruments.

The valuation of commodity, carbon and energy derivatives are determined using industry standard models incorporating discounting of cash flows and other industry standard modelling techniques. Valuation inputs include forward curves, volatilities implied from market observable inputs, discount curves and underlying spot and futures prices. The significant inputs are market observable or available through a consensus data service. Where unobservable, inputs will be set with reference to an observable proxy.

In general, commodity, carbon and energy derivatives are classified as Level 2 instruments.

- Certificates of deposit

The fair value of certificates of deposit is determined using a discounted cash flow analysis using markets rates offered for deposits of similar remaining maturities. Certificates of deposit are classified as Level 2 instruments.

- Debt issues at fair value

Where a quoted price is not available the fair value of debt issues is determined using a discounted cash flow approach, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows adjusted for market observable changes in the applicable credit rating of Westpac. These instruments are classified as Level 2 instruments.

Notes to the financial statements

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

- Life insurance assets

These assets represent investments which back life insurance policy liabilities. This includes listed equities, exchange traded and over the counter derivatives, investment grade corporate bonds and units in unlisted unit trusts.

Listed equities and exchange traded derivatives are traded in liquid, active markets where prices are readily observable. No modelling or assumptions are used in the valuation. They are classified as Level 1 instruments.

Investment grade corporate bonds, over the counter derivatives, units in unlisted unit trusts and certain listed equities subject to transfer restrictions are valued utilising observable market prices or other widely used and accepted valuation techniques utilising observable market inputs. They are classified as Level 2 instruments.

- Life insurance liabilities

Life insurance liabilities consist of life insurance contract liabilities, life investment contract liabilities and external liabilities of managed investment schemes controlled by statutory life funds. These are valued utilising observable market prices or other widely used and accepted valuation techniques utilising observable market inputs.

Short sales of listed equities within controlled managed investment schemes are traded in liquid, active markets where prices are readily observable. No modelling or assumptions are used in the valuation. They are classified as Level 1 instruments. All other instruments are classified as Level 2.

- Loans at fair value

Where a quoted price is not available the fair value of fixed rate bills is determined using a discounted cash flow approach, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows, adjusted for creditworthiness based on market observable inputs. These are classified as Level 2 instruments.

The table below summarises the attribution of financial instruments carried at fair value to the fair value hierarchy:

Consolidated \$m	2015			Total	2014			Total
	Valuation Quoted Market Prices Observable (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)		Valuation Quoted Market Prices Observable (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non- Market Observable) (Level 3)	
Financial assets measured at fair value on a recurring basis								
Trading securities and financial assets designated at fair value	2,446	24,001	1,007	27,454	5,258	39,663	988	45,909
Derivative financial instruments	39	48,090	44	48,173	51	41,348	5	41,404
Available-for-sale securities	2,071	51,811	918	54,800	1,765	33,421	822	36,008
Loans	-	7,076	-	7,076	-	9,330	-	9,330
Life insurance assets	4,560	8,565	-	13,125	4,472	6,535	-	11,007
Total assets carried at fair value	9,116	139,543	1,969	150,628	11,546	130,297	1,815	143,658
Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Deposits and other borrowings at fair value	-	46,239	-	46,239	-	49,636	-	49,636
Other financial liabilities at fair value through income statement	414	8,812	-	9,226	1,134	18,102	-	19,236
Derivative financial instruments	35	48,230	39	48,304	37	39,472	30	39,539
Debt issues at fair value	-	9,300	18	9,318	-	9,524	18	9,542
Life insurance liabilities	775	10,784	-	11,559	-	9,637	-	9,637
Total liabilities carried at fair value	1,224	123,365	57	124,646	1,171	126,371	48	127,590

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity	2015				2014			
	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total
\$m								
Financial assets measured at fair value on a recurring basis								
Trading securities and financial assets designated at fair value	2,446	21,729	721	24,896	5,260	38,285	779	44,324
Derivative financial instruments	39	47,457	44	47,540	51	41,251	5	41,307
Available-for-sale securities	598	49,654	79	50,331	-	31,823	170	31,993
Loans	-	7,076	-	7,076	-	9,330	-	9,330
Total assets carried at fair value	3,083	125,916	844	129,843	5,311	120,689	954	126,954
Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Deposits and other borrowings at fair value	-	45,331	-	45,331	-	48,661	-	48,661
Other financial liabilities at fair value through income statement	414	8,812	-	9,226	1,134	18,021	-	19,155
Derivative financial instruments	35	47,978	37	48,050	37	39,074	30	39,141
Debt issues at fair value	-	6,415	-	6,415	-	6,315	-	6,315
Total liabilities carried at fair value	449	108,536	37	109,022	1,171	112,071	30	113,272

Analysis of movements between Fair Value Hierarchy Levels

During the period there were no material transfers between levels of the fair value hierarchy. Transfers into or out of Level 3 are discussed in the following table.

Significant unobservable inputs

Sensitivities to reasonably possible changes in non-market observable valuation assumptions would not have a material impact on the Group's reported results.

Day one profit or loss

The closing balance of unrecognised day one profit for both the Group and the Parent Entity for the period was \$6 million (30 September 2014: \$6 million profit).

Reconciliation of non-market observables

The table below summarises the changes in financial instruments carried at fair value derived from non-market observable valuation techniques (Level 3):

Consolidated 2015	Trading Securities and Financial Assets Designated at Fair Value	Derivatives	Available-for-Sale Securities	Total Assets	Total Derivatives	Debt Issues at Fair Value	Total Liabilities
\$m							
Balance as at beginning of year	988	5	822	1,815	30	18	48
Gains/(losses) on assets/(gains)/ losses on liabilities recognised in:							
Income statements	8	1	5	14	28	-	28
Available-for-sale reserve	-	-	(1)	(1)	-	-	-
Acquisitions and issues	403	23	2,303	2,729	5	-	5
Disposals and settlements	(512)	(7)	(2,299)	(2,818)	(41)	-	(41)
Transfers into or out of non-market observables	13	22	-	35	17	-	17

Foreign currency translation impacts	107	-	88	195	-	-	-
Balance as at end of year	1,007	44	918	1,969	39	18	57
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at 30 September 2015	11	23	-	34	20	-	20

224

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Consolidated 2014

\$m	Trading Securities and Financial Assets Designated at Fair Value		Derivatives	Available-for-Sale Securities	Total Assets		Derivatives	Debt Issues at Fair Value	Total Liabilities
	Fair Value	Derivatives			Assets	Derivatives			
Balance as at beginning of year	538	4	790	1,332	24	13	37		
Gains/(losses) on assets/(gains)/ losses on liabilities recognised in:									
Income statements	(7)	-	-	(7)	(16)	6	(10)		
Available-for-sale reserve	-	-	18	18	-	-	-		
Acquisitions and issues	634	2	1,524	2,160	24	-	24		
Disposals and settlements	(204)	(1)	(1,583)	(1,788)	(2)	(1)	(3)		
Transfers into or out of non-market observables	24	-	-	24	-	-	-		
Foreign currency translation impacts	3	-	73	76	-	-	-		
Balance as at end of year	988	5	822	1,815	30	18	48		
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at 30 September 2014	14	1	-	15	(8)	6	(2)		

Parent Entity 2015

\$m	Trading Securities and Financial Assets Designated at Fair Value		Derivatives	Available-for-Sale Securities	Total Assets		Derivatives	Total Liabilities
	Fair Value	Derivatives			Assets	Derivatives		
Balance as at beginning of year	779	5	170	954	30	30		
Gains/(losses) on assets/(gains)/ losses on liabilities recognised in:								
Income statements	(5)	1	-	(4)	26	26		
Available-for-sale reserve	-	-	(1)	(1)	-	-		
Acquisitions and issues	319	23	68	410	5	5		
Disposals and settlements	(484)	(7)	(184)	(675)	(41)	(41)		
Transfers into or out of non-market observables	13	22	-	35	17	17		
Foreign currency translation impacts	99	-	26	125	-	-		
Balance as at end of year	721	44	79	844	37	37		
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at 30 September 2015	1	23	-	24	18	18		

Parent Entity 2014

\$m	Trading Securities and Financial Assets Designated at Fair Value		Derivatives	Available-for-Sale Securities	Total Assets		Derivatives	Total Liabilities
	Fair Value	Derivatives			Assets	Derivatives		
Balance as at beginning of year	292	4	200	496	24	24		
Gains/(losses) on assets/(gains)/ losses on liabilities recognised in:								
Income statements	5	-	-	5	(16)	(16)		
Available-for-sale reserve	-	-	(2)	(2)	-	-		
Acquisitions and issues	628	2	72	702	24	24		
Disposals and settlements	(174)	(1)	(108)	(283)	(2)	(2)		
Transfers into or out of non-market observables	24	-	-	24	-	-		

Foreign currency translation impacts	4	-	8	12	-	-
Balance as at end of year	779	5	170	954	30	30
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at 30						
September 2014	5	1	-	6	(8)	(8)

225

2013 Westpac Group Annual Report

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Transfers into and out of Level 3 have occurred due to changes in observability in the significant inputs into the valuation models used to determine the fair value of the related financial instruments. Transfers in and transfers out are reported using the end of period fair values.

Financial instruments not measured at fair value

For financial instruments not measured at fair value on a recurring basis in the balance sheet, fair value has been derived as follows:

Loans

The carrying value of loans is net of individually and collectively assessed provisions for impairment charges. The fair value of loans is based on observable market transactions, where available. In the absence of observable market transactions, fair value is estimated using discounted cash flow models. For variable rate loans, the discount rate used is the current effective interest rate. The discount rate applied for fixed rate loans reflects the market rate for the maturity of the loan and the credit worthiness of the borrower.

Deposits and other borrowings

Deposits by customers' accounts are grouped by maturity. Fair values of deposit liabilities payable on demand (interest free, interest bearing and savings deposits) approximate their carrying value. Fair values for term deposits are estimated using discounted cash flows, applying market rates offered for deposits of similar remaining maturities.

Debt issues and loan capital

Fair values are calculated using a discounted cash flow model. The discount rates applied reflect the terms of the instruments, the timing of the estimated cash flows and are adjusted for any changes in Westpac's credit spreads.

Other financial assets and liabilities

For all other financial assets and liabilities, the carrying value approximates to the fair value. These items are either short-term in nature, re-price frequently or are of a high credit rating.

The following table summarises the estimated fair value and fair value hierarchy of financial instruments not measured at fair value:

Consolidated	Carrying Amount	2015 Fair Value			Total
		Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	14,770	14,770	-	-	14,770
Receivables due from other financial institutions	9,583	7,602	1,158	823	9,583
Available-for-sale securities	33	-	-	33	33
Loans	616,240	-	-	617,250	617,250
Regulatory deposits with central banks overseas	1,309	-	1,309	-	1,309
Other financial assets	3,077	-	3,077	-	3,077
Total financial assets	645,012	22,372	5,544	618,106	646,022
Financial liabilities not measured at fair value					
Payables due to other financial institutions	18,731	4,037	14,694	-	18,731
Deposits and other borrowings	429,089	-	426,726	3,303	430,029
Debt issues	161,736	-	162,107	-	162,107
Loan capital	13,840	-	13,495	-	13,495
Other financial liabilities	6,861	-	6,861	-	6,861
Total financial liabilities	630,257	4,037	623,883	3,303	631,223

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity

\$m	Carrying Amount	2014 Fair Value			Total
		Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	23,400	23,400	-	-	23,400
Receivables due from other financial institutions	5,483	3,696	1,797	-	5,483
Available-for-sale securities	16	-	-	16	16
Loans	496,274	-	-	496,485	496,485
Regulatory deposits with central banks overseas	1,389	-	1,389	-	1,389
Due from subsidiaries	140,098	-	-	140,098	140,098
Other financial assets	4,527	-	4,527	-	4,527
Total financial assets	671,187	27,086	7,713	636,599	671,398
Financial liabilities not measured at fair value					
Payables due to other financial institutions	18,411	3,842	14,569	-	18,411
Deposits and other borrowings	365,522	-	364,946	1,183	366,129
Debt issues	121,531	-	123,024	-	123,024
Due to subsidiaries	135,066	-	-	135,066	135,066
Loan capital	10,858	-	10,858	-	10,858
Other financial liabilities	5,948	-	5,948	-	5,948
Total financial liabilities	657,336	3,842	519,345	136,249	659,436

228

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 24. Offsetting financial assets and financial liabilities and collateral arrangements**Accounting policy**

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the balance sheet when there is a legally enforceable right to set off the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

The following tables provide information on the impact of offsetting, as well as amounts subject to enforceable master netting agreements or similar arrangements that do not qualify for offsetting in the balance sheets. The tables exclude amounts not subject to offsetting or enforceable netting arrangements and therefore may not tie back to the balance sheet. The amounts presented in this note do not represent the credit risk exposure of the Group or Parent Entity. Refer to Note 22.2 for information on credit risk management. The offsetting and collateral arrangements and other credit risk mitigation strategies used by the Group are further explained in the 'Management of risk mitigation' section of Note 22.2.4.

Consolidated \$m	Effects of Offsetting on Balance Sheet			Amounts Subject to Enforceable Netting Arrangements But Not Offset			Net Amount
	Gross Amounts	Amounts Offset	Net Amounts Reported on the Balance Sheet	Recognised Financial Instruments	Cash Collateral	Financial Instrument Collateral	
2015							
Assets							
Receivables due from other financial institutions ¹	31	-	31	-	-	(30)	1
Derivative financial instruments	57,678	(9,505)	48,173	(33,696)	(4,046)	(122)	10,309
Securities purchased under agreement to resell ²	3,982	-	3,982	-	(11)	(3,971)	-
Loans ³	15,949	(15,757)	192	-	-	-	192
Other assets ⁴	1,369	(959)	410	-	-	-	410
Total assets	79,009	(26,221)	52,788	(33,696)	(4,057)	(4,123)	10,912
Liabilities							
Derivative financial instruments	58,671	(10,367)	48,304	(33,696)	(7,973)	(1,854)	4,781
Securities sold under agreement to repurchase ⁵	13,908	-	13,908	-	(6)	(13,902)	-
Deposits and other borrowings ³	24,369	(15,757)	8,612	-	-	-	8,612
Other liabilities ⁴	105	(97)	8	-	-	-	8
Total liabilities	97,053	(26,221)	70,832	(33,696)	(7,979)	(15,756)	13,401
2014							
Assets							
Receivables due from other financial institutions ¹	28	-	28	-	-	(26)	2
Derivative financial instruments	41,404	-	41,404	(27,241)	(3,866)	(92)	10,205
Securities purchased under agreement to resell ²	6,275	-	6,275	-	(22)	(6,253)	-
Loans ³	11,898	(11,801)	97	-	-	-	97
Other assets ⁴	90	-	90	-	-	-	90
Total assets	59,695	(11,801)	47,894	(27,241)	(3,888)	(6,371)	10,394
Liabilities							
Derivative financial instruments	39,539	-	39,539	(27,241)	(3,861)	(1,638)	6,799
Securities sold under agreement to repurchase ⁵	23,520	-	23,520	-	(33)	(23,487)	-
Deposits and other borrowings ³	18,031	(11,801)	6,230	-	-	-	6,230
Total liabilities	81,090	(11,801)	69,289	(27,241)	(3,894)	(25,125)	13,029

- Consists of stock borrowing arrangements, reported as part of Cash collateral in Note 10 Receivables due from other financial institutions.
- ² Securities purchased under agreement to resell forms part of Note 11 Trading securities and financial assets designated at fair value.
- ³ Consists of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of Business loans in Note 13 Loans, and part of Deposits and other borrowings at amortised costs in Note 17 Deposits and other borrowings.
- ⁴ Gross amounts consists of initial and variation margin held directly with Central Clearing Counterparties, reported as part of Other in Note 27 Other assets. Where variation margin is payable it is reported as part of Other in Note 29 Other liabilities (2014: nil). Amounts offset relate to variation margin.
- ⁵ Securities sold under agreement to repurchase forms part of Note 16 Payables due to other financial institutions, recognised at amortised cost, and part of Note 18 Other financial liabilities at fair value through income statement.

Note 24. Offsetting financial assets and financial liabilities and collateral arrangements
(continued)

Parent Entity	Effects of Offsetting on Balance Sheet			Amounts Subject to Enforceable Netting Arrangements But Not Offset			Net Amount
	Gross Amounts	Amounts Offset	Net Amounts Reported on the Balance Sheet	Other Recognised Financial Instruments	Cash Collateral	Financial Instrument Collateral	
\$m							
2015							
Assets							
Receivables due from other financial institutions ¹	31	-	31	-	-	(30)	1
Derivative financial instruments	57,045	(9,505)	47,540	(33,510)	(3,454)	(122)	10,454
Securities purchased under agreement to resell ²	3,982	-	3,982	-	(11)	(3,971)	-
Loans ³	15,949	(15,757)	192	-	-	-	192
Other assets ⁴	1,369	(959)	410	-	-	-	410
Total assets	78,376	(26,221)	52,155	(33,510)	(3,465)	(4,123)	11,057
Liabilities							
Derivative financial instruments	58,417	(10,367)	48,050	(33,510)	(7,958)	(1,854)	4,728
Securities sold under agreement to repurchase ⁵	13,908	-	13,908	-	(6)	(13,902)	-
Deposits and other borrowings ³	24,369	(15,757)	8,612	-	-	-	8,612
Other liabilities ⁴	105	(97)	8	-	-	-	8
Total liabilities	96,799	(26,221)	70,578	(33,510)	(7,964)	(15,756)	13,348
2014							
Assets							
Receivables due from other financial institutions ¹	28	-	28	-	-	(26)	2
Derivative financial instruments	41,307	-	41,307	(27,086)	(3,831)	(92)	10,298
Securities purchased under agreement to resell ²	6,275	-	6,275	-	(22)	(6,253)	-
Loans ³	11,898	(11,801)	97	-	-	-	97
Other assets ⁴	90	-	90	-	-	-	90
Total assets	59,598	(11,801)	47,797	(27,086)	(3,853)	(6,371)	10,487
Liabilities							
Derivative financial instruments	39,141	-	39,141	(27,086)	(3,717)	(1,638)	6,700
Securities sold under agreement to repurchase ⁵	23,439	-	23,439	-	(33)	(23,406)	-
Deposits and other borrowings ³	18,031	(11,801)	6,230	-	-	-	6,230
Total liabilities	80,611	(11,801)	68,810	(27,086)	(3,750)	(25,044)	12,930

¹ Consists of stock borrowing arrangements, reported as part of Cash collateral in Note 10 Receivables due from other financial institutions.

² Securities purchased under agreement to resell forms part of Note 11 Trading securities and financial assets: designated at fair value.

³ Consists of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of Business loans in Note 13 Loans, and part of Deposits and other borrowings at amortised costs in Note 17 Deposits and other borrowings.

⁴ Gross amounts consists of initial and variation margin held directly with Central Clearing Counterparties, reported as part of Other in Note 27 Other assets. Where variation margin is payable it is reported as part of Other in Note 29 Other liabilities (2014: nil). Amounts offset relate to variation margin.

⁵ Securities sold under agreement to repurchase forms part of Note 16 Payables due to other financial institutions, recognised at amortised cost, and part of Note 18 Other financial liabilities at fair value through income statement.

Effects of offsetting on balance sheet

Amounts offset are in accordance with the criteria described in the accounting policy and are limited to the gross carrying values of the financial instrument.

Notes to the financial statements

Note 24. Offsetting financial assets and financial liabilities and collateral arrangements
(continued)**Amounts subject to enforceable netting arrangements but not offset***Other recognised financial instruments*

Other recognised financial instruments discloses financial assets and liabilities recognised on balance sheet that are not offset but are subject to enforceable master netting agreements whereby the rights of set-off and close-out netting can be applied in the event of default, or if other predetermined events occur.

Cash collateral and financial instrument collateral

Cash collateral and financial instrument collateral discloses amounts received or pledged in relation to the gross amount of assets and liabilities. Financial instrument collateral typically comprises highly liquid securities which are legally transferred and can be liquidated in the event of counterparty default; they are reflected at fair value. These forms of collateral are also subject to enforceable netting arrangements but are not offset due to the collateral being realised only in the event of default or if other predetermined events occur.

For the purpose of disclosure, the amounts subject to enforceable netting arrangements but not offset has been limited to the net amounts of financial assets/(liabilities) presented on the balance sheet so to not include over-collateralisation. As a result, the amounts for cash collateral and financial instrument collateral may not equal the table disclosed below.

Assets pledged

In addition to assets supporting securitisation and covered bond programs disclosed in Note 25, the Group and Parent Entity have provided collateral to secure liabilities as part of standard terms of transaction with other financial institutions. The carrying value of financial assets pledged as collateral to secure liabilities is:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Cash	8,079	3,894	8,064	3,750
Cash deposit on stock borrowed	31	28	31	28
Securities (including certificates of deposit)	1,854	1,638	1,854	1,638
Securities pledged under repurchase agreements	15,651	25,978	15,651	25,897
Total amount pledged to secure liabilities	25,615	31,538	25,600	31,313

Collateral received

Cash held as collateral, recognised on the Group's balance sheet as at 30 September 2015 was \$4,057 million in 2015 (2014: \$3,888 million) and for the Parent Entity's was \$3,465 million in 2015 (2014: \$3,853 million). Securities received as collateral under reverse repurchase agreements as at 30 September 2015 was \$3,983 million (2014: \$6,463 million).

A further \$152 million (2014: \$118 million) of securities were received as collateral under derivatives and stock borrowing. Securities received as collateral are not recognised on the Group's balance sheet.

Note 25. Securitisation and covered bonds

Westpac derives rewards and has exposure to risks from various forms of securitisation structures:

- own asset securitisation; and
- customer funding conduits.

Own assets securitised

Securitisation is a funding, liquidity and capital management tool. Securitisation provides Westpac the option to liquify a pool of assets and increase the Group's wholesale funding capacity. Westpac may provide arm's length facilities to the

securitisation vehicles. The facilities entered into typically include the provision of liquidity, funding and derivative contracts.

Where the Parent Entity and the Group have continuing involvement with the securitisation vehicle, through ongoing exposure to the risks and rewards associated with the assets, the provision of derivatives, liquidity facilities, trust management and operational services, the originated assets remain recognised on the balance sheet for accounting purposes. These securitisation vehicles are consolidated as Westpac is exposed or has the right to variable returns and has the ability to effect its returns through its power over these securitisation vehicles.

Customer funding conduits

The Group arranges funding for certain customer transactions through a securitisation conduit (Waratah Receivables Corporation Limited and other related structured entities) that provides customers with access to funding from commercial paper markets. Given that Westpac provides liquidity, credit enhancements, foreign exchange facilities, management and operational services, it is deemed to have exposure to the associated risks and rewards. The conduits are consolidated as the Group is exposed or has the right to variable returns and has the ability to effect its returns through its power over the conduits.

Note 25. Securitisation and covered bonds (continued)

Revenue from securitisation structures

Fee income

Westpac receives a market-based fee or margin in return for its services as trust manager, servicer, foreign exchange counterparty and facilities provider.

Securitisation risk management

Credit exposure

Where relevant, counterparty exposure arising from funding, liquidity, credit support and funding facilities, foreign exchange and swap arrangements for both own asset securitisation and customer funding conduits are approved within the Group's normal credit process and are captured and monitored in key source systems along with other facilities and derivatives entered into by Westpac.

Market risk

Exposures arising from transactions with securitisation conduits and other counterparties are captured as part of Westpac's traded and non-traded market risk reporting and limit management framework.

The interest rate and basis risk generated by Westpac's provision of hedge arrangements to securitisation vehicles are captured and managed in Westpac's ALM framework. The risk generated by Westpac's provision of liquidity and redraw facilities to own asset vehicles is captured and managed within Treasury's liquidity risk policies along with all other contingent liquidity facilities.

Funding and liquidity management

Exposure to and the impact of securitisation transactions are managed under the Market and Liquidity Risk Management Framework and are integrated into routine reporting for capital and liquidity positions, net interest margin analysis, balance sheet forecasting and funding scenario testing. The Group's funding plan incorporates consideration of overall liquidity risk limits and the level of securitisation of Westpac originated assets. Westpac provided undrawn liquidity facilities to the customer funding conduit of \$823 million at 30 September 2015 (30 September 2014: \$1,416 million). Similarly undrawn funding and liquidity facilities of \$492 million were provided by Westpac (30 September 2014: \$371 million) for the securitisation of its own assets.

The following table presents assets securitised by the Group:

Consolidated \$m	2015			2014		
	Own Assets	Customer Conduits	Total	Own Assets	Customer Conduits	Total
Residential mortgage	10,209	823	11,032	9,572	1,417	10,989
Auto and equipment finance	1,358	-	1,358	1,348	-	1,348
Other ¹	487	-	487	665	-	665
Total	12,054	823	12,877	11,585	1,417	13,002

¹ This reflects cash held by the own asset securitisation vehicles.

The following table presents assets securitised by the Parent Entity:

Parent Entity \$m	2015			2014		
	Own Assets ¹	Customer Conduits	Total	Own Assets	Customer Conduits	Total
Residential mortgage	92,661	-	92,661	83,090	-	83,090
Other ²	5,540	-	5,540	7,326	-	7,326
Total	98,201	-	98,201	90,416	-	90,416

¹ Own assets securitised by the Parent Entity include internal mortgage backed securitisation of \$86,300 million (2014: \$79,500 million) which are

available for external issuance and \$90,276 million (2014: \$73,950 million) qualifies for repurchase with the RBA.

² This reflects cash held by the own asset securitisation vehicles.

The following table presents the underlying liabilities of the Group as a result of the securitisation of assets:

Consolidated	2015			2014		
	Own Assets	Customer Conduits	Total	Own Assets	Customer Conduits	Total
\$m						
Notes Issued	12,034	823	12,857	11,276	1,418	12,694

232

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 25. Securitisation and covered bonds (continued)

The following table presents the underlying liabilities of the Parent Entity as a result of the securitisation of assets:

Parent Entity	2015			2014		
	Own Assets	Customer Conduits	Total	Own Assets	Customer Conduits	Total
\$m						
Due to subsidiaries	96,797	-	96,797	89,135	-	89,135

Certain own asset securitisation and customer funding conduit notes have been issued in foreign currencies and have been translated to Australian dollars using the spot foreign exchange rate on the balance sheet date. These foreign exchange exposures are fully hedged with foreign exchange derivatives. Associated derivatives are not presented in the tables above and explain the mismatch between assets securitised and notes issued.

The following table presents the fair value of own assets securitised and underlying liabilities as a result of the securitisation of assets for the Group and Parent Entity:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Residential mortgage	10,217	9,580	92,726	83,143
Auto and equipment finance	1,394	1,374	-	-
Other	487	665	5,540	7,326
Fair value of assets securitised	12,098	11,619	98,266	90,469
Notes issued	12,016	11,295	96,708	90,232
Fair value of underlying liabilities	12,016	11,295	96,708	90,232
Net fair value	82	324	1,558	237

Covered bonds

The Group has two covered bond programs: one utilises Australian residential mortgages (Australian Program) and one utilises New Zealand residential mortgages (New Zealand Program). Pursuant to these programs, selected pools of residential mortgages are assigned to bankruptcy remote structured entities. These provide unconditional and irrevocable guarantees of the related covered bonds that are issued by members of the Group. As such, the covered bondholders have recourse to the issuer of the covered bond and, in the event that the issuer fails to make a payment when due, to the covered bond structured entities.

The Group has continuing involvement with the covered bond structured entities as it is exposed to the risks and rewards associated with the pools of residential mortgages (including by way of the derivatives it has entered into with the structured entities). Accordingly, for accounting purposes, the structured entities are consolidated entities of the Group.

As at 30 September 2015, the carrying value of covered bonds on issue was \$35,062 million (2014: \$26,168 million) for the Group and \$31,401 million (2014: \$23,167 million) for the Parent Entity. The carrying value of assets pledged for the covered bond programs was \$40,263 million (2014: \$39,314 million) for the Group and \$36,225 million (2014: \$35,276 million) for the Parent Entity. The difference between the carrying value of covered bonds on issue and the carrying value of assets pledged for the covered bond programs includes the amount of over-collateralisation required to maintain the ratings of the covered bonds on issue and additional assets primarily to allow for future issuance of covered bonds without delay. The additional assets that allow for future issuance can be repurchased by Westpac at its discretion, subject to the conditions set out in the transaction documents.

OTHER ASSETS, OTHER LIABILITIES, COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

Note 26. Goodwill and other intangible assets

Accounting policy

Goodwill

Goodwill arises on the acquisition of businesses and represents the excess of the purchase consideration, the amount of any non-controlling interest in the acquiree and the acquisition date fair value of any previous equity interest in the acquiree, over the fair value of the net identifiable assets acquired.

All goodwill is considered to have an indefinite life. Goodwill is allocated to CGUs for the purpose of impairment testing based on management's analysis of where the synergies resulting from an acquisition are expected to arise. It is tested for impairment annually and whenever there is an indication of impairment, and is carried at cost or deemed cost less accumulated impairment. An impairment charge is recognised whenever the carrying amount of a CGU to which goodwill is allocated exceeds its recoverable amount, which is determined on a value-in-use basis.

Gains or losses on the disposal of a business include the carrying amount of goodwill relating to the business sold.

The determination of goodwill and any impairment is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates as detailed in Note 1d(iii).

Other Intangible Assets

Intangible assets are identifiable non-monetary assets without physical substance. Intangible assets are recognised when they are separable or arise from contractual or other legal rights, when their cost can be measured reliably and where it is probable that future economic benefits attributable to the assets will flow from their use.

Other intangible assets include computer software, brands, core deposit intangibles, financial planner distribution relationships, credit card customer relationships, dealer networks, value in force business and service contracts.

Computer software includes purchased and internally generated software. The capitalised cost of internally generated software comprises only costs that are directly attributable to development of the software. Costs incurred in the research phase or in ongoing maintenance of the software are expensed as incurred. Computer software is capitalised at cost and classified as property and equipment where it is integral to the operation of the associated hardware.

Brands are recognised on the acquisition of businesses and represent the value attributed to brand names associated with those businesses. Brand intangibles are indefinite life intangible assets as there is no foreseeable limit to the period over which they are expected to generate net cash flows.

Core deposits were recognised as part of the merger with St.George and represent the value, or avoided cost, of the deposit base acquired that provides a valuable source of funding.

Financial planner distribution relationships, credit card customer relationships and dealer networks were recognised as part of business acquisitions and represent the value attributable to future revenue from these relationships.

All intangibles are measured at cost less any accumulated amortisation and any impairment losses.

Finite life intangible assets are amortised over their estimated useful lives using the method set out in Note 5.

All finite life intangibles are tested for impairment if there is indication that the carrying amount may be greater than the recoverable amount. An assessment is made at each reporting date to determine if any such indicators exist.

Brands are not amortised but tested for impairment annually or more frequently when indicators of impairment are identified.

An impairment charge is recognised whenever the carrying amount of the intangible exceeds its recoverable amount, which is determined on a value-in-use basis.

Notes to the financial statements

Note 26. Goodwill and other intangible assets (continued)

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Goodwill				
Balance as at beginning of the year	9,112	8,868	6,653	6,653
Additions through business combination	-	225	-	-
Disposals of controlled entities ¹	(343)	-	-	-
Exchange rate and other adjustments	40	19	-	-
Balance as at end of the year	8,809	9,112	6,653	6,653
Computer software				
Balance as at beginning of the year	2,070	1,897	1,856	1,875
Additions	630	664	582	594
Impairment	(131)	(28)	(110)	(28)
Amortisation	(920)	(465)	(817)	(385)
Exchange rate and other adjustments	5	2	1	-
Balance as at end of the year	1,654	2,070	1,512	1,856
Cost	3,944	3,671	3,283	2,733
Accumulated amortisation and impairment	(2,290)	(1,601)	(1,771)	(877)
Carrying amount	1,654	2,070	1,512	1,856
Brand Names				
Balance as at beginning of the year	670	670	636	636
Balance as at end of the year	670	670	636	636
Carrying amount	670	670	636	636
Core deposit intangibles				
Balance as at beginning of the year	519	685	519	685
Amortisation	(167)	(166)	(167)	(166)
Balance as at end of the year	352	519	352	519
Cost	1,494	1,494	1,279	1,279
Accumulated amortisation	(1,142)	(975)	(927)	(760)
Carrying amount	352	519	352	519
Other intangible assets				
Balance as at beginning of the year	235	221	51	76
Additions through business combination	-	56	-	-
Disposals of controlled entities ¹	(107)	-	-	-
Impairment	-	(2)	-	-
Amortisation	(51)	(49)	(24)	(25)
Exchange rate and other adjustments	12	9	-	-
Balance as at end of the year	89	235	27	51
Cost	394	622	160	226
Accumulated amortisation and impairment	(305)	(387)	(133)	(175)
Carrying amount	89	235	27	51
Total goodwill and other intangible assets	11,574	12,606	9,180	9,715

¹ Current year is attributable to the partial sale of BTIM and the sale of banking operations in three Pacific Island nations. Further information is disclosed in Note 41.

Note 26. Goodwill and other intangible assets (continued)

Goodwill has been allocated to the following Cash Generating Units (CGUs):

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Westpac Retail & Business Banking	980	960	980	960
St George Banking Group	4,691	4,689	4,351	4,351
Westpac Institutional Bank	467	467	487	487
BT Financial Group (Australia)	2,048	2,103	835	835
Hambro	-	249	-	-
New Zealand Retail Banking	471	459	-	-
BT New Zealand	12	12	-	-
Hastings	120	120	-	-
Bank of Tonga	-	13	-	-
Total goodwill	8,809	9,112	6,653	6,653

Key assumptions used in recoverable amount calculations

The recoverable amount of a CGU is determined based on value-in-use calculations which require the use of assumptions. The recoverable amount of each significant CGU is determined based on the Group's projections of future pre-tax cash flows discounted by the Group's after tax return on equity rate of 11.0% (2014: 11.0%), adjusted to a pre-tax rate of 15.7% for Australia and 15.3% for New Zealand (2014: 15.7% for Australia, 15.3% for New Zealand and 13.8% for the United Kingdom). All future cash flows are based on management approved two year forecasts (2014: two years). For each significant CGU, cash flows beyond the two year forecast period have an assumed growth rate of zero for the purpose of goodwill impairment testing. The strategic business plan assumes certain economic conditions and business performance in determining the forecast, which are considered appropriate as they are consistent with observable historical information and current market expectations of the future. The forecasts applied by management are not reliant on any one particular assumption.

Sensitivity to changes in assumptions

There are no reasonably possible changes in assumptions for any significant CGU that would result in an indication of impairment or have a material impact on the Group's reported results.

Note 27. Other assets

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Accrued interest receivable	1,143	1,258	957	1,065
Securities sold not delivered	740	2,768	725	2,765
Deferred acquisition costs	119	129	2	-
Trade debtors	902	716	505	363
Prepayments	199	177	149	146
Accrued fees and commissions	229	210	96	95
Other	962	730	860	583
Total other assets	4,294	5,988	3,294	5,017

Notes to the financial statements

Note 28. Provisions

Accounting policy

Provisions are recognised for present obligations arising as consequences of past events where it is more likely than not that a transfer of economic benefit will be necessary to settle the obligation, which can be reliably estimated.

Employee benefits

Provisions for wages and salaries, including non-monetary benefits, annual leave, accumulating sick leave and any associated on-costs (i.e. payroll tax) expected to be settled within 12 months of the balance date are recognised in respect of employees' services up to the balance date and are measured at the amounts expected to be paid when the liabilities are settled.

Provisions for long service leave expected to be settled within 12 months of the balance date are measured at the amounts expected to be paid when the liabilities are settled. Provisions for long service leave expected to be settled more than 12 months from the balance date are measured at the present value of future payments expected to be made in respect of services provided by employees up to the balance date. Consideration is given to expected future wage and salary levels, experience of employee departure and periods of service. Expected future payments are discounted to their net present value using market yields at the balance date on high quality corporate bonds with terms that match as closely as possible the estimated timing of future cash flows. The discount rate used was changed in the current year from a blended interest rate of government bonds to the yield on high quality corporate bonds that have terms to maturity approximating the terms of the liabilities.

Provision for litigation and non-lending losses

A provision for litigation is recognised where it is probable that there will be an outflow of economic resources. Non-lending losses are any losses that have not arisen as a consequence of an impaired credit decision. Those provisions include litigation and associated costs, frauds and the correction of operational issues.

Provision for impairment on credit commitments

A provision for impairment is recognised on undrawn contractually committed facilities and guarantees provided if it is probable that the facility will be drawn and result in the recognition of an asset at an amount less than the amount advanced. The amount is calculated using the same methodology as the provision for impairment charges on loans (refer to Note 14).

Provision for leasehold premises

The provision for leasehold premises covers unavoidable costs in relation to making good property to the same or similar state as when the lease was entered into at the end of the lease period or net outgoings on certain unoccupied leased premises or sub-let premises where projected rental income falls short of rental expense. The liability is determined on the basis of the present value of net future cash flows.

Provision for restructuring

A provision for restructuring (including termination benefits) is recognised where there is a demonstrable commitment and a detailed plan such that there is little or no discretion to avoid payments to other parties and the amount can be reliably estimated. The majority of restructuring provisions are expected to be settled within 12 months and are measured at amounts expected to be paid when they are settled. Amounts expected to be settled more than 12 months from the balance date are measured at the present value of the estimated cash outflows, where the effect of discounting is material.

Financial guarantees

Financial guarantee contracts are recognised as financial liabilities and recorded in provisions at the time the guarantee is issued. The liability is initially measured at fair value and subsequently at the higher of the amount determined in accordance with AASB 137 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets* and the amount initially recognised less cumulative amortisation, where appropriate.

The fair value of a financial guarantee contract is determined as the present value of the difference in net cash flows between the contractual payments under the debt instrument and the payments that would be required without the guarantee, or the estimated amount that would be payable to a third party for assuming the obligation.

The measurement of provisions is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates as detailed in Note 1d (v).

Consolidated

Parent Entity

\$m	2015	2014	2015	2014
Long service leave	348	357	320	328
Annual leave and other employee benefits	755	852	677	699
Litigation and non-lending losses	28	18	18	15
Provision for impairment on credit commitments (refer to Note 14)	304	308	273	278
Leasehold premises	28	62	28	62
Restructuring provisions	26	21	18	21
Total provisions	1,489	1,618	1,332	1,403

237

2015 Westpac Group Annual Report

Note 28. Provisions (continued)

\$m	Long Service Leave	Annual Leave and Other Employee Benefits	Litigation and Non-Lending Losses	Provision for Impairment on Credit Commitments	Leasehold Premises	Restructuring Provisions	Total
Consolidated							
Balance as at beginning of the year	357	852	18	308	62	21	1,618
Disposals of controlled entities ¹	(2)	(83)	-	-	-	-	(85)
Additions	77	1,010	39	-	18	44	1,188
Utilised	(38)	(1,000)	(22)	-	(52)	(39)	(1,151)
Unutilised reversed	(46)	(24)	(7)	-	-	-	(77)
Increase on unwinding of discount	-	-	-	12	-	-	12
Other	-	-	-	(16)	-	-	(16)
Balance as at end of the year	348	755	28	304	28	26	1,489
Parent Entity							
Balance as at beginning of the year	328	699	15	278	62	21	1,403
Additions	74	900	26	-	18	36	1,054
Utilised	(36)	(899)	(19)	-	(52)	(39)	(1,045)
Unutilised reversed	(46)	(23)	(6)	-	-	-	(75)
Increase on unwinding of discount	-	-	-	11	-	-	11
Other	-	-	-	(16)	-	-	(16)
Balance as at end of the year	320	677	16	273	28	18	1,332

¹ Attributable to the partial sale of BTIM.

Note 29. Other liabilities

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Unearned general insurance premiums	343	341	-	-
Outstanding general insurance claims	284	225	-	-
Defined benefit deficit ¹	192	315	175	306
Accrued interest payable	2,626	2,917	2,301	2,602
Credit card loyalty program	274	299	-	-
Securities purchased not delivered	1,007	1,164	998	1,057
Trade creditors and other accrued expenses	1,276	1,030	958	761
Other	2,114	1,900	2,001	1,683
Total other liabilities	8,116	8,191	6,433	6,409

¹ Refer to Note 38 for more details.

Note 30. Operating lease commitments

Accounting policy

An operating lease is a lease where substantially all the risks and rewards of the leased asset remain with the lessor.

Where the Group provides operating leases, the assets are recognised in the balance sheet as property and equipment at cost, and depreciated to their residual value on a straight-line basis over their estimated useful life. Operating lease rentals are recognised in the income statement in non-interest income basis over the lease term.

In its capacity as a lessee, the Group mainly uses property and equipment under operating leases. Payments due to the lessor under operating leases are charged to equipment and occupancy expense within operating expenses over the lease term.

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 30. Operating leases commitments (continued)

Details of the lease commitments at 30 September are as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Lease commitments				
Premises and sites	3,356	3,480	2,857	3,112
Furniture and equipment	24	26	19	20
Total lease commitments	3,380	3,506	2,876	3,132
Due within one year	553	528	480	452
Due after one year but not later than five years	1,391	1,534	1,189	1,323
Due after five years	1,436	1,444	1,207	1,357
Total lease commitments	3,380	3,506	2,876	3,132

Operating leases are entered into to meet the business needs of entities in the Group. Leases are primarily over commercial and retail premises and plant and equipment. Lease rentals are determined in accordance with market conditions when leases are entered into or on rental review dates.

Leased premises that have become excess to the Group's business needs have been sublet where possible and any expected rental shortfalls fully provided for. There are no restrictions imposed on the Group by lease arrangements other than in respect of the specific premises being leased.

Leases are generally for a term of five years with an option to extend for another five years. In most instances, other than the lease arrangement, the Group has no ongoing interests in the premises.

As at 30 September 2015, the total future minimum lease payments expected to be received by the Group and Parent Entity from non-cancellable sub-leases was \$10 million (2014: \$14 million) and \$10 million (2014: \$14 million) respectively.

Note 31. Contingent liabilities, contingent assets and credit commitments

Accounting policy

Contingent liabilities are possible obligations that arise from past events and whose existence will be confirmed only by uncertain future events that are not wholly within the control of the Group; or are present obligations arising from past events where the transfer of economic resources is uncertain or cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised on the balance sheet but are disclosed unless the outflow of economic resources is remote.

The Group is a party to financial instruments with off-balance sheet credit risk in the normal course of business to meet the financing needs of its customers and in managing its own risk profile. These financial instruments include commitments to extend credit, bill endorsements, financial guarantees, standby letters of credit and underwriting facilities.

The Group's exposure to credit loss in the event of non-performance by the other party is represented by the contract or notional amount of those financial instruments. However, some commitments to extend credit and provide underwriting facilities can be cancelled or revoked at any time at the Group's option. As a significant proportion of these financial instruments are expected to expire without being drawn upon, the contract or notional amounts do not necessarily reflect future liquidity requirements.

The Group uses the same credit policies in making commitments and conditional obligations as it does for on-balance sheet instruments.

The Group takes collateral where it is considered necessary to support both on and off-balance sheet financial instruments with credit risk. The Group evaluates each customer's credit worthiness on a case-by-case basis. The amount of collateral taken, if deemed necessary, on the provision of a financial facility is based on management's evaluation of the credit risk of the counterparty.

Note 31. Contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Off-balance sheet credit risk-related financial instruments excluding derivatives at 30 September are as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Credit risk-related instruments				
Standby letters of credit and financial guarantees ¹	4,642	4,092	4,549	4,005
Trade letters of credit ²	2,945	2,961	2,893	2,914
Non-financial guarantees ³	9,431	9,205	8,948	8,699
Commitments to extend credit ⁴	174,391	159,131	154,375	140,909
Other commitments ⁵	184	763	184	763
Total credit risk-related instruments	191,593	176,152	170,949	157,290

¹ Standby letters of credit are undertakings to pay, against presentation documents, an obligation in the event of a default by a customer. Guarantees are unconditional undertakings given to support the obligations of a customer to third parties. The Group may hold cash as collateral for certain guarantees issued.

² Trade letters of credit are undertakings by the Group to pay or accept drafts drawn by an overseas supplier of goods against presentation of documents in the event of default by a customer.

³ Non-financial guarantees include undertakings that oblige the Group to pay third parties should a customer fail to fulfil a contractual non-monetary obligation.

⁴ Commitments to extend credit include all obligations on the part of the Group to provide credit facilities. As facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. In addition to the commitments disclosed above at 30 September 2015, the Group offered \$9.3 billion (2014: \$8.0 billion) of facilities to customers, which had not yet been accepted.

⁵ Other commitments include underwriting facilities.

Consolidated 2015 \$m	Up to 1 Year	Over 1 to 3 Years	Over 3 to 5 Years	Over 5 Years	Total
Standby letters of credit and financial guarantees	1,705	1,627	429	881	4,642
Trade letters of credit	2,642	303	-	-	2,945
Non-financial guarantees	5,081	1,903	361	2,086	9,431
Commitments to extend credit	67,700	33,861	20,622	52,208	174,391
Other commitments	164	-	20	-	184
Total commercial commitments	77,292	37,694	21,432	55,175	191,593

Contingent assets

The credit commitments shown in the table above also constitute contingent assets. These commitments would be classified as loans in the balance sheet on the contingent event occurring.

Additional liabilities and commitments

Legislative liabilities

The Group had the following assessed liabilities as at 30 September 2015:

- \$16 million (2014: \$19 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation Act 1987* and the *Workplace Injury Management and Workers' Compensation Act 1998* (New South Wales);
- \$13 million (2014: \$13 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the *Accident Compensation Act 1985* (Victoria);
- \$4 million (2014: \$7 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1986* (South Australia);
- \$1 million (2014: \$2 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation and Rehabilitation Act 2003* (Queensland);

- \$1 million (2014: \$2 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation Act 1951* (Australian Capital Territory);
- \$1 million (2014: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation and Injury Management Act 1981* (Western Australia); and
- \$1 million (2014: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1988* (Tasmania).

Notes to the financial statements

Note 31. Contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Adequate provision has been made for these liabilities in the provision for annual leave and other employee benefits (refer to Note 28).

Litigation

Contingent liabilities exist in respect of actual and potential claims and proceedings. An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements and specific provisions have been made where appropriate.

- Since 2011, Westpac has been served with three class action proceedings brought on behalf of customers seeking to recover exception fees paid by those customers. Similar class actions have been commenced against several other Australian banks. Westpac has agreed with the plaintiffs to put the proceedings against Westpac on hold pending further developments in the litigation against one of those other banks. In April 2015, the Full Court of the Federal Court unanimously found all of the exception fees charged by that other bank to be lawful. The plaintiffs are currently appealing certain aspects of that judgment to the High Court of Australia. The appeal is scheduled to be heard in February 2016; and
- Westpac has been served with a class action proceeding brought on behalf of Westpac customers who borrowed money to invest in Storm Financial-badged investments. Westpac intends to defend these proceedings. As the two named applicants have not quantified the damages that they seek, and given the preliminary nature of these proceedings, it is not possible to estimate any potential liability at this stage.

Industry reviews by regulators

Globally, regulators continue to progress various reviews involving the financial services sector. The nature of these reviews can be wide ranging and, for example, currently include investigations into potential manipulation in financial markets. During the year, Westpac has received notices and requests for information from its regulators. The outcomes and total costs associated with such reviews are uncertain.

Settlement risk

The Group is subject to a credit risk exposure in the event that another financial institution fails to settle for its payments clearing activities. We seek to minimise credit risk arising from settlement risk in the payments system by aligning our processing method with the legal certainty of settlement in the relevant clearing system.

Financial Claims Scheme

Under the Financial Claims Scheme (FCS) the Australian Government provides depositors a free guarantee of deposits in eligible ADIs up to and including \$250,000. The FCS applies to an eligible ADI if APRA has applied for the winding up of the ADI and the responsible Australian Government minister has declared that the FCS applies to the ADI.

The *Financial Claims Scheme (ADIs) Levy Act 2008* provides for the imposition of a levy to fund the excess of certain APRA FCS costs connected to an ADI. The levy would be imposed on liabilities of eligible ADIs to their depositors and cannot be more than 0.5% of the amount of those liabilities.

Service agreements

The maximum contingent liability for termination benefits in respect of service agreements with the CEO and other Group Key Management Personnel at 30 September 2015 was \$15 million (2014: \$16 million).

Contingent tax risk

The ATO is reviewing the taxation treatment of certain transactions undertaken by the Group in the course of normal business activities.

Risk reviews and audits are also being undertaken by revenue authorities in other jurisdictions, as part of normal revenue authority activity in those countries.

The Group has assessed these and other taxation claims arising in Australia and elsewhere, including seeking independent advice where appropriate, and considers it holds appropriate provisions.

Parent Entity guarantees and undertakings

In addition to the above, the following guarantees and undertakings are extended to entities in the Group by the Parent Entity:

- issue of letters of comfort in respect of certain subsidiaries in the normal course of business. The letters recognise that Westpac has a responsibility that those subsidiaries continue to meet their obligations;
- guarantees to certain wholly owned subsidiaries that are Australian financial services or credit licensees to comply with legislative requirements. Each guarantee provided does not exceed \$40 million per annum. The guarantees will only give rise to a liability where the entity concerned becomes legally obliged to pay on account of a claim under the relevant licence. The Parent Entity has a right of indemnity to recover funds payable under the guarantees.

CAPITAL AND DIVIDENDS

Note 32. Shareholders' equity

Accounting policy

Share capital

Ordinary shares are recognised at the amount paid up per ordinary share net of directly attributable issue costs. Where the Parent Entity or other members of the Group purchases shares in the Parent Entity, the consideration paid is deducted from ordinary share capital and the shares are treated as treasury shares until they are subsequently sold, reissued or cancelled. Where such shares are sold or reissued, any consideration received is included in shareholders' equity.

Other equity instruments

Convertible debentures issued by the Parent Entity in respect of the 2006 Trust Preferred Securities (2006 TPS) are recognised in the Parent Entity balance sheet at the amount of consideration received net of issue costs. Distributions on them are recognised when entitlements are determined in accordance with the terms of the convertible debentures.

Non-controlling interests

Non-controlling interests represents the share in the net assets of subsidiaries attributable to equity interests that are not owned directly or indirectly by the Parent Entity. The 2006 TPS are also classified as non-controlling interests in the Group balance sheet.

Reserves

Foreign currency translation reserve

Exchange differences arising on translation of the Group's foreign operations, any offsetting gains or losses on hedging the net investment and any associated tax effect are reflected in the foreign currency translation reserve. A cumulative credit balance in this reserve would not normally be regarded as being available for payment of dividends until such gains are realised on sale or disposal of the foreign operation.

Available-for-sale securities reserve

This comprises the changes in the fair value of available-for-sale financial securities, net of tax. These changes are transferred to non-interest income in the income statement when the asset is either derecognised or impaired.

Cash flow hedging reserve

This comprises the fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments, net of tax.

Share-based payment reserve

This comprises the fair value of share-based payments recognised as an expense.

Other reserves

Other reserves for the Parent Entity relates to certain historic internal group restructurings performed at fair value. This reserve is eliminated on consolidation. Other reserves for the Group consist of transactions relating to change in the Parent Entity's ownership of a subsidiary that do not result in a loss of control.

The amount recorded in other reserves reflects the difference between the amount by which non-controlling interests are adjusted and the fair value of any consideration paid or received.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Contributed equity				
Ordinary shares 3,183,907,788 (2014: 3,109,048,309) each fully paid	29,280	26,943	29,280	26,943
Restricted Share Plan (RSP) treasury shares 4,478,150 (2014: 6,327,116)	(304)	(235)	(304)	(235)
Other treasury shares 5,423,555 (2014: 5,121,966)	(81)	(69)	(4)	(4)
Treasury and RSP treasury shares	(385)	(304)	(308)	(239)
Share capital	28,895	26,639	28,972	26,704
Other equity instruments				
Convertible notes issued on 21 June 2006 A\$762,737,500 (with net issue costs of A\$8 million)	-	-	755	755
Non-controlling interests¹				

Trust preferred securities 7,627,375 2006 TPS of A\$100 each (with net issue costs of A\$8 million)	755	755	-	-
Other	62	126	-	-
Total non-controlling interests	817	881	-	-

¹ Total distributions to Non-controlling interests were \$52 million (2014: \$48 million).

Notes to the financial statements

Note 32. Shareholders' equity (continued)

Reserves \$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Available-for-sale securities reserve				
Balance as at beginning of the year	129	12	79	(104)
Current movement due to changes in other comprehensive income:				
Net gains/(losses) from changes in fair value	(148)	263	(152)	222
Income tax effect	46	(79)	47	(69)
Transferred to income statements	(73)	(94)	(21)	9
Income tax effect	21	27	6	21
Balance as at end of the year	(25)	129	(41)	79
Share-based payment reserve				
Balance as at beginning of the year	1,076	920	983	846
Current movement due to transactions with employees	141	156	125	137
Balance as at end of the year	1,217	1,076	1,108	983
Cash flow hedging reserve				
Balance as at beginning of the year	162	271	150	254
Current movement due to changes in other comprehensive income:				
Net gains/(losses) from changes in fair value	(59)	41	140	90
Income tax effect	14	(12)	(42)	(27)
Transferred to income statements	(131)	(197)	(167)	(239)
Income tax effect	40	59	50	72
Balance as at end of the year	26	162	131	150
Foreign currency translation reserve				
Balance as at beginning of the year	(190)	(251)	(332)	(346)
Current movement due to exchange differences on translation of foreign operations, net of associated hedges	15	61	33	14
Balance as at end of the year	(175)	(190)	(299)	(332)
Other reserves				
Balance as at beginning of the year	(1)	1	41	41
Transactions with owners	(16)	(2)	-	-
Balance as at end of the year	(17)	(1)	41	41
Share of other comprehensive income (expense) of associates	5	-	-	-
Total reserves	1,031	1,176	940	921

Ordinary shares

In accordance with the *Corporations Act 2001*, Westpac does not have authorised capital and all ordinary shares issued have no par value.

Ordinary shares entitle the holder to participate in dividends as declared and in the event of winding up of Westpac, to participate in the proceeds in proportion to the number of and amounts paid on the shares held.

Ordinary shares entitle the holder to one vote per share, either in person or by proxy, at a meeting of Westpac shareholders.

Details of ordinary shares issued or purchased during the year ended 30 September 2015 are set out in the tables below:

Number of shares on issue

Consolidated and Parent

(number)	2015	2014
Opening balance	3,109,048,309	3,109,048,309

Issue of shares		
Dividend reinvestment plan ¹	43,999,852	-
Dividend reinvestment plan underwrite ²	30,859,625	-
Issued shares for the year	74,859,477	-
Closing balance	3,183,907,786	3,109,048,309

¹ The average price for the issuance of shares in relation to the dividend reinvestment plan for the 2014 final dividend and 2015 interim dividend was \$32.08.

² The average price for the issuance of shares in relation to the 2015 interim dividend reinvestment plan underwrite was \$32.40.

Note 32. Shareholders' equity (continued)
Ordinary shares purchased on market

Consolidated and Parent	2015		2015	
	Number	Average Price (\$)		
Employee share plan	823,869	32.77		
Restricted share plan	2,067,941	32.81		
WPP - exercise of options ¹	202,255	36.54		
WPP - exercise of share rights and performance share rights	436,407	33.23		
WRP - exercise of options ¹	402,814	36.27		
WRP - exercise of share rights	845,258	34.74		
CEOPP - exercise of share rights	197,848	34.33		
Total ordinary shares purchased on market²	4,976,392			

¹ The average exercise price received was \$22.02 on the exercise of the WPP options (2014: \$20.86) and \$27.55 on the exercise of the WRP options (2014: \$27.35).

² The purchase of existing ordinary shares in respect of employee share plans resulted in a tax benefit of \$10.3 million being recognised as contributed equity.

Restricted Share Plan treasury shares

Ordinary shares allocated to eligible employees under the RSP are classified as treasury shares until unconditional ownership of the shares vest at the end of the restriction period.

Other treasury shares

Other treasury shares includes ordinary shares held by statutory life funds and managed investment schemes and ordinary shares held by Westpac in respect of equity derivatives sold to customers.

During the year 928,162 treasury shares were purchased at an average price of \$36.31 (2014: 99,342 shares at an average price of \$33.38) and 626,573 treasury shares were sold at an average price of \$33.34 (2014: 399,882 shares at an average price of \$33.24).

Convertible notes and 2006 TPS

A Westpac controlled entity, Westpac TPS Trust, issued 7,627,375 2006 TPS in Australia at \$100 each on 21 June 2006. The 2006 TPS are preferred units in the Westpac TPS Trust, with non-cumulative floating rate distributions which are expected to be fully franked. Westpac TPS Trust also issued one ordinary unit with an issue price of \$100 to Westpac. Westpac, as holder of the ordinary unit, is entitled to any residual income or assets of the Westpac TPS Trust not distributed to holders of 2006 TPS. The principal assets of Westpac TPS Trust are 7,627,375 convertible notes (the notes) issued by Westpac in an aggregate amount of \$762,737,500. The notes qualify for transitional treatment as Additional Tier 1 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework.

The 2006 TPS are scheduled to pay quarterly distributions (30 September, 31 December, 31 March and 30 June) in arrears, subject to certain conditions being satisfied. The distribution rate on 2006 TPS, until 30 June 2016 (the step-up date), is calculated as the Australian 90 day bank bill rate plus 1% per annum (the initial margin), together multiplied by one minus the Australian corporate tax rate (30% during the year ended 30 September 2015). After the step-up date, the initial margin will increase by a one time step-up of 1% per annum.

Distributions on the 2006 TPS will only be made if Westpac pays interest on the notes and certain other conditions (which broadly correspond to the interest payment conditions on the notes) are satisfied. Interest on the notes is subject to an interest payment test and interest will not be paid if Westpac directors have not resolved to make the interest payment, the payment of interest exceeds distributable profits (unless APRA gives its prior approval) and APRA does not otherwise object to the payment. The interest payments on the notes may exceed the aggregate amount of the distributions to be made on 2006 TPS. Any excess will be distributed to Westpac, as holder of the ordinary unit in the Westpac TPS Trust, on each distribution payment date.

The notes are unsecured obligations of Westpac and rank subordinate and junior in right of payment of principal and interest to Westpac's obligations to depositors and creditors, other than subordinated creditors holding subordinated indebtedness

[前へ](#)[次へ](#)

that is stated to rank equally with, or junior to the notes.

244

2015 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 32. Shareholders' equity (continued)

Conversion, exchange and redemption

Westpac can redeem 2006 TPS for cash with APRA approval or convert into a variable number of Westpac ordinary shares calculated in accordance with the Westpac TPS terms, on the step-up date or any distribution payment date after the step-up date, for certain tax, regulatory or change of control reasons and in certain other circumstances. If Westpac elects to redeem 2006 TPS, holders will receive cash equal to their face value. If Westpac elects to convert 2006 TPS, for each 2006 TPS, holders will receive a number of ordinary shares calculated using the formula described in the 2006 TPS terms subject to a maximum conversion number which is 50 Westpac ordinary shares. The price at which Westpac ordinary shares will be issued is based on the Westpac ordinary share price determined over the 20 business day period prior to the elected conversion date and includes a 2.5% discount. If Westpac redeems or converts 2006 TPS, Westpac must also redeem or convert the notes in a corresponding manner.

The 2006 TPS will automatically exchange into Westpac preference shares upon the occurrence of an automatic exchange event, that is, if the 2006 TPS are still on issue on 30 September 2055 or in certain other limited circumstances, including the occurrence of an event of default or an APRA event (unless APRA determines otherwise). On exchange, all 2006 TPS on issue will exchange into preference shares directly issued by Westpac and the notes and the 2006 TPS will be redeemed simultaneously. On exchange, 2006 TPS holders will receive one preference share for each 2006 TPS.

Note 33. Capital adequacy

APRA has responsibility for the prudential supervision of ADIs, life and general insurance companies and superannuation funds in Australia. Westpac Banking Corporation is an ADI.

Australia's risk-based capital adequacy guidelines are generally consistent but not completely aligned with the approach agreed upon by the Basel Committee on Banking Supervision (BCBS). APRA has exercised its discretion in applying the Basel framework to Australian ADIs, resulting in a more conservative approach than the minimum standards published by the BCBS. APRA also introduced the new standards from 1 January 2013 with no phasing in of higher capital requirements as allowed by BCBS. The application of these discretions act to reduce reported capital ratios relative to those reported in other jurisdictions.

Under APRA's implementation of Basel III, Australian banks are required to maintain a minimum Common Equity Tier 1 capital ratio of at least 4.5%, Tier 1 capital ratio of 6.0% and Total Regulatory Capital ratio of 8.0%. Subject to certain limitations, Common Equity Tier 1 capital consists of paid-up share capital, retained profits and certain reserves, less the deduction of certain intangible assets, capitalised expenses and software, and investments and retained earnings in insurance and funds management subsidiaries that are not consolidated for capital adequacy purposes. Tier 1 Capital is the sum of Common Equity Tier 1 capital and Additional Tier 1 capital. Additional Tier 1 capital comprises high quality components of capital that consists of securities not included in Common Equity Tier 1 capital but which include loss absorbing characteristics. Total Regulatory Capital is the sum of Tier 1 and Tier 2 capital. Tier 2 capital includes other components of capital that, to varying degrees, fall short of the quality of Tier 1 capital, but nonetheless contribute to the overall strength of an ADI and its capacity to absorb losses.

Westpac's capital ratios are significantly above APRA minimum capital adequacy requirements. Westpac is required to inform APRA immediately of any breach or potential breach of its minimum prudential capital adequacy requirements, including details of remedial action taken or planned to be taken.

Capital management strategy

Westpac's approach seeks to balance the fact that capital is an expensive form of funding with the need to be adequately capitalised as an ADI. Westpac considers the need to balance efficiency, flexibility and adequacy when determining sufficiency of capital and when developing capital management plans.

Westpac evaluates these considerations through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP), the key features of which include:

- the development of a capital management strategy, including preferred capital range, capital buffers and contingency plans;
- consideration of both economic and regulatory capital requirements;

- a process that challenges the capital measures, coverage and requirements which incorporates amongst other things, the impact of adverse economic scenarios; and
- consideration of the perspectives of external stakeholders including rating agencies and equity and debt investors.

Note 34. Dividends

Accounting policy

A provision for dividends is recognised when dividends are declared, determined or publicly recommended by the Directors but not distributed as at the balance date.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Dividends not recognised at year end					
Since year end the Directors have recommended the payment of the following dividends on ordinary shares:					
Ordinary shares 94 cents per share (2014: 92 cents per share, 2013: 88 cents per share) all fully franked at 30%	2,988	2,856	2,733	2,993	2,860
Special dividend nil cents per share (2014: nil, 2013: 10 cents per share) fully franked at 30%	-	-	310	-	-
Total dividends not recognised at year end	2,988	2,856	3,043	2,993	2,860

The Board has determined to satisfy the DRP for the 2015 final dividend by issuing Westpac ordinary shares. The DRP will not include a discount.

Australian franking credits

Australian franking credits available to the Parent Entity for subsequent financial years after adjusting the franking account balance as at the end of the financial year for franking credits that will arise from the payment of income tax payable on Australian profits for the 2015 year, and franking debits that will arise from the payment of the proposed 2015 final dividends is \$793 million (2014: \$565 million, 2013: \$585 million).

New Zealand imputation credits

The Parent Entity is able to attach available New Zealand imputation credits to dividends paid. As a result, New Zealand imputation credits of NZ\$0.06 (2014: NZ\$0.06, 2013: NZ\$0.074) per share will be attached to the final 2015 ordinary dividend payable by the Company. New Zealand imputation credits available for subsequent financial years after adjusting the franking account balance as at the end of the financial year for franking credits that will arise from the payment of income tax on New Zealand profits for the year, and franking debits that will arise from the payment of the proposed 2015 final dividend is NZ\$522 million (2014: NZ\$562 million, 2013: NZ\$605 million).

GROUP STRUCTURE

Note 35. Investments in subsidiaries and associates

Accounting policy

Subsidiaries

Westpac controls and accordingly consolidates an entity when it is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity, and has the ability to affect those returns through its power over the entity.

The Group reassesses whether it controls an entity if facts and circumstances indicate that there have been changes to its power, its rights to variable returns or its ability to use its power to affect the amount of its returns.

Changes in the Group's ownership interest in a subsidiary after control is obtained which do not result in a loss of control are accounted for as transactions with equity holders in their capacity as equity holders.

When the Group ceases to control a subsidiary any retained interest in the entity is remeasured to its fair value, with any resulting gain or loss recognised in the income statement.

In the Parent Entity's financial statements, investments in subsidiaries are initially recorded at cost and are subsequently

held at the lower of cost and recoverable amount.

Associates

Associates are entities in which the Group has significant influence, but not control, over the operating and financial policies. The Group recognises investments in associates using the equity method. They are initially recognised at cost (except where recognised at fair value due to a loss of control of a subsidiary), and increased (or decreased) each year by the Group's share of post acquisition profit (or loss) of the associate. Dividends received from the associate reduce the carrying amount of the investment in associate.

The Group as at 30 September 2015 includes the material controlled entities in the following table.

Notes to the financial statements

Note 35. Investments in subsidiaries and associates (continued)

Overseas companies predominantly carry on business in the country of incorporation. For unincorporated entities, 'Country of Incorporation' refers to the country where business is carried on. The financial years of all controlled entities are the same as that of Westpac unless otherwise stated. From time to time, the Group consolidates a number of unit trusts where the group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the trusts, and has the ability to affect those returns through its power over the trusts. These investment vehicles are excluded from the table.

Name	Country of Incorporation	Name	Country of Incorporation
Advance Asset Management Limited	Australia	Westpac Financial Services Limited	Australia
Asgard Capital Management Limited	Australia	Westpac General Insurance Limited	Australia
Asgard Wealth Solutions Limited	Australia	Westpac General Insurance Services Limited	Australia
BT Financial Group Pty Limited	Australia	Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited	Australia
BT Funds Management Limited	Australia	Westpac Overseas Holdings Pty Limited	Australia
BT Portfolio Services Limited	Australia	Westpac Securities Limited	Australia
Capital Finance Australia Limited	Australia	Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	Australia
Hastings Funds Management Limited	Australia	BT Funds Management (NZ) Limited	New Zealand
Hastings Management Pty Limited	Australia	Westpac Financial Services Group-NZ-Limited	New Zealand
RAMS Financial Group Pty Limited	Australia	Westpac Life-NZ-Limited	New Zealand
Sixty Martin Place (Holdings) Pty Limited	Australia	Westpac New Zealand Group Limited	New Zealand
St George Finance Limited	Australia	Westpac New Zealand Limited	New Zealand
St George Life Limited	Australia	Westpac NZ Operations Limited	New Zealand
Westpac Equity Holdings Pty Limited	Australia	Westpac Bank-PNG-Limited	Papua New Guinea
Westpac Financial Services Group Limited	Australia	Hastings Funds Management (USA) Inc.	USA

In addition to the above controlled entities, the following entities have been granted relief from compliance with the balance date synchronisation provisions in the Corporations Act 2001:

- Westpac Cash PIE Fund
- Westpac Notice Saver PIE Fund
- Westpac Term PIE Fund

The following material controlled entities are not wholly owned:

Percentage Owned	2015	2014
Hastings Management Pty Limited ¹	95.9%	97.2%
Westpac Bank-PNG-Limited	89.9%	89.9%

¹ The change in ownership did not result in a loss of control. The effect on equity attributable to owners of the Westpac Banking Corporation as a result of this change was not material.

Non-controlling interests

Details of non-controlling interests are set out in Note 32.

Significant restrictions

There were no significant restrictions on the ability to transfer cash or other assets, pay dividends or other capital distributions, provide or repay loans and advances between the entities within the Group. There were also no significant restrictions on Westpac's ability to access or use the assets and settle the liabilities of the Group resulting from protective rights of non-controlling interests.

Associates

On 23 June 2015, the Group lost control of BT Investment Management Limited (BTIM), a company incorporated in Australia. As at 30 September 2014 the Group held 60.8% of issued shares and consolidated the investment. The Group now holds 31.0% and the investment is equity accounted. The following table summarises the financial information of BTIM as presented in its financial statements and reconciles the summarised financial information to the carrying amount of the Group's investment in BTIM.

Note 35. Investments in subsidiaries and associates (continued)

Consolidated \$m	3 months ended 30 September 2015
Summarised results	
Revenue for the period	120
Net profit for the period	33
Other comprehensive income for the period	19
Total comprehensive income (100%)	52
Group's share of net profit (31%)	10
Equity accounting adjustments	(5)
Group's share in net profit recognised in the income statement	5
Group's share of other comprehensive income (31%)	6
Tax effect on Group's share of other comprehensive income	(1)
Share of total comprehensive income recognised by the Group	10
Dividends received from associates during the period	-
Summarised balance sheet	
Total assets	990
Total liabilities	(228)
Total net assets (100%)	762
Group's share of total net assets (31%)	236
Other equity accounting adjustments	(6)
Fair value adjustments (including notional goodwill) on acquisition (net of amortisation)	526
Carrying amount of interest in BTIM	756
Fair value of investment	868

Note 36. Structured entities

Accounting policy

A structured entity is one which has been designed such that voting or similar rights are not the dominant factor in determining who controls the entity (for example, when voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements). Structured entities are generally created to achieve a specific and well defined objective with restrictions over their ongoing activities. Where structured entities are used to facilitate the purchase of specific assets, they are commonly financed by issuing debt or equity securities that are collateralised by and/or indexed to those underlying assets. The debt and equity securities issued by structured entities may include tranches with varying levels of subordination.

The Group engages in various transactions with both consolidated and unconsolidated structured entities that are mainly involved in securitisations, asset-backed and other financing structures and managed investment funds.

Structured entities are assessed for consolidation in accordance with the accounting policy set out in Note 35. As voting rights are often not the decisive factor in decisions over the relevant activities, the assessment of control may involve assessing the purpose and design of the entity, and consideration as to whether the Group, or another involved party with power over the relevant activities, is acting as a principal in its own right or as an agent on behalf of others. The Group may have an interest in or sponsor a structured entity but not consolidate it.

The details below provide information on both consolidated and unconsolidated structured entities.

Consolidated structured entities

Securitisation and asset-backed conduit vehicles

The Group uses structured entities as conduits for the purposes of providing its customers with access to funding from commercial paper markets and to undertake securitisation of its own pool of financial assets. For further details, including contractual arrangements to provide financial support, refer to Note 25.

Covered bonds

The Group has two covered bond programs whereby selected pools of residential mortgages it originates are assigned to bankruptcy remote structured entities. For further details, including contractual arrangements to provide financial support, refer to Note 25.

Notes to the financial statements

Note 36. Structured entities (continued)

Group managed funds

The Group has established a number of investment management funds for which it acts as the responsible entity and/or fund manager. The Group consolidates those funds where it is deemed to be acting as a principal rather than agent in its role of investment manager. The principal vs. agent decision requires judgment to be exercised in concluding whether the Group has sufficient exposure to variable returns. The Group does not have any contractual arrangements to provide financial support to these entities.

Non-contractual financial support

The Group has not provided any non-contractual financial support during the period to consolidated structured entities and does not anticipate providing such support in the future.

Unconsolidated structured entities

The Group enters into transactions with unconsolidated structured entities in the normal course of business to facilitate customer transactions, for liquidity management purposes and for specific investment opportunities.

Its interests in structured entities comprise any form of contractual or non-contractual involvement which creates variability in returns arising from the performance of the entity for the Group. These include holdings of debt or equity instruments, guarantees, liquidity and other credit support arrangements, lending, loan commitments, derivatives that transfer financial risks from the entity to the Group and investment management agreements.

Interests do not include derivatives that are not complex (e.g. interest rate swaps and currency swaps), instruments that are deemed to create rather than absorb variability in the unconsolidated structured entity (e.g. purchase of credit protection under a credit default swap), and lending arrangements to a structured entity where recourse on default is to a wider operating entity rather than secured only on the underlying assets of the entity.

The main types of interests held by the Group in unconsolidated structured entities generally comprise the following:

- trading securities: the Group buys and sells interests in structured entities as part of its normal trading activities and includes mortgage or other asset-backed securities. These securities are typically held as part of a larger trading portfolio and the Group would normally have no other involvement with the structured entity. The Group derives interest income on these securities, and also recognises realised and unrealised gains or losses arising from a change in fair value through trading income;
- available-for-sale securities: the Group holds mortgage-backed securities as part of its liquidity portfolio which provides a buffer against unforeseen funding requirements. These assets are highly rated investment grade paper and are 100% eligible for repurchase agreements with the Reserve Bank of Australia or another central bank. As with its securities held in trading portfolios, the Group would normally have no other involvement with the issuing structured entity. The Group recognises interest income on these securities and net gains or losses arising from the sale of these assets (recorded as part of non-interest income);
- loans and other credit commitments: the Group provides lending facilities to unconsolidated structured entities in the normal course of its lending business to earn income in the form of interest and lending fees. The structured entities mainly comprise property trusts, and those associated with project and property financing transactions where the primary source of debt service, security and repayment is derived from the underlying assets of the entity. Other structured entities include those unconsolidated securitisation trusts established as part of the Group's customer securitisation program. All loans and credit commitments are subject to the Group's credit approval process with collateral specific to the circumstances of each loan;
- investment management agreements: as part of its normal funds management activities, the Group establishes and manages a number of funds that provide customers with investment opportunities. The Group also manages superannuation funds established for its employees. As the fund manager, the Group is entitled to receive on-going management and performance fee income based on the value and performance of the assets under management; and
- the Group may also retain units in these funds, which are primarily held by its consolidated life insurance entities. The Group derives fund distribution income from these holdings and recognises fair value movements (through non-interest income) where the instruments are held at fair value through the income statement.

The following table shows the Group's interests in unconsolidated structured entities and its maximum exposure to loss in

relation to those interests. The maximum exposure to loss represents the maximum loss that the Group could incur as a result of its involvement in the structured entities regardless of the probability of the loss being incurred. The amount does not take into account the effects of any collateral or hedges undertaken to reduce the risk of loss. In this respect:

- for debt and equity instruments in and loans to unconsolidated structured entities, the maximum exposure to loss is the carrying value of these interests at reporting date; and
- for off-balance sheet instruments including liquidity facilities, loan and other credit commitments and guarantees, the maximum exposure to loss is reflected by the notional amounts.

Note 36. Structured entities (continued)

Consolidated 2015

\$m	Investment in Third Party Mortgage and Other Asset-Backed Securities ¹	Financing to Securitisation Vehicles	Group Managed Funds	Interests in Other Structured Entities	Total
Assets					
Receivables due from other financial institutions	-	823	-	-	823
Trading securities and financial assets designated at fair value	2,902	-	20	2,973	5,895
Available-for-sale securities	5,173	-	-	-	5,173
Loans	-	16,091	9	23,203	39,303
Life insurance assets	132	-	282	2,165	2,579
Other assets	10	-	54	-	64
Total on-balance sheet exposures	8,217	16,914	365	28,341	53,837
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	4,256	59	7,789	12,104
Maximum exposure to loss	8,217	21,170	424	36,130	65,941
Size of structured entities ²	67,148	21,170	57,739	148,085	294,142

¹ Of the Group's total interests held in third party mortgage and other asset-backed securities, \$8,217 million represents the senior tranche of notes and are investment grade rated.

² Represented either by the total assets or market capitalisation of the entity, or if not available the Group's total committed exposure (for lending arrangements and external debt and equity holdings), funds under management (for Group managed funds) or the total value of notes on issue (for investments in third-party asset-backed securities).

Consolidated 2014

\$m	Investment in Third Party Mortgage and Other Asset-Backed Securities ¹	Financing to Securitisation Vehicles	Group Managed Funds	Interests in Other Structured Entities	Total
Assets					
Receivables due from other financial institutions	-	1,417	-	-	1,417
Trading securities and financial assets designated at fair value	3,262	-	123	2,974	6,359
Available-for-sale securities	4,428	-	104	-	4,532
Loans	127	13,478	57	23,638	37,300
Life insurance assets	-	-	2,209	1,544	3,753
Other assets	11	-	39	4	54
Total on-balance sheet exposures	7,828	14,895	2,532	28,160	53,415
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	4,543	78	7,377	11,998
Maximum exposure to loss	7,828	19,438	2,610	35,537	65,413
Size of structured entities ²	111,350	19,438	87,084	144,873	362,745

¹ Of the Group's total interests held in third party mortgage and other asset-backed securities, \$7,809 million represents the senior tranche of notes issued and \$19 million represents the subordinated tranche of notes issued. All notes are investment grade rated.

² Represented either by the total assets or market capitalisation of the entity, or if not available the Group's total committed exposure (for lending arrangements and external debt and equity holdings), funds under management (for Group managed funds) or the total value of notes on issue (for investments in third-party asset-backed securities).

Non-contractual financial support

The Group has not provided any non-contractual financial support during the period to unconsolidated structured entities and does not anticipate providing such support in the future.

Sponsored entities

The Group would be deemed to sponsor an entity where it is involved in its creation or establishment and promotion

(including use of the Group's name in the name of the entity or on the products issued by the entity), and facilitates its on-going success through the transfer of assets (if any), or the provision of explicit or implicit financial, operational or other support.

In addition to the sponsored entities in which the Group has an interest, the Group also sponsors entities in which it has no interest. These primarily comprise the Group's charitable trusts. No income is earned from these entities nor does the Group transfer any assets to them.

Notes to the financial statements

EMPLOYEE BENEFITS

Note 37. Share-based payments

Accounting policy

The Group enters into various share-based payment arrangements with its employees as compensation for services provided by employees.

Options and share rights

Options and share rights are equity-settled share-based payment arrangements. The fair value of the options and share rights is measured at grant date and is recognised as an expense over the period the services are received, which is the expected vesting period during which the employees would become entitled to exercise the option or share right, with a corresponding increase in equity.

The fair value of options and share rights is estimated at grant date using a Binomial/Monte Carlo simulation pricing model incorporating the vesting and market-related hurdle features of the grants. The fair value of the options and share rights excludes the impact of any non-market vesting conditions such as participants' continued employment by the Group. The non-market vesting conditions are included in assumptions used when determining the number of options and share rights expected to become exercisable for which an expense is recognised. At each reporting date these assumptions are revised and the expense recognised each year takes into account the most recent estimates.

Restricted share plan (RSP)

Under the RSP, Westpac shares may be allocated to eligible employees at no cost with vesting subject to remaining employed with Westpac for a period determined by the Board. The RSP is a share-based payment transaction in which the terms of the arrangement provide Westpac with the choice of whether to settle in cash (by buying shares on market) or by issuing new shares to employees. As Westpac does not have a present obligation to settle in cash, the RSP is accounted for as an equity-settled share-based payment transaction.

The fair value of shares allocated to employees for nil consideration under the Restricted Share Plan (RSP) is recognised as an expense over the vesting period with a corresponding increase in equity. The fair value of ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is measured at grant date and is recognised as a separate component of equity.

Westpac has formed a trust to hold any shares forfeited by employees until they are reallocated to employees in subsequent grants in the Group's RSP. Shares allocated to employees under the RSP, which have not yet vested, are treated as treasury shares and deducted from shareholders' equity.

Employee share plan (ESP)

Under the Employee Share Plan (ESP), Westpac ordinary shares may be allocated at no cost to employees subject to the Board's discretion. The value of shares expected to be issued to employees for nil consideration under the ESP is recognised as an expense over the financial year and provided for as other employee benefits. The fair value of any ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is recognised within equity, or if purchased on market, the obligation to employees is satisfied by delivering shares that have been purchased on market.

Executive and Senior Officer equity plans

Options and/or share rights are granted to the CEO, selected executives and key senior employees under the following schemes.

(i) Westpac Long Term Incentive Plan

The Westpac Long Term Incentive Plan (LTI) provides a mechanism for rewarding the most senior management in Australia and overseas on the basis of superior long-term Group performance.

Under the LTI senior managers may be invited to receive an award of performance options or performance share rights. An

option or share right under the LTI is the right to acquire a share in the future provided all conditions are met, with an exercise price for options set at the commencement of the performance period. The exercise price for options is based on the prevailing market price of Westpac ordinary shares at the commencement of the performance period. The exercise price for share rights is nil. No performance options have been awarded since October 2009.

Awards made from October 2014 are subject to two performance measures each applying to 50% of the value of the award. The two hurdles are Westpac's relative Total Shareholder Return (TSR)¹ and Compound Annual Growth Rate in Cash EPS (Cash EPS CAGR).

The TSR hurdle is a weighted, composite TSR index (the composite TSR index) for a peer group (the peer group) comprising the ten top financial services companies other than Westpac.

Within the peer group, each of the other three major banks has been allocated a 16.67% weighting, with the other seven companies each weighted to 7.14%.

¹ TSR measures a company's share price movement and assumes that dividends over the period have been reinvested (i.e. the change in value of an investment in that company's shares) and excluding tax effects.

Note 37. Share-based payments (continued)

The composite TSR index is calculated by multiplying each peer group member's TSR for the four year performance period by its weighting, and then adding together the results of those ten calculations.

Westpac's TSR for the four year period is then compared to the composite TSR index.

For 50% of the TSR tranche to vest, Westpac's TSR must at least equal the composite TSR index. For 100% to vest, Westpac's TSR must exceed the composite TSR index by an amount that, when added to the composite TSR index, simulates historic 75th percentile performance within the peer group (ie: an additional 21.55, reflecting an extra 5% compound annual growth in TSR over the four year period).

If Westpac's TSR is between the composite TSR index and the composite TSR index plus 21.55, TSR Performance Securities will vest from 50% up to a possible 100% on a straight line basis between the composite TSR index and the composite TSR plus index 21.55. Any securities remaining unvested after the performance period lapse immediately.

100% of the Cash EPS CAGR hurdled share rights will qualify for vesting when a maximum target Cash EPS CAGR is achieved, scaling down to 50% vesting at a threshold Cash EPS CAGR target. Below the threshold target Cash EPS CAGR, no vesting occurs. The Cash EPS CAGR hurdled share rights are subject to a single test at the end of the three year performance period. At the end of the three year EPS performance period, the EPS Share Rights which qualify for vesting will be subject to a one year restriction period, and will vest on the fourth anniversary of the commencement of the performance period. Any securities remaining unvested after the performance period lapse immediately.

For awards made from October 2011 to October 2014 all awards are subject to two performance measures each applying to 50% of the value of the award. The two hurdles are Westpac's relative Total Shareholder Return and the Cash EPS CAGR hurdle. Both hurdles are tested at the third anniversary of the commencement of the performance period. Any securities remaining unvested after the performance period lapse immediately.

For awards made prior to October 2011 all awards were subject to a TSR hurdle and the initial TSR performance is tested at the third anniversary of the commencement of the performance period, with subsequent performance testing possible at the fourth and fifth anniversaries of the commencement of the performance period. At subsequent performance test dates (where they exist) further vesting may occur only if the TSR ranking has improved.

Upon exercising vested performance options and performance share rights, the Executive has the right to take up their entitlement in whole or in part as fully paid ordinary shares. The exercise price is payable at that time. A performance option or performance share right lapses if it is not exercised prior to the end of its term.

LTI – outstanding performance options and performance share rights

The following table sets out details of outstanding performance options and performance share rights under the LTI:

	Outstanding at 1 October 2014	Granted During the Year	Exercised During the Year	Lapsed During the Year	Outstanding at 30 September 2015	Outstanding and Exercisable at 30 September 2015
Performance options	991,690	-	402,814	-	588,876	588,876
Weighted average exercise price	\$27.58	-	\$27.55	-	\$27.61	\$27.61
Performance share rights	3,318,750	2,557,968	845,258	398,983	4,632,477	2,584
Total 2014						
Performance options	1,699,136	-	707,446	-	991,690	991,690
Weighted average exercise price	\$27.49	-	\$27.35	-	\$27.58	\$27.58
Performance share rights	3,176,241	1,004,234	666,890	194,835	3,318,750	802

The weighted average remaining contractual life of outstanding performance options at 30 September 2015 was 2.5 years (2014: 3.5 years). The weighted average remaining contractual life of outstanding performance share rights at 30 September 2015 was 8.3 years (2014: 7.8 years). The weighted average fair value at grant date of LTI performance share rights issued during the year was \$20.52 (2014: \$19.82).

(ii) *Westpac Performance Plan*

The Westpac Performance Plan (WPP) was introduced in 2002 and was used to provide awards of performance options and/or performance share rights to senior executives and other key employees. Currently the WPP is primarily used for employees based in New Zealand as a mechanism for the mandatory deferral of a portion of their short-term incentives.

An option or share right under the WPP is the right to acquire a share in the future provided all conditions are met, with an exercise price for options generally set at the time the invitation is made. The exercise price for options is equal to the average market price of Westpac ordinary shares traded on the ASX over the five trading days up to the time the invitation is made. The exercise price for share rights is nil.

Notes to the financial statements

Note 37. Share-based payments (continued)

Performance options and performance share rights

Performance options and performance share rights under the WPP have all vested. Upon exercising vested performance options or performance share rights, the executive has the right to take up his or her entitlement in whole or in part as fully paid ordinary shares. The exercise price is payable at that time. A performance option or performance share right lapses if it is not exercised prior to the end of its term.

WPP – outstanding performance options and performance share rights

No performance options or performance share rights were granted under the WPP during the year. The following table sets out details of outstanding performance options and performance share rights granted under the WPP in previous years:

	Outstanding at 1 October 2014	Granted During the Year	Exercised During the Year	Lapsed During the Year	Outstanding at 30 September 2015	Outstanding and Exercisable at 30 September 2015
Performance options	336,468	-	191,560	-	144,908	144,908
Weighted average exercise price	\$22.57	-	\$21.91	-	\$23.44	\$23.44
Performance share rights						
Two-year initial testing period	63,501	-	46,685	-	16,816	16,816
Three-year initial testing period	105,890	-	77,510	-	28,370	28,370
Total performance share rights	169,381	-	124,195	-	45,186	45,186
Total 2014						
Performance options	1,752,693	-	1,416,225	-	336,468	336,468
Weighted average exercise price	\$21.15	-	\$20.82	-	\$22.57	\$22.57
Performance share rights	308,665	-	139,284	-	169,381	169,381

The weighted average remaining contractual life of outstanding performance options at 30 September 2015 was 1.0 years (2014: 1.7 years). The weighted average remaining contractual life of outstanding performance share rights at 30 September 2015 was 0.3 years (2014: 1.0 years).

Unhurdled options and unhurdled share rights

The WPP is also used for key employees based outside Australia, who received unhurdled share rights restricted for one to three years. No unhurdled options were granted under the WPP during the year. After the restriction period applying to them has passed, vested unhurdled options and unhurdled share rights can be exercised to receive the underlying fully paid ordinary shares.

The following table sets out details of outstanding unhurdled options and unhurdled share rights granted under the WPP:

	Exercise Price	Outstanding at 1 October 2014	Granted During the Year	Exercised During the Year	Lapsed During the Year	Outstanding at 30 September 2015	Outstanding and Exercisable at 30 September 2015
Options	\$23.98	24,063	-	10,695	-	13,368	13,368
Total 2015		24,063	-	10,695	-	13,368	13,368
Share rights							
One-year vesting period	nil	71,985	94,239	58,111	-	108,113	17,984
Two-year vesting period	nil	161,675	96,531	78,695	897	178,614	29,073
Three-year vesting period	nil	370,283	20,693	175,406	1,201	214,369	61,654
Total 2015		603,943	211,463	312,212	2,098	501,096	108,711
Total 2014							
Options	\$23.98	42,779	-	18,716	-	24,063	24,063
Share rights	nil	756,111	120,841	261,886	11,123	603,943	150,243

The weighted average fair value at grant date of unhurdled share rights issued during the year was \$30.10 per right (2014: \$29.89 per right). The weighted average remaining contractual life of outstanding unhurdled options and unhurdled share rights at 30 September 2015 was 7.5 years (2014: 7.1 years).

(iii) Chief Executive Officer Performance Plan

No performance share rights were allocated to Gail Kelly during the year. The former CEO continues to hold performance share rights received under the Chief Executive Officer Performance Plan. As at 30 September 2015 there were 390,534 performance share rights outstanding (2014: 713,264).

As at 30 September 2015, no outstanding share rights issued to the former CEO were exercisable. The remaining weighted average contractual life of outstanding performance share rights was 7.3 years (2014: 7.6 years).

Note 37. Share-based payments (continued)

(iv) *CEO Long Term Incentive Plan (Brian Hartzler)*

No performance share rights under the CEO Long Term Incentive Plan were allocated to Brian Hartzler during the year.

(v) *Fair value assumptions*

The fair values of share rights granted during the year included in the tables above have been independently calculated at their respective grant dates based on the requirements of Australian Accounting Standard AASB 2 Share-based Payments.

The fair values of rights without TSR based hurdles, including rights with Cash EPS CAGR hurdles, have been assessed with reference to the share price at grant date and a discount rate reflecting the expected dividend yield over their vesting periods.

The fair value of rights with hurdles based on TSR performance relative to a group of comparator companies also takes into account the average TSR outcome determined using a Monte Carlo simulation pricing model.

Other key assumptions include:

- the assumptions included in the valuation of the awards of share rights under the WRP and WPP include a risk free interest rate of 2.5% on share rights with three-year vesting period, a risk free rate of 2.9% for share rights with four-year vesting period, a dividend yield on Westpac ordinary shares of 5.5% and a volatility in the Westpac share price of 19.1%;
- volatility has been assessed by considering the historic volatility of the market price of Westpac shares; and
- other assumptions include volatilities of, and correlation factors between, share price movements of the comparator group members and Westpac which are used to assess the impact of the TSR performance hurdles and have been derived from the historic volatilities and correlations.

(vi) *Restricted Share Plan*

The Restricted Share Plan (RSP) provides Westpac with an instrument for attracting and rewarding key employees. Under the RSP, Westpac shares may be allocated to eligible employees at no cost with vesting subject to remaining employed with Westpac for a period determined by the Board. The fair value of the shares allocated is the share price on the date of the grant. Shares in the RSP are held in the name of the employee and are restricted until satisfaction of the vesting conditions. Shares in the RSP rank equally with Westpac ordinary shares for dividends and voting rights. For awards made prior to October 2009, shares may be held in the RSP for up to 10 years from the date they are granted. For awards made from October 2009, shares are released from the RSP on vesting.

Outstanding RSP awards

The following table details outstanding awards of shares issued under the RSP:

Allocation date	Outstanding at 1 October 2014	Granted During the Year	Released	Forfeited During the Year	Outstanding at 30 September 2015
Granted prior to October 2009	1,487,642	-	272,115	-	1,215,527
Granted subsequent to October 2009	6,190,519	2,143,382	3,877,414	104,596	4,351,891
Total 2015	7,678,161	2,143,382	4,149,529	104,596	5,567,418
Total 2014	9,438,791	2,070,312	3,647,664	183,278	7,678,161

In addition to the above restricted shares were also allocated to the former CEO Gail Kelly under the Chief Executive Officer RSP (CEO RSP). There were 85,667 shares outstanding as at 30 September 2015 (112,491 as at 30 September 2014).

(vii) *Employee Share Plan*

Under the Employee Share Plan (ESP), Westpac ordinary shares may be allocated at no cost to employees to recognise their contribution to Westpac's financial performance over the previous financial year, subject to Board discretion. The maximum annual award value under the ESP is \$1,000 per employee per year. The number of shares employees receive (if any) is calculated by dividing the award value by the prevailing market price of Westpac's ordinary shares when the shares are granted.

The shares must normally remain within the ESP for three years from granting unless the employee leaves Westpac. Participants are entitled to full dividend and voting rights attaching to the shares. Westpac's Australian permanent employees (including part-time employees) who have been in six months continuous employment as at 30 September each year are eligible to participate in the ESP. Executives and senior management who participate in any Westpac long-term incentive plan or deferred short-term incentive plan are not eligible to participate in the ESP during the same year.

The 2014 ESP award was satisfied through the purchase of shares on market. The following table provides details of shares issued under the ESP during the years ended 30 September:

254

2013 Westpac Group Annual Report

Notes to the financial statements

Note 37. Share-based payments (continued)

	Allocation Date	Number of Participants	Average Number of Shares Allocated per Participant	Total Number of Shares Allocated	Market Price per Share	Total Fair Value
2015	4 December 2014	27,657	30	829,710	\$32.68	\$27,114,923
2014	5 December 2013	26,877	30	806,310	\$32.93	\$26,551,788

The liability accrued in respect of the ESP at 30 September 2015 is \$28 million (2014: \$28 million) and is provided for as other employee benefits.

(viii) Other Group share-based plans

Westpac also provides plans for small, specialised parts of the Group. The benefits under these plans are directly linked to growth and performance of the relevant part of the business. The plans individually and in aggregate are not material to the Group.

(ix) General information on share-based plans

Shares allotted to satisfy the exercise of options or share rights under the employee equity plans will rank equally with all other issued Westpac ordinary shares and qualify for the payment of dividends and shareholder voting rights from the day of allotment.

The employee equity plans are operated in compliance with ASIC Regulatory Guide 49 which provides relief from the disclosure and licensing provisions of the Corporations Act. Included in the ASIC regulatory guide is a five percent limit on the number of shares that can be issued under an employee equity plan without issuing a prospectus.

Under the regulatory guide, the number of shares (including shares that are the subject of options and share rights) to be offered to employees at any particular time cannot, at the time the offer is made and when aggregated with the number of shares the subject of previously issued unexercised options and share rights issued to employees under those plans and with the number of shares issued during the previous five years under all employee share schemes, exceed 5% of the total number of shares on issue at the time that offer is made.

The names of all persons who hold options and/or share rights currently on issue are entered in Westpac's register of option holders which may be inspected at Link Market Services, Level 12, 680 George Street, Sydney, New South Wales.

Note 38. Superannuation commitments**Accounting policy**

The asset or liability recognised in the balance sheet in respect of the defined benefit superannuation plan is the present value of the defined benefit obligation as at the reporting date less the fair value of the plan's assets. The present value of the defined benefit obligation is determined by discounting the estimated pre-tax future cash flows using interest rates of high quality long dated corporate bonds.

The superannuation expense relating to the defined benefit superannuation plan comprises of service cost (including current and past service cost and gains and losses on curtailments and settlements) and net interest expense (income). Remeasurements (including actuarial gains and losses and the difference between the interest income and the return on plan assets) are recognised in other comprehensive income.

The determination of the defined benefit obligation/surplus is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates as described in Note 1d(iv).

Westpac had the following defined benefit plans at 30 September 2015:

Name of Plan	Type	Form of Benefit	Date of Last Actuarial Assessment of the Funding Status
--------------	------	-----------------	---

Westpac Group Plan (WGP) ¹	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2012
Westpac New Zealand Superannuation Scheme (WNZS)	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2014
Westpac Banking Corporation UK Staff Superannuation Scheme (UKSS) ¹	Defined benefit	Indexed pension and lump sum	5 April 2012
Westpac UK Medical Benefits Scheme	Defined benefit	Medical benefits	Not applicable

¹ The triennial valuation reports of the funding status of the WGP and UKSS have not been completed for 2015.

All of the defined benefit sections of the schemes are closed to new members.

Note 38. Superannuation commitments (continued)

WGP is the Group's principal defined benefit plan. The WGP is an employer sub-plan within BT Super for Life, which is itself a plan within retirement Wrap. The Trustee of WGP is BT Funds Management Limited.

Members of the WGP are either Accumulation Members or Defined Benefit Members depending on the nature of their entitlements. Defined Benefit Members include pensioners. The defined benefit liabilities are primarily influenced by member contribution rates, salary growth and length of membership in case of active members, and price inflation in the case of pensioners.

The WGP is managed and administered in accordance with the terms of its trust deed and relevant legislation in Australia.

The level of supporting assets depends on a range of factors including the level of contribution and level of investment return. In respect of defined benefit liabilities, the Group bears the investment risk. An investment strategy which is framed to take a long-term view will often adopt relatively high levels of equity investment in order to:

- secure attractive long term investment returns; and
- provide an opportunity for capital appreciation and dividend growth, which gives some protection against inflation.

There are a number of risks that the WGP exposes the Group to. The more significant risks are:

- investment risk – the risk that investment returns will be lower than assumed and the Group will need to increase contributions to offset the shortfall;
- mortality risk – the risk that members of the plan will live longer than assumed, increasing the number of pension payments and thereby requiring additional contributions by the Group; and
- legislative risk – the risk that legislative changes could be made which increase the cost of providing defined benefits.

The plan's investment strategy is determined after taking into consideration the market risk inherent in the investments and its consequential impact on potential future contributions. A benchmark is established for the allocation of the defined benefit plan assets between asset classes.

Contributions

Funding recommendations are made based on actuarial triennial funding valuations using the Attained Age Method, which impacts the timing of contribution requirements and assumes that the plans will not be discontinued. The assumptions used in the funding valuation are based on the guidance in Australian Accounting Standard AAS 25 Financial Reporting by Superannuation Plans. These assumptions differ from the AASB 119 *Employee Benefits* assumptions used for measurement, recognition and disclosure of the defined benefit superannuation balances in the financial statements due to different valuation dates, discount rates and assumptions linked to expected returns on assets.

The following table summarises the calculation of the surplus/(deficit) used to make funding recommendations, based on the guidance in Australian Accounting Standard AAS 25 *Financial Reporting by Superannuation Plans*:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015 ¹	2014 ¹	2015 ²	2014 ¹
Market value of assets	1,795	1,760	1,725	1,692
Present value of accrued benefits	1,764	1,722	1,694	1,654
Surplus/(deficit)	31	38	31	38

¹ Calculated as at 30 June 2012 (WGP), 5 April 2012 (UKSS) and 30 June 2014 (WNZS).

² Calculated as at 30 June 2012 (WGP) and 5 April 2012 (UKSS).

The specific contributions for each of the plans are set out below:

- WGP – contributions are made to the WGP at the rate of 11.8% of members' salaries;
- WNZS – contributions are made to the WNZS at the rate of 12% of members' salaries; and
- UKSS – contributions are made to the UKSS at the rate of £4.27 million per annum.

Defined benefit superannuation balances recognised

The balances disclosed in the remainder of this note are based on the measurement, recognition and disclosure requirements of AASB 119.

The amount recognised in the income statement is as follows:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Current service cost	49	46	53	49	46
Net interest cost on net benefit liability	12	11	17	11	10
Total defined benefit expense	61	57	70	60	56

Notes to the financial statements

Note 38. Superannuation commitments (continued)

Change in benefit obligation

The change in the present value of the defined benefit obligation is as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Benefit obligation at beginning of the year	2,408	2,216	2,332	2,134
Service cost	49	46	48	46
Interest cost	92	97	89	94
Member contributions	14	14	14	14
Actuarial losses/(gains) from changes in demographic assumptions	3	-	4	-
Actuarial losses/(gains) from changes in financial assumptions	(62)	148	(68)	145
Actuarial losses/(gains) from changes in experience	(15)	27	(14)	28
Benefits paid	(155)	(158)	(149)	(149)
Exchange rate and other items	46	18	41	20
Benefit obligation at end of the year	2,380	2,408	2,297	2,332

Change in plan assets

The change in the fair value of plan assets is as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Fair value of plan assets at beginning of the year	2,093	1,971	2,026	1,901
Interest income	80	86	78	84
Return on plan assets excluding interest income	79	115	79	112
Employer contributions	51	49	50	48
Member contributions	14	14	14	14
Benefits paid	(155)	(158)	(149)	(149)
Exchange rate and other items	44	16	42	16
Fair value of plan assets at end of the year	2,206	2,093	2,140	2,026
Net surplus/(deficit)	(174)	(315)	(157)	(306)
Defined benefit surplus (Note 27)	18	-	18	-
Defined benefit deficit (Note 28)	(192)	(315)	(175)	(306)
	(174)	(315)	(157)	(306)

The asset ceiling has no impact on the net defined benefit surplus/(deficit).

The average duration of the defined benefit obligation is approximately 12 years.

Assumptions used in the AASB 119 accounting calculations

Consolidated and Parent Entity	2015		2014	
	Australian	Overseas	Australian	Overseas

	Funds	Funds	Funds	Funds
Discount rate	4.2%	3.3-3.4%	4.0%	4.2-4.6%
Expected increase in average salary of plan members	3.3%	3.0-4.7%	3.4%	3.0-5.1%
Rate of increase for pensions	2.3%	2.2-3.1%	2.4%	2.3-3.6%

During the year, the discount rate applied to the WGP was changed from a blended interest rate of government bonds that have terms to maturity approximating the terms of the superannuation liabilities, to the yield on high quality corporate bonds. The impact of the change was a reduction in the defined benefit obligation of \$267 million, which was recorded through other comprehensive income.

The sensitivity of the Group's defined benefit obligation to the significant assumptions as at 30 September 2015 is shown in the following table. In the table a negative percentage change represents a reduction in the defined benefit obligation.

 Note 38. Superannuation commitments (continued)

	Change in assumption	
	0.5%	(0.5%)
	Change in obligation	
Discount rate	(6.0%)	6.8%
Expected increase in average salary of plan members	1.1%	(1.0%)
Rate of increase for pensions	5.6%	(5.0%)

In addition to the financial assumptions presented above, the mortality assumptions for our principal fund the WGP for 2015 are that a 60-year-old male pensioner is assumed to have a remaining life expectancy of 30.9 years and a 60-year-old female pensioner is assumed to have a remaining life expectancy of 34.0 years. These assumptions are age related and allowances are made for future mortality improvements.

Asset allocation

Asset allocation at 30 September was:

Consolidated and Parent Entity	2015		2014	
	Australian Funds	Overseas Funds	Australian Funds	Overseas Funds
Cash	2%	5%	2%	4%
Equity instruments	51%	28%	51%	47%
Debt instruments	20%	49%	21%	39%
Property	9%	10%	6%	8%
Other assets ¹	18%	8%	18%	2%
	100%	100%	100%	100%

¹ Other assets comprise alternative asset classes including investments in infrastructure funds and private equity funds. These assets are predominantly unquoted.

Equity and debt instruments are predominantly quoted assets while property assets are predominantly unquoted.

Investments held in Westpac and related entities

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Value of plan assets invested in debt and equity securities of Westpac	3	11	-	-
Value of plan assets invested in related parties of Westpac	-	1	-	1
Total	3	12	-	1

Post-retirement health care

The effect of a one percentage point change in assumed health care trend rates, assuming all other assumptions remain constant, would not be material on either the current service costs or the accumulated benefit obligation of the Westpac UK Medical Benefits Scheme at 30 September 2015.

Notes to the financial statements

OTHER

Note 39. Auditor's remuneration

During the financial year, the auditor of the Group and Parent Entity, PricewaterhouseCoopers (PwC), and its related practices earned the following remuneration including goods and services tax:

\$'000	Consolidated		Parent Entity	
	2015	2014	2015	2014
Audit and audit related fees				
Audit fees				
PwC Australian firm	17,426	16,459	16,867	15,910
Related practices of PwC	3,018	3,446	439	444
Total audit fees paid to PwC	20,444	19,905	17,306	16,354
Audit related fees				
PwC Australian firm	933	917	726	877
Related practices of PwC	127	310	-	126
Total audit related fees paid to PwC	1,060	1,227	726	1,003
Total audit and audit related fees paid to PwC	21,504	21,132	18,032	17,357
Tax fees				
PwC Australian firm	441	600	22	600
Related practices of PwC	3	11	-	-
Total tax fees paid to PwC	444	611	22	600
All other fees				
PwC Australian firm	1,574	2,407	888	2,226
Related practices of PwC	-	81	-	37
Total all other fees paid to PwC	1,574	2,488	888	2,263
Total remuneration paid to PwC	23,522	24,231	18,942	20,220

It is Westpac's policy to engage the external auditors on assignments additional to their statutory audit duties, only if their independence is not impaired or seen to be impaired, and where their expertise and experience with Westpac is important. All services were approved by the Audit Committee in accordance with the pre-approval policy and procedures.

In the tables above, audit services include the year end audit and review of the half year statutory reports and comfort letters associated with debt issues and capital raisings for the Parent Entity, its controlled entities and the Group.

Audit-related services include consultations regarding accounting standards and reporting requirements and regulatory compliance reviews.

Taxation services include tax compliance and tax advisory services.

Other services include assurance on the development of an upgraded Wealth platform, data controls review and global analysis of regulatory expectations on Trade Surveillance Technology.

The external auditor, PwC, also provides audit and non-audit services to non-consolidated entities sponsored by the Group, non-consolidated trusts of which a Westpac Group entity is trustee, manager or responsible entity and non-consolidated superannuation funds or pension funds. The fees in respect of their services were approximately \$9.9 million in total (2014: \$7.9 million). PwC may also provide audit and non-audit services to other entities in which Westpac holds a minority interest, and which are not consolidated. Westpac is not aware of the amount of any fees paid by those entities.

Note 40. Related party disclosures

Accounting policy

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operating decisions, or one other party controls both. The definition includes subsidiaries, associates, joint ventures and superannuation plans as well as key management personnel, and persons connected with key management personnel.

Ultimate parent

Westpac Banking Corporation is the ultimate parent company of the Group.

Note 40. Related party disclosures (continued)

Subsidiaries

Details of the Group's subsidiaries are presented in Note 35.

Transactions between the Parent Entity and its subsidiaries during 2015 have included the provision of a wide range of banking and other financial facilities, some of which have been on commercial terms and conditions; others have been on terms and conditions which represented a concession to the subsidiaries. Details of amounts paid to or received from subsidiaries, in the form of dividends or interest, are set out in Note 3 and Note 4.

Other intragroup transactions, which may or may not be on commercial terms, include the provision of management and administration services, staff training, data processing facilities, transfer of tax losses, and the leasing of property and equipment. Similar transactions between Group entities and other related parties have been almost invariably on commercial terms and conditions as agreed between the parties.

Balances due from and due to subsidiaries are disclosed in the balance sheet on page 118.

The details of the agreements entered into between the Parent Entity and its wholly owned Australian subsidiaries as a result of the tax consolidation legislation are set out in Note 7.

The details of Parent Entity guarantees and undertakings extended by the Parent Entity to entities in the Group are set out in Note 31.

Associates

Transactions between the Parent Entity and its associates during 2015 have included the provision of a wide range of banking and other financial facilities and funds management activities on commercial terms and conditions. Details of the Group's associates are presented in Note 35.

Superannuation plans

Details of Group's defined benefit plans and the contributions made to these plans are detailed in Note 38. Contributions made by the Group to defined contribution plans were \$300 million (2014: \$279 million).

Key management personnel

Key management personnel are defined as those persons having authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of Westpac, directly or indirectly, including any director (whether executive or otherwise).

Compensation of directors and other key management personnel

Total compensation of all key management personnel, including Non-executive Directors, the CEO and other key management personnel:

\$	Short-term Benefits	Post Employment Benefits	Termination Benefits	Share-based Payments	Total
Consolidated					
2015	28,494,588	553,853	2,584,709	16,901,143	48,534,293
2014	32,629,048	433,456	-	19,010,878	52,073,382
Parent Entity					
2015	27,276,010	484,294	2,584,709	16,601,039	46,946,052
2014	31,449,374	429,955	-	18,632,631	50,511,960

Detailed remuneration disclosures of Non-executive Directors, the CEO and other key management personnel are included in the Remuneration report in Section 1.

Financial transactions with Directors and other key management personnel disclosures

All financial instrument transactions that have occurred during the financial year between the Directors or other key management personnel and the Group are in the ordinary course of business on normal terms and conditions (including interest and collateral) as apply for comparable transactions with other persons including employees and did not involve more than the normal risk of repayment or present other unfavourable features. These transactions consisted principally of normal personal banking and financial investment services.

Details of loans to Directors and other key management personnel (including their related parties) of the Group are:

	Balance at Start of Year	Interest Paid and Payable for the Year	Interest Not Charged	Balance at End of Year	Number in Group at End of Year
\$					
2015	18,442,040	867,564	-	15,445,388	10
2014	14,637,949	884,631	-	18,442,040	10

Notes to the financial statements

Note 40. Related party disclosures (continued)

Options and share rights holdings¹

For compliance with SEC disclosure requirements, the following table sets out certain details of the performance options, performance share rights and unhurdled share rights held at 30 September 2015 by the CEO and other key management personnel (including their related parties):

	Latest Date for Exercise	Number of Share Rights	Number of Options	Exercise Price of Options
Managing Director & Chief Executive Officer				
Brian Hartzler	Ranges from 1 October 2022 to 1 October 2024	246,155	-	n/a
Group Executives				
John Arthur	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2024	251,163	-	n/a
Philip Coffey	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2024	282,039	-	n/a
Brad Cooper	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2024	251,914	-	n/a
David Curran	1 October 2014	63,519	-	n/a
George Frazis	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2024	173,597	-	n/a
Alexandra Holcomb	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2024	120,060	-	n/a
	17 December 2017	-	38,847	\$30.10
Peter King	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2024	122,900	-	n/a
David Lindberg	Ranges from 1 October 2023 to 1 October 2024	64,984	-	n/a
David McLean	Ranges from 1 October 2020 to 1 September 2025	54,541	-	n/a
Christine Parker	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2024	144,970	-	n/a
Former Managing Director & Chief Executive Officer				
Gail Kelly	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2023	390,534	-	n/a
Former Group Executives				
Rob Whitfield	Ranges from 1 October 2020 to 1 July 2025	187,525	-	n/a
Jason Yetton	Ranges from 1 October 2020 to 1 October 2024	214,022	-	n/a

¹ Lyn Cobley has not yet been awarded any options or share rights.

Further details of the equity holdings of key management personnel are included in the Remuneration report in Section 1.

Note 41. Notes to the cash flow statements

Accounting policy

Cash and balances with central banks include cash at branches, Reserve Bank settlement account balances and nostro balances. They are brought to account at the face value or the gross value of the outstanding balance, where appropriate. These balances have a maturity of less than three months.

Cash and cash equivalents

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Cash on hand	9,282	19,582	9,862	8,575	18,952
Balances with central banks	5,488	6,178	1,837	4,797	4,448
Total cash and cash equivalents	14,770	25,760	11,699	13,372	23,400



Note 41. Notes to the cash flow statements (continued)

Reconciliation of net cash (used in)/provided by operating activities to net profit for the year is set out below:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Reconciliation of net cash (used in)/provided by operating activities to net profit for the year¹					
Net profit for the year	8,068	7,625	6,825	6,747	7,234
Adjustments:					
Depreciation, amortisation and impairment	1,671	1,020	904	1,476	867
Impairment charges	884	756	923	704	634
Other non-cash items	(273)	900	2,212	970	(359)
Net (increase)/decrease in derivative financial instruments	11,730	(3,329)	9,126	11,497	(3,028)
Net (decrease)/increase in current and deferred tax	(78)	332	147	(906)	(221)
Net (increase)/decrease in life insurance assets and liabilities	(191)	(156)	(154)	-	-
(Increase)/decrease in other operating assets:					
Accrued interest receivable	115	(64)	84	108	(47)
Trading securities and financial assets designated at fair value	21,538	1,724	(319)	22,668	1,063
Loans	(39,569)	(35,734)	(15,667)	(38,270)	(33,659)
Receivables due from other financial institutions	(1,000)	3,932	(511)	(2,108)	3,966
Regulatory deposits with central banks overseas	497	126	489	511	145
Other assets	95	121	425	729	667
(Decrease)/increase in other operating liabilities:					
Accrued interest payable	(291)	(53)	(376)	(301)	(55)
Provisions	(1,137)	(1,174)	(1,309)	(1,045)	(962)
Other financial liabilities at fair value through income statement	(10,027)	9,079	266	(9,945)	8,992
Deposits and other borrowings	8,526	34,229	22,155	6,548	32,244
Payables due to other financial institutions	(1,194)	9,419	363	(1,544)	9,260
Other liabilities	95	(382)	(3)	158	(423)
Net cash (used in)/provided by operating activities	(541)	28,371	25,580	(2,003)	26,358

¹ The presentation has been revised to better reflect the nature of our business. Certain cash flows have been reclassified between operating activities and comparatives have been revised for consistency. Changes did not have an impact on the reported net increase/decrease in cash and cash equivalents.

Business acquired

Acquisition of selected business of Lloyds

On 31 December 2013 the Group acquired 100% of the share capital in Capital Finance Australia Ltd (CFAL) and BOS International Australia Ltd (BOSI). The business acquired adds scale and geographic diversity to the Group's motor vehicle finance business, expands the Group's capability and reach within equipment finance and creates opportunities to deepen customer relationships with the opportunity to cross sell other Westpac Group products. The provisional goodwill recognised of \$225 million primarily reflects the value of synergies expected to arise as a result of the acquisition.

Notes to the financial statements

Note 41. Notes to the cash flow statements (continued)

Details of assets and liabilities of controlled entities and business acquired

\$m	Consolidated		
	2015	2014	2013
Fair value of assets and liabilities of controlled entities and businesses acquired			
Assets acquired:			
Cash and balances with central banks	-	149	-
Derivative financial instruments	-	30	-
Loans	-	7,895	-
Identifiable intangible assets	-	56	-
Property and equipment	-	80	-
Other assets	-	6	-
Total assets acquired	-	8,216	-
Liabilities acquired:			
Provisions	-	11	-
Deferred tax liabilities	-	25	-
Debt issues	-	488	-
Borrowings	-	6,368	-
Other liabilities	-	24	-
Total liabilities acquired	-	6,916	-
Fair value of identifiable net assets acquired	-	1,300	-
Goodwill	-	225	-
Total	-	1,525	-
Cash consideration			
Purchase of shares	-	1,525	-
Replacement of intergroup funding	-	6,368	-
Total cash consideration	-	7,893	-
Cash consideration	-	7,893	-
Less cash and cash equivalents acquired	-	(149)	-
Cash paid (net of cash acquired)	-	7,744	-

Businesses disposed*Partial sale of BT Investment Management Limited (BTIM)*

Westpac sold 28% of its interest in BT Investment Management (BTIM) via both an Institutional Offer (19%) and Retail Offer (9%) priced at \$8.20 per share. Following settlement of the institutional offer transaction on 23 June 2015 the Group lost control of BTIM. Following the completion of the retail offer on 16 July 2015, Westpac now holds 31% of BTIM.

A gain on sale of \$1,036 million was recognised in non-interest income. This gain consists of both the realised gain on the 28% of BTIM sold (\$492 million) and also an unrealised gain on the 31% retained (\$544 million).

The remaining 31% investment in BTIM was initially recognised at \$745 million being its fair value on the transaction date. Subsequently, the investment will be accounted for using the equity method. Refer Note 35 for further details regarding the retained ownership interest.

The total consideration received, net of transaction costs, was \$654 million, satisfied in cash.

Pacific Islands

Westpac sold its banking operations in Samoa, Cook Islands, and Tonga to the Bank of South Pacific Limited (BSP). Settlement occurred on 10 July 2015, with a loss of \$3 million recognised in operating expenses.

The total consideration received, net of transaction costs, was \$85 million, satisfied in cash.

The Warehouse Financial Services Limited

Westpac sold The Warehouse Financial Services Limited on 30 September 2015, with a gain of \$3 million recognised in non-interest income.

The total consideration received, net of transaction costs, was \$4 million, satisfied in cash.

Note 41. Notes to the cash flow statements (continued)

Details of the assets and liabilities over which control was lost

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Assets:					
Cash and balances with central banks	95	-	-	6	-
Trading securities and financial assets designated at fair value	75	-	-	-	-
Available-for-sale securities	90	-	-	-	-
Loans	226	-	-	72	-
Regulatory deposits with central banks overseas	8	-	-	-	-
Property and equipment	11	-	-	2	-
Deferred tax assets	36	-	-	3	-
Goodwill and other intangible assets	450	-	-	-	-
Other assets	84	-	-	22	-
Total assets	1,075	-	-	105	-
Liabilities:					
Deposits and other borrowings	267	-	-	90	-
Debt issues	20	-	-	-	-
Current tax liabilities	14	-	-	-	-
Provisions	98	-	-	-	-
Deferred tax liabilities	23	-	-	-	-
Other liabilities	55	-	-	-	-
Total liabilities	477	-	-	90	-
Net assets	598	-	-	15	-
Non-controlling interests	(84)	-	-	-	-
Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation	514	-	-	15	-
Cash proceeds (net of transaction costs)	743	-	-	22	-
Fair value of retained interest	745	-	-	-	-
Total consideration	1,488	-	-	22	-
Reserves recycled to income statement	62	-	-	(2)	-
Gain/(loss) on disposal	1,036	-	-	5	-
Reconciliation of cash proceeds from disposal					
Cash proceeds received	743	-	-	22	-
Less: Cash deconsolidated	(95)	-	-	(6)	-
Cash consideration received (net of transaction costs and cash held)	648	-	-	16	-

Non-cash financing activities

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2015	2014	2013	2015	2014
Shares issued under the dividend reinvestment plan ¹	1,412	-	531	1,412	-
Issuance of loan capital ²	-	529	332	-	529

Shares issued on redemption of Westpac SPS	-	-	173	-
--	---	---	-----	---

¹ The dividend reinvestment plan for 2014: interim dividend and 2013 final and special dividends (\$1,022 million) (2013: interim dividend \$543 million) was satisfied in full through purchase of existing shares and transfer of shares to participating shareholders.

² In 2014, amounts relate to holders of Westpac SPS II who participated in the reinvestment offer to subscribe for Westpac Capital Notes 2. In 2013, amounts relate to holders of Westpac SPS who participated in the reinvestment offer to subscribe for Westpac Subordinates Notes II.

Restricted cash

The amount of cash and cash equivalents not available for use at 30 September 2015 was \$132 million (2014: \$35 million) for the Group.

Note 42. Subsequent events

On 14 October 2015, Westpac announced a fully underwritten, pro rata accelerated renounceable entitlement offer to raise approximately \$3.5 billion of share capital. The capital raised responds to changes in mortgage risk weights that will increase the amount of capital required to be held against mortgages by more than 50%, with increased regulatory requirement to be applied from 1 July 2016. New shares issued under the entitlement offer will not be entitled to the 2015 final dividend of 94 cents per share.

Notes to the financial statements

Note 42. Subsequent events (continued)

Shares for the institutional component of the entitlement offer were issued on 29 October 2015 raising approximately \$1.6 billion. Shares for the retail component for the remaining approximately \$1.9 billion are scheduled to be issued on 20 November 2015.

No other matters have arisen since the year ended 30 September 2015 which is not otherwise dealt with in this report, that has significantly affected or may significantly affect the operations of the Group, the results of its operations or the state of affairs of the Group in subsequent periods.

Directors' declaration

In the Directors' opinion:

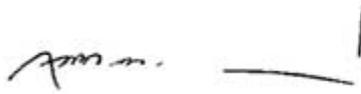
- a. the financial statements and notes set out in 'Section 3 – Financial report for the year ended 30 September 2015' are in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:
 - i. complying with Australian Accounting Standards, the Corporations Regulations 2001 and other mandatory professional reporting requirements; and
 - ii. giving a true and fair view of Westpac Banking Corporation and the Group's financial position as at 30 September 2015 and of their performance, as represented by the results of their operations, changes in equity and their cash flows, for the financial year ended on that date; and
- b. there are reasonable grounds to believe that Westpac will be able to pay its debts as and when they become due and payable.

Note 1(a) confirms that the financial report also complies with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

The Directors have been given the declaration by the Chief Executive Officer and the Chief Financial Officer required by section 295A of the *Corporations Act 2001*.

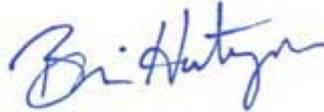
This declaration is made in accordance with a resolution of the Directors.

For and on behalf of the Board.



Lindsay Maxsted
Chairman

Sydney
2 November 2015



Brian Hartzler
Managing Director &
Chief Executive Officer

Statutory statements

Management's report on internal control over financial reporting

The following report is required by rules of the US Securities and Exchange Commission

The management of Westpac is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting for Westpac as defined in Rule 13a – 15 (f) under the *Securities Exchange Act of 1934*, as amended. Westpac's internal control system is designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with applicable accounting standards.

Westpac's internal control over financial reporting includes policies and procedures that: pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately reflect the transactions and dispositions of the assets of Westpac and its consolidated entities; provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with applicable accounting standards, and that receipts and expenditures of Westpac are being made only in accordance with authorizations of management and directors of Westpac and its consolidated entities; and provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of the assets of Westpac and its consolidated entities that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

Westpac management, with the participation of the CEO and CFO, assessed the effectiveness of Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2015 based on the criteria set forth by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in its 2013 Internal Control-Integrated Framework. Based on this assessment, management has concluded that Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2015 was effective.

The effectiveness of Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2015 has been audited by PricewaterhouseCoopers, an independent registered public accounting firm, as stated in their report which is included herein.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」及び第一部 第2「企業の概況」3.(2)(b)「重要な改革事項」を参照。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記42を参照。

(2) 訴訟

当行の事業体は、随時、当行の事業上の行為について提起された訴訟において被告となっており、重大な訴訟（もしあれば）については、第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記31に記載されている。適切である場合には、当該訴訟について引当金を計上した上、財務書類において開示している。

4 【オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、オーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）に基づいて作成されている。また、当該財務書類は、国際会計基準審議会によって公表されている国際財務報告基準に準拠している。AASは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「日本基準」という。）と特定の点において相違する場合がある。当該財務書類を日本基準に基づいて表示した場合、財務書類の表示に関して、遡及的な影響のある多数の主観的な決定及び選択を行うことが要求される可能性がある。当行はそのような決定及び選択をしなかった。

当行は、当該財務書類に対する日本基準への調整又はAASと日本基準との相違の数値化を試みていない。さらに以下のパラグラフに記載されている個別の相違以外にも、より重要性の高いその他の相違が存在する可能性がある。当行は今後、このような財務書類の調整又はそのような相違を数値化するつもりはない。

2015年度財務情報を日本基準で表示した場合、特に以下の事項において、結果的にAASに基づいた場合と相違が生じることが見込まれる。

貸付金に係る貸倒引当金

オーストラリアでは、当行グループは、個別で重要性のある金融資産については個別に、また、個別では重要性はない金融資産については個別にあるいは包括的に、減損に関する客観的証拠が存在するか否かを最初に評価する。当行グループが、個別に評価された金融資産（重要性があるか否かを問わない。）について減損に関する客観的証拠が存在しないと判断する場合は、かかる資産を同様の信用リスク特性を有する金融資産のグループに含め、減損について一括評価する。個別に減損が評価される資産及び減損が生じていると認識される、又は引き続き認識されている資産は、減損の一括評価には含まれない。

貸付金及び債権に係る減損が生じているという客観的証拠がある場合、損失額は資産の帳簿価額と金融資産の当初の実効金利で割引かれた見積将来キャッシュ・フロー（発生していない将来の信用損失を除く）の現在価値との差額として測定される。資産の帳簿価額は引当金勘定を用いて減額され、損失額は損益計算書において認識される。貸付金の金利が変動金利である場合、減損を測定する際の割引率は契約に基づいて決定された現行の実効金利になる。

日本においては、「実質破綻先」及び「破綻先」に分類された債権について、個別債務者毎に担保で保全されていない債権額を予想損失額として見積もり、当該予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却する。「破綻懸念先」に分類された債権については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する合理的と認められる今後の一定期間における債権の予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。上記以外の債権に対する引当金については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき計上している。特別海外債権に対する引当金については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずると予想される損失額を計上している。

未収利息不計上（延滞）債権に関する利息

オーストラリアでは、減損した債権に係る利息は、その債権の当初の実効金利で認識される。この実効金利は、減損を測定する目的上、将来キャッシュ・フローを割引く際にも利用される。

日本においては、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」に対する債権は、未収利息の計上が停止される。

法定準備金

日本においては、銀行法で、剰余金の配当をする場合には、資本金の額に達するまで当該配当の五分之一を資本準備金又は利益準備金として計上することを定めている。

オーストラリアでは、このような会計処理は要求されていない。

貸付金手数料

オーストラリアでは、貸付の実行又は契約締結に係る手数料収入（及び直接費用）はすべて繰延べられ、貸付金の実効金利に対する調整として認識される。

日本においては、貸付金手数料は発生ベースで計上されるのが一般的である。

有形固定資産

当行は、有形固定資産を減価償却累計額及び減損損失を差引いた取得原価で計上している。有形固定資産の回収可能価額への評価減は、損益計算書上に費用として認識される。将来において減損損失が減少した場合、減損損失が戻し入れられることがある。

日本においては、長期性資産の減損会計について、「固定資産の減損に係る会計基準」において、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻し入れは禁止されている。

のれん

オーストラリアでは、のれんは償却されないが、年に一度及びのれんの減損の可能性が示唆されるときは何時でも、減損テストが要求される。のれんは、減損テストの目的上、資金生成単位に配分される。資金生成単位の帳簿価額が予想される将来の便益の価値を上回る場合、のれんは損益計算書を通じて評価減される。

日本においては、のれんについては、「企業結合に関する会計基準」において、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却されている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。また、のれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、償却された帳簿価額の減損テストが行われる。

無形資産

オーストラリアでは、無形資産の耐用年数について「確定できる」又は「確定できない」のいずれかに判断される。

すべての関連要因の分析に基づき、事業体に対するキャッシュ・フローを生み出す期間について予測可能な制限がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものと見なされる。耐用年数が確定できない無形資産は償却されないが、年に一度減損テストが実施される。耐用年数が確定できる無形資産は、当該無形資産の見込まれる利用可能期間である耐用年数にわたり償却される。

日本においては、一般に、無形資産は、税法に基づき定額法により償却される。

リース不動産引当金

オーストラリアでは、未入居のリース物件又はサブ・リース物件に関して、リース費用がその予測リース料収入を上回る場合、当該リース物件上生じる正味支出額を補うため引当金を設定している。当該引当金額は、正味将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定される。

日本においては、このような引当金の計上は行われない。

不動産抵当貸付金の取得手数料

オーストラリアでは、貸付金の取得のために支払われた手数料等は資産計上され、貸付金の存続期間にわたり貸付金実効金利の一部として償却される。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」において金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含められる。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めず発生時に費用計上することができる。

資産管理事業の取得費用

オーストラリアでは、新規事業の取得に付随する生命保険活動に関連する費用及び新規事業の取得に直接的に付随する投資管理事業に関連する費用は、資産として計上され、損益計算書において関連する収益の認識と同様の基準にて償却される。

日本においては、そのような費用は発生時に費用計上される。

金融商品の認識の中止

オーストラリアでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅したとき、あるいは資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を譲渡したときに、金融商品の認識を中止する（例えば、金融資産の無条件の売却など）。資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を留保した場合には、金融商品の認識を中止せず、この取引は担保借入として会計処理する。逆に、資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益について譲渡も留保もしていない場合、企業が資産の支配を保持しているかどうかを判断する必要がある。支配の有無は、資産を売却できる譲受人の実質的な能力に依存する。企業が支配を喪失したときには資産の認識を中止する。企業が支配を保持している場合には、継続的な関与を前提に資産の認識を続ける。

受け取った金額と資産の帳簿価額との差額は、認識の中止時に損益計算書上で認識する。以前、株主持分に計上していた資産の公正価値に係る調整は、損益計算書に振替えられる。取引から新たに生じた資産や負債はその公正価値で認識する。

日本においては、次の3つの要件がすべて満たされた場合には金融資産の消滅を認識しなければならない。
()譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
()譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること()譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利又は義務を実質的に有していないこと。

金融負債及び資本の分類

オーストラリアでは、負債若しくは資本に含まれる金融商品の適切な分類の判定については、AASの指針は1つの包括的な基準であるAASB第132号「金融商品：表示」に記載されている。AASB第132号の基本的な前提は、法的な形態よりも契約関係の実質を評価することである。金融商品の発行体が保有者に対し現金、別の金融資産又は不特定数の事業体の株式を受け渡す契約上の債務（諸条件に明記のもの、あるいは諸条件を通して間接的に明示されるものの双方を含む）を負う場合、契約債務の決済方法にかかわらず、当該金融商品は金融負債の定義を満たすことになる。

償還条項のない優先株式、あるいは発行体のオプションにおいてのみ償還可能でかつ発行体の裁量により分配を行える優先株式は、株主持分に分類される。発行体が確定した日又は確定可能な将来の日において確定した金額又は決定可能な金額での償還を求められる優先株式でかつ分配が発行体の裁量において行うことができない優先株式は、負債に分類される。しかしながら、配当を自由裁量で行いうる場合には、当該商品は負債部分と資本部分を併せ持つ複合商品として扱われる。保有者が償還を求めるオプションを有しており、かつ分配を発行体の自由裁量により行うことができない優先株式は、負債として分類される。この他に、区分処理が求められる可能性のある組込プット・オプションがある。

日本においては、負債と資本の区分についての詳細な指針はない。しかし、優先株式等の金融商品は、通常会社法上の法的な形態により負債と資本に分類される。

ヘッジ会計

オーストラリアにおいては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジを含む3種類のヘッジ会計が利用されている。公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は損益として認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識され、無効部分については損益として認識される。ヘッジの有効性テストの方法は、ヘッジ文書において記載されなくてはならず、いかなる簡便法も認められていない。

日本においては、公正価値ヘッジが認められ、公正価値の変動が損益として認識される「その他の市場性のある有価証券」のヘッジを除き、ヘッジ手段の公正価値の変動は、通常、資本において認識される。これには、ヘッジ会計が依然として有効であるとみなされる場合における、損益の無効部分が含まれる。簡便法によるヘッジの有効性テストは、ヘッジ手段及びヘッジ対象の主な契約条件が同一であり、また、市場レート又はキャッシュ・フローの変動が完全に相殺されることが予想される場合に認められる。

複数要素取引 - カスタマー・ロイヤリティ・プログラム

オーストラリアにおいては、解釈指針第13号「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」に従い、顧客がクレジットカードで物品若しくは役務の購入に関するロイヤリティ・プログラムにおける賞品クレジットを受け取る取引は、複数要素取引として会計処理する。このような取引の場合、収益は、取引における個別に識別可能な構成要素に対してそれぞれ割り当てられる。賞品クレジットに割り当てられる金額はその公正価値（賞品クレジットが個別に売られた場合の金額）で認識される。この構成要素は、ロイヤリティ・ベネフィットが実現した時点で収益として認識される。

日本においては、このようなカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する会計処理に関する明確な指針は規定されていない。しかし、当初の売上時点で賞品クレジットを区分せず全額を収益として計上し、財貨又はサービス提供の見積もりによる将来の費用を計上する引当金方式が一般的である。

従業員給付

オーストラリアにおいては、確定給付制度の再測定（年金数理上の損益、及び利息収益と制度資産に係る運用収益の差異を含む。）の全額が、当該損益が発生した年度において利益剰余金において直接認識される。当該金額は包括利益計算書上に反映されている。

日本では、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」により、2013年4月1日以後に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

企業結合

オーストラリアにおいては、AASB第3号「企業結合」の下、

- a. 買収関連費用は、発生した会計期間の損益計算書において費用として認識される。
- b. 超過収益及び条件付対価は買収日現在の公正価値で測定される。買収後の事象に関連する、又は測定期間外に行われるその後の再測定（該当ある場合）は、損益計算書において認識されることになる。
- c. 支配権の取得以前に保有していた株主持分に影響を与える段階的な買収は、公正価値で再測定され、その損益は損益計算書において認識される。同様に、支配権を喪失した場合、残存持分の公正価値とその帳簿価額との差異はすべて、損益計算書において認識される。
- d. 支配権が維持されている間、非支配持分に係る取引は、持分取引として処理されることになる。

日本においては、「企業結合に関する会計基準」に基づき、買収関連費用は企業結合の取得原価に含まれ、それにより、のれんの一部とすることが認められる。また、買収会社は、買収後の事象に関連する条件付対価について、のれんを調整することができ、当該調整は、暫定的な報告期間に限らず認められる。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円と豪ドルとの間の為替相場は、国内において時事に関する事項を記載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

本邦には当行の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。

日本の個人投資家又は機関投資家が当行の普通株式（「当行株式」）を売買するにあたっては、株主名簿管理人に代わり、証券会社はその取得窓口となり、当該当行普通株式をオーストラリアにおける保管機関又はその名義人（「現地保管機関」）の名義で当行に登録する。株券は、日本における実質株主に代わり現地保管機関によって保管されている。実質株主には、当行株式の購入に係る窓口証券会社の預り証が交付されるが、この預り証は譲渡することができない。

実質株主と、窓口証券会社との間に約款を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名義で外国証券取引口座（「取引口座」）が開設される。売買の執行、売買代金の決済、当行株式の保管及び当行株式に係わるその他の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

機関投資家で窓口証券会社に当行株式の保管の委託をしない者は、外国証券である当行株式の取引に関する契約を窓口証券会社と締結することになる。売買の執行、売買代金の決済及び当行株式の取引に係わるその他の支払いに関する事項はすべて窓口証券会社と機関投資家の間の契約の条項に従い処理される。

(2) 株主に対する特典

該当なし。

(3) 株式の譲渡制限

該当なし。ただし、当行の取締役会は、ASX上場規則により認められる場合、当行の株式の譲渡を防ぐための要求又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる（ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない。）。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して要求又は拒絶することを書面にて通知しなければならない。

(4) その他の株式事務に関する事項

(イ) 決算期

毎年9月30日

(ロ) 定時株主総会

毎暦年少なくとも1回、決算期終了後5か月以内に開催される。

(ハ) 基準日

当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する株主は、配当支払いのため取締役会が定める基準日における当行の株主名簿上の登録名義人であり、窓口証券会社から配当を受領する権利を有する実質株主は、日本国での同一の暦日現在で窓口証券会社が自社に取引口座を持つ全実質株主について作成した実質株主明細表上の実質株主である。

(ニ) 株券に関する手数料

日本における当行株式の実質株主は、窓口証券会社に取引口座を開設し、これを維持するために外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料には現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ホ) 公告掲載新聞名

当行は、実質株主のために、日本国内において一定の事項を日本経済新聞に掲載して公告する。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続等】

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 配当請求に関する手続

配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載された実質株主に交付される。

株式配当、株式分割については、原則として窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主の口座に振り込まれる。ただし、端数株式については、市場で売却処分し、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主に交付する。

当行株主は、株主としての新株予約権はないが、株主に対して新株予約権が付与された場合には、当該新株予約権は、実質株主が特に要請した場合を除き、オーストラリアで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、各取引口座を通じて実質株主に交付する。

配当金株式再投資制度は現地保管機関又はその名義人の名義で当行株式を保有する日本における実質株主に対しては適用されない。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替え又は売却注文を行うことができる。

実質株主と窓口証券会社との間の決済は円貨による。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当金については、オーストラリアにおいて当該配当の支払いの際に徴収されたオーストラリアの連邦、州その他の地方公共団体の所得税があるときは、この額を控除した後の金額に対して、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が一定の状況下で源泉徴収される。

配当課税の源泉徴収税率		
配当を受けるべき期間	国内の法人	国内の個人居住者
2014年1月1日から2037年12月31日まで	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税5%
2038年1月1日以降	所得税15%	所得税15%、住民税5%

(注記)

2013年1月1日から2037年12月31日までの期間、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、上記に従って算出された各所得税額に対して2.1パーセントの税率による「復興特別所得税」が上乗せされて課されるため、税率は上記のとおりとなる。

日本の居住者たる個人は、当行から株主に支払われる配当については、源泉徴収がなされた場合には確定申告をする必要はなく、また当該配当については、配当金額の多寡に関係なく確定申告の対象となる所得金額から除外することができる。

2009年1月1日以降に当行から株主に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税を選択した場合の確定申告の際の税率は、2013年1月1日から2013年12月31日までに当行から当該個人株主に支払われる配当については10.147パーセント（所得税7.147パーセント、住民税3パーセント）、2014年1月1日から2037年12月31日までに当行から当該個人株主に支払われる配当については20.315パーセント（所得税15.315パーセント、住民税5パーセント）、2038年1月1日以降に当行から当該個人株主に支払われる配当については20パーセント（所得税15パーセント、住民税5パーセント）であるが、かかる配当所得（及び一定の公社債の利子等（2016年1月1日以降））の金額の計算においては、上場株式等（及び一定の公社債（2016年1月1日以降））の売買損を控除することができる。

なお、個人株主についての配当控除及び法人株主についての受取配当の益金不算入の適用はない。オーストラリアにおいて課税された税額は、日本の税法上の規定に従い、外国税額控除の対象となることがある。

(ロ) 売買損益

当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。また、上場株式等（及び一定の公社債（2016年1月1日以降））の売買損については、当行株式及びその他の上場株式等の配当所得（並びに一定の公社債の利子等（2016年1月1日以降））の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から控除することができる。

(ハ) 相続税

当行株式を相続し又は遺贈を受けた日本の居住者たる個人又はその他法定の要件に該当する個人には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、国外で日本の相続税に相当する税が課される場合など、外国税額控除が認められる場合がある。

(5) その他諸通知報告

当行が株主に対して行う通知及び連絡は株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付する義務があり、窓口証券会社は実質株主から実費を徴収してこれをさらに各実質株主に個別に送付する義務がある。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信が性格上重要性の乏しい場合は、個別に送付することなく窓口証券会社の店頭へ備え付け、実質株主の閲覧に供される。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当なし（当行は金融商品取引法第24条第1項第1号及び第2号に該当しないため。）。

2 【その他の参考情報】

2014年（平成26年）10月1日から本書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 臨時報告書（注1）：2014年11月25日提出
- (2) 訂正発行登録書（募集）：2014年11月25日提出
- (3) 訂正発行登録書（売出）：2014年11月25日提出
- (4) 有価証券報告書（自2013年10月1日至2014年9月30日）及びその添付書類：2014年12月18日提出
- (5) 発行登録書（募集）及びその添付書類：2014年12月18日提出
- (6) 発行登録書（売出）及びその添付書類：2014年12月18日提出
- (7) 訂正発行登録書（売出）：2015年2月26日提出
- (8) 訂正発行登録書（売出）：2015年2月26日提出
- (9) 発行登録追補書類（売出）及びその添付書類：2015年3月6日提出
- (10) 発行登録追補書類（売出）及びその添付書類：2015年3月6日提出
- (11) 訂正発行登録書（売出）：2015年6月3日提出
- (12) 半期報告書（自2014年10月1日至2015年3月31日）及びその添付書類：2015年6月12日提出
- (13) 訂正発行登録書（募集）：2015年6月12日提出
- (14) 訂正発行登録書（売出）：2015年6月12日提出
- (15) 発行登録追補書類（売出）及びその添付書類：2015年6月18日提出
- (16) 訂正発行登録書（売出）：2015年7月29日提出
- (17) 発行登録追補書類（売出）及びその添付書類：2015年8月13日提出
- (18) 訂正発行登録書（売出）：2015年8月31日提出
- (19) 発行登録追補書類（売出）及びその添付書類：2015年9月15日提出
- (20) 臨時報告書（注2）：2015年11月24日提出
- (21) 訂正発行登録書（募集）：2015年11月24日提出
- (22) 訂正発行登録書（売出）：2015年11月24日提出

(注1) 本臨時報告書は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく、最高経営責任者の異動に関する臨時報告書として提出された。

(注2) 本臨時報告書は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく、株式の募集の開始に関する臨時報告書として提出された。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

該当なし。

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

(訳文)

ウエストパック・バンキング・コーポレーションのメンバーに対する独立監査人の報告書

財務報告書についての報告書

私どもは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「会社」という。)および連結事業体についての2015年9月30日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した事業年度の損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の要約、その他の注記、ならびに取締役の宣言を含む、添付の会社の財務報告書を監査した。連結事業体には、会社および期末時点または事業年度中にその支配のあった事業体が含まれる。

財務報告書に対する取締役の責任

会社の取締役は、オーストラリアの会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な概観を与える財務報告書の作成について、ならびに不正または誤謬による重要な虚偽の表示がない財務報告書の作成に必要と取締役が判断した内部統制について責任を負っている。注記1ではまた、会計基準AASB第101号「財務書類の表示」に従い、財務書類は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準に準拠していると取締役は表明している。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づき財務報告書について意見を表明することである。私どもはオーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、財務報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査契約に関連する倫理規定に従い、監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務報告書の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含む。不正や誤謬による財務報告書における重要な虚偽の表示のリスク評価を含む選択された手続は、監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務報告書の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮するが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価を含め、全体としての財務報告書の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

私どもの監査の実施にあたり、私どもは2001年会社法の独立性の要件に従った。

監査人の意見

私どもの意見では、

- (a) ウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務報告書は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。
- () 会社および連結事業体の2015年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度の業績について真実かつ適正な概観を与えている。
 - () オーストラリアの会計基準(オーストラリアの会計解釈指針を含む)および2001年会社規制法に準拠している。
- (b) 財務報告書はまた、注記1に開示のとおり、国際財務報告基準に準拠している。

報酬報告書についての報告書

私どもは、原文の年次報告書のセクション1にある2015年9月30日に終了した事業年度の報酬報告書を監査した。会社の取締役は、2001年会社法第300A条に準拠した報酬報告書の作成および表示についての責任を負っている。私どもの責任は、私どもがオーストラリア監査基準に準拠して実施した監査に基づき、報酬報告書について意見を表明することである。

監査人の意見

私どもの意見では、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの2015年9月30日に終了した事業年度に係る報酬報告書は2001年会社法第300A条に準拠している。

プライスウォーターハウスクーパース

マイケル・コドリング
パートナー

アンドリュー・ウィルソン
パートナー

シドニー
2015年11月2日

[次へ](#)

Independent auditor ' s report to the members of Westpac Banking Corporation

Report on the financial report

We have audited the accompanying financial report of Westpac Banking Corporation (the 'Corporation'), which comprises the balance sheets as at 30 September 2015, the income statements, statements of comprehensive income, statements of changes in equity and cash flow statements for the year ended on that date, a summary of significant accounting policies, other explanatory notes and the directors' declaration for both the Corporation and the Consolidated Entity. The Consolidated Entity comprises the Corporation and the entities it controlled at year's end or from time to time during the financial year.

Directors' responsibility for the financial report

The directors of the Corporation are responsible for the preparation of the financial report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the Corporations Act 2001 and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of the financial report that is free from material misstatement, whether due to fraud or error. In Note 1, the directors also state, in accordance with Accounting Standard AASB 101 Presentation of Financial Statements, that the financial statements comply with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial report based on our audit. We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements relating to audit engagements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial report is free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial report. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial report, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial report in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinions.

Independence

In conducting our audit, we have complied with the independence requirements of the Corporations Act 2001.

Auditor's opinion

In our opinion:

- (a) the financial report of Westpac Banking Corporation is in accordance with the Corporations Act 2001, including:
 - (i) giving a true and fair view of the Corporation's and Consolidated Entity's financial position as at 30 September 2015 and of their performance for the year ended on that date; and
 - (ii) complying with Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations) and the Corporations Regulations 2001.
- (b) the financial report also complies with International Financial Reporting Standards as disclosed in Note 1.

Report on the Remuneration Report

We have audited the Remuneration Report included in Section 1 of the Annual Report for the year ended 30 September 2015. The directors of the Corporation are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with section 300A of the *Corporations Act 2001*. Our responsibility is to express an opinion on the Remuneration Report, based on our audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards.

Auditor's opinion

In our opinion, the Remuneration Report of Westpac Banking Corporation for the year ended 30 September 2015 complies with section 300A of the *Corporations Act 2001*.

PricewaterhouseCoopers

Michael Codling
Partner

Andrew Wilson
Partner

Sydney
2 November 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

(訳文)

**ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役会および株主に対する
独立登録会計事務所の監査報告書**

ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役会及び株主各位

私どもの意見では、添付の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書は、ウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「会社」という。)とその子会社の2015年9月30日および2014年9月30日現在の財政状態ならびに2015年9月30日に終了した3年間の各事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠して、すべての重要な点に関して適正に表示している。また、私どもの意見では、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が公表した「内部統制 統合的枠組み(2013年)」で規定される規準に基づいて2015年9月30日現在会社は、すべての重要な点において財務報告に関する有効な内部統制を維持している。会社の経営者は、これらの財務書類、財務報告に関する有効な内部統制の維持、ならびに添付の財務書類にある「財務報告に関する内部統制についての経営者の報告書」に記載の財務報告に関する内部統制の有効性の評価についての責任がある。私どもの責任は、私どもの統合監査に基づいて本財務書類および会社の財務報告に関する内部統制に対し意見を表明することである。私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準および監査の国際基準に準拠して、監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうか、また、財務報告に関する有効な内部統制がすべての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。本財務書類に対する私どもの監査には、財務書類における金額および開示内容に関する証拠の試査による検証、経営者により適用された会計原則および重要な会計上の見積りの評価、ならびに全体としての財務書類の表示についての評価が含まれる。財務報告に関する内部統制に対する私どもの監査は、財務報告に関する内部統制についての理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、ならびに評価されたリスクに基づく内部統制の整備とその運用状況の有効性の検証および評価を含んでいる。私どもの監査はまた、状況に応じて私どもが必要と考えるその他の手続の実施をも含んでいる。私どもの監査は、私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと判断している。

会社とその子会社の連結財務書類に関する私どもの監査は、連結財務書類全体についての意見を形成するために実施された。会社は、銀行単体に関する情報を連結財務書類の基本財務書類に含め、銀行単体に関するその他の開示を財務書類注記に含めている。この銀行単体に関する情報は、詳細な分析のために表示されているものであり、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠して連結財務書類を表示する際に要求される部分ではない。当該情報は、連結財務書類の監査において適用される監査手続の対象となっており、私どもの意見では、連結財務書類全体に鑑み、すべての重要な点に関して適正に表示されている。

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備された手続である。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針および手続を含んでいる。それらは、() 会社の取引および資産の処分を合理的に詳細、正確かつ適正に反映する記録の維持に係るもの、() 一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また会社の収入および支出は会社の経営者および取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、ならびに() 財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、利用または処分の防止または適時発見に関して合理的な保証を提供するものである。

会社固有の制限により、財務報告に関する内部統制は、虚偽の表示を防止または発見しない可能性がある。また将来における有効性の評価の予測には、状況の変化によって統制が不適切になる、方針または手続への準拠性が低下する可能性があるというリスクを前提としている。

プライスウォーターハウスクーパース

シドニー

2015年11月2日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Board of Directors and Shareholders of Westpac Banking Corporation:

In our opinion, the accompanying consolidated balance sheets and the related consolidated income statements, consolidated statements of comprehensive income, consolidated statements of changes in equity and consolidated cash flow statements present fairly, in all material respects, the financial position of Westpac Banking Corporation (the 'Corporation') and its subsidiaries at 30 September 2015 and 30 September 2014, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended 30 September 2015 in conformity with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board. Also in our opinion, the Corporation maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of 30 September 2015, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Corporation's management is responsible for these financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included under the heading 'Management's Report on Internal Control over Financial Reporting' in the accompanying financial statements. Our responsibility is to express opinions on these financial statements and on the Corporation's internal control over financial reporting based on our integrated audits. We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) and International Standards on Auditing. Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audits of the financial statements included examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

Our audit of the consolidated financial statements of the Corporation and its subsidiaries was conducted for the purpose of forming an opinion on the consolidated financial statements taken as a whole. The Corporation has included parent entity only information on the face of the consolidated financial statements and other parent entity only disclosures in the notes to the financial statements. Such parent entity only information is presented for purposes of additional analysis and is not a required part of the consolidated financial statements presented in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board. Such information has been subjected to the auditing procedures applied in the audit of the consolidated financial statements, and, in our opinion, is fairly stated in all material respects in relation to the consolidated financial statements taken as a whole.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

PricewaterhouseCoopers
Sydney, Australia
2 November 2015

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。